（西条市の防災対策の合言葉）

死ぬな！逃げろ！助けろ！

西条市地域防災計画

資　料　編

（令和８年４月作成）

西 条 市 防 災 会 議

＜目　　次＞

資　料　編

＜目　　次＞ 1
1　防災関係機関等 1
1-1 西条市防災会議条例 1
1-2 西条市防災会議の権限に属する事項のうち市長が処理できる委任事項について 2
1-3 西条市防災会議委員名簿 3
1-4 西条市災害対策本部条例 4
1-5 愛媛県防災対策基本条例 5
1-6 西条市災害対策本部組織図（活動体制・構成） 11
1-7 災害対策本部配備基準 19
1-8 災害対策本部動員体制 22
1-9 災害対策本部の腕章及び標旗 24
1-10 西条市被災地支援本部設置要綱 25
1-11 職員及び消防団員の招集体制 28
1-12 避難指示等の実施責任者及び実施内容一覧 29
1-13 警戒区域の設定権者一覧 30
1-14 防災関係機関連絡先一覧 31
1-15 県内市町の相互支援体制「カウンターパートグループ方式」 33
1-16 自衛隊要求連絡先窓口 35
1-17 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先 35
1-18 緊急運航連絡系統図 36
1-19 海上保安庁の連絡先 37
1-20 東予地区排出油等防除協議会会則 37
1-21 応援協定締結状況（令和 7 年 12 月 31 日現在） 40
1-22 愛媛県建設業協会西条支部事業者一覧 46
1-23 指定給水装置工事事業者一覧 48
1-24 下水道排水設備指定工事店一覧 48
1-25 一般廃棄物処理業許可業者一覧 51
1-26 し尿処理施設 51
1-27 ごみ処理施設 52
1-28ＬＰガス販売業者一覧 52
1-29 災害対策用機械等事務所別配置表（国土交通省） 53
1-30 災害対策用機械の自治体等支援における連絡窓口 53
1-31 特別警報・警報・注意報の発表基準 54
1-32 気象等特別警報・警報・注意報の伝達系統 57
1-33 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容 58
1-34 震度観測地点一覧表 66

1-35 警戒レベルと住民等のとるべき行動について 67
1-36 林野火災注意報・警報（令和８年１月１日運用開始） 68
2　救援施設関係 69
2-1 指定緊急避難場所一覧 69
2-2 指定避難所一覧 74
2-3 津波避難ビル一覧 78
2-4 福祉避難所一覧（福祉避難スペース含む） 79
2-5 救援物資集積所 80
2-6 愛媛県広域防災拠点 80
2-7 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧 81
2-8 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達経路 87
2-9 避難路一覧 88
2-10 公用車両一覧 91
2-11 備蓄品一覧 94
2-12 手押しポンプ（防災井戸）設置箇所一覧 97
2-13 かまどベンチ設置箇所一覧 98
2-14 地震対応型キーボックス設置箇所一覧 98
2-15 マンホール対応型トイレ（汚水桝等）設置箇所一覧 98
2-16 医療機関一覧 99
2-17 飛行場外離着陸場一覧 101
2-18 ドクターヘリランデブーポイント 101
3　通信・輸送関係 103
3-1 災害時優先電話一覧 103
3-2 特設公衆電話（事前設置）設置箇所一覧 105
3-3 衛星携帯電話を利用した孤立地区対策連絡網 107
3-4 市移動系防災行政無線一覧 108
3-5 市同報系防災行政無線 108
3-6 市同報系防災行政無線　屋外拡声子局設置箇所一覧 108
3-7 市同報系防災行政無線　戸別受信機設置箇所一覧 110
3-8ＩＰ告知端末設置箇所一覧 115
3-9 河川監視カメラ設置箇所一覧 119
3-10 有線電気通信法に基づく共聴設備一覧 120
3-11 災害時の情報通報系統図 120
3-12 通報連絡系統 121
3-13 緊急輸送道路一覧 122
3-14 交通規制実施責任者及び実施範囲一覧 123
3-15 緊急時の交通規制内容一覧 123
3-16 標章及び証明書 124
3-17 安全・安心情報お届けメール 125
3-18 アプリ「防災情報さいじょう」 125
3-19 愛媛県防災通信システム（地上系）　連絡先一覧表 126

3-20 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の概要 129
消防関係 130
4-1 西条市消防本部の組織 130
4-2 西条市消防団の組織 131
4-3 消防庁の報告先 132
4-4 消防力の現況 132
4-5 消防水利の現況 134
4-6 危険物施設の現況 135
5　水防関係 136
5-1 水防資材一覧 136
5-2 重要水防区域一覧 139
5-3 ポンプ場・排水機場一覧 141
5-4 水位観測所一覧 141
5-5 危機管理型水位計設置箇所一覧 142
5-6 量水標設置箇所一覧 142
5-7 雨量計設置箇所一覧 143
5-8 渦井川の水防警報の伝達系統図 144
5-9 加茂川の水防警報の伝達系統図 145
5-10 中山川の水防警報の伝達系統図 146
6　災害危険箇所　等 147
6-1 地すべり防止区域指定箇所一覧 147
6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧 148
6-3 崩壊土砂流出危険地区一覧 149
6-4 山腹崩壊危険地区一覧 153
6-5 地すべり危険地区一覧 156
6-6 ため池（防災重点農業用ため池）一覧 157
6-7 土砂災害警戒区域集計表 160
6-8 土砂災害警戒区域一覧 160
6-9 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統 170
6-10 本市における浸水想定区域等の指定状況 171
6-11 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定状況・区域図 172
6-12「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第７条における対策計画作成の対象となる区域・対象事業所種別一覧 173
6-13 ため池ハザードマップ（令和４年度公表）掲載ため池一覧 176
6-14 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る事前避難対象地域等 178
6-15 大規模盛土造成地　造成年代調査結果 178
6-16 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 179
6-17 愛媛県広域避難計画 関係 180
7　自主防災組織・防災士等関係 182
7-1 自主防災会規約（案） 182
7-2 連合自主防災組織結成状況及び地区防災計画策定状況一覧 183

7-3 防災士の養成実績（延べ人数） 184
7-4 防災西条ネットワーク規約 185
7-5 西条市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱 186
7-6 西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱 194
7-7 西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱 210
8　協定等 219
8-1 西条市緊急消防援助隊受援計画 219
8-2 愛媛県消防広域相互応援協定書 232
8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 235
8-4 東予広域消防相互応援協定書 237
8-5 愛媛県消防団広域相互応援協定書 239
8-6 災害時の医療救護に関する協定（(社）愛媛県医師会） 242
8-7 災害時の医療救護に関する協定（(社）愛媛県歯科医師会） 244
8-8 災害時の医療救護に関する協定（(社）愛媛県薬剤師会） 246
8-9 災害時の医療救護に関する協定（(社）愛媛県看護協会） 248
8-10 災害時相互応援協定書（伊勢市） 250
8-11 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社） 251
8-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（アサヒ飲料㈱四国支社） 252
8-13 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（西条市管工事協同組合・東予・周桑管工事業協同組合） 253
8-14 災害時における応急対策業務に関する協定（(社）愛媛県建設業協会西条支部） 255
8-15 災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（西条市社会福祉協議会） 257
8-16 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定（アサヒビール㈱四国工場・アサヒ飲料㈱四国支社※廃止） 259
8-17 災害時における救援物資提供に関する協定（イー・ドリンコ㈱西条営業所） 262
8-18 災害時における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ㈱） 263
8-19 災害時における物資の供給協力等に関する協定（㈱フジ） 265
8-20 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（西条市農業協同組合） 267
8-21 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（周桑農業協同組合） 270
8-22 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）273
8-23 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条西警察署） 277
8-24 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定（(社）愛媛県エルピーガス協会西条支部・周桑支部） 279
8-25 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（愛媛県石油商業組合西条支部・周桑支部） 283
8-26 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条警察署） 287
8-27 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定（日野興業㈱松山営業所） 289
8-28 災害時における情報交換及び支援に関する協定（国土交通省四国地方整備局） 291
8-29 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会） 292

8-30 災害時等における相互応援に関する協定（福島県相馬市） 295
8-31 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ） 297
8-32 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定（愛媛県土地家屋調査士会） 299
8-33 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社ハローズ） 300
8-34 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（株式会社ダイキアクシス） 304
8-35 災害時の物資等の輸送に関する協定（新居浜・西条地区トラック協会西条支部） 307
8-36 災害時における緊急放送・通信に関する協定（株式会社ハートネットワーク） 308
8-37 災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定（株式会社大屋） 310
8-38 災害時の協力に関する協定（四国電力株式会社） 313
8-39 災害時における物資供給協力に関する協定（愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合） 316
8-40 災害時における農業用水供給の協力に関する協定（道前平野土地改良区） 320
8-41 災害時における飲料水の提供に関する協定（株式会社伊藤園） 321
8-42 災害時における上下水道施設等の応急復旧等に関する協定（四国積水工業株式会社） 322
8-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン） 323
8-44 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県） 327
8-45 災害時における応急対策業務に関する協定（愛媛東予クレーン協同組合） 328
8-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人あおい会） .. 329
8-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人いしづち会） 331
8-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会） 333
8-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人回生会） 335
8-50 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人亀天会） 337
8-51 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人光明会） 339
8-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人潤和会） 341
8-53 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人聖風会） 343
8-54 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人丹原福祉会） 345
8-55 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人同心会） 347
8-56 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人白鳥会） 349
8-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人愛寿会） 351
8-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人弘仁会） 353
8-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人偉清会） 355
8-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人北辰会） 357
8-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人社団門の内会） .. 359
8-62 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会医療法人社団更生会） 361
8-63 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社ジェイコム） 363
8-64 災害時等の協力に関する協定（休暇村瀬戸内東予、今治市） 366
8-65 災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定（西条市内郵便局） 367
8-66 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（石鎚環境協同組合） 371
8-67 新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定（新潟市） 373
8-68 災害時等における応急対策活動に関する協定（西条石材組合） 378

8-69 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県及び県内市町） 380
8-70 災害時等における業務協力に関する協定（有限会社濱名自販） 383
8-71 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会） 386
8-72ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定（国土交通省四国地方整備局） 388
8-73 災害時における施設利用に関する協定（檜垣産業株式会社） 390
8-74 西条市における災害対応措置に関する協定（農林水産省愛媛森林管理署） 394
8-75 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（一般社団法人えひめ産業資源循環協会） 395
8-76 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等営に関する協定（株式会社キッチンエヌ）※廃止 398
8-77 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） 401
8-78 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定（東予広域生コンクリート協同組合） 402
8-79 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定（今治市） 404
8-80 西条市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団） 405
8-81 西条市・株式会社フソウ災害支援協定（株式会社フソウ） 408
8-82 西条市・新明和工業株式会社災害支援協定（新明和工業株式会社） 410
8-83 西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定（株式会社荏原製作所） 412
8-84 災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会） 414
8-85 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部） 416
8-86 災害時の動物救護活動に関する協定（公益社団法人愛媛県獣医師会） 419
8-87 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（西条清掃協同組合） 421
8-88 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社　あさひ） 423
8-89 災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定（株式会社アクティオ四国支店） 425
8-90 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社クールトレード） 429
8-91 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（一般社団法人　日本石材産業協会 愛媛県支部・一般社団法人　日本石材産業協会） 433
8-92 災害時における応急対策業務に関する協定（西条造園事業組合） 435
8-93 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定（株式会社西条ドライビングスクール） 443
8-94 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定（愛媛キッチンカー協会） 445
8-95 災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定（愛媛綜合警備保障㈱） 447
8-96 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（㈱デベロップ） 453
8-97 災害時における物資（ﾕﾆｯﾄﾊｳｽ等）の供給に関する協定（三協フロンテア㈱） 455
8-98 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定（松山市） 459

8-99 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社アイ・エス・アイ） .. 462
8-100 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社福祉サポート広栄） . 467
8-101 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護タクシー　いぶき） 472
8-102 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（渡部タクシー　株式会社） ... 477
8-103 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社みらい） 482
8-104 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護・ケアタクシーマリン） . 487
8-105 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社東豫タクシー） 492
8-106 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（ときわタクシー株式会社　三芳営業所） 497
8-107 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社ネオメイト　ライフサポートみのり） 502
8-108 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護福祉タクシーいまい） ... 507
8-109 災害時における電動車両等の支援に関する協定（西日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社） 512
8-110 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便株式会社） 515
8-111 災害時の協力に関する協定（一般財団法人四国電気保安協会） 518
8-112 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（周桑農業協同組合） 521
8-113 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（えひめ未来農業協同組合） 524
8-114 西条市と今治海上保安部との包括連携協定（今治海上保安部） 527
8-115 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム） 529
8-116 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（シンフォニアテクノロジー株式会社） 536
8-117 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（安川オートメーション・ドライブ株式会社） 537
8-118 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合及び愛媛県電気工事工業組合） 538
8-119 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（株式会社日立インダストリアルプロダクツ） 541
8-120 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（株式会社ミゾタ） 542
8-121 災害時における食品及び飲食料品供給業務の協力に関する協定（株式会社遊食房屋） 543
8-122 災害時等における段ボール製品の調達に関する協定（四国段ボール株式会社） 546
8-123 ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関する協定（株式会社ＡＣＳＬ） 548
8-124 災害時における消化ガス発電設備による電力供給に関する協定（ヤンマーエネルギーシステム株式会社） 550
8-125 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社　エンジェル・コール） 551
8-126 災害時等における食品容器等提供の協力に関する協定（株式会社ニューパック住友） 553
8-127 災害時等における炊き出し等の支援協力に関する協定（株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス） 557
8-128 地域防災力の向上等に係る連携協定（損害保険ジャパン株式会社） 561
8-129 災害時における応急食料品の優先供給等に関する協定（株式会社松屋フーズ） 563

9　津波避難ビル関係 566
9-1 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（株式会社マルイ） 566
9-2 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（西条商工会議所） 570
9-3 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（今治互助センター株式会社） 572
9-4 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（立正佼成会） 574
9-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社スーパーホテル） 576
9-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（有限会社モリ） 578
9-7 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社アメイズ） . 580
10　様　　式 582
10-1 災害情報報告様式 582
10-2 災害情報受発信記録表 591
10-3 情報受付（処理）票 593
10-4 被災者調査表 594
10-5 職員参集表 595
10-6 災害対策従事者名簿 596
10-7 災害対策活動実施状況報告書 597
10-8 避難所収容記録簿 598
10-9 避難の状況 599
10-10 避難・救護所開設の状況 600
10-11 自衛隊派遣要請依頼様式 601
10-12 自衛隊撤収要請依頼様式 603
10-13 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書 605
11　そ　の　他 607
11-1 過去の災害履歴 607
11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 612
11-3 災害の被害認定基準 616
11-4 被災者生活再建支援法の概要 618
11-5 指定文化財一覧 619
11-6 西条市災害時（震災）避難所トイレ確保・管理指針の概要 624
11-7 西条市業務継続計画（ＢＣＰ）の概要（令和６年３月改訂） 626
11-8 西条市国土強靭化地域計画の概要（令和７年８月更新） 628

1　防災関係機関等

1-1 西条市防災会議条例

平成16年11月1日
条 例 第 15 号
改正　平成24年9月28日条例第15号
改正　平成26年3月26日条例第 3号

(趣旨)

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、西条市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　西条市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例15・一部改正)

(会長及び委員)

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2)　愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3)　愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6　前項の委員の定数は、35人以内とする。

7　第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8　第5項第7号及び第8号の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例15・一部改正)(平26条例3・一部改正)

(専門委員)

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の西条市防災会議条例第3条第5項第8号に 規定する委員として、最初に委嘱された者の任期は、改正後の西条市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成24年10月31日までとする。

附 則(平成26年3月26日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の西条市防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号に規定する委員として、最初に委嘱された者の任期は、改正後の西条市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成26年10月31日までとする。

1-2 西条市防災会議の権限に属する事項のうち市長が処理できる委任事項について

(平成22年12月21日
第1回防災会議)

西条市防災会議条例第5条の規定により、次の事項は、市長において処理することができる。

1 西条市防災会議が作成又は修正する市地域防災計画の協議について、軽易なる内容の一部修正に関すること。

2 市災害対策本部を設置する場合、市防災会議の意見を徴する事項に関すること。

1-3 西条市防災会議委員名簿

西条市防災会議会長　西条市長

（令和８年４月１日現在）

条例区分	所属機関名	職名	委嘱期間
指定地方行政機関職員	今治海上保安部	部長	左の職の間
	西条国道維持出張所	出張所長	左の職の間
県職員	県地方局	地域産業振興部長	左の職の間
	〃	健康福祉環境部長	左の職の間
	〃	建設部長	左の職の間
県警察官	西条警察署	署長	左の職の間
	西条西警察署	署長	左の職の間
市職員	西条市	副市長	左の職の間
	〃	危機管理監	左の職の間
	〃	企画部長	左の職の間
	〃	総務部長	左の職の間
	〃	財務部長	左の職の間
	〃	こども・福祉部長	左の職の間
	〃	健康増進部長	左の職の間
	〃	市民生活部長	左の職の間
	〃	環境部長	左の職の間
	〃	産業部長	左の職の間
	〃	建設部長	左の職の間
教育長	教育委員会	教育長	左の職の間
消防長	消防本部	消防長	左の職の間
消防団長	消防団	団長	左の職の間
指定公共機関	JR伊予西条駅	駅長	（2年の任期あり。再任可。）
	NTT西日本株式会社 四国支店　設備部　災害対策室	室長	（2年の任期あり。再任可。）
	四国電力送配電株式会社 新居浜事業所	所長	（2年の任期あり。再任可。）
	電源開発株式会社 西日本支店四国情報通信所	所長	（2年の任期あり。再任可。）
	日本郵便株式会社 西条郵便局	局長	（2年の任期あり。再任可。）
指定地方公共機関	(一社)西条市医師会	副会長	（2年の任期あり。再任可。）
自主防災組織構成者又は学識経験者	防災西条ネットワーク	会長	（2年の任期あり。再任可。）
	ひうち立地企業連絡協議会	会長	（2年の任期あり。再任可。）
	フジボウ愛媛株式会社壬生川工場	工場長	（2年の任期あり。再任可。）
	西条市連合婦人会	会長	（2年の任期あり。再任可。）
	西条市消防団女性部	部長	（2年の任期あり。再任可。）

1-4 西条市災害対策本部条例

平成16年11月1日
条 例 第 16 号
改正平成24年9月28日条例第15号

（趣旨）

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、西条市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平24条例15・一部改正）

（組織）

第２条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-5 愛媛県防災対策基本条例

平成 16 年に愛媛県を襲った一連の台風は、26 名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。
こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。
これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。
ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）
第1条　この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
（2）防災　法第2条第2号に規定する防災をいう。
（3）防災対策　防災のために行う対策をいう。
（4）地域防災力　地域における防災の能力をいう。
（5）自主防災組織　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
（6）要配慮者　高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
（7）避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
（基本理念）
第3条　防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。
2　防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
3　防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
4　防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。
5　防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。
（県民の責務）
第4条　県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。
2　県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
3　県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。
（自主防災組織の責務）
第5条　自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
2　自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。
（事業者の責務）
第6条　事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)
第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。
(市町の責務)
第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)
第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。
2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要となる事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。
(建築物の安全性の確保等)
第 10 条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。
2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。
3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。
(生活物資の備蓄等)
第 11 条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。
(避難行動要支援者からの情報の提供)
第 12 条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発)
第 13 条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。
(災害危険箇所の確認等)
第 14 条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。
2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。
(防災訓練の実施等)
第 15 条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)
第 16 条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。
(資機材等の備蓄)
第 17 条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。
(市町等との連携等)
第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第 19 条　事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。
（災害時における事業継続等）
第 20 条　事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。
（建築物の耐震性の確保等）
第 21 条　事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。
（地域への協力）
第 22 条　事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所（法第 49 条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（法第 49 条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

第4節　県及び市町の役割
（防災意識の啓発等）
第 23 条　市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。
2　県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。
3　県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。
4　県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（災害及び防災に関する情報の提供等）
第 24 条　県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。
2　市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。
3　県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。
（自主防災組織への支援）
第 25 条　市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。
2　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。
（防災リーダー等の育成）
第 26 条　県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。
（災害時情報収集伝達体制の整備）
第 27 条　市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。
2　県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。
3　市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。
4　県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。
5　県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。
（住民避難体制の整備）
第 28 条　市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。
2　前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。
3　市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。
4　市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。

5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。
6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。
7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。
8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。
9 県及び市町は、、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)
第 29 条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。
(事業者等との協定)
第 30 条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。
(広域防災拠点の整備)
第 31 条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点(以下「広域防災拠点」という。)の整備に努めるものとする。
2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。
(医療救護体制の整備)
第 32 条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。
2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。
(ボランティア活動への支援等)
第 33 条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。
2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。
3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。
(公共施設の整備)
第 34 条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。
2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。
3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。
(研修の実施等)
第 35 条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。
2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)
第 36 条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保措置の指示等(以下「避難指示等」という。)があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。
2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。
(緊急通行車両の通行の確保等)
第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。
(指定避難所の運営)
第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。
2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意

向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

第2節　自主防災組織の役割

第 39 条　自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

第3節　事業者の役割

(災害時の応急対策)

第 40 条　事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第 41 条　事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

第4節　県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第 42 条　県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2　県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

(応急体制の確立等)

第 43 条　県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2　市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3　県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4　市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

(県から市町への応援)

第 44 条　県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

第4章　復旧及び復興対策

第45条　県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2　自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3　事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4　県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

第5章　防災対策の計画的な推進等

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第 46 条　県は、県民の意見に十分配意して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2　県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3　県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第 47 条　県及び市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2　行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　地震防災に関する施策の目標

(2)　地震防災に関する施策の内容

(3)　前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3　市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

(消防団による地域防災力の強化)

第48条　県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第３条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災

力の強化に努めるものとする。
2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。
3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。
(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)
第 49 条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日(以下「防災の日」という。)及びえひめ防災週間(以下「防災週間」という。)を設ける。
2 防災の日は、12 月 21 日とし、防災週間は、同月 17 日から 23 日までとする。
3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。
4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

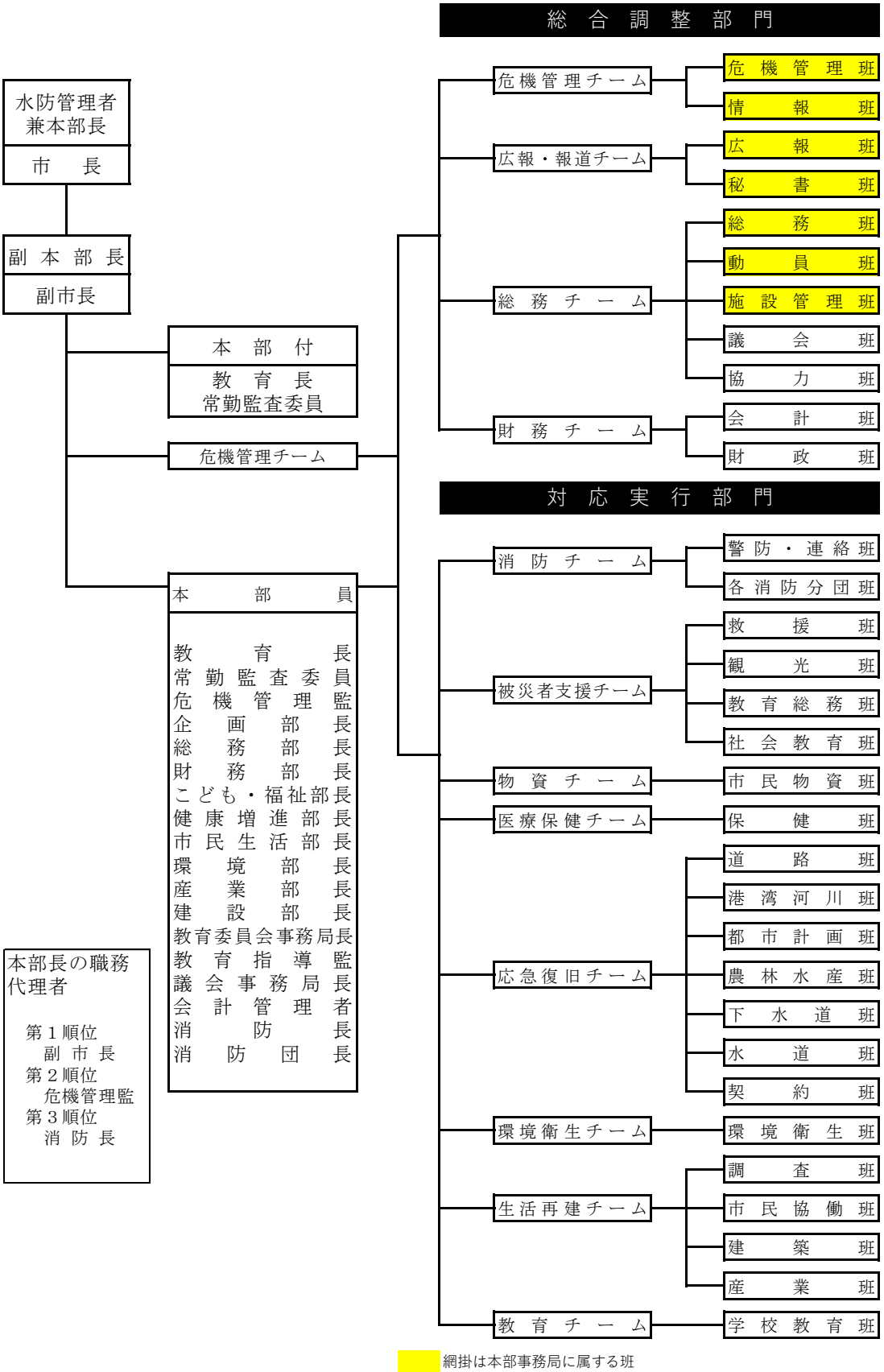
附 則(平成28年3月29日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

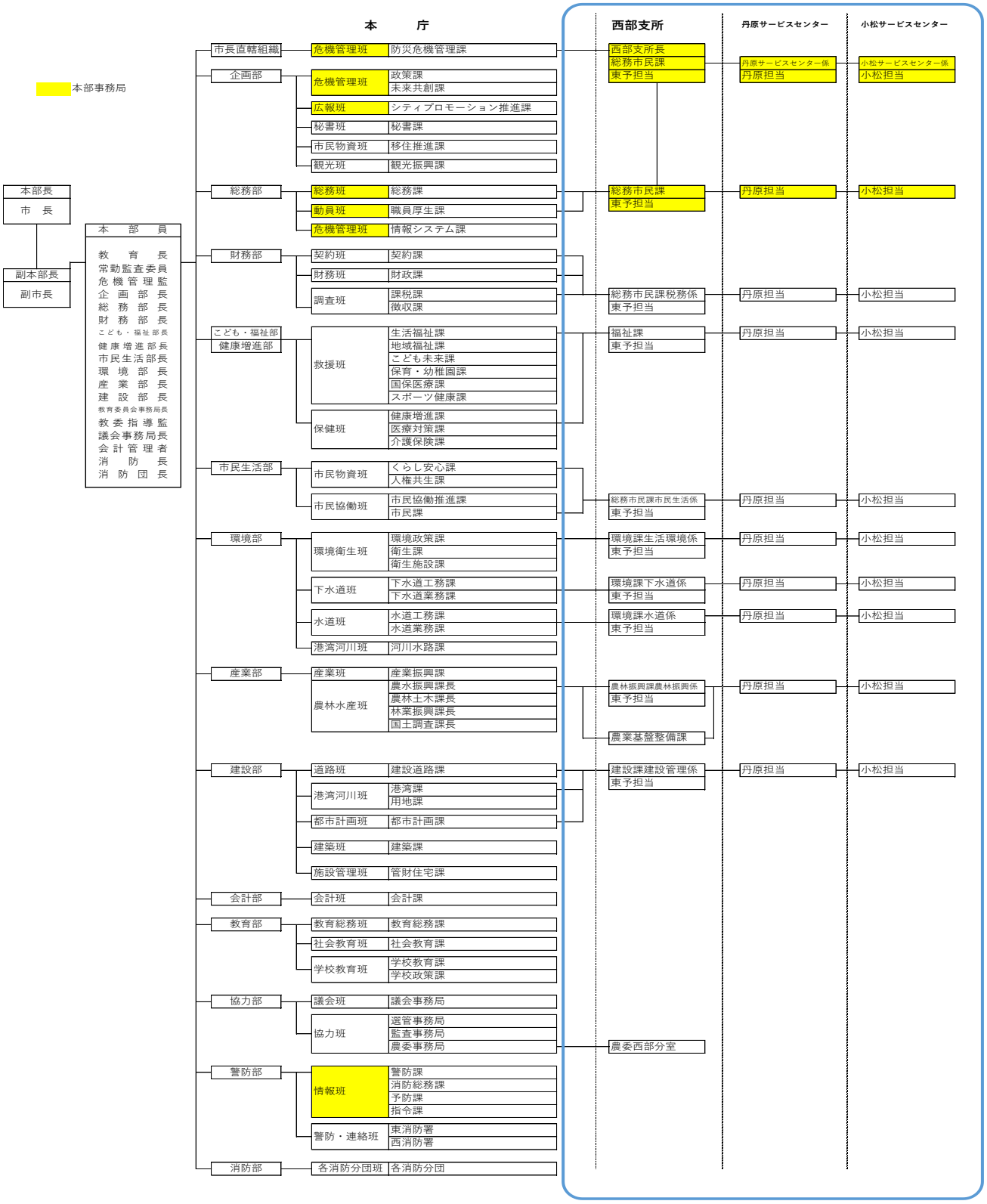
1-6 西条市災害対策本部組織図（活動体制・構成）

（令和８年４月１日現在）

〈活動体制〉



〈構成〉



※各班事務分掌は西条市災害対策本部事務分掌を準用する。
※同一課で複数の班に所属する本庁の課は主たる業務の班名のみ記載

○西条市災害対策本部事務分掌(令和８年４月１日現在)

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
全チーム共通	―	―	1　チーム内職員の安否確認、動員に関すること。 2　被害情報の収集に関すること。 3　被災者への支援に関すること。 4　所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。
危機管理チーム （危機管理監） （消防長）	危機管理班 （防災危機管理課長） （政策課長） （未来共創課長） （情報システム課長） （西部支所総務市民課長）	防災危機管理課職員 政策課職員 未来共創課職員 情報システム課職員 西部支所総務市民課、丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ係、小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ係職員	1　災害対策本部の設置、運営、閉鎖に関すること。 2　災害対策本部の庶務に関すること。 3　防災行政無線の管理運用に関すること。 4　庁内情報システムの保守、復旧に関すること。 5　本部長の指示、指令等の伝達に関すること。 6　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び情報伝達に関すること。 7　災害対策本部と西部支所との連絡調整に関すること。 8　県との連絡調整及び定時報告に関すること。 9　国の機関、団体等の広域応援部隊の派遣要請の検討に関すること。 10　自衛隊の災害派遣要請及び調整・受入に関すること。 11　自主防災組織との連絡調整に関すること。 12　災害情報の収集、集約、分析、報告、資料化、提供に関すること。 13　災害救助法の適用申請に関すること。 14　職員及び応援職員用パソコンの復旧・調達に関すること。 15　被災地及び避難所付近の交通安全対策に関すること。 16　災害応急復旧計画の策定に関すること。 17　その他災害対策全般に関すること。 18　他班の応援に関すること。
	情報班 （消防本部次長） （消防本部課長） （警防課主幹兼係長）	警防課職員 消防総務課職員 予防課職員 指令課職員	1　気象予警報及び災害情報の収集整理に関すること。 2　災害情報等の伝達及び場内掲示に関すること。 3　消防職員及び消防団の招集に関すること。 4　緊急消防援助隊、愛媛県消防広域応援協定に基づく消防応援部隊派遣要請及び調整・受入に関すること。 5　消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 6　危険物施設等の安全確保に関すること。
広報・報道チーム （企画部長） （ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推	広報班 （ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課長）	ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課職員	1　避難情報の周知に関すること。 2　ホームページ等による災害広報に関すること。 3　報道機関との連絡調整に関すること。 4　報道機関に対する発表資料の作成及びプレスリ

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
進課長）			リースに関すること。 5　記者会見等の調整及び実施に関すること。 6　被害写真、動画の収録、記録に関すること。 7　総合的な災害時広報、相談窓口の設置、運営、閉鎖に関すること。 8　他班の応援に関すること。
	秘書班 （秘書課長）	秘書課職員	1　本部長、副本部長との連絡調整に関すること。 2　本部長、副本部長の秘書に関すること。 3　災害見舞、視察等の要人対応に関すること。 4　他班の応援に関すること。
総務チーム （総務部長） （議会事務局長）	総務班 （総務課長） （西部支所総務市民課長(兼)）	総務課職員 西部支所総務市民課総務係職員	1　庁舎の通信手段確保に関すること。 2　県、他市町への応援要請・受入に関すること。 3　受援体制の確立 4　受援班の設置、運営、閉鎖に関すること。 5　災害支援（陳情）要請書作成に関すること。 6　他班の応援に関すること。
	動員班 （職員厚生課長）	職員厚生課職員	1　職員等の被災状況の把握と対策に関すること。 2　動員及び非常招集に関すること。 3　各チームの人員の把握、増員及び派遣に関すること。 4　応援職員の受入れ、配分に関すること。 5　受援調整会議に関すること。 6　職員の安全管理に関すること。 7　被災職員に対する給付及び救援に関すること。 8　職員用食料、物資の調達に関すること。 9　他班の応援に関すること。
	施設管理班 （管財住宅課長） （建築課長）	管財住宅課管財係、公共施設マネジメント推進係職員 建築課建築整備係職員	1　庁舎来庁者への避難誘導及び安全管理に関すること。 2　庁舎・学校施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　所管に属する公有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　公用車両の避難・配車に関すること。 5　災害対策本部のインフラ維持に関すること。 6　他班の応援に関すること。
	議会班 （議事課長）	議会事務局議事課職員	1　議会の対応に関すること 2　他班の応援に関すること
	協力班 （監査事務局長） （選管事務局長） （農委事務局長）	選管事務局職員 監査事務局職員 農委事務局職員	1　本部の特命事項に関すること。 2　土のうに関すること。 3　他班の応援に関すること。
財務チーム （財務部長） （会計管理者）	会計班 （会計課長）	会計課職員	1　災害の経理の出納に関すること。 2　指定金融機関等に関すること。 3　現金、預金証書等の出納保管に関すること。 4　他班の応援に関すること。

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
	財政班 （財政課長）	財政課職員	1　災害対策の予算等に関すること。 2　義援金の受入に関すること。 3　他班の応援に関すること。
被災者支援チーム （こども・福祉部長） （教育委員会事務局長）	救援班 （生活福祉課長） （地域福祉課長） （介護保険課長） （国保医療課長） （こども未来課長） （保育・幼稚園課長） （スポーツ健康課長） （市民課長） （西部支所福祉課長）	生活福祉課職員 地域福祉課職員 介護保険課介護総務係、介護認定給付係、包括支援係（保健師除く）職員 国保医療課職員 こども未来課職員 保育・幼稚園課職員 スポーツ健康課職員 市民課職員 西部支所福祉課こども・福祉係、国保医療係、丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ係（兼）、小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ係（兼）職員	1　災害時要配慮者対策に関すること。 2　社会福祉施設、介護施設、児童福祉施設等の避難に関すること。 3　社会福祉施設及びスポーツ施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　避難所開設及び運営に関すること。 5　福祉避難所の開設及び運営に関すること。 6　福祉避難所の緊急物資の調整及び配給に関すること。 7　被災者名簿の作成に関すること。 8　遺体の検案、収容、安置等に関すること。 9　行方不明者等の受付に関すること。 10　義援金の配分に関すること。 11　避難所における相談窓口に関すること。 12　被災者の救援及び災害弔慰金、見舞金に関すること。 13　災害救助法の救助実施に関すること。 14　他班の応援に関すること。
	観光班 （観光振興課長）	観光振興課職員	1　観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2　観光客・帰宅困難者の保護に関すること。 3　避難所開設及び運営に関すること。 4　民間の宿泊施設借り上げに関すること。 5　公共交通機関の被害・運行状況に関すること。 6　他班の応援に関すること。
	教育総務班 （教育総務課長） （教育総務課主幹）	教育総務課職員	1　学校施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2　避難所開設及び運営に関すること。 3　学校給食の保全措置に関すること。 4　避難者への炊き出しの協力に関すること。 5　教育関係の義援金の配分に関すること。 6　他班の応援に関すること。
	社会教育班 （社会教育課長）	社会教育課職員	1　所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2　避難所開設及び運営に関すること。 3　社会教育団体等の動員要請に関すること。 4　文化財の被害調査及び復旧に関すること。 5　他班の応援に関すること。
物資チーム （市民生活部長） （くらし安心課	市民物資班 （くらし安心課長） （移住推進課長） （人権共生課長）	移住推進課職員 くらし安心課職員 人権共生課職員 契約課物品契約係	1　災害用食料・物資の確保、支援要請、供給及び輸送に関すること。 2　応急救助物資の安定供給に関すること。 3　被災者及び災害対策従事者に対する炊き出しに

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
長）	（契約課長(兼）） （西部支所総務市民課長(兼)）	職員 西部支所総務市民課市民生活係職員	関すること。 4　義援物資の集積及び分配に関すること。 5　他班の応援に関すること。
医療保健チーム （健康増進部長） （こども・福祉部長(兼)）	保健班 （医療対策課長） （健康増進課長） （介護保険課主幹） （こども未来課長(兼)）	健康増進課職員 医療対策課職員 介護保険課包括支援係（保健師）職員 地域福祉課障がい支援担当専門員 こども未来課副課長、こども未来課母子保健係、発達支援係職員	1　医療関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2　医療救護班編成及び救護所の開設に関すること。 3　関係医療機関等との連絡及び協力要請に関すること。 4　応急医療及び医薬品に関すること。 5　被災地及び避難所の防疫(感染予防)に関すること。 6　被災者の健康管理に関すること。 7　他班の応援に関すること。
教育チーム （教委指導監） （学校教育課長）	学校教育班 （学校教育課長） （学校教育課指導主幹） （学校政策課長） （学校政策課指導主幹）	学校教育課職員 学校政策課職員	1　被害児童生徒の救護、対策に関すること。 2　避難所開設及び運営に関すること。 3　保健衛生の保全措置に関すること。 4　災害時の応急教育に関すること。 5　教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること。 6　県立、私立学校との連絡調整に関すること。 7　他班の応援に関すること。
消防チーム （消防長） （消防本部次長） （消防団長）	警防・連絡班 （東消防署長） （西消防署長） （東消防署副署長） （西消防署副署長）	東消防署職員 西消防署職員	1　消防及び水防に関すること。 2　捜索及び救助に関すること。 3　避難の誘導に関すること。 4　消防団への指示、命令に関すること。 5　警戒区域の設定に関すること。
	各消防分団班 （東支団長） （西支団長）	各消防分団団員	1　消防及び水防活動に関すること。 2　避難の誘導に関すること。 3　その他災害活動に関すること。
応急復旧チーム （建設部長） （産業部長(兼)） （環境部長(兼)）	道路班 （建設道路課長） （西部支所建設課長）	建設道路課職員 西部支所建設課建設管理係職員	1　道路、橋梁等の被害調査及び被害拡大防止対策に関すること。 2　土木施設等の応急復旧に関すること。 3　道路交通の確保に関すること。 4　道路障害物の除去に関すること。 5　関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6　他班の応援に関すること。
	港湾河川班 （河川水路課長） （港湾課長） （用地課長）	河川水路課職員 港湾課職員 用地課職員	1　土砂災害危険区域の調査に関すること。 2　河川及び所管水路の防災事業に関すること。 3　海岸及び港湾の災害防止及び応急復旧に関すること。 4　河川及び港湾(漁港を除く。)内の流木等障害物の除去に関すること。 5　流出油等（河川・港湾）の防除に関すること。 6　所管ポンプ場の運転管理に関すること。 7　他班の応援に関すること。

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
応急復旧チーム （建設部長） （産業部長(兼)） （環境部長(兼)）	都市計画班 （都市計画課長）	都市計画課職員	1　市街地、公園施設、緑地の植栽物及び街路樹等の被害調査並びに災害応急対策に関すること。 2　災害予防、応急対策等に必要な人員、資材等の輸送に関すること。 3　応急の公用負担に関すること。 4　他班の応援に関すること。
	農林水産班 （農水振興課長） （農林土木課長） （林業振興課長） （国土調査課長） （農業基盤整備課長） （西部支所農林振興課長）	農水振興課職員 農林土木課職員 林業振興課職員 国土調査課職員 農業基盤整備課職員 西部支所農林振興課職員	1　農林水産関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2　家畜伝染病予防対策に関すること。 3　湛水防除施設の運転に関すること。 4　農林道の保全及び復旧に関すること。 5　農協、漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。 6　農林水産関係の災害復旧資材、資金のあっせんに関すること。 7　漁港内の流木等障害物の除去に関すること。 8　流出油等（漁港）の防除に関すること。 9　他班の応援に関すること。
	下水道班 （下水道工務課長） （下水道業務課長） （西部支所環境課長(兼））	下水道工務課職員 下水道業務課職員 西部支所環境課下水道係職員	1　終末処理場、雨水ポンプ場の運転管理に関すること。 2　所管水路の排水等防災事業に関すること。 3　所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　他班の応援に関すること。
	水道班 （水道工務課長） （水道業務課長） （西部支所環境課長(兼)）	水道工務課職員 水道業務課職員 西部支所環境課副課長、水道係職員	1　水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 2　応急給水に関すること。(全市域) 3　他班の応援に関すること。
	契約班 （契約課長） 技術管理課長	契約課工事契約係職員 技術管理課職員	1　資機材、物資、車両等の調達及び貸借に関すること。 2　建設業者等への協力要請に関すること。 3　応急対策用資機材の調達に関すること。 4　災害復旧工事等の契約に関すること。 5　他班の応援に関すること。
環境衛生チーム （環境部長） （環境部副部長）	環境衛生班 （環境政策課長） （衛生課長） （衛生施設課長） （西部支所環境課長(兼)）	環境政策課職員 衛生課職員 衛生施設課職員 西部支所環境課生活環境係職員	1　環境衛生施設の被災調査及び災害応急対策に関すること。 2　仮設トイレ及びトイレカー等の設置に関すること。 3　災害廃棄物の総合的な処理に関すること。 4　し尿処理対策の実施に関すること。 5　被災地の清掃及び防疫(害虫駆除)に関すること。 6　被災動物の保護及び管理に関すること。 7　被災家屋等の公費解体に関すること。 8　他班の応援に関すること。

チーム名 （チーム長） （副チーム長）	班名 （班長） （副班長）	班員	分掌事務
生活再建チーム （産業部長） （産業部副部長） （建設部副部長）	調査班 （課税課長） （徴収課長） （西部支所総務市民課長(兼)）	課税課職員 徴収課職員 西部支所総務市民課税務係職員	1　人命、住家及び非住家等の被害調査に関すること。 2　罹災証明の発行に関すること。 3　災害に伴う市税の減免措置に関すること。 4　他班の応援に関すること。
	市民協働班 （市民協働推進課長）	市民協働推進課職員	1　災害ボランティアセンターに関すること。 2　災害ボランティアの総合調整に関すること。 3　外国語通訳者の手配に関すること。 4　他班の応援に関すること。
	建築班 （建築課長(兼)） （管財住宅課長(兼)）	建築課建築審査係、開発審査係職員 管財住宅課住宅係職員	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2　被災者の住宅（仮設住宅、借上住宅）確保に関すること。 3　応急仮設住宅の建設に関すること。 4　応急仮設住宅への入居に関すること。 5　他班の応援に関すること。
	産業班 （産業振興課長）	産業振興課職員	1　商工施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2　商工業関係の被害調査及び融資あっせんに関すること。 3　被災者に対する雇用関係の情報提供に関すること。 4　他班の応援に関すること。

1-7 災害対策本部配備基準

風水害等・地震及び津波災害　　（令和８年５月29日現在）

区分		配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 要 員
	警戒体制	1　次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合に本部長が必要と認めるとき 【気象注意報】 (1)レベル２大雨注意報(2)レベル２土砂災害注意報 (3)レベル２高潮注意報(4)強風注意報 (5)大雪注意報【(6)レベル２氾濫注意報】 2　市内に震度４以下の地震が発生した場合 3　状況により本部長が必要と認めたとき	防災担当の少数の人員をもって、主として情報収集活動を実施する体制	防災危機管理課担当職員 当務消防職員
災害警戒本部	第１配備	1　次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合 【気象警報】 (1)レベル３大雨警報(2)レベル３高潮警報 (3)暴風警報(4)大雪警報【(5)レベル３氾濫警報】 2　市内に震度５弱の地震が発生した場合 3　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合 4　災害の発生のおそれがあり、状況により本部長が必要と認めたとき	災害発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制	災害警戒本部から指示された各チーム管理職以上の職員のほか必要とする人員 主幹消防職員以上及び当務消防職員
災害対策本部		愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合		
	第２配備	1　レベル３土砂災害警報が市に発表された場合 2　一部地域に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 3　市内に震度５強の地震が発生した場合 4　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合 5　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	各チームの職員で災害情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、直ちに第３配備に入れる体制	あらかじめ指名された概ね１／３の職員 消防職員１／２
	第３配備	1　相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 2　市内に震度６弱の地震が発生した場合 3　愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合 4　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	相当の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、応急対策を迅速的確に行い得る配備とし、速やかに第４配備に入れる体制	あらかじめ指名された概ね２／３の職員 消防職員２／３
	第４配備	1　甚大な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき 2　市内に震度６強以上の地震が発生した場合 3　市内に震度６弱以下の地震が発生し、災害救助法の適用を受ける重大な被害が発生した場合 4　愛媛県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合 5　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市の総力をあげて応急対策活動を実施する体制	全職員

注1　消防本部は、消防長の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。
注2　危機管理チームは、危機管理監の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。
注3　避難情報を発令する際は、災害対策本部による発令とするため第2配備以降の体制となるが、津波注意報発表時のみは第1配備とする。これは、津波注意報発表時の「警戒レベル4避難指示」の発令対象範囲が、「海岸線より海側」であるためである。
この場合は、避難場所への避難ではなく、陸上への避難を促すものであるため、避難所開設は指示しない。
※地震動等により、家屋・道路被害等が発生している場合は避難所開設の可能性があることに留意。
注4　水位周知河川では、県による河川の氾濫に関する情報（レベル2氾濫注意情報、レベル3氾濫警戒情報、レ

ベル4氾濫危険情報、レベル5氾濫発生情報）と気象台による大雨に関する情報（レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報）が発表される。その他中小河川は、大雨に関する情報（レベル2大雨注意報、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報、レベル5大雨特別警報）が発表される。なお、河川の氾濫に関する情報のうち、レベル2氾濫注意報、レベル3氾濫警報、レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫発生情報、レベル5氾濫特別警報は洪水予報河川に発表されるものであり、R8.4.1 現在、本市には、洪水予報河川がないことから、発表されることは無い。

注5　県が大雪警報発表時に災害警戒本部体制を取ることとなり、R8.4.1 より本市でも大雪警報発表時は災害警戒本部を設置する。

注6　他の警報と異なり、レベル 3 土砂災害警報の発表時のみ第 2 配備としているのは、令和 8 年 5 月下旬に運用を開始する「新たな防災気象情報の改善」により、土砂災害に関する警報の発表基準が厳しくなり、より発表回数が少なくなることに起因する。ひとたびレベル 3 土砂災害警報が発表された場合には、より大きな被害が発生する恐れが高くなるためである。

注7　参考（R8.2 気象庁資料より）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）

国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します**。（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

国土交通省

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル３氾濫警報」等の名称で発表します。**これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません**。
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います**。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報					大雨に関する情報
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数		約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。 当面は、大雨に関する情報でも扱う。 （洪水予報河川への移行を促進）	大雨に関する情報で扱う。	－
発表主体		河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位		河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象		外水氾濫			内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標		水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル５氾濫特別警報			レベル５大雨特別警報
	4	レベル４氾濫危険警報			レベル４大雨危険警報
	3	レベル３氾濫警報			レベル３大雨警報
	2	レベル２氾濫注意報			レベル２大雨注意報
	1	早期注意情報			早期注意情報

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、**これまでと変わりません**。
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、**警戒レベルには相当しない**ことに留意してください。

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、 濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル５（緊急安全確保）やレベル３（高齢者等避難）には相当しないことに留意してください。

1-8 災害対策本部動員体制

（令和８年４月１日現在）

※　各部であらかじめ指名する者は、ライフラインの応急対策や避難所等を考慮した指名とする。

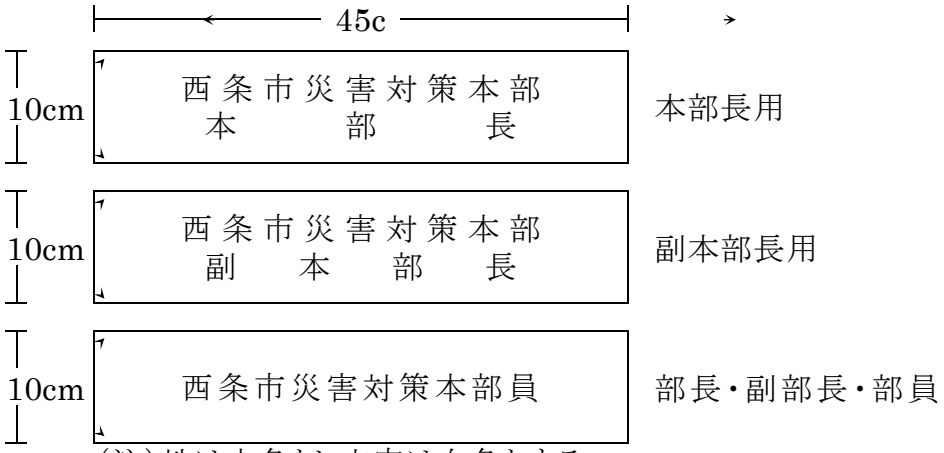
チーム	班	所 属 課	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
チーム長			全員	全員	全員	全員
危機管理チーム	危機管理班	・防災危機管理課 ・政策課 ・未来共創課 ・情報システム課 ・西部支所総務市民課	指名する者	全員	全員	全員
	情報班	・警防課 ・消防総務課 ・予防課 ・指令課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
広報・報道チーム	広報班	・シティプロモーション推進課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	秘書班	・秘書課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
総務チーム	総務班	・総務課 ・西部支所総務市民課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	動員班	・職員厚生課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	施設管理班	・管財住宅課 ・建築課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	議会班	・議会事務局議事課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	協力班	・選管事務局 ・監査事務局 ・農委事務局	指名する者	指名する者	指名する者	全員
財務チーム	会計班	・会計課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	財政班	・財政課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
被災者支援チーム	救援班	・地域福祉課 ・生活福祉課 ・介護保険課 ・国保医療課 ・こども未来課 ・保育・幼稚園課 ・スポーツ健康課 ・市民課 ・西部支所福祉課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	観光班	・観光振興課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	教育総務班	・教育総務課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	社会教育班	・社会教育課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
物資チーム	市民物資班	・移住推進課 ・くらし安心課 ・人権擁護課 ・契約課 ・西部支所総務市民課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
医療保健チーム	保健班	・健康増進課 ・医療対策課 ・地域福祉課 ・こども未来課 ・介護保険課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
教育チーム	学校教育班	・学校教育課 ・学校政策課	指名する者	指名する者	指名する者	全員

チーム	班	所 属 課	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
消防チーム	警防・連絡班	・東消防署 ・西消防署	当務の職員＋副署長以上	1／3	1／2	全員
	各消防分団班	・各消防分団員	分団長以上	班長以上	2／3	全員
応急復旧チーム	道路班	・建設道路課 ・西部支所建設課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	港湾河川班	・河川水路課 ・港湾課 ・用地課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	都市計画班	・都市計画課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	農林水産班	・農林土木課 ・農水振興課 ・林業振興課 ・国土調査課 ・農業基盤整備課 ・西部支所農林振興課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	下水道班	・下水道工務課 ・下水道業務課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	水道班	・水道工務課 ・水道業務課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	契約班	・契約課 ・技術管理課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
環境衛生チーム	環境衛生班	・衛生課 ・環境政策課 ・衛生施設課 ・西部支所環境課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
生活再建チーム	調査班	・課税課 ・徴収課 ・西部支所総務市民課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	市民協働班	・市民協働推進課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	建築班	・建築課 ・管財住宅課	指名する者	指名する者	指名する者	全員
	産業班	・産業振興課	指名する者	指名する者	指名する者	全員

※同一課で複数の班に所属する課は主たる業務の課名のみ記載

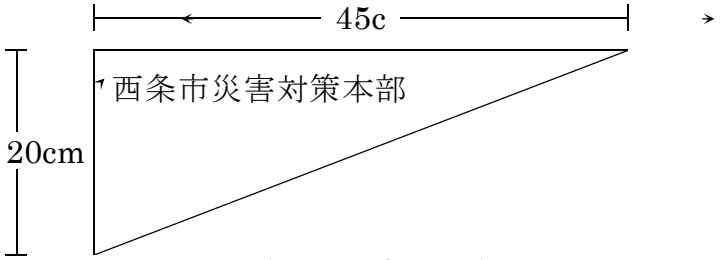
1-9 災害対策本部の腕章及び標旗

1 腕章



（注）地は水色とし文字は白色とする。

2 標旗



（注）地は緑色とし文字は白色とする。

1-10 西条市被災地支援本部設置要綱

令和７年 ４月 30 日
訓令第 15 号
改正　令和８年３月 31 日訓令第 10 号

（趣旨）
第1条 この訓令は、市外において災害等が発生した場合に、被災地に対する支援業務を迅速かつ適切に実施するため、西条市被災地支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第2条 支援本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。
(1) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく応援の要請があった場合
(2) 愛媛県被災地支援連携チーム活動要領（令和3年愛媛県制定。以下「要領」という。）に基づく応援派遣の要請があった場合
(3) 本市が災害時等における相互応援協定（第1号に掲げる協定を除く。）を締結している市町村において災害等が発生した場合
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

（所掌事務）
第3条 支援本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 被災地に関する情報の収集及び分析に関すること。
(2) 被災地に対する支援の基本方針の策定に関すること。
(3) 被災地に対する支援の検討及び実施に関すること。
(4) 被災地に対する支援に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
(5) 被災地に対する支援に係る市民等への情報提供に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、被災地に対する支援に関し必要な事項
（組織）
第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
２　本部長は、市長をもって充てる。
３　副本部長は、副市長をもって充てる。
４　本部員は、西条市庁議規程（平成24年西条市訓令第17号）別表に定める者（市長及び副市長を除く。）その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
（本部長等の職務）
第5条 本部長は、支援本部の事務を総理し、支援本部を統括する。
２ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
３ 本部員は、別表第1に掲げる所管事務を掌理し、関係部局との調整及び連携を行い、並びに所属職員を指揮監督して所管事務を遂行する。

（会議）
第6条 支援本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
２ 本部長は、必要があると認めるときは、会議に副本部長及び本部員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。
３ 本部長は、会議で決定した事項に関する事務を掌理する本部員に対し、当該決定に従い遅滞なく当該事務を遂行するよう指示する。
（支援調整会議）
第7条 支援本部に、支援調整会議を置く。
２　支援調整会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1) 被災地に対する支援に必要な事項の検討及び立案
(2) 被災地に対する支援に必要な関係部局間の調整
(3) 前2号に掲げるもののほか、被災地に対する支援に関し必要な事項
３　支援調整会議は、別表第2に定める者及びその他関係する部長相当職にある者をもって組織する。
４　支援調整会議は、危機管理監が必要に応じて招集し、これを主宰する。
５　支援調整会議は、必要があると認めるときは、関係する課長等の出席を求めることができる。
（廃止）
第8条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援本部を廃止する。
(1) 協定に基づく応援が終了したとき。
(2) 要領に基づく応援派遣の要請が終了したとき。

(3) 本部長が、被災地における災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
(4) 市内において災害等が発生し、被災地に対する支援を実施することが困難となったとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が支援本部を置く必要が無くなったと認めるとき。
(事務局)
第9条 支援本部の事務を処理するため、防災危機管理担当課に事務局を置く。
(その他)
第10条 この訓令に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(令和7年4月30日訓令第15号)
この訓令は、令和7年4月30日から施行する。
附 則(令和8年3月31日訓令第10号)
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

組織名	事務分掌(制限的に解してはならない。)
共通	被災地に対する支援に関する情報の収集に関すること。 関係機関等との連絡調整に関すること。
市長直轄組織	渉外に関すること。 被災地支援本部の設置、運営及び廃止に関すること。 被災地支援本部の庶務に関すること。 被災地に対する支援に関する情報の集約、資料化及び報告に関すること。 備蓄物資の供給の協力に関すること。 災害派遣等従事車両証明書の発行に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
企画部	広報に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
総務部	義援金の受付に関すること。 職員の派遣に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
財務部	予算措置に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
こども・福祉部	避難者の支援に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
健康増進部	保健師等の派遣に関すること。 避難者の支援に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
市民生活部	ボランティア活動に関すること。 避難者の支援に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
環境部	技術職員の派遣に関すること。 災害廃棄物の処理の応援に関すること。 給水の応援に関すること。 火葬等の応援に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの

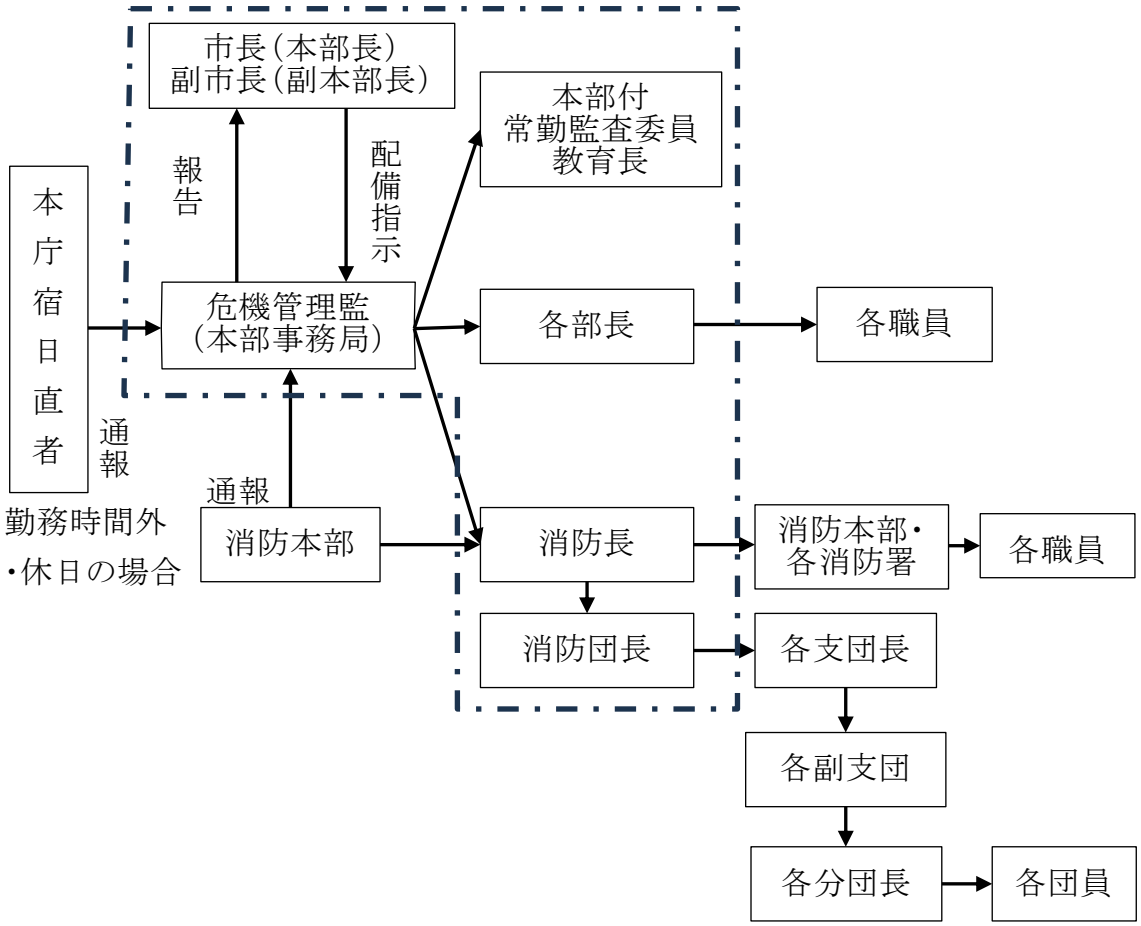
産業部	技術職員の派遣に関すること。 避難者に対する就職関係情報の提供に関すること。 避難者の宿泊施設の確保に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
建設部	技術職員の派遣に関すること。 被災地派遣車両（消防車両を除く。）の運用に関すること。 市営住宅の提供に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
消防本部	緊急消防援助隊等の派遣に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの
教育委員会事務局	避難者の支援に関すること。 その他被災地に対する支援に関し必要な事項であって、所管に属するもの

別表第2（第7条関係）

危機管理監　企画部長　総務部長　財務部長

1-11 職員及び消防団員の招集体制

1　連絡体制　　災害対策本部員



2　参集場所

(1)　災害対策本部各部長及び危機管理班職員
災害対策本部設置箇所(市庁舎新館5階災害対策本部室)
※庁舎の被災状況やその他の事情に応じて、消防本部庁舎、西消防署庁舎、西部支所庁舎、その他本部長が指定する施設の順に代替場所を選定する。

(2)　各部署一般職員
平常勤務部署(本部の指示により配備変更の場合あり)

(3)　消防団員
正副支団長は、あらかじめ決められた集合場所(各消防署)
分団長以下は、消防詰所、西部支所、各サービスセンター又は各公民館

1-12 避難指示等の実施責任者及び実施内容一覧

実施責任者	内　　容	根拠法令等
市長	避難行動要支援者などの要配慮者に対し、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をする。	災害対策基本法 第 56 条
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。 避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。	災害対策基本法 第 60 条
知事	災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法 第 60 条第6項
警察官又は 海上保安官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法 第 61 条
警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を 受けた職員及び水防管理者	洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第 29 条
知事又はその命を 受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法 第 25 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第 94 条

1-13 警戒区域の設定権者一覧

設定権者	内　　容(要　　件)	根　　拠
市長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法 第 73 条第1項
警察官	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条第2項
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条第2項
自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいないとき。	災害対策基本法 第 63 条第3項
消防吏員又は消防団員	火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第 28 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保を主目的に設定	水防法第 21 条

(注) 警察官は、消防法第 28 条、水防法第 21 条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

1-14 防災関係機関連絡先一覧

1 市

名称	所在地	電話番号
西条市役所	明屋敷 164	0897-56-5151
西条市役所 西部支所	周布 349-1	0898-64-2700
西条市役所 丹原サービスセンター	丹原町池田 1733-1	0898-68-7300
西条市役所 小松サービスセンター	小松町新屋敷甲 496	0898-72-2111

2 県関係

名称	所在地	電話番号
県民環境部防災局防災危機管理課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2335
県民環境部防災航空事務所	松山市南吉田町 2731	089-972-2133
東予地方局地域産業振興部総務県民課	喜多川 796-1	0897-56-3731
東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室	喜多川 796-1	0897-56-3731
東予地方局建設部道路課	喜多川 796-1	0897-56-4463
東予地方局建設部河川港湾課	喜多川 796-1	0897-55-4712
東予地方局健康福祉環境部健康増進課	喜多川 796-1	0897-55-7577
東予地方局農林水産振興部農村整備課	丹原町池田 1611	0898-68-7321
東予地方局西条保健所	喜多川 796-1	0897-56-1300
東予地方局家畜保健衛生所	氷見乙 2025	0897-57-9122
東予地方局黒瀬ダム管理事務所	黒瀬乙 158-6	0897-56-3131

3 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
松山地方気象台	松山市北持田町 102	089-933-3610
松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034
松山河川国道事務所西条国道維持出張所	福武甲 459-1	0897-56-1264
今治海上保安部	今治市片原町 1-2	0898-22-0118
中国四国農政局愛媛県拠点	松山市宮田町 188	089-922-1177
中国四国農政局道前平野農地整備事業所	周布 220-1	0898-35-5253
中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所	東温市牛渕 829-1	089-993-6454
愛媛森林管理署	松山市朝美 2-6-32	089-924-0550

4 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
日本郵便㈱西条郵便局	大町 1710-4	0897-56-3112
日本郵便㈱東予郵便局	三津屋南 11-29	0898-64-2850
日本郵便㈱丹原郵便局	丹原町丹原 225-2	0898-68-7877
日本郵便㈱小松郵便局	小松町新屋敷甲 471-4	0898-72-3100
NTT 西日本㈱四国支店	松山市一番町 4-3	089-936-3570
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国愛媛支店	松山市宮西 2-9-33	089-921-8603
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町 2-3-40	089-921-8603
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111
電源開発㈱西日本支店四国情報通信所	飯岡 2810	0897-55-2263
四国電力送配電㈱新居浜事業所	新居浜市繁本町 9-32	0897-37-2183
西日本高速道路㈱四国支社愛媛高速道路事務所	松山市井門町 804	089-905-0181
日本通運㈱新居浜支店	新居浜市多喜浜 6-10-3	0897-46-2000
四国旅客鉄道㈱松山営業所	松山市竹原町 2-1-76	089-941-0702
四国旅客鉄道㈱伊予西条駅	大町 859-1	0897-56-3133
四国旅客鉄道㈱壬生川駅	三津屋 444-2	0898-64-2062

5 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
南海放送㈱	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
㈱テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111
㈱あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121
㈱愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600
㈱エフエム愛媛	松山市竹原 1-10-7	089-945-1111
(一社)愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
(一社)愛媛県薬剤師協会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165
(公社)愛媛県看護協会	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287
(一社)愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048

6 警察

名称	所在地	電話番号
西条警察署	新田 133-1	0897-56-0110
西条西警察署	周布 349-1	0898-64-0110

7 消防

名称	所在地	電話番号
西条市消防本部	新田 183-1	0897-56-0250
西条市東消防署	新田 183-1	0897-55-0119
西条市西消防署	周布 1684	0898-68-0119
西条市東消防署飯岡出張所	飯岡 3565-9	0897-53-1119
西条市東消防署橘出張所	野々市 51-1	0897-57-1119
西条市西消防署小松出張所	小松町大頭甲 1086-10	0898-72-6619
西条市西消防署河北出張所	実報寺甲 196-4	0898-66-1119
西条市土砂災害対応訓練施設	飯岡 4020(西条市飯岡処理場内)	-

8 自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 14 旅団	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311
陸上自衛隊中部方面特科連隊	兵庫県姫路市峰南町 1-70	079-222-4001
陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031

9 その他の公共的団体

名称	所在地	電話番号
(一社)西条市医師会	大町 828-2	0897-56-2211
(一社)愛媛県トラック協会	松山市井門町 1081-1	089-957-1069
(福) 西条市社会福祉協議会本所/東予支所	周布 606-1	0898-64-2600
(福) 西条市社会福祉協議会西条支所	神拝甲 324-2	0897-53-0873
(福) 西条市社会福祉協議会丹原支所	丹原町池田 1733-1	0898-76-2433
(福) 西条市社会福祉協議会小松支所	小松町新屋敷乙 48-1	0898-72-6363
四国開発フェリー㈱	今在家 1500-2	0898-64-5510
えひめ未来農業協同組合	新居浜市田所町 3-63	0897-37-1004
えひめ未来農業協同組合　西条総合相談ｾﾝﾀｰ	神拝甲 478-1	0897-56-1800
周桑農業協同組合	丹原町池田 1701-1	0898-68-7800
東予園芸農業協同組合	丹原町今井 431	0898-68-4545
愛媛県漁業協同組合　ひうち支所	ひうち 27	0897-56-3810
加茂川漁業協同組合	中野甲 1172-4	0897-56-9524
愛媛県漁業協同組合　壬生川支所	壬生川 547-7	0898-64-2019
愛媛県漁業協同組合　河原津支所	河原津甲 241-5 地先	0898-66-5032
中山川漁業協同組合	丹原町田野上方 2156-5	0898-68-4277
いしづち森林組合	大町 1211	0897-56-0180
いしづち森林組合　周桑支所	丹原町池田 1561-3	0898-68-7831
西条商工会議所	朔日市 779-8	0897-56-2200

名称	所在地	電話番号
西条商工会議所東予支所	周布 220-2	0898-64-5000
周桑商工会	丹原町池田 1711-1	0898-68-7244
周桑商工会小松支所	小松町新屋敷甲 364-1	0898-72-2119
㈱ハートネットワーク	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777
愛媛新聞 新居浜支局	新居浜市繁本町 3-1	0897-37-2341
毎日新聞 新居浜通信部	新居浜市中須賀 1-3	0897-32-2033
読売新聞 新居浜通信部	新居浜市一宮町 1-3-3	0897-32-3295
朝日新聞 新居浜支局	新居浜市繁本町 4-1-7	0897-33-2237
産経新聞 松山支局	松山市一番町 4-1-7	089-941-6680
NHK 新居浜報道室	新居浜市一宮町 1-5-50	0897-33-2131
南海放送 東予支局	新居浜市繁本町 3-1	0897-37-3960
テレビ愛媛 東予支局	新居浜市一宮町 1-5-50	0897-34-0600
あいテレビ 新居浜支局	新居浜市宮西町 1-9	0897-37-0522
愛媛朝日テレビ 新居浜支局	新居浜市一宮町 1-3-3	0897-32-4600

1-15 県内市町の相互支援体制「カウンターパートグループ方式」

本市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき他の市町長等に対し応援を求める。なお、具体的な手続は、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル」に基づいて進める。

なお、基本的な応援体制は平成 30 年 7 月豪雨時に構築された市町間のカウンターパート方式によるものとされており、県内市町が次のとおりグループ化されている。

1 平時からのカウンターパートグループ

区分	グループ構成市町
A	松山市、宇和島市、新居浜市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町
B	今治市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、内子町（松山市）
C	八幡浜市、**西条市**、伊予市、西予市、砥部町、伊方町（松山市）

※松山市はA・B・Cのいずれにも属するが、基本的にAグループとする。

2 南予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	宇和島市	松野町	鬼北町	愛南町
	一次支援	新居浜市	松山市		
	二次支援	松前町			

B	被災市町	大洲市	内子町
	一次支援	四国中央市	今治市
	二次支援	松山市、東温市、久万高原町、上島町	

C	被災市町	西予市	八幡浜市	伊方町
	一次支援	**西条市**	伊予市	松山市
	二次支援	砥部町		

3 中予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	松山市	松前町
	一次支援	新居浜市	宇和島市
	二次支援	松野町、鬼北町、愛南町	

B	被災市町	東温市	久万高原町
	一次支援	今治市	四国中央市
	二次支援	大洲市、上島町、内子町	

C	被災市町	伊予市	砥部町
	一次支援	八幡浜市	**西条市**
	二次支援	西予市、伊方町	

4 東予圏域で大規模災害があった場合

A	被災市町	新居浜市
	一次支援	宇和島市
	二次支援	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町

B	被災市町	今治市	四国中央市	上島町
	一次支援	東温市	大洲市	松山市
	二次支援	久万高原町、内子町		

C	被災市町	西条市
	一次支援	西予市
	二次支援	松山市、八幡浜市、伊予市、砥部町、伊方町

5 支援の役割

○一次支援（市町間の人的支援に関する調整業務、人的支援）

①被災市町の窓口となり、必要な人的支援の量を把握。

②グループ内の二次支援市町（必要に応じて他グループの市町）と人的支援の調整

③一次支援市も自ら人的支援を行う。

○二次支援（人的支援）

一次支援市と調整の上、人的支援を行う。

6 グループ構成の考え方

①団体規模、地理的要因を総合的に勘案した上で、平成30年7月豪雨の際のカウンターパートスキームも考慮して設定。

②同一グループ内で圏域（東予、中予、南予）が同一の市町については、グループ内の一部市町に限定的に被害が生じた場合に迅速な支援が行えること、また、支援対象市町を地理的に固めた方が支援が合理的・効率的に行えることから、近接する市長によりグループを編成。

③同一グループで圏域が異なる市町については、同時に被災するリスクを考慮し、可能な限り圏域間で隣接しないようにグループを編成。

④一次支援は市を配置。（団体規模に応じて1～2市町支援）

7 運用の考え方

①一次支援市は、人的支援の調整に当たっては、あらかじめ県と協議を行い、円滑な実施を図るものとする。

②グループ内で支援することを基本とするが、グループ内で調整した結果、なお支援が必要な場合は、一次支援市がグループの枠組みを超えて調整を行う。

③一次支援市は、原則として固定する(例えば、被災市町が県内で1団体だけの場合も一次支援は変更せず、調整業務を中心に支援。人的支援は、グループ内の近隣市町を中心に実施する。

④水道事業については、日本水道協会の枠組みによる支援を行うこととし、本カウンターパート方式を適用しない。

○一覧表(建制順)

支援先 (被災団体)	1次支援団体	2次支援団体	備考
松山市	新居浜市	松野町、鬼北町、愛南町	
今治市	東温市	久万高原町、内子町	
宇和島市	新居浜市	松前町	
八幡浜市	伊予市	砥部町	
新居浜市	宇和島市	松山市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町	
西条市	西予市	松山市、八幡浜市、伊予市、砥部町、伊方町	
大洲市	四国中央市	松山市、東温市、久万高原町、上島町	
伊予市	八幡浜市	西予市、伊方町	
四国中央市	大洲市	久万高原町、内子町	
西予市	**西条市**	砥部町	
東温市	今治市	大洲市、上島町、内子町	
上島町	松山市	久万高原町、内子町	
久万高原町	四国中央市	大洲市、上島町、内子町	
松前町	宇和島市	松野町、鬼北町、愛南町	
砥部町	**西条市**	西予市、伊方町	
内子町	今治市	松山市、東温市、久万高原町、上島町	
伊方町	松山市	砥部町	
松野町	松山市	松前町	
愛南町	松山市	松前町	

1-16 自衛隊要求連絡先窓口

1 県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
愛媛県	県民環境部 防災局 防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	(089)912-2335 (089)941-2111(夜間、休日) ＦＡＸ(089)941－2160
東予地方局	総務県民課 防災対策室	西条市喜多川796-1	(0897)56-1300 (0897)56-3731(ＦＡＸ兼)

2 自衛隊(県と通信不能の場合)

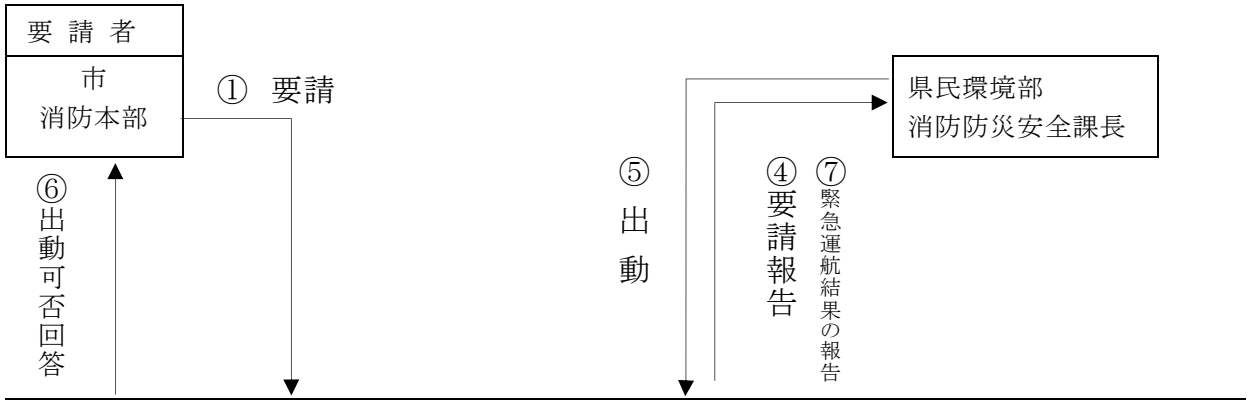
機関名	電話番号	ＦＡＸ番号
陸上自衛隊中部方面特科連隊第４大隊	089-975-0911	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	082-581-4031

1-17 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

名称	所在地	連絡先
愛媛県防災航空事務所	松山市南吉田町2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 ファクシミリ：089-972-3655

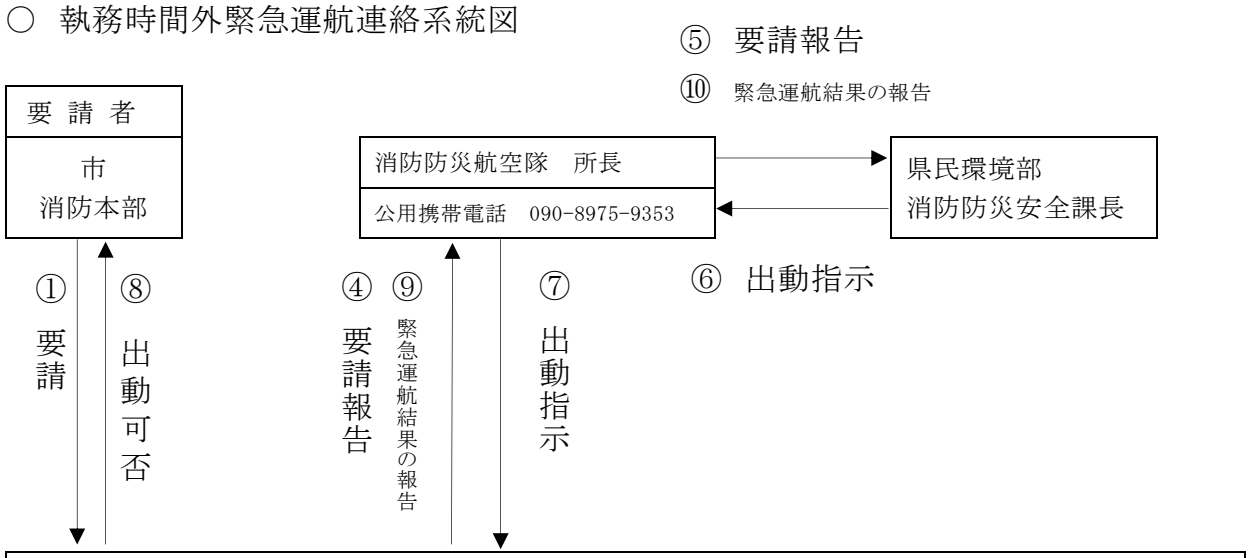
1-18 緊急運航連絡系統図

○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



防 災 航 空 事 務 所 （所 長）		
電　話　089-965-1119 ＦＡＸ　089-972-3655 （原則夜間は運航しない）	消防防災航空隊 ②出動準備指示	運航業務委託航空会社 ③運航準備指示 操縦士、整備士、運航補助者 （天候等判断）

○ 執務時間外緊急運航連絡系統図



防 災 航 空 事 務 所 （隊 長）　公用緊急携帯電話　090-8975-9354	
消防防災航空隊 ②出動準備指示 （原則夜間は運航しない）	運航業務委託航空会社 ③運航準備指示 操縦士、整備士、運航補助者 （天候等判断）

（夜間の場合）　災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、隊長は関係者に連絡する。（携帯電話等による）

1-19 海上保安庁の連絡先

機　関　名	電話番号	ＦＡＸ番号
今治海上保安部	0898-22-0118	0898-22-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111	082-251-5185

1-20 東予地区排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭 和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携しかつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条　会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」)という。

(地区協議会の業務)

第3条　地区協議会は、次の業務を行う。

(1)排出油等防除マニュアルの作成

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、器材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要事項

(2)排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進

(3)排出油等防除に関する研修及び訓練

(4)排出油等防除活動の連携の推進

(5)排出油等の処理剤の使用に関する事項

(6)その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条　地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第5条　会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)'

第6条　会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

(1)施設、器材の整備、保有状況

(2)情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)

(3)その他必要事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条　会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第８条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)
第９条　会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
２　会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
３　会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
４　各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。
(排出油等防除計画に係る意見の提出)
第10条　地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域)に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。
(訓練)
第11条　排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年１回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。
(求償事務)
第12条　防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。
(災害補償)
第13条　防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。
(経費)
第14条　この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。
(協議)
第15条　この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。
(庶務)
第16条　地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則
この会則は、昭和50年1月29日から施行する。
平成8年9月25日改正(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)
平成10年6月13日改正(第7条、出動要請の改正)
平成19年6月19日改正(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

東予地区排出油等防除協議会会員名簿

令和６年８月１日現在

№	会員名	住所	電話番号
1	今治海上保安部	今治市今治市片原町1丁目 3-2	0898-32-2882
2	新居浜海上保安署	新居浜市西原町二丁目7-55	0897-32-0118
3	愛媛県東予地方局	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300
4	東予地方局今治支局	今治市旭町一丁目 4-9	0898-23-2500
5	新居浜市市民環境部危機管理課	新居浜市一宮町一丁目 5-1	0897-65-1282
6	新居浜港務局	新居浜市繁本町 3-5	0897-65-1350
7	西条市	西条市明屋敷 164	0897-56-5151
8	四国中央市	四国中央市三島紙屋町 6-45	0896-28-6077
9	今治市	今治市片原町一丁目 100-3	0898-22-4120
10	上島町・上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118
11	四国中央警察署	四国中央市三島中央五丁目 4-20	0896-24-0110
12	新居浜警察署	新居浜市久保田町三丁目 9-8	0897-35-0110
13	西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110
14	西条西警察署	西条市周布 349-1	0898-64-0110
15	今治警察署	今治市旭町一丁目 4-2	0898-34-0110
16	伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110
17	新居浜市消防本部	新居浜市一宮町一丁目 5-1	0897-34-0119
18	西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250
19	四国中央市消防本部	四国中央市中曽根町 500	0896-28-9119
20	今治市消防本部	今治市南宝来町二丁目 1-1	0898-32-6666
21	太陽石油㈱四国事業所	今治市菊間町種 4070-2	0898-54-2500
22	波方ターミナル㈱	今治市波方町宮崎甲 600	0898-52-2001
23	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構　菊間国家石油備蓄基地	今治市菊間町種 4642-1	0898-54-2929
24	住友共同電力㈱壬生川火力発電所	西条市北条 962-10	0898-64-3430
25	大王製紙㈱三島工場	四国中央市紙屋町 5-1	0896-23-9035
26	丸住製紙㈱	四国中央市川之江町 826	0896-57-2222
27	住友化学㈱愛媛工場	新居浜市惣開町 5-1	0897-37-1764
28	住友金属鉱山㈱別子事業所	新居浜市西原町三丁目 5-3	0897-37-4819
29	㈱クラレ西条事業所	西条市朔日市 892	0897-56-1150
30	四国電力㈱火力本部西条発電所	西条市喜多川 853	0897-56-0260
31	愛媛造船サービス㈱	今治市波止浜四丁目 1-15	0898-41-9747
32	内海曳船㈱松山出張所	松山市海岸通 1455-11	089-951-2125
33	日本サルヴェージ㈱今治営業所	今治市恵美須町 1-4-11 ﾎﾟｰﾄｻｲﾄﾞﾋﾞﾙ 301	0898-23-6460
34	全国内航タンカー海運組合四国支部	松山市永代町 13 松山第2電気ビル 3 階	089-943-6630
35	全日本内航船主海運組合四国支部	松山市永代町 13 松山第2電気ビル 3 階	089-943-6630
36	住友重機械工業㈱愛媛製造所新居浜工場	新居浜市惣開町 5-2	0897-32-6211
37	新居浜地区海運組合	新居浜市西原町二丁目 7-21	0897-37-2475
38	森実運輸㈱	新居浜市惣開町 2-13	0897-32-6122
39	日本通運㈱新居浜支店	新居浜市多喜浜六丁目 10-3	0897-46-2294
40	株式会社天宗新居浜 油槽所	新居浜市港町 23-1	0897-33-5536
~~41~~	今治・越智地区漁業協同組合協議会	今治市恵美須町一丁目 4-3	0898-32-6708
42	今治地区海運組合	今治市片原町一丁目 100-3	0898-24-1383
43	㈱四阪製錬所	新居浜市西原町三丁目 5-3	0897-34-6820
44	日本興運㈱	四国中央市三島紙屋町 6-45	0896-24-2550
45	一宮運輸㈱四国支社今治支店	今治市富田新港 1-1-6	0898-48-3366
46	太陽テクノサービス㈱	今治市菊間町種 4070-2	0898-54-4800
47	浜栄海事㈱	新居浜市西原町二丁目 7-63	0897-37-1234
48	大王海運㈱	四国中央市三島紙屋町 7-35	0896-24-9220
49	トクワカ商事㈱	四国中央市村松町 882	0896-24-4460
50	㈱丸和石油事業所	四国中央市三島紙屋町 292-28	0896-24-4470

1-21 応援協定締結状況（令和 7 年 12 月 31 日現在）

1 公共団体等との応援協定締結状況（原則、団体名は締結時点の名称）

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時（危機発生時）相互応援協定	平成 14 年 10 月 10 日	三重県伊勢市	総務班	応援要請
	平成 24 年 5 月 19 日	福島県相馬市		
	平成 27 年 6 月 13 日	新潟県新潟市		
災害時における情報交換及び支援に関する協定	平成 23 年 11 月 11 日	国土交通省四国地方整備局	道路班 港湾河川班 建築班	情報交換及び支援要請
瀬戸内海広域災害相互応援協定	平成 24 年 3 月 29 日	瀬戸内・海の路ﾈｯﾄﾜｰｸ推進協議会加盟 28 市町村	総務班	応援要請
災害時等における情報共有に関する協定	平成 26 年 3 月 31 日	国土交通省四国地方整備局	道路班 港湾河川班 危機管理班	映像情報等の相互共有
大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定	平成 26 年 10 月 2 日	愛媛県	観光班 危機管理班	広域防災拠点としての活用
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	平成 28 年 2 月 17 日	愛媛県及び県内 20 市町	総務班	応援要請
GPS 波浪系観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	平成 29 年 6 月 6 日	国土交通省四国地方整備局	危機管理班	津波避難など防災体制の強化を図るためのツールとして使用
災害時における復旧支援協力に関する協定	平成 31 年 2 月 18 日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道班	下水道管理施設が被災したときに行う復旧支援協力
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	令和元年 5 月 22 日	公益社団法人全国上下水道ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会中国・四国支部	下水道班	下水道施設が被災した場合における技術支援協力
災害対応措置に関する協定	令和元年 5 月 28 日	愛媛森林管理署	農林水産班	ﾄﾞﾛｰﾝを用いた被災情報の提供等
災害時の動物救護活動に関する協定	令和元年 5 月 28 日	公益社団法人愛媛県獣医師会	環境衛生班	地域住民が飼育する犬及び猫等の保護管理等の救済措置
西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定書	令和 3 年 1 月 15 日	今治市	危機管理班	黒谷地区の住民が、市の境界を越えて朝倉地域に避難する場合の避難及び受入
西条市・日本下水道事業団災害支援協定	令和 3 年 10 月 1 日 令和 6 年 10 月 1 日更新	日本下水道事業団	下水道班	下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援
渇水等の緊急時における相互応援に関する協定	令和 4 年 8 月 4 日	松山市	環境衛生班	応援要請

2 民間機関等との応援協定締結状況

(1)物資調達等

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時における救援物資提供に関する協定	平成 17 年 11 月 11 日	四国ｺｶ・ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ株式会社	市民物資班	自動販売機内在庫の供給要請
	平成 18 年 8 月 8 日	ｱｻﾋ飲料株式会社四国支社		
	平成 20 年 9 月 5 日	ｲｰ・ﾄﾞﾘﾝｺ株式会社（平成 25 年 4 月から株式会社光藤が協定を継承）		
災害時等における物資の供給協力等に関する協定	平成 20 年 10 月 7 日	ダイキ株式会社	市民物資班	災害用食料の供給要請 資機材・物資等の供給要請
	平成 20 年 10 月 7 日	株式会社フジ		
	平成 21 年 5 月 29 日	NPO 法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ		
	平成 25 年 2 月 13 日	生活協同組合コープえひめ		
災害時等における支援協力に関する協定	平成 25 年 6 月 24 日	株式会社ハローズ	救援班	災害用食料の供給要請

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定	平成 21 年 5 月 15 日	西条市農業協同組合	市民物資班	水・食料の供給要請 生活物資の供給要請
	平成 21 年 5 月 25 日	周桑農業協同組合	救援班	棺等葬祭品の供給要請
			農林水産班	連絡調整・協力要請
災害時等における応急生活物資（LP ｶﾞｽ等）供給に関する協定	平成 21 年 12 月 22 日	社団法人愛媛県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会西条支部 社団法人愛媛県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会周桑支部	市民物資班	LP ガス等の供給要請
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成 22 年 4 月 13 日	愛媛県石油商業組合西条支部 愛媛県石油商業組合周桑支部	市民物資班	石油類燃料の供給要請
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	平成 22 年 10 月 27 日	日野興業株式会社松山営業所	環境衛生班	仮設トイレの供給要請
災害時等における物資の供給協力等に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社ダイキアクシス	市民物資班	飲料水の供給要請 資機材、物資、燃料の供給要請
			救援班	駐車場の一時避難場所としての開設要請
			保健班	除菌・消臭剤、脱臭機の供給要請
			環境衛生班	ﾃﾞｨｽﾎﾟｰｻﾞ排水処理ｼｽﾃﾑ等の供給要請
			建築班	応急仮設住宅の建設に伴う住宅設備機器等の供給要請
災害時等における医療品等の供給協力等に関する協定	平成 26 年 1 月 14 日	株式会社大屋	市民物資班	生活物資等の供給要請
			救援班	駐車場の一時避難場所押しての開設要請
			保健班	医薬品の供給要請
災害時における物資供給協力に関する協定	平成 26 年 2 月 7 日	愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合	建築班	応急仮設住宅の建設にかか木材の供給要請
災害時における農業用水供給の協力に関する協定	平成 26 年 3 月 26 日	道前平野土地改良区	農林水産班	農業用水の供給要請
			警防・連絡班	消防用水の供給要請
災害時における飲料水の提供に関する協定	平成 26 年 6 月 27 日 令和 6 年 9 月 1 日 （一部変更）	株式会社伊藤園	市民物資班	自動販売機内在庫の供給要請 在庫清涼飲料水の供給要請
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 26 年 9 月 16 日	株式会社ゼンリン	危機管理班	地図製品の供給等の要請
大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定	令和 2 年 10 月 19 日	東予広域生コンクリート協同組合	救援班 警防・連絡班	飲料水を除く生活用水や消防用水の供給要請
西条市・株式会社フソウ災害支援協定	平成 31 年 2 月 18 日	株式会社フソウ　四国支店	下水道班	下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援
災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定	令和 3 年 7 月 19 日	株式会社アクティオ　四国支店	市民物資班	レンタル機材（水中ポンプ・仮設トイレ等）の供給
災害時等における支援協力に関する協定	令和 3 年 7 月 19 日	株式会社クールトレード	市民物資班	保有する物資の供給等
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和 4 年 3 月 24 日	株式会社デベロップ	市民物資班	移動式宿泊施設のレンタル
災害時における物資（ﾕﾆｯﾄﾊｳｽ等）の供給に関する協定	令和 4 年 3 月 24 日	三協ﾌﾛﾝﾃｨｱ株式会社	市民物資班	ﾕﾆｯﾄﾊｳｽ等（仮説事務所、仮設トイレ等）の物資提供
災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和 4 年 11 月 24 日	三菱自動車工業株式会社 西日本三菱自動車販売株式会社	市民物資班	電気自動車等からの外部給電に必要な機器の貸与
災害時における食品及び飲食料品供給業務の協力に関する協定	令和 6 年 7 月 8 日	株式会社遊食房屋	市民物資班	食品及び飲食料品の供給

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時等における段ボール製品の調達に関する協定	令和6年8月2日	四国段ボール株式会社	市民物資班	段ボールベッド、間仕切り等の提供
災害時等における食品容器等提供の協力に関する協定	令和7年7月22日	株式会社ニューパック住友	市民物資班 救援班	避難所等で使用する食品容器等の提供
災害時等における炊き出し等の支援協力に関する協定	令和7年8月19日	株式会社西条東部給食 PFIサービス	市民物資班 救援班	炊き出し、日用品等の提供、食材料調達支援等
災害時における応急食料品の優先供給等に関する協定	令和7年11月18日	株式会社松屋フーズ	市民物資班 救援班	応急食料品の運搬・供給 キッチンカーの派遣及び当該キッチンカーによる食事の供給

(2)医療救護

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時の医療救護に関する協定	平成8年2月1日	愛媛県医師会、愛媛県と愛媛県全域市町	保健班	救護班の派遣要請 薬剤等の供給要請
災害時の医療救護に関する協定	平成15年4月9日	愛媛県歯科医師会、愛媛県と愛媛県全域市町	保健班	救護班の派遣要請 薬剤等の供給要請
	平成15年4月9日	愛媛県薬剤師会、愛媛県と愛媛県全域市町		
	平成15年4月9日	愛媛県看護協会、愛媛県と愛媛県全域市町		

(3)応急復旧

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時における水道施設の復旧作業の応急対策への協力に関する協定	平成18年7月25日	西条市管工事協同組合、東予・周桑管工事業協同組合	水道班	水道施設の応急復旧要請
災害時における応急対策業務に関する協定	平成18年12月21日	愛媛県建設業協会西条支部	契約班	建設業者等への協力要請
			道路班	道路、橋梁等の応急復旧要請
			港湾河川班	土砂及び流木等の撤去要請
	平成26年11月10日	愛媛県東予クレーン協同組合	契約班	建設業者等への協力要請
			道路班	道路、橋梁等の応急復旧要請
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	平成25年2月26日	愛媛県土地家屋調査士会	調査班	家屋被害認定調査の協力要請
災害時における上下水道施設等の応急復旧委に関する協定	平成26年7月29日	四国積水工業株式会社	下水道班	下水道施設の応急復旧用資機材供給等の要請
			水道班	水道施設の応急復旧用資機材供給等の要請
			救援班	施設の一部を避難場所としての開設要請
			施設管理班	救援物資等の一時集積施設としての提供要請
災害時等の協力に関する協定	平成27年3月23日	休暇村 瀬戸内東予(今治市を交えた三者締結)	危機管理班	災害復旧従事者への宿泊施設等の優先的提供の協力
災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定	平成27年6月1日	西条市内の20郵便局	危機管理班	緊急車両等としての車両の提供(郵便配達用車両を除く。)及び避難先リスト等の情報の相互提供等の協力
災害時等における応急対策活動に関する協定	平成27年6月15日	西条石材組合	道路班	被害情報等の収集、土石等の除去等
災害時等における業務協力に関する協定	平成28年5月30日	有限会社濱名自販	危機管理班	防災訓練への協力、応急対策業務の支障となる車両の除去等
災害時における施設利用	平成30年3月30日	檜垣産業株式会社	警防・連絡班	所有地にある管理用道路を緊急

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
に関する協定				車両通行用道路として使用
西条市・新明和工業株式会社災害支援協定	平成 31 年 2 月 18 日	新明和工業株式会社	下水道班	下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援
西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定	平成 31 年 2 月 18 日	株式会社荏原製作所 四国支店	下水道班	下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援
大規模災害発生時等における応急愛作業務に関する協定	令和 3 年 7 月 26 日	西条造園事業組合	都市計画班	道路、公共施設の被災、逃亡や流木等の応急対策及び撤去搬送等
災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定	令和 4 年 3 月 24 日	愛媛綜合警備保障株式会社	救援班 警防・連絡班	無人航空機による災害現場の情報収集、避難所等における警備業務、避難所における運営支援業務
災害時における応急復旧支援協力に関する協定	令和 5 年 8 月 23 日	シンフォニアテクノロジー株式会社	下水道班	西条浄化センターの電気設備の復旧
災害時における応急復旧支援協力に関する協定	令和 5 年 8 月 23 日	安川オートメーション・ドライブ株式会社	下水道班	東予・丹原浄化センターの電気設備の復旧
災害時等における施設利用の協力に関する協定	令和 5 年 10 月 27 日	株式会社ダイナム	危機管理班 警防・連絡班	駐車場の一部を救援隊等の一時集結場所又は避難者の一時的な避難場所として提供。
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	令和 5 年 12 月 14 日	愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合 愛媛県電気工事工業組合	危機管理班	電気関係資機材等の提供 施設等の電気設備の応急点検
災害時における応急復旧支援協力に関する協定	令和 6 年 6 月 28 日	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	農林水産班	明神木排水機場及び高田排水機場の応急復旧支援
災害時における応急復旧支援協力に関する協定	令和 6 年 6 月 28 日	株式会社ミゾタ	農林水産班	壬生川北排水機場および玉津排水機場の応急復旧支援
災害時における消化ガス発電設備による電力供給に関する協定	令和 6 年 10 月 28 日	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	下水道班	消化ガス発電設備で発電した電力を処理場及び地域住民等が無償で利用

(4)避難所

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 27 年 2 月 20 日	社会福祉法人聖風会等 17 法人	救援班	福祉避難所の開設・運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和 3 年 2 月 18 日	有限会社あさひ	救援班	福祉避難所の開設・運営
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	令和 3 年 7 月 26 日	株式会社ﾄﾞﾗｲﾋﾞﾝｸﾞｽｸｰﾙ西条	救援班	緊急避難場所としての使用
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	令和 7 年 2 月 28 日	有限会社エンジェル・コール	救援班	福祉避難所の開設・運営

(5)被災者支援

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害救援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ設置及び運営に関する協定	平成 19 年 3 月 27 日	西条市社会福祉協議会	市民協働班	災害救援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰの設置要請
災害時における被災者支援に関する協定	平成 29 年 2 月 14 日	愛媛県行政書士会	調査班	行政書士が関与できる業務の実施、被災者支援窓口の設置、本市への会員の派遣等

(6)輸送・搬送

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時の物資等の輸送に関する協定	平成25年11月28日	新居浜・西条地区ﾄﾗｯｸ協会西条支部	市民物資班 都市計画班	食料輸送の協力要請 資材等輸送の協力要請
災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定	平成27年6月1日	石鎚環境協同組合	環境衛生班	ごみ等の収集運搬の協力
災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定	令和2年10月1日	西条清掃協同組合	環境衛生班	災害時により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合の応急対策
災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定	令和4年10月25日	介護タクシーいぶき　等9団体	救援班	介護タクシー事業者の有する福祉車両により、要配慮者を福祉避難所等に緊急輸送する
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年11月25日	佐川急便株式会社	市民物資班	物資の受入及び配送等の要請
ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関する協定	令和6年9月19日	株式会社ACSL	道路班 農林水産班 情報班	被災現場等の状況の把握、被災者及び遭難者の捜索及び救助支援、物資の運搬

(7)通信

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時における緊急放送・通信に関する協定	平成25年12月2日	株式会社ﾊｰﾄﾈｯﾄﾜｰｸ	広報班	緊急放送・通信要請
災害にかかる情報発信等に関する協定	令和2年8月11日	LINEヤフー株式会社	広報班	緊急放送・通信要請

(8)西条市からの協力

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
大規模災害に等における西条市の施設の使用に関する協定	平成21年11月26日	西条西警察署	施設管理班	西条市庁舎の一部の使用許可
	平成22年6月21日	西条警察署		
災害時の協力に関する協定	平成26年2月6日 覚書締結:令和2年3月26日	四国電力株式会社 (令和2年4月1日～、四国電力送配電株式会社)	道路班	電力復旧作業に必要な協力

(9)その他(包括連携協定等)

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
西条市と今治海上保安部との包括連携協定	令和5年5月29日	今治海上保安部	危機管理班 学校教育班	地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進
地域防災力の向上等に係る連携協定	令和7年10月3日	損害保険ジャパン株式会社	危機管理班	市民及び企業の防災意識の啓発及び防災知識の普及　他

3　消防関係の応援協定状況

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
愛媛県消防防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの支援に関する協定	平成18年3月1日	愛媛県と愛媛県全域11市9町4事務組合	情報班	応援要請
愛媛県消防広域相互応援協定	令和2年4月1日	愛媛県と県下全域11市9町4事務組合		
東予広域消防相互応援協定	昭和54年12月14日	東予地区4市1町 (東予地区6市13町7村4事務組合)		

協定名	締結年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
愛媛県消防団広域相互応援協定	令和2年4月1日	愛媛県及び県下全域11市9町4事務組合		
救急業務応援協定	昭和55年6月13日	西条市、久万高原町(上浮穴郡生活環境事務組合)	情報班	応援要請
3町2消防組合と消防相互応援協定	平成4年4月1日	西条市(丹原町、周桑事務組合)、東温市(重信町、川内町、東温消防等事務組合)		
松山自動車道消防相互応援協定	平成6年10月17日	西条市(周桑事務組合、小松町、丹原町)、東温市(東温消防等事務組合、川内町)		
今治小松自動車道消防相互応援協力応援協定	平成11年7月2日7月2日(平成13年6月8日一部改正)	西条市(周桑事務組合、東予市、小松町、丹原町)、東温市(東温消防等事務組合、川内町)、今治市(今治地区事務組合消防本部)	情報班	応援要請
広域消防相互応援協定	平成18年4月1日	西条市、いの町、仁淀消防組合		

4 廃止した協定

協定名	締結・廃止年月日	締結団体	担当班	協力要請内容
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	令和元年8月5日 ※令和3年廃止	株式会社キッチンエヌ	市民物資班	キッチンカーを用いた大規模災害発生時の食料・物資の供給
災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	平成20年8月1日 ※令和5年2月28日廃止	アサヒビール株式会社四国工場 アサヒ飲料株式会社四国支社	市民物資班	在庫清涼飲料水の供給要請
			水道班	工場内製造用水の供給要請
災害時等における物資の供給協力等に関する協定	平成27年2月27日 ※令和6年4月26日廃止	株式会社ジェイコム	市民物資班	災害用食料の供給要請 資機材・物資等の供給要請

1-22 愛媛県建設業協会西条支部事業者一覧

【(一社)愛媛県建設業協会西条地区災害対策本部組織編成表】　　令和 7 年 12 月 31 日現在

役 職 名	氏　名(会社名)	電話番号	FAX
地区本部長	安藤 善太(安藤工業㈱)	0898-64-3711	0898-64-2450
地区副本部長	山本 新一郎(㈱山本工務店)	0897-55-2205	0897-55-2878
	藤岡 一貴(藤岡建設㈱)	0898-68-7239	0898-68-7454
	高橋 康壽(高橋建設工業㈱)	0897-56-5307	0897-53-2425
	今井 美文(㈱今井組)	0898-73-2001	0898-73-2437

担当区域①:船屋・玉津・下島山・飯岡 地区			地区代表社 :髙橋土建㈱ 地区副代表社:㈱越智工務店	
No.	氏　名	会 社 名	電話番号	FAX
1	髙橋 宏幸	髙橋土建㈱	0897-55-3659	0897-55-0339
2	越智 学	㈱越智工務店	0897-56-3608	0897-55-6194
3	一色 勝正	一色建設㈱	0897-47-4017	0897-47-1411
4	矢野 武彦	大武建設㈱	0897-56-0055	0897-56-0165
5	越智 信二	㈲越島建設	0897-55-3986	0897-55-3913
6	近藤 勝紀	㈱近藤技研	0897-53-7432	0897-47-3661
7	吉川 輝	三共建設産業㈱	0897-55-2896	0897-55-1426
8	寺田 昌直	㈱寺田組	0897-56-4333	0897-56-4339
9	竹久保 隆則	丸隆建設㈱	0897-55-5775	0897-55-6553
10	宮崎 英明	宮崎動力工業㈱	0897-55-3337	0897-55-3864
11	宮崎 仁志	宮崎土木㈲	0897-55-8009	0897-55-8117
12	矢野 惠三	㈱矢野正建設工業	0897-55-3966	0897-55-3973
13	中矢 憲一	西条道路㈱	0897-56-3831	0897-53-2539

担当区域②:神拝・西条・大町 地区			地区代表社 :高橋建設工業㈱ 地区副代表社:西条建設㈱	
No.	氏　名	会 社 名	電話番号	FAX
14	高橋 康壽	高橋建設工業㈱	0897-56-5307	0897-53-2425
15	星加 佳洋	西条建設㈱	0897-56-0155	0897-56-1903
16	内田 清	㈲内田建設	0897-56-5132	0897-56-5129
17	川下 征英	㈱川下建設	0897-55-4147	0897-55-4684
18	木藤 将志	㈲木藤建設	0897-55-3377	0897-55-3531
19	白石 幸二	㈱白石工業	0897-53-2722	0897-55-1551
20	尾野 忠雄	㈲大寿建設	0897-55-0070	0897-55-1453
21	宇佐美 和孝	㈲大晋建設	0897-56-6835	0897-56-6864
22	髙橋 慶士	㈱高橋工務店	0897-56-2151	0897-55-2159
23	山本 新一郎	㈱山本工務店	0897-55-2205	0897-55-2878
24	中矢 憲一	西条道路㈱	0897-56-3831	0897-53-2539

担当区域③:神戸・千町・藤之石 地区			地区代表社 :㈱久門組 地区副代表社:丹建設工業㈱	
No.	氏　名	会 社 名	電話番号	FAX
25	菅 晋策	㈱久門組	0897-53-5167	0897-56-5585
26	丹 隆夫	丹建設工業㈱	0897-55-5223	0897-56-5612
27	菅 武司	㈲菅組	0897-56-4567	0897-53-1595
28	藤田 秀樹	木下建設㈱	0897-55-4138	0897-55-4699
29	塩崎 久雄	㈱塩崎組	0897-55-2553	0897-55-5425
30	髙橋 雅顕	㈲髙橋建設	0897-56-6071	0897-55-0612
31	弓山 幹雄	㈱弓山建設	0897-53-2100	0897-53-2883
32	中矢 憲一	西条道路㈱	0897-56-3831	0897-53-2539

担当区域④:禎瑞・氷見・橘・大保木 地区			地区代表社 :伊藤善建設工業㈱ 地区副代表社:㈱伊藤土建	
No.	氏　名	会 社 名	電話番号	FAX
33	伊藤 晴友	伊藤善建設工業㈱	0897-57-9971	0897-57-7778
34	伊藤 伸輔	㈱伊藤土建	0897-57-8111	0897-57-8818
35	伊藤 秀樹	㈱今宮建設	0897-57-7930	0897-57-7930
36	高橋 大輔	新高建設㈱	0897-57-7788	0897-57-7528

37	野田 翔太	㈲野田建設	0897-57-8454	0897-57-6412
38	中矢 憲一	西条道路㈱	0897-56-3831	0897-53-2539

担当区域⑤:小松 地区			地区代表社 :㈱北田組 地区副代表社:㈱野村建設	
No.	氏 名	会 社 名	電話番号	FAX
39	北田 秀穂	㈱北田組	0898-72-4340	0898-72-4882
40	野村 康仁	㈱野村建設	0898-72-5458	0898-72-3398
41	玉井 昭秀	㈱玉井建設	0898-72-2159	0898-72-6127
42	戸田 洋一	㈱戸田建築工業	0898-72-2646	0898-72-2652
43	石井 統治	㈲丸石土木	0898-72-2595	0898-72-5907

担当区域⑥:丹原 地区			地区代表社 :㈱今井組 地区副代表社:丹原建設㈱	
No.	氏 名	会 社 名	電話番号	FAX
44	今井 美文	㈱今井組	0898-73-2001	0898-73-2437
45	安藤 直康	丹原建設㈱	0898-68-7485	0898-68-4727
46	今井 洋平	㈱今井工務店	0898-68-7522	0898-68-7354
47	山内 一敏	㈲三共建設	0898-68-7588	0898-68-7627

担当区域⑦:周布・多賀・吉井 地区			地区代表社 :㈱菅建設 地区副代表社:㈱丹下興産	
No.	氏 名	会 社 名	電話番号	FAX
48	菅 俊力	㈱菅建設	0898-64-3064	0898-64-5614
49	丹下 準一郎	㈱丹下興産	0898-68-7738	0898-68-3853
50	丹下 喜代範	丹下建設工業㈱	0898-65-5568	0898-64-3258
51	藤岡 一貴	藤岡建設㈱	0898-68-7239	0898-68-7454

担当区域⑧:壬生川・国安・吉岡 地区			地区代表社 :芸予産業㈱ 地区副代表社:㈲大沢建設	
No.	氏 名	会 社 名	電話番号	FAX
52	矢野 大理	芸予産業㈱	0898-64-2544	0898-64-2425
53	大澤 康樹	㈲大沢建設	0898-66-3138	0898-76-5889
54	安藤 善太	安藤工業㈱	0898-64-3711	0898-64-2450
55	青野 功	㈱青野組	0898-66-5229	0898-66-0275
56	宇佐美 靖典	㈲宇佐美組	0898-64-2437	0898-64-2512
57	志賀 由裕	㈱志賀興産	0898-66-5745	0898-66-0246

担当区域⑨:庄内・三芳・楠・河原津 地区			地区代表社 :岡崎建設㈱ 地区副代表社:東建設㈱	
No.	氏 名	会 社 名	電話番号	FAX
58	岡崎 寛賢	岡崎建設㈱	0898-66-3648	0898-66-0300
59	大本 諭	東建設㈱	0898-66-4675	0898-66-0360
60	茎田 元伸	茎田建設㈱	0898-66-6120	0898-66-6122
61	野村 一士	㈲野村建設	0898-66-5474	0898-66-5498

責 任 者:事務局長 土野 彰三	事務局:0897-56-0320	FAX:0897-56-9456

1-23 指定給水装置工事事業者一覧

令和 7 年 12 月 31 日現在

番号	業 者 の 名 称	代 表 者	住 所	電話番号
1	㈲川上汽缶	川上 克己	船屋519	0897-56-1393
2	㈱松和	松本 洋一	樋之口132－4	0897-56-2025
3	㈱白石工業	白石 幸二	古川甲294－4	0897-53-2722
4	高橋水道㈲	高橋 誠	楢木368－1	0897-57-7770
5	竹田工業㈱	竹田 良文	大町417－3	0897-56-1205
6	丹建設工業㈱	丹 隆夫	中野甲658－8	0897-55-5223
7	東洋設備工業㈱	加藤 弘道	喜多川383－6	0897-56-1588
8	㈱中山設備	中山 賀人	喜多川610－2	0897-55-4134
9	㈱マルイ設備工業	越智 純也	福武甲1194－2	0897-56-4205
10	㈲山本設備工業	山本 和法	中野甲559	0897-55-6243
11	共栄プロパンガス㈱	斎藤 和久	飯岡2609-2	0897-56-0052
12	塩出設備	塩出 俊一	喜多川124-1	0897-56-7700
13	高橋石油ガス㈱	髙橋 雅顕	洲之内甲647-1	0897-56-1570
14	漏水メンテ	藤田 幸助	飯岡2172-4	050-3797-2608
15	㈲松尾設備	松尾 豊	氷見丙952	0897-57-7433
16	野口工業㈱	野口 晃揮	中野甲886-7	0897-47-8193
17	㈱山田設備	山田 善寛	福武甲1675	0897-66-7521
18	㈱ぽんぷ屋	安藤 寿信	大町1038-4	0897-53-2312
19	佐藤建設㈱	佐藤 太	古川甲148-84	0897-47-4011
20	亀川設備工業㈱	亀川 繁和	高田493－3	0898-64-5880
21	川上設備	川上 雅夫	壬生川558－13	0898-65-4892
22	近藤設備工業㈱	櫛部 光孝	旦之上甲269－2	0898-66-2498
23	㈲角知設備工業所	篠原 宏明	今在家68	0898-64-4044
24	武田設備工業㈲	武田 公子	円海寺158－4	0898-64-3328
25	東洋管工㈱	藤岡 直哉	北条1009	0898-64-1010
26	東予住宅設備㈲	行本 博	北条1252－8	0898-64-3266
27	中野商会	中野 安博	壬生川157-31	0898-64-2752
28	藤岡ガス㈲	塩出 素久	周布1688－2	0898-68-7826
29	㈱萬両設備工業所	近藤 敏明	石田264－5	0898-64-4061
30	稲井設備	稲井 俊秀	喜多台553-1	0898-64-6707
31	シャイン設備㈱	佐伯 文雄	安用甲932-1	0898-52-7115
32	㈱マルワ	渡邉 孝司	楠甲361-1	0898-55-8200
33	伊藤設備	大澤 健志	丹原町長野1639－3	0898-68-4049
34	越智設備	越智 淳二	丹原町来見662	0898-75-3549
35	㈲佐伯電機	佐伯 ユキヱ	丹原町今井120－3	0898-68-7242
36	㈲佐伯燃料設備工業	佐伯 耕司	丹原町丹原61－1	0898-68-7185
37	周桑佐伯設備	佐伯 晃	丹原町古田甲1461－1	0898-68-0231
38	㈱東予タカラ住設	櫛部 健二	丹原町長野1694-2	0898-68-4230
39	㈱ニコー住宅設備	黒光 映次	丹原町今井525－6	0898-68-7667
40	㈲南部燃料住宅設備	南部 充利	小松町新屋敷甲2845－1	0898-72-2306
41	桧垣住宅設備	桧垣 光昭	小松町新屋敷甲2117-4	0898-72-3613
42	安岡設備	安岡 寿仁	小松町新屋敷甲566-10	0898-72-5741
43	戸田設備	戸田 隆二	小松町安井甲193-2	0898-72-4485

1-24 下水道排水設備指定工事店一覧

令和 7 年 12 月 31 日現在

No.	指定工事店名	代表者名	所 在 地	電話番号
1	㈱アポロ商会	原 秀典	大町1507	0897-55-4141
2	イーオカ住設建材	一色 大輔	飯岡2303	0897-56-3272
3	㈲内田建設	内田 清	福武甲1033	0897-56-5132
4	㈲菅組	菅 武司	洲之内甲520	0897-56-4567
5	三共建設産業㈱	吉川 輝	玉津263-2	0897-55-5900

No.	指定工事店名	代表者名	所　在　地	電話番号
6	㈲三幸設備工業	加藤　雄二	明神木48-2	0897-55-7117
7	塩出設備	塩出　俊一	喜多川124-1	0897-56-7700
8	㈱松和	松本　洋一	樋之口132-4	0897-56-2025
9	㈱白石工業	白石　幸二	古川甲294-4	0897-53-2722
10	白石木材商工㈱	白石　圭史郎	喜多川209-1	0897-55-4450
11	高橋水道㈲	高橋　誠	楢木368-1	0897-57-7770
12	竹田工業㈱	竹田　良文	大町417-3	0897-56-1205
13	丹建設工業㈱	丹　隆夫	中野甲658-8	0897-55-5223
14	東洋設備工業㈱	加藤　弘道	喜多川383-6	0897-56-1588
15	㈱徳増建工	徳増　稚養一	安知生198-2	0897-55-3487
16	㈱中山設備	中山　賀人	喜多川610-2	0897-55-4134
17	㈱マルイ設備工業	越智　純也	福武甲1194-2	0897-56-4205
18	㈲山本設備工業	山本　和法	中野甲559	0897-55-6243
19	㈲松尾設備	松尾　豊	氷見丙952	0897-57-7433
20	伊藤善建設工業㈱	伊藤　晴友	氷見丙373-1	0897-57-9971
21	㈱スイヨー西条営業所	岩崎　明	樋之口369-10	080-3928-8025
22	佐藤建設㈱	佐藤　太	古川甲148-84	0897-47-4011
23	野口工業㈱	野口　晃揮	中野甲886-7	0897-47-8193
24	㈱山田設備	山田　善寛	福武甲 1675	0897-66-7521
25	㈲木藤組	木藤　清	大町1297-17	0897-55-5557
26	㈱ぽんぷ屋	安藤　寿信	大町1038-4	0897-53-2312
27	㈱青野組	青野　功	国安407-3	0898-66-5229
28	㈲宇佐美組	宇佐美　靖典	壬生川266	0898-64-2437
29	亀川設備工業㈱	亀川　繁和	高田493-3	0898-64-5880
30	川上設備	川上　雅夫	壬生川558-13	0898-65-4892
31	芸予産業㈱	矢野　大理	大新田1105	0898-64-2544
32	近藤設備工業㈱	櫛部　光孝	旦之上甲269-2	0898-66-2498
33	東洋管工㈱	藤岡　直哉	北条1009	0898-64-1010
34	東予住宅設備㈲	行本　博	北条1252-8	0898-64-3266
35	藤岡ガス㈲	塩出　素久	周布1688-2	0898-68-7826
36	㈱萬両設備工業所	近藤　敏明	石田264-5	0898-64-4061
37	矢野水道設備	矢野　正	壬生川606-3	0898-64-7009
38	茎田建設㈱	茎田　元伸	三芳1999-5	0898-66-6120
39	岡崎建設㈱	岡崎　寛賢	旦之上甲1446	0898-66-3648
40	藤岡建設㈱	藤岡　一貴	周布1758-3	0898-68-7239
41	シャイン設備㈱	佐伯　文雄	安用甲932-1	0898-52-7115
42	㈱マルワ	渡邉　孝司	楠甲361-1	0898-55-8200
43	稲井設備	稲井　俊秀	喜多台553-1	0898-64-6707
44	㈲南部燃料住宅設備	南部　充利	小松町新屋敷甲2845-1	0898-72-2306
45	安岡設備	安岡　寿仁	小松町新屋敷甲566-10	0898-72-5741
46	戸田設備	戸田　隆二	小松町安井甲193-2	0898-72-4485
47	朝日土木㈲	今井　友也	丹原町久妙寺甲354	0898-68-6950
48	伊藤設備	大澤　健志	丹原町長野1639-3	0898-68-4544
49	㈲佐伯燃料設備工業	佐伯　耕司	丹原町丹原61-1	0898-68-7185
50	㈱東予タカラ住設	櫛部　健二	丹原町長野1694-2	0898-68-4230
51	㈱ニコー住宅設備	黒光　映次	丹原町今井525-6	0898-68-7667
52	㈲行元プロパン住宅設備	行元　彦	丹原町丹原169	0898-68-7105
53	㈱愛水	田村　昭一	新居浜市久保田町2-1-45	0897-34-1313
54	浅海設備工業㈱	浅海　日出夫	今治市黄金町5-1-5	0898-23-7613
55	岩崎冷熱㈱	岩崎　栄治	新居浜市繁本町9-53	0897-35-3171
56	㈲栄和設備	藤原　弘之	新居浜市本郷2-3-19	0897-40-0583
57	㈲エヒメ設備	神山　貴由	新居浜市多喜浜5-5-17	0897-40-5601
58	愛媛日化サービス㈱	原　宗之	新居浜市西の土居町1-3-50	0897-34-1511
59	㈲近代設備工業	越智　道人	今治市喜田村1-8-21	0898-47-5380
60	㈱黒川設備	黒川　裕希	今治市室屋町5-1-7	0898-31-1958

No.	指定工事店名	代表者名	所 在 地	電話番号
61	近藤建材㈱	近藤 一太	新居浜市坂井町3-2-21	0897-43-7711
62	㈱近藤工業所	近藤 慎治	今治市常盤町7-3-4	0898-23-2145
63	㈱さくら工業	櫻井 健吾	今治市喜田村4-13-53	0898-48-2221
64	㈲サム企画	木花 勇作	新居浜市東田1甲1300	0897-64-9600
65	㈲三和冷熱	越智 勲	今治市黄金町3-2-4	0898-22-3011
66	㈲システム愛媛	乗山 弘誓	新居浜市松神子4-3-33	0897-46-1407
67	㈱篠宮工業所	篠宮 博幸	今治市南鳥生町2-2-29	0898-31-0353
68	㈲新栄住設	渡辺 保	新居浜市神郷2-5-1	0897-45-0149
69	㈲新日設	伊藤 裕之	新居浜市政枝町1-6-36	0897-34-6036
70	㈱タクボ設備	田窪 幸孝	今治市立花町3-3-18	0898-31-0227
71	㈲竹林住宅設備機器	竹林 昌兼	新居浜市大生院83-1	0897-41-6622
72	㈱丹下水道ポンプ工業所	丹下 徹也	今治市南日吉町1-3-33	0898-22-3098
73	㈱富田水道工業所	富田 雄二	今治市八町西4-1-12	0898-23-6116
74	㈱長井商会	長井 浩	今治市常盤町4-7-8	0898-32-2929
75	㈲燧熱学	鈴木 正陽	新居浜市東田1甲-1307-1	0897-43-2288
76	㈲松木設備工業所	近藤 斉	今治市松木27-7	0898-47-2634
77	丸石設備工業㈱	藤原 勇人	今治市中寺1008-1	0898-22-7732
78	㈱山内工業	山内 完仁	今治市本町7-3-35	0898-32-1983
79	㈲リフォーム・エヒメ	田村 慎二	新居浜市久保田町2-1-45	0897-34-1224
80	㈲尾田水道	尾田 征司	新居浜市八幡1-10-28	0897-33-8252
81	㈱リビング武田	坂本 等	今治市常盤町1-4-1	0898-23-0148
82	㈱大西水道商会	浅山 智香	今治市大西町脇甲856	0898-53-2271
83	㈲和泉水道工業所	和泉 吉明	松山市竹原4-9-13	089-945-1275
84	㈲乃万設備	池内 洋一	今治市宅間甲1273-6	0898-32-4017
85	日野設備	日野 邦茂	今治市山口甲76-3	0898-56-2909
86	秋桜設備	一色 明人	今治市桜井6-9-63	0898-47-0512
87	㈱明和	近藤 利彦	新居浜市宇高町1-1-33	0897-33-0808
88	シンエイメンテナンス㈱	亀田 春近	新居浜市船木甲2982-38	090-3788-3960
89	㈲壽商会	原 直人	新居浜市寿町4-11	0897-44-7762
90	㈲水成工業	鳥生 武彦	今治市阿方甲489-4	0898-23-7139
91	千設備工業	千 智司	今治市国分4-2-54	0898-47-2435
92	工藤設備	工藤 一志	新居浜市田の上2-5-25	0897-45-0904
93	㈱日管	原 敬	新居浜市寿町10-25	0897-47-7065
94	㈱桧垣工務店	上野 高宏	新居浜市一宮町1-13-15	0897-33-5111
95	㈱佐々木工業	佐々木 章	今治市東村5-2-26	0898-52-3041
96	㈱牧野商会	牧野 彰	新居浜市久保田町1-2-25	0897-33-2602
97	丸山住宅設備	丸山 修聖	今治市五十嵐甲98-4	0898-33-0960
98	㈱永水	永野 浩二	新居浜市坂井町2-5-2	0897-33-0722
99	㈱ヒロ配管設備	仙波 宏通	松山市北梅本町甲792-1	089-961-1762
100	田中設備工業所	田中 勤	今治市桜井3-9-13	0898-48-4501
101	共働設備工業㈱	櫛部 一人	今治市徳重287-1	0898-52-7081
102	武智水道工業㈱	武智 達仁	伊予市上三谷1428	089-982-1268
103	㈱伊藤設備	伊藤 伸二	新居浜市宮原町11-8	090-9459-4661
104	㈱イズミ設備	高岡 裕一	東温市則之内乙2490-1	089-904-2105
105	㈱タナカ	田中 俊成	松山市古川西3-13-5	089-916-9416
106	㈱暁設備	土居 暁	松山市安城寺町278-4	089-943-4423
107	星加技建	星加 隆志	新居浜市中村4-2-48	0897-43-2657
108	㈲山本金物建材	山本 通孝	松山市柳原395	089-992-0353
109	向井設備	向井 栄二	新居浜市大生院1305-1	0897-40-6611
110	㈲藤田商店	藤田 祐基	今治市吉海町幸新田461	0897-84-2994
111	㈱福田建工	岡田 陽英	新居浜市郷3-6-5	0897-47-4088
112	カマダ建築設備㈱	鎌田 昌一	今治市矢田乙402-10	0898-52-3839
113	秋山工業㈱	秋山 三郎	今治市中寺104	0898-31-4079
114	㈱アラウンド	小池 剛	松山市松ノ木1-2-50	089-952-2244
115	四国設備工業	岡崎 正男	松山市桜ケ丘9-1-3	089-992-9333

No.	指定工事店名	代表者名	所 在 地	電話番号
116	㈲笠松電気水道工業所	瀬野 和也	今治市朝倉下甲580-5	0898-56-2173
117	十設	西原 侑	新居浜市土橋1-10-22	0897-47-6691
118	壱英	岡部 涼	新居浜市又野1-8-15	080-5661-4044
119	㈱ライフエンジニアリング	馬場 翼	新居浜市寿町10-58	0897-66-7533
120	㈲神山土木	神山 勝二	新居浜市郷1-5-24	0897-33-5565
121	㈱ヤマモト設備	山本 淳三	松山市久保328-1	089-994-3437

1-25 一般廃棄物処理業許可業者一覧

（令和7年12月31日現在）五十音順

番号	業者名	代表者	住所	電話番号	許可区分			
					ごみ	し尿	処分業	浄化槽
1	愛美総合㈱	川口 清	小松町新屋敷甲467-1	0898-76-3300	○	－	－	－
2	㈲明越産業	羽渕 文治	船屋7-1	0897-55-5660	○	－	○	－
3	㈲石鎚ｽｶｲ・ｸﾘｰﾝ	丹 博臣	氷見乙689－3	0897-57-9121	－	○	－	○
4	㈱ｲﾅﾐｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	稲見 政隆	ひうち6－12	0897-55-7111	○	－	－	－
5	今治加工㈱	北岡 康典	今在家1218-1	0898-64-1233	○	－	○	－
6	㈲宇佐美商店	宇佐美 公二	古川甲281－1	0897-55-3985	○	－	○	－
7	㈲SK企画	合田 宜史	大町255-10	0897-53-8220	○	－	－	－
8	㈱大野組	徳永 博文	中西323－7	0897-53-2892	○	－	－	－
9	㈲鎌田廻漕店	中山 昭壽	喜多川841－1	0897-56-3255	○	－	－	－
10	㈲旭林造園土木	藤田 隆司	飯岡310-2	0897-55-5025	○	－	－	－
11	㈲工藤商店	工藤 一孝	小松町明穂甲243-1	0898-72-3428	○	－	－	－
12	久門産業㈱	久門 憲彦	小松町新屋敷甲2602-2	0898-72-5346	○	－	－	－
13	㈱クリーンダスト	菊地英二郎	船屋乙5-7	0897-56-7071	○	－	○	－
14	㈲越野商事	越野 淳子	飯岡3219-2	0897-56-9409	○	－	○	－
15	㈱小松協同企業	伊藤 哲也	小松町新屋敷甲203-3	0898-72-4498	○	○	－	○
16	西条環境整備㈱	稲井 翔汰	樋之口452-8	0897-55-3244	○	○	－	○
17	酒井興産㈱	酒井 知子	新居浜市阿島1-6-35	0897-43-2300	○	－	－	－
18	周桑衛生㈱	菅 桂二	高田799-2	0898-65-5659		○	－	○
19	周桑クリーン㈱	藤田 恒子	高田916-130	0898-66-5963	○	○	－	○
20	㈲曽我建設	曽我 昌紀	石田410-5	0898-65-5685	○	－	－	－
21	大勝産業㈱	光國 正司	下島山乙115-1	0897-52-0888	○	－	－	－
22	㈲大成金属	宇佐美 総一郎	神拝乙154-1	0897-55-4346	○	－	－	－
23	㈱匠産業	薦田 義明	港46-1	0897-47-6330	○	－	－	－
24	㈲丹原清掃社	木村 正敏	丹原町今井430-2	0898-68-5015	○	○	－	○
25	㈱戸田産業	戸田 浩文	古川甲323-10	0897-52-0756	○	－	○	－
26	㈱日本有機四国	大石 隆憲	旦之上乙303-3	0898-66-5001	－	－	○	－
27	ヒカリ環境開発㈲	高橋 浩一	丹原町北田野1170	0898-68-6533	○	○	－	○
28	㈱平野	平野 俊和	高田916-97	0898-66-5764	○	－	－	－
29	藤岡建設㈱	藤岡 一貴	周布1758-3	0898-68-7239	○	－	○	－
30	㈲藤田農園緑地開発	藤田 慶三	飯岡595	0897-56-0077	○	－	－	－
31	㈲マルイシ興業	伊藤 まゆみ	西之川丙118	0897-59-0234	○	－	－	－
32	㈲三芳衛生社	高 正剛	大野395-13	0898-66-4098	－	○	－	○
33	㈲柳紙業	柳 克寿	新居浜市観音原町乙2-13	0897-41-1410	○	－	－	－
34	㈲山本造園	山本 周司	中野甲590-1	0897-56-8002	○	－	－	－
35	㈱R-テック	鶴岡 裕士	松山市東長戸1-10-20	089-917-6551	○	－	－	－
36	㈱Lead Lump	目見田 学	旦之上甲615	0898-76-5167	○	－	－	－
				計	32	8	8	8

1-26 し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電話番号
西条市ひうちクリーンセンター	氷見戊 75	－

1-27 ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	電話番号
西条市道前クリーンセンター	小松町大頭甲1200	0898-72-3843
西条市東部一般廃棄物最終処分場	船屋甲1―1	―
西条市東予一般廃棄物最終処分場	河之内甲32―1	0898-66-0290
西条市丹原一般廃棄物最終処分場	丹原町鞍瀬辛566―2	0898-73-2806

1-28ＬＰガス販売業者一覧

・西条支部　（令和 7 年 12 月 31 日現在）

No.	会社名	住所	電話番号	備考
1	髙橋石油ガス㈱	洲之内甲647-1	0897-56-1570	
2	えひめ未来農業協同組合 燃料センター	洲之内甲163	0897-56-9050	
3	㈲藤本石油	氷見乙705－1	0897-57-9804	
4	三晃産業㈲	氷見乙986－2	0897-57-9007	
5	佐伯燃料店	氷見丙527	0897-57-9908	
6	伊藤忠エネクスホームライフ 四国㈱西条営業所	ひうち3－9	0897-55-1890	
7	㈲工藤ガス	大町1176-1-1F	0897-53-5797	
8	㈱アポロ商会	大町1507	0897-55-4141	
9	㈱西条プロパン	大町1074-2	0897-55-2120	
10	フジエネルギー㈲	福武甲890-1	0897-53-8000	
11	共同瓦斯㈱ひうち支店	ひうち3－40	0897-55-2845	
12	共栄プロパンガス㈱	飯岡2609－2	0897-56-0052	
13	四国ガス燃料西条出張所	飯岡2434-83	0897-55-6655	
14	㈲エナジー安田	朔日市775-4	0897-55-2596	
15	㈲リビング藤下	明屋敷328－1	0897-55-4363	
16	㈲サイトウ	飯岡2560－31	0897-56-0089	
17	㈲高田屋ガス	神拝甲197－7	0897-53-6468	

・周桑支部　（令和 7 年 12 月 31 日現在）

No.	会社名	住所	電話番号	備考
1	㈲大道プロパン	喜多台474－5	0898-64-2325	
2	山内石油㈱オートガススタンド	石田288-1	0898-64-3507	
3	藤岡ガス㈲	周布1688－2	0898-68-7826	
4	小笠原プロパン	三津屋南14-18	0898-64-2457	
5	大崎屋	河原津甲236	0898-66-5164	
6	㈲金子屋商店	三芳1104	0898-66-5011	
7	久通丸商店	壬生川23-1	0898-64-2047	
8	国安石油㈱	国安976-1	0898-66-1265	
9	㈲河野商店	丹原町志川甲235	0898-73-2011	
10	㈲佐伯燃料設備工業	丹原町丹原61-1	0898-68-7185	
11	㈲行元プロパン住宅設備	丹原町丹原169	0898-68-7105	
12	㈲南部燃料住宅設備	小松町新屋敷甲2845-1	0898-72-2306	
13	㈲玉井石油店	今在家43-2	0898-64-3040	
14	松田商店	小松町新屋敷甲255	0898-72-2801	
15	周桑農業協同組合	丹原町池田1701－1	0898-68-4884	
16	ENEOSグローブエナジー㈱ 東予営業所	北条1200-2	0898-52-7575	
17	㈱天宗東予	今在家727-1	0898-64-2595	

1-29 災害対策用機械等事務所別配置表（国土交通省）

令和 7 年 12 月 31 日現在

災害対策用機械名	規格		配置事務所												
			徳島	那賀川	香川	松山	大洲	高知	中村	土佐	吉野川統管	砂防	四技	計	
排水ポンプ車	高揚程［揚程 20 m］	30（15）㎥/min 軽量水中ポンプ		1	1		3	2	1				1	9	35
		60（30）㎥/min 軽量水中ポンプ	6	2		1	2	1	2					14	
	一般揚程［揚程 10 m］	30 ㎥/min 軽量水中ポンプ	1	1	1	1	2	3	2				1	12	
照明車	2kW×6 灯　20.3m				2	3			1	3			1	10	28
	1.2kW×6 灯　20.3m		6	2			3	3	3				1	18	
衛星通信車(Ku-SAT Ⅱ)	トラック型		1			1			1	1			1	5	
対策本部車	拡幅型					1				1			1	3	
待機支援車	バス型　ベッド数 4		1	1		1	1		1	2			1	8	
標識車	LED 昇降式		1		1	1				1				4	
橋梁点検車	バケット式												2	2	
土のう造成機	自走式								1				1	2	
バックホウ	後方超小旋回型　遠隔操縦式												1	1	2
	分解組立型　遠隔操縦式												1	1	
小型コローラクレーン	自立分解仕様												1	1	2
	分解仕様												1	1	
簡易遠隔操縦装置	バックホウ用								1					1	
ヘリコプター	8 人乗り		1											1	
応急組立橋	トラス 1 車線　30m					1				1				2	9
	トラス 1 車線　40m		1											1	
	トラス 2 車線　40m				1									1	
	トラス 2 車線　50m		1*			1	1		1	1				5	
可搬型衛星通信装置(Ku-SAT Ⅱ)			1	1	1	1	1	1	1		1			8	
i-RAS			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
公共 BB			1		1	1		1	1			1		6	
Car-SAT													1	1	
合計台数			128 台												

*50m のうち 26m 分のみ配置

上表の各災害対策用機械のほかに「衛星電話（携帯型）」を四国地用整備局管内の各事務所等に配備している。		本局	事務所												ダム				港湾関係事務所					計
			徳島	那賀川	香川	松山	大洲	山鳥坂	高知	中村	土佐	砂防	四技	吉野川統管	肱川統管	大渡	渡川統管	小松島	高松	松山	高知	高松技	
衛星電話（携帯型）	イリジウム、ワイドスター Ⅱ、BGAN（ビーギャン）	7	10	5	11	9	3	0	5	4	5	6	1	2	2	2	3	8	8	6	9	3	109 台

1-30 災害対策用機械の自治体等支援における連絡窓口

【災害対策用機械の自治体等支援について】

■ 自治体等から要請があった場合、管内の気象や被害の発生状況、今後の出動予定など検討した上で可能であれば貸与することが出来ます。
■ 機械自体の損料は無償です。ただし、機械の引渡場所から現地までの運搬・設置・運転に掛かる経費は原則負担していただきます。
■ ご不明な点、詳細は四国地方整備局までお問い合わせください。



【要請にかかる連絡窓口は以下のとおりです】

① 四国地方整備局　災害対策マネジメント室 ⇒ TEL：087－811－8310（直通）
FAX：087－811－8410

② ホットラインでの要請
⇒ 首長等と管内担当事務所長間で開設されているホットラインを利用しての要請も可能です。

③ リエゾン経由での要請
⇒ 最寄りの事務所などからリエゾン（情報連絡員）が派遣されている場合は、リエゾンへの連絡でも要請可能です。

〔気象関係〕

1-31 特別警報・警報・注意報の発表基準

警報・注意報発表官署：松山地方気象台（令和 7 年 5 月 29 日現在）

<table>
<tr><th colspan="3">種 類</th><th colspan="2">発 表 基 準</th></tr>
<tr><td rowspan="8">特別警報</td><td rowspan="4">気象</td><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">高潮</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">波浪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地象</td><td>地震動</td><td colspan="2">震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合</td></tr>
<tr><td>地面現象</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="8">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>浸水害</td><td>表面雨量指数基準</td><td>20</td></tr>
<tr><td>土砂災害</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>124</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>加茂川流域＝42.5，渦井川流域＝20.8，中山川流域＝31.4，大明神川流域＝10，室川流域＝8.6</td></tr>
<tr><td>複合基準</td><td>加茂川流域＝（18，31）渦井川流域＝（8，16.9），中山川流域＝（18，29.2）大明神川流域＝（8，9），室川流域=(8，7.7)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>20m/s</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>25m/s</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>20m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>25m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 10 ㎝</td></tr>
<tr><td>山地</td><td>12 時間降雪の深さ 30 ㎝</td></tr>
<tr><td colspan="2">波浪</td><td>有義波高</td><td colspan="2">3.0m</td></tr>
<tr><td colspan="2">高潮</td><td>潮位</td><td colspan="2">2.7m</td></tr>
</table>

種 類		発 表 基 準		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	加茂川流域=34，渦井川流域=16.6，中山川流域=25.1，大明神川流域=8，室川流域=6.8	
		複合基準	加茂川流域=(9，27.3)，渦井川流域=(5，15.2)，中山川流域=(5，25.1)，大明神川流域=(8，6.7)，室川流域=(7，6.8)	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5 ㎝
			山地	12 時間降雪の深さ 15 ㎝
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小温度 40％で実効湿度 60％		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*		
	低温	平地：最低気温－4℃以下　山地：最低気温－8℃以下		
	霜	晩霜期：最低気温 3℃以下		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm以上　気温：－1℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：100mm		

(注)

(1) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛けるものである。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報と は、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。

(3)「*」印を付した要素は松山地方気象台における値であることを示す。

(4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、約 1km 四方毎に設定している基準である。

(5) 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(6) 洪水警報・注意報の「複合基準」は（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

＜参考＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域毎に算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域毎に算出する。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

平坦地、平坦地以外の定義

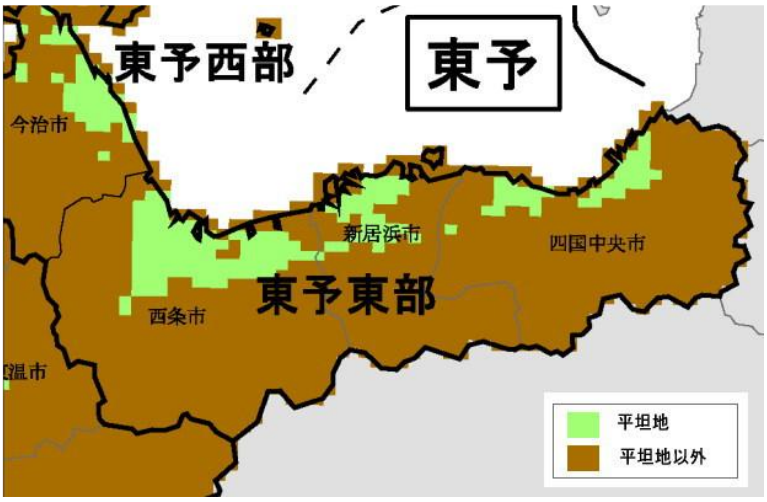
平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

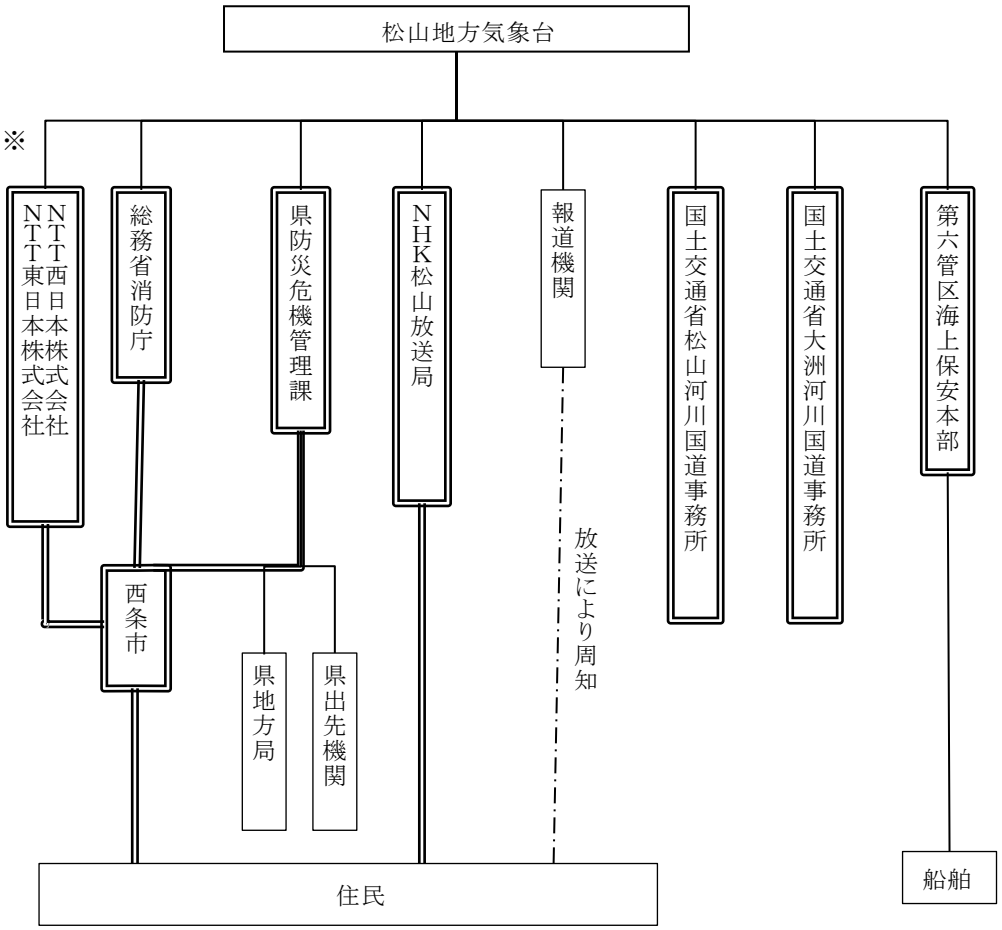
平野部・山沿い・山地の取り扱いについて

標高がおおむね 200m までの地域を「平野部」、200m～400m までの地域を「山沿い」、400m 以上の地域（高縄半島付近、久万高原付近を除く）を「山地」とする。

西条市の区分



1-32 気象等特別警報・警報・注意報の伝達系統



※印は警報のみ。

--- は防災情報提供システム（インターネット）による接続

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

1-33 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容

1 津波関係

(1)大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超(10m＜予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m(5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m)		
		5m(3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3 m以下の場合。	3m (1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≦予想 される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がな かったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。このうち、津波の観

測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2)津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定さ れる沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3)

(※1)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2)津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第 1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または 「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
津波警報	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	1m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
津波注意報	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注)沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所に

よっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報
・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報
・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

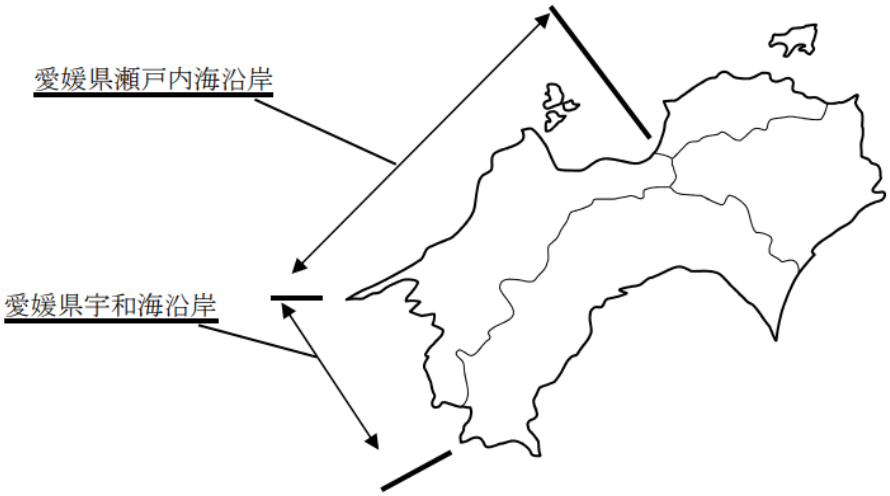
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報　で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき　（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m　未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも　0.2m　未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を 66 の区域に分け、都道府県単位もしくは更に細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、西条市では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と発表する。



2 地震関係

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の2種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報(警報)の発表条件、発表内容、区域名

緊急地震速報（警報）	**発表条件**	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上とまたは長周期地震動階級3以上の揺れと予想された場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度 4 以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域名 （具体的な予測震度と猶予時間は発表しない）
区域の名称	地域単位:愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位:愛媛	

緊急地震速報(予報)の発表条件、発表内容

緊急地震速報（予報）	**発表条件**	いずれかの地震観測点において、P 波または S 波の振幅が 100 ガル以上と なった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが 3.5 以上、または最大予測震度が 3 以上、長周期地震動階級が1以上である場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度 3 以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度 4 以上または長周期地震動階級1以上のときは、地域名に加えて、震度 4 以上または長周期地震動階級1以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注)緊急地震速報(予報)は、地震を検知してから数秒～1分程度の間に数回(5～10 回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

(2)地震情報等の種類とその内容

地震情報等の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報または津波注意報発表または 若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュー ド）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

*1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

(3)地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区気象台、松山地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・ 地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容につい て、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・ 地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

4 火山関係

(1)噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁及び大阪管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、河口付近に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」とする。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2)噴火予報

気象庁及び大阪管区気象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合等に発表する。

(3)噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

なお、西条市を含め愛媛県内には 2022 年1月1日現在、対象となる活火山は無い。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5（避難）

噴火警報（居住地域）又は噴火警報		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきてい る）。	レベル4（高齢者等避難）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3（入山規制）
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1（活火山であることに留意）

（噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合）

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意
噴火警報（周辺海域）	周辺海域	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	周辺海域警戒
噴火予報	直上	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。	活火山であることに留意

(4)降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により住民等に影響を及ぼす降灰の予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。

・ 18 時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲 を提供。

② 降灰予報（速報）

・ 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴 火発生後5～10分程度で発表。

・ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

③ 降灰予報（詳細）

・ 噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生 後 20～30 分程度で発表。

・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

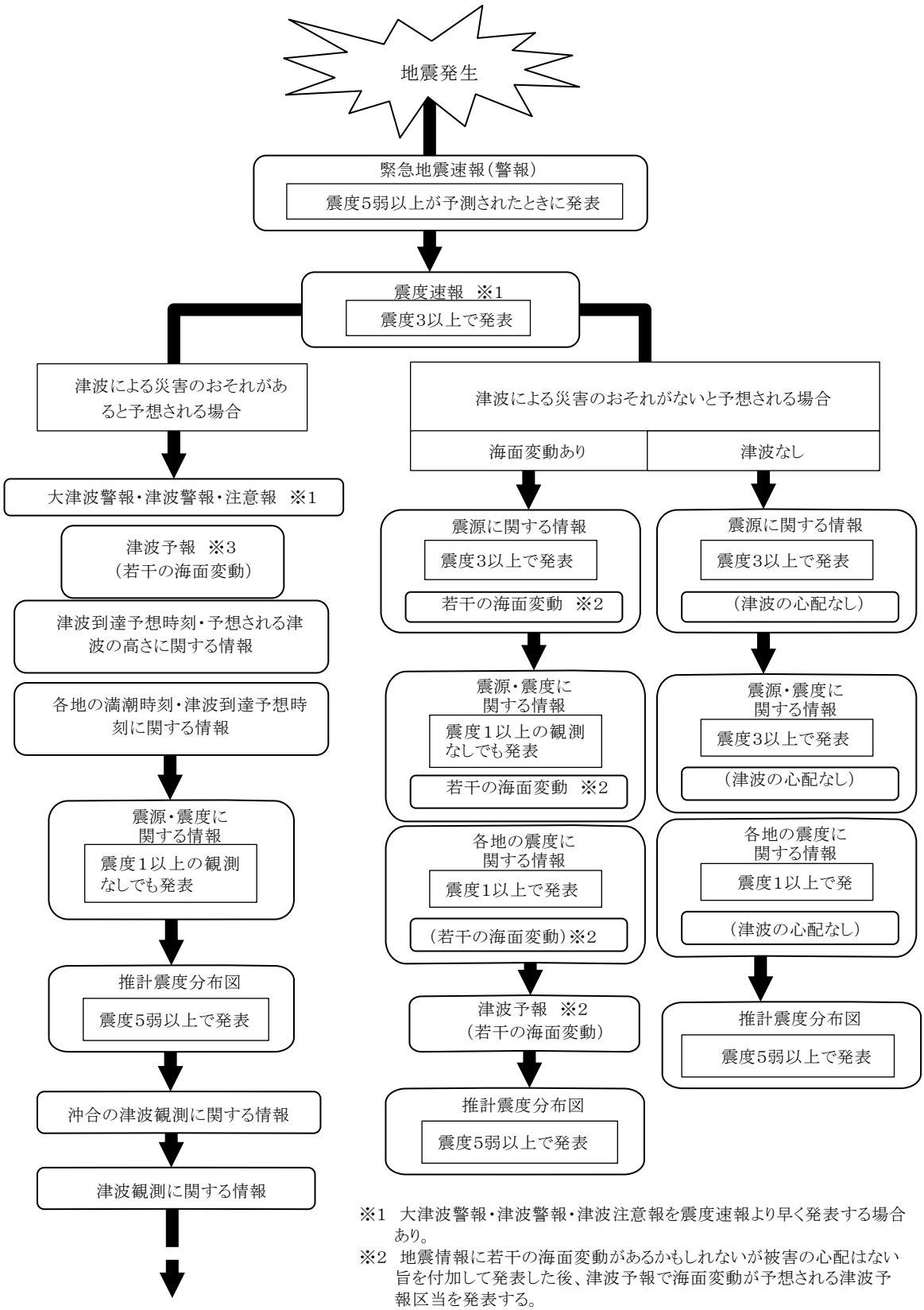
降灰量階級と取るべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気 腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦ 厚さ≦1mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガ ラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

5　情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。



※1　大津波警報・津波警報・津波注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※2　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区当を発表する。

※3　大津波警報・津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

6 地震情報に使用される用語の解説

用　語	説　明
震　度	ある地点での地震動の強さをいう。「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に 1 箇所程度設置されている。
地域震度	全国を 188 地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の 3 地域に分けて発表する。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震　源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震　央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。

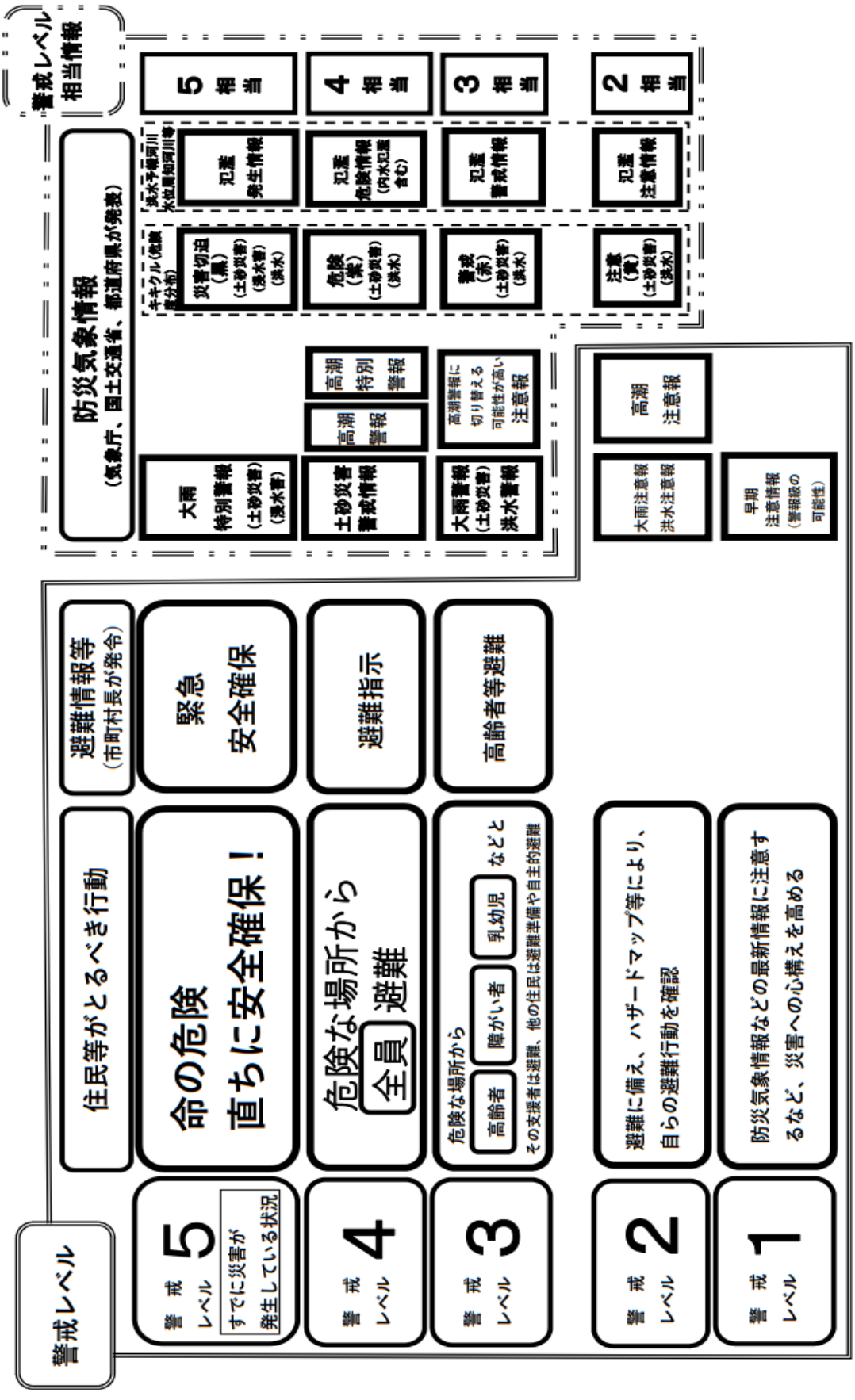
1-34 震度観測地点一覧表

No.	震度観測点名称	設置機関	備考
1	丹原町鞍瀬	気象庁	保井野集会所敷地内
2	周布	国立研究開発法人防災科学技術研究所	西部支所
3	新田	愛媛県	消防本部
4	丹原町池田	愛媛県	丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
5	小松町	愛媛県	小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ

・設置箇所図



1-35 警戒レベルと住民等のとるべき行動について



1-36 林野火災注意報・警報（令和８年１月１日運用開始）

1　発令基準

(1)林野火災注意報(西条市火災予防条例第29条の8関係)

ア　前３日間の合計降水量が 1mm 以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下

イ　前３日間の合計降水量が 1mm 以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

(2)林野火災警報

ア　林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

イ　特に大規模火災の発生が懸念されるとき

2　警報が発令された場合の火の使用の制限内容

(1)　山林、原野等において火入れをしないこと。

(2)　煙火を消費しないこと。

(3)　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4)　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

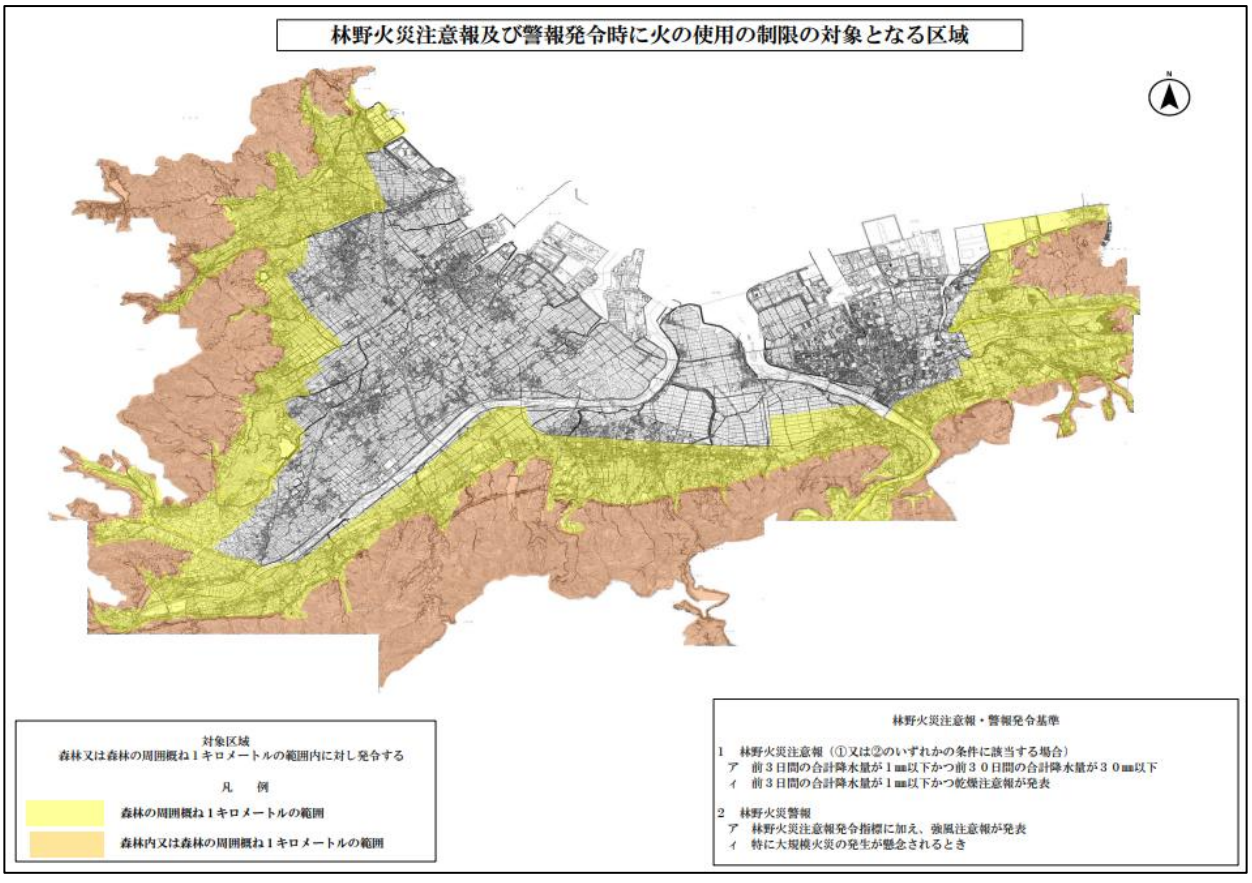
(5)　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6)　残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

(7)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

3　火の使用の制限対象範囲(同条例第29条の9関係)

森林又は森林の周囲おおむね1㎞の範囲内



2 救援施設関係

2-1 指定緊急避難場所一覧

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別 地震	土砂	洪水(水系名)	高潮	津波	火災	海抜	指定避難所との重複	備考
玉津	1	玉津小学校(校舎・体育館)	玉津 200-1	5,213	2,607	0897-56-3161 FAX 56-3340	×		渦			×	2.5	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		玉津小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,909	4,455					×	×				
	2	西条東中学校(校舎・体育館)	下島山甲 865	5,768	2,884	0897-56-2653 FAX 56-3525	×		渦			×	7.2	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条東学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		12,949	6,475										
	3	玉津公民館	玉津 238-1	950	475	0897-56-5191 FAX 53-9013	×		渦			×	2.7	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	4	西条運動公園	ひうち 1-2	150,016	75,008	なし				×			4.5		
	5	総合体育館	ひうち 1-2	7,363	3,682	0897-53-3006	×					×	3.7	有	高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 津波災害時は孤立が想定される
	6	ひうち体育館	ひうち 1-3	1,464	732	0897-53-3357	×					×	3.8	有	高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 津波災害時は孤立が想定される
	7	地域創生センター	ひうち 1-16	2,121	1,061	0897-52-5156 FAX 47-5156	×					×	4.3	有	高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 津波災害時は孤立が想定される
	8	生涯学習の館	天神 1-205	964	482	0897-53-8686 FAX 63-8687	×					×	16.8	有	
飯岡	9	西条東部公園	飯岡 1518-3 他	11,396	5,698	0897-52-1548 FAX 52-1260							40.6		
	10	飯岡小学校(校舎・体育館)	飯岡 2124	5,613	2,807	0897-56-2119 FAX 56-3430	×					×	30.2	有	
		飯岡小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,819	4,410										
	11	飯岡公民館(建物)	飯岡 2171-2	875	438	0897-56-2118 FAX 56-9014	×					×	30.9	有	
	12	西条東部地域交流センター(建物)	飯岡 550	595	298	0897-55-3961	×					×	65.0	有	
		西条東部地域交流センター(駐車場)		2,764	1,382										
西条	13	西条小学校(校舎・体育館)	神拝乙 112	5,922	2,961	0897-56-3117 FAX 56-3070	×		渦・加			×	1.6	有	洪水・津波災害時は建物の2階以上、高潮災害時は建物の3階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,648	4,324					×	×				
	14	西条北中学校(校舎・体育館)	朔日市 400-1	7,714	3,857	0897-56-0170 FAX 56-3707	×		渦・加			×	2.2	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条北中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		16,910	8,455					×	×				
	15	西条高等学校(校舎・体育館)	明屋敷 234	11,391	5,696	0897-56-2030 FAX 56-2059	×		渦・加			×	3.0	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条高等学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		19,494	9,747					×	×				
	16	西条公民館(建物)	新田 218-21	1,000	500	0897-52-1264 FAX 52-1268	×		渦・加	×		×	1.4	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	17	ひと・夢・未来創造拠点複合施設(SAIJO BASE 建物)	明屋敷 131-2	3,470	1,735	0897-47-6063	×		渦・加	×		×	1.9	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
神拝	18	神拝小学校(校舎・体育館)	神拝甲 427	6,956	3,478	0897-56-3107 FAX 56-3266	×		加			×	2.5	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		神拝小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,102	4,051					×	×				
	19	神拝公民館(建物)	喜多川 351-1	1,139	570	0897-53-6946 FAX 53-9011	×		加			×	2.4	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	20	川沿公園	喜多川 284	970	485	なし			加	×	×		2.4		
	21	喜多川公園	喜多川 752	3,794	1,897	なし			加	×	×		1.3		
	22	総合文化会館(建物)	神拝甲 79-4	8,120	4,060	0897-53-5500 FAX 53-5566	×		加			×	4.2	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		総合文化会館(南東側駐車場)		8,991	4,496					×					
	23	総合福祉センター(建物)	神拝甲 324-2	8,064	4,032	0897-55-0294 FAX 52-1293	×		加			×	3.3	有	洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		総合福祉センター(駐車場)		3,225	1,612					×	×				
大町	24	大町小学校(校舎・体育館)	大町 992-2	6,218	3,109	0897-56-2114 FAX 56-3270	×		加			×	5.3	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		大町小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,150	3,575										
	25	西条南中学校(校舎・体育館)	大町 1120	7,365	3,683	0897-56-0380 FAX 56-3620	×		加			×	7.3	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条南中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		12,294	6,147										
	26	西条農業高等学校(校舎・体育館)	福武甲 2093	12,577	6,289	0897-56-3611 FAX 56-3613	×		加			×	11.6	有	洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条農業高等学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		18,560	9,280										
	27	旧東部ウイングサポートセンター(建物)	大町 68-6	654	327		×					×	5.9		洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
大	28	大町公民館(建物)	大町 225-10	1,126	563	0897-56-3835 FAX 53-9012	×					×	4.6	有	洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする

地区町	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別						海抜	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水(水系名)	高潮	津波	火災			
	29	西条市民公園	大町 457	34,194	17,097	0897-56-2226			渦・加	×	×		3.6		
神戸	30	神戸小学校(校舎・体育館)	洲之内甲 200	3,466	1,733	0897-56-2744 FAX 56-3488	×		加			×	5.5	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		神戸小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,793	3,897										
	31	神戸公民館(建物)	中野甲 566-4	634	317	0897-56-2160 FAX 53-9015	×		加			×	6.4	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	32	神戸公園	中野甲 1799	10,098	5,049	なし							18.6		
禎瑞	33	禎瑞小学校(校舎・体育館)	禎瑞 1829	2,477	1,239	0897-57-9280 FAX 57-6088	×		加・前・中			×	0.9	有	洪水・津波災害時は建物の 2 階以上、高潮災害時は 3 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		禎瑞小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		5,702	2,851					×	×				
	34	禎瑞公民館(建物)	禎瑞 1829	428	214	0897-57-7274 FAX 57-6222	×		加・前・中	×		×	1.1	有	洪水・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	35	石井記念公園	禎瑞 1824	11,279	5,640	なし			加・前・中	×	×		0.4		
橘	36	橘小学校(校舎・体育館)	西泉乙 417	2,382	1,191	0897-57-9845 FAX 57-6080	×		中			×	11.9	有	洪水・災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		橘小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		6,568	3,284										
	37	橘公民館(建物)	檜木 54-1	655	327	0897-57-9543 FAX 57-6221	×		中			×	6.8	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
氷見	38	氷見小学校(校舎・体育館)	氷見乙 1143-2	3,188	1,594	0897-57-9844 FAX 57-6233	×					×	21.8	有	
		氷見小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,691	3,846										
	39	西条西中学校(校舎・体育館)	氷見乙 558	5,327	2,664	0897-57-9434 FAX 57-6123	×		中			×	4.2	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		西条西中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		13,606	6,803										
	40	氷見公民館(建物)	氷見乙 1120-2	867	434	0897-57-9100 FAX 57-6223	×					×	20.6	有	
	41	西条西部公園	氷見乙 608	48,018	24,009	0897-57-9383							4.6		
	42	西条西部体育館	氷見乙 601	1,391	695	0897-57-9383 FAX 57-9648	×					×	4.9	有	洪水・高潮災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	43	西条市ｽﾎﾟｰﾂｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	氷見乙 601	506	253	0897-57-9383 FAX 57-9648	×					×	4.8	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	44	西条西部地域交流センター	氷見西新開 59	1,298	649	0897-57-6061 FAX 57-6061	×		中	×	×	×	3.1	有	
加茂	45	加茂公民館(建物)	荒川 2 号 185	1,089	544	0897-58-0001 FAX 58-0234	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):206-1-1130 平成 28 年 3 月 1 日指定
		加茂公民館(駐車場)		2,249	1,125			土							
大保木	46	浦山小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	黒瀬甲 895-1	2,138	1,069			地							
	47	大保木公民館(建物)	中奥 1 号 45	541	270	0897-59-0226 FAX 59-0138	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):206-1122, 206-1123 平成 28 年 3 月 16 日指定
		大保木公民館(駐車場)		2,262	1,131			土							土砂災害警戒区域(土石流):206-1122, 206-1123 平成 28 年 3 月 16 日指定
	48	石鎚ふれあいの里(建物)	中奥 1 号 25-1	1,019	509	0897-59-0203 FAX 59-020	×	土	加			×		有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 土砂災害警戒区域(土石流):206-1129 平成 28 年 3 月 1 日指定
		石鎚ふれあいの里(駐車場)		2,950	1,475			土							土砂災害警戒区域(土石流):206-1129 平成 28 年 3 月 1 日指定
周布	49	周布小学校(校舎・体育館)	周布 1521	3,829	1,915	0898-68-7116 FAX 68-7124	×		中・崩・新			×	10.1	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		周布小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		4,955	2,478										
	50	東予東中学校(校舎・体育館)	周布 160	6,854	3,427	0898-64-2132 FAX 64-216	×		中・崩・新			×	6.1	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予東中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		12,981	6,491										
	51	東予高等学校(校舎・体育館)	周布 650	10,877	5,439	0898-64-2119 FAX 64-4112	×		中・崩・曲・新			×	6.1	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予高等学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		24,743	12,372										
	52	周布公民館(建物)	周布 1281-1	452	226	0898-68-7030 FAX 68-7030	×		中・崩・新			×	9.4	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	53	西部総合福祉センター(建物)	周布 606-1	3,633	1,816	0898-64-2600 FAX 64-1156	×		中・曲・新			×	4.5	有	洪水・高潮災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
吉井	54	吉井小学校(校舎・体育館)	玉之江 235-1	3,421	1,711	0898-64-3080 FAX 64-3085	×		中			×	5.1	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		吉井小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		6,108	3,054										
	55	吉井公民館(建物)	玉之江 235-2	457	228	0898-64-3001 FAX 64-3001	×		中・広			×	5.1	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	56	東予南地域交流センター(建物)	石田 402-1	1,855	927	0898-65-6680 FAX 65-6682	×		中・一			×	5.6	有	崩口川浸水想定区域付近 一ツ橋川浸水想定は計画規模(市作成)
多賀	57	多賀小学校(校舎・体育館)	北条 1504	3,717	1,859	0898-64-2042 FAX 64-2513	×		中・崩			×	1.9	有	洪水・高潮・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		多賀小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,179	3,590					×	×				
	58	多賀公民館(建物)	北条 654-1	511	255	0898-64-2083 FAX 64-2083	×		中・崩			×	2.4	有	洪水・高潮・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	59	北条新田会館(建物)	北条 1397-13	130	65	なし	×		崩	×		×	1.3	有	洪水・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
多賀	60	東予体育館(建物)	周布 396	3,538	1,769	0898-65-5546 FAX 65-4405	×		中・曲・新			×	2.7	有	洪水・高潮・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		東予体育館(駐車場)		3,034	1,517					×	×				

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別						海抜	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水(水系名)	高潮	津波	火災			
	61	中央公民館(建物)	周布 401-1	2,305	1,152	0898-65-4030 FAX 65-4032	×		中・曲・新			×	4.0	有	洪水・高潮災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	62	本松寺児童遊園	北条 78	500	250	なし			中・崩・新				7.2		新川浸水想定は計画規模(市作成)
	63	北条新田公園	北条 1300-1	3,623	1,812	なし			中・広・一・崩	×	×		1.5		
	64	三津屋東 1 号公園	三津屋東 43	10,000	5,000	なし			中・崩・曲・新	×	×		1.5		
	65	大曲公園	三津屋南 1-46	7,680	3,840	なし			中・崩・曲・新	×	×		0.7		
壬生川	66	壬生川小学校(校舎・体育館)	壬生川 425-2	4,841	2,421	0898-64-2022 FAX 64-2096	×		中・曲・新			×	2.1	有	洪水・高潮・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		壬生川小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,405	3,703					×	×				
	67	壬生川公民館(建物)	壬生川 200	780	390	0898-64-2202 FAX 64-2202	×		中・崩・曲・新			×	2.1	有	洪水・高潮・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	68	北星会館(建物)	壬生川 682-1	199	99	0898-64-0321	×		中・曲・新	×		×	1.6	有	洪水・津波災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	69	大新田公園	大新田 108-3	2,043	1,022	なし			中・曲・新	×	×		0.5		
	70	喜多台児童遊園	喜多台 68-1	1,091	546	なし							5.9		
	71	防災ひろば	壬生川 124-1	2,567	1,283	なし			中・新	×					
国安	72	国安小学校(校舎・体育館)	桑村 131	4,376	2,188	0898-66-5181 FAX 66-5792	×					×	13.4	有	
		国安小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,526	4,263										
	73	東予西中学校(校舎・体育館)	国安 996	4,787	2,393	0898-66-5042 FAX 66-5619	×					×	27.5	有	
		東予西中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		11,278	5,639										
	74	国安公民館(建物)	桑村 127-1	551	275	0898-66-5028 FAX 66-5028	×					×	12.8	有	
	75	桑村大池公園	桑村 154-2	1,388	694	なし			明				15.9		
	76	高須公園	高田 458-1	10,753	5,377	なし			新・明	×	×		2.0		
吉岡	77	吉岡小学校(校舎・体育館)	広岡 116-1	2,677	1,339	0898-66-5259 FAX 66-5797	×					×	31.2	有	
		吉岡小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		5,386	2,693										
	78	吉岡公民館(建物)	上市 187-2	586	293	0898-66-5258 FAX 66-5258	×					×	31.5	有	
	79	大影子供広場	安用 662-1	776	388	なし							17.4		
	80	吉岡東部ふれあい公園	安用出作 136-3	1,570	785	なし							15.9		
三芳	81	三芳小学校(校舎・体育館)	三芳 1217	2,659	1,330	0898-66-5227 FAX 66-5793	×		明・小			×	15.2	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		三芳小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		3,414	1,707										
	82	三芳公民館(建物)	三芳 1027-2	1,396	698	0898-66-0504 FAX 66-0190	×		明・小			×	11.0	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
	83	東予北地域交流センター(建物)	三芳 997	1,607	804	0898-66-4185 FAX 66-0256	×		明			×	12.0	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
楠河	84	楠河小学校(校舎・体育館)	河原津甲 464-1	3,746	1,873	0898-66-5024 FAX 66-5605	×		明・小・北			×	4.9	有	
		楠河小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		6,455	3,228										北川浸水想定区域付近
	85	楠河公民館(建物)	河原津甲 460-1	625	312	0898-66-0238 FAX 66-0238	×		明・小・北			×	4.0	有	高潮災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 北川浸水想定区域付近
	86	河北会館(建物)	楠甲 1295-1	199	99	0898-66-2895	×		北			×	8.9	有	
	87	東予運動公園	河原津新田甲 157	186,458	93,229	0898-66-0361 FAX 66-5595			明・小	×	×		1.3		
庄内	88	庄内小学校(校舎・体育館)	旦之上甲 618	2,350	1,175	0898-66-5255	×					×	84.1	有	
		庄内小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		4,345	2,173	FAX 66-5793									
	89	河北中学校(校舎・体育館)	宮之内 284	5,116	2,558	0898-66-5044 FAX 66-5789	×		明・小			×	19.4	有	
		河北中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		8,681	4,341										テニスコート等が大明神川の浸水想定区域内
	90	庄内公民館	旦之上甲 292-1	550	275	0898-66-1023 FAX 66-1023	×					×	64.8	有	
	91	本谷温泉館	河之内甲 494	1,479	739	0898-66-0372 FAX 66-6461	×	土				×		有	土砂災害警戒区域(土石流):212-1011 平成 28 年 3 月 25 日現在
	92	本谷公園	河之内甲 486-1	22,687	11,344	なし									
	93	黒谷公園	黒谷乙 34-41	4,700	2,350	なし									
丹原	94	丹原小学校(校舎・体育館)	丹原町池田 1778-1	5,284	2,642	0898-68-7005 FAX 68-7061	×		新			×	17.9	有	
		丹原小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		10,441	5,221										
	95	丹原東中学校(校舎・体育館)	丹原町今井 4-1	6,582	3,291	0898-68-7054 FAX 58-5035	×		新			×	24.4	有	
		丹原東中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		15,516	7,758										
	96	丹原高等学校(校舎・体育館)	丹原町願連寺 163	7,586	3,793	0898-68-7325 FAX 68-0675	×		新			×	14.2	有	
		丹原高等学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		16,790	8,395										
	97	丹原公民館(建物)	丹原町池田 1711-1	1,000	500	0898-68-6371 FAX 686371	×		新			×	17.1	有	
	98	丹原体育館(建物)	丹原町久妙寺甲 288-1	1,544	772	0898-68-5580 FAX 68-5580	×					×		有	
	99	丹原総合公園	丹原町久妙寺甲 244	50,000	25,000	0898-68-5580		土							土砂災害警戒区域(土石流):323-2001 令和 3 年 2 月 26 日指定
	100	丹原中央公園	丹原町願連寺 53-1	22,600	11,300	0898-68-7300			新						
	101	丹原農村環境改善センター(建物)	丹原町高松 148	1,169	584	0898-68-3744	×		中・新			×	26.8	有	
	102	久妙寺児童遊園	丹原町久妙寺甲 671	250	125	なし							28.9		
	103	御陣家住宅ちびっこ広場	丹原町池田 1176-1	625	313	なし			新				28.9		

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別						海抜	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水(水系名)	高潮	津波	火災			
	104	池田ちびっこ広場	丹原町池田 1390	250	125	なし			新				16.7		
	105	池田児童遊園	丹原町池田 696-1	500	250	なし			新				13.5		
	106	南部児童遊園	丹原町田野上方 276-1	874	437	なし			中・新				21.9		
徳田	107	徳田小学校(校舎・体育館)	丹原町古田甲 720-1	2,319	1,160	0898-68-7163 FAX 68-7194	×		新			×	36.9	有	
		徳田小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		4,068	2,034										
	108	徳田公民館(建物)	丹原町古田甲 725-2	480	240	0898-68-7027 FAX 68-7027	×		新			×	36.3	有	
	109	古田新出ちびっこ広場	丹原町池田 502-1	343	171	なし			新				8.2		
	110	高知児童遊園	丹原町高知甲 731	341	171	なし		土					32.9		土砂災害警戒区域(土石流):323-1014 平成 26 年 3 月 18 日指定
	111	徳能ちびっこ広場	丹原町徳能乙 5-1	2,718	1,359	なし							40.6		
	112	古田ちびっこ広場	丹原町古田甲 1359	230	115	なし		土					76.9		土砂災害警戒区域(土石流):323-1009-3 令和3年2月26日指定
	113	徳能出作ちびっこ広場	丹原町徳能出作 156	221	111	なし			新				8.6		新川浸水想定区域付近
	114	田滝小学校(校舎・体育館)	丹原町高松甲 2266-1	1,526	763	0898-68-7557 FAX 68-7535	×					×	148.1	有	
		田滝小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		2,378	1,189										
田野	115	田野小学校(校舎・体育館)	丹原町田野上方 2098-1	3,152	1,576	0898-68-7548 FAX 68-7592	×		新			×	44.7	有	
		田野小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		5,529	2,765										
	116	田野公民館(建物)	丹原町北田野 1587-5	972	486	0898-68-7501 FAX 68-7501	×		新			×	47.5	有	
	117	丹原文化会館(建物)	丹原町田野上方 2131-1	4,503	2,251	0898-68-3555 FAX 68-3571	×					×	39.6	有	
		丹原文化会館(駐車場)		20,156	10,078										
	118	川根東児童遊園	丹原町川根甲 377	200	100	なし		土					120.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1008a、323-1008b 平成 28 年 3 月 1 日指定
	119	川根西児童遊園	丹原町川根甲 951	225	113	なし		土					134.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1007 平成 28 年 3 月 1 日指定
	120	高松児童遊園	丹原町高松甲 2208-4 地先	280	140	なし							83.0		
	121	田野市原児童遊園	丹原町田野上方 1792-1	900	450	なし			中				32.6		
中川	122	中川小学校(校舎・体育館)	丹原町来見 1-122	3,443	1,722	0898-73-2301 FAX 73-2379	×					×	72.2	有	
		中川小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		5,470	2,735										
	123	丹原西中学校(校舎・体育館)	丹原町来見甲 15-1	5,058	2,529	0898-73-2302 FAX 73-2161	×					×	82.3	有	
		丹原西中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		13,099	6,550										
	124	中川公民館(建物)	丹原町石経 847-1	616	308	0898-73-2200 FAX 73-2200	×					×	58.7	有	
	125	丹原 B&G 海洋センター(建物)	丹原町志川甲 12-1	1,485	727	0898-75-3933 FAX 75-3937	×	土	中			×	54.6	有	洪水災害時は建物 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする 土砂災害警戒区域(土石流):323-1017、323-2003 令和 3 年 2 月 26 日指定
	126	関屋児童遊園	丹原町関屋甲 369-3	800	400	なし		土	中				173.7		土砂災害警戒区域(土石流):323-1043-2 令和 3 年 2 月 26 日指定
	127	石経児童遊園	丹原町石経 930	450	225	なし							69.8		
	128	来見児童遊園	丹原町来見甲 714	500	250	なし							69.5		
	129	志川ちびっこ広場	丹原町志川甲 885	75	38	なし		土					67.1		土砂災害警戒区域(土石流):323-1018 平成 28 年 3 月 1 日指定
桜樹	130	(旧)鞍瀬小学校	丹原町鞍瀬甲 382-1	2,288	1,144	なし		急							土砂災害警戒区域(急傾斜地):323-1-17(2) 平成 28 年 3 月 1 日指定
	131	臼坂ちびっこ広場	丹原町臼坂丙 135	80	40	なし		土							土砂災害警戒区域(土石流):323-1036 平成 30 年 3 月 16 日指定
	132	高座集会所(建物)	丹原町鞍瀬甲 844	409	204	なし	×					×		有	
小松	133	小松小学校(校舎・体育館)	小松町新屋敷甲 280-1	5,455	2,728	0898-72-2704 FAX 72-3170	×		中			×	18.7	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		小松小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		7,282	3,641										
	134	小松中学校(校舎・体育館)	小松町南川甲 208	6,698	3,349	0898-72-2744 FAX 72-3587	×		中			×	17.2	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		小松中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		14,666	7,333										
	135	小松高等学校(校舎・体育館)	小松町新屋敷乙 42-1	8,182	4,091	0898-72-2731 FAX 72-3669	×					×	43.9	有	
		小松高等学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		28,623	14,311										
	136	小松公民館(建物)	小松町新屋敷甲 3008	1,919	959	0898-72-2631 FAX 72-2631	×					×	24.5	有	
		小松公民館(駐車場)		1,517	759				中						

地区	番号	施設名	所在地	延べ床またはグラウンド等面積(㎡)	避難人員(人)	電話番号	災害種別						海抜	指定避難所との重複	備考
							地震	土砂	洪水(水系名)	高潮	津波	火災			
	137	旧小松地域福祉センター(建物)	小松町新屋敷乙48-1	1,905	952	0898-72-6363 FAX 72-6555	×					×	25.9	有	
	138	椿交流館(建物)	小松町新屋敷乙22-29	1,718	859	0898-76-3511 FAX 76-3512						×	117.8	有	R7.4 より休館
	139	小松こども園ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	小松町新屋敷甲2210-1	1,700	850	0898-72-2702 FAX 72-2702			中				16.1		
	140	小松東保育所ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	小松町新屋敷甲3009-1	2,750	1,375	0898-72-2305 FAX 72-2305							26.3		
	141	小松中央公園	小松町新屋敷甲2427	14,151	7,075	0898-72-5128							53.4		
	142	北川農村公園	小松町北川 286-1	704	352	なし			中				11.1		
石根	143	石根小学校(校舎・体育館)	小松町大頭甲262-1	3,338	1,669	0898-72-2920 FAX 72-3142	×		中			×	29.6	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		石根小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)		6,700	3,350										
	144	石根公民館(建物)	小松町大頭甲1048-1	1,436	718	0898-72-2620 FAX 72-2625	×		中			×	28.3	有	洪水災害時は建物の 2 階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする
		石根公民館(駐車場)		2,419	1,210				中						
	145	小松体育館	小松町妙口甲34-1	1,455	727	0898-72-5327	×					×	24.1	有	
	146	小松武道館	小松町妙口甲29-2	759	379	なし	×					×	22.8	有	
	147	石根ふれあい公園	小松町大頭甲614	7,000	3,500	なし							34.5		
	148	妙口上児童遊園	小松町妙口甲721-1	905	453	なし			中						
合計				1,392,485	696,241										

※災害種別について

1 土砂災害は災害の種類(急:急傾斜地危険箇所、土:土石流危険箇所、地:地すべり危険箇所)

2 洪水は各河川の水系名を示し、各水系の浸水区域内であることを示す。略称については下表のとおり。

略称	水系名	河川名
渦	渦井川水系	渦井川、室川、界谷川、金剛院谷川、桜川
加	加茂川水系	加茂川、市之川、名古瀬谷川、御燈谷川
前	前神寺谷川	前神寺谷川
中	中山川水系	中山川、猪狩川、払川、向猪狩川、東谷川、西谷川、小松川、大日川、大谷川、都谷川、妙谷川、深谷川、安井谷川、関屋川、ウルメ川、東谷川、志河川、大谷川、鞍瀬川
広	広江川水系	広江川
一	一ツ橋川水系	一ツ橋川
崩	崩口川水系	崩口川、本郷川
曲	大曲川水系	大曲川、大川
新	新川水系	新川、内川、西山川、高松川、徳能川、小島川
明	大明神川水系	大明神川
小	小向川水系	小向川
北	北川水系	北川、スミヤ川

これらは県による浸水想定区域の作成(令和4年度以降)において、河川毎とせず、水系毎の作成を行ったことにあわせたものである。

なお、市と県とで区域図を作成する際の浸水条件等が異なることで、市作成の計画規模における浸水区域内となる一部避難場所において、想定最大規模における浸水区域外となった場合であっても、浸水の可能性が高いとみなし、避難情報の運用を行うものとする。

3 津波は愛媛県地震被害想定調査結果(R7)の津波浸水想定区域(×は浸水想定該当箇所)

4 反転表示されている番号の避難場所は、津波浸水想定区域内もしくは、孤立が想定される箇所を示す。

2-2 指定避難所一覧

地区	番号	施設 名称	施設 所在地	施設 施設名	延べ床面積(㎡)	収容人員(人)	建築年月日及び構造	電話番号	海抜	備考
玉津	1	玉津小学校	玉津 200-1	北校舎	1,382	276	S56.3 RC 3階建	0897-56-3161 FAX 56-3340	2.5	
				南校舎	1,990	398	S41.7 RC 3階建			
				校舎(増築)	1,229	245	H27.3 R,W 2階建			
				体育館	612	122	S49.3 S 2階建			
	2	西条東中学校	下島山甲 865	体育館	1,480	296	S47.3 S 2階建	0897-56-2653 FAX 56-3525	7.2	
				北校舎	2,636	527	S54.3 RC 4階建			
				南校舎	1,652	330	S59.2 RC 3階建			
	3	玉津公民館	玉津 238-1		950	190	(H15.3) S 2階建	0897-56-5191 FAX 53-9013	2.7	
	4	総合体育館	ひうち 1-2	体育館	7,170	1,434	S61.2 SRC 2階建	0897-53-3006	3.7	
				弓道場	193	39	S61.2 SR 1階建			
	5	ひうち体育館	ひうち 1-3		1,464	293	S58.7 RC 2階建	0897-53-3357	3.8	
	6	地域創生センター	ひうち 1-16		2,121	424	H5.8 RC 4階建	0897-52-5156 FAX 47-5156	4.3	
	7	生涯学習の館	天神 1-205		964	193	H7.3 RC 2階建	0897-53-8686 FAX 63-8687	16.8	
飯岡	8	飯岡小学校	飯岡 2124	北校舎	2,621	524	S48.3.31 RC 4階建	0897-56-2119 FAX 56-3430	30.2	
				南校舎	1,533	306	S56.3 RC 4階建			
				体育館	1,459	292	S51.3 S 1階建			
	9	飯岡公民館	飯岡 2171-2		875	175	(H11.10) SR 2階建	0897-56-2118 FAX 56-9014	30.9	
	10	西条東部地域交流センター(建物)	飯岡 550		595	119	H2.3 RC 1階建	0897-55-3961	65.0	
西条	11	西条小学校	神拝乙 112	北校舎	2,515	503	S46.3 RC 3階建	0897-56-3117 FAX 56-3070	1.6	
				南校舎	1,810	362	H2.3 RC 3階建			
				屋内運動場	725	145	S52.3 SC 2階建			
				普通特別教室棟	672	134	H21.3 W 2階建			
				ことばの教室	200	50	H20.2 W 1階建			
	12	西条北中学校	朔日市 400-1	体育館	1,742	348	H29.10 W 2階建	0897-56-0170 FAX 56-3707	2.2	
				柔剣道場	459	92	H4.1 S 1階建			
				西校舎	1,720	344	S56.3 RC 4階建			
				東校舎	3,793	759	S52.3 RC 4階建			
	13	西条高等学校	明屋敷 234	理科教棟	1,139	228	S40.2 RC 3階建	0897-56-2030 FAX 56-2059	3.0	
				商業教棟	1,023	205	S45.7 RC 4階建			
				本館	3,098	620	S48.3 RC 4階建			
				普通教棟	3,251	650	S52.9 RC 4階建			
				芸術教棟	641	128	S60.3. RC 3階建			
				体育館	1,696	339	H27.2 RC 2階建			
				卓球場	165	33	S42.8 木造平屋			
				格技場	378	76	S53.3 鉄骨造平屋			
	14	西条公民館(建物)	新田 218-21		1,000	200	H17.3 SR 2階建	0897-52-1264 FAX 52-1268	1.4	
	15	ひと・夢・未来創造拠点複合施設(SAIJO BASE)	明屋敷 131-2		3,470	694	S59.8 RC 2階建	0897-47-6063	1.9	
神拝	16	神拝小学校	神拝甲 427	本校舎	3,754	751	S50.3 RC 4階建	0897-56-3107 FAX 56-3266	2.5	
				西校舎	520	104	S57.3 RC 4階建			
				体育館	945	189	S53.3 S 1階建			
				南校舎	1,737	347	H17.2 RC 3階建			
	17	神拝公民館	喜多川 351-1		1,139	228	H6.3 RC 2階建	0897-53-6946 FAX 53-9011	2.4	
	18	総合文化会館	神拝甲 79-4		8,120	1,624	H7.10 SRC 3階建	0897-53-5500 FAX 53-5566	4.2	
	19	総合福祉センター	神拝甲 324-2		8,064	1,613	H16.9 SR 3階建	0897-55-0294 FAX 52-1293	3.3	
大町	20	大町小学校	大町 992-2	南校舎	3,781	756	S54.3 RC 4階建	0897-56-2114 FAX 56-3270	5.3	
				北校舎	1,492	298	S40.3 RC 3階建			
				体育館	945	189	S54.3 S 1階建			
	21	西条南中学校	大町 1120	本校舎	5,138	1,028	S43.1 RC 4階建	0897-56-0380 FAX 56-3620	7.3	
				体育館	1,753	351	H30.10 W 2階建			
				柔剣道場	474	95	H3.2 S 2階建			

地区	番号	施設 名称	施設 所在地	施設 施設名	延べ床面積(㎡)	収容人員(人)	建築年月日及び構造	電話番号	海抜	備考
大町	22	西条農業高等学校	福武甲 2093	本館	2,537	507	S48.3 RC 4階建	0897-56-3611 FAX 56-3613	11.6	
				第二教棟	2,868	574	S40.2 RC 3階建			
				特別教棟	1,584	317	S58.3 RC 3階建			
				造園教棟	881	176	S43.6 RC 3階建			
				農業教棟	1,553	231	S47.3 RC 4階建			
				林業教棟	1,060	212	S63.3 RC 3階建			
				体育館	1,459	292	H14.3 RC 3階建			
				第二体育館	298	60	T9.6 木造平屋			
				武道場	337	67	S48.3 鉄骨造平屋			
	23	大町公民館	大町 225-10		1,126	225	H22.4 S 2階建	0897-56-3835 FAX 53-9012	4.6	
神戸	24	神戸小学校	洲之内甲 200	校舎	2,926	585	S54.2 RC 4階建	0897-56-2744 FAX 56-3488	5.5	
				体育館	540	108	S48.1 S 1階建			
	25	神戸公民館	中野甲 566-4		634	127	H5.3 S 2階建	0897-56-2160 FAX 53-9015	6.4	
禎瑞	26	禎瑞小学校	禎瑞 1829	本校舎	1,140	228	S54.2 RC 3階建	0897-57-9280 FAX 57-6088	0.9	
				特別教室棟	805	161	H3.3 SC 3階建			
				体育館	532	106	S56.3 SC 2階建			
	27	禎瑞公民館	禎瑞 1829		428	86	S54.12 RC 2階建	0897-57-7274 FAX 57-6222	1.1	
橘	28	橘小学校	西泉乙 417	校舎	1,850	370	S55.2 RC 4階建	0897-57-9845 FAX 57-6080	11.9	
				体育館	532	106	S55.2 S 1階建			
	29	橘公民館	檜木 54-1		655	131	H17.3 SR 2階建	0897-57-9543 FAX 57-6221	6.8	
氷見	30	氷見小学校	氷見乙 1143-2	校舎	2,656	531	S54.3 RC 4階建	0897-57-9844 FAX 57-6233	21.8	
				体育館	532	106	S54.1 S 1階建			
	31	西条西中学校	氷見乙 558	体育館	1,546	309	R1.12 W 2階建	0897-57-9434 FAX 57-6123	4.2	
				本校舎	2,632	526	S53.3 RC 4階建			
				特別教室棟	695	139	S58.3 RC 2階建			
				柔剣道場	454	91	H7.3 S 1階建			
	32	氷見公民館	氷見乙 1120-2		867	173	H31.3 S 2階建	0897-57-9100 FAX 57-6223	20.6	
	33	西条西部体育館	氷見乙 601		1,391	278	S62.3 RC 2階建	0897-57-9383 FAX 57-9648	4.9	
	34	西条市ｽﾎﾟｰﾂｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	氷見乙 601		506	101	H22.11 RC 2階建	0897-57-9383 FAX 57-9648	4.8	
	35	西条西部地域交流センター	氷見西新開 59		1,298	260	H5.4 S 1階建	0897-57-6061 FAX 57-6061	3.1	
加茂	36	加茂公民館	荒川 2 号 185		1,089	222	S48.3 RC 2階建	0897-58-0001 FAX 58-0234		
大保木	37	大保木公民館	中奥 1 号 45		541	108	H18.3 木造 1階建	0897-59-0226 FAX 59-0138		
	38	石鎚ふれあいの里	中奥 1 号 25-1		1,019	218	S27.1 木造 2階建	0897-59-0203 FAX 59-0203		
周布	39	周布小学校	周布 1521	管理普通特別教室棟	2,935	587	S61.3 RC 3階建	0898-68-7116 FAX 68-7124	10.1	
				屋内運動場	894	179	H10.3 RC 1階建			
	40	東予東中学校	周布 160	屋内運動場	1,478	295	S47.2 RC 2階建	0898-64-2132 FAX 64-2161	6.1	
				管理特別教室棟	2,179	436	S45.12 RC 3階建			
				図書室棟	251	50	S46.3 RC 2階建			
				普通教室棟 1	1,478	296	S45.3 RC 3階建			
				普通教室棟 2	1,306	261	S45.12 RC 3階建			
				武道場	162	32	S48.3 S 1階建			
	41	東予高等学校	周布 650	本館教棟	2,355	471	H23.3 RC 4階建	0898-64-2119 FAX 64-4112	6.1	
				電気システム科教棟	718	144	S52.6 RC 3階建			
				土木教棟	540	108	S48.3 RC 2階建			
				建築教棟	1,080	216	S49.7 RC 2階建			
				電気システム科教棟	1,770	354	H6.3 RC 2階建			
				機械科教棟	1,805	361	H9.3 RC 2階建			
				土木教棟	993	199	H11.3 RC 2階建			
				体育館	1,274	255	S43.8 RC 2階建			
				武道場	342	68	S45.3 SR 1階建			
	42	周布公民館	周布 1281-1		452	90	S52.7 RC 2階建	0898-68-7030 FAX 68-7030	9.4	
	43	西部総合福祉センター	周布 606-1		3,633	727	H10.1 SRC 2階建	0898-64-2600 FAX 64-1156	4.5	

地区	番号	施設 名称	施設 所在地	施設 施設名	延べ床面積(㎡)	収容人員(人)	建築年月日及び構造	電話番号	海抜	備考
吉井	44	吉井小学校	玉之江 235-1	管理普通特別教室棟	2,865	573	H3.3 RC 2階建	0898-64-3080 FAX 64-3085	5.1	
				屋内運動場	556	111	S52.1 RC 1階建			
	45	吉井公民館	玉之江 235-2		457	91	S53.2 RC 2階建	0898-64-3001 FAX 64-3001	5.1	
	46	東予南地域交流センター	石田 402-1		1,855	371	H16.3 木造一部RC造平屋建	0898-65-6680 FAX 65-6682	5.6	
多賀	47	多賀小学校	北条 1504	管理特別教室棟	1,667	333	S58.3 RC 3階建	0898-64-2042 FAX 64-2513	1.9	
				普通教室棟	1,368	274	S54.3 RC 2階建			
				屋内運動場	682	136	S58.3 RC 1階建			
	48	多賀公民館	北条 654-1		511	102	S55.3 RC 2階建	0898-64-2083 FAX 64-2083	2.4	
	49	北条新田会館	北条 1397-13		130	26	H2 RC 2階建	なし	1.3	
	50	東予体育館	周布 396		3,538	708	S58.3 RC 2階建	0898-65-5546 FAX 65-4405	2.7	
	51	中央公民館(建物)	周布 401-1		2,305	461	S55.8 RC 2階建	0898-65-4030 FAX 65-4032	4.0	
壬生川	52	壬生川小学校	壬生川 425-2	管理特別教室棟	2,441	488	S55.3. RC 3階建	0898-64-2022 FAX 64-2096	2.1	
				普通教室棟	1,105	221	S60.3 RC 3階建			
				特別教室棟	455	91	S60.3 RC 1階建			
				屋内運動場	840	168	S60.3 RC 1階建			
	53	壬生川公民館	壬生川 200		780	156	H3.3 RC 2階建	0898-64-2202 FAX 64-2202	2.1	
	54	北星会館	壬生川 682-1		199	40	S50.3 RC 2階建	0898-64-0321	1.6	
国安	55	国安小学校	桑村 131	管理普通教室棟	3,536	707	S57.3 RC 3階建	0898-66-5181 FAX 66-5792	13.4	
				屋内運動場	840	168	H1.3 RC 1階建			
	56	東予西中学校	国安 996	屋内運動場	830	144	S41.3 SW 1階建	0898-66-5042 FAX 66-5619	27.5	
				管理普通教室棟	2,280	456	H2.3 RC 2階建			
				特別教室棟(西)	264	53	H2.3 RC 1階建			
				特別教室棟(東)	1,206	241	H2.3 RC 3階建			
				武道場	207	41	S55.1 RC 1階建			
	57	国安公民館	桑村 127-1		551	110	S59.3 RC 2階建	0898-66-5028 FAX 66-5028	12.8	
	58	新市会館	新市 639-3		130	26	S50 RC 2階建		18.5	
吉岡	59	吉岡小学校	広岡 116-1	管理普通特別教室棟	2,140	428	H4.3 RC 2階建	0898-66-5259 FAX 66-5797	31.2	
				屋内運動場	537	107	S53.1 S 1階建			
	60	吉岡公民館	上市 187-2		586	117	H6.3 RC 2階建	0898-66-5258 FAX 66-5258	31.5	
三芳	61	三芳小学校	三芳 1217	管理普通特別教室棟	2,140	428	S62.3 RC 3階建	0898-66-5227 FAX 66-5793	15.2	
				屋内運動場	519	104	S48.3 SR 1階建			
	62	三芳公民館	三芳 1027-2		1,396	279	H2.6 RC 2階建	0898-66-0504 FAX 66-0190	11.0	
	63	東予北地域交流センター	三芳 997		1,607	321	H12.3.31 RC 2階建	0898-66-4185 FAX 66-0256	12.0	
楠河	64	楠河小学校	河原津甲 464-1	管理普通特別教室棟	3,746	436	S58.3 RC 3階建	0898-66-5024 FAX 66-5605	4.9	
				特別教室棟	1,016	203	S51.1 RC 2階建			
				屋内運動場	550	110	S46.3 S 1階建			
	65	楠河公民館	河原津甲 460-1		625	125	H7.3 RC 2階建	0898-66-0238 FAX 66-0238	4.0	
	66	河北会館	楠甲 1295-1		199	40	S51.3 RC 2階建	0898-66-2895	8.9	
庄内	67	庄内小学校	旦之上甲 618	管理普通特別教室棟	1,796	359	S56.3 RC 3階建	0898-66-5255 FAX 66-5793	84.1	
				屋内運動場	554	111	S56.3 RC 1階建			
	68	河北中学校	宮之内 284	屋内運動場	1,107	221	S59.3 RC 2階建	0898-66-5044 FAX 66-5789	19.4	
				管理普通特別教室棟	3,804	761	S63.3 RC 3階建			
				武道場	205	41	S53.11 RC 1階建			
	69	庄内公民館	旦之上甲 292-1		550	110	H5.3 RC 2階建	0898-66-1023 FAX 66-1023	64.8	
	70	本谷温泉館	河之内甲 494		1,479	296	H6.3 RC 2階建	0898-66-0372 FAX 66-6461		
丹原	71	丹原小学校	丹原町池田 1778-1	校舎	3,406	681	S52.2 SRC 3階建	0898-68-7005 FAX 68-7061	17.9	
				体育館	1,376	275	S52.2 SR 2階建			
				特別教室	502	100	S56.3 SR 3階建			
	72	丹原東中学校	丹原町今井 4-1	校舎	3,603	721	H9.3 SRC 3階建	0898-68-7054 FAX 58-5035	24.4	
				体育館	1,378	275	H10.3 SRC 2階建			
				特別教室棟	1,331	266	H10.3 SRC 2階建			
				武道場	270	54	S56.3 S 1階建			

地区	番号	施設 名称	施設 所在地	施設 施設名	延べ床面積(㎡)	収容人員(人)	建築年月日及び構造	電話番号	海抜	備考
丹原	73	丹原高等学校	丹原町願連寺 163	本館	3,100	620	S48.3 RC 4階建	0898-68-7325 FAX 68-0675	14.2	
				第2教棟	2,802	560	S54.3 RC 4階建			
				体育館	1,334	267	S55.8 S 1階建			
				武道場	350	70	S57.3 S 1階建			
	74	丹原公民館	丹原町池田 1711-1		1,000	200	H20.3 S 2階建	0898-68-6371 FAX 686371	17.1	
	75	丹原体育館	丹原町久妙寺甲 288-1		1,544	309	S61.4.30 SRC 1階建	0898-68-5580 FAX 68-5580		
	76	丹原農村環境改善センター	丹原町高松 148		1,169	234	S59.7.20 SRC 2階建	0898-68-3744	26.8	
徳田	77	徳田小学校	丹原町古田甲 720-1	校舎	1,776	355	S55.3 RC 3階建	0898-68-7163 FAX 68-7194	36.9	
				体育館	543	109	S55.3 S 1階建			
	78	徳田公民館	丹原町古田甲 725-2		480	96	S57.3 RC 2階建	0898-68-7027 FAX 68-7027	36.3	
	79	田滝小学校	丹原町高松甲 2266-1	校舎	952	190	H1.2 SRC 2階建	0898-68-7557 FAX 68-7535	148.1	
				体育館	540	108	H1.2 RC 1階建			
田野	80	田野小学校	丹原町田野上方 2098-1	校舎	2,327	465	S60.3 SRC 3階建	0898-68-7548 FAX 68-7592	44.7	
				体育館	825	165	H8.2 SRC 1階建			
	81	田野公民館	丹原町北田野 1587-5		563	113	H16.3 RC 2階建	0898-68-7501 FAX 68-7501	47.5	
					409	82	S56.3 RC 2階建			
	82	丹原文化会館	丹原町田野上方 2131-1		4,503	901	H5.3.31 SRC 4階建	0898-68-3555 FAX 68-3571	39.6	
中川	83	中川小学校	丹原町来見 1-122	校舎	2,579	515	S59.3 RC 3階建	0898-73-23001 FAX 73-2379	72.2	
				体育館	864	173	S59.3 SRC 1階建			
	84	丹原西中学校	丹原町来見甲 15-1	校舎	3,585	717	H12.3.31 RC 3階建	0898-73-2302 FAX 73-2161	82.3	
				体育館	1,083	217	H12.3.31 RC 3階建			
				地域連携施設	176	35	H12.3.31 RC 2階建			
				武道場	214	43	H12.3.31 RC 1階建			
	85	中川公民館	丹原町石経 847-1		616	123	S57.3.20 RC 2階建	0898-73-2200 FAX 73-2200	58.7	
	86	丹原 B&G 海洋センター	丹原町志川甲 12-1		1,485	297	H6.6.10 SRC 2階建	0898-75-3933 FAX 75-3937	54.6	
桜樹	87	桜樹公民館	丹原町鞍瀬甲 344		456	91	S58.3.20 RC 2階建	0898-73-2505 FAX 73-2505		
小松	88	小松小学校	小松町新屋敷甲 280-1	校舎	4,433	887	S55.3 RC 3階建	0898-72-2704 FAX 72-3170	18.7	
				屋内運動場	1,022	204	S55.3 RC 1階建			
	89	小松中学校	小松町南川甲 208	校舎	3,685	737	H16.3 SR 3階建	0898-72-2744 FAX 72-3587	17.2	
				屋内運動場	1,631	326	H17.3 RC 2階建			
				特別教室棟	1,382	276	H3.3 RC 2階建			
	90	小松高等学校	小松町新屋敷乙 42-1	第一教棟-1	1,557	311	S48.3 RC 4階建	0898-72-2731 FAX 72-3669	43.9	
				第一教棟-2	1,059	212	S49.7 RC 4階建			
				第二教棟-1	2,059	412	S52.6 RC 4階建			
				第二教棟-2	684	137	S54.1 RC 4階建			
				第三教棟	825	165	S58.3 RC 3階建			
				武道場	355	71	S45.12 S 1階建			
				屋内運動場	1,643	328	H15.3 RC 2階建			
	91	小松公民館	小松町新屋敷甲 3008		1,919	384	S54.3.31 RC 2階建	0898-72-2631 FAX 72-2631	24.5	
	92	旧小松地域福祉センター	小松町新屋敷乙 48-1		1,905	381	H8.5 RC 1階建	0898-72-6363 FAX 72-6555	25.9	
	93	椿交流館	小松町新屋敷乙 22-29		1,718	344	H15.12 RC 1階建	0898-76-3511 FAX 76-3512	117.8	R7.4 より休館
石根	94	石根小学校	小松町大頭甲 262-1	校舎	2,635	527	S57.3 SR 3階建	0898-72-2920 FAX 72-3142	29.6	
				屋内運動場	703	141	S55.2 S 1階建			
	95	石根公民館	小松町大頭甲 1048-1		405	81	H20.3 木造 1階建	0898-72-2620 FAX 72-2625	28.3	
					1,031	206	S57.1.31 RC 2階建			
	96	小松体育館	小松町妙口甲 34-1		1,455	291	S54.2 S 2階建	0898-72-5327	24.1	
	97	小松武道館	小松町妙口甲 29-2		759	152	S58.4 RC 1階建	なし	22.8	
合計					299,061	59,419				

※ 反転表示されている番号の避難所は、津波浸水想定区域もしくは、津波により孤立が想定される箇所を示す。

2-3 津波避難ビル一覧

地区	番号	施設名	所在地	施設内避難場所	備考
玉津	1	立正佼成会西条教会	大町473	1階法座席・2階会議室	
	2	玉津小学校	玉津200-1	校舎3階部分	
西条	3	ﾏﾙｲﾋﾞﾙ	朔日市781-10	3～4階廊下	
	4	ﾏﾙｲﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	朔日市781-10	3～4階通路	
	5	ﾏﾙｲﾎﾟｲﾝｾﾁｱ	朔日市789-2	3～7階通路・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ	
	6	ﾏﾙｲﾌﾞｰｹﾞﾝﾋﾞﾘｱ	朔日市789-2	3～8階通路・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ	
	7	ｱｻﾋﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ	明屋敷31	3～4階通路	
	8	西条商工会館	朔日市779-8	3階廊下ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ 4階大ホールなど	
	9	ｽｰﾊﾟｰﾎﾃﾙ伊予西条	朔日市777-1	2階以上の階段及び廊下	
	10	西条小学校	神拝乙112	校舎3階部分	
	11	西条北中学校	朔日市400-1	校舎3～4階部分	
神拝	12	ﾏﾙｲﾊｲﾋﾞｽｶｽ	神拝甲577-1	3～6階通路・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ	
	13	ﾏﾙｲｶﾄﾚｱ	神拝甲355-1	3～10階通路・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ	
	14	ﾏﾙｲﾏｰｶﾞﾚｯﾄ	神拝甲344-1	3～10階通路・ｴﾚﾍﾞｰﾀｰﾎｰﾙ	
禎瑞	15	禎瑞小学校	禎瑞1829	校舎3階部分	
壬生川	16	平安祭典西条西ｾﾚﾓﾆｰ会館	壬生川570	屋上、3階会議室など	
	17	壬生川小学校	壬生川425-2	校舎3階部分	
多賀	18	多賀小学校	北条1504	校舎3階部分	
	19	ターミナルホテル東予	三津屋南6-29	2階ロビー・レストラン・2階以上の階段・廊下	
	20	HOTEL AZ愛媛東予店	三津屋南2-29	2階以上の廊下（中央階段より北側部分	

○本市における津波避難ビルの指定要件

・構造的要件

1.新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日）以降に建築確認を受けて建築されている構造物であること。

2.3 階建て以上の鉄筋コンクリート（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造であること。

3.耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物であること。

・位置的要件

1.原則として、津波に向かっての避難にならない場所であること。

2.カバーエリア（原則として西条市では海抜 3m以下のエリア）を設定し、収容人口にあった避難場所を確保するようにすること。

3.避難経路の危険性の有無を確認し、アクセスが安全かつわかりやすい場所であること。

・管理要件

1.津波避難ビル等に管理者が常駐（24 時間体制）していることを原則とし、指示の発令に基づいて施錠の開錠ができること。

2.夜間に管理者がいない建物については、緊急時に強制的に立ち入ることについて管理者の同意が得られること。

2-4 福祉避難所一覧（福祉避難スペース含む）

（市有施設/福祉避難スペースのみ）

	施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
1	総合福祉センター	〒793－0041 西条市神拝甲324－2	0897-55-0294 ＦＡＸ 52-1293
2	西部総合福祉センター	〒799－1371 西条市周布606－1	0898-64-2600 ＦＡＸ 64-1156
3	旧小松地域福祉センター	〒799－1101 西条市小松町新屋敷乙48－1	0898-72-6363 ＦＡＸ 72-6555
4	西条東部地域交流センター	〒793－0010 西条市飯岡550	0897-55-3961
5	西条西部地域交流センター	〒793－0072 西条市氷見西新開59	0897-57-6061 ＦＡＸ 57-6061
6	東予南地域交流センター	〒799－1364 西条市石田402－1	0898-65-6680 ＦＡＸ 65-6682
7	東予北地域交流センター	〒799－1301 西条市三芳997	0898-66-4185 ＦＡＸ 66-0256

※旧小松地域福祉センターは R7.4 以降、普通財産として西条市社会福祉協議会に貸し付けている。

（社会福祉法人施設）

	法人名･会社名	区　分	法人、施設所在地	No.	施設名
1	社会福祉法人　あおい会	障がい者	（法人）西条市古川甲118 （施設）西条市大浜6324	1	星の里
2	社会福祉法人　いしづち会	障がい者	（法人・施設）西条市丹原町高松甲1887-2	2	西条福祉園
3	社会福祉法人　恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	高齢者	（法人）松山市山西町997-1 （施設）西条市朔日市269-1	3	いしづち苑
4	社会福祉法人　回生会	高齢者	（法人・施設№4）西条市飯岡3383	4	伊予千寿苑
			（施設№5）西条市飯岡3402	5	福武荘
5	社会福祉法人　亀天会	高齢者	（法人）西条市三芳1535-1 （施設№6）西条市大野190-1 （施設№7）西条市大師町182-2	6	亀天荘
				7	大師苑
6	社会福祉法人　光明会	高齢者	（法人）西条市大町776-23 （施設）西条市大町736-1	8	せせらぎ
7	社会福祉法人　潤和会	高齢者	（法人・施設）西条市周布326	9	なごみ
8	社会福祉法人　聖風会	高齢者 障がい者	（法人・施設№10，11）西条市氷見丙195 （施設№12）西条市禎瑞385 （施設№13）西条市楠乙454-59 （施設№14）西条市楠乙438-21 （施設№15）西条市小松町大頭甲1085-1	10	光風館
				11	光風館　氷見の丘
				12	ていずい
				13	道前育成園
				14	東予学園
				15	道前荘
9	社会福祉法人　丹原福祉会	高齢者	（法人・施設）西条市丹原町今井457-1	16	ル･ソレイユ
10	社会福祉法人　同心会	高齢者	（法人・施設）西条市朔日市892-25	17	ついたちの里
11	社会福祉法人　白鳥会	障がい者	（法人・施設）西条市三芳1839-5	18	東予希望の家

（医療法人施設）

	法　人　名	区 分	法人所在地	No.	施設名
1	医療法人 愛寿会	高齢者	(法人)西条市福武甲158-1 (施設)西条市福武甲162-1	19	ゆるぎ荘
2	医療法人 弘仁会	高齢者	(法人)西条市三津屋南9-10 (施設)西条市丹原町古田167-1	20	あすか
3	医療法人 倬清会	高齢者	(法人)西条市小松町新屋敷甲286 (施設)西条市小松町新屋敷甲2385-1	21	リハ・クリネ
4	医療法人 北辰会	高齢者	(法人・施設)西条市小松町妙口甲1521	22	まなべ
5	医療法人社団 門の内会	高齢者	(法人)西条市周布331-1 (施設)西条市周布338	23	コスモス

（社会医療法人施設）

	法　人　名	区 分	法人所在地	No.	施設名
1	社会医療法人社団 更生会	高齢者	(法人・施設)西条市大町739	24	水都苑

（その他法人施設）

	法　人　名	区 分	法人所在地	No.	施設名
1	有限会社 あさひ	高齢者	(法人)西条市神拝乙35-5 (施設)西条市下島山甲2055-52	25	たまつ
2	有限会社 エンジェル・コール	高齢者	(法人・施設No.26)西条市喜多川792-1 (施設No.27)西条市飯岡1896	26	フルーツの家
				27	緑の家

2-5 救援物資集積所

	施　設　名	所　在　地	電 話 番 号
1	ひうち体育館	〒793－0003 西条市ひうち1－3	0897-53-3357
2	西条西部体育館	〒793－0072 西条市氷見乙601	0897-57-9383
3	ビバ・スポルティア SAIJO	〒799－1304 西条市河原津新田甲 157	0898-66-0361 ＦＡＸ 66-5595
4	西条市民公園	〒793－0030 西条市大町 403-1	0897-56-2226

2-6 愛媛県広域防災拠点

	施　設　名	所　在　地	電 話 番 号	備　考
1	小松中央公園	〒799－1101 西条市小松町新屋敷甲2427	0898-72-5128	進出・活動拠点
2	西条市ｱｳﾄﾄﾞｱｵｱｼｽ石鎚	〒799－1101 西条市小松町新屋敷乙22－29	0898-76-3111 ＦＡＸ 76-3113	進出・活動拠点、 広域物資拠点

注　(1)進出拠点とは、各機関が集結し、必要な人や物を送り込むための総合的な拠点をいう。

(2)活動拠点とは、進出拠点から遠い地域で活動するための拠点をいう。

(3)物資拠点とは、国や他県等からの支援物資を受け入れ、市町へ配送するための拠点をいう。

2-7 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧

（令和8年４月修正分より、土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設を追加した。）　　令和８年４月１日現在

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
1	みのり保育園	下島山甲363-1	0897-56-6527	渦				玉津	保育・幼稚園課
2	としもり内科	下島山甲1264-4	0897-53-6300	渦				玉津	医療対策課
3	デイサービスセンターひうち	下島山甲1384	0897-56-1001	渦	○	○		玉津	介護保険課
4	未来翔	下島山甲1428-1	0897-66-8277	渦	○	○		玉津	地域福祉課
5	サカタ産婦人科	下島山甲1453	0897-55-1103	渦	○			玉津	医療対策課
6	グループホームたまつ	下島山甲2055-52	0987-66-8058	渦				玉津	介護保険課
7	玉津保育園	玉津156-1	0897-55-8339	渦	○	○		玉津	保育・幼稚園課
8	玉津幼稚園	玉津202-5	0897-55-6208	渦	○	○		玉津	保育・幼稚園課
9	済生会西条短期入所事業所	新田109-1	0897-55-5130	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
10	済生会西条デイサービス事業所	新田109-1	0897-55-5130	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
11	済生会西条特別養護老人ホーム	新田109-1	0897-55-5130	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
12	未来翔Ⅱ	下島山甲1429-1	0897-66-8277	渦	○	○		玉津	地域福祉課
13	マーカバステーション	下島山甲1223-1	0897-56-0001	渦				玉津	地域福祉課
14	ベーカリーラ・スリーズ	新田109-1	0897-53-5820	渦・加	○	○		玉津	地域福祉課
15	済生会西条病院	朔日市269-1	0897-55-5100	渦・加	○	○		玉津	医療対策課
16	済生会西条老人保健施設いしづち苑	朔日市269-1	0897-53-1155	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
17	高橋こどもクリニック	朔日市313-5	0897-55-0776	渦・加	○	○		玉津	医療対策課
18	愛・ゆめいろ保育園	朔日市319-2	0897-55-2281	渦・加	○	○		玉津	保育・幼稚園課
19	セントケア西条朔日市	朔日市78-7	0897-52-5331	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
20	デイサービス川辺の家	船屋甲584-2	0897-52-0578	渦	○	○		玉津	介護保険課
21	篠原外科耳鼻科	大町520-8	0897-56-3521	渦・加	○	○		玉津	医療対策課
22	アシストジャパンデイサービスセンター6号館	大町539-1	0897-55-7576	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
23	ケアプラスデイサービスセンター西条	朔日市257-1	0897-66-9393	渦・加	○	○		玉津	介護保険課
24	コミュニティーキッズゆめか	玉津583-7	0897-47-4002	渦	○	○		玉津	地域福祉課
25	玉津児童クラブ	玉津200-1	0897-53-3714	渦	○	○		玉津	学校政策課
26	西条市立玉津小学校	玉津200-1	0897-56-3161	渦	○	○		玉津	学校教育課
27	西条市立西条東中学校	下島山甲865	0897-56-2653	渦				玉津	学校教育課
28	指定短期入所生活介護事業所福武荘	飯岡3402	0897-55-8388	渦				飯岡	介護保険課
29	指定通所介護事業所デイサービスセンター福武荘	飯岡3406	0897-53-5818	渦				飯岡	介護保険課
30	デイサービス陽だまり	飯岡4078-5	0897-47-5633	渦				飯岡	介護保険課
31	Seeds	飯岡3306-4	0897-47-8335	渦				飯岡	地域福祉課
32	飯岡保育園	飯岡3240-2	0897-56-2381				警	飯岡	保育・幼稚園課
33	西条道前病院	飯岡3290-1	0897-56-2247				警	飯岡	医療対策課
34	障害者支援施設 星の里	大浜6324	0897-53-1112				警	飯岡	地域福祉課
35	グループホーム　ココデアンド	飯岡381-74	080-3926-7788				特警	飯岡	地域福祉課
36	山元眼科	大町645-3	0897-55-0155	渦・加	○	○		西条	医療対策課
37	めぐみ保育園	朔日市626	0897-55-3560	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
38	めぐみ幼稚園	朔日市623-2	0897-55-3442	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
39	サスケ工房西条	大町1699-3	0897-47-8565	渦・加	○	○		西条	地域福祉課
40	みやざきメンタルクリニック	大町1699-3	0897-47-5255	渦・加	○	○		西条	医療対策課
41	指定短期入所生活介護事業所大師苑	大師町182-2	0897-55-2200	渦・加	○	○		西条	介護保険課
42	地域密着型特別養護老人ホーム大師苑	大師町182-2	0897-55-2200	渦・加	○	○		西条	介護保険課
43	西条認定こども園	本町1-133-2	0897-55-3106	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
44	みずほ	本町23-1	0897-27-8024	渦・加	○	○		西条	地域福祉課
45	わかば保育園	朔日市807-7	0897-53-6053	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
46	西条中央病院	朔日市804	0897-56-0300	渦・加	○	○		西条	医療対策課
47	西条中央病院通所リハビリステーションふれあい	朔日市804	0897-56-2133	渦・加	○	○		西条	介護保険課
48	ココロココ西条	朔日市804	0897-66-8688	渦・加	○	○		西条	介護保険課
49	デイサービスセンターあさひ	神拝乙35-5	0897-55-8045	渦・加	○	○		西条	介護保険課
50	西条栄光幼稚園	明屋敷236-17	0897-56-2711	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
51	りありのきっず愛媛西条	明屋敷657-5	0897-55-6556	渦・加	○	○		西条	保育・幼稚園課
52	しらかた皮フ科クリニック	明屋敷562-3	0897-55-1511	渦・加	○	○		西条	医療対策課
53	きずな	明屋敷363-1	0897-47-5825	加	○	○		西条	地域福祉課
54	つだ眼科ピコリック	樋之口436-8	0897-55-7700	渦・加	○	○		西条	医療対策課
55	もりざね耳鼻咽喉科	樋之口436-12	0897-47-3387	渦・加	○	○		西条	医療対策課
56	みどり保育園	喜多川764-1	0897-55-2780	加	○	○		西条	保育・幼稚園課

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
57	グループホームフルーツの家	喜多川792-1	0897-52-0793	渦・加	○	○		西条	介護保険課
58	通所介護フルーツの家	喜多川792-1	0897-52-0793	渦・加	○	○		西条	介護保険課
59	通所介護杜の家	朔日市892	0897-52-1003		○	○		西条	介護保険課
60	杜の家	朔日市892	0897-52-1003		○	○		西条	介護保険課
61	特別養護老人ホームついたちの里	朔日市892-25	0897-47-5981		○	○		西条	介護保険課
62	ショートステイついたちの里	朔日市892-25	0897-47-5981		○	○		西条	介護保険課
63	ピッコロ	朔日市892-25	0897-66-9030		○	○		西条	地域福祉課
64	グループホーム竹梅小路	本町48	0897-58-5252	渦・加	○	○		西条	介護保険課
65	ナイスこんやまち	栄町252-1	0897-47-8300	渦・加	○	○		西条	地域福祉課
66	ナイスおおまち	大町1699-3　エストソレ	0897-53-2025	渦・加	○	○		西条	地域福祉課
67	popola　西条	神拝乙35-5 2F	0897-47-4612	渦・加	○	○		西条	地域福祉課
68	西条児童クラブ	神拝乙112	0897-55-0628	渦・加	○	○		西条	学校政策課
69	西条市立西条小学校	神拝乙112	0897-56-3117	渦・加	○	○		西条	学校教育課
70	西条市立西条北中学校	朔日市400-1	0897-56-0170	渦・加	○	○		西条	学校教育課
71	愛媛県立西条高等学校	明屋敷234	0897-56-2030	渦・加	○	○		西条	学校教育課
72	東予乳幼児保育園	大町427	0897-56-9388	渦・加	○	○		神拝	保育・幼稚園課
73	レインボーキッズメソッド２	樋之口437-4	0897-55-2927	渦・加	○	○		神拝	地域福祉課
74	弁財天耳鼻咽喉科クリニック	大町613-3	0897-58-5959	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
75	西条聖マリア幼稚園	大町711-1	0897-55-2497	渦・加	○	○		神拝	保育・幼稚園課
76	宮島小児科医院	大町710-2	0897-55-2615	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
77	おかべ脳神経外科内科クリニック	大町706-4	0897-56-9165	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
78	とのやまクリニック	大町703-1	0897-47-2525	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
79	かりやま整形外科	大町701-2	0897-47-1717	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
80	松浦皮膚科医院	大町1714	0897-55-2346	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
81	地域活動支援センターちゅうりっぷ	神拝甲324-2	0897-53-7101	加	○	○		神拝	地域福祉課
82	地域活動支援センターさくらんぼハウス	神拝甲324-2	0897-53-1803	加	○	○		神拝	地域福祉課
83	かがやき園	神拝甲324-2	0897-55-5022	加	○	○		神拝	地域福祉課
84	夢門塾ゆうゆう西条	神拝甲233-13	0897-66-8020	加	○	○		神拝	地域福祉課
85	回生堂医院	神拝甲591	0897-55-3101	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
86	土岐医院	神拝甲538-6	0897-56-2090	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
87	松本整形外科医院	神拝甲498-2	0897-52-1011	渦・加	○	○		神拝	医療対策課
88	じょうとく内科クリニック	神拝甲217-1	0897-58-2233	加	○	○		神拝	医療対策課
89	デイサービスセンター笑歩会西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	渦・加	○	○		神拝	介護保険課
90	サービス付き高齢者向け住宅笑歩会西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	渦・加	○	○		神拝	介護保険課
91	有料老人ホーム笑歩会西条神拝	神拝甲561-1	0897-55-6003	渦・加	○	○		神拝	介護保険課
92	神拝保育園	神拝甲239-3	0897-55-3052	加	○	○		神拝	保育・幼稚園課
93	デイサービスセンターたいよう	喜多川452-1	0897-47-0107	加	○	○		神拝	介護保険課
94	ながい小児科	喜多川634-7	0897-53-7707	加	○	○		神拝	医療対策課
95	かなで	古川甲121-1	0897-55-7176	加	○	○		神拝	地域福祉課
96	ゆいまーるさいじょう	古川甲345-2	0897-64-9933	加	○	○		神拝	地域福祉課
97	矢野外科胃腸科医院	古川甲382-2	0897-55-1777	加	○	○		神拝	医療対策課
98	古川認定こども園	古川甲120-1	0897-55-7143	加	○	○		神拝	保育・幼稚園課
99	グループホームくれない	樋之口380-1	0897-56-9071	加	○	○		神拝	介護保険課
100	レッツ倶楽部西条古川	古川甲417-3	0897-66-7211	加	○	○		神拝	介護保険課
101	放課後等デイサービスキート西条駅前クラス	大町824-3	0897-66-8200	渦	○	○		神拝	地域福祉課
102	放課後等デイサービス　ぱずる	喜多川515-8	0897-29-2900	加	○	○		神拝	地域福祉課
103	重症児者ケアスマイルデイ　Ｏｈａｎａ	喜多川175-1 フループD	0897-47-2581	加	○	○		神拝	地域福祉課
104	プラス・ココル	樋之口318- 6	0897-47-3377	加	○	○		神拝	地域福祉課
105	うちぬき生活習慣病・健診・内視鏡クリニック	喜多川577-1	0897-47-1203	加	○	○		神拝	医療対策課
106	神拝児童クラブ	神拝甲427	0897-56-3156	加	○	○		神拝	学校政策課
107	西条市立神拝小学校	神拝甲427	0897-56-3107	加	○	○		神拝	学校教育課
108	東予こどもデイ青空	大町264-1	0897-58-3087	加	○			大町	地域福祉課
109	ぴのきおおおまち	大町267-3	0897-47-6275	加	○			大町	地域福祉課
110	JAえひめ未来デイサービスセンターいずみの里	大町200-6	0897-52-1600	加				大町	介護保険課
111	和田内科・皮膚科	大町84-15	0897-55-0515	加				大町	医療対策課
112	大町幼稚園	大町68	0897-55-4193	加				大町	保育・幼稚園課

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
113	大町保育園	大町55	0897-55-3652	加				大町	保育・幼稚園課
114	小規模多機能型居宅介護事業所武丈の里	大町980-4	0897-55-2101	加				大町	介護保険課
115	複合型サービス事業所仲まち	大町303-1	0897-56-2361	渦・加	○	○		大町	介護保険課
116	サービス付き高齢者向け住宅スウィング大町	大町303-1	0897-56-2321	渦・加	○	○		大町	介護保険課
117	ケアハウス水の里	大町776-23	0897-52-0340	加	○			大町	介護保険課
118	せせらぎ短期入所生活介護事業所	大町736-1	0897-52-1000	渦・加	○	○		大町	介護保険課
119	地域密着型特別養護老人ホームせせらぎ	大町736-1	0897-52-1000	渦・加	○	○		大町	介護保険課
120	村上記念病院	大町739	0897-56-2300	渦・加	○	○		大町	医療対策課
121	老人保健施設水都苑	大町739	0897-56-2301	渦・加	○	○		大町	介護保険課
122	デイサービスSwingゆらり	大町739	0897-58-2210	渦・加	○	○		大町	介護保険課
123	ひよこハウス	大町739	090-5430-3986	渦・加	○	○		大町	保育・幼稚園課
124	カンガルーハウス（村上記念病院）	大町739	0897-56-5185	渦・加	○	○		大町	保育・幼稚園課
125	ケアプラザ「サン愛」大町事業所	大町776-22	0897-55-2313	加	○			大町	介護保険課
126	グループホームかわせみ	大町307-6	0897-52-0390	加	○			大町	介護保険課
127	さくら保育園	大町992-1	0897-56-6227	加				大町	保育・幼稚園課
128	秋山医院	大町1352-1	0897-56-0885	加				大町	医療対策課
129	松永耳鼻科咽喉科医院	大町1365	0897-53-7171	加				大町	医療対策課
130	愛あい西条	福武甲164-1	0897-58-3581	加	○			大町	介護保険課
131	デイサービスなないろ西条南	大町1176-1	0897-66-7070	加				大町	介護保険課
132	大町児童クラブ	大町992-2	0897-53-8990	加				大町	学校政策課
133	西条市立大町小学校	大町992-2	0897-56-2114	加				大町	学校教育課
134	西条市立西条南中学校	大町1120	0897-56-0380	加				大町	学校教育課
135	愛媛県立西条農業高等学校	福武甲2093	0897-56-3611	加				大町	学校教育課
136	西条愛寿会病院	福武甲158-1	0897-55-2300		○			大町	医療対策課
137	愛寿会保育室（西条愛寿会病院）	福武甲158-1	0897-58-3583		○			大町	保育・幼稚園課
138	老人保健施設ゆるぎ荘	福武甲162-1	0897-55-0622	渦	○			大町	介護保険課
139	松本クリニック	大町1183-4	0897-47-8773	加				大町	医療対策課
140	西条児童館	大町456-1	0897-56-2511	渦・加	○	○		大町	こども未来課
141	あおのクリニック	洲之内甲170-1	0897-52-1155	加				神戸	医療対策課
142	かんべ幼稚園	洲之内甲221	0897-56-3229	加				神戸	保育・幼稚園課
143	神戸保育園	洲之内甲220	0897-55-3656	加				神戸	保育・幼稚園課
144	神戸児童クラブ	洲之内甲200	0897-56-2786	加				神戸	学校政策課
145	西条市立神戸小学校	洲之内甲200	0897-56-2744	加				神戸	学校教育課
146	クラッチ西条店	安知生272-３	0897-47-8021	加	○		警	神戸	地域福祉課
147	就労継続支援Ｂ型事業所すばる	安知生244-8	0898-35-2701	加	○			神戸	地域福祉課
148	ケアホーム古川	古川乙148-4	0897-53-2223	加・前	○	○		禎瑞	地域福祉課
149	ケアたまご	禎瑞884-2	0897-56-3738	加・前・中	○	○		禎瑞	介護保険課
150	JAえひめ未来デイサービスセンターみずほの里	禎瑞1033	0897-56-3100	加・前	○	○		禎瑞	介護保険課
151	ていずい	禎瑞385	0897-52-5300	加・前	○	○		禎瑞	地域福祉課
152	とうふ工房ていずい	禎瑞388	0897-55-0102	加・前	○	○		禎瑞	地域福祉課
153	禎瑞保育所	禎瑞1622	0897-57-9220	加・前	○	○		禎瑞	保育・幼稚園課
154	ｺﾐｭﾆﾃｨｰｷｯｽﾞののか	禎瑞327	0897-66-7200	加・前	○	○		禎瑞	地域福祉課
155	禎瑞児童クラブ	禎瑞1829	0897-57-9277	加・前	○	○		禎瑞	学校政策課
156	西条市立禎瑞小学校	禎瑞1829	0897-57-9280	加・前	○	○		禎瑞	学校教育課
157	デイサービスいしづちの湯	西田甲421-5	0897-55-8800	加・前	○	○		橘	介護保険課
158	小規模多機能ホーム　サテライト福うさぎ	檜木244-2　ｻﾝﾜﾀﾁﾊﾞﾅ10	0897-66-7608	中				橘	介護保険課
159	ソーシャルインクルーホーム西条西田甲	西田甲566-1	0897-56-3311	加・前	○	○		橘	地域福祉課
160	短期入所　西条西田甲	西田甲566-1	0897-56-3311	加・前	○	○		橘	地域福祉課
161	西条市休日夜間急患センター	野々市40-1	0897-52-2001	中				橘	医療対策課
162	ひまわり幼稚園	氷見乙639-2	0897-57-7797	中	○	○		氷見	保育・幼稚園課
163	西条市立西条西中学校	氷見乙558	0897-57-9434	中	○			氷見	学校教育課
164	西条西部児童館	氷見西新開59	0897-57-6061	中	○	○		氷見	こども未来課
165	カイト西条	今在家1077-4	0898-35-5009	中	○			吉井	地域福祉課
166	小規模多機能型居宅介護エンジョイライフ玉之江	玉之江317	0898-55-8111	中				吉井	介護保険課
167	サービス付き高齢者向け住宅エンジョイライフ玉之江	玉之江317	0898-55-8111	中				吉井	介護保険課
168	黒田医院	石田319-1	0898-64-3780	中・広	○	○		吉井	医療対策課

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
169	きゃんぱす東予	石田319-4	0898-35-2879	中・広・一	○	○		吉井	地域福祉課
170	東予南こども園	石田397-1	0898-64-3081	中				吉井	保育・幼稚園課
171	デイサービスセンター虹	石田564-5	0898-55-8312	中				吉井	介護保険課
172	児童発達支援センターひまわり	石田339-1	0898-65-6144	中・広	○			吉井	地域福祉課
173	吉井児童クラブ	玉之江235-1	0898-64-3211	中				吉井	学校政策課
174	西条市立吉井小学校	玉之江235-1	0898-64-3080	中				吉井	学校教育課
175	デイサービスセンターなごみ	周布326	0898-64-7003	中・崩	○	○		周布	介護保険課
176	指定短期入所生活介護事業所なごみ	周布326	0898-64-7003	中・崩	○	○		周布	介護保険課
177	特別養護老人ホームなごみ	周布326	0898-64-7003	中・崩	○	○		周布	介護保険課
178	ひだまり	周布326	0898-64-7003	中・崩	○	○		周布	介護保険課
179	渡部病院	周布331-1	0898-64-1200	中・崩	○	○		周布	医療対策課
180	老人保健施設コスモス	周布338	0898-64-6300	中・崩	○			周布	介護保険課
181	近藤クリニック	周布344-3	0898-64-2760	中・崩・曲・新	○			周布	医療対策課
182	平田クリニック	周布2172-1	0898-76-2256	中・崩・新				周布	医療対策課
183	東予こどもデイ青空壬生川	周布201-2	0898-35-4180	中・崩・曲・新				周布	地域福祉課
184	花園保育園	周布990-1	0898-68-7377	中・崩・新				周布	保育・幼稚園課
185	西条市社会福祉協議会デイサービスセンターひまわり	周布606-1	0898-64-2600	中・崩・曲・新	○	○		周布	介護保険課
186	西条市障害者相談支援センター	周布606-1	0898-64-2600	中・崩・曲・新	○	○		周布	地域福祉課
187	まつうら小児科	周布599-5	0898-64-0460	中・曲・新	○			周布	医療対策課
188	いしづちやまクリニック	周布921	0898-68-8885	中・崩・新				周布	医療対策課
189	あけぼの	周布835-3	0898-68-8015	中・崩・新				周布	地域福祉課
190	飯尾皮フ科泌尿器科	周布782	0898-64-5577	中・新				周布	医療対策課
191	周布児童クラブ	周布1521	0898-68-7622	中・崩・新				周布	学校政策課
192	西条市立周布小学校	周布1521	0898-68-7116	中・崩・新				周布	学校教育課
193	西条市立東予東中学校	周布160	0898-64-2132	中・崩・新				周布	学校教育課
194	愛媛県立東予高等学校	周布650	0898-64-2119	中・崩・曲・新				周布	学校教育課
195	放課後等デイサービスふらすこ東予	周布715-1	0898-35-5715	中・崩・曲・新				周布	地域福祉課
196	シグナルケアステーション	北条469-6	0898-64-5917	中・広・一・崩	○	○		多賀	介護保険課
197	長山眼科	三津屋東48	0898-64-5588	中・崩・曲・新	○	○		多賀	医療対策課
198	サービス付き高齢者住宅媛達磨	三津屋東49	0898-55-8761	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
199	多賀幼稚園	北条1504	0898-64-2767	中・崩	○	○		多賀	保育・幼稚園課
200	デイサービス多賀の里	北条231-1	0898-65-6662	中・崩	○	○		多賀	介護保険課
201	グループホーム多賀の里	北条231-1	0898-65-6662	中・崩	○	○		多賀	介護保険課
202	小規模多機能型居宅介護きざえもん	北条231-1	0898-65-6662	中・崩	○	○		多賀	介護保険課
203	森内科	三津屋南5-30	0898-64-5858	中・崩・曲・新	○	○		多賀	医療対策課
204	フィットネス型デイサービスセンター煌き	三津屋南7-7	0898-35-3370	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
205	介護医療院共立病院	三津屋南9-10	0898-64-2662	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
206	共立病院	三津屋南9-10	0898-64-2662	中・崩・曲・新	○	○		多賀	医療対策課
207	ショートステイたらちね	三津屋南9-10	0898-64-2662	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
208	通所介護センターまほろば	三津屋南10-20	0898-64-6010	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
209	ふじ保育園	三津屋南7-12	0898-64-0315	中・崩・曲・新	○	○		多賀	保育・幼稚園課
210	松田循環器科内科	三津屋南13-50	0898-76-1117	中・崩・曲・新	○	○		多賀	医療対策課
211	たから幼稚園	三津屋99	0898-64-2306	中・崩・曲・新	○	○		多賀	保育・幼稚園課
212	グループホームちとせ	三津屋南8-24	0898-64-2233	中・崩・曲・新	○	○		多賀	介護保険課
213	グループホームあかね	北条858-1	0898-64-2566	中・崩	○	○		多賀	介護保険課
214	多賀児童クラブ	北条1504	0898-64-2550	中・崩	○	○		多賀	学校政策課
215	西条市立多賀小学校	北条1504	0898-64-2042	中・崩	○	○		多賀	学校教育課
216	Visee	三津屋444-10	0898-52-7377	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
217	レインボーキッズメソッド３	三津屋東1-3	0898-52-8507	中・新	○	○		多賀	地域福祉課
218	そんげん	三津屋東30-17	0898-64-0303	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
219	さわやか愛の家さいじょう館	三津屋東30-13	0898-64-2677	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
220	ゆいまーるにゅうがわ	三津屋南9-48	0898-35-3910	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
221	プラス	三津屋南2-59	0898-52-8246	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
222	森商店	三津屋南10-5	0898-52-8273	中・崩・曲・新	○	○		多賀	地域福祉課
223	森山内科	壬生川86-1	0898-65-4332	中・崩・曲・新	○	○		壬生川	医療対策課
224	園延整形外科	壬生川95-4	0898-64-2630	中・崩・曲・新	○	○		壬生川	医療対策課

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
225	フィットネス型デイサービスセンター太陽と月	壬生川650-1	0898-35-3007	中・曲・新	○	○		壬生川	介護保険課
226	デイサービスセンターセトウチ	壬生川675-1	0898-65-5505	中・曲・新	○	○		壬生川	介護保険課
227	西条市立周桑病院	壬生川131	0898-64-2630	中・新	○	○		壬生川	医療対策課
228	ひかり託児所（周桑病院）	壬生川131	0898-64-2630	中・新	○	○		壬生川	保育・幼稚園課
229	ぽんぽこハウス（周桑病院）	壬生川131	0898-76-1330	中・新	○	○		壬生川	保育・幼稚園課
230	キッズクリニックパパ	周布486-3	0898-76-1788	中・新	○			壬生川	医療対策課
231	グループホーム水車の家	周布494-1	0898-76-8330	中・新	○			壬生川	介護保険課
232	壬生川児童クラブ	壬生川425-2	0898-64-2881	中・曲・新	○	○		壬生川	学校政策課
233	西条市立壬生川小学校	壬生川425-2	0898-64-2022	中・曲・新	○	○		壬生川	学校教育課
234	ふれあい診療所	壬生川111-1	0898-64-5285	中・曲・新	○	○		壬生川	医療対策課
235	WINDS壬生川	壬生川38-2	0898-35-5232	中・崩・曲・新	○	○		壬生川	地域福祉課
236	楠河児童クラブ	河原津甲464-1	0898-66-5110	明・小・北	○			楠河	学校政策課
237	西条市立楠河小学校	河原津甲464-1	0898-66-5024	明・小・北	○			楠河	学校教育課
238	デイサービスあゆみ	河原津甲492-3	0898-55-8765	北	○			楠河	介護保険課
239	サービス付き高齢者向け住宅くすの木	河原津甲492-3	0898-55-8765	北	○			楠河	介護保険課
240	らいふてらすSUNWALK	河原津甲496	0898-35-5721		○			楠河	介護保険課
241	初凪西条楠	楠甲609-3	0898-52-9334	明・小・北	○	○		楠河	地域福祉課
242	東予学園	楠乙438-21	0898-66-5078				特警	楠河	地域福祉課
243	リブ	楠甲2034-3	0898-55-8210				警	楠河	地域福祉課
244	小規模多機能型居宅介護芳苑	三芳1254-1	0898-75-4385	明・小				三芳	介護保険課
245	デイサービスセンター空	三芳1047-1	0898-55-8381	明・小				三芳	介護保険課
246	指定障害者支援施設東予希望の家	三芳1839-5	0898-66-4656	明				三芳	地域福祉課
247	指定就労継続支援B型事業所東予希望の家つばさ	三芳1839-5	0898-66-4656	明				三芳	地域福祉課
248	グループホームかほく三芳ホーム	三芳1253-2	0898-66-5557	明・小				三芳	地域福祉課
249	指定共同生活介護事業所ケアホームきぼう	三芳1834-1	0898-76-5177	明				三芳	地域福祉課
250	就労支援事業所さくらす	三芳1923-8	0898-66-4122	明				三芳	地域福祉課
251	茎田医院	三芳1076	0898-66-0555	明・小				三芳	医療対策課
252	行本医院	三芳155-1	0898-66-0609	明・小				三芳	医療対策課
253	河北こども園	三芳300-2	0898-66-5065	明・小				三芳	保育・幼稚園課
254	三芳児童クラブ	三芳997	0898-66-0223	明				三芳	学校政策課
255	西条市立三芳小学校	三芳1217	0898-66-5227	明・小				三芳	学校教育課
256	特別養護老人ホーム亀天荘	大野190-1	0898-66-0066	明				庄内	介護保険課
257	デイサービスセンター亀天荘	大野190-1	0898-66-1415	明				庄内	介護保険課
258	指定短期入所生活介護事業所亀天荘	大野190-1	0898-66-0066	明				庄内	介護保険課
259	さくら保育園（亀天会）	大野190-1	0898-66-0066	明				庄内	保育・幼稚園課
260	ケアハウス鶴翠苑	大野284-１	0898-66-0061	明				庄内	介護保険課
261	グループホーム鶴翠	大野284-１	0898-66-0061	明				庄内	介護保険課
262	やまもと眼科クリニック	丹原町池田109-4	0898-76-1010	中・新				丹原	医療対策課
263	くしべ整形外科	丹原町池田87	0898-76-7555	中・曲・新				丹原	医療対策課
264	小林耳鼻咽喉科クリニック	丹原町池田109-5	0898-64-3387	中・曲・新				丹原	医療対策課
265	スポーツデイたんばら	丹原町願連寺196-6	0898-68-8882	中・新				丹原	介護保険課
266	デイサービスセンター丹原	丹原町池田1651-1	0898-68-4356	中・新				丹原	介護保険課
267	デイサービスセンター愛出合	丹原町池田243-3，4	0898-55-8412	中・曲・新				丹原	介護保険課
268	グループホーム丹原の郷	丹原町池田1267-1	0898-35-0019	新				丹原	介護保険課
269	デイサービスセンター 丹原の郷	丹原町池田1267-1	0898-76-2880	新				丹原	介護保険課
270	今井クリニック整形外科	丹原町今井106-1	0898-68-8588	新				丹原	医療対策課
271	ケアコンシェルジュ今井	丹原町今井155-1	0898-68-8588	新				丹原	介護保険課
272	トータルケア今井	丹原町今井155-1	0898-68-8588	新				丹原	介護保険課
273	特別養護老人ホームル・ソレイユ	丹原町今井457-1	0898-76-2111	新				丹原	介護保険課
274	短期入所生活介護事業所ル・ソレイユ	丹原町今井457-1	0898-76-2111	新				丹原	介護保険課
275	デイサービスセンタール・ソレイユ	丹原町今井457-1	0898-76-2111	新				丹原	介護保険課
276	デイサービスセンター千代の家	丹原町今井116-1	0898-68-7744	新				丹原	介護保険課
277	ユーモア（通所介護）	丹原町久妙寺甲548	0898-52-7207	新				丹原	介護保険課
278	就労継続支援Ｂ型くろ～ば～	丹原町池田1762-1	0898-52-7106	新				丹原	地域福祉課
279	放課後等デイサービスいと	丹原町今井285-2	0898-52-9838	新				丹原	地域福祉課
280	なないろ・ｍｉｃ	丹原町丹原80-3	0898-35-5607	新				丹原	地域福祉課

No.	施設名称	所在地	電話番号	洪水浸水想定区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域	土砂災害警戒区域	地区	担当課
281	ななないろ・ぽの	丹原町丹原80-3-2	0898-35-5467	新				丹原	地域福祉課
282	障がい者就労支援事業所いろの和	丹原町願連寺206-1-102	0898-52-7177	新				丹原	地域福祉課
283	障がい者支援事業所いろの和	丹原町高松甲246-1	0898-35-5057	新				丹原	地域福祉課
284	あおの循環器科	丹原町今井273-1	0898-68-3300	新				丹原	医療対策課
285	丹原保育所	丹原町今井279	0898-68-7422	新				丹原	保育・幼稚園課
286	丹原児童クラブ	丹原町池田1778-1	0898-76-2467	新				丹原	学校政策課
287	西条市立丹原小学校	丹原町池田1778-1	0898-68-7005	新				丹原	学校教育課
288	丹原児童館	丹原町池田1802-3	0898-68-6960	新				丹原	こども未来課
289	徳田児童クラブ	丹原町古田甲725-2	0898-68-7911	新				徳田	学校政策課
290	西条市立徳田小学校	丹原町古田甲720-1	0898-68-7163	新				徳田	学校教育課
291	田野保育所	丹原町北田野1780	0898-68-6377	新				田野	保育・幼稚園課
292	田野児童クラブ	丹原町北田野1587-5	0898-68-5130	新				田野	学校政策課
293	西条市立田野小学校	丹原町田野上方2098-1	0898-68-7548	新				田野	学校教育課
294	西条市立中川診療所	丹原町来見甲549	0898-75-3385	中				中川	医療対策課
295	グループホームこうゆう庵	丹原町寺尾甲31-9	0898-76-6461	中			警	中川	介護保険課
296	西条市丹原高齢者生活福祉センター	丹原町来見乙26-2	0898-73-2960				警	中川	介護保険課
297	小松こども園	小松町新屋敷甲2210-1	0898-72-2702	中				小松	保育・幼稚園課
298	ほくしんコティ	小松町妙口甲1280	0898-76-9111	中				石根	保育・幼稚園課
299	介護法人保健施設まなべ	小松町妙口甲1521	0898-72-6131	中				石根	介護保険課
300	西条市民病院	小松町妙口甲1521	0898-72-4111	中				石根	医療対策課
301	小松の里	小松町妙口甲1-1	0898-76-3838	中				石根	介護保険課
302	石燧園	小松町大頭甲1104-1	0898-72-3645	中				石根	介護保険課
303	明水荘	小松町大頭甲1104-1	0898-72-2233	中				石根	介護保険課
304	特別養護老人ホーム　道前荘	小松町大頭甲1085-1	0898-72-2290	中				石根	介護保険課
305	石根保育所	小松町大頭甲1039-2	0898-72-2138	中				石根	保育・幼稚園課
306	熟年コミュニティせとうち	小松町妙口甲1280	0898-72-2400	中				石根	介護保険課

1 「洪水浸水想定区域」について、各河川の水系名を示し、各水系の浸水区域内であることを示す。略称については下表のとおり。

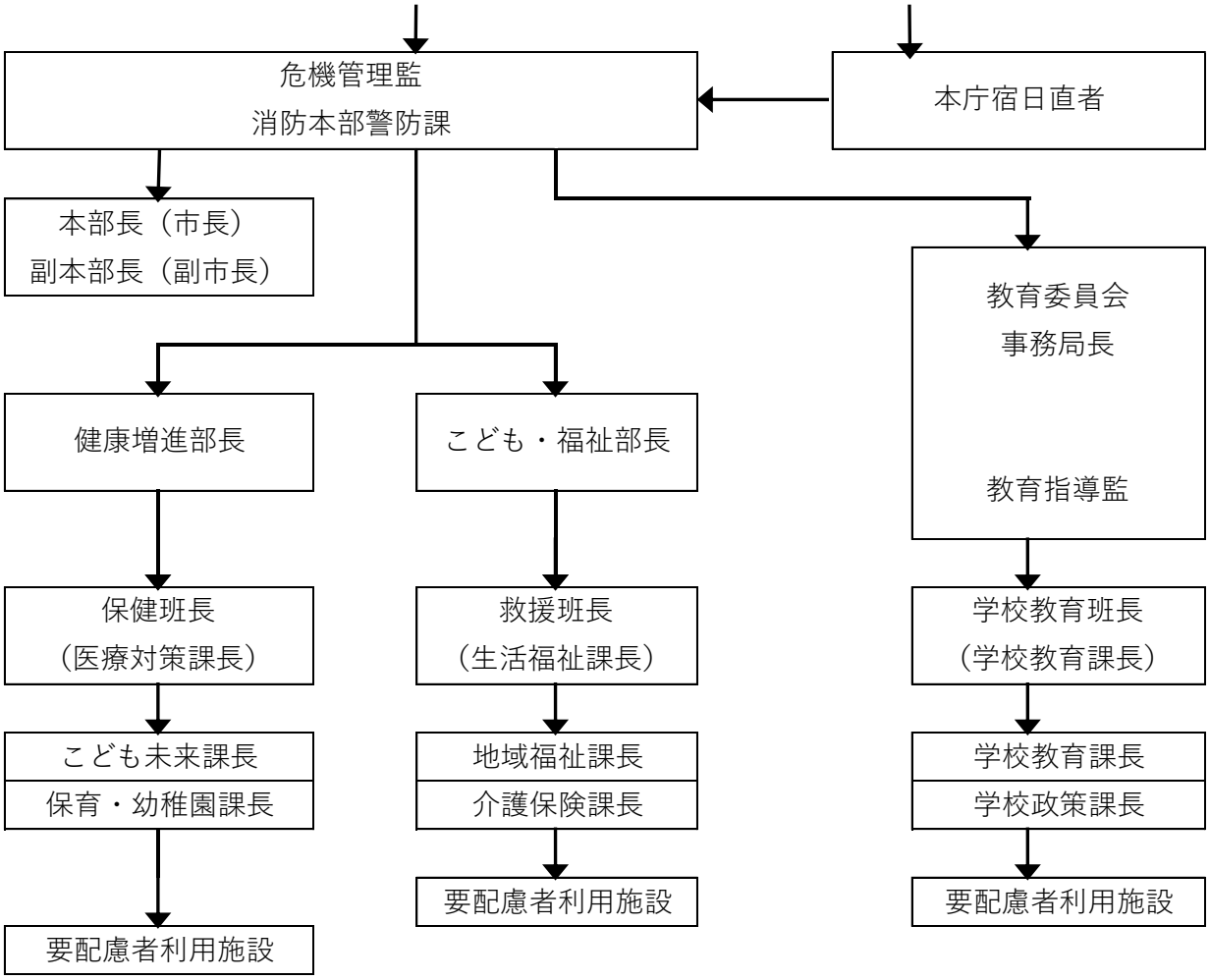
※県河川調書順に記載

略称	水系名	河川名
渦	渦井川水系	渦井川、室川、界谷川、金剛院谷川、桜川
加	加茂川水系	加茂川、市之川、名古瀬谷川、御燈谷川
前	前神寺谷川	前神寺谷川
中	中山川水系	中山川、猪狩川、払川、向猪狩川、東谷川、西谷川、小松川、大日川、大谷川、都谷川、妙谷川、深谷川、安井谷川、関屋川、ウルメ川、東谷川、志河川、大谷川、鞍瀬川
広	広江川水系	広江川
一	一ツ橋川水系	一ツ橋川
崩	崩口川水系	崩口川、本郷川
曲	大曲川水系	大曲川、大川
新	新川水系	新川、内川、西山川、高松川、徳能川、小島川
明	大明神川水系	大明神川
小	小向川水系	小向川
北	北川水系	北川、スミヤ川

これらは県による浸水想定区域の作成（令和4年度以降）において、河川毎とせず、水系毎の作成を行ったことにあわせたものである。

2 高潮浸水想定区域及び、津波災害警戒区域欄の「○」は浸水想定区域内であることを示す。

2-8 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達経路



2-9 避難路一覧

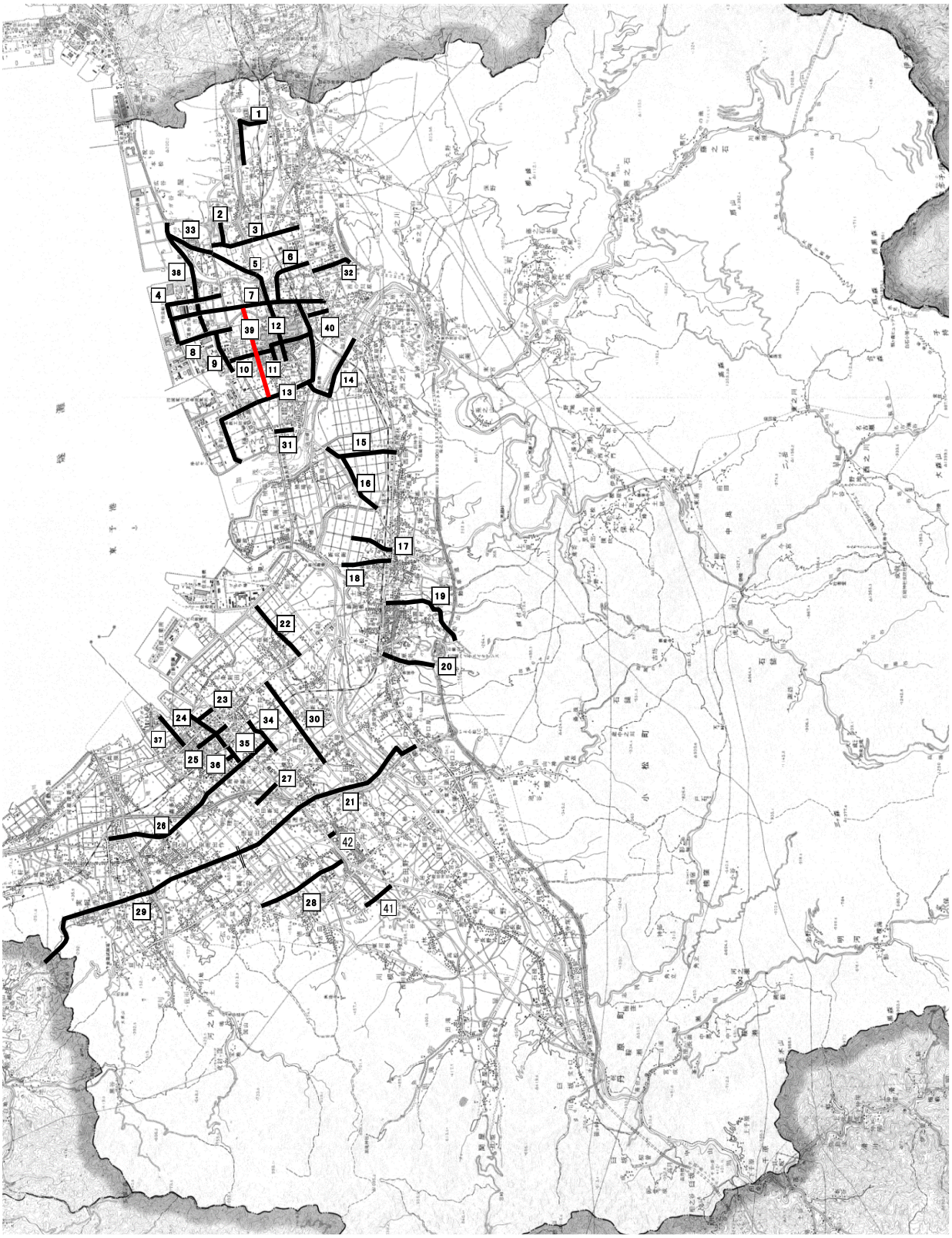
令和 7 年 12 月 31 日現在

番号	延長	区分	路線名	延長
1	1,820m	市道	下島山所藪線	1,009m
		市道	八幡原下島山線	811m
2	509m	市道	玉津15号線	509m
3	2,039m	市道	船屋王至森寺線	2,039m
4	1,451m	市道	西ひうち1号線	876m
		市道	玉津16号線	575m
5	1,026m	市道	玉津西条1号線	1,026m
6	1,419m	市道	国道鷹丸線	1,419m
7	4,283m	市道	国道朔日市線	4,283m
8	1,000m	市道	若洲東3号線	1,000m
9	514m	市道	クラレ南通線	514m
10	1,110m	市道	西条11号線	242m
		市道	西条神拝2号線	868m
11	1,174m	市道	西条20号線	394m
		市道	西条大町1号線	780m
12	1,954m	市道	古川玉津橋線	1,954m
13	5,021m	市道	西条駅前下島山線	470m
		市道	西条駅前干拓地線	3,114m
		市道	港新地2号線	283m
		市道	港新地中通線	1,154m
14	1,997m	市道	国道中西上喜多川線	1,997m
15	1,517m	市道	石鎚駅東禎瑞線	1,517m
16	1,497m	市道	西田1号線	513m
		市道	楢木禎瑞線	424m
		市道	氷見橘1号線	560m
17	939m	市道	氷見八幡線	939m
18	1,415m	市道	氷見新兵衛線	1,415m
19	2,012m	市道	第2岡村線	2,012m
20	1,166m	市道	川原谷大日線	911m
		市道	清楽寺線	255m
21	4,847m	市道	妙口長田線	900m
		市道	鴨之窪久枝線	1,777m
		市道	周布吉岡線	1,800m
		市道	茂敷東線	370m
22	1,549m	市道	東予港玉之江線	1,549m
23	381m	市道	三津屋東線	381m
24	933m	市道	駅正面線	933m
25	979m	市道	北条新地線	979m
26	4,452m	市道	楠浜北条線	4,452m
27	624m	市道	堀越線	93m
		市道	下田明理川線	531m
28	2,100m	市道	丹原高知線	2,100m
29	4,927m	市道、農道	安用実報寺線(周越トンネル含む)	4,927m
30	2,203m	市道	広江周布線	2,203m
31	437m	市道	古川樋之口線	437m
32	861m	市道	福武沢線	861m
33	1,399m	市道	玉津 14 号線	1,399m
34	888m	市道	北条周布線	888m
35	439m	市道	北条中城線	439m
36	861m	市道	中城三津屋線	235m
37	1,024m	臨港道路	臨港道路壬生川線	1,024m

番号	延長	区分	路線名	延長
38	2,402m	臨港道路	臨港道路西ひうち東西線 臨港道路西ひうち線 ひうち大橋 臨港道路1号地線	783m 86m 478m 1,055m
39	2,038m	市道	喜多川朔日市線	2,038m
40	462m	市道	清水町1号線	462m
41	817m	市道	今井久妙寺線	817m
42	156m	市道	丹原池田線	156m

避難路位置図

（赤字：追加・修正分）



2-10 公用車両一覧

(本庁)　　令和 7 年 12 月 31 日現在

NO	区	担当部署	登録番号		車　　名	車 種	AT	配置先	班名
1	集	管財住宅課【1 号車】	480 に	8570	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	港湾課	港湾河川班
2	集	管財住宅課【2 号車】	480 す	4256	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
3	集	管財住宅課【3 号車】	480 に	2521	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	林業振興課	農林水産班
4	集	管財住宅課【4 号車】	480 な	872	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	管財住宅課	集中管理
5	集	管財住宅課【5 号車】	480 て	1506	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	観光振興課	観光班
6	集	管財住宅課【6 号車】	480 す	4255	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
7	集	管財住宅課【7 号車】	480 て	4092	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
8	集	管財住宅課【8 号車】	480 せ	3050	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	用地課	港湾河川班
9	集	管財住宅課【9 号車】	581 さ	307	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
10	集	管財住宅課【10 号車】	480 と	1032	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
11	集	管財住宅課【11 号車】	580 ま	1866	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	建設道路課	道路班
12	集	管財住宅課【12 号車】	580 せ	6037	スズキアルト	軽乗用車	◎	教育総務課	教育総務班
13	集	管財住宅課【13 号車】	480 こ	4840	ダイハツミラバン	軽貨物車	◎	生活福祉課	救援班
14	集	管財住宅課【14 号車】	480 こ	5239	ダイハツ箱ハイゼットﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	管財住宅課(住宅係)	施設管理班
15	集	管財住宅課【15 号車】	580 ち	5420	スズキアルト	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
16	集	管財住宅課【16 号車】	480 せ	3992	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	管財住宅課	施設管理班
17	集	管財住宅課【17 号車】	480 け	2339	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	管財住宅課	施設管理班
18	集	管財住宅課【18 号車】	480 さ	2113	スズキアルト	軽貨物車	◎	課税課	調査班
19	集	管財住宅課【19 号車】	480 そ	2766	スズキキャリイ	軽貨物車	◎	人権擁護課	市民物資班
20	集	管財住宅課【20 号車】	480 に	8311	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	保育・幼稚園課	救援班
21	集	管財住宅課【21 号車】	480 せ	3051	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
22	集	管財住宅課【22 号車】	480 ね	2480	ミツビシミニキャブ EV	軽貨物車	◎	国保医療課	救援班
23	集	管財住宅課【23 号車】	480 た	3227	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	国保医療課	救援班
24	集	管財住宅課【24 号車】	480 た	2231	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ	軽貨物車	◎	移住推進課	市民物資班
25	集	管財住宅課【25 号車】	581 く	4878	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	生活福祉課	救援班
26	集	管財住宅課【26 号車】	480 ち	3746	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	生活福祉課	救援班
27	集	管財住宅課【27 号車】	480 そ	4100	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	施設管理課	施設管理班
28	集	管財住宅課【28 号車】	580 ま	1869	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	産業振興課	産業班
29	集	管財住宅課【29 号車】	480 す	2650	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
30	集	管財住宅課【30 号車】	480 せ	4802	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	保育・幼稚園課	救援班
31	集	管財住宅課【31 号車】	480 そ	2767	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	子育て支援課	救援班
32	集	管財住宅課【32 号車】	480 い	4944	スズキアルト	軽貨物車	◎	子育て支援課	救援班
33	集	管財住宅課【33 号車】	41 て	55	ミツビシミニカ	軽貨物車	◎	課税課	調査班
34	集	管財住宅課【34 号車】	480 ぬ	8325	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ	軽貨物車	◎	くらし安心課	市民物資班
35	集	管財住宅課【35 号車】	41 に	6960	ダイハツハイゼット	軽貨物車		港湾課	港湾河川班
36	集	管財住宅課【36 号車】	480 ぬ	8326	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸ	軽貨物車	◎	くらし安心課	市民物資班
37	集	管財住宅課【37 号車】	41 と	679	スバルサンバー	軽貨物車		課税課	調査班
38	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	300 ち	4881	ニッサンキャラバン	普通乗用車	◎	市民協働推進課	市民協働班
39	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	501 ね	5307	ﾆｯｻﾝｳｨﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ	小型乗用車	◎	社会教育課	社会教育班
40	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	501 て	110	ニッサンラフェスタ	小型乗用車	◎	選挙管理委員会	協力班
41	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	400 ち	7921	トヨタプロボックス	小型貨物車	◎	生活福祉課	救援班
42	集	管財住宅課	400 ち	7922	トヨタプロボックス	小型貨物車		教育総務課	教育総務班
43	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	301 ち	5519	ニッサンリーフ EV	普通乗用車		市民生活課	市民協働班
44	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	500 な	492	ﾎﾝﾀﾞｽﾃｯﾌﾟﾜｺﾞﾝ	小型自動車	◎	職員厚生課	動員班
45	集	管財住宅課【ﾃﾞｽｸﾈｯﾂ】	400 さ	2035	トヨタサクシード	小型貨物車	◎	総務課	総務班
46	本	管財住宅課	41 は	2643	三菱ﾐﾆｷｬﾌﾞ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	管財住宅課(住宅係)	施設管理班
47	本	管財住宅課【市長車】	333 つ	5151	トヨタエスティマ	普通乗用車	◎	秘書課	秘書班
48	本	管財住宅課【副市長車】	501 た	5762	ダイハツルミナス	小型乗用車	◎	秘書課	秘書班
49	本	管財住宅課【議長車】	331 せ	2700	トヨタクラウン	普通乗用車	◎	議会事務局	議会班
50	本	観光振興課	480 こ	2711	ダイハツ箱バン 4WD	軽貨物車	◎	観光振興課	観光班
51	本	政策課	480 た	3228	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進課	広報班

NO	区	担当部署	登録番号		車　　名	車 種	AT	配置先	班名
52	本	防災危機管理課	480 い	4940	スズキアルト	軽貨物車	◎	防災危機管理課	危機管理班
53	本	防災危機管理指令車	88 な	7320	ホンダオルティア	特種(緊急)用途車	◎	防災危機管理課	危機管理班
54	本	総務課	480 つ	3926	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	総務課	総務班
55	本	総務課	480 に	2522	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	総務課	総務班
56	本	衛生課	400 そ	9696	マツダキャブオーバ	小型貨物車		衛生課	環境衛生班
57	本	衛生課(ひうちｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ)	41 く	716	スズキキャリイ	軽貨物車		衛生課	環境衛生班
58	本	林業振興課	581 え	6428	スズキジムニー	軽乗用車	◎	林業振興課	農林水産班
59	本	農水振興課	400 つ	2797	ニッサン AD バン	小型貨物車	◎	農水振興課	農林水産班
60	本	農林土木課	480 た	3229	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ 4WD	軽貨物車	◎	農林土木課	農林水産班
61	本	農林土木課	480 そ	2769	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農林土木課	農林水産班
62	本	建設道路課	800 す	2700	ニッサン AD バン	特種用途車	◎	建設道路課	道路班
63	本	建設道路課	480 す	5043	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
64	本	建設道路課	400 ち	6244	ﾆｯｻﾝ AD ﾊﾞﾝ 4WD	小型貨物車	◎	建設道路課	道路班
65	本	建設道路課	41 ち	4377	スズキキャリー	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
66	本	建設道路課	41 は	1440	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
67	本	建設道路課	41 の	7964	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建設道路課	道路班
68	本	都市計画課	480 く	1164	スズキエブリイバン 4WD	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
69	本	都市計画課	480 つ	3936	ダイハツハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	都市計画課	都市計画班
70	本	国土調査課	480 こ	2498	スズキエブリイバン 4WD	軽貨物車	◎	国土調査課	農林水産班
71	本	国土調査課	480 あ	6731	スズキ 4WD	軽貨物車		国土調査課	農林水産班
72	本	建築課	480 い	9884	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	建築課	建築班
73	本	介護保険課	480 か	8527	スズキバン	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
74	本	介護保険課	480 せ	4801	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
75	本	介護保険課	480 ち	3747	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	介護保険課	救援班
76	本	介護保険課	581 え	6187	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	介護保険課	保健班
77	本	介護保険課	581 く	2459	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	介護保険課	保健班
78	本	介護保険課	480 て	1507	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
79	本	介護保険課	480 す	4257	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
80	本	介護保険課	480 つ	2714	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
81	本	介護保険課	581 く	4879	ダイハツミライース	軽貨物車	◎	介護保険課	保健班
82	本	健康増進課	50 を	2497	スズキアルト	軽乗用車	◎	健康増進課	保健班
83	本	健康増進課	480 そ	2768	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	健康増進課	保健班
84	本	健康増進課	50 ゆ	6792	スズキアルト	軽乗用車	◎	健康増進課	保健班
85	本	健康増進課	480 と	4265	ダイハツ	軽貨物車	◎	健康増進課	保健班
86	本	健康増進課	581 く	5401	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	健康増進課	
87	本	社会教育課(西条図書館)	800 す	6335	トヨタトヨエース	特種用途車		—	—
88	本	社会教育課(西条図書館)	480 き	9132	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
89	本	社会教育課(西条図書館)	480 て	2982	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	社会教育課	社会教育班
90	本	学校教育課(ｳｨﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ)	480 さ	4501	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	学校教育課	学校教育班
91	本	学校教育課(青少年育成ｾﾝﾀｰ)	41 に	3465	三菱ミニキャブ箱バン	軽貨物車		学校教育課	学校教育班
92	本	ｽﾎﾟｰﾂ健康課(西条西部公園)	41 の	8479	スバルサンバー	軽貨物車		スポーツ健康課	救援班
93	企	下水道工務課	880 あ	1594	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	特殊用途車	◎	下水道工務課	下水道班
94	企	下水道工務課	480 ち	3744	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	下水道工務課	下水道班
95	企	下水道工務課	41 ほ	8891	ホンダアクティバン	軽貨物車	◎	下水道工務課	下水道班
96	企	下水道工務課(西条浄化ｾﾝﾀｰ)	480 き	8160	ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘｲ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車		—	—
97	企	下水道業務課	480 せ	3991	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	下水道業務課	下水道班
98	企	水道業務課	41 ほ	8952	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	水道業務課	水道班
99	企	水道工務課	480 す	5856	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
100	企	水道業務課	480 そ	8455	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	水道業務課	水道班
101	企	水道業務課	480 い	9809	スズキキャリー	軽貨物車		環境課	下水道班
102	企	環境課(公営企業)	480 た	3878	ハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
103	企	環境課(公営企業)	41 と	4602	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	水道工務課	水道班
104	集	管財住宅課	41 ね	2413	スバルサンバーバン	軽貨物車	◎	西部環境課へ貸与中	

集:集中管理　本:本庁各課による管理　企:公営企業担当課による管理

※網掛け車両については、災害発生後 2 週間を目途に、配置先より集中管理に戻す。

(西部支所)

NO	区	担当部署	登録番号		車　名	車種	AT	配置先	班名
1		農林建設課	500 な	929	ニッサンマーチ	小型乗用車	◎	農林建設課	西部支所各班
2	西	環境課(生活環境係)	480 た	2331	スズキキャリー	軽貨物車	◎	環境課	環境衛生班
3	西	市民福祉課	41 ね	2411	スバルサンバーバン	軽貨物車	◎	市民福祉課	市民物資班
4	西	農林建設課	480 た	2843	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
5	西	農林建設課	480 つ	3927	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
6	西	農林建設課	41 の	8804	ダイハツハイゼット	軽貨物車	－	農林建設課	西部支所各班
7	西	農林建設課	50 め	4447	スズキジムニー	軽乗用車	◎	農林建設課	西部支所各班
8	西	農林建設課	480 さ	4502	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
9	西	農業基盤整備課	480 こ	5238	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ 4WD	軽貨物車	◎	農業基盤整備課	農林水産班
10		東予体育館	41 と	8492	スズキキャリー	軽貨物車		農林建設課	西部支所各班
11	西	総務課(西部支所)	480 て	8140	ハイゼット 2WD	軽貨物車	◎	総務課(西部支所)	~~西部支所各班~~
12	西	農林建設課【旧 2 号車】	480 う	253	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
13	西	東予保健センター	480 さ	2340	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	東予保健センター	保健班
14	西	農林建設課	41 の	7519	スズキキャリー	軽貨物車		農林建設課	西部支所各班
15	西	農林建設課	480 て	3950	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物車	◎	農林建設課	西部支所各班
16	西	総務管理課(税務係)	480 ち	3743	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄ箱ﾊﾞﾝ	軽貨物車	◎	総務管理課	調査班
17		社会教育課(東予郷土館)	41 な	2792	ホンダアクティ	軽貨物車		社会教育課	社会教育班
18	企	環境課(公営企業)	480 た	2332	スズキエブリイバン	軽貨物車	◎	環境課	水道班
19	企	環境課(公営企業)	480 す	5857	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	環境課	水道班
20	企	環境課(公営企業)	41 ね	6143	スズキエブリイ	軽貨物車	◎	環境課	水道班

西:西部支所各課による管理　企:公営企業担当課による管理　空白の区分:支所以外の駐車車両
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(丹原サービスセンター)

NO	区	担当部署	登録番号		車　名	車種	AT	配置先	班名
1	丹	農林振興課	480 て	8141	ハイゼット 4WD	軽貨物車	◎	農林振興課	西部支所各班
2	丹	農林振興課	480 そ	4099	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	農林振興課	西部支所各班
3		西部ｳｨﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	480 せ	4803	ダイハツハイゼット	軽貨物車	◎	西部ｳｨﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	学校教育班
4		丹原保健センター	581 く	5384	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	丹原保健センター	保健班
5		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	41 ほ	6532	スズキエブリイ	軽貨物車		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	教育総務班
6		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	11 そ	7065	三菱キャンター	普通貨物車		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	教育総務班
7		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	100 す	9119	三菱ふそうｷｬﾝﾀｰ	普通貨物車		丹原学校給食ｾﾝﾀｰ	教育総務班

丹:西部支所農林振興課による管理　空白の区分:支所以外の駐車車両
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(小松サービスセンター)

NO	区	担当部署	登録番号		車　名	車種	AT	配置先	班名
1	小	農林振興課	480 ち	3745	ハイゼットカーゴ	軽貨物車	◎	農林振興課	西部支所各班
2	小	農林振興課	45 す	4452	カローラバン	小型貨物車	◎	農林振興課	西部支所各班
3		小松学校給食ｾﾝﾀｰ	100 さ	686	キャンター	普通貨物車	◎	小松学校給食ｾﾝﾀｰ	教育総務班
4		道前ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	44 る	2728	ニッサン MN	小型貨物車		道前ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	環境衛生班
5		小松東保育所	41 そ	4066	ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘｨｷｬﾘｰ	軽貨物車	◎	小松東保育所	救援班
6		小松保健センター	581 く	5401	ダイハツミライース	軽乗用車	◎	小松保健センター	保健班

小:西部支所農林振興課による管理　空白の区分:支所以外の駐車車両
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

(単車)

NO	区	担当部署	登録番号		車　名	排気量
1	本	港湾課	A	25	ヤマハ	50
2	本	管財住宅課	A	24	ヤマハ	50

本:本庁各課による管理

（消防）

車種＼所属	常備				非常備				合計
	消防本部	東消防署	西消防署	小計	団本部	東支団	西支団	小計	
消防ポンプ（水槽付含む）自動車		3	3	6		9	9	18	24
はしご自動車（小型空中作業車含む）		1	1	2				0	2
化学消防ポンプ自動車		1	1	2				0	2
救助工作車		1	1	2				0	2
小型動力ポンプ付水槽車			1	1				0	1
資機材搬送車		1	1	2		10		10	12
指揮車		1	1	2				0	2
津波・大規模風水害対策車		1		1				0	1
その他の車両	3		1	4	1		1	2	6
小型動力ポンプ積載車				0		1	**21**	**22**	**22**
小型動力ポンプ軽四積載車				0		2	32	34	34
合計	3	9	10	22	1	22	**63**	**86**	**108**

2-11 備蓄品一覧

令和 8 年 3 月 31 日現在

No.	種類	物資名	施設名	個数	合計	保存期間	備考
1	食料・飲料	アルファ米	市民公園防災倉庫	27,960 食	40,197 食	5 年～7 年	
			西部支所	7,230 食			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	2,670 食			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	900 食			
			公民館・小中学校等	1,437 食			
2		レトルト食品	その他施設	1,200 食		7 年	
3		おかゆ	西部支所	1,200 食	1,811 食		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	336 食			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	96 食			
			石根公民館	179 食			
4		クラッカー・ミニクラッカー	市民公園防災倉庫	860 食		5 年	
5		乾パン	市民公園防災倉庫	5,160 食		5 年	
6		保存ビスケット	市民公園防災倉庫	3,540 食		5 年	
7		ビスコ	市民公園防災倉庫	840 食		5 年	
8		スティックパン	市民公園防災倉庫	1,550 食		5 年	
9		ミルクスティック	市民公園防災倉庫	210 食		5 年	
10		粉ミルク（0～1 才用）	市民公園防災倉庫	約 18.2 缶（800g 缶換算		1.5 年	540 食分（1 食 27g）
11		粉ミルク（1～3 才用）	市民公園防災倉庫	18.9 缶（800g 缶換算		1.5 年	540 食分（1 食 28g）
12		粉ミルク（アレルギー対応）	市民公園防災倉庫	約 15 缶（800g 缶換算）		1.5 年	828 食分（1 食 14.5g）
13		液体ミルク（0～1 才用）	市民公園防災倉庫	312 本		1.2 年	1 本 200ml
14		飲料水(2ℓ)	市民公園防災倉庫	6,720 本	9,654 本	7 年	1 箱 6 本入り
			西部支所	1,362 本			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	600 本			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	528 本			
			公民館・小中学校等	444 本			

No.	種類	物資名	施設名	個数	合計	保存期間	備考
15	食器・調理用品	非常用飲用水袋	市民公園防災倉庫	2,600 個	3,190 個		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	190 個			
			楠河防災倉庫	400 個			
16		給水容器	市民公園防災倉庫	120 個	145 個		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	25 個			
17		哺乳瓶(ガラス)	市民公園防災倉庫	1,260 本			
18	生活用品	毛布	市民公園防災倉庫	487 枚	6,322 枚		
			総合福祉センター	172 枚			
			西部支所	200 枚			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	148 枚			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	70 枚			
			公民館・小中学校等	5,245 枚			
19	生活用品	サバイバルシート	市民公園防災倉庫	720 個	1,900 個		
			西部支所	15 個			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	15 個			
			公民館・小中学校等	1,150 個			
20		アルミロールマット	市民公園防災倉庫	1,330 個	7,240 個		
			飯岡防災倉庫	1,890 個			
			西部支所	240 個			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	30 個			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1,890 個			
			公民館・小中学校等	1,860 個			
21		大人用紙おむつ	飯岡防災倉庫	11,102 枚			
22		小児用紙おむつ	飯岡防災倉庫	9,886 枚	10,290 枚		
			総合福祉センター	404 枚			
23		生理用品	市民公園防災倉庫	5,930 枚	12,739 枚		
			飯岡防災倉庫	6,809 枚			
24		日用品セット	市民公園防災倉庫	100 セット			
25		タオル	西部支所	1,200 枚	3,000 枚		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1,200 枚			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	600 枚			
26		簡易トイレ	消防本部	5 基	860 基		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	10 基			
			総合福祉センター	30 基			
			楠河防災倉庫	5 基			
			公民館・小中学校等	810 基			
27		簡易トイレ（組立トランク型自動ラップ式トイレ）	総合福祉センター等	7 基			
28		マンホールトイレ	市民公園防災倉庫	11 基	216 基		
			東部公園防災倉庫	5 基			
			公民館・小中学校等	200 基			
29		トイレ用凝固剤	市民公園防災倉庫	12,800 回	59,100 回		1 箱 100 回分
			西部支所	12,000 回			
			公民館・小中学校等	34,300 回			
30		マスク	市民公園防災倉庫	77,800 個	116,800 個		
			西条西部体育館	27,000 個			
			ｽﾎﾟｰﾂｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	12,000 個			
31		ポケットティッシュ	総合福祉センター	3,000 個			
32		トイレットペーパー	市民公園防災倉庫	6,373 個	8,437 個		
			西部支所	336 個			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	120 個			
			小松ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	96 個			
			公民館・小中学校等	1,512 個			

No.	種類	物資名	施設名	個数	合計	保存期間	備考
33		フェイスシールド	市民公園防災倉庫	1,778 個	2,000 個		
			公民館・小中学校等	222 個			
34		簡易ベッド	市民公園防災倉庫	29 台	1,194 台		
			西部支所	20 台			
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	8 台			
			公民館・小中学校等	1,137 台			
35		間仕切り用テント	市民公園防災倉庫	12 基	597 基		
			西部支所	8 基			
			公民館・小中学校等	577 基			
36		トイレ用テント	市民公園防災倉庫	11 基	216 基		
			公民館・小中学校等	205 基			
37	電化製品	懐中電灯	西部支所		20 個		
38		手回し発電式ラジオ	西部支所	20 個	505 個		
			公民館・小中学校等	485 個			
39	応急資機材	ブルーシート	市民公園防災倉庫	554 枚	1,128 枚		
			西部支所	30 枚			
			ｽﾎﾟｰﾂｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	4 枚			
			楠河防災倉庫	40 枚			
			飯岡防災倉庫	500 枚			
40		担架	楠河防災倉庫		10 台		
41	避難所用資機材	発電機	市役所本庁	2 台	103 台		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1 台			
			市民公園防災倉庫	1 台			
			公民館・小中学校等	99 台			
42		ガソリン携行缶	市民公園防災倉庫	1 個	101 個		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1 個			
			公民館・小中学校等	99 個			
43		投光器	市民公園防災倉庫	1 基	101 基		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1 基			
			公民館・小中学校等	99 基			
44		投光器用三脚	市民公園防災倉庫	1 基	101 基		
			丹原ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	1 基			
			公民館・小中学校等	99 基			
45		パーテーション	飯岡防災倉庫		15 枚		
46	その他	備蓄倉庫	公民館・小中学校等		99 基		
47		防災井戸	公民館・小中学校等		49 基		手押しポンプ
48		キーボックス	公民館・小中学校等		12 個		地震対応型

2-12 手押しポンプ（防災井戸）設置箇所一覧

令和 7 年 12 月 31 日現在

No.	地区	施設名	設置場所	数量	備考
1	玉津	玉津小学校	玉津 200-1	1	
2		西条東中学校	下島山甲 865	1	
3		玉津公民館	玉津 238-1	1	
4	西条	西条小学校	神拝乙 112	2	
5		西条北中学校	朔日市 400-1	2	
6		西条公民館	新田 218-21	1	
7		東町公園	東町 239-4	1	
8	神拝	神拝小学校	神拝甲 427	1	
9		神拝公民館	喜多川 351-1	1	
10		総合福祉センター	神拝甲 324-2	1	
11		水舞台公園	神拝甲 146-5	1	
12		光明寺前小広場	大町 440-2	1	
13		弁財天公園	大町 660-7	1	
14		駅前本通り公衆トイレ前	大町 695-1	1	
15		中央緑地	大町 1192-2 他	1	
16		新町小広場	大町 1727-19	1	
17	大町	大町小学校	大町 992-2	1	
18		西条南中学校	大町 1120	1	
19		大町公民館	大町 225-10	1	
20		観光交流センター	大町 798-1	1	駐車場内
21		西条市民公園	大町 403-1	4	増設
22	神戸	神戸小学校	洲之内甲 200	1	
23		神戸公民館	中野甲 566-4	1	
24	禎瑞	禎瑞小学校	禎瑞 1829	1	
25		禎瑞公民館	禎瑞 1829	1	
26	周布	周布小学校	周布 1521	1	
27		東予東中学校	周布 160	1	
28		周布公民館	周布 1281-1	1	
29		西部総合福祉センター	周布 606-1	1	
30	吉井	吉井小学校	玉之江 235-1	1	
31		吉井公民館	玉之江 235-2	1	
32		東予南地域交流センター	石田 402-1	1	
33	多賀	多賀小学校	北条 1504	1	
34		中央公民館	周布 401-1	1	
35		多賀公民館	北条 654-1	1	
36	壬生川	壬生川小学校	壬生川 425-2	1	
37		壬生川公民館	壬生川 200	1	
38	国安	国安小学校	桑村 131	1	
39		国安公民館	桑村 127-1	1	
40	楠河	楠河小学校	河原津甲 464-1	1	
41		楠河公民館	河原津 460-1	1	
42	三芳	三芳小学校	三芳 1217	1	
43		三芳公民館	三芳 1027-2	1	
44		東予北地域交流センター	三芳 997	1	

※防災井戸は飲用については不可とし、洗濯・掃除等の生活用水としての使用を想定している。
※指定避難所に設置している防災井戸については、各施設において、花壇への水やり等の日常使いとして使用し、災害時に使用できないことが無いよう配慮している。

2-13 かまどベンチ設置箇所一覧

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

No.	地区	施設名	設置場所	台数	備考
1	西条	堀端周辺	明屋敷 761-1 他	3	
2		アクアトピア	神拝甲 562-2 他	1	
3	神拝	中央緑地	大町 1192-2 他	4	
4		水舞台公園	神拝甲 146-5	1	
5		新町小広場	大町 1727-19	1	
6		駅前本通り公衆トイレ前	大町 695-1	1	
7		弁財天公園	大町 660-7	1	
8		光明寺前小広場	大町 440-2	1	
9	大町	西条市民公園	大町 457	6	
10		四国鉄道文化館南館芝生広場	大町 927-2	4	
11	多賀	壬生川駅西広場	三津屋 444-8	2	

2-14 地震対応型キーボックス設置箇所一覧

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

No.	地区	施設名	設置場所	備考
1	玉津	玉津小学校	玉津 200-1	
2		玉津公民館	玉津 238-1	
3	西条	西条小学校	神拝乙 112	
4		西条北中学校	朔日市 400-1	
5		西条公民館	新田 218-21	
6		SAIJO BASE	明屋敷 131-2	
7	禎瑞	禎瑞小学校	禎瑞 1829	
8		禎瑞公民館	禎瑞 1829	
9	多賀	多賀小学校	北条 1504	
10		多賀公民館	北条 654-1	
11	壬生川	壬生川小学校	壬生川 425-2	
12		壬生川公民館	壬生川 200	

※地震対応型キーボックスは、愛媛県地震被害想定において、概ね 30 分以内に浸水が始まる校区の浸水区域内に存する避難場所に設置している。

2-15 マンホール対応型トイレ（汚水桝等）設置箇所一覧

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

No.	地区	施設名	設置場所	基数（口数）	方式	下水道への接続	備考
1	飯岡	西条東部公園	飯岡 1518-3	5	管路内貯留型	有	
2	大町	西条市民公園	大町 403-1	35	便槽型	無	
3		西条駅南広場	大町 927-2	7	流下型	有	
4	氷見	西条西中学校	氷見乙 558	8	貯留型	有	
5	丹原	丹原中央公園	丹原町願連寺 53-1	4	管路内貯留型	有	

2-16 医療機関一覧

【西条地域】市外局番(0897)　　令和 8 年 3 月 31 日現在

No	医 療 機 関 名	連絡先住所	電話	備考
1	西条愛寿会病院	福武甲 158-1	55-2300	
2	西条中央病院	朔日市 804	56-0300	救急指定病院
3	西条道前病院	飯岡地蔵原 3290-1	56-2247	
4	済生会西条病院	朔日市 269-1	55-5100	救急指定病院
5	村上記念病院	大町 739	56-2300	救急指定病院
6	あおのクリニック	洲之内甲 170-1	52-1155	
7	秋山医院	大町 1352-1	56-0885	
8	伊藤医院	飯岡 1292	53-2177	
9	おかべ脳神経外科内科クリニック	大町 706-4	56-9165	
10	回生堂医院	神拝甲 591	55-3101	
11	かりやま整形外科	大町 701-2	47-1717	
12	こもだ内科神経科医院	福武甲 1126-1	56-9511	
13	西条市休日夜間急患センター	野々市 40-1	52-2001	時間外と祝祭日のみ
14	サカタ産婦人科	下島山甲 1453	55-1103	
15	篠原内科外科耳鼻科	大町 520-8	56-3521	
16	じょうとく内科クリニック	神拝甲 217-1	58-2233	
17	しらかた皮フ科クリニック	明屋敷 562	55-1511	
18	高橋こどもクリニック	朔日市 313-5	55-0776	
19	つだ眼科ピコリック	樋之口 436-8	55-7700	
20	土岐医院	神拝甲 538-6	56-2090	
21	としもり内科	下島山甲 1264-4	53-6300	
22	とのやまクリニック	大町 703－1	47-2525	
23	ながい小児科	喜多川 634-7	53-7707	
24	弁財天耳鼻咽喉科クリニック	大町 613-3	58-5959	
25	星加小児科内科ファミリークリニック	大町 612-1	55-3105	
26	松浦皮膚科医院	大町 1714	55-2346	
27	松永耳鼻咽喉科医院	大町 1365	53-7171	
28	松本クリニック	大町 1183-4	47-8773	
29	松本整形外科医院	神拝甲 498－2	52-1011	
30	みやざきメンタルクリニック	大町 1699-3	47-5255	
31	宮島小児科医院	大町 710-2	55-2615	
32	もりざね耳鼻咽喉科	樋之口 436-12	47-3387	
33	矢野外科胃腸科医院	古川甲 382-2	55-1777	
34	山元眼科	大町 645-3	55-0155	
35	和田内科・皮膚科	大町 84-15	55-0515	

【東予・丹原・小松地域】市外局番(0898)

No	医 療 機 関 名	連絡先住所	電話	備考
36	共立病院	三津屋南 9-10	64-2662	
37	西条市立周桑病院	壬生川 131	64-2630	救急指定病院
38	渡部病院	周布 331-1	64-1200	
39	飯尾皮フ科泌尿器科	周布 782	64-5577	
40	いしづちやまクリニック	周布 921	68-8885	
41	キッズクリニック Dr.パパ	周布 486-3	76-1788	
42	茎田医院	三芳 1076	66-0555	
43	黒田医院	石田 319-1	64-3780	
44	近藤クリニック	周布 344-3	64-2760	
45	園延整形外科	壬生川 95-4	64-0660	
46	中村医院	上市甲 8-1	66-0606	
47	長山眼科	三津屋東 48	64-5588	
48	平田クリニック	周布 2172-1	76-2256	
49	ふれあい診療所	壬生川 111-1	64-5285	
50	まつうら小児科	周布 599-5	64-0460	
51	松田循環器科内科	三津屋南 13-50	76-1117	
52	森内科	三津屋南 5-30	64-5858	
53	森山内科	壬生川 86-1	65-4332	
54	行本医院	三芳 155-1	66-0609	
55	あおの循環器科	丹原町今井 273-1	68-3300	
56	今井クリニック整形外科	丹原町今井 106-1	68-8118	
57	くしべ整形外科	丹原町池田 87	76-7555	
58	小林耳鼻咽喉科クリニック	丹原町池田 109-5	64-3387	
59	周桑こころのクリニック	丹原町願連寺 274-1	68-5335	
60	中川診療所	丹原町来見甲 549	75-3385	※診療時間に注意してください。
61	福田医院	丹原町願連寺 278	68-7243	
62	やまもと眼科クリニック	丹原町池田 109-4	76-1010	
63	横山病院	小松町新屋敷甲 286	72-2121	救急指定病院
64	西条市民病院	小松町妙口甲 1521	72-4111	救急指定病院
65	浦部医院 内科・皮フ科	小松町新屋敷甲 1337-1	72-3266	
66	こまつ医院	小松町新屋敷甲 2890	72-5862	

2-17 飛行場外離着陸場一覧

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

番号	区分	名称	所在地	駐機数		位置（緯度）	（経度）
				中型機	大型機		
1	広域拠点 地域拠点	西条運動公園 野外ステージ広場	ひうち 1－2	2	※	N 33 度 56 分 07 秒	E 133 度 11 分 09 秒
2	広域拠点	西条運動公園 野球場	ひうち 1－2	3	1	N 33 度 56 分 09 秒	E 133 度 11 分 04 秒
3	広域拠点	西条運動公園 陸上競技場	ひうち 1－2	4	2	N 33 度 56 分 03 秒	E 133 度 11 分 07 秒
4	広域拠点	西条運動公園 レクレーション広場	ひうち 1－2	2	※	N 33 度 56 分 08 秒	E 133 度 11 分 15 秒
5	広域拠点 地域拠点	東予運動公園 球技場	河原津新田甲 157	4	1	N 33 度 57 分 49 秒	E 133 度 04 分 28 秒
6	広域拠点	東予運動公園 野球場	河原津新田甲 157	3	1	N 33 度 57 分 55 秒	E 133 度 04 分 28 秒
7	地域拠点	加茂川河川敷	大町大南　加茂川河川敷	3	※	N 33 度 53 分 57 秒	E 133 度 11 分 31 秒
8	地域拠点	西条西消防署	周布 1684	1	※	N 33 度 54 分 59 秒	E 133 度 04 分 25 秒
9	地域拠点	丹原文化会館	丹原町田野上方 2131－1	2	※	N 33 度 53 分 04 秒	E 133 度 02 分 51 秒
10	適地	クラレ西条事業所 グラウンド	朔日市 818	2	※	N 33 度 55 分 49 秒	E 133 度 11 分 00 秒
11	準適地	西条市民公園 グラウンド	大町 403-1	1	※	N 33 度 55 分 00 秒	E 133 度 11 分 33 秒
12	準適地	西条西部公園	氷見乙 608	1	※	N 33 度 53 分 56 秒	E 133 度 08 分 01 秒
13	準適地	小松中央公園	小松町新屋敷甲 2427	1	※	N 33 度 53 分 19 秒	E 133 度 06 分 33 秒
14	準適地	石根ふれあい公園	小松町大頭甲 614	1	※	N 33 度 52 分 38 秒	E 133 度 04 分 10 秒
15	準適地	丹原総合公園 グラウンド	丹原町久妙寺甲 244	1	※	N 33 度 53 分 59 秒	E 133 度 02 分 45 秒

※…駐機不可

○「広域拠点」… 大規模災害時、消防防災ヘリコプターを集中的に運用するための拠点となる離着陸で
大型ヘリを含めて数機以上の離着陸及び要員の宿営等が可能な地域に設定する場所
○「地域拠点」… 通年において、航空法に基づく飛行場外離着陸場として離着陸許可を得た場所
○「適　地」 … 散水すること無く、「拠点」の代替や複数機の運用のために使用することができる場所
○「準適地」 …「適地」に準じた場所であるが、使用時に散水を必要とする場所

2-18 ドクターヘリランデブーポイント

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

番号	名称	所在地	地表面土質	位置（緯度）	（経度）
1	石鎚山土小屋第 2 駐車場	西之川元山国有林 1023	アスファルト等	N 33 度 45 分 30 秒	E 133 度 8 分 43 秒
2	西条運動公園野外ｽﾃｰｼﾞ広場	ひうち 1－2	草地・芝生等、中型 2 機が可能	N 33 度 56 分 07 秒	E 133 度 11 分 09 秒
3	西条運動公園野球場	ひうち 1－2	草地・芝生等、中型 3 機又は大型 1 機が可能	N 33 度 56 分 09 秒	E 133 度 11 分 04 秒
4	西条運動公園陸上競技場	ひうち 1－2	草地・芝生等、中型 4 機又は大型 2 機が可能	N 33 度 56 分 03 秒	E 133 度 11 分 07 秒

番号	名称	所在地	地表面土質	位置（緯度）	（経度）
5	西条運動公園ﾚｸﾚｰｼｮﾝ広場	ひうち１－２	草地・芝生等、中型２機が可能	N 33 度 56 分 08 秒	E 133 度 11 分 15 秒
6	東予運動公園球技場	河原津新田甲 157	草地・芝生等、中型４機又は大型１機が可能	N 33 度 57 分 49 秒	E 133 度 04 分 28 秒
7	東予運動公園野球場	河原津新田甲 157	草地・芝生等、中型３機又は大型１機が可能	N 33 度 57 分 55 秒	E 133 度 04 分 28 秒
8	加茂川河川敷	大町大南　加茂川河川敷	草地・芝生等、中型３機が可能	N 33 度 53 分 57 秒	E 133 度 11 分 31 秒
9	西条西消防署	周布 1684	ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ、防災、中型１機が可能	N 33 度 54 分 59 秒	E 133 度 04 分 25 秒
10	丹原文化会館（駐車場）	丹原町田野上方 2131－1	草地・芝生等、、防災、中型４機又は大型１機が可能	N 33 度 53 分 04 秒	E 133 度 02 分 51 秒
11	ｸﾗﾚ西条事業所ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	朔日市 818	草地・芝生等、中型２機が可能	N 33 度 55 分 49 秒	E 133 度 11 分 00 秒
12	西条市民公園ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	大町 403-1	まさ土等、中型１機が可能	N 33 度 54 分 60 秒	E 133 度 11 分 33 秒
13	西条西部公園	氷見乙 608	まさ土等、中型１機が可能	N 33 度 53 分 56 秒	E 133 度 08 分 01 秒
14	小松中央公園	小松町新屋敷甲 2427	まさ土等、中型１機が可能	N 33 度 53 分 19 秒	E 133 度 06 分 33 秒
15	石根ふれあい公園	小松町大頭甲 614	まさ土等、中型１機が可能	N 33 度 52 分 38 秒	E 133 度 04 分 10 秒
16	丹原総合公園ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	丹原町久妙寺甲 244	まさ土等、中型１機が可能	N 33 度 53 分 59 秒	E 133 度 02 分 45 秒
17	西条東中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	下島山甲 865	まさ土等、要散水	N 33 度 55 分 21 秒	E 133 度 12 分 39 秒
18	飯岡小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	飯岡 2124	まさ土等、要散水	N 33 度 55 分 10 秒	E 133 度 13 分 39 秒
19	西条小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	神拝乙 112	まさ土等、民家注意	N 33 度 55 分 28 秒	E 133 度 10 分 50 秒
20	西条南中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	大町 1120	まさ土等、配電線注意	N 33 度 54 分 15 秒	E 133 度 11 分 15 秒
21	神戸小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	州之内甲 200	まさ土等、要散水	N 33 度 53 分 59 秒	E 133 度 10 分 42 秒
22	石井記念公園	禎瑞 1829	まさ土等、要散水	N 33 度 54 分 54 秒	E 133 度 08 分 22 秒
23	橘小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	西泉乙 417	まさ土等、要散水	N 33 度 53 分 33 秒	E 133 度 08 分 48 秒
24	大保木公民館ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	中奥１号 45	まさ土等、配電線、送電線あり	N 33 度 50 分 15 秒	E 133 度 08 分 56 秒
25	温泉旅館京屋有料駐車場	西之川丁 27 地先	まさ土等、車両注意	N 33 度 48 分 17 秒	E 133 度 08 分 57 秒
26	いしづち森林組合駐車場	大保木己（横峰寺駐車場）	まさ土等、車両注意	N 33 度 50 分 24 秒	E 133 度 06 分 53 秒
27	小松小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	小松町新屋敷甲 280	まさ土等、民家注意	N 33 度 53 分 46 秒	E 133 度 06 分 44 秒
28	ｱｳﾄﾄﾞｱｵｱｼｽ石鎚ｲﾍﾞﾝﾄ広場	小松町新屋敷乙 22-29	まさ土等、車両注意	N 33 度 53 分 03 秒	E 133 度 06 分 32 秒
29	小松中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	小松町南川甲 208	まさ土等、ﾃﾝﾄ注意	N 33 度 53 分 46 秒	E 133 度 06 分 44 秒
30	楠窪ｷｬﾝﾌﾟ場	丹原町楠窪癸 643	まさ土等、南西に送電線	N 33 度 50 分 02 秒	E 133 度 02 分 37 秒
31	鞍瀬小学校跡ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	丹原町鞍瀬甲 383	まさ土等、北西に送電線	N 33 度 50 分 31 秒	E 133 度 00 分 29 秒
32	丹原西中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	丹原町来見甲 15-1	まさ土等、要散水	N 33 度 51 分 56 秒	E 133 度 01 分 31 秒
33	丹原東中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	丹原町今井 4-1	まさ土等、砂山注意	N 33 度 53 分 47 秒	E 133 度 03 分 21 秒
34	東予東中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	周布 160	まさ土等、要散水	N 33 度 55 分 13 秒	E 133 度 05 分 09 秒
35	壬生川小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	壬生川 425-2	まさ土等、駐車場、民家近い、ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ注意	N 33 度 56 分 11 秒	E 133 度 04 分 53 秒
36	国安小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	桑村 131	まさ土等、25mH の樹木あり	N 33 度 56 分 26 秒	E 133 度 03 分 51 秒
37	東予西中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	国安 996	まさ土等、要散水	N 33 度 56 分 13 秒	E 133 度 03 分 13 秒
38	河北中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	宮之内 284	まさ土等、要散水	N 33 度 57 分 04 秒	E 133 度 03 分 15 秒
39	本谷温泉広場	河之内甲 202	草地・芝生等、鉄塔注意	N 33 度 55 分 47 秒	E 133 度 01 分 23 秒

3 通信・輸送関係

3-1 災害時優先電話一覧

No.	区分	施設名称	電話番号	所在地
1	庁舎	危機管理課	0897-53-4652	明屋敷 164
2		市役所本庁	0897-56-5154	
3			0897-56-5155	
4			0897-56-5156	
5	消防	西条市消防本部・東消防署	0897-52-1436	新田 183-1
6			0897-55-0119	
7			0897-56-0250	
8			0897-56-0251	
9			0897-56-2940	
10			0897-56-5119	
11		東消防署飯岡出張所	0897-53-1119	飯岡 3565-9
12		東消防署橘出張所	0897-57-1119	野々市 51-1
13	消防団	玉津分団詰所	0897-56-5299	玉津 281-10
14		飯岡分団詰所	0897-56-5499	飯岡 2247-1
15		西条・神拝分団共同詰所	0897-56-9402	神拝甲 511-2
16			0897-55-7077	
17		大町分団詰所	0897-56-5199	大町 250-81
18		神戸分団詰所	0897-56-7599	洲之内甲 302-2
19		禎瑞分団詰所	0897-56-7999	禎瑞 869-2
20		橘分団詰所	0897-57-7420	楢木 53-1
21		氷見分団詰所	0897-57-7430	氷見丙 485-1
22		大保木分団詰所	0897-59-0006	中奥 2 号 4-5
23	学校	西条西中学校	0897-57-9434	氷見乙 558
24		西条北中学校	0897-56-0170	朔日市 400-1
25		玉津小学校	0897-56-3161	玉津 200-1
26		飯岡小学校	0897-56-2119	飯岡 2124
27		西条小学校	0897-56-3117	神拝乙 112
28		神拝小学校	0897-56-3107	神拝甲 427
29		大町小学校	0897-56-2114	大町 992-2
30		神戸小学校	0897-56-2744	洲之内甲 200
31		禎瑞小学校	0897-57-9280	禎瑞 1829
32		橘小学校	0897-57-9845	西泉乙 417
33		氷見小学校	0897-57-9844	氷見乙 1143-2
34	公民館	大保木公民館	0897-59-0226	中奥 1 号 45
35	保育所	禎瑞保育所	0897-57-9220	禎瑞 1622
36	児童館	西条児童館	0897-56-2511	大町 456-1
37	その他	西条浄化センター	0897-55-5110	港 400
38		明神木排水機場	0897-55-7473	明神木 156-6
39		本陣川ポンプ場	0897-56-1460	明屋敷 616 地先
40		船屋ポンプ場	0897-56-9530	船屋甲 638-2
41		干拓ポンプ場	0897-55-4071	港 435-4
42		加茂川左岸排水機場	0897-56-1904	古川乙 161-11
43	その他	唐樋ポンプ場	0897-56-2363	朔日市 887-20 地先
44		蛭子排水機場	0897-57-6027	氷見甲 509-2
45		氷見排水機場	0897-57-7290	氷見北新開 107-1
46	庁舎	西部支所	0898-64-3811	周布 349-1
47			0898-64-4179	
48			0898-64-2721	
49			0898-64-2724	
50			0898-64-2726	

No.	区分	施設名称	電話番号	所在地
51	消防	西消防署	0898-68-0119	周布 1684
52			0898-68-7910	
53			0898-68-7942	
54			0898-68-5200	
55		西消防署河北出張所	0898-66-1119	実報寺甲 196-4
56	消防団	周布分団　1 部　詰所	0898-68-3714	周布 1461-5
57		吉井分団　2 部　詰所	0898-64-5353	玉之江 253-2
58		多賀分団　2 部　詰所	0898-64-5572	北条 654-1
59		壬生川分団　2 部　詰所	0898-64-5385	壬生川 194-4
60		国安分団　2 部　詰所	0898-66-0398	国安 714-10
61		吉岡分団　2 部　詰所	0898-66-0342	上市甲 282-3
62		三芳分団　詰所	0898-66-0292	三芳 1027-2
63		楠河分団　詰所	0898-66-0146	楠甲 506-1
64		庄内分団　1 部　詰所	0898-66-5398	旦之上甲 292-1
65	公民館	中央公民館	0898-65-4030	周布 401-1
66		周布公民館	0898-68-7030	周布 1281-1
67		吉井公民館	0898-64-3001	玉之江 235-2
68		多賀公民館	0898-64-2083	北条 654-1
69		国安公民館	0898-66-5028	桑村 127-1
70		吉岡公民館	0898-66-5258	上市 187-2
71		三芳公民館	0898-66-5202	三芳 1027-2
72	学校	東予西中学校	0898-66-5042	国安 996
73		河北中学校	0898-66-5044	宮之内 284
74		周布小学校	0898-68-7116	周布 1521
75		国安小学校	0898-66-5181	桑村 131
76		吉岡小学校	0898-66-5259	広岡甲 116-1
77		三芳小学校	0898-66-5227	三芳 1217
78		楠河小学校	0898-66-5024	河原津甲 464-1
79		庄内小学校	0898-66-5255	旦之上 618
80	病院	周桑病院	0898-64-2631	壬生川 131
81	福祉施設	すみれ荘	0898-64-2731	北条 230-2
82	隣保館	北星会館	0898-64-0321	壬生川 682-1
83		河北会館	0898-66-2895	楠甲 1295-1
84	港務所	北条港務所	0898-64-0312	北条 962-15 地先
85		壬生川港務所	0898-64-3189	壬生川 1105
86		今在家港務所	0898-64-4911	今在家 1500-2
87	その他	東予・丹原浄化センター	0898-64-0792	三津屋 742-2
88		本河原雨水ポンプ場	0898-64-2860	三津屋 219-3
89		三津屋都市排水機場	0898-65-6570	三津屋 822-2
90		周布水源地	0898-68-6545	周布 829-3
91	庁舎	丹原サービスセンター	0898-68-7348	丹原町池田 1733-1
92			0898-68-7349	
93	消防団	丹原分団　詰所	0898-68-0211	丹原町池田 1733-2
94		徳田分団　3 部　詰所	0898-68-3632	丹原町徳能甲 261-1
95		田野分団　7 部　詰所	0898-68-3623	丹原町田野上方 2101-1
96		中川分団　1 部　詰所	0898-73-2573	丹原町石経 53-3
97	学校	丹原東中学校	0898-68-7054	丹原町今井 4-1
98		丹原西中学校	0898-73-2302	丹原町来見甲 15-1
99		徳田小学校	0898-68-7163	丹原町古田甲 720-1
100		田野小学校	0898-68-7548	丹原町田野上方 2098-1
101		田滝小学校	0898-68-7557	丹原町高松甲 2266-1
102		中川小学校	0898-73-2301	西条市丹原町来見 1-122
103	公民館	桜樹公民館	0898-73-2505	丹原町鞍瀬甲 344
104	庁舎	小松サービスセンター	0898-72-2275	小松町新屋敷甲 496
105			0898-72-2284	

No.	区分	施設名称	電話番号	所在地
106	消防	西消防署小松出張所	0898-72-6619	小松町大頭甲 1086-10
107	消防団	小松分団 詰所	0898-72-6153	小松町新屋敷甲 473-3、4
108		石根分団 詰所	0898-72-6253	小松町大頭甲 1045-4
109	公民館	小松公民館	0898-72-2631	小松町新屋敷甲 3008
110	学校	小松中学校 FAX	0898-72-3587	小松町南川甲 208
111		石根小学校 FAX	0898-72-3142	小松町大頭甲 262-1
112		小松小学校 FAX	0898-72-3170	小松町新屋敷甲 280-1
113	保育所	小松東保育所	0898-72-2305	小松町新屋敷甲 3009-1
114	幼稚園	小松幼稚園	0898-72-2702	小松町新屋敷甲 2210-1

3-2 特設公衆電話（事前設置）設置箇所一覧

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

No.	地区	名称	所在地	設置台数	設置場所	備考
1	玉津	玉津小学校	玉津 200-1	3	職員室入口付近	
2		総合体育館	ひうち 1-2	3	事務所入口付近	
3		ひうち体育館	ひうち 1-3	1	事務所付近旧公衆電話	
4		生涯学習の館	天神 1-205	1	ホール入口電話台	
5		地域創生ｾﾝﾀｰ	ひうち 1-16	1	2 階和室	
6	飯岡	飯岡小学校	飯岡 2124	3	体育館	
7		西条東部地域交流ｾﾝﾀｰ	飯岡 550	1	事務所入口付近	
8	西条	西条小学校	神拝乙 112	3	職員室入口付近	
9		西条北中学校	朔日市 400-1	3	保健室前廊下	
10		西条公民館	新田 218-21	1	正面入口付近	
11		SAIJO BASE	明屋敷 131-2	2	管理事務所 MDF	
12	神拝	神拝小学校	神拝甲 427	3	職員室	
13		神拝公民館	喜多川 351-1	1	事務所前公衆電話台	
14		総合文化会館	神拝甲 79-4	3	ｴﾝﾄﾗﾝｽﾎｰﾙ	
15		総合福祉ｾﾝﾀｰ	神拝甲 324-2	3	公衆電話機横	
16	大町	大町小学校	大町 992-2	3	職員室前廊下	
17		西条南中学校	大町 1120	2	職員室前廊下	
18		東部ｳｲﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	大町 68－6	1	事務所	
19		大町公民館	大町 225-10	1	事務所前公衆電話台	
20	神戸	神戸小学校	洲之内甲 200	2	職員室前廊下 BOX 内	
21		神戸公民館	中野甲 566-4	1	事務所前廊下	
22	禎瑞	禎瑞小学校	禎瑞 1829	2	職員室入口付近	
23	橘	橘小学校	西泉乙 417	2	職員室前廊下	
24		橘公民館	楢木 54-1	1	事務所前廊下	
25	氷見	氷見小学校	氷見乙 1143-2	2	職員室前廊下	
26		西条西中学校	氷見乙 558	3	校長室前廊下	
27		西条西部体育館	氷見乙 601	1	事務所 BOX 内	
28		西条西部地域交流ｾﾝﾀｰ	氷見西新開 59	1	公衆電話機横	
29	加茂	加茂公民館	荒川 2 号 185	1	事務所前廊下	
30	大保木	大保木公民館	中奥 1 号 45	1	事務所南側壁面	
31		石鎚ふれあいの里	中奥 1 号 25-1	1	受杖室内壁面	
32	周布	周布小学校	周布 1521	2	職員室入口付近	
33		東予東中学校	周布 160	3	職員室入口付近	
34		周布公民館	周布 1281-1	2	正面入口付近	
35		西部総合福祉ｾﾝﾀｰ	周布 606-1	2	正面入口付近 他	
36	吉井	吉井小学校	玉之江 235-1	2	1 階放送室（MDF 内）	
37		東予南地域交流ｾﾝﾀｰ	石田 402-1	1	玄関左事務所 IDF 内	
38		多賀小学校	北条 1504	2	職員室入口付近	

No.	地区	名称	所在地	設置台数	設置場所	備考
39	多賀	多賀公民館	北条 654-1	1	事務所内	
40		北条新田会館	北条 1397-13	1	事務所（受付）	
41		東予体育館	周布 396	2	談話コーナー	
42	壬生川	壬生川公民館	壬生川 200	1	事務所入口付近	
43		北星会館	壬生川 682-1	1	事務室内	
44	国安	国安小学校	桑村 131	3	職員室（IDF 内）	
45	三芳	三芳小学校	三芳 1217	2	職員室入口付近	
46		東予北地域交流ｾﾝﾀｰ	三芳 997	1	1 階公衆電話コーナー	
47	楠河	河北会館	楠甲 1295-1	1	生活改善室	
48	庄内	庄内小学校	旦之上甲 618	2	校長室前廊下壁面	
49		河北中学校	宮之内 284	3	職員室横会議室	
50		庄内公民館	旦之上甲 292-1	1	正面玄関事務室	
51	庄内	本谷温泉館	河之内甲 494	1	本館事務室	
52	丹原	丹原小学校	丹原町池田 1778-1	3	印刷室	
53		丹原東中学校	丹原町今井 4-1	3	職員室	
54		丹原公民館	丹原町池田 1711-1	1	正面入口付近	
55		丹原体育館	丹原町久妙寺甲 288-1	1	正面入口付近	
56		丹原農村環境改善ｾﾝﾀｰ	丹原町高松 148	1	MDF-BOX	
57	徳田	徳田小学校	丹原町古田甲 720-1	2	体育館	
58		田滝小学校	丹原町高松甲 2266-1	1	児童クラブ	
59	田野	田野小学校	丹原町田野上方 2098-1	2	保健室	
60		丹原文化会館	丹原町田野上方 2131-1	3	正面入口付近	
61	中川	中川公民館	丹原町石経 847-1	1	事務所	
62		丹原 B&G 海洋ｾﾝﾀｰ	丹原町志川甲 12-1	1	事務所	
63	桜樹	桜樹公民館	丹原町鞍瀬甲 344	1	学習室	
64	小松	小松小学校	小松町新屋敷甲 280-1	3	児童クラブ横 1 階倉庫	
65		小松中学校	小松町南川甲 208	3	職員室内 MDF	
66		小松公民館	小松町新屋敷甲 3008	1	大会議室	
67		旧小松地域福祉ｾﾝﾀｰ	小松町新屋敷乙 48-1	1	事務所	
68	石根	石根小学校	小松町大頭甲 262-1	1	保健室壁面 MDF	
69		石根公民館	小松町大頭甲 1048-1	1	正面入口付近	
70		小松体育館	小松町妙口甲 34-1	1	体育館	
			計	121		

※特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができるものであり、特設公衆電話（事前設置）は市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築する。

※避難所等が開設された際に、施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。平常時は利用できない。

3-3 衛星携帯電話を利用した孤立地区対策連絡網

令和 7 年 12 月 31 日現在



3-4 市移動系防災行政無線一覧

西条市防災行政無線	基地局1、車載局2
西条市丹原防災行政無線	基地局1、車載局2、携帯局40
西条市小松防災行政無線	基地局1、車載局1、携帯局3

3-5 市同報系防災行政無線

設備名	設置場所	所在地	備考
親局	西条市役所	明屋敷 164	
遠隔制御装置	消防本部	新田 183-1	
	西消防署	周布 1684	
	西部支所	周布 349-1	
	丹原サービスセンター	丹原町池田 1733-1	
	小松サービスセンター	小松町新屋敷甲 496	

○親局設備概要
・親局設備は、音声通報。サイレン通報の同報機能を有するとともに、子局との通話が可能。
・同報機能は手動操作による主導通報及びプログラム番組を指定した自動通報が可能であり、通信の記録を管理保存できる。
・子局、中継局に対し、自動及び主導で制御・監視を行い、親局設備の画面上でその結果を確認できる。
・遠隔制御装置等の管制・制御を行う。

○遠隔制御装置設備概要
・音声通報・サイレン通報の同報機能を有し、手動及び自動による音声通報が可能。

3-6 市同報系防災行政無線　屋外拡声子局設置箇所一覧

地区	子局番号	設置場所	所在地	識別信号 (ぼうさいさいじょうし○○)
玉津	2001	大谷集会所	下島山甲 2531	おおたに
	2002	西福寺前	下島山甲 1937	かわきた
	2003	西条東中学校	下島山甲 865	かわみなみ
	2004	玉津分団	玉津 281-10	たまつ
	2005	旧船屋簡易水道水源地	船屋甲 591-2	ふなや
	2006	東ひうち	ひうち 8-17	ひがしひうち
	2007	西ひうち	ひうち 18-17 地先	にしひうち
飯岡	2008	八幡神社付近	飯岡 1320-1	はちまんばら
	2009	西条東部地域交流センター	飯岡 550	いいおかかみぐみ
	2010	飯岡分団	飯岡 2247-1	いいおか
	2011	東消防署飯岡出張所	飯岡 3565-9	ぶんけんしょ
西条	2012	西条北中学校	朔日市 400-1	ついたち
	2013	消防本部	新田 183-1	しょうぼうほんぶ
	2014	西条小学校	神拝乙 112	まつのこうじ
	2015	西条分団	明屋敷 159-1	さいじょう
	2016	養護老人ホーム明水荘(跡)	明屋敷 501	ひゃっけんこうじ
	2017	港新地公共下水道ポンプ場	港 325	みなとしんち
神拝	2018	神拝分団	神拝甲 341-8	かんばい
	2019	神拝小学校	神拝甲 427	はらのまえ
	2020	古川北団地	古川甲 361-2	ふるかわきただんち
大町	2021	市民公園	大町 403-1	おおまちたかまる
	2022	大町分団	大町 250-81	おおまち
	2023	大町小学校	大町 992-2	なかみなみ
	2024	西条南中学校	大町 1120	じょうしん
	2025	加茂町	大町 1203-1	かもちょう

地区	子局番号	設置場所	所在地	識別信号 （ぼうさいさいじょうし○○）
神戸	2026	神戸分団	洲之内甲 302-2	かんべ
	2027	釜の口集会所	中野甲 1275-2	かまのくち
	2028	旧老人憩の家	洲之内甲 1228	たなばやし
禎瑞	2029	禎瑞分団	禎瑞 3-869-2	ていずい
	2030	禎瑞小学校	禎瑞 1829	やはた
	2031	禎瑞高丸集会所付近	禎瑞 1965	たかまる
橘	2032	橘分団	楢木 53-1	たちばな
	2033	北山集会所	坂元甲 10-5	きたやま
氷見	2034	ひまわり幼稚園	氷見乙 639-2	はぜつり
	2035	西条西部公園	氷見乙 608	のべり
	2036	氷見公民館	氷見乙 1120-1	ひみ
加茂	2037	神戸分団第4部（荒川）	荒川2号 16-2	あらかわ
	2038	旧加茂分団（下津池）	藤之石 7 号	しもついけ
	2039	再送信子局（大平集会所）	荒川1号 229	おおなる
大保木	2040	大保木分団（兎之山）	兎之山甲 72-2	とのやま
	2041	上の原	黒瀬乙 296-1	うえのはら
	2042	再送信子局（浦山小学校付近）	黒瀬甲百合城 875	ゆりじょう
	2043	大保木分団（千野々）	中奥 2 号 4-1	ちのの
周布	2044	西部支所	周布 349-1	とうよ
	2045	東予東中学校	周布 160	かいだ
	2046	周布公民館	周布 1281-1	しゅう
吉井	2047	JA 周桑吉井支所広江下倉庫	石田 199-1	ひろえ
	2048	JA 周桑吉井支所	石田 100-1	よしい
	2049	東予南地域交流センター	石田 402-1	いしだ
多賀	2050	北条新田集会所	北条新田 1300-3	ほうじょうしんでん
	2051	多賀公民館	北条 654-1	たが
壬生川	2052	壬生川公民館	壬生川 194-4	にゅうがわ
	2053	壬生川小学校	壬生川 425-2	にゅうしょう
国安	2054	高田集会所	高田 808-4	たかた
	2055	国安こども園	国安 178-1	くにやすひがし
	2056	国安下集会所	国安 714-10	くにやす
	2057	東予西中学校	国安 996	しんまち
吉岡	2058	吉岡公民館	上市 187-2	よしおか
三芳	2059	三芳公民館	三芳 1027-2	みよし
	2060	三芳小学校	三芳 1217	みよしみなみ
	2061	河北こども園	三芳 300-2	みよしきた
楠河	2062	楠河公民館	河原津甲 460-1	くすかわ
	2063	河原津集会所	河原津甲 251-1	かわらづ
	2064	再送信子局（東予学園）	楠乙 438-21	ろっけん
庄内	2065	河北中学校	宮之内 284	みやのうち
	2066	庄内公民館	旦之上甲 292-1	しょうない
	2067	河之内鳴集会所	河之内 455-2	なる
	2068	黒谷集会所	黒谷甲 280 地先	くろたに
丹原	2069	丹原サービスセンター	丹原町池田 1733-1	たんばらちょう
	2070	丹原東中学校	丹原町今井 4-1	いまい
徳田	2071	徳田公民館	丹原町古田 725-2	とくだ
	2072	田滝集会所	丹原町高松甲 2266-1	たたき
田野	2073	田野分団	丹原町田野上方 2101-1	たの
中川	2074	中川分団	丹原町石経 53-3	なかがわ
	2075	丹原西中学校	丹原町来見甲 15-1	くるみ
	2076	丹原高齢者生活福祉センター	丹原町来見乙 26-2	うすざか
桜樹	2077	再送信子局 （丹原一般廃棄物最終処理場付近）	丹原町鞍瀬 566-2	くらせ
	2078	桜樹公民館	丹原町鞍瀬甲 344	さくらぎ
小松	2079	小松東保育所	小松町新屋敷甲 3009-1	きゅうはん
	2080	小松サービスセンター	小松町新屋敷 496	こまつちょう
	2081	旧小松地域福祉センター	小松町新屋敷乙 48-1	かわらだに
	2082	小松西保育所	小松町南川甲 258-1	みなみがわきた
	2083	小松中学校	小松町南川甲 208	みなみがわみなみ

地区	子局番号	設置場所	所在地	識別信号 （ぼうさいさいじょうし○○）
石根	2084	再送信子局（ｺｶｺｰﾗ駐車場北）	小松町妙口 1681-7 地先	みょうぐち
	2085	石根公民館	小松町大頭甲 1045-4	いわね
	2086	石根ふれあい公園	小松町大頭甲 614	にしおおと
	2087	大郷集会所	小松町大郷甲 262-3	おおご

3-7 市同報系防災行政無線　戸別受信機設置箇所一覧

令和 6 年 12 月 31 日現在

No.	地区	子局番号	設置場所	所在地	館内放送
1	玉津	3009	玉津公民館	玉津 238-1	○
2		3045	みのり保育園	下島山甲 363-1	○
3		3047	生涯学習の館	天神 1-205	○
4		3050	総合体育館	ひうち 1-2	○
5		3052	ひうち体育館	ひうち 1-3	○
6		3058	西条運動公園総合プール	ひうち 1-2	○
7		3060	ひうち陸上競技場	ひうち 1-2	○
8		3064	ひうち球場	ひうち 1-2	○
9		3072	玉津小学校	玉津 200-1	○
10		3098	西条東中学校	下島山甲 865	○
11		3123	玉津幼稚園	玉津 202-5	○
12		3139	玉津保育園	玉津 156-1	○
13		3197	西条市ひうち港務所	ひうち 10-6	○
14		3251	西条警察署	新田 133-1	×
15	飯岡	3010	飯岡公民館	飯岡 2171-2	○
16		3073	飯岡小学校	飯岡 2124	○
17		3124	双葉幼稚園	飯岡 975-1	×
18		3138	飯岡保育園	飯岡 3240-2	○
19		3162	西条東部地域交流センター	飯岡 550	○
20		3201	自治会（ファミリーハイツ）	-	×
21		3202	自治会（飯岡上組）	-	×
22		3203	自治会（早川）	-	×
23		3204	自治会（西早川）	-	×
24		3205	自治会（グリーンハイツ）	-	×
25		3206	自治会（大浜）	-	×
26	西条	3001	西条市役所（防災管理室）	明屋敷 164	×
27		3002	西条市役所（宿直室）	明屋敷 164	○
28		3006	西条公民館	新田 218-21	○
29		3042	西条郷土博物館	明屋敷 237-1	×
30		3046	SAIJO BASE	明屋敷 131-2	○
31		3049	五百亀記念館	明屋敷 238-2	○
32		3079	のぞみ保育園	明屋敷 657-5	○
33		3081	西条小学校	神拝乙 112	○
34		3101	西条北中学校	朔日市 400-1	○
35		3108	西条高等学校	明屋敷 234	○
36		3119	めぐみ幼稚園	朔日市 623-2	○
37		3120	西条栄光幼稚園	明屋敷 236-17	○
38		3141	西条認定こども園	本町 1 丁目 133-2	○
39		3142	めぐみ保育園	朔日市 626	○
40		3148	みどり保育園	喜多川 764-1	○
41		3152	わかば保育園	朔日市 807-7	○
42		3168	西条市東消防署	新田 183-1	○
43		3193	西条浄化センター	港 400	○
44		3198	愛・ゆめいろ保育園	朔日市 319-2	○
45		3199	のぞみアカデミー	明屋敷 657-5	○

No.	地区	子局番号	設置場所	所在地	館内放送
46	神拝	3003	西条市総合文化会館	神拝甲 79-4	○
47		3007	神拝公民館	喜多川 351-1	○
48		3038	西条図書館	大町 1590	○
49		3080	神拝小学校	神拝甲 427	○
50		3121	西条聖マリア幼稚園	大町 711-1	○
51		3140	東予乳幼児保育園	大町 427	○
52		3143	神拝保育園	神拝甲 239-3	○
53		3144	古川認定こども園	古川甲 120-1	×
54		3158	総合福祉センター	神拝甲 324−2	○
56	大町	3008	大町公民館	大町 225-10	○
57		3034	大町会館	福武甲 1644-1	×
58		3071	東部ウイングサポートセンター	大町 68-6	○
59		3077	大町小学校	大町 992-2	○
60		3100	西条南中学校	大町 1120	○
61		3109	西条農業高等学校	福武甲 2093	○
62		3122	大町幼稚園	大町 68	○
63		3043	考古歴史館	福武乙 27-6	○
64		3153	さくら保育園	大町 992-1	×
65		3061	大町保育園	大町 55	○
66		3154	西条児童館	大町 456-1	○
67		3165	創作の家	大町 395-1	○
68		3179	観光交流センター	大町 798-1	×
69		3180	十河信二記念館	大町 798-1	×
70		3181	四国鉄道文化館	大町 798-1	×
71		3196	市民の森管理事務所	福武乙 50-9	○
72		3207	自治会（西の川原）	-	×
73		3208	自治会（福武新田）	-	×
74		3209	自治会（地蔵原）	-	×
75		3303	ひよこハウス	大町 739	○
76	神戸	3011	神戸公民館	中野甲 566-4	○
77		3078	神戸小学校	洲之内甲 200	○
78		3125	かんべ幼稚園	洲之内甲 221	○
79		3145	神戸保育園	洲之内甲 220	×
80		3211	自治会（津越）	-	×
81		3212	自治会（舟形）	-	×
82		3213	自治会（長瀬）	-	×
83		3214	自治会（中寺）	-	×
84		3215	自治会（大久保）	-	×
85		3216	自治会（奥の内）	-	×
86		3217	自治会（湯の谷）	-	×
87		3218	自治会（棚林）	-	×
88	橘	3012	橘公民館	楢木 54-1	○
89		3068	青少年育成センター	楢木 53-1	○
90		3075	橘小学校	西泉乙 417	○
91		3146	橘保育園	西泉乙 381-7	○
92		3173	西条市休日夜間急患センター	野々市 40-1	×
93		3219	自治会（西田）	-	×
94		3220	自治会（坂元）	-	×
95	禎瑞	3013	禎瑞公民館	禎瑞 1829	○
96		3076	禎瑞小学校	禎瑞 1829	○
97		3128	禎瑞保育所	禎瑞 1622	○
98	氷見	3014	氷見公民館	氷見乙 1000-1	○
99		3035	氷見交友会館	氷見乙 1722	×
100		3051	西条西部体育館	氷見乙 601	○
101		3063	西条西部公園運動広場	氷見乙 608	○

No.	地区	子局番号	設置場所	所在地	館内放送
102	氷見	3074	氷見小学校	氷見乙 1143-2	○
103		3099	西条西中学校	氷見乙 558	○
104		3113	ひまわり幼稚園	氷見乙 639-2	○
105		3155	西条西部児童館	氷見西新開 59	○
106		3177	ひうちクリーンセンター	氷見戊 75	×
107		3301	ほくしんコウル	氷見丙 477	○
108	加茂	3015	加茂公民館	荒川 2 号 185	○
109		3221	自治会(藤之石)	-	×
110		3222	自治会(千町)	-	×
111		3223	自治会(下津池)	-	×
112		3224	自治会(中の池)	-	×
113		3225	自治会(大平)	-	×
114		3226	自治会(河ヶ平)	-	×
115	大保木	3016	大保木公民館	中奥 1 号 45	○
116		3182	石鎚ふれあいの里	中奥 1 号 25-1	○
117		3227	自治会(兎之山)	-	×
118		3228	自治会(上の原)	-	×
119		3229	自治会(大保木)	-	×
120		3230	自治会(中奥)	-	×
121	市之川	3017	市之川公民館	市之川 6678-1	×
122		3210	自治会(市之川)	-	×
123	周布	3018	周布公民館	周布 1281-1	○
124		3082	周布小学校	周布 1521	○
125		3102	東予東中学校	周布 160	○
126		3110	東予高等学校	周布 650	○
127		3150	花園保育園	周布 990-1	×
128		3159	西部総合福祉センター	周布 606-1	○
129		3187	西条市西消防署	周布 1684	○
130	吉井	3019	吉井公民館	玉之江 235-2	○
131		3083	吉井小学校	玉之江 235-1	○
132		3114	東予南こども園	石田 397-1	○
133		3164	東予南地域交流センター	石田 402-1	○
134		3178	やすらぎ苑	玉之江 992	○
135	多賀	3020	多賀公民館	北条 654-1	○
136		3005	中央公民館	周布 401-1	○
137		3039	東予図書館	周布 427	○
138		3053	東予体育館	周布 396	○
139		3069	青少年育成センター東予支部	周布 349-1	○
140		3084	多賀小学校	北条 1504	○
141		3115	多賀幼稚園	北条 1504	○
142		3167	すみれ荘	北条 230-2	○
143		3189	食の創造館	三津屋南 2-54	○
144		3192	東予・丹原浄化センター	三津屋 742-2	○
145		3200	ふじ保育園	三津屋南7-12	○
146		3252	西条西警察署	周布 349-1	×
147	壬生川	3021	壬生川公民館	壬生川 200	○
148		3036	北星会館	壬生川 682	○
149		3085	壬生川小学校	壬生川 425-2	○
150		3126	たから幼稚園	三津屋 99	○
151		3172	周桑病院	壬生川 131	○
152		3166	新川水門(茨ノ木自治会) ※1	壬生川 703-4	×
153	国安	3022	国安公民館	桑村 127-1	○
154		3087	国安小学校	桑村 131	○
155		3103	東予西中学校	国安 996	○
156		3116	国安こども園	国安 178-1	○

No.	地区	子局番号	設置場所	所在地	館内放送
157	吉岡	3023	吉岡公民館	上市甲 187-2	○
158		3086	吉岡小学校	広岡 116-1	○
159		3130	東予北保育所	新町 268-1	○
160		3156	東予西児童館	広岡甲 92-2	○
161	三芳	3024	三芳公民館	三芳 1027-2	○
162		3089	三芳小学校	三芳 1217	○
163		3131	河北こども園	三芳 300-2	○
164		3163	東予北地域交流センター	三芳 997	○
165	楠河	3025	楠河公民館	河原津甲 460-1	○
166		3037	河北会館	楠 1295-1	○
167		3056	ﾋﾞﾊﾞ・ｽﾎﾟﾙﾃｨｱSAIJO	河原津新田甲 157	○
168		3059	東予運動公園プール	河原津新田甲 157	○
169		3065	東予運動公園野球場	河原津新田甲 157	○
170		3066	東予運動公園テニスコート	河原津新田甲 157	○
171		3090	楠河小学校	河原津甲 464-1	○
172		3174	東予学園	楠乙 438-21	○
173		3231	自治会（六軒家）	-	×
174		3232	自治会（成福寺）	-	×
175	庄内	3026	庄内公民館	旦之上甲 292-1	○
176		3088	庄内小学校	旦之上甲 618	○
177		3104	河北中学校	宮之内 284	○
178		3183	本谷温泉館	河之内甲 494	○
179		3233	自治会（旦之上）	-	×
180		3234	自治会（河之内）	-	×
181		3235	自治会（福成寺）	-	×
182		3236	自治会（実報寺）	-	×
183		3237	自治会（黒谷）	-	×
184	丹原	3027	丹原公民館	丹原町池田 1711-1	○
185		3041	丹原図書館	丹原町池田 1733-1	○
186		3044	佐伯記念館・郷土資料館	丹原町池田 1711-1	×
187		3054	丹原体育館	丹原町久妙寺甲 288-1	○
188		3105	丹原東中学校	丹原町今井 4-1	○
189		3111	丹原高等学校	丹原町願連寺 163	○
190		3133	丹原保育所	丹原町今井 279	○
191		3157	丹原児童館	丹原町池田 1802-3	○
192		3190	丹原農村環境改善センター	丹原町高松 148	○
193	徳田	3028	徳田公民館	丹原町古田甲 725-2	○
194		3092	徳田小学校	丹原町古田甲 720-1	○
195		3094	田滝小学校	丹原町高松 2266-1	○
196		3127	認定こども園西山学園	丹原町古田甲 717-2	○
197		3238	自治会（古田）	-	×
198		3239	自治会（高知）	-	×
199	田野	3004	西条市丹原文化会館	丹原町田野上方 2131-1	○
200		3029	田野公民館	丹原町北田野 1587-5	○
201		3093	田野小学校	丹原町田野上方 2098-1	○
202		3134	田野保育所	丹原町北田野 1780	○
203		3241	自治会（川根）	-	×
204	中川	3030	中川公民館	丹原町石経 847-1	○
205		3057	丹原B＆G海洋センター	丹原町志川甲 12-1	○
206		3095	中川小学校	丹原町来見 1-122	○
207		3106	丹原西中学校	丹原町来見 15-1	○
208		3151	中川さくら保育園	丹原町来見甲 1051	○
209		3169	丹原高齢者生活福祉センター	丹原町来見乙 26-2	○
210		3175	中川診療所	丹原町来見甲 549	×
211		3194	丹原学校給食センター	丹原町来見甲 224-1	○

No.	地区	子局番号	設置場所	所在地	館内放送
212	中川	3242	自治会(関屋)	-	×
213	桜樹	3031	桜樹公民館	丹原町鞍瀬甲 344	×
214		3243	自治会(鞍瀬)	-	×
215		3244	自治会(明河)	-	×
216		3245	自治会(臼坂)	-	×
217		3246	自治会(楠窪)	-	×
218		3247	自治会(千原)	-	×
219	小松	3032	小松公民館	小松町新屋敷甲 3008	○
220		3040	小松温芳図書館	小松町新屋敷甲 3007-1	○
221		3048	小松史跡近藤篤山旧邸	小松町新屋敷甲 3069	×
222		3062	小松中央公園多目的広場	小松町新屋敷甲 2427	○
223		3067	小松中央公園ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ場	小松町新屋敷甲 2427	○
224		3070	青少年育成センター小松支部	小松町新屋敷甲 496	○
225		3107	小松中学校	小松町南川甲 208	○
226		3112	小松高等学校	小松町新屋敷乙 42-1	○
227		3118	小松幼稚園	小松町新屋敷 2210-1	○
228		3135	小松東保育所	小松町新屋敷甲 3009-1	○
229		3136	小松西保育所	小松町南川甲 258-1	○
230		3161	旧小松地域福祉センター	小松町新屋敷乙 48-1	○
231		3170	小松いきがいデイサービスセンター	小松町新屋敷乙 48-1	×
232		3184	アウトドアオアシス石鎚	小松町新屋敷 22-29	○
233		3185	椿交流館 ※2	小松町新屋敷乙 22-29	○
234		3195	小松学校給食センター	小松町新屋敷甲 2210-1	×
235		3248	自治会(川原谷)	-	×
236		3253	ここてらす小松	小松町新屋敷甲 3003	○
237	石根	3033	石根公民館	小松町大頭甲 1048-1	×
238		3055	小松体育館	小松町妙口甲 34-1	○
239		3097	石根小学校	小松町大頭甲 262-1	○
240		3137	石根保育所	小松町大頭甲 1039-2	○
241		3176	道前クリーンセンター	小松町大頭 1200	○
242		3191	石根公民館	小松町大頭甲 1045-1	○
243		3249	自治会(明穂)	-	×
244		3250	自治会(大郷)	-	×

※1 「子局番号 3166 新川水門(茨ノ木自治会)」について、放送設備は自治会所有のものであり、市の戸別受信機を設置しているもの。
※2 R7.4 より休館。
※3 R7 に丹原小学校、小松小学校の戸別受信機を IP 告知端末へ切替。

3-8 ＩＰ告知端末設置箇所一覧

令和 7 年 12 月 31 日現在

No.	地区	設置場所	所在地	IP 無線中継回線		同報系無線と連動時に起動しない箇所
				WiMAX	AXGP	
親局		西条市役所無線機室	明屋敷 164			
1	玉津	所籔集会所	下島山甲 160-2		○	
2		大谷集会所	下島山甲 2531		○	起動しない
3		下島山上組集会所	下島山甲 544	○		
4		下島山下組集会所	下島山甲 1893-3	○		起動しない
5		玉津永易集会所	玉津 318-5	○		
6		市塚集会所	新田 32-3		○	
7		船屋集会所	船屋甲 610-2		○	
8		玉津団地地区集会所	玉津 591-1		○	
9		天神台ハイツ集会所	天神 1		○	
10		新元橋集会所	明神木 182-42	○		
11		福毘集会所	下島山甲 1939-2	○		
12	飯岡	亀の甲集会所	飯岡 264-5		○	
13		八幡原集会所	飯岡 1140-4		○	起動しない
14		半田集会所	飯岡 894-3		○	
15		オレンジハイツ集会所	下島山甲 220-288		○	
16		飯岡上組地区集会所	飯岡 587-3	○		
17		早川集会所	早川 2296		○	
18		野田集会所	飯岡 1396	○		
19		堀の内集会所	飯岡 2317	○		
20		西大道・六地蔵集会所	飯岡 2274	○		起動しない
21		池の内集会所	飯岡 1700-1	○		
22		黒瀬団地地区集会所	飯岡 1803-25		○	
23		飯岡西原集会所	飯岡 2640	○		
24		ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ集会所	飯岡 2434-36	○		
25		大浜集会所	大浜 6239-1		○	
26		飯岡西原住宅地区集会所	飯岡 2580		○	
27		飯岡山口1区集会所	飯岡 2722-1		○	
28		飯岡山口2区集会所	飯岡 2564-1		○	
29		野口集会所	飯岡 3207-1	○		
30		山本集会所	飯岡 3142-2	○		
31		戻川集会所	飯岡 3971		○	
32		末広町集会所	飯岡 3548-35	○		起動しない
33		ﾌｧﾐﾘｰﾊｲﾂ集会所	飯岡 381 番地 144		○	
34	西条	港新地集会所	港 523	○		起動しない
35		百軒巷集会所	明屋敷 476-4		○	
36		常盤巷集会所	明屋敷 627		○	
37		新堀上集会所	神拝乙 64-17		○	
38		本町一丁目地区集会所	本町 9		○	起動しない
39		北町集会所	明屋敷 17-1		○	
40		東町3丁目集会所	朔日市 436-1	○		
41		大師町自治会	大師町 200		○	
42		竹梅・四電自治会	明屋敷 123		○	起動しない
43		朔日市東自治会	朔日市 622-5	○		起動しない
44		紺屋町自治会	大町 623-1		○	
45		北新田自治会	朔日市 732-2		○	
46	神拝	下町中組集会所	大町 581-6	○		
47		原の前集会所	神拝甲 245-1	○		起動しない
48		古屋敷地区集会所	神拝甲 361-10		○	起動しない
49		上喜多川集会所	神拝甲 133	○		
50		喜多川中地区集会所	喜多川 262-2	○		

No.	地区	設置場所	所在地	IP無線中継回線		同報系無線と連動時に起動しない箇所
				WiMAX	AXGP	
51	神拝	川沿町集会所	喜多川 291-11		○	
52		下喜多川集会所	喜多川 500-1		○	
53		富士見町集会所	古川甲 284-14		○	
54		古川住宅地区集会所	古川甲 252-1		○	
55		御所通集会所	古川甲 414-7		○	
56		古川集会所	古川甲 186-2	○		
57		八丁集会所	喜多川 613-2	○		
58		上神拝集会所	神拝甲 312-2	○		起動しない
59		栄町上親栄会	大町 1631-2	○		
60		若草町自治会	喜多川 378-11		○	
61		花園町自治会	樋之口 60		○	
62	大町	大町朝日町集会所	大町 782-4		○	
63		新玉通集会所	大町 291-10		○	起動しない
64		南町集会所	大町 250-91		○	起動しない
65		泉町地区集会所	大町 276-2		○	起動しない
66		北之町上組集会所	大町 1377-3	○		
67		北の丁中集会所	大町 866-5		○	
68		北ノ丁下集会所	大町 1464-7	○		
69		清水町北集会所	大町 945-3		○	
70		中町小川集会所	大町 989-3	○		起動しない
71		大町西町集会所	大町 895-3	○		起動しない
72		岸陰集会所	大町 76-6		○	
73		上小川集会所	大町 160-2	○		
74		(大町)天皇集会所	福武甲 1186		○	
75		沢集会所	福武甲 942-1		○	
76		下小川集会所	大町 346-1		○	起動しない
77		明神木集会所	明神木 79-1		○	
78		広見町・平田町集会所	明神木 109-5		○	起動しない
79		川原町集会所	大町 1297-13		○	
80		中南集会所	大町 1242-9	○		起動しない
81		大南上・下集会所	福武甲 1813-3		○	
82		西の川原集会所	福武甲 1984-2	○		
83		福武新田集会所	福武甲 1358	○		
84		福武地蔵原集会所	福武甲 138-2		○	
85		若葉町集会所	福武甲 719-9		○	
86		錦町集会所	福武甲 888-3		○	
87		春日町集会所	福武甲 502-33	○		
88		登り道自治会	大町 1606-2	○		起動しない
89	神戸	津越集会所	津越 7143-2		○	
90		船形集会所	中野乙 162-1		○	
91		釜の口集会所	中野甲 1275-2		○	起動しない
92		中の段集会所	中野甲 1446	○		
93		日明集会所	中野甲 1570-2		○	
94		宵集会所	中野甲 858-5		○	
95		(神戸)楠集会所	中野甲 597-2		○	
96		楠南集会所	洲之内甲 102-2	○		
97		薮の内集会所	中野甲 322-4	○		
98		中西集会所	中西 350		○	
99		東原集会所	洲之内甲 180-4		○	
100		原・西原集会所	洲之内甲 770		○	
101		洲之内新出集会所	洲之内甲 614-1		○	
102		安知生集会所	安知生 154-3		○	
103		奥の内集会所	洲之内甲 963-2		○	
104		兎之山集会所	兎之山甲 74		○	起動しない

No.	地区	設置場所	所在地	IP 無線中継回線		同報系無線と連動時に起動しない箇所
				WiMAX	AXGP	
105	禎瑞	禎瑞上組集会所	古川乙 13-3		○	
106		禎瑞中地区集会所	禎瑞 637-1		○	
107		禎瑞下組集会所	禎瑞 2437-3		○	
108		八幡集会所	禎瑞 1766-2		○	
109		禎瑞高丸集会所	禎瑞 1944-1		○	起動しない
110		難波集会所	禎瑞 2333-21	○		
111	橘	西田集会所	西田甲 500		○	
112		西泉東集会所	西泉乙 142-2		○	
113		西泉西集会所	西泉乙 397		○	
114		檜木集会所	檜木 49-1		○	起動しない
115		野々市集会所	野々市 128-1		○	
116		坂元集会所	坂元甲 384-3		○	
117		北山集会所	坂元甲 10-5		○	起動しない
118	氷見	西の原集会所	氷見乙 1729-1		○	
119		氷見西町住宅地区集会所	氷見乙 2029		○	
120		氷見西町集会所	氷見丙 1193-1	○		
121		尾土居地区集会所	氷見丙 352-1		○	
122		氷見山道地区集会所	氷見丙 596-4		○	
123		氷見久保集会所	氷見丙 616		○	起動しない
124		氷見大久保集会所	氷見丙 22-7		○	
125		竹内地区集会所	氷見乙 1075		○	起動しない
126		裏集会所	氷見乙 1767-5		○	起動しない
127		氷見末長集会所	氷見乙 1345-2		○	
128		宮之下自治会館	氷見乙 1426-1		○	
129		新兵衛集会所	氷見乙 211-4		○	
130		蛭子集会所	氷見甲 150-5		○	
131		氷見土居集会所	氷見乙 1928-3		○	
132	加茂	藤之石集会所	藤之石 1 号 50-2		○	
133		下津池集会所	藤之石 7 号 200		○	起動しない
134		西之川集会所	西之川丁 577-2		○	
135	周布	幸木集会所	周布 1924	○		
136		吉田下集会所	吉田 352-2		○	
137		吉田大新出集会所	吉田 497		○	
138		長田集会所	吉田 586		○	
139		鴨之窪・開田集会所	吉田 781-2		○	
140	吉井	石田集会所	石田 646-1		○	
141		玉之江集会所	玉之江 143		○	
142		今在家集会所	今在家 99-1		○	
143		広江集会所	広江 324-1		○	
144	多賀	北条新田集会所	北条 1300-3		○	起動しない
145		本松寺集会所	北条 78	○		
146		三津屋集会所	三津屋南 1-46		○	起動しない
147		北条新田会館	北条 1397-13		○	
148	壬生川	円海寺集会所	円海寺 189-2	○		
149		喜多台集会所	喜多台 58-1		○	
150		大新田集会所	大新田 173-4		○	
151		栄町集会所	壬生川 106		○	
152		明理川集会所	明理川 143-1			H29 設置
153		鷺の森集会所	壬生川 30-7			H29 設置
154	国安	桑村集会所	桑村 301-5		○	起動しない
155		新市集会所	新市 365-1		○	
156		高田集会所	高田 808-4		○	起動しない
157		国安上集会所	国安 21-3		○	
158		国安下集会所	国安 714-10		○	起動しない

No.	地区	設置場所	所在地	IP無線中継回線		同報系無線と連動時に起動しない箇所
				WiMAX	AXGP	
159	国安	東予団地集会所	国安 158-11		○	
160		正法寺集会所	国安 1309-1		○	
161	吉岡	新町集会所	新町 343-1	○		
162		大影集会所	安用甲 662-5		○	
163		安出集会所	安用出作 136-1		○	
164		上市集会所	上市甲 283-2	○		
165		広岡集会所	広岡甲 456	○		
166	三芳	三芳北集会所	三芳 1080-1		○	起動しない
167		六反地集会所	三芳 2010-5		○	
168	楠河	楠集会所	楠甲 344-1	○		
169		河原津集会所	河原津甲 251-1		○	起動しない
170		楠浜会館	楠甲 233	○		
171	庄内	旦之上集会所	旦之上甲 582		○	
172		宮之内集会所	大野 276-3		○	
173		福成寺集会所	福成寺甲 200-1		○	
174		実報寺集会所	実報寺甲 792-1		○	
175		天川集会所	旦之上甲 1075-1	○		
176		鳴集会所	河之内甲 455-2		○	起動しない
177		河之内集会所	河之内甲 656-2		○	
178		大野集会所	大野 145		○	
179	丹原	上町集会所	丹原町丹原 273-1		○	
180		下町集会所	丹原町丹原 206-11		○	起動しない
181		今井集会所	丹原町今井 77-1		○	
182		久妙寺集会所	丹原町久妙寺甲 221-1		○	
183		池田集会所	丹原町池田 741-4		○	
184		願連寺集会所	丹原町願連寺 349		○	
185		下田集会所	丹原町池田 430		○	
186		光下田集会所	丹原町田野上方 698-14		○	
187		筋違集会所	丹原町田野上方 198-1		○	
188		辻堂集会所	丹原町北田野 217-1		○	
189		八反地集会所	丹原町北田野 320-2		○	
190		丹原小学校	丹原町池田 1778-1		○	
191	徳田	古田集会所	丹原町古田 1359		○	
192		徳能集会所	丹原町徳能甲 600-3		○	
193		高知集会所	丹原町高知甲 728-4	○		
194		徳能出作集会所	丹原町徳能出作 125		○	
195		御陣家集会所	丹原町古田 418-4		○	起動しない
196		田滝集会所	丹原町高松甲 2270		○	起動しない
197	田野	宮下集会所	丹原町田野上方 1563		○	
198		馬場集会所	丹原町田野上方 1482-5	○		
199		土居集会所	丹原町北田野 741-1		○	
200		国広北野集会所	丹原町北田野 1132-2	○		
201		奥明集会所	丹原町北田野 1416-2		○	
202		高松集会所	丹原町高松甲 1392		○	
203		林集会所	丹原町高松甲 1075-1		○	
204		兼久集会所	丹原町高松甲 553		○	
205		(田野)天皇集会所	丹原町田野上方 2097-3	○		起動しない
206		西長野集会所	丹原町長野 1721		○	
207		中長野集会所	丹原町長野 1597-5		○	
208		新出集会所	丹原町北田野 1587-1	○		起動しない
209		東川根集会所	丹原町川根甲 395-1		○	
210		西川根集会所	丹原町川根甲 751-1		○	
211	中川	来見集会所	丹原町来見 603	○		
212		湯谷口集会所	丹原町湯谷口甲 391		○	

No.	地区	設置場所	所在地	IP 無線中継回線		同報系無線と連動時に起動しない箇所
				WiMAX	AXGP	
213	中川	志川集会所	丹原町志川甲 885		○	
214		寺尾集会所	丹原町寺尾甲 406-3		○	
215		(中川)明穂集会所	丹原町明穂乙 184-1		○	
216		石経集会所	丹原町石経 815		○	
217		関屋集会所	丹原町関屋甲 369-3		○	
218	桜樹	臼坂集会所	丹原町臼坂丙 34-6		○	
219	小松	岡村集会所	小松町新屋敷甲 2667-1		○	
220		旧藩集会所	小松町新屋敷甲 3062-34		○	起動しない
221		東常盤集会所	小松町新屋敷甲 196-3	○		
222		中常盤集会所	小松町新屋敷甲 356-4		○	
223		新屋敷集会所	小松町新屋敷甲 397-1	○		
224		一本松集会所	小松町新屋敷甲 605-1		○	
225		宝来集会所	小松町新屋敷甲 473-5	○		起動しない
226		新宮・藤木集会所	小松町新屋敷甲 1318-4		○	
227		川原谷集会所	小松町新屋敷甲 2234-1	○		
228		藍刈集会所	小松町新屋敷甲 2422-1		○	
229		南川集会所	小松町南川甲 127-2		○	起動しない
230		北川大開集会所	小松町北川 62-14		○	
231		北川集会所	小松町北川 419-6		○	
232		小松小学校	小松町新屋敷甲 280		○	
233	石根	安井集会所	小松町安井甲 484-2		○	
234		(石根)明穂集会所	小松町明穂甲 306		○	
235		西大頭集会所	小松町大頭甲 490-5		○	
236		中・東大頭集会所	小松町大頭甲 284-1		○	起動しない
237		大郷集会所	小松町大郷甲 262-3		○	起動しない
238		妙口集会所	小松町妙口甲 586-3		○	
239		妙口原集会所	小松町妙口甲 162-4		○	
240		都谷集会所	小松町妙口甲 1-11		○	
241		妙口下自治会	小松町妙口 985		○	

※同報系無線と連動時に起動しない箇所は、市で設置する屋外拡声子局と設置箇所が近接する箇所であり、双方を鳴動させると音声が聞き取りにくい可能性があるため、放送を間引いているもの。

3-9 河川監視カメラ設置箇所一覧

No.	地区	設置場所	所在地	監視河川名称	設置者
1	飯岡	松本橋付近	飯岡 2565-21	室川	西条市
2	神戸	船形橋付近	中野甲 1337	加茂川	西条市
3	大保木	石鎚ふれあいの里付近	中奥 1 号 25-1	加茂川	西条市
4	大保木	細野バス停留所付近	中奥丙	加茂川	西条市
5	庄内	庄内橋付近	旦之上 103-2	大明神川	西条市
6	桜樹	一本木橋付近	丹原町鞍瀬 377	鞍瀬川	西条市
7	石根	妙谷川橋付近	小松町妙口 557	妙之谷川	西条市
8	玉津	渦井川付近(飯積橋)		渦井川	愛媛県
9	神戸	加茂川　長瀬		加茂川	愛媛県
10	丹原	中山川(田野上方)		中山川	愛媛県

※西条市が設置しているカメラ映像は、スマートフォン向けアプリ「防災情報さいじょう」の他、市ホームページにより、常時更新する静止画像の確認が可能。

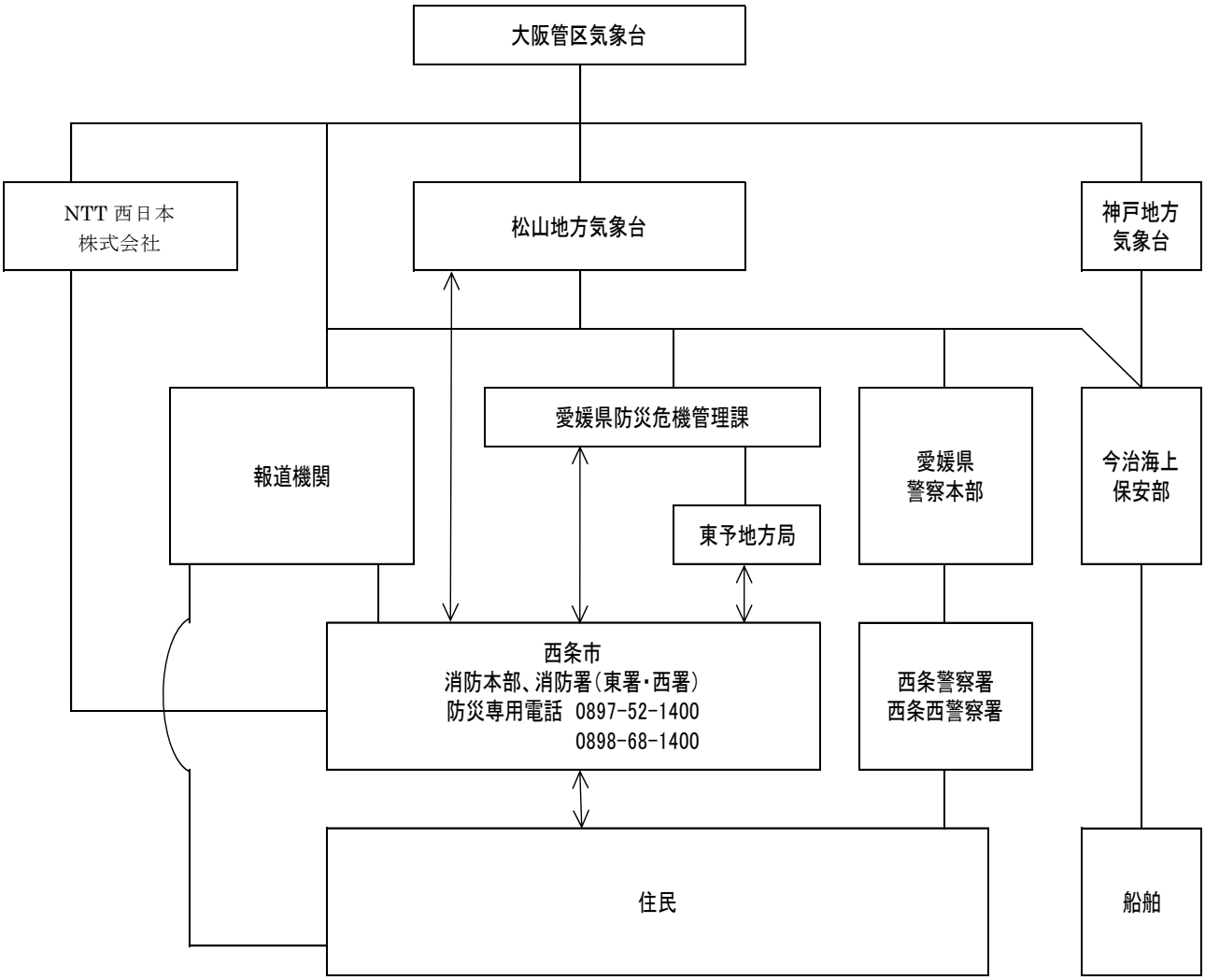
※愛媛県が設置しているカメラ映像は、国土交通省ウェブサイト「川の水位情報」により、常時更新する静止画像の確認が可能。

3-10 有線電気通信法に基づく共聴設備一覧

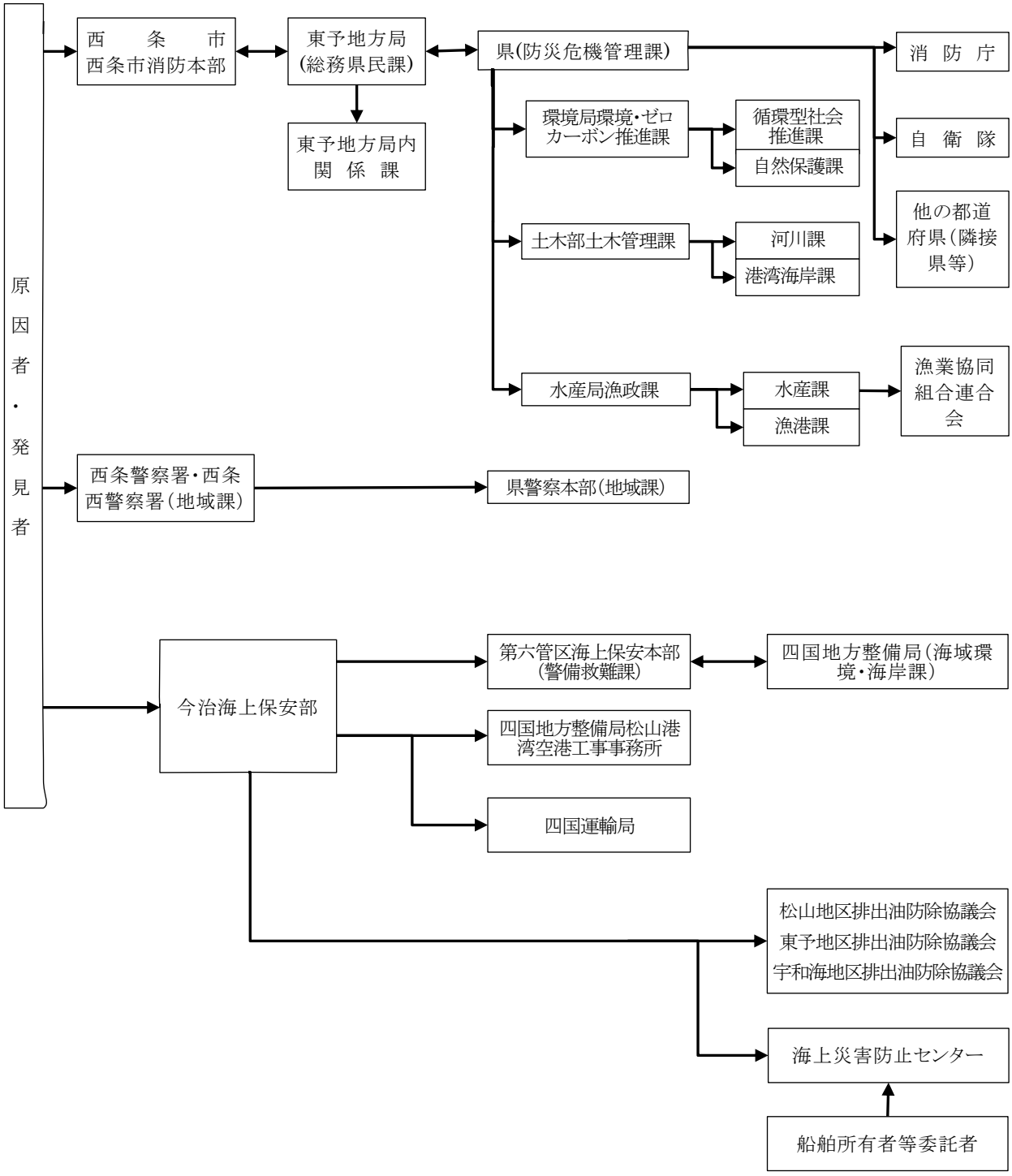
令和 7 年 12 月 31 日現在

No.	有電法に基づく届出における施設名	業務区域	受信点の位置	備考
1	黒谷下組共同アンテナ組合	黒谷	黒谷	
2	上の原共同アンテナ組合	黒瀬	黒瀬	
3	成・柳曽共同アンテナ組合	丹原町臼坂	丹原町臼坂	
4	兎之山テレビ共同アンテナ組合	兎之山	兎之山	
5	大久保下組テレビ共同受信組合	中野	中野	
6	津越共同アンテナ組合	津越	津越	
7	川来須テレビ共聴組合	藤之石	藤之石	
8	楠窪地区テレビ共同受信施設管理組合	丹原町楠窪	丹原町楠窪	

3-11 災害時の情報通報系統図



3-12 通報連絡系統


原因者・発見者
西　条　市
西条市消防本部
東予地方局
(総務県民課)
東予地方局内
関　係　課
県(防災危機管理課)
消　防　庁
自　衛　隊
他の都道府県(隣接県等)
環境局環境・ゼロカーボン推進課
循環型社会推進課
自然保護課
土木部土木管理課
河川課
港湾海岸課
水産局漁政課
水産課
漁港課
漁業協同組合連合会
西条警察署・西条西警察署(地域課)
県警察本部(地域課)
今治海上保安部
第六管区海上保安本部(警備救難課)
四国地方整備局(海域環境・海岸課)
四国地方整備局松山港湾空港工事事務所
四国運輸局
松山地区排出油防除協議会
東予地区排出油防除協議会
宇和海地区排出油防除協議会
海上災害防止センター
船舶所有者等委託者

3-13 緊急輸送道路一覧

1 一次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
Ⅱ	西日本高速道路㈱	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
Ⅲ	西日本高速道路㈱	今治小松自動車道	今治湯ノ浦IC～いよ小松IC
A	国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目
E	国	一般国道196号	松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷
1	県	一般国道194号	高知県境～西条市中野甲
20-1	県	(主)壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷～西条市下島山甲
20-2			西条市船屋甲～新居浜市多喜浜
20-3			西条市明屋敷～西条市樋之口
50-1	県	(主)壬生川丹原線	西条市三津屋東～西条市丹原町志川
50-2			西条市周布～西条市周布
64	県	(一)西条港線	西条市樋之口～西条市大町
65	県	(一)壬生川港小松線	西条市今在家～西条市氷見戊
66	県	(一)東予港三津屋線	西条市北条～西条市三津屋東
キ	県	北条港臨港道路	西条市北条～西条市今在家
ク	県	中央臨港道路	西条市今在家～西条市今在家
-	市	西条20号線	西条市神拝甲～西条市明屋敷
-	市	西条16号線	西条市明屋敷
-	市	国道朔日市線	西条市朔日市～西条市ひうち
-	市	西条駅前干拓地線	西条市神拝甲～西条市大町
-	市	河原津新田線	西条市楠甲～西条市河原津新田甲
-	市	河原津新田支線2	西条市河原津新田甲
-	市	丹原池田線	西条市丹原町池田
-	市	清楽寺線	西条市小松町新屋敷甲
-	市	川原谷大日線	西条市小松町新屋敷甲～西条市小松町新屋敷乙
-	市	川原谷岡村線	西条市小松町新屋敷乙
-	市	ハイウェイオアシス線	西条市小松町新屋敷乙
-	市	中央公園西線	西条市小松町新屋敷乙～西条市小松町新屋敷甲
-	市	堀越線	西条市周布～西条市周布

※番号は「緊急輸送道路一覧表　令和6年3月12日現在」(県ホームページ)より抜粋

2 二次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
137	県	(一)南川壬生川停車場線	西条市小松町南川～西条市周布
aa	市	安用実報寺線(周越トンネル含む)　他3路線 (茂敷新町線・茂敷東線・周布吉岡線)	西条市丹原町願連寺～西条市実報寺

※番号は「緊急輸送道路一覧表　令和6年3月12日現在」(県ホームページ)より抜粋

3-14 交通規制実施責任者及び実施範囲一覧

	実施責任者	範　　囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第１項
警察等	公安委員会	1　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法第76条第１項
		2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認める場合	道路交通法第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う場合	道路交通法第５条第１項
	警察官等	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第６条第４項

3-15 緊急時の交通規制内容一覧

責 任 者	規　　制　　内　　容
知事	道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定 この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を実施
公安委員会	緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両通行禁止。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域または道路区間その他必要事項を周知させる措置をとる
県警察	1 緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を実施 2 緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令等を実施 3 交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第76条の規定に基づいて定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施
消防吏員	災対法第76条の規定に基づいて定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施

3-16 標章及び証明書

1 標章



備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第　　号　　年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事　㊞ 公安委員会　㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	（　）局　番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

3-17 安全・安心情報お届けメール

1　防災情報、防犯情報等の安全・安心情報を登録したメールアドレスに配信する登録制メールサービス。配信情報は以下のとおり。

(1) 防災情報　(2) 防犯情報　(3) 交通安全情報

(4) 市からのお知らせ

過去には、光化学スモッグ情報や行方不明者情報等の配信実績あり。

(5) 気象情報

気象情報は「注意報の配信あり」「注意報の配信なし」を選択可能。

2　登録方法

「m-saijo@xpressmail.jp」に空メールを送信し、返信メールに記載されたURLをクリック。手順に従い操作することで登録が可能。もしくは下記二次元バーコードを読み込んで操作。

3-18 アプリ「防災情報さいじょう」

1　スマートフォン向けアプリであり、iOS、Android向けに展開。配信情報は以下のとおり。

(1) 災害情報　(2) 緊急情報

(3) 河川水位　(4) 避難場所

(5) 降雨情報　(6) 防災マップ

2　登録方法

下記の二次元バーコードを読み取るか、アプリ配布用ストアで「防災情報さいじょう」と検索し、インストールする。

iOS

Android

3-19 愛媛県防災通信システム（地上系） 連絡先一覧表

(1)県関係

機関名	担当課・係名	電話			FAX	
		NTT	地上系		NTT	地上系（発信特番なし）
			内線接続	防災電話機（発信特番なし）		
本庁	防災危機管理課 防災訓練・情報グループ	089-912-2318	500-0-2318(係) 500-1-2318(係) 500-0-3449(担当) 500-1-3449(担当) （発信特番：6）	500-301～500-304 500-311～500-314 500-321～500-324	089-941-2160(課) 089-941-2170(OP室) 089-941-2180(OP室)	500-201～500-203 500-211～500-214 500-221～500-224 500-231～200-234
東予地方局	総務県民課 防災対策室	0897-56-1300 （内線 213） 0897-47-0260	501-0-213 （発信特番：6）	501-22～501-23	0897-56-3731	501-21
四国中央庁舎	四国中央土木事務所 用地管理課	0896-23-2390 0896-24-4455	506-0-303 （発信特番：6）	506-22	0896-23-5906	506-21
西条第二庁舎	農業振興課 企画調整係	0898-68-7322	507-0-304 （発信特番：6）	507-22～507-23	0898-68-3056	507-21
今治支局	総務県民室	0898-32-3732 （内線 300）	502-0-300 （発信特番：6）	502-22～502-24 502-31～502-34	0898-24-1586	502-21
中予地方局	総務県民課 防災対策室	089-909-8750 （内線 307・310）	503-0-310 （発信特番：6）	503-22～503-24、503-31、32	089-913-1140	503-21
久万高原庁舎	久万高原土木事務所 用地管理課	0892-21-1210	508-0-417 （発信特番：6）	508-22～508-24、508-31～508-34	0892-21-0773	508-21
南予地方局	総務県民課 防災対策室	0895-28-6103	504-0-207 （発信特番：6）	504-22(防災対策室) 23、24、31(企画課) 32(農業振興課) 33(管理課)、34	0895-22-3065	504-21
八幡浜支局	総務県民室	0894-24-5288 （内線 207）	505-0-207／208 （発信特番：6）	505-22～505-24、505-31～505-34	0894-24-6271	505-21
大洲庁舎	大洲土木事務所 事業管理課	0893-24-5121	509-0-352 （発信特番：6）	509-22～509-24、509-31、509-32	0893-24-7525	509-21
西予庁舎	西予土木事務所 用地管理課	0894-62-1331	510-0-131 （発信特番：6）	510-22～510-24、510-31～510-34	0894-62-9277	510-21
愛南庁舎	愛南土木事務所 用地管理課	0895-72-1145	511-0-205 （発信特番：6）	511-22～511-24	0895-72-1147	511-21
県立新居浜病院	総務課庶務係	0897-43-6161		512-21(代表着信)	0897-41-2900	
県立今治病院	総務医事課庶務係	0898-32-7111		513-21(代表着信)	0898-22-1398	
県立中央病院	総務医事課庶務係	089-947-1111		514-21(代表着信)	089-943-4136	
県立南宇和病院	事務局庶務係	0895-72-1231		515-21(代表着信)	0895-72-5552	
鹿森ダム管理事務所	管理課管理係	0897-41-6438		516-21	0897-41-0891	
黒瀬ダム管理事務所	管理課	0897-56-3131		517-21(代表着信)	0897-53-0839	
玉川ダム管理事務所	管理課管理係	0898-55-2200		518-21(代表着信)	0898-55-2944	
台ダム管理事務所	管理課管理係	0897-82-1768		519-21(代表着信)	0897-82-1136	
須賀川ダム管理事務所	管理課管理係	0895-22-8635		520-21	0895-25-5857	
山財ダム管理事務所	管理課管理係	0895-32-4020		521-21(代表着信)	0895-32-4946	
松山発電工水銅山川支所	保守管理グループ	0896-23-3519		524-21(代表着信)	0896-24-7142	
松山発電工水管理事務所	発電管理課発電係	089-975-0901		522-21(代表着信)	089-975-0997	
松山発電工水面河ダム出張所		0892-58-2021		523-21、523-22	0892-58-2459	
消防学校	庶務係	089-978-4000		525-21(代表着信)	089-978-4003	
原子力センター	原子力安全課 放射線監視係	0894-20-6610	571-2-208 （発信特番：6）		0894-36-1150	

(2)市町、単独消防本部

機関名		担当課・係名	電話			FAX	
			NTT	地上系		NTT	地上系（発信特番なし）
				内線接続	防災電話機（発信特番なし）		
松山市	消防局	通信指令課	089-926-9202			089-926-9198	
	本庁	防災・危機管理課	089-948-6794	601-0-6794（発信特番：99）	601-22～601-24、601-31～601-34	089-934-1813	601-21
今治市	消防本部	警防課通信指令室	0898-32-6666			0898-32-0119	
	本庁	防災危機管理課 総務企画係	0898-36-1558	602-0-30606（発信特番：17）	602-22、602-23	（平時）0898-32-2765（災害時）0898-36-1620	602-21
宇和島市	本庁	危機管理課 危機管理係	0895-49-7006	603-0-2410（発信特番：82）	603-22、603-23	0895-24-6094	603-21
八幡浜市	本庁	総務課 危機管理・原子力対策室	0894-22-5997	604-0-1322（発信特番：77）	604-22～604-24、604-31～604-34	0894-24-0610	604-21
新居浜市	消防本部	通信指令課	0897-34-0119			0897-34-1179	
	本庁	危機管理課企画情報係	0897-65-1282	605-0-3503（発信特番：69）	605-22～605-24、605-31～605-34	0897-33-5180	605-21
西条市	消防本部	指令課	0897-52-1436			0897-55-5558（緊急）0897-55-0180（一般）	
	本庁	防災危機管理課	0897-56-5151	606-0-3122（発信特番：7）	606-22～606-24、606-31～606-34	0897-52-1725	606-21
大洲市	本庁	危機管理課 防災係	0893-24-1742	607-0-358 607-0-352（発信特番：87）	607-22～607-24、607-31～607-34	0893-24-2122	607-21
伊予市	本庁	危機管理課	089-982-1218	608-0-1351 608-0-1352 608-0-1353（発信特番：7）	608-22～608-24、608-31～608-34	089-983-3681	608-21
四国中央市	消防本部	通信指令室	0896-28-9119	609-21、22（発信特番：8#）	609-22～609-24、609-31～609-34	0896-23-6614	609-21
	本庁	防災まちづくり推進課	0896-28-6934			0896-28-6057	
西予市	消防本部	防災課	0894-62-0119			0894-62-3780	
	本庁	危機管理課	0894-62-6491	610-0-10（発信特番： 専）	610-22～610-24、610-31～610-34	0894-62-6514	610-21
東温市	消防本部	警防課通信指令係	089-964-5210			089-964-5503	
	本庁	危機管理課	089-964-4483	611-22～611-24（発信特番：78）	611-31～611-34	089-964-1609	611-21
上島町	消防本部	通信係	0897-77-4118				
		消防防災課	0897-77-3166	612-22、612-23（発信特番：専）	612-24、612-31～612-34	0897-77-4111	612-21
久万高原町	消防本部	通信係	0892-21-2411			0892-21-2656（通常）0892-50-0095（緊急）	
	本庁	総務課危機管理室	0892-21-1111	613-22～613-24（発信特番：専）	613-31～613-34	0892-21-2860	613-21
松前町		危機管理課 危機管理係	089-989-5103	614-0-2353（発信特番：99）	614-22～614-24、614-31～614-34	089-984-6272	614-21
砥部町	本庁	総務課 危機管理室	089-962-6110	615-0-215（発信特番：＃9）	615-22～615-24、615-31～615-34	089-962-4277	615-21
内子町	本庁	総務課 危機管理班	0893-44-2111	616-0-316（発信特番：74）	616-22～616-24、616-31～616-34	0893-44-4300	616-21
伊方町	本庁	危機管理係	0894-38-0211	617-0-214（発信特番：専）	617-22～617-24、617-31～617-34	0894-38-1373	617-21
松野町		防災安全課	0895-42-1110	618-0-4100、4101（総務課）618-0-4102～4104（防災安全課）（発信特番：88）	618-22～618-24、618-31～618-34	0895-42-1102	618-21
鬼北町	本庁	危機管理課 危機管理係	0895-45-1111	619-0-2424（発信特番：90）	619-22～619-24、619-31～619-34	0895-45-1119	619-21
愛南町	消防本部	庶務課	0895-72-0119			0895-73-1119	
	本庁	防災対策課	0895-72-0131	620-22～620-23（発信特番：専）	620-24、620-31～620-34	0895-73-1119	620-21

(3)組合消防、防災機関、災害拠点病院

機関名	担当課・係名	電話			FAX	
		NTT	地上系		NTT	地上系（発信特番なし）
			内線接続	防災電話機（発信特番なし）		
八幡浜地区施設事務組合消防本部	警防課 通信指令室	0894-22-0119	623-0-300～304 （発信特番：88）	623-22、623-23	0894-22-5227	623-21
伊予消防等事務組合消防本部	通信指令課	089-982-0119	621-0-240 （発信特番：72）	621-22～621-24、 621-31～621-34	089-987-1119	621-21
宇和島地区広域事務組合消防本部	警防課 通信係	0895-22-7500	624-0-311 （発信特番：91）	624-22～624-24、 624-31～624-34	0895-24-1554	624-21
大洲地区広域消防事務組合消防本部	警防課 通信指令室	0893-24-0119	622-22～622-24 （発信特番：8）	622-31～622-34	0893-24-4583	622-21
陸上自衛隊中部方面特科連隊第４大隊		089-975-0911 （内線 238）		556-21、556-22	089-975-0911 （内線 236）	
松山海上保安部	警備救難課	089-951-1197		553-21、553-22	089-951-7796	
今治海上保安部	警備救難課	0898-22-0118		552-21、552-22	0898-22-0118	
宇和島海上保安部	警備救難課	0895-22-1256		554-21、554-22	0895-22-1256	
新居浜海上保安署		0897-32-0118		551-21、551-22	0897-33-4999	
松山地方気象台		089-933-3610		555-21、555-22	089-943－6250	
四国電力㈱伊方発電所	総務広報部総務課	050-8801-9013		557-21、557-22	0894-39-0686	
公立学校共済組合四国中央病院	総務課	0896-58-3515		558-21、558-22	0896-58-3464	
愛媛大学医学部附属病院	医学部総務課	089-960-5122		559-21、559-22	089-960-5131	
松山赤十字病院	医療社会事業課	089-926-9581		560-21、560-22	(平時)089-926-9548 (災害時)089-922-6892	
市立八幡浜総合病院	事務局	0894-22-3211		561-21、561-22	0894-24-2563	
市立宇和島病院	総務管理課	0895-25-1111		562-21、562-22	0895-25-5334	

(4)愛媛県防災通信システム(地上系)の電話のかけ方

①各局の内線電話機から県庁、県庁以外の各局内線電話、防災電話へ

県庁　内線電話機へ	県庁　防災電話機へ	他局及び自局の防災電話機へ
ＴＮ－５００－０－××××又は ＴＮ－５００－１－××××	ＴＮ－５００－△△△	ＴＮ－〇〇〇－△△

②各局の防災電話機から

県庁　内線電話へ	県庁　防災電話へ	他局及び自局の内線電話機へ
５００－０－××××　又は ５００－１－××××	５００－△△△	〇〇〇－０－×××

③県庁の内線電話機から

各局　内線電話機へ	各局　防災電話機へ	県庁　防災電話機へ
６－〇〇〇－０－×××	６－〇〇〇－△△	６－５００－△△△

④県庁の防災電話機から

各局　内線電話機へ	各局　防災電話機へ	県庁　内線電話機へ
〇〇〇－０－×××	〇〇〇－△△	500－0－××××　又は 500－1－××××

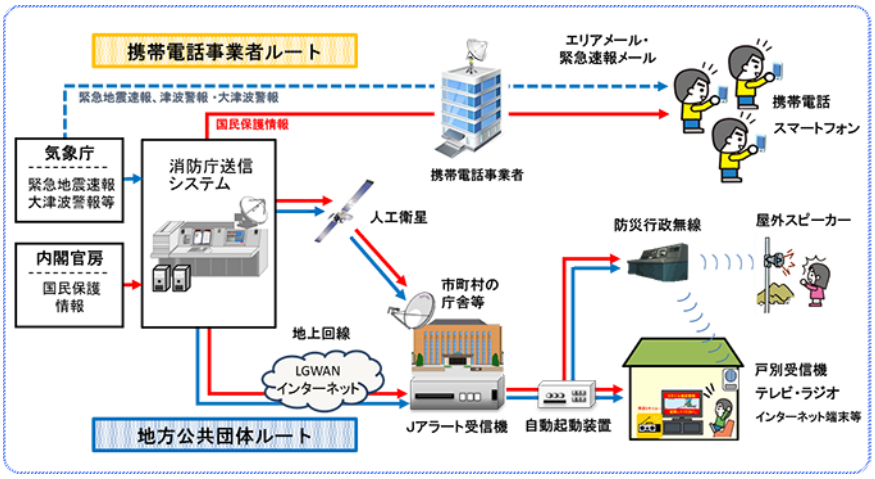
TN:発信特番(内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な各庁舎固有の番号)

〇〇〇:局番号

△△△:相手先の防災電話機呼出番号

××××:相手先の内線電話番号

3-20 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の概要



○　Ｊ－ALERTで配信される情報一覧

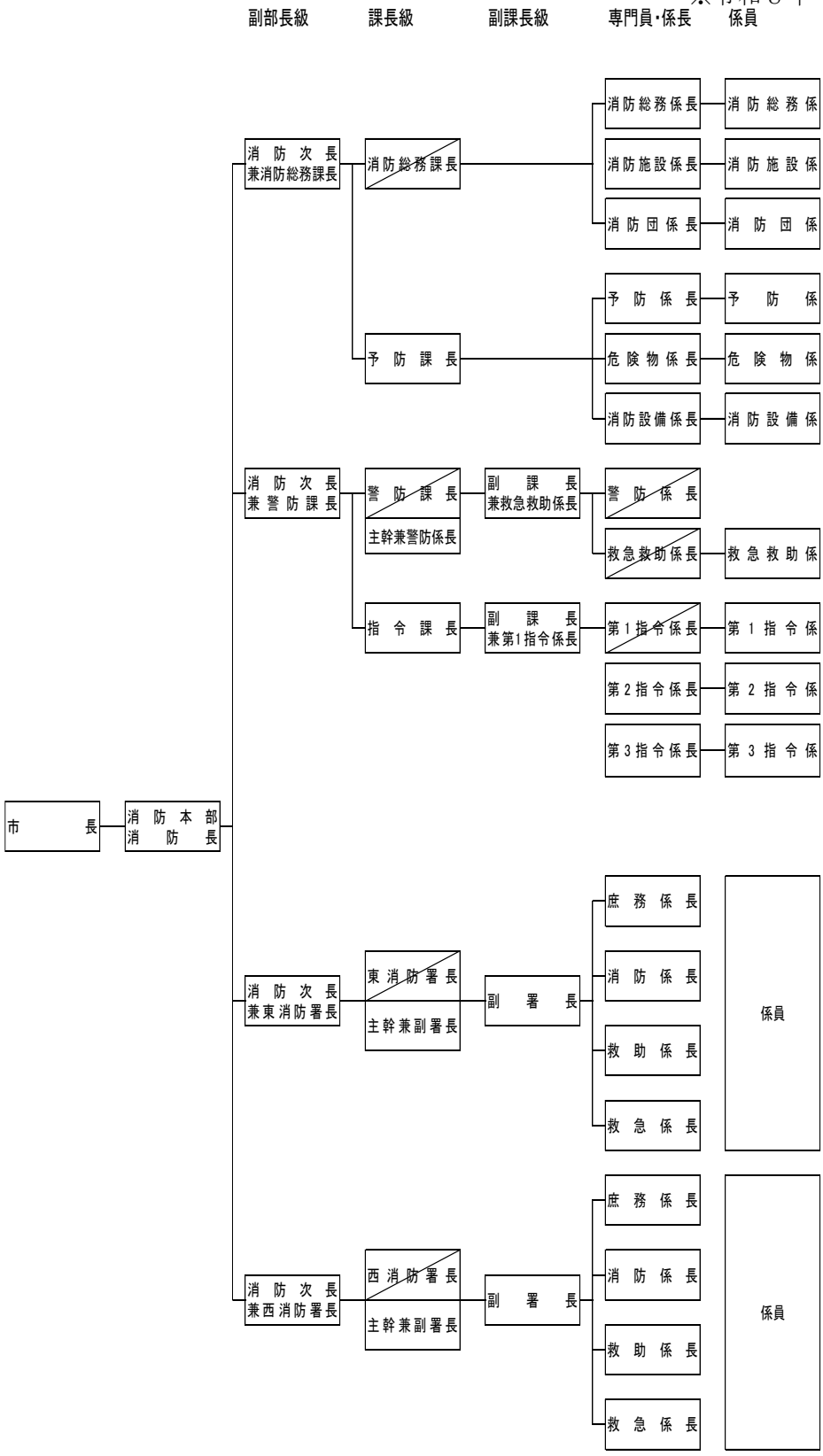
	情報の種別	同報無線等を 自動起動するもの	市の設定により 同報無線等を自動起動できるもの
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急地震速報	○	
7	大津波警報（※）	○	
8	津波警報	○	
9	噴火警報（居住地域）（※）	○	
10	噴火警報	○	
11	気象等の特別警報（※）	○	
12	東海地震予知情報		○
13	東海地震注意情報		○
14	震度速報		○
15	津波注意報		○
16	噴火警報（火口周辺）		○
17	気象等の警報		○
18	土砂災害警戒情報		○
19	竜巻注意情報		○
20	記録的短時間大雨情報		
21	指定河川洪水予報		
22	東海地震に関連する調査情報		
23	震源・震度に関する情報		
24	噴火予報		
25	気象等の注意報		

（※）特別警報

消防関係

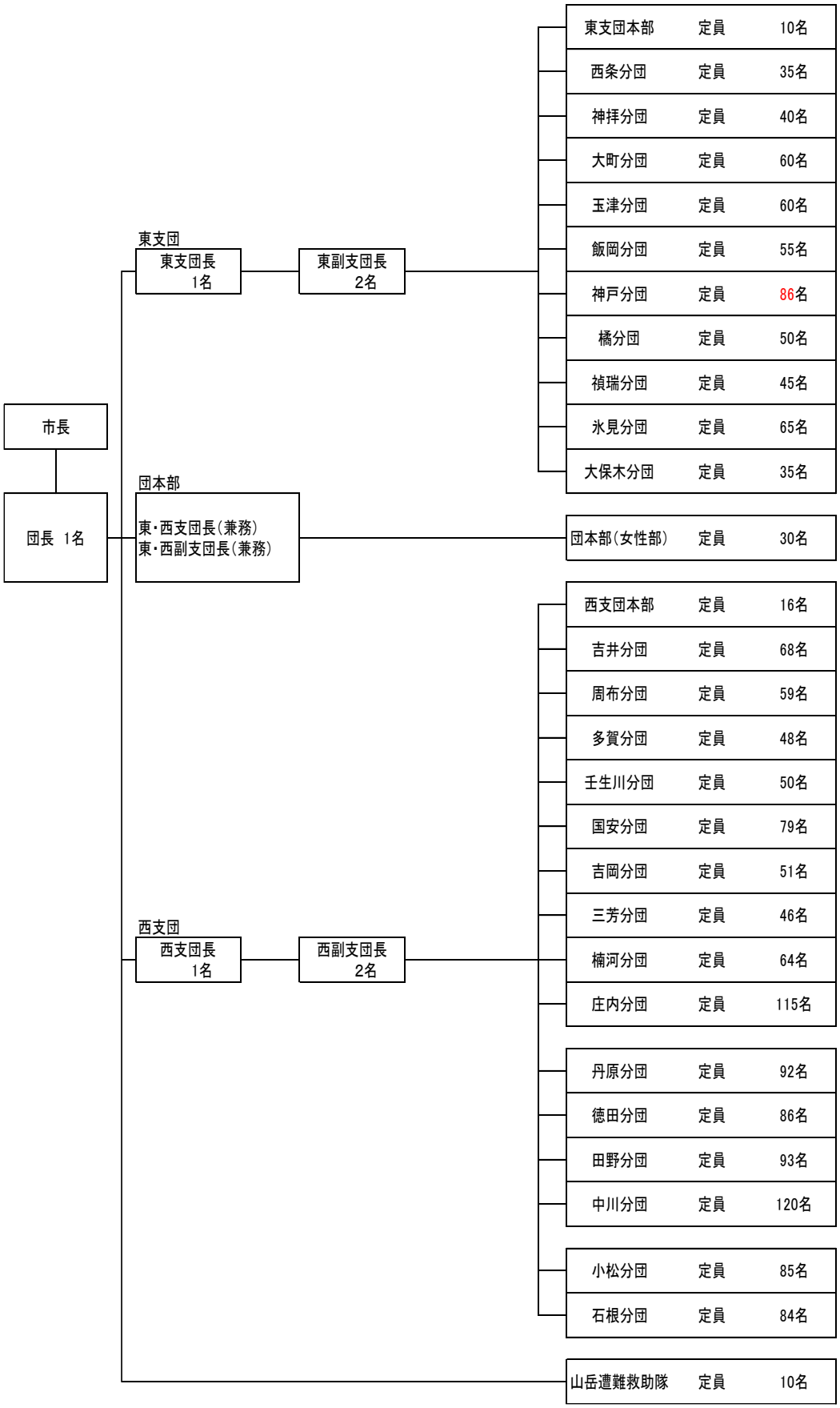
4-1 西条市消防本部の組織

※令和８年４月１日現在



4-2 西条市消防団の組織

※　令和 6 年 12 月 31 日現在



4-3 消防庁の報告先

区分 / 回線別		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
電子メール		fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	

4-4 消防力の現況

1 西条市消防本部

(1) 消防車両等配備状況

令和 7 年 12 月 31 日現在

車種 / 所属	合計	消防本部	東消防署	西消防署	飯岡出張所	橘出張所	小松出張所	河北出張所
合計	33	5	12	12	1	1	1	1
消防ポンプ自動車	4		2	2				
水槽付消防ポンプ自動車	2		1	1				
小型空中作業車	1			1				
はしご自動車	1		1					
化学消防ポンプ自動車	2		1	1				
救助工作車	2		1	1				
小型動力ポンプ付水槽車	1			1				
高規格救急自動車	7		2	1	1	1	1	1
軽救急自動車	2		1	1				
資機材搬送車	2		1	1				
指揮車	2		1	1				
津波・大規模風水害対策車	1		1					
事務連絡車	1	1						
原因調査車	1	1						
指揮支援車	1	1						
連絡調整車	1	1						
人員輸送車	1			1				
救急普及啓発広報車	1	1						

(2) 消防機械器具保有状況

品名	数量	品名	数量
かぎ付きはしご	8	耐電手袋	14
三連梯子	10	耐電衣	6
金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	2	耐電ズボン	6
空気式救助マット	2	耐電長靴	6
救命索発射銃	3	特殊ヘルメット	2
サバイバースリング又は救助用縛帯	8	防塵メガネ	13
平担架	2	携帯警報機	36
油圧ジャッキ	5	防毒マスク	25
油圧スプレッダー	6	化学防護服(陽圧式化学防護服を除く)	8
可搬ウィンチ	4	陽圧式化学防護服	8
マンホール救助用器具	2	耐熱服	6
マット型空気ジャッキ	2	放射線防護服	2
大型油圧スプレッダー	2	除染シャワー	1
救助用支柱器具	1	除染剤散布器	2
チェーンブロック	9	潜水器具	5
油圧切断機	4	救命胴衣	49
エンジンカッター	7	水中灯光器	10
ガス溶断器	2	救命浮環	12
チェーンソー	42	浮標	2
鉄線カッター(クリッパーを除く)	2	救命ボート	3
クリッパー	34	船外機	3
空気鋸	4	水中時計	5
大型油圧切断機	2	可燃性ガス測定器	5
空気切断機	2	有毒ガス測定器	5
コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	1	酸素濃度測定器	5
万能斧	16	放射線測定器	9
ハンマー	14	簡易画像探索器	2
携帯用コンクリート破壊器具	2	熱画像直視装置	5
削岩機	2	投光器	21
ハンマドリル	3	携帯投光器	43
空気呼吸器	48	携帯拡声器	19
空気補充用ボンベ	120	携帯無線機	25
酸素呼吸器	10	応急処置セット	4
簡易呼吸器	7	車両移動器具	4
防塵マスク	60	緩降機	3
送排風機	4	ロープ登降機	18
登山器具	12	救助用降下機	9
バスケット型担架	4	発電機	17

2 西条市消防団

(1) 機材保有状況

消防ポンプ自動車	資機材搬送車	小型動力ポンプ	軽可搬消防ポンプ	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ積載車（軽）	デジタル簡易無線（車載移動局）	デジタル簡易無線（携帯移動局）
18	10	76	16	22	34	27	182

(2) 消防車両等配備状況

車種＼所属	合計	団本部	西条	東予	丹原	小松
合計	**86**	1	**22**	36	**23**	4
消防ポンプ自動車	18		9	4	3	2
小型動力ポンプ積載車	**22**		**1**	**8**	**11**	2
小型動力ポンプ軽四積載車	**34**		2	23	9	
資機材搬送車	10		10			
連絡車（団本部指揮車・防災活動車）	2	1		1		

4-5 消防水利の現況

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

種別＼地区	消火栓	防火水槽			打込式消火栓	その他	合計
		60m³級	40m³級	20m³級			
西条地区	185		92 (56)	186 (4)	575	43	1,081
東予地区	492	1 (1)	101 (44)	50		84	728
丹原地区	296		114 (16)	20		106	536
小松地区	206		40 (15)	34		32	312
合計	1,179	1 (1)	347 (131)	290 (4)	575	265	2,657

※防火水槽の( )内数は耐震性貯水槽

4-6 危険物施設の現況

（令和 7 年 12 月 31日現在）

施設別 / 数量別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
合　　計	466	1	89	59	18	63	1	46	12	77	0	1	99
5倍　　以下	170		44	12	7	34	1	30	4	1			37
5倍を超え　10倍以下	89		18	11	8	15			4	5			28
10倍 〃　　50倍 〃	114		12	21	3	12		16	3	24			23
50倍 〃　　100倍 〃	28	1	9	3		1				9			5
100倍 〃　　150倍 〃	15		2			1				10			2
150倍 〃　　200倍 〃	21		2	2					1	15			1
200倍 〃　1,000倍 〃	27		2	8						13		1	3
1,000倍 〃　5,000倍 〃	2			2									
5,000倍 〃　10,000倍 〃	0												
10,000倍を超えるもの	0												

5 水防関係

5-1 水防資材一覧

倉庫名 / 品名	単位	本部水防倉庫	西署水防倉庫	禎瑞水防用資材庫	楠河防災倉庫	中央水防倉庫
ビニール土のう袋	枚	50,000	20,000	0	1,800	9,500
麻袋	〃	0	0	0	0	0
かます	〃	0	0	0	170	0
杭・丸太 1m	本	1,500	0	0	50	50
〃 2m	〃	2,000	0	2,000	50	50
〃 3m	〃	250	0	0	0	0
〃 4m	〃	0	0	0	0	0
〃 5m	〃	0	0	0	0	0
縄	巻	0	0	0	0	0
ロープ	本	0	0	0	5	1
釘	kg	0	0	0	0	0
かすがい	本	0	0	0	0	0
つるはし	丁	5	1	0	1	2
剣先スコップ	〃	50	24	0	2	16
角スコップ	〃	50	2	0	0	2
く わ	〃	5	7	0	0	6
雁 爪	〃	0	6	0	0	0
じょれん	〃	20	2	0	0	0
掛 矢	〃	10	0	0	10	35
ハンマー	〃	10	0	0	0	11
大ハンマー	〃	0	0	0	0	0
ペンチ	〃	5	0	0	0	5
チェンソー	台	0	7	0	4	8
鎌	丁	5	0	0	2	34
鋸	〃	25	0	0	0	10
おの・なた	〃	5	0	0	5	9
羽 口	〃	10	0	0	4	80
クリッパー	〃	15	0	0	0	5
ざるかご	ケ	0	0	0	0	0
照明灯	〃	0	0	0	10	5
発電機	台	0	0	0	5	3
マイク	〃	0	0	0	0	3
水防マット	組	10	0	0	0	0
防水シート	枚	0	0	0	50	50
防水マット用塩ビ管	本	3	0	0	0	0
たたみ	〃	0	0	0	0	0
手蓑	ケ	0	0	0	0	0
一輪車	台	0	0	0	0	0
鋼 杭	本	100	0	0	0	15
ヘルメット	ケ	50	0	0	0	0
雨具	着	30	9	0	0	0
大型土のう	袋	50	50	0	0	0
しの		20	1	0	0	30
おいこ		0	0	0	0	9
ザイル		0	0	0	0	10
はしご		0	0	0	0	0
コードリール		0	0	0	6	14
懐中電灯		0	0	0	0	30
がんりき		0	0	0	0	0
バール		0	0	0	0	0
強力ライト		0	0	0	0	0
鉄線	kg	600	0	0	14	8
砂	m^3	10	15	0	0	0
土のう	袋	3,000	2,000	0	0	300
その他の備品					10tジャッキ5 三脚 10 組立て式リヤカー 3 タンカ 10 組立て式トイレ	ガソリン缶1 ビニール缶5

倉庫名 / 品名	単位	吉井水防倉庫	吉田水防倉庫	国安水防倉庫	旦之上水防倉庫	田野上方水防倉庫	石経水防倉庫
ビニール土のう袋	枚	2,200	1,800	1,800	1,900	2,000	2,000
麻袋	〃	0	0	20	0	0	0
かます	〃	20	0	0	0	0	0
杭・丸太　1m	本	70	70	100	450	80	100
〃　2m	〃	150	200	250	200	130	100
〃　3m	〃	0	20	100	200	100	0
〃　4m	〃	0	10	20	0	0	0
〃　5m	〃	30	40	30	0	0	0
縄	巻	1	1	29	4	0	0
ロープ	本	1	0	0	0	0	0
釘	kg	0	0	0	0	0	0
かすがい	本	0	0	0	0	0	0
つるはし	丁	0	0	5	0	0	0
剣先スコップ	〃	6	4	4	19	0	0
角スコップ	〃	2	0	0	0	2	10
く　わ	〃	0	5	2	8	0	0
雁　　爪	〃	0	0	0	0	0	0
じょれん	〃	0	2	2	0	2	3
掛　　矢	〃	15	20	10	10	1	2
ハンマー	〃	0	0	0	0	0	1
大ハンマー	〃	0	0	0	0	0	0
ペンチ	〃	0	2	0	0	0	0
チェンソー	台	0	0	0	0	0	0
鎌	丁	2	13	1	8	0	0
鋸	〃	0	4	1	8	0	0
おの・なた	〃	0	0	0	0	0	0
羽　　口	〃	5	10	0	0	0	0
クリッパー	〃	1	0	0	0	1	2
ざるかご	ケ	0	0	0	0	0	0
照明灯	〃	0	0	0	0	0	0
発電機	台	0	0	0	0	0	0
マイク	〃	0	0	0	0	0	0
水防マット	組	0	0	0	0	0	0
防水シート	枚	0	0	0	0	0	0
防水マット用塩ビ管	本	0	0	0	0	0	0
たたみ	〃	0	0	0	0	100	30
手蓑	ケ	0	0	0	0	0	0
一輪車	台	0	0	0	0	0	0
鋼　杭	本	20	40	0	0	0	0
ヘルメット	ケ	0	0	0	0	0	0
雨具	着	0	0	0	0	0	0
大型土のう	袋	0	0	0	0	0	0
しの		0	0	0	0	0	0
おいこ		0	0	0	0	0	0
ザイル		0	0	0	0	0	0
はしご		0	0	0	0	0	0
コードリール		0	0	0	0	0	0
懐中電灯		0	0	0	0	0	0
がんりき		0	0	0	0	0	0
バール		0	0	0	0	0	0
強力ライト		0	0	0	0	0	0
鉄線	kg	3	5	3	5	0	0
砂	m^3	0	0	2	6	3	0
土のう	袋	50	100	50	50	50	50
その他の備品							

品名＼倉庫名	単位	関屋水防倉庫	丹原水防倉庫	北田野水防倉庫	小松水防倉庫	石根水防倉庫	総合計
ビニール土のう袋	枚	2,000	11,600	2,000	11,200	8,000	127,800
麻袋	〃	0	0	0	30	0	50
かます	〃	0	0	0	10	70	270
杭・丸太 1m	本	100	100	80	45	340	3,135
〃 2m	〃	30	80	150	500	800	6,696
〃 3m	〃	100	2	0	0	0	772
〃 4m	〃	30	0	20	0	0	80
〃 5m	〃	0	0	0	0	0	100
縄	巻	0	0	0	3	0	38
ロープ	本	0	0	0	1	0	8
釘	kg	0	0	0	2	0	2
かすがい	本	0	0	0	0	0	0
つるはし	丁	0	15	0	14	0	43
剣先スコップ	〃	0	20	0	20	20	185
角スコップ	〃	0	35	2	0	0	105
く わ	〃	0	15	0	3	9	60
雁 爪	〃	0	8	0	1	0	15
じょれん	〃	0	20	0	66	13	130
掛 矢	〃	0	10	1	10	5	139
ハンマー	〃	0	4	1	10	2	40
大ハンマー	〃	0	1	0	0	0	1
ペンチ	〃	0	0	0	3	2	17
チェンソー	台	0	0	0	0	0	19
鎌	丁	0	20	0	29	11	125
鋸	〃	0	8	0	10	0	66
おの・なた	〃	0	0	0	10	5	34
羽 口	〃	0	5	0	47	5	166
クリッパー	〃	0	10	2	0	1	37
ざるかご	ケ	0	0	0	0	0	0
照明灯	〃	0	0	0	0	0	15
発電機	台	0	1	0	0	0	9
マイク	〃	0	0	0	0	0	3
水防マット	組	0	0	0	0	0	10
防水シート	枚	0	0	0	1	0	101
防水マット用塩ビ管	本	0	0	0	0	0	3
たたみ	〃	20	23	15	0	0	188
手蓑	ケ	0	0	0	0	0	0
一輪車	台	0	4	0	0	0	4
鋼 杭	本	0	0	0	0	0	193
ヘルメット	ケ	0	0	0	0	0	50
雨具	着	0	0	0	0	0	39
大型土のう	袋	0	0	0	0	0	100
しの		0	0	0	11	5	67
おいこ		0	0	0	0	0	9
ザイル		0	0	0	0	0	10
はしご		0	0	0	1	1	2
コードリール		0	3	0	0	0	23
懐中電灯		0	9	0	0	0	39
がんりき		0	0	0	1	0	1
バール		0	0	0	1	0	1
強力ライト		0	0	0	0	0	0
鉄線	kg	0	0	0	60	40	738
砂	m^3	3	0	3	6	18	66
土のう	袋	0	0	0	200	0	5,850
その他の備品							

戸数、人数は毎年4月1日（休日の場合は翌日）時点の数字を業務系から抽出する。

5-2 重要水防区域一覧

河川名	水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係箇所			避難	
	右左岸	延長（m）	右左岸	延長（m）	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団	集落名	戸数（戸）	人口（人）	避難場所	収容能力（人）
中山川	左岸	5,285							蛭子 吉田 玉之江	872	1,826	氷見小学校 西条西中学校 吉井小学校	2,217
	右岸	5,910							新兵衛			氷見小学校 西条西中学校	
室　川	左岸	120							明神木 横黒中 新元橋町 水明町	340	772	大町小学校 玉津小学校	2,284
	右岸	0											
界谷川	左岸	1,140	左岸	100	堤防高不足 越水決壊	積み土のう工	杭　130本 土のう袋 2,000枚 土砂　80m³	大町分団 玉津分団	明神木 若葉町東 沢 横黒中 新元橋町 水明町	643	1,443	大町小学校 玉津小学校	2,284
	右岸	1,140	右岸	300									
渦井川	左岸	0							玉津 大谷西	724	1,600	玉津小学校 西条東中学校 玉津公民館　他	4,474
	右岸	410											
東谷川	左岸	170							宮の下	79	174	氷見小学校 西条西中学校	1,533
	右岸	170											
西谷川	左岸	210							土居 宮の下	174	354	氷見小学校 西条西中学校	1,533
	右岸	210											
崩口川	左岸	1,654	左岸	217	溢水	積み土のう工	土のう袋 3,000枚 杭　300本 土砂　80m³	周布分団 吉井分団	周布 石田	1,805	3,673	東予東中学校 周布小学校 多賀小学校他	3,606
	右岸	1,623	右岸	323									
大曲川	左岸	800							三津屋	1,654	2,971	壬生川小学校 壬生川公民館 多賀小学校他	3,302
	右岸	800											
北川	左岸	535	左岸	150	決壊	積み土のう工	土のう袋 3,000枚 杭　300本 土　砂　80m³	楠河分団	楠	796	1,463	楠河小学校 河北会館 河北中学校 三芳小学校他	3,069
	右岸	535	右岸	150									

河川名	水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係箇所			避難	
	右左岸	延長(m)	右左岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)
都谷川	左岸	950							玉之江				
	右岸	500											
一ツ橋川	左岸	200							北条	624	1,364	多賀公民館 多賀小学校 北条新田会館	1,969
	右岸	200											
小向川	左岸	1,950							楠 三芳	1,878	3,517	楠河小学校 河北中学校 三芳小学校他	3,904
	右岸	1,950											
小松川	左岸	910							小松町 一本松	316	615	小松小学校 小松公民館	1,475
	右岸	880											
大日川	左岸	460							小松町 川原谷	156	337	小松中学校 旧小松地域福祉センター 小松小学校	2,811
	右岸	260											
大日川	左岸	110							小松町 新宮	194	414	小松中学校 旧小松地域福祉センター	1,720
	右岸	110											
大谷川	左岸	45							小松町 南川				
	右岸	45											
鉄砲谷川	左岸	300							小松町 都谷	154	278	小松中学校 旧小松地域福祉センター 小松公民館	2,104
	右岸	300											
西川	左岸	800							丹原町 田滝	66	130	田滝小学校	298
	右岸	800											
東谷川	左岸	80							丹原町 寺尾	100	212	中川公民館 中川小学校 丹原西中学校	1,823
	右岸	80											
合計	(36)	31,462	(6)	1,240									

5-3 ポンプ場・排水機場一覧

1 下水道工務課管理

ポンプ場名称	所在地
唐樋ポンプ場	朔日市 887-20 地先
本陣川ポンプ場	明屋敷 616 地先
船屋ポンプ場	船屋甲 638-2
干拓ポンプ場	港 435
三津屋都市排水機場	三津屋 822-2
本河原都市排水機場	三津屋 219-2
本河原雨水ポンプ場	三津屋 219-1

2 農林土木課管理

ポンプ場名称	委託先
明神木排水機場	西条市大町土地改良区
玉津排水機場	西条市玉津土地改良区
加茂川左岸排水機場	西条市禎瑞土地改良区
氷見排水機場	西条市氷見土地改良区
蛭子排水機場	〃
楠河西排水機場	(有)宇佐美牧場
三芳排水機場	西条市三芳土地改良区
今在家排水機場	西条市東予土地改良区
広江排水機場	〃
北条排水機場	〃
北条新田排水機場	〃
大新田(壬生川)排水機場	〃
壬生川北排水機場	〃
高田排水機場	〃

3 港湾河川課管理

ポンプ場名称	所在地
乙女川排水ポンプ場	禎瑞 1398－1

5-4 水位観測所一覧

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位相当水位
加茂川	釜之口	2．00m	2．30m		
加茂川	長瀬	3．00m	3．80m	4．30m	5．10m
渦井川 ※	飯積橋	1．70m	2．50m	2．70m	2．90m
中山川	田野上方	1．00m	1．50m	2．00m	2．20m
鞍瀬川	鞍瀬	2．50m	3．00m		
大明神川	河之内	2．00m	2．50m		

※渦井川については、観測所は１箇所(飯積橋周辺)だが、西条市と新居浜市とで設定水位が異なる。
新居浜市におけるそれぞれの水位は以下のとおり

河川名	観測所名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位相当水位
渦井川	飯積橋	1．70m	2．10m	2．40m	2．70m

5-5 危機管理型水位計設置箇所一覧

No.	河川名	設置箇所	設置者	備考
1	大曲川	大曲新橋(周布)	愛媛県	
2	都谷川	北都谷橋(小松町妙口)	愛媛県	
3	小向川	御池西橋(三芳)	愛媛県	
4	室川	元橋上流(明神木)	愛媛県	
5	大明神川	宮内橋(桑村)	愛媛県	
6	妙谷川	川崎橋(小松町大頭)	愛媛県	
7	加茂川	兎之山橋(兎之山)	愛媛県	
8	北川	岸橋(楠)	愛媛県	
9	市之川	津越下橋(津越)	愛媛県	
10	谷川	荒川橋(荒川)	愛媛県	
11	鞍瀬川	一本木橋(丹原町鞍瀬)	愛媛県	量水標の補完
12	小松川	過行橋(小松町新屋敷)	愛媛県	
13	崩口川	上貝田橋(周布)	愛媛県	

5-6 量水標設置箇所一覧

No.	水系	河川名	橋名(箇所名)	地区名
1	渦井川	渦井川	鶯橋	西条
2			飯積大橋	
3			飯積橋	
4		早川	大生院 2 号線 1 号橋	
5		長谷川	山口橋	
6		界谷川	界谷川合流地点上流	
7		室川	戻川橋	
8	加茂川	市之川	市之川谷橋	
9			津越橋	
10		倉谷川	神田橋	
11		谷川	東宮橋	
12		加茂川	千野々橋	
13			伊曽の橋	
14			加茂川橋	
15	前神寺谷川	大谷川	角渕	
16		前神寺川	加茂橋	
17	猪狩川	払川	橘小学校西側	
18	中山川	東谷川	宮の下橋	
19		中山川	中山川橋(乗越橋)	小松
20			中山川新橋	東予
21			梶橋	丹原
22		妙谷川	川崎橋	小松
23			山ノ神橋	
24		志河川	楠窪バス停前	丹原
25		関屋川	石経橋	
26		田滝川	田滝橋	
27	新川	高松川	八雲橋	
28		内川	壇尻橋	
29		西山川	西山川橋(市道)	
30		小島川	安用東第 2 橋	東予
31	大明神川	大明神川	庄内橋	
32	北川	北川	北川橋	
33			自安橋	
34	大曲川		三津屋橋	
35	崩口川		鶴岡橋	
36	一ツ橋川		一つ橋	
37	広江川	広江川	吉井橋	
合計	12 水系	28 河川	37 箇所	

5-7 雨量計設置箇所一覧

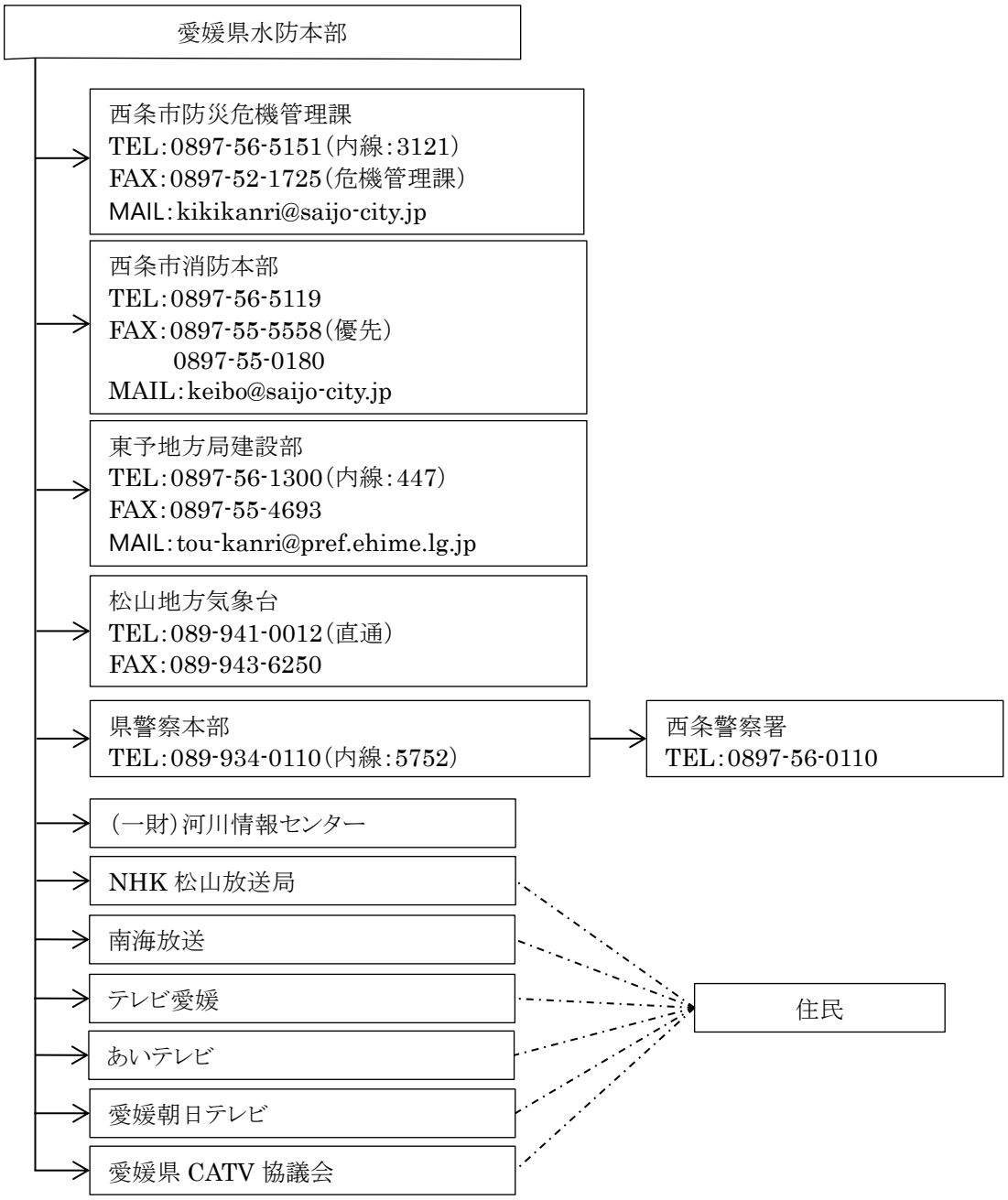
No.	設置箇所	所在地	管理者
1	東消防署	東消防庁舎	西条市
2	市之川	(旧)市之川集会所	〃
3	東之川	東之川	黒瀬ダム管理事務所
4	藤之石	藤之石	〃
5	黒瀬ダム	黒瀬ダム管理事務所	〃
6	大平	小松町石鎚	〃
7	成就社	石鎚山成就社	気象庁
8	周布	周布	〃
9	大郷	小松町大郷の田(私有地)	西条市
10	河之内	河之内	東予地方局建設部
11	保井野	丹原町明河	〃
12	鞍瀬	消防団中川分団 7 部詰所	西条市
13	田滝	田滝集会所	〃
14	楠河	河北会館	〃

※市内の雨量情報は「西条市雨量情報」ホームページ(外部サイト)にて閲覧可能。

5-8 渦井川の水防警報の伝達系統図

※愛媛県水防計画より抜粋

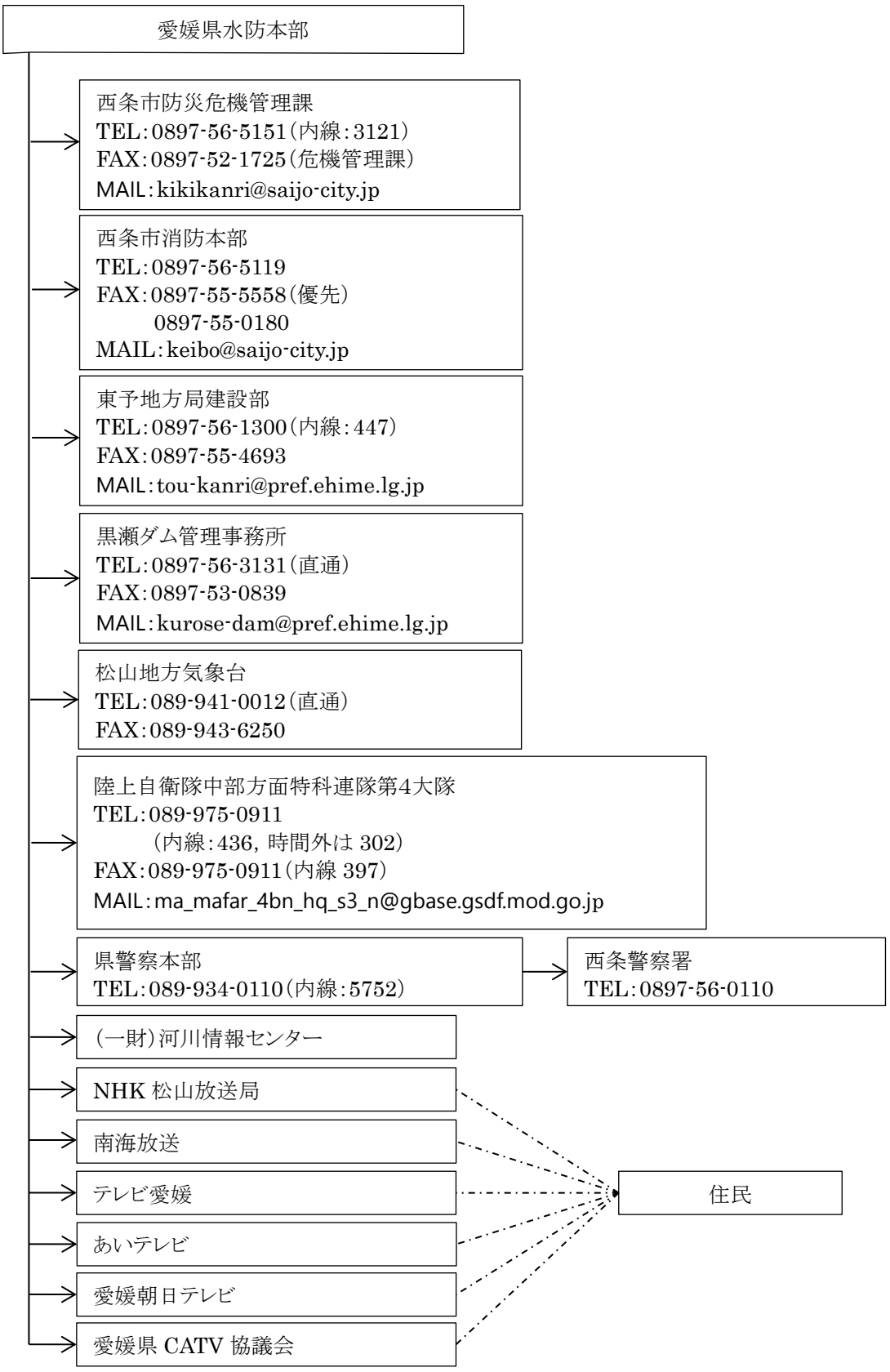
（飯積橋水位観測所）（西条市）



5-9 加茂川の水防警報の伝達系統図

※愛媛県水防計画より抜粋

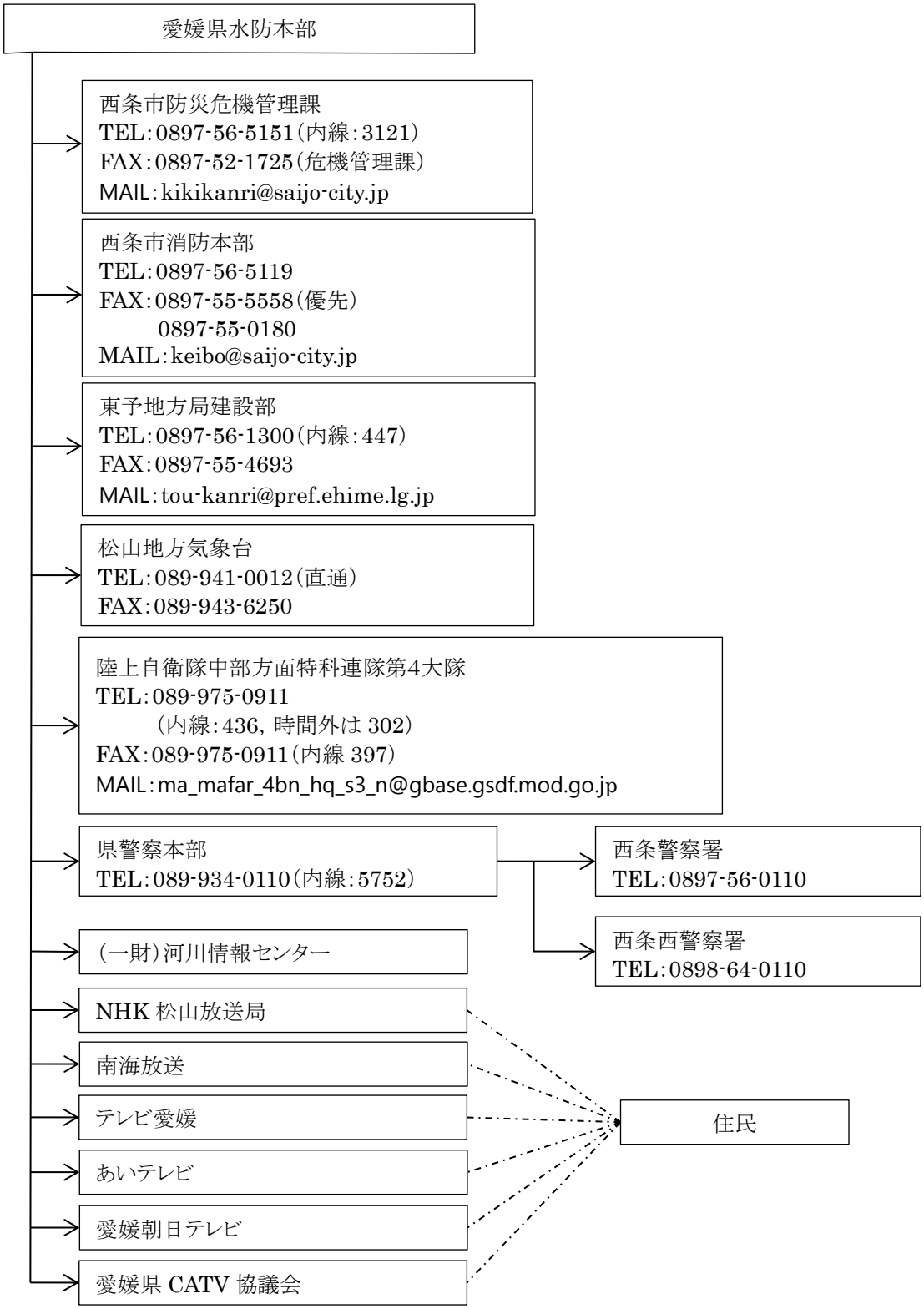
（長瀬水位観測所）



5-10 中山川の水防警報の伝達系統図

※愛媛県水防計画より抜粋

（田野上方水位観測所）



6 災害危険箇所 等

6-1 地すべり防止区域指定箇所一覧

1 農林水産省所管

(県:農地整備課、市:農林土木課)

No.	地域名	地区	区域名	面積(ha)	法指定日	備考
1	西条	加茂	大平	95.00	S47.3.18	
2	西条	大保木	平	27.00	S47.2.21	
3	西条	大保木	浦山	86.00	S47.3.18	
4	西条	大保木	中奥	70.00	S46.3.17	
5	丹原町	明河	余野	42.90	S47.2.21	
6	丹原町	明河	河之瀬	29.00	S47.2.21	
7	丹原町	千原	千原	46.50	S55.3.29	
			面積計	396.40		

2 林野庁所管

(県:森林整備課、市:林業振興課)

No.	地域名	地区	区域名	面積(ha)	法指定日	備考
1	西条	加茂	荒川	15.00	S34.6.13	
2	西条	大保木	百合城	74.00	S47.7.13	
3	丹原町	桜樹	楠窪	35.45	S47.7.13	
4	丹原町	桜樹	相之谷	29.33	S47.7.13	
5	小松町	石鎚	石貝	15.00	S36.3.4	
			面積計	168.78		

3 国土交通省所管

(県:砂防課、市:河川水路課)

No.	地域名	地区	区域名	面積(ha)	法指定日	備考
1	西条	大保木	峯	32.97	S34.10.12	
2	西条	加茂	千町	26.50	S35.6.3	
				44.40	S42.11.8	
				127.93	H4.5.28	
3	西条	加茂	荒川	14.90	S35.6.3	
4	西条	大保木	大桧	20.89	S35.6.3	
				52.10	S53.3.8	
5	西条	大保木	細野	8.22	S35.6.3	
6	西条	市之川	市之川	5.18	S36.5.24	
7	西条	加茂	八之川	5.20	S46.6.8	
8	西条	大保木	上之原	50.40	S53.3.8	
9	小松町	石鎚	下黒川	12.39	S36.5.24	
			面積計	401.08		

6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(県:砂防課、市:河川水路課)

No.	地域名	位置		面積 (ha)	傾斜度 (度)	法長 (m)	人家戸数	法指定日
		旧市町	大字					
1	湯之谷	西条	洲之内	1.30	33～35	100	17	S52.03.22
				2.90	32	130	5	H18.03.28
2	川北	東予	黒谷	0.70	45	35	10	S47.08.31
3	鳴	東予	河之内	3.00	40	60	6	S52.03.22
4	湯谷口 B	丹原	湯谷口	0.70	31～45	40～48	17	S61.03.28
5	才土	東予	河之内	2.20	32	59	15	H19.12.21
6	大浜	西条	大浜、飯岡	2.40	40	45	11	H22.10.01
7	黒代	西条	藤之石	1.40	35	52	7	H28.01.04
8	武丈	西条	福部	1.16	40～45	44	16	H28.11.22
9	大倉	丹原	関屋	1.1	41	78(以上)	10	R4.4.8
		面積計		16.86				

6-3 崩壊土砂流出危険地区一覧

(県:森林整備課、市:林業振興課)

No.	位置		面積 (ha)	公共施設等						保安林等
	大字	字		人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
1	船屋	祝谷	0.27						県	無
2	船屋	一本松	0.08				1		県	無
3	船屋	広谷	0.27						県	無
4	下島山	岡寺池	0.05					1	県	有
5	下島山	黒木谷	0.88		15			1	県	有
6	下島山	水谷池	0.67		15			1	県	有
7	下島山	カノト池	0.09		20				県	有
8	下島山	湯舟池	0.23		16				県	有
9	下島山	大谷東	0.23			5			県	有
10	下島山	西大谷川	0.32		15				県	有
11	下島山	西大谷川	0.23		15				県	有
12	福武	新田	0.29		30			1	市	有
13	福武	新田	0.56		40			1	市	有
14	福武	新田	0.47		40			1	市	有
15	福武	新田	0.77			9		1	市	有
16	飯岡	地蔵原	0.50	50				1	市	有
17	飯岡		0.43				2	2		有
18	飯岡	山本	0.43		25				市	有
19	飯岡	長屋敷	0.36				2		市	無
20	飯岡	産能池	0.31				2		市	無
21	飯岡	山口	0.25				2		市	無
22	大浜		0.44		15				市	有
23	大浜		0.74		15				市	無
24	大浜		0.84		15				市	無
25	大浜		2.75		15				市	有
26	早川		0.93		15				市	有
27	早川		0.14		15				市	有
28	早川		0.49		15				市	有
29	早川		0.11		50				市	有
30	早川		4.10		17				市	有
31	氷見丁	切川	4.15		40				市	有
32	黒瀬	上ノ原	0.60						県	有
33	坂元	北山	0.59		10				県	無
34	坂元	北山	0.38			5			県	無
35	西泉	西泉	0.42		15				県	無
36	西田	西田	0.06		15				市	無
37	洲之内	棚林	0.47			5			市	無
38	洲之内	湯之谷	0.18		15				市	無
39	洲之内	西原	0.42		25				県	無
40	洲之内	西原	0.67		35				市	無
41	洲之内	西原	0.19		15				市	無
42	洲之内	西原	0.86		20					無
43	洲之内	東原	0.18			7			市	無
44	中野	大久保	0.00						県	無
45	兎之山		0.54						県	無
46	荒川	東宮	0.11				1		国	無
47	中野	長瀬	1.78			8			国	無
48	中野	市倉	1.87			8				無
49	中野	中野丙	3.19		15				市	無
50	中野	中野丙	1.56		15				市	無
51	市之川		1.37						市	無
52	丸野		0.97				1		市	無
53	丸野		0.41						市	無
54	丸野		0.27					1		有
55	市之川		0.38				4		県	無
56	大浜		2.04		15				市	有
57	早川		2.37		15				市	有
58	早川		2.12		25				市	有
59	大保木	平野	1.94				3		県	有

No.	位置		面積 (ha)	公共施設等						保安林等
	大字	字		人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
60	大保木	平野	0.56				3		県	無
61	大保木	平野	1.58						市	無
62	大保木	平野	1.22						市	無
63	大保木	平野	0.73						市	無
64	大保木	鳶寄	2.70				2		県	無
65	大保木	坂中	4.41						市	無
66	黒瀬	野地	1.98						林	無
67	荒川	下分	3.24						市	無
68	荒川	八之川	5.02						国	有
69	荒川	八之子谷	5.49						国	無
70	藤之石	風透	0.14						市	無
71	藤之石	本郷	1.53		16			1	市	無
72	藤之石	吉居	0.12						林	有
73	藤之石	吉居	2.66						林	有
74	中奥	淀	1.65				4		県	有
75	中奥	千野々	5.54		15				県	無
76	藤之石	中之池	2.83						国	無
77	藤之石	竿谷	4.18				2		国	無
78	西之川	下谷	1.08		10				県	有
79	西之川	猪谷川	2.84				3		県	無
80	坂元	払川	0.77		15				県	無
81	丸野		2.61						県	無
82	荒川	コジキガ谷	0.13				5			無
83	安用		0.55				1	1	市	有
84	広岡		0.56				2	1	市	有
85	広岡		2.93				4		市	有
86	広岡		1.49				2		市	有
87	広岡		0.49				2		市	有
88	河之内		0.55						市	有
89	河之内		2.38		18			1	市	有
90	河之内		1.02		16			1	市	有
91	河之内		2.81		12				市	有
92	河之内		5.82			8			市	有
93	河之内		17.10						市	有
94	黒谷		5.58						市	無
95	黒谷		2.70				3		市	有
96	黒谷		3.13		10				市	無
97	黒谷		1.80						市	有
98	福成寺	旦之上	0.67			5		1	県	有
99	福成寺		2.75			5		1	県	有
100	楠		1.03				4	1	県	有
101	黒谷		11.64	50				1	市	有
102	河之内		9.48		16			1	市	有
103	河之内		2.28		16			1	市	有
104	福成寺	椎木峠	1.90		30				県	無
105	実報寺	大池	1.21	50					県	無
106	河之内	佐川	0.63		10				県	無
107	福成寺	旦之上	1.30						林	無
108	広岡		1.56		40				市	無
109	河之内	セバ谷	2.35						林	無
110	河之内	セバ谷	2.50						林	無
111	黒谷		0.56						林	有
112	河之内	本谷	0.61		10				林	無
113	黒谷		2.18						林	有
114	河之内	国山	1.20			7			市	有
115	河之内		2.70		15				市	有
116	黒谷		0.21				3		市	有
117	黒谷		0.21				3		市	有
118	河之内		5.40						市	無
119	福成寺		1.98	50				1	県	有
120	福成寺		0.72	50				1	県	有
121	福成寺		0.38	50				1	県	有
122	河之内	天川	1.58		10				市	有

No.	位置		面積 (ha)	公共施設等						保安林等
	大字	字		人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
123	河之内	天川	1.03		10			1	市	有
124	福成寺		0.15		18			1	県	有
125	河之内	才土	0.07				1		市	有
126	河之内	才土	0.24		18			1		無
127	河之内	宝地	0.31			7			市	無
128	寺尾		1.55			5			市	無
129	寺尾		1.63			6			市	無
130	楠窪	影無	1.43				4		県	無
131	楠窪	影無	0.55				1		県	無
132	楠窪	神部	0.88				3		県	無
133	湯谷口		0.45		20				国	無
134	湯谷口		1.35				4		国	無
135	鞍瀬	梶	0.74		10				国	有
136	鞍瀬	梶	0.51		15			1	国	有
137	鞍瀬	日浦	0.58				3		市	無
138	鞍瀬	長面	3.13				2		県	有
139	鞍瀬	峰	3.24				4		県	無
140	鞍瀬	宮坂	1.93				4		県	有
141	臼坂	相之谷	4.23				4		市	有
142	臼坂	高月	6.54				4		市	有
143	臼坂	宝ヶ口	1.51				3		市	有
144	臼坂	宝ヶ口	1.02			5			市	有
145	来見		1.23				4		市	有
146	関屋		8.37						市	有
147	田滝		3.07	50				1	県	有
148	田滝		0.85		30				県	無
149	高松		0.76						県	有
150	川根	西川根	1.14						市	有
151	川根	西川根	6.00						市	有
152	川根	東川根	3.20				2		市	有
153	古田		3.24				1		市	有
154	古田		3.20					1	市	有
155	徳能		2.73				1		市	有
156	徳能		1.11						市	有
157	明河		6.89		10			1	県	有
158	明河	保井野	2.01						林	無
159	川根	西口	0.35			5			県	無
160	田滝	影谷	5.46						林	無
161	関屋	ウルメ谷	4.53						市	無
162	関屋	南川	2.98		10				林	無
163	臼坂	成	3.89			5		1	国	無
164	千原		1.04					1	国	無
165	明河	ヌタ藪	1.38						林	無
166	関屋	赤子谷	4.66						市	無
167	関屋	東三方谷	3.26						市	無
168	関屋	文珠谷	1.28						市	無
169	来見		0.22	419				2	県	有
170	徳能		0.03			5			県	有
171	高知		0.08		15				県	有
172	徳能		0.42						市	有
173	川根		0.17				1		県	無
174	川根		0.97				1		県	有
175	寺尾		1.10		35				国	無
176	志川		0.93		25				国	無
177	志川		0.98		25				国	無
178	田滝		2.18	50				1	県	有
179	田滝		2.29	50				1	県	有
180	田滝		1.48	50				1	県	有
181	来見		0.40		15				県	有
182	来見		0.45		15				県	有
183	臼坂	宝ヶ口	1.28			8			県	有
184	湯谷口		0.55		20				国	無
185	湯谷口		1.01				4		国	無

No.	位置		面積 (ha)	公共施設等						保安林等
	大字	字		人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
186	河之瀬		0.53				3		県	無
187	徳能		0.81		40			1	県	有
188	臼坂	宝ヶ口	0.51			6				有
189	明河	余野	3.01						県	有
190	石鎚	有永	0.69						県	無
191	石鎚	土居	1.69						県	無
192	石鎚	中村	2.05				2		県	無
193	妙口	都谷	0.11		28			1	市	無
194	妙口	都谷	0.22		28			1	市	無
195	妙口	妙口	0.58						林	無
196	妙口	妙口	0.17						林	有
197	大郷	大郷	1.20				3		市	無
198	大郷	大郷	0.74			5			市	有
199	明穂	明穂	3.50						市	有
200	明穂	明穂	3.82						市	有
201	大郷	大郷	1.41	170				1	国	無
202	大郷	大郷	3.14				3		市	無
203	妙口	修理谷	0.30		28			1		無
204	石鎚	成就	2.91				2			有
205	石鎚	虎杖	1.46				1	1		無
206	南川	大谷	1.80	110				2	国	無
207	新屋敷	本谷	1.35		35				県	無
208	新屋敷	半吉池	1.79		35				県	無
209	石鎚	古坊	0.23			5			林	無
210	石鎚	横峰	0.34			6			市	無
211	石鎚	戸石	0.22			5			林	無
212	妙口	鉄砲谷	0.77		20				国	無
213	新屋敷	マゴシ	0.24			5			林	無
214	新屋敷	マゴシ	1.55			5			林	無
215	新屋敷	マゴシ	1.68			5			林	無
216	妙口	地蔵谷	0.32		20				高速	無
217	新屋敷		0.09			5				無
218	新屋敷		0.25						市	無
219	妙口	妙口	0.54	255					高速	無
220	妙口	妙口	0.34	251						無
221	妙口	妙口	0.17	251						無
222	妙口	妙口	0.27	251						無
223	妙口	妙口	0.21	100						無
224	妙口	妙口	1.12	155					高速	有
225	大保木	平野	4.95	12					県	有
226	黒谷		0.34	10					市	無
227	河之内	天川	1.38	5					市	有
228	河之内		0.24	10					市	有
229	河之内		1.17	15					市	有
230	川根		0.25	10					県	有
231	明河	角立	0.06	1					林	無
232	明河		0.09	1					林	無
233	楠窪		2.11					1	市	無
234	関屋	赤子谷	4.75						林	有
235	大郷		0.23	5					県	無
236	妙口		0.3	10				2	市	無
237	新屋敷		0.31	5					市	無
238	鞍瀬	鍋谷	0.59				2		国	無
		面積計	386.41							

6-4 山腹崩壊危険地区一覧

(県:森林整備課、市:林業振興課)

No.	位 置		公共施設等						保安林等
	大字	字	人家 50 戸以上	人家 49～10 戸	人家 9～5 戸	人家 4 戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
1	船屋	祝谷							無
2	船屋	祝谷				4		市	無
3	船屋	一本松				1		市	無
4	船屋	ヨシガ谷				3			無
5	下島山	菅谷				3		市	無
6	下島山	大谷		20				市	有
7	下島山	所藪		13			1	市	無
8	下島山	所藪			7				無
9	福武					3		市	無
10	福武			10				市	無
11	福武	西之川原		15				市	無
12	福武	西之川原			5			市	無
13	飯岡	山口				2	1	市	無
14	飯岡	山口				3		市	無
15	飯岡	山口			6			市	無
16	飯岡	山口				2		市	無
17	飯岡	山口		12					無
18	飯岡	早川		12				市	有
19	西泉							高速	無
20	西田					3		市	無
21	洲之内	棚林				2			無
22	洲之内	棚林				2		市	無
23	洲之内	湯之谷				3		市	無
24	洲之内	湯之谷		12				市	無
25	中野	大久保			6			市	無
26	中野	大久保			5			市	無
27	黒瀬	中寺				4		高速	無
28	黒瀬	中寺				3		市	無
29	兎之山					3		市	無
30	兎之山					2	1	市	無
31	黒瀬						1		無
32	中野	船形				4		市	無
33	中野	船形				3		市	無
34	津越					2		市	無
35	市之川					1		市	無
36	市之川					3		市	無
37	丸野					1		市	無
38	丸野					2		市	有
39	丸野					0		林	有
40	丸野					2	1	市	有
41	大保木	鳶寄				1		市	無
42	大保木	鳶寄				1		市	無
43	大保木	里山				1		市	無
44	大保木	峰				2		林	無
45	大保木	伊忠原				1		市	有
46	黒瀬	湯久保				3		市	無
47	黒瀬	湯久保				3			無
48	黒瀬	坂中					1	市	無
49	黒瀬	百合城				1		林	無
50	荒川	李				2		林	無

No.	位置		公共施設等						保安林等
	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
51	荒川	河ヶ平				3		国	無
52	荒川	添谷				1		国	無
53	藤之石	陰地						林	無
54	藤之石	風透				2		林	無
55	藤之石	風透			8			国	無
56	藤之石	水無				1		林	無
57	藤之石	下西郷						林	無
58	藤之石	吉居				2		林	有
59	藤之石	吉居						林	有
60	中奥	千野々		12				市	無
61	中奥	淀				4		市	有
62	中奥	淀				3		市	無
63	中奥	細野				4		市	無
64	中奥	細野						市	無
65	中奥	千野々				1	1		無
66	藤之石	陰地						市	無
67	藤之石	中之池						国	無
68	藤之石	黒代				3		市	無
69	藤之石	黒代				2		市	無
70	藤之石	中之池				1		国	無
71	西之川	下谷			6			市	有
72	西之川	下谷				4		市	無
73	西之川	野地				2		市	無
74	東之川					1		林	無
75	西之川					2		林	無
76	西之川	名古瀬				2			無
77	西之川	名古瀬			5				無
78	西之川	名古瀬				4		市	無
79	西之川	野地				3		市	無
80	飯岡				6		1		無
81	津越	小平		30			1	市	有
82	大保木	トビヨセ						市	無
83	安用				5			市	有
84	河之内	宝地				0		林	有
85	広岡	コンゲンバラ				1		市	有
86	上市					2		市	無
87	河之内	引地		10				市	無
88	河之内	才土		13				市	無
89	河之内	国山			7			市	有
90	河之内	宝地				4		市	有
91	河之内	夜討ヶ窪			5			市	有
92	旦之上	畑向				2			無
93	福成寺	片山				0		市	有
94	河之内	夜討ヶ窪				0		林	無
95	黒谷				7			市	無
96	河之内	才土		12				市	無
97	鞍瀬	高座		10				市	無
98	鞍瀬	高座			7				無
99	楠窪	神部				1			無
100	楠窪	神部				1			無
101	楠窪	借宿				2		市	無
102	楠窪	角立				1			無
103	楠窪	小谷				1		市	無
104	楠窪	影無				4		市	無

No.	位置		公共施設等						保安林等
	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
105	楠窪	小谷				3			無
106	湯谷口				9			国	無
107	湯谷口			34			1	国	無
108	来見	梶					1	国	有
109	鞍瀬	落合			9			市	無
110	明河	横海			5				無
111	明河	保井野			6		1	市	無
112	明河	下影		11					無
113	鞍瀬	長面			8			市	無
114	鞍瀬	鍛冶屋				2			無
115	鞍瀬	宮ノ成			6			市	有
116	鞍瀬	馬木				1		市	有
117	千原	上千原				4			無
118	千原	中千原			6		1	農	無
119	臼坂	高月				4			無
120	臼坂	柳曽				2		市	無
121	臼坂	笹ヶ峠			5			市	有
122	関屋	大倉				4		市	無
123	関屋	大倉				2	1	市	無
124	関屋	大倉			6			市	無
125	関屋	大倉				4		市	有
126	田滝			15				市	無
127	田滝			30			3	市	無
128	高松			25					無
129	高松	兼久			9		1	市	有
130	久妙寺					1	1		有
131	古田			15					有
132	徳能				5			市	有
133	高知				5				無
134	楠窪	借宿						市	無
135	関屋	旦之原						市	有
136	関屋	大倉				2	1	市	有
137	鞍瀬	下落合						市	有
138	鞍瀬	上落合				2		市	有
139	鞍瀬	河之瀬		15				市	無
140	来見					4			無
141	徳能				6			市	有
142	久妙寺					4			無
143	高松	兼久						市	無
144	臼坂	笹ヶ峠				4		市	無
145	鞍瀬	落合				1		市	無
146	鞍瀬	馬木		20			1	市	無
147	鞍瀬	中奥						市	無
148	鞍瀬	中丁子						市	無
149	高松	林		25				市	無
150	高松	林			5			市	有
151	高松	林				3		市	有
152	石鎚	黒川			5		1	市	無
153	石鎚	虎杖				0		市	無
154	石鎚	谷ヶ内				2			無
155	石鎚	湯浪			5			市	無
156	大郷	山ノ神				2			無
157	大郷	山田原				3		市	無
158	大郷	梅ヶ瀬			5			市	無

No.	位 置		公共施設等						保安林等
	大字	字	人家 50 戸以上	人家 49～10 戸	人家 9～5 戸	人家 4 戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
159	大郷	山田原				1	1	市	無
160	大頭	中大頭			8			市	無
161	大頭	山崎		30			2	国	無
162	大頭	山崎		21				国	無
163	明穂	明穂		10				市	有
164	大頭	山崎						市	有
165	大頭	山崎						国	有
166	大頭	天福寺						市	有
167	妙口	地蔵谷						林	無
168	石鎚	虎杖						林	無
169	大郷	馬返				2		市	無
170	大郷	山ノ神				2			無
171	大頭	山崎				3		市	無
172	明穂	安井						市	有
173	明穂	安井						市	無
174	新屋敷							市	無
175	早川			10				市	有
176	津越				7			市	無
177	坂元							林	有
178	藤之石	西郷						林	無
179	藤之石	中之池						国	有
180	実報寺			10				市	有
181	来見					4			有
182	黒瀬				5			市	有
183	津越							市	無
184	臼坂							国	無
計			0	452	210	206	25		

6-5 地すべり危険地区一覧

(県:森林整備課、市:林業振興課)

No.	位 置		面積 (ha)	公共施設等						保安林等
	大字	字		人家 50 戸以上	人家 49～10 戸	人家 9～5 戸	人家 4 戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	
1	荒川	下分	30.00				0	1	市	有
2	黒瀬	百合城	89.00			9		2	市	有
3	楠窪	楠窪	35.45				1	0	町	有
4	臼坂	相ノ谷	29.33			7		0	町	有
5	石鎚	石貝	15.00				1	1	県	有
		面積計	198.78							

6-6 ため池（防災重点農業用ため池）一覧

1　西条地区

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
1	382060002	加納戸池	かのといけ	下島山加納戸甲 2595	西条市下島山土地改良区	6.4	65.0	6.0
2	382060003	水谷池	みずたにいけ	下島山水谷甲 2391	西条市下島山土地改良区	6.0	58.0	16.0
3	382060004	里木池	さとぎいけ	下島山里木甲 2372	西条市下島山土地改良区	6.6	87.2	18.4
4	382060006	金蔵坊池	こんぞぼいけ	下島山金蔵坊甲 2144	西条市下島山土地改良区	4.6	96.0	6.8
5	382060007	岡寺池	おかでらいけ	下島山岡寺甲 2015	西条市下島山土地改良区	4.3	88.0	17.0
6	382060010	菅谷池	すげたにいけ	下島山菅谷甲 219	西条市下島山土地改良区	2.8	34.0	2.0
7	382060014	新池(飯岡)	しんいけ	飯岡北山 133	西条市飯岡土地改良区	4.5	55.0	1.2
8	382060015	荘八池	そうはちいけ	飯岡庄八谷 1172-1	西条市飯岡土地改良区	3.0	18.0	0.9
9	382060019	夫婦池	めおといけ	飯岡池の内 1488-1、-2、-3	西条市飯岡土地改良区	3.0	175.0	7.0
10	382060020	征露池	せいろいけ	飯岡池の内 1496	西条市飯岡土地改良区	2.6	135.0	5.0
11	382060021	八幡池	はちまんいけ	飯岡八幡原 1219	西条市飯岡土地改良区	3.7	154.0	5.2
12	382060022	祖父崎池	そふざきいけ	飯岡涌井 1080	西条市飯岡土地改良区	4.7	110.6	29.0
13	382060023	旧皇子池	きゅうおうじいけ	飯岡花免 414	西条市飯岡土地改良区	5.0	50.0	3.5
14	382060024	皇子池	おうじいけ	飯岡半田山	西条市飯岡土地改良区	9.9	95.0	75.0
15	382060025	椎ノ木池	しいのきいけ	飯岡半田山 444-6、477-3、488-2	西条市飯岡土地改良区	2.0	22.0	0.5
16	382060026	半田池	はんだいけ	飯岡大森 532	西条市飯岡土地改良区	4.5	136.5	6.0
17	382060027	産能池	さんのういけ	飯岡山元 2743-2	西条市飯岡土地改良区	2.5	142.0	3.6
18	382060028	天皇池	てんのういけ	飯岡 2765	西条市飯岡土地改良区	2.8	68.0	2.6
19	382060029	中ノ内池	なかのうちいけ	飯岡前坂 2995	西条市飯岡土地改良区	4.0	76.0	1.9
20	382060030	つく池	つくいけ	飯岡野口前坂 3026-1	西条市飯岡土地改良区	2.4	53.0	2.0
21	382060031	日明池	ひあけいけ	中野日明甲 1639-1	西条市神戸土地改良区	2.5	60.0	0.3
22	382060032	上野池1	うえのいけいち	中野上野甲 1670	西条市神戸土地改良区	3.6	65.0	5.0
23	382060034	保国寺池	ほうこくじいけ	中野上野甲 1690-1	西条市神戸土地改良区	2.0	39.0	2.5
24	382060035	風呂ヶ谷池1	ふろがたにいけいち	中野風呂ヶ谷甲 1716	西条市神戸土地改良区	8.0	23.0	15.0
25	382060040	新池(坂元)	しんいけ	坂元向原甲 472-1	西条市橘土地改良区	3.5	53.0	3.0
26	382060041	ツケ池	つけいけ	西泉乙 322	西条市橘土地改良区	5.0	33.0	0.7
27	382060042	向原下池	むかいばらしもいけ	坂元甲 460-1	西条市橘土地改良区	4.9	70.0	2.0
28	382060043	向原上池	むかいばらかみいけ	坂元甲 475	西条市橘土地改良区	5.0	56.0	0.6
29	382060046	住吉池	すみよしいけ	坂元北山上組甲 212	西条市橘土地改良区	4.7	75.0	16.0
30	382060050	柿池	かきいけ	坂元甲 98-1、97-2	西条市橘土地改良区	2.5	15.0	0.7
31	382060052	北山池	きたやまいけ	坂元北山上組甲 126	西条市橘土地改良区	2.5	30.0	1.6
32	382060054	なすび池	なすびいけ	坂元北山上組甲 91	西条市橘土地改良区	4.0	15.0	0.4
33	382060055	角池	かくいけ	坂元北山上組甲 78	西条市橘土地改良区	3.0	65.0	2.3
34	382060056	野々市池	ののいちいけ	坂元北山上組甲 50-2	西条市橘土地改良区	3.0	35.0	2.0
35	382060058	赤池	あかいけ	氷見上寺丙 187、186-2,185	西条市氷見土地改良区	6.0	145.0	4.8
36	382060059	上寺池	かみてらいけ	氷見丙 281、278、279、280-1	西条市氷見土地改良区	5.0	130.0	9.0
37	382060060	庵ノ池	あんのいけ	氷見岡林丙 152	西条市氷見土地改良区	5.9	68.0	4.6
38	382060063	城ノ谷池	しろのたにいけ	氷見尾土居城ノ谷	西条市氷見土地改良区	27.4	133.0	287.0
39	382060064	小森池	こもりいけ	氷見切川	西条市氷見土地改良区	10.0	70.0	9.0
40	382060065	オカル池	おかるいけ	氷見丙 1307	西条市氷見土地改良区	6.0	31.0	3.1
41	382060066	山尾西池	さんおにしいけ	氷見丙 1309	西条市氷見土地改良区	3.5	39.0	1.6
42	382060067	蝮谷池	はめだにいけ	氷見丙 1135	西条市氷見土地改良区	10.5	97.0	34.0
43	382060068	土居ノ池	どいのいけ	千町土居	土居自治会	4.0	30.0	3.6
44	382060069	西郷池	にしごういけ	千町中屋	中屋自治会	3.0	15.0	1.4

2　東予地区

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
46	382060072	裏丈山池	うらじょうざんいけ	河原津甲 1130	西条市楠河土地改良区	5.0	30.0	1.3
47	382060073	六軒大池	ろっけんおおいけ	楠甲 2094	西条市楠河土地改良区	7.5	164.0	12.9
48	382060074	瓢箪池	ひょうたんいけ	楠甲 1583	西条市楠河土地改良区	5.5	90.0	5.5

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
49	382060075	成福寺大池	じょうふくじおおいけ	楠甲 1547	西条市楠河土地改良区	6.7	85.0	7.2
50	382060076	小池	こいけ	楠甲 1555	西条市楠河土地改良区	3.5	22.5	1.7
51	382060077	長池	ながいけ	楠甲 1556	西条市楠河土地改良区	5.0	30.0	2.0
52	382060079	大池	おおいけ	実報寺甲 1072	西条市東予土地改良区	7.9	241.0	8.0
53	382060080	王子池	おうじいけ	実報寺甲 1002	西条市東予土地改良区	4.8	112.0	3.6
54	382060081	新月上池	しんげつかみいけ	実報寺甲 999	西条市東予土地改良区	6.8	60.0	5.2
55	382060082	新月下池	しんげつしもいけ	実報寺甲 997	西条市東予土地改良区	6.5	50.0	1.0
56	382060083	下谷池	しもだにいけ	実報寺甲 507	西条市東予土地改良区	8.0	91.0	31.2
57	382060084	松木池	まつぎいけ	実報寺甲 491	西条市東予土地改良区	4.0	36.0	5.2
58	382060085	寺池	てらいけ	実報寺甲 759	西条市東予土地改良区	2.5	530.0	1.1
59	382060086	庵池	あんいけ	実報寺甲 782	西条市東予土地改良区	5.0	16.0	0.6
60	382060087	まくま池	まくまいけ	実報寺甲 762	西条市東予土地改良区	4.0	44.0	0.2
61	382060094	大明神池	だいみょうじんいけ	福成寺乙 160-11	西条市東予土地改良区	25.8	212.0	450.0
62	382060095	水谷池	みずたにいけ	旦之上甲 1496	西条市東予土地改良区	11.0	305.0	120.0
63	382060096	五ヶ谷池	いつがだにいけ	旦之上甲 1149	西条市東予土地改良区	9.7	48.0	38.5
64	382060097	昭和池	しょうわいけ	旦之上甲 1080	西条市東予土地改良区	10.2	80.0	67.8
65	382060098	今日川池	きょうかわいけ	旦之上甲 1050	西条市東予土地改良区	3.5	48.0	1.8
66	382060099	麦尻池	むぎじりいけ	旦之上甲 977	西条市東予土地改良区	3.7	40.0	1.4
67	382060100	上池	うわいけ	上市甲 999-1	西条市東予土地改良区	7.6	135.0	14.1
68	382060101	新池	しんいけ	上市甲 994-1	西条市東予土地改良区	6.8	275.0	53.0
69	382060102	古池(上市古池)	こいけ	上市甲 933	西条市東予土地改良区	6.3	167.0	30.0
70	382060103	北谷池	きただにいけ	広岡甲 376-5	西条市東予土地改良区	12.5	135.0	18.0
71	382060104	蓮池	はすいけ	広岡甲 381-3	西条市東予土地改良区	8.0	82.0	10.0
72	382060105	四十谷池	しじゅうたにいけ	広岡甲 571	西条市東予土地改良区	5.1	35.0	3.6
73	382060106	安用奥池	やすもちおくいけ	安用甲 1098-1	西条市東予土地改良区	7.2	53.0	10.8
74	382060107	山王池	さんおういけ	安用甲 1106-4	西条市東予土地改良区	7.6	94.0	10.4
75	382060108	寺池	てらいけ	安用甲 1042-1	西条市東予土地改良区	6.0	35.0	5.0
76	382060109	池の谷池	いけのたにいけ	安用甲 1031-4	西条市東予土地改良区	8.1	61.0	57.0

3 丹原地区

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
100	382060140	新池(高知)	しんいけ	丹原町高知甲 395	丹原町土地改良区	6.3	128.0	32.9
101	382060143	寺池	てらいけ	丹原町高知甲 594-1	丹原町土地改良区	6.3	65.0	8.0
102	382060144	奥池(高知)	おくいけ	丹原町高知甲 749-1	丹原町土地改良区	7.2	53.0	15.4
103	382060145	大成寺池	だいじょうじいけ	丹原町高知甲 737	丹原町土地改良区	4.1	66.6	3.6
104	382060146	湯ノ谷池	ゆのたにいけ	丹原町高知甲 5-1	丹原町土地改良区	4.0	72.0	2.6
105	382060148	神池	しんいけ	丹原町徳能甲 615	丹原町土地改良区	5.1	106.0	12.0
106	382060149	塩出池	しおでいけ	丹原町徳能甲 409-2	丹原町土地改良区	4.5	110.0	5.8
107	382060150	山ノ神池	やまのかみいけ	丹原町徳能甲 694	丹原町土地改良区	5.6	40.0	2.8
108	382060151	長尾池	ながおいけ	丹原町徳能乙 235-97	丹原町土地改良区	9.5	45.0	13.0
109	382060152	上池	かみいけ	丹原町古田甲 1646-1	丹原町土地改良区	6.8	69.5	2.9
110	382060153	蓮池	はすいけ	丹原町古田甲 1654-1	丹原町土地改良区	5.0	47.0	4.2
111	382060154	西山池	にしやまいけ	丹原町古田甲 1653	丹原町土地改良区	24.2	68.0	95.0
112	382060155	走田池	はしんでいけ	丹原町古田甲 833	丹原町土地改良区	4.2	194.0	11.0
113	382060156	善丈池	ぜんじょういけ	丹原町久妙寺甲 2-1	丹原町土地改良区	7.7	164.0	18.3
114	382060157	弘法院池	こうぼういんいけ	丹原町久妙寺甲 190	丹原町土地改良区	8.8	65.0	24.7
115	382060158	新池(久妙寺)	しんいけ	丹原町久妙寺甲 189	丹原町土地改良区	7.0	140.0	32.0
116	382060159	ハス池	はすいけ	丹原町久妙寺甲 196	丹原町土地改良区	5.3	81.0	3.6
117	382060160	谷池	たにいけ	丹原町久妙寺甲 266	丹原町土地改良区	4.5	41.0	4.5
118	382060162	池之内池	いけのうちいけ	丹原町高松甲 748-1	丹原町土地改良区	11.7	475.0	469.0
119	382060165	西池	にしいけ	丹原町高松甲 1098	丹原町土地改良区	4.9	143.0	4.2
120	382060167	兼久前池	かねさまえいけ	丹原町高松甲 520	丹原町土地改良区	3.0	209.0	11.7
121	382060168	笹ヶ窪池	ささがくぼいけ	丹原町北田野 308-1	丹原町土地改良区	4.1	400.0	23.3

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
122	382060169	大明神池	だいみょうじんいけ	丹原町北田野 922-1	丹原町土地改良区	7.1	350.0	52.9
123	382060170	照井池	てるいいけ	丹原町北田野 1218	丹原町土地改良区	5.8	426.0	63.6
124	382060171	小池	こいけ	丹原町北田野 1204	丹原町土地改良区	4.0	64.0	6.0
125	382060175	真萱尻池	まかやじりいけ	丹原町川根甲 154	丹原町土地改良区	3.8	63.7	1.7
126	382060176	新堀池	しんほりいけ	丹原町川根甲 517	丹原町土地改良区	7.6	29.0	19.0
127	382060178	古池(川根)	ふるいけ	丹原町川根甲 568	丹原町土地改良区	3.7	27.0	1.0
128	382060179	上谷池	かみたにいけ	丹原町川根甲 548	丹原町土地改良区	6.5	87.0	3.0
129	382060181	寺池	てらいけ	丹原町川根乙 7-24	丹原町土地改良区	2.9	146.2	5.5
130	382060182	かつざん池	かつざんいけ	丹原町川根甲 793-1	丹原町土地改良区	2.9	40.0	5.5
131	382060185	古池(明穂)	ふるいけ	丹原町明穂乙 342	丹原町土地改良区	4.8	81.0	5.0
132	382060187	宮前池	みやまえいけ	丹原町寺尾甲 603	丹原町土地改良区	6.4	173.0	23.0
133	382060188	寺尾上池	てらおかみいけ	丹原町寺尾甲 768	丹原町土地改良区	7.1	87.0	21.0
134	382060189	ひょうたん池	ひょうたんいけ	丹原町寺尾甲 424	丹原町土地改良区	6.3	41.0	9.4
135	382060190	原池	はらいけ	丹原町志川甲 394-1	丹原町土地改良区	4.3	45.0	3.2
136	382060191	竹谷池	たけたにいけ	丹原町来見甲 641	丹原町土地改良区	2.5	35.0	2.0
137	382060192	六本松池	ろっぽんまついけ	丹原町来見乙 26-1	丹原町土地改良区	10.4	156.0	60.0
138	382060193	西ノ谷池	にしのたにいけ	丹原町湯谷口甲 335	丹原町土地改良区	7.3	48.0	5.0

4　小松地区

整理番号	ため池番号	ため池名称		所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)
77	382060110	天神旧池	てんじんきゅういけ	小松町新屋敷甲 2748	西条市小松町土地改良区	7.0	238.0	35.8
78	382060111	三角池	さんかくいけ	小松町新屋敷乙 4-8	西条市小松町土地改良区	8.8	59.0	10.7
79	382060112	幸神谷新池	こうじんだにしんいけ	小松町新屋敷乙 11-2	西条市小松町土地改良区	13.3	71.0	46.8
80	382060114	半吉谷池	はんきちたにいけ	小松町新屋敷乙 12-56	西条市小松町土地改良区	13.8	109.5	58.0
81	382060115	香池	こういけ	小松町新屋敷甲 2502-1	※個人	1.3	45.5	0.5
82	382060116	藍刈池	あいがりいけ	小松町新屋敷甲 2427	西条市	8.7	53.0	7.8
83	382060117	上裏池	かみうらいけ	小松町南川甲 8	香園寺	3.0	25.0	0.7
84	382060118	築池	ちくいけ	小松町南川甲 16	高鴨神社	3.0	30.0	0.9
85	382060119	大谷池	おおたにいけ	小松町南川乙 1-2	西条市小松町土地改良区	27.3	211.5	1032.0
86	382060120	池の谷池	いけのたにいけ	小松町妙口乙 2-75	西条市小松町土地改良区	16.0	122.0	101.0
87	382060121	修理谷池	しゅりたにいけ	小松町妙口乙 7-2	西条市小松町土地改良区	14.5	90.0	73.8
88	382060122	地蔵谷池	じぞうたにいけ	小松町妙口乙 49-1	西条市小松町土地改良区	11.5	104.0	18.0
89	382060127	池ノ谷池	いけのたにいけ	小松町大郷甲 200 付近	※個人	8.0	35.0	3.5
90	382060129	山ノ神池	やまのかみいけ	小松町大郷乙 55-16	※個人	5.0	27.0	2.0
91	382060131	上城ヶ平池	かみじょうがなるいけ	小松町大郷乙 61-1	※個人	5.0	38.2	8.0
92	382060133	寺東池	てらひがしいけ	小松町明穂甲 678 付近	西条市小松町土地改良区	6.4	80.0	7.8
93	382060134	中池	なかいけ	小松町明穂甲 678	西条市小松町土地改良区	5.5	78.2	4.5
94	382060135	西屋敷池	にしやしきいけ	小松町明穂甲 671	西条市小松町土地改良区	6.4	287.0	35.1
95	382060136	阿弥陀池	あみだいけ	小松町安井甲 312	西条市小松町土地改良区	4.8	291.0	22.6
96	382060137	畑池	はたいけ	小松町安井甲 319	西条市小松町土地改良区	5.3	249.0	15.6
97	382060138	中ノ池	なかのいけ	小松町安井甲 317	西条市小松町土地改良区	5.5	78.2	5.0
98	382060139	西谷泉池	にしたにいずみいけ	小松町安井甲 316	西条市小松町土地改良区	4.9	53.0	1.2

※　ため池番号はため池ハザードマップ(農林土木課:令和 4 年度公表)から引用。

6-7 土砂災害警戒区域集計表

（令和 7 年 12 月 31 日現在）

指定年月日	指定箇所						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成 20 年 2 月 1 日	2	2	6	4	0	0	8	6
平成 21 年 3 月 27 日	3	3	18	13	0	0	21	16
平成 23 年 3 月 29 日	7	7	15	13	0	0	22	20
平成 26 年 3 月 18 日	2	2	16	12	0	0	18	14
平成 27 年 3 月 10 日	3	3	2	2	0	0	5	5
平成 28 年 3 月 1 日	6	6	11	7	0	0	17	13
平成 28 年 3 月 25 日	1	1	3	3	0	0	4	4
平成 28 年 7 月 12 日	0	0	4	2	0	0	4	2
平成 30 年 3 月 16 日	30	29	44	40	0	0	74	69
令和 3 年 2 月 26 日	134	134	105	97	35	0	274	231
令和 3 年 12 月 7 日	4	4	5	0	0	0	9	4
合計	192	191	229	193	35	0	456	384

6-8 土砂災害警戒区域一覧

1 急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
1	中野	津越	206-1-138(1)	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
2	藤之石	下津池	206-1-144(1)	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
3	飯岡	山口	206-1-134(1)	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
4	市之川	市之川 3	206-1-204(2)	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
5	飯岡	西野口	206-1-2653(1)	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
6	鞍瀬	馬木	323-1-17(2)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
7	鞍瀬	鍛冶屋 B	323-1-173(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
8	鞍瀬	長面	323-1-174(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
9	鞍瀬	高座	323-1-175(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
10	鞍瀬	宮の成	323-1-176(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
11	鞍瀬	梶 A	323-1-185(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
12	鞍瀬	梶 B	323-1-186(1)	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
13	丹原町湯谷口	湯谷口 A	323-1-187(1)	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
14	丹原町古田	古田	323-1-195(1)	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
15	河原津永納	永納山	212-1-157(1)	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 3 月 10 日
16	六軒家楠	米山	212-1-158(1)	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 3 月 10 日
17	飯岡	ﾌｧﾐﾘｰﾊｲﾂ B	206-1-180(2)	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 3 月 10 日
18	早川	早川 A	206-1-15(2)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
19	飯岡	ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ	206-1-16(2)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
20	早川	早川 B	206-1-133(1)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
21	中奥千野々	千野々B	206-1-152(1)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
22	洲之内	棚林	206-1-203(2)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
23	黒瀬	湯久保 1	206-2-20(1)	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
24	河之内才土	才土	212-1-161(1)	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日
25	中野	舟形	206-1-139(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
26	中野	大久保	206-1-140(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
27	荒川河ヶ平	河ヶ平 A	206-1-141(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
28	荒川	河ヶ平 B	206-1-142(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
29	氷見	尾土居	206-1-150(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
30	西之川	名古瀬	206-1-155(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
31	早川	早川 B	206-1-178(2)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
32※	飯岡	ﾌｧﾐﾘｰﾊｲﾂ A	206-1-179(2)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
33	河之内	引地	212-1-160(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
34	河之内	国山	212-1-163(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
35	河之内	夜討ヶ窪	212-1-164(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
36	河原津	六軒家	212-1-2655(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
37	丹原町楠窪	影無	323-1-165(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
38	丹原町明河	保井野 A	323-1-166(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
39	丹原町鞍瀬	鍛冶屋 A	323-1-172(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
40	丹原町鞍瀬	落合	323-1-177(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
41	丹原町千原	中千原	323-1-178(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
42	丹原町千原	下千原 B	323-1-180(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
43	丹原町臼坂	相之谷	323-1-181(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
44	丹原町臼坂	笹ヶ峠	323-1-183(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
45	丹原町臼坂	宝ヶ口	323-1-184(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
46	丹原町湯谷口	湯谷口 C	323-1-189(1)	平成 30 年 3 月 16 日	－
47	丹原町関屋	大倉	323-1-190(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
48	丹原町田滝	田滝 A	323-1-191(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
49	丹原町田滝	田滝 B	323-1-192(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
50	丹原町高松	高松	323-1-193(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
51	丹原町高松	兼久	323-1-194(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
52	丹原町徳能	徳能	323-1-196(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
53	丹原町高知	高知	323-1-197(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
54	丹原町田滝	田滝(1)	323-2-3(1)	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
55	藤之石	中之池	206-Ⅰ-147(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
56	洲之内	湯之谷	206-Ⅰ-149(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
57	中奥	千野々A	206-Ⅰ-151(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
58	西之川	下谷	206-Ⅰ-153(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
59	中奥	千野々1	206-Ⅰ-2654(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
60	船屋	一本松	206-Ⅱ-1(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
61	船屋	祝谷	206-Ⅱ-1(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
62	氷見	長谷	206-Ⅱ-3(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
63	大浜	大浜	206-Ⅱ-3(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
64	大浜	番屋	206-Ⅱ-4(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
65	市之川	市之川 1(2)	206-Ⅱ-4(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
66	市之川	市之川 1(1)	206-Ⅱ-5(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
67	市之川	市之川 2(2)	206-Ⅱ-5(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
68	丸野	丸野 1	206-Ⅱ-6(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
69	丸野	丸野 2	206-Ⅱ-7(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
70	中野・津越・福武	津越	206-Ⅱ-7(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
71	荒川	河ヶ平	206-Ⅱ-8(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
72	藤之石	本郷	206-Ⅱ-9(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
73	荒川	下分	206-Ⅱ-10(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
74	藤之石	川来須	206-Ⅱ-10(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
75	大保木	柳谷	206-Ⅱ-11(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
76	大保木	大桧(2)	206-Ⅱ-12(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
77	大保木	松ノ木	206-Ⅱ-13(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
78	荒川	八の川 3	206-Ⅱ-14(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
79	大保木	下土居 2	206-Ⅱ-15(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
80	大保木	峰	206-Ⅱ-16(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
81	藤之石	風透	206-Ⅱ-17(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
82	藤之石	川来須 1	206-Ⅱ-18(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
83	黒瀬	中寺	206-Ⅱ-19(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
84	黒瀬	湯久保 2	206-Ⅱ-21(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
85	氷見・黒瀬	黒瀬峠	206-Ⅱ-25(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
86	黒瀬	上ノ原	206-Ⅱ-26(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
87	大保木	大桧(1)	206-Ⅱ-27(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
88	大保木	下土居	206-Ⅱ-29(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
89	大保木	極楽寺	206-Ⅱ-30(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
90	大保木	上土居	206-Ⅱ-31(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
91	中奥	千野々2	206-Ⅱ-33(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
92	中奥	前田	206-Ⅱ-34(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
93	中奥	東浦 1	206-Ⅱ-35(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
94	中奥	東浦 2	206-Ⅱ-36(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
95	中奥	東浦 3	206-Ⅱ-37(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
96	中奥	西浦 1	206-Ⅱ-38(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
97	中奥	細野 1	206-Ⅱ-40(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
98	中奥	細野 2	206-Ⅱ-41(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
99	東之川	東之川 3	206-Ⅱ-44(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
100	西之川	平組	206-Ⅱ-46(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
101	西之川	名古瀬 1	206-Ⅱ-47(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
102	西之川	名古瀬 2	206-Ⅱ-48(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
103	船屋	船屋	206-Ⅱ-1212(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
104	市之川	市之川 2(1)	206-Ⅱ-1213(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
105	藤之石	中之池 1	206-Ⅱ-1214(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
106	藤之石	中之池 2	206-Ⅱ-1215(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
107	藤之石	川来須 2	206-Ⅱ-1216(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
108	大保木	平野	206-Ⅱ-1217(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
109	飯岡	山口	206-Ⅱ-1218(2)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
110	下島山	下島山甲 A	206-Ⅲ-13(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
111	下島山	下島山甲 B	206-Ⅲ-14(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
112	洲之内・中野	中野甲	206-Ⅲ-15(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
113	洲之内	洲之内甲	206-Ⅲ-16(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
114	黒谷	川北	212-Ⅰ-159(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
115	河之内	鳴	212-Ⅰ-162(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
116	河原津	河原津	212-Ⅱ-1(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
117	楠	楠	212-Ⅱ-2(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
118	実報寺・福成寺	実報寺	212-Ⅱ-3(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
119	福成寺	福成寺(1)	212-Ⅱ-4(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
120	河之内	河之内	212-Ⅱ-5(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
121	広岡	竹屋敷	212-Ⅱ-6(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
122	広岡	松原	212-Ⅱ-7(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
123	河之内	宝地	212-Ⅱ-8(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
124	河之内	夜討ヶ窪(3)	212-Ⅲ-6(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
125	中奥丁・小松町石鎚	河口	321-Ⅰ-156(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
126	小松町南川	川原谷	321-Ⅱ-1(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
127	小松町妙口	妙口上(1)	321-Ⅱ-2(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
128	小松町妙口	妙口上(2)	321-Ⅱ-3(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
129	小松町大頭	中大頭(1)	321-Ⅱ-4(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
130	小松町妙口・大頭	中大頭(2)	321-Ⅱ-5(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
131	小松町大郷	池ノ谷 A	321-Ⅱ-6(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
132	小松町大郷	大郷(1)	321-Ⅱ-7(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
133	小松町大郷	大郷(3)	321-Ⅱ-9(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
134	小松町大郷	大郷(4)	321-Ⅱ-10(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
135	小松町大郷	湯浪(1)	321-Ⅱ-11(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
136	小松町大郷・石鎚	石鎚(1)	321-Ⅱ-12(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
137	小松町大郷・石鎚	湯浪(2)	321-Ⅱ-13(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
138	小松町石鎚	虎杖(1)	321-Ⅱ-14(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
139	小松町石鎚	石鎚(2)	321-Ⅱ-15(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
140	小松町石鎚	石鎚(3)	321-Ⅱ-16(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
141	小松町大郷	大郷Ａ	321-Ⅱ-17(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
142	小松町大郷	大郷Ｂ	321-Ⅱ-18(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
143	小松町大郷	池ノ谷Ｂ	321-Ⅱ-19(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
144	小松町新屋敷	大日Ａ	321-Ⅱ-20(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
145	小松町新屋敷	大日Ｂ	321-Ⅱ-21(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
146	小松町新屋敷	西谷	321-Ⅱ-22(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
147	小松町新屋敷	岡村Ａ	321-Ⅱ-23(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
148	小松町新屋敷	岡村Ｂ	321-Ⅱ-24(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
149	西之川丁・小松町石鎚	成就	321-Ⅱ-26(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
150	小松町石鎚	横峰	321-Ⅱ-27(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
151	小松町大郷	馬返(2)	321-Ⅲ-3(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
152	小松町石鎚	湯浪(5)	321-Ⅲ-6(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
153	小松町石鎚	石鎚(9)	321-Ⅲ-11(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
154	小松町石鎚	中村	321-Ⅲ-12(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
155	小松町石鎚	石鎚(10)	321-Ⅲ-13(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
156	小松町石鎚	石鎚(12)	321-Ⅲ-15(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
157	小松町石鎚	石鎚(17)	321-Ⅲ-24(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
158	丹原町明河	保井野Ｂ	323-Ⅰ-167(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
159	丹原町明河	横海	323-Ⅰ-168(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
160	丹原町明河	成(1)	323-Ⅰ-169(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
161	丹原町鞍瀬	下影	323-Ⅰ-170(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
162	丹原町明河	河之瀬	323-Ⅰ-171(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
163	丹原町千原	下千原Ａ	323-Ⅰ-179(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
164	丹原町臼坂	成(2)	323-Ⅰ-182(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
165	丹原町湯谷口	湯谷口Ｂ	323-Ⅰ-188(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
166	丹原町臼坂	柳曽	323-Ⅱ-1(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
167	丹原町千原	千原中	323-Ⅱ-2(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
168	丹原町臼坂	宝ヶ口	323-Ⅱ-4(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
169	丹原町臼坂	笹ヶ峠	323-Ⅱ-5(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
170	丹原町鞍瀬	上落合	323-Ⅱ-6(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
171	丹原町鞍瀬	馬木	323-Ⅱ-7(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
172	丹原町鞍瀬	宮坂	323-Ⅱ-8(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
173	丹原町明河	鞍瀬(1)	323-Ⅱ-10(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
174	丹原町鞍瀬	保井野(1)	323-Ⅱ-11(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
175	丹原町楠窪	借宿	323-Ⅱ-13(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
176	丹原町楠窪	楠窪(2)	323-Ⅱ-14(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
177	丹原町楠窪	楠窪(3)	323-Ⅱ-15(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
178	丹原町楠窪	楠窪(4)	323-Ⅱ-16(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
179	丹原町田滝	田浦	323-Ⅲ-11(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
180	丹原町田滝	田滝(3)	323-Ⅲ-13(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
181	丹原町関屋	大倉(1)	323-Ⅲ-14(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
182	丹原町関屋・来見	大倉(2)	323-Ⅲ-15(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
183	丹原町志川	志川(1)	323-Ⅲ-16(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
184	丹原町楠窪	志川(2)	323-Ⅲ-17(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
185	丹原町楠窪	神部(2)	323-Ⅲ-19(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
186	丹原町鞍瀬	中奥(1)	323-Ⅲ-21(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日
187	丹原町明河	河之瀬(2)	323-Ⅲ-25(1)	令和３年２月26日	令和３年２月26日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
188	丹原町明河	横海(1)	323-Ⅲ-29(1)	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
189※	大浜	大浜	206-1-135(1)	令和 3 年 12 月 7 日	令和 3 年 12 月 7 日
190※	福武	西の川原	206-Ⅰ-136(1)	令和 3 年 12 月 7 日	令和 3 年 12 月 7 日
191※	福武	武丈	206-1-137(1)	令和 3 年 12 月 7 日	令和 3 年 12 月 7 日
192※	藤之石	黒代	206-1-146(1)	令和 3 年 12 月 7 日	令和 3 年 12 月 7 日

※32 は平成 27 年 3 月 10 日愛媛県告示第 246 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※189、191 は平成 21 年 3 月 27 日愛媛県告示第 442 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※190 は令和 3 年 2 月 26 日愛媛県告示第 199 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※192 は平成 20 年 2 月 1 日愛媛県告示第 107 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

2 土石流

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
1	市倉	市倉川上川	206-1118	平成 20 年 2 月 1 日	－
2	市倉	東市倉川	206-1119	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
3	千町	千町上川	206-1124-1	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
4	千町	千町上川	206-1124-2	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
5	千町	千町川	206-1125	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 2 月 1 日
6	中寺	中寺下川	206-2054	平成 20 年 2 月 1 日	－
7	山口	山口川	206-1102	平成 21 年 3 月 27 日	－
8	山口	山口下川	206-1103	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
9	大浜	大浜川	206-1104	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
10	大浜	長谷川	206-1105	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
11	大浜	番屋谷川	206-1106	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
12	大浜	西大浜川	206-1107-1	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
13	大浜	西大浜川	206-1107-2	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
14	飯岡長谷敷	長谷敷川	206-1108	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
15	飯岡長谷敷	産能川	206-1109	平成 21 年 3 月 27 日	－
16	飯岡山本	王至森東川	206-1110	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
17	長谷敷	王至森谷川	206-1111	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
18	福武	界谷川	206-1112	平成 21 年 3 月 27 日	－
19	新田	常福寺谷川	206-1113	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
20	新田	金剛院川	206-1114	平成 21 年 3 月 27 日	－
21	丸野	市之川西川	206-1115	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
22	風透	止呂谷川	206-1128	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
23	大浜	大浜東川	206-2043	平成 21 年 3 月 27 日	平成 21 年 3 月 27 日
24	市之川	市之川上川	206-2044	平成 21 年 3 月 27 日	－
25	河之内	久兵衛ヶ谷川	212-1001	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
26	河之内	西の川	212-1002	平成 23 年 3 月 29 日	－
27	河之内	北川	212-1002-1a	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
28	河之内	北川	212-1002-1b	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
29	川原谷	大日川	321-1001a	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
30	川原谷	大日川	321-1001b	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
31	川原谷	大日川	321-1001c	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
32	川原谷	大日川	321-1001d	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
33	川原谷	大日川	321-1001e	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
34	鞍瀬	東大谷川	323-1029	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
35	鞍瀬	大谷川	323-1030	平成 23 年 3 月 29 日	－
36	臼坂	南猪ノ谷川	323-1034	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
37	臼坂	猪ノ谷川	323-1035	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
38	臼坂	ｺﾞｼｬｸ谷川	323-1038a	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
39	臼坂	ｺﾞｼｬｸ谷川	323-1038b	平成 23 年 3 月 29 日	平成 23 年 3 月 29 日
40	棚林	薬師谷川	206-1143	平成 26 年 3 月 18 日	－
41	西田	前神寺谷川	206-1145	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
42	西泉東	赤谷川	206-1146	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
43	楢木	払川	206-1148	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
44	一本松	一本松川	206-2039	平成 26 年 3 月 18 日	－
45	小松町湯浪	妙之谷川	321-1005	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
46	小松町馬返	馬返谷	321-2003	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
47	丹原町田滝	観音谷川	323-1003	平成 26 年 3 月 18 日	－
48	丹原町田滝	神子ヶ谷川	323-1004	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
49	丹原町高知	高知谷川	323-1011	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
50	丹原町高知	柳谷川	323-1012	平成 26 年 3 月 18 日	－
51	丹原町高知	柳谷川	323-1013	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
52	丹原町高知	がまの奥谷川	323-1014	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
53	丹原町湯谷口	ゴウトノ川	323-1020a	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
54	丹原町湯谷口	ゴウトノ川	323-1020b	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
55	丹原町湯谷口	ゴウトノ川	323-1020c	平成 26 年 3 月 18 日	平成 26 年 3 月 18 日
56	楠・河原津	米山川	212-1006a	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 3 月 10 日
57	楠・河原津	米山川	212-1006b	平成 27 年 3 月 10 日	平成 27 年 3 月 10 日
58	中奥	千野々川	206-1129	平成 28 年 3 月 1 日	－
59	中奥	大保木谷川	206-1130	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
60	中奥	イイウチ川	206-1131	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
61	下谷	下谷川	206-1133	平成 28 年 3 月 1 日	－
62	小松町明穂	明穂谷	321-1008	平成 28 年 3 月 1 日	－
63	小松町明穂	本社谷川	321-1009	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
64	丹原町川根	高松川	323-1007	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
65	丹原町東川根	旦之奥谷川	323-1008a	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
66	丹原町東川根	旦之奥谷川	323-1008b	平成 28 年 3 月 1 日	－
67	丹原町志川	ﾌｸｶﾞﾀﾆ川	323-1017	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
68	丹原町志川	境谷川	323-1018	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
69	河之内鳴	手地ノ谷	212-1011	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日
70	河之内鳴	河之内谷	212-1012	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日
71	河之内佐川	セドノ谷	212-1013	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日
72	早川	室川	206-1098	平成 28 年 7 月 12 日	－
73	早川	早川	206-1099	平成 28 年 7 月 12 日	平成 28 年 7 月 12 日
74	早川	西早川	206-1100	平成 28 年 7 月 12 日	平成 28 年 7 月 12 日
75	洲之内奥の内	大谷川	206-1141	平成 28 年 7 月 12 日	－
76	下島山	鶯谷川	206-1097	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
77※	早川	西早川上川	206-1101-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
78※	早川	西早川上川	206-1101-2	平成 30 年 3 月 16 日	－
79	津越	津越谷川	206-1116	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
80	津越	青木川	206-1117	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
81	中野	長瀬谷川	206-1121	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
82	河ヶ平	中谷川	206-1122	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
83	河ヶ平	上谷川	206-1123	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
84	藤之石	チロル川	206-1127	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
85	洲之内・安知生	天神谷川	206-1138	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
86	洲之内	射場ヶ谷川	206-1140	平成 30 年 3 月 16 日	－
87	湯之谷	湯之谷川	206-1142	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
88	西田	前神寺谷川東川	206-1144	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
89	坂元	東払川	206-1147	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
90	坂元・氷見	向猪狩川上川	206-1149	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
91	実報寺	西峠川	212-1004-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
92	実報寺	西峠川	212-1004-2	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
93	実報寺	西峠川	212-1004-3	平成 30 年 3 月 16 日	－
94	実報寺	実報寺谷 1	212-1005	平成 30 年 3 月 16 日	－
95	楠	竹ヶ谷川	212-1007	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
96	楠・河原津	世田川	212-1008-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
97	楠・河原津	世田川	212-1008-2	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
98	黒谷	アシ谷川	212-1010-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
99	黒谷	アシ谷川	212-1010-2	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
100	広岡・安用・石延	小島川	212-1015-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
101	広岡・安用・石延	小島川	212-1015-2	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
102	広岡・安用・石延	小島川	212-1015-3	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
103	広岡・安用・石延	小島川	212-1015-4	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
104	小松町妙口	裏谷川	321-1004	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
105	小松町大頭	開谷	321-1006	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
106	丹原町高松	三谷川	323-1001	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
107	丹原町田滝	西観音谷川	323-1002	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
108	丹原町川根	井出ヶ谷川	323-1005	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
109	丹原町明穂	明穂谷川	323-1015	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
110	丹原町来見・志川・湯谷口	西ノ谷川	323-1021	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
111	丹原町鞍瀬	稲荷谷川	323-1023	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
112	丹原町鞍瀬	日浦谷川	323-1024	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
113	丹原町明河	古美谷川	323-1026	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
114	丹原町明河	ネンジョ谷川	323-1028	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
115	丹原町臼坂・関屋	西和霊谷川	323-1036	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
116	丹原町臼坂・関屋	和霊谷川	323-1037	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
117	丹原町来見	ｼｮｳｼﾞｶﾞ谷川	323-1040	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
118	丹原町関屋	大倉谷川	323-1042-1	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
119	丹原町関屋	大倉谷川	323-1042-2	平成 30 年 3 月 16 日	平成 30 年 3 月 16 日
120	藤之石	竿谷川	206-1126	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
121	大保木	柳谷川	206-1134	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
122	大保木	里山第二川	206-1136	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
123	氷見	向猪狩川	206-1150-1	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
124	氷見・黒瀬	向猪狩川	206-1150-2	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
125	氷見	尾土居谷川	206-1151	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
126	氷見	猪狩川	206-1152-1	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
127	氷見	猪狩川	206-1152-2	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
128	氷見	西谷川	206-1153	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
129	船屋	祝谷川	206-2038	令和 3 年 2 月 26 日	－
130	ひうち・船屋	ヨシガ谷川	206-2040	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
131	下島山	カノト谷川	206-2041-1	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
132	下島山	カノト谷川	206-2041-2	令和 3 年 2 月 26 日	－
133	飯岡、大浜	山口上川	206-2042	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
134	荒川	下谷川(1)	206-2047	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
135	藤之石	天神川	206-2048-1	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
136	藤之石	天神川	206-2048-2	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
137	中奥	浦野川	206-2049	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
138	西之川	西之川第一川	206-2050	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
139	西之川、東之川	東谷川(1)	206-2051	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
140	西之川、東之川	下谷川(2)	206-2052	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
141	西之川	猪谷川	206-2053	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
142	黒瀬	高外木谷川	206-2056	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日
143	洲之内	東谷川(2)	206-2057	令和 3 年 2 月 26 日	令和 3 年 2 月 26 日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
144	洲之内	棚林第一川	206-2058	令和３年２月26日	令和３年２月26日
145	下島山	大谷第一川	206-J045-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
146	下島山	大谷第一川	206-J045-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
147	飯岡	長屋敷川	206-J046	令和３年２月26日	令和３年２月26日
148	福武	大橋川	206-J047	令和３年２月26日	令和３年２月26日
149	坂元・野々市・氷見	西払川	206-J048	令和３年２月26日	令和３年２月26日
150	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
151	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
152	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-3	令和３年２月26日	令和３年２月26日
153	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-4	令和３年２月26日	令和３年２月26日
154	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-5	令和３年２月26日	令和３年２月26日
155	福成寺・旦之上	椎ノ木川	212-1003-6	令和３年２月26日	令和３年２月26日
156	黒谷	ナベワリ	212-1009	令和３年２月26日	－
157	河之内・旦之上	奥谷川	212-1014	令和３年２月26日	－
158	河之内・旦之上	スミヤ川	212-2001-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
159	福成寺・旦之上	スミヤ川	212-2001-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
160	実報寺・福成寺	実報寺谷２	212-2002	令和３年２月26日	令和３年２月26日
161	楠	楠谷	212-2003	令和３年２月26日	令和３年２月26日
162	楠・河原津	竹ヶ谷川	212-2004	令和３年２月26日	令和３年２月26日
163	河原津	南北川	212-2005	令和３年２月26日	令和３年２月26日
164	黒谷	アカガ谷川	212-2006	令和３年２月26日	令和３年２月26日
165	河之内	東国山川	212-2007	令和３年２月26日	令和３年２月26日
166	河之内	国山川	212-2008	令和３年２月26日	令和３年２月26日
167	河之内	夜討ヶ窪	212-2009	令和３年２月26日	令和３年２月26日
168	広岡	広岡谷	212-2010-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
169	広岡	広岡谷	212-2010-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
170	小松町妙口	裏谷川	321-1002	令和３年２月26日	令和３年２月26日
171	小松町妙口	裏之谷川	321-1003-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
172	小松町妙口	裏之谷川	321-1003-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
173	小松町妙口	鉄砲谷川	321-2001	令和３年２月26日	令和３年２月26日
174	小松町大郷	山ノ神川	321-2002	令和３年２月26日	令和３年２月26日
175	小松町大郷	池ノ谷	321-2004	令和３年２月26日	令和３年２月26日
176	小松町安井・明穂	安井谷	321-2005	令和３年２月26日	令和３年２月26日
177	小松町新屋敷	孫谷川	321-J001	令和３年２月26日	－
178	丹原町川根	井出ヶ谷川	323-1006-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
179	丹原町川根	井出ヶ谷川	323-1006-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
180	丹原町古田・川根・久妙寺	西山川	323-1009-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
181	丹原町古田・川根・久妙寺	西山川	323-1009-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
182	丹原町古田・川根・久妙寺	西山川	323-1009-3	令和３年２月26日	令和３年２月26日
183	丹原町徳能・古田	丹波谷川	323-1010-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
184	丹原町徳能・古田	丹波谷川	323-1010-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
185	丹原町徳能・古田	丹波谷川	323-1010-3	令和３年２月26日	令和３年２月26日
186	丹原町寺尾	東谷川	323-1016-1	令和３年２月26日	令和３年２月26日
187	丹原町寺尾	東谷川	323-1016-2	令和３年２月26日	令和３年２月26日
188	丹原町寺尾	東谷川	323-1016-3	令和３年２月26日	令和３年２月26日
189	丹原町寺尾	東谷川	323-1016-4	令和３年２月26日	令和３年２月26日
190	丹原町寺尾・明穂	東谷川	323-1016-5	令和３年２月26日	令和３年２月26日
191	丹原町楠窪	神部東谷川	323-1019	令和３年２月26日	令和３年２月26日
192	丹原町来見・鞍瀬	ウワナル谷川	323-1022	令和３年２月26日	令和３年２月26日
193	丹原町明河	古美西谷川	323-1025	令和３年２月26日	令和３年２月26日
194	丹原町鞍瀬・明河	保井野谷川	323-1027	令和３年２月26日	令和３年２月26日
195	丹原町鞍瀬	鞍瀬北谷川	323-1031	令和３年２月26日	令和３年２月26日
196	丹原町鞍瀬	鞍瀬南谷川	323-1032	令和３年２月26日	令和３年２月26日

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
197	丹原町千原	滝見川	323-1033	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
198	丹原町来見	大谷川	323-1039-1	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
199	丹原町来見	大谷川	323-1039-2	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
200	丹原町来見	大谷川	323-1039-3	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
201	丹原町来見	大谷川	323-1039-4	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
202	丹原町来見	ｼｮｳｼﾞｶﾞ谷川	323-1041-1	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
203	丹原町来見	ｼｮｳｼﾞｶﾞ谷川	323-1041-2	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
204	丹原町関屋	ウルメ川	323-1043-1	令和３年２月 26 日	－
205	丹原町関屋	ウルメ川	323-1043-2	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
206	丹原町関屋	ウルメ川	323-1043-3	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
207	丹原町関屋	関屋谷川	323-1044	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
208	丹原町久妙寺	久妙寺川	323-2001	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
209	丹原町田滝・高松	裏神子ヶ谷川	323-2002	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
210	丹原町志川・寺尾	ジョウ谷川	323-2003	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
211	丹原町楠窪	神部谷川	323-2004	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
212	丹原町楠窪	小谷川	323-2005	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
213	丹原町明河	下影谷	323-2006	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
214	丹原町鞍瀬	ﾈﾝｼﾞｮ東谷川	323-2007	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
215	丹原町鞍瀬	宮成谷川	323-2008	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
216	丹原町鞍瀬	鞍瀬谷川	323-2009	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
217	丹原町臼坂	西相之谷西川	323-2010	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
218	丹原町臼坂	西相之谷川	323-2011	令和３年２月 26 日	－
219	丹原町臼坂	相之谷川	323-2012	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
220	丹原町臼坂	柳曽谷川	323-2013	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
221	丹原町関屋・来見	ゴシャク谷川	323-2014	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
222	丹原町来見	タルミ谷川	323-2015	令和３年２月 26 日	－
223	丹原町関屋	大倉西谷川	323-2016	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
224	丹原町寺尾・志川	南谷川	323-J001	令和３年２月 26 日	令和３年２月 26 日
225※	市倉	市倉川	206-1120	令和３年 12 月７日	－
226※	西原	西原川	206-1139	令和３年 12 月７日	－
227※	千町	千町川	206-1125	令和３年 12 月７日	－
228※	船形	倉谷川	206-2045	令和３年 12 月７日	－
229※	中寺	中寺上川	206-2055	令和３年 12 月７日	－

※77、78 は平成 28 年７月 12 日愛媛県告示第 843 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※225、227、228、229 は平成 20 年２月１日愛媛県告示第 107 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

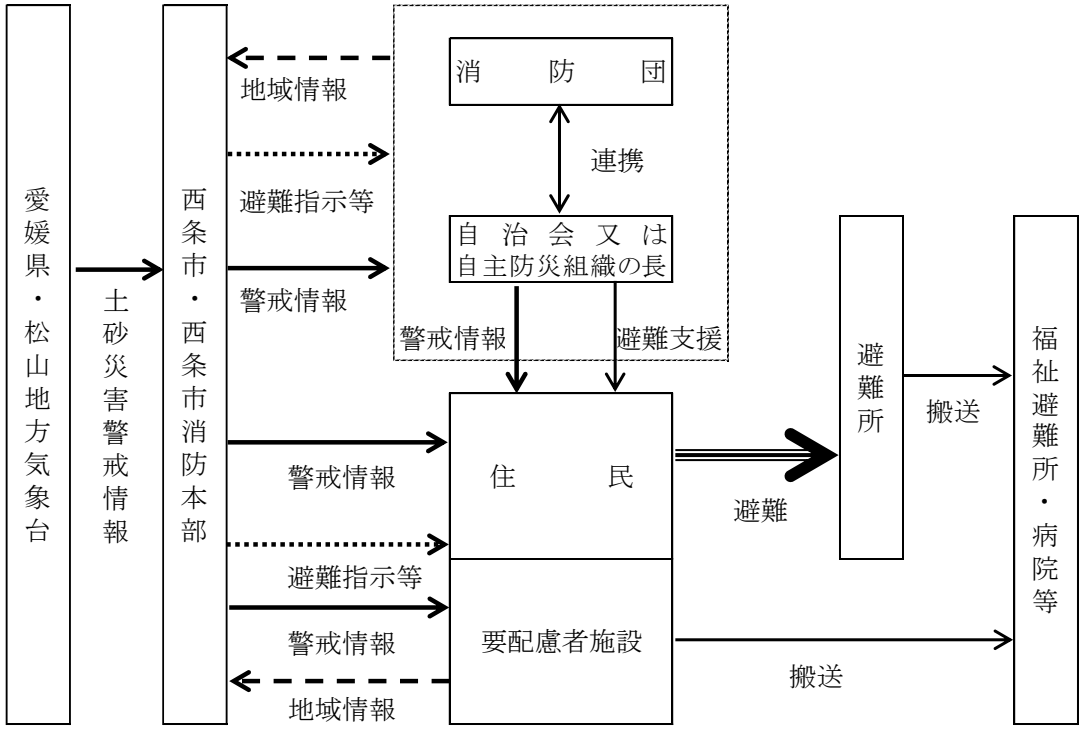
※226 は平成 28 年３月１日愛媛県告示第 226 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定

3 地すべり

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
1	大浜	大浜北	206-J-60	令和３年２月 26 日	－
2	市之川	市之川東	206-J-62	令和３年２月 26 日	－
3	丸野	丸野西	206-J-63	令和３年２月 26 日	－
4	千町・藤之石・荒川	千町	206-J-64	令和３年２月 26 日	－
5	藤之石	中之池	206-J-67	令和３年２月 26 日	－
6	兎之山	兎之山西	206-J-70	令和３年２月 26 日	－
7	黒瀬	上の原	206-J-71	令和３年２月 26 日	－
8	大保木	里山	206-J-73	令和３年２月 26 日	－
9	大保木	大桧	206-J-74	令和３年２月 26 日	－
10	大保木	峰	206-J-75	令和３年２月 26 日	－
11	中奥	細野	206-J-77	令和３年２月 26 日	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
12	丸野	丸野東	206-J-482	令和３年２月26日	－
13	中奥	東浦	206-J-486	令和３年２月26日	－
14	西之川	名古瀬東	206-J-487	令和３年２月26日	－
15	小松町妙口	原	321-J-83	令和３年２月26日	－
16	小松町大郷	大郷	321-J-84	令和３年２月26日	－
17	丹原町臼坂	成	323-J-79	令和３年２月26日	－
18	丹原町千原・鞍瀬	下千原	323-J-80	令和３年２月26日	－
19	丹原町楠窪	影無	323-J-82	令和３年２月26日	－
20	藤之石	黒代	206-NK-30	令和３年２月26日	－
21	藤之石	風透	206-NK-31	令和３年２月26日	－
22	西之川	平	206-NS-80	令和３年２月26日	－
23	荒川	大平	206-NS-82	令和３年２月26日	－
24	黒瀬甲	浦山	206-NS-83	令和３年２月26日	－
25	荒川乙	荒川	206-R-001	令和３年２月26日	－
26	黒瀬甲	百合城	206-R-002	令和３年２月26日	－
27	河之内	宝地	212-NK-77	令和３年２月26日	－
28	小松町大郷	開	321-NK-88	令和３年２月26日	－
29	丹原町鞍瀬	鍛治屋	323-NK-90	令和３年２月26日	－
30	丹原町明河	角立	323-NK-92	令和３年２月26日	－
31	丹原町明河	余野	323-NS-78	令和３年２月26日	－
32	丹原町明河・鞍瀬・楠窪	河之瀬	323-NS-79	令和３年２月26日	－
33	丹原町千原・鞍瀬	千原	323-NS-123	令和３年２月26日	－
34	丹原町臼坂	相之谷	323-R-002	令和３年２月26日	－
35	大浜	大浜南	206-J-481	令和３年２月26日	－

6-9 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統



警戒情報（伝達の方法）

西条市：市防災行政無線、自治会、自主防災組織、要配慮者利用施設への電話、FAX、市ホームページ、市SNS、西条市安全・安心情報お届けメール

消防本部：広報車等

（情報の凡例）
警戒情報
地域情報
避難情報

6-10 本市における浸水想定区域等の指定状況

1 洪水浸水想定区域

番号	水系	河川名	読み	県による指定日	備考
1	渦井川	渦井川	うずいがわ	令和 2 年 6 月 5 日	本川
2		桜川	さくらがわ	令和 7 年 5 月 30 日	本市に河川無し（浸水区域のみ有り）
3		室川	むろかわ		水系毎に作成
4		浪多川	なみだがわ		
5		界谷川	さかいだにがわ		
6		金剛院谷川	こんごういんだにがわ		
7	加茂川	加茂川	かもがわ	平成 28 年 5 月 13 日	本川
8		市之川	いちのかわ	令和8年 3 月 31 日	水系毎に作成
9		名古瀬谷川	なごせだにがわ		
10		御燈谷川	おとうだにがわ		
11	前神寺谷川	前神寺谷川	まえがみじだにがわ	令和8年 3 月 31 日	水系毎に作成
12	中山川	中山川	なかやまがわ	平成 28 年 5 月 13 日	本川
13		猪狩川	いがりがわ	令和8年 3 月 31 日	水系毎に作成
14		払川	はらいがわ		
15		向猪狩川	むかいいがりがわ		
16		東谷川	ひがしたにがわ		
17		西谷川	にしたにがわ		
18		小松川	こまつがわ		
19		大日川	だいにちがわ		
20		大谷川	おおたにがわ		
21		都谷川	みやこだにがわ		
22		妙谷川	みょうのたにがわ		
23		深谷川	ふかたにがわ		
24		安井谷川	やすいだにがわ		
25		関屋川	せきやがわ		
27		ウルメ川	うるめがわ		
28		東谷川	ひがしたにがわ		
29		志河川	しこがわ		
30		大谷川	おおたにがわ		
32		鞍瀬川	くらせがわ		
33	崩口川	崩口川	くれくちがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
34		本郷川	ほんごうがわ		
35	大曲川	大曲川	おおまがりがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
36		大川	おおかわ		
37	新川	新川	しんかわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
38		内川	うちかわ		
39		小島川	こじまがわ		
40		西山川	にしやまがわ		
41		高松川	たかまつがわ		
42		徳能川	とくのうがわ		
43	大明神川	大明神川	だいみょうじんがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
44	広江川	広江川	ひろえがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
45	境川	境川	さかいがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
46	一ツ橋川	一ツ橋川	ひとつばしがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
47	小向川	小向川	こむかいがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
48	北川	北川	きたがわ	令和 6 年 5 月 28 日	水系毎に作成
49		スミヤ川	すみやがわ		

2　高潮浸水想定区域

番号	沿岸名	県による指定日	備考
1	燧灘沿岸	令和 4 年 5 月 17 日	

※「水位周知海岸」及び「高潮特別警戒水位」の指定は無し

3　津波災害警戒区域

番号	市町名	県による指定日	備考
1	西条市	令和 3 年 8 月 27 日	

※「津波災害特別警戒区域」の指定は無し

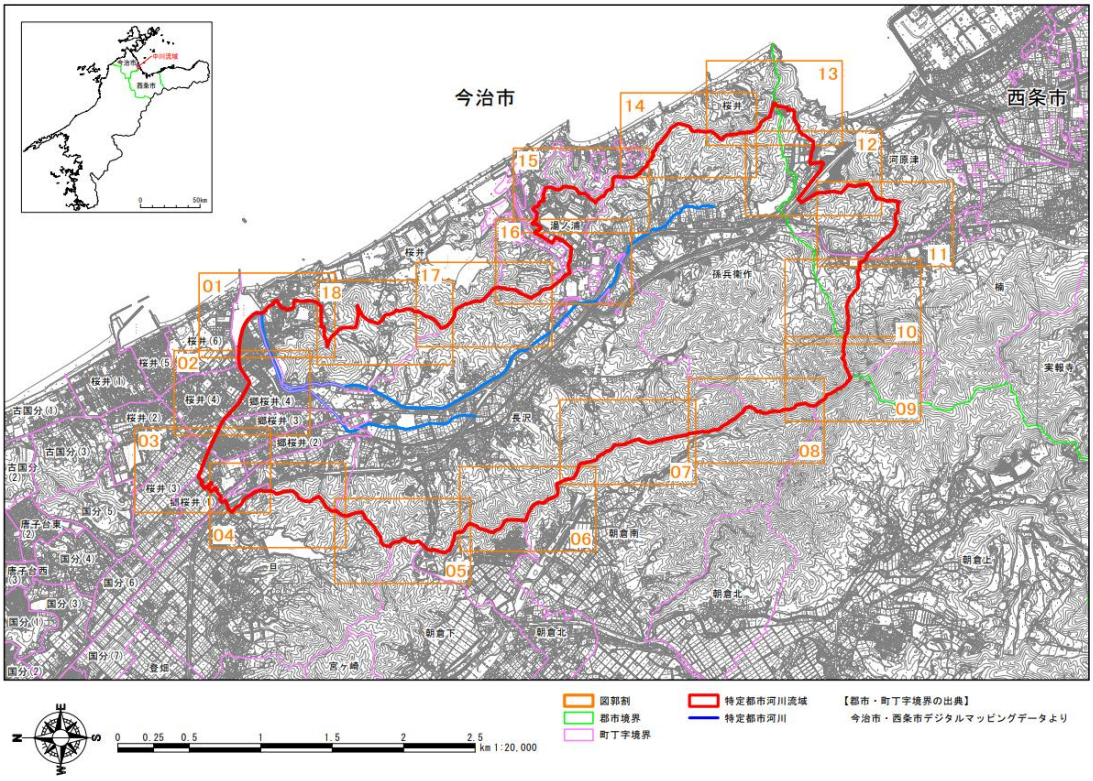
※洪水・高潮・津波浸水想定区域図は県ホームページ、各種ハザードマップは市ホームページを参照

6-11 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定状況・区域図

1　指定状況

番号	指定河川		指定区域	県による指定日	備考
	水系名	河川名			
1	中川水系	中川	中川流域	令和 7 年 10 月 1 日	本市に河川無し（流域のみ有）
		猿子川			

2　区域図



※区域図は県ホームページより抜粋

6-12「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第７条における対策計画作成の対象となる区域・対象事業所種別一覧

1　本市における対象となる区域

町丁目又は字名	備考
飯岡（高砂町、末広町）、下島山甲（川北）、玉津、船屋甲、船屋乙（主要地方道壬生川新居浜野田線以北）、ひうち、朔日市、栄町、東町、大師町、本町、明屋敷、神拝乙、新田、港、神拝甲（加茂町を除く）、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、福武甲（寿町、地蔵原、沢、春日町、若葉町東、下小川）、明神木、大町（横黒中、横黒西、御舟町、下小川、広見町、鷹丸町、朝日町、下町中、下町南、下町北、下町西、駅三区北、駅三区南、駅二区北、駅二区南、駅一区、福森町、幸町、紺屋町、栄町下、栄町中、栄町二、栄町三、新町下、新町中、新町上、上神拝）、中野甲（中西）、中西、洲之内甲（新出、奥の内、湯の谷、棚林の内、それぞれ市道神戸橘1号線以北）、安知生、禎瑞、西田甲（市道神戸橘1号線以北、かつ橘氷見1号線以北）、西泉甲、西泉乙（西泉東の市道神戸橘線以北）、坂元甲（国道 11 号線を含む飛び地）、楢木、氷見甲、氷見乙（朝日町、野部里、末長、新兵衛、宮の下、土居、浜道の内、それぞれJR予讃線以北）、氷見戊、古川新開、中西新開、安知生新開、鍋倉新開、西田新開、西田西新開、西泉東新開、西泉西新開、氷見東新開、氷見南新開、氷見北新開、氷見西新開、氷見石岡新開、東相生、西相生	旧西条
周布（市道北条周布線以北の地域は市道楠浜北条線以東、北条周布線以南の地域はJR予讃線以東）、石田（JR予讃線以東）、玉之江（JR予讃線以東、一般県道丹原小松線以北）、広江、今在家、北条、三津屋、三屋南、三津屋東、大新田、壬生川、喜多台（JR予讃線以東、新川以北）、高田（上高田、正法寺を除く）、河原津（今治小松自動車道以西においては宇佐橋を中心とした半径300m、かつ今治小松自動車道以東、但し河原津海岸以南）、河原津新田、楠（今治小松自動車道以東）、三芳（今治小松自動車道以東）	旧東予
小松町新屋敷（乗越、新屋敷の内JR予讃線以北）	旧小松

※対策計画の対象となるのは、推進地域のうち水深 30cm 以上の浸水が想定される区域（字又は町丁目）

2　対象となる事業所種別一覧（南海トラフ特措法施行令（平成 15 年政令第 324 号）第 3 条各号）

政令番号	施設又　事業事例		収容人員等	対策計画又は南海トラフ地震防災規程を定める計画	提出先
1	【消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項】				
	1項	イ　劇場、映画館、演芸場又観覧場 ロ　公会堂又は集会場	30 人以上 〃	消防計画 （消防法第 8 条第 1 項）	消防長
	2項	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類 ロ　遊技場又はダンスホール ハ　性風俗関連特殊営業店舗 ニ　カラオケボックス、個室マンガ喫茶・ネットカフェ　等	30 人以上 〃 〃 〃		
	3項	イ　待合、料理店類 ロ　飲食店	30 人以上 〃		
	4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30 人以上		
	5項	イ　旅館、ホテル又は宿泊所類	30 人以上		
	6項	イ　病院、診察所又 は助産所	30 人以上		
	8項	図書館、博物館、美術館類	50 人以上		
	9項	イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類 ロ　イ以外の公衆浴場	30 人以上 50 人以上		
	10項	車両停車場又は船舶若しくは　航空機　発着場	50 人以上		
	11項	神社、寺院、教会類	50 人以上		
	13項	イ　自動車車庫又 は駐車場	50 人以上		
	15項	前各項に該当しない事業場	50 人以上		
	16項の2	地下街	30 人以上		
	16項の3	準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの）	50 人以上		
	17項	文化財建築物	50 人以上		
2	【消防法施行令第 1 条の2 第 3 項】 次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの				
		消防法施行令別表第11項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設	30 人以上	消防計画 （消防法第 8 条第 1 項）	消防長
		消防法施行令別表第18項 9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設	50 人以上		

	消防法施行令別表第18項 9項ロ、10項、11項、13項イ、 15項の施設	30 人以上 50 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
3	【危険物 規制に関する政令第 37 条】 予防規程を定めなければならない危険物 製造所、貯蔵所、取扱所	全て	予防規定 (消防法第 14 条2 第 1 項)	市町村長
4	【火薬類取締法第 3 条】 火薬類 製造所(経済産業大臣 許可)	全て	危害予防規程 (火薬類取締法第 28 条第 1 項)	知事
5	【高圧ガス保安法第 5 条第 1 項】 高圧ガス製造事業所(都道府県知事 許可)	全て	危害予防規程 (高圧ガス保安法第 26 条第 1 項)	知事
6	【毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項及び第 2 項】毒物・劇物製造、貯蔵所	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
7	【核原料物質、核燃料物質及び原子炉 規制に関する法律第 3 条等】 核燃料物質 製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設等	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 8 条)	知事
8	【石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 6 号】 石油コンビナート等防災区域内 特定事業所(第一種・第二種事業所)	全て	防災規程 (石油コンビナート等災害防止法第 18 条第 1 項)	市町村長
9	【鉄道事業法第 2 条第 1 項】 第一種鉄道事業者、第二種鉄道事業者及び第三種鉄道事業者	全て	実施基準 (鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 3 条第 1 項)	運輸局長
	【鉄道事業法第 2 条第 5 項】 索道による旅客又は貨物 運送を行う事業	全て	細則 (索道施設に関する技術上の基準を定める省令第 3 条)	運輸局長
10	【軌道法第 3 条】 軌道を敷設して運輸事業を営む者	全て	細則 (軌道運転規則第 4 条第 1 項)	運輸局長
11	【海上運送法第 2 条第 5 項・第 21 条第 1 項】 一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業	全て	安全管理規程 (海上運送法施行規則第7条の2第1項、第21条の19第1項)	運輸局長
12	【道路運送法第 3 条第 1 項イ】 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)	全て	運輸管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 2 第 1 項)	運輸局長

13	【学校教育法第 1 条・第 82 条2・第 83 条】			
	学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、専修学校、各種学校その他	50 人以上 (幼稚園又は特別支援学校は 30 人以上)	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
		50 人未満 (幼稚園又は特別支援学校は 30 人未満)	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
14	授産施設	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
	【児童福祉法第 7 条第 1 項】			
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
	乳児院、障害児入所施設	10 人以上		
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	30 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
	乳児院、障害児入所施設	10 人未満		
	母子生活支援施設、児童厚生施設	全て		
	【身体障害者福祉法第 5 条第 1 項】			
	身体障害者福祉センター	30 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
	身体障害者福祉センター	30 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
	補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	全て		
	【生活保護法第 38 条第 1 項】			
	更正施設	30 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
	救護施設	10 人以上		
	更正施設	30 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 8 条)	知事
	救護施設	10 人未満		
	医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	全て		
	【売春防止法第 36 条】			知事
	婦人保護施設	全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 8 条)	
	【老人福祉法第 5 条の 3・第 29 条第1項】			
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長

		老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるもの)	10 人以上		
		老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるものを除く)	30 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
		老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態ある者を入居させるもの)	10 人未満		
	【介護保険法第 8 条第 28 項】				
		介護老人保健施設	10 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
			10 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
	【障害者総合支援法第 5 条第 1 項・第 12 項・第 26 項・第 27 項】				
		障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長
		障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるもの。)	10 人以上		
		障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、障害者支援施設(障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム	30 人未満	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
		障害者支援施設(障害　程度が重い者を入所させるも　。)	10 人未満		
15	【鉱山保安法第 2 条第 2 項】 鉱山		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
16	【港湾法第 2 条第 5 項第 8 号】 貯木場		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
17	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(敷地 10,000 ㎡以上のもの) 動物園		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
18	【道路法第 2 条第 1 項】 道路法の規定による道路のうち、地方道路公社が管理する道路 【道路運送法第 2 条第 8 項】 一般自動車道		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
19	【放送法第 2 条第 2 号・第 118 条第 1 項】 基幹放送事業、放送局設備供給役務提供事業		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
20	【ガス事業法第 2 条第 10 項】 一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業所		全て	保安規程 (ガス事業法第 30 条第 1 項)	経済産業大臣
21	【水道法第 3 条第 2 項・第 4 項・第 6 項】 水道事業、水道用水供給事業、専用水道		全て	対策計画 (南海トラフ特措法第 7 条)	知事
22	【電気事業法第 2 項第 1 項第 9 号】 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業		全て	保安規程 (電気事業法第 42 条第 1 項)	経済産業大臣
23	【石油パイプライン事業法第 2 条第 3 項】 石油パイプライン事業		全て	保安規程 (石油パイプライン事業法第 27 条第 1 項)	経済産業大臣
24	上記以外工場、作業場又は事業場等		勤務する者の数が 1,000 人以上	消防計画 (消防法第 8 条第 1 項)	消防長

※収容人員は、消防法施行規則第1条の3によるものであり、従業者や施設利用者数、床面積など、防火対象物の区分に応じて算定し、定められるもの。

6-13 ため池ハザードマップ（令和 4 年度公表）掲載ため池一覧

番号	掲載簿冊	ため池番号	ため池名称	掲載ページ	備考
1	玉津・飯岡・神戸・加茂	002	加納戸池	P9,10	
2		003	水谷池	P11,12	
3		004	里木池	P13,14	
4		006	金蔵坊池	P15,16	
5		007	岡寺池	P17,18	
6		010	菅谷池	P19,20	
7		014	新池(飯岡)	P21,22	
8		015	荘八池	P23,24	
9		019	夫婦池	P25,26	
10		020	征露池	P27,28	
11		021	八幡池	P29,30	
12		022	祖父崎池	P31,32	
13		023	旧皇子池	P33,34	
14		024	皇子池		
15		025	椎ノ木池	P35,36	
16		026	半田池		
17		027	産能池	P37,38	
18		028	天皇池	P39,40	
19		029	中ノ内池	P41,42	
20		030	つく池	P43,44	
21		031	日明池	P45,46	
22		032	上野池 1	P47,48	
23		034	保国寺池	P49,50	
24		035	風呂ヶ谷池	P51,52	
25		068	土居ノ池	P53,54	
26		069	西郷池	P55,56	
27	橘・氷見	040	新池(坂元)	P9,10	
28		041	ツケ池	P11,12	
29		042	向原下池	P13,14	
30		043	向原上池	P15,16	
31		046	住吉池	P17,18	
32		050	柿池	P19,20	
33		052	北山池	P21,22	
34		054	なすび池	P23,24	
35		055	角池	P25,26	
36		056	野々市池	P27,28	
37		057	センゾウ池	P29,30	R7 廃止
38		058	赤池	P31,32	
39		059	上寺池	P33,34	
40		060	庵ノ池	P35,36	
41		063	城ノ谷池	P37,38	
42		064	小森池	P39,40	
43		065	オカル池	P41,42	
44		066	山尾西池	P43,44	
45		067	蝮谷池	P45,46	
46	小松・石根	110	天神旧池	P9,10	
47		111	三角池	P11,12	
48		114	半住谷池		
49		112	幸神谷新池	P13,14	
50		113	幸神谷旧池		R6 廃止
51		115	香池	P15,16	
52		116	藍刈池	P17,18	
53		117	上裏池	P19,20	
54		118	築池	P21,22	
55		119	大谷池	P23,24	
56		120	池の谷池	P25,26	
57		121	修理谷池	P27,28	
58		122	地蔵谷池	P29,30	
59		127	池ノ谷池	P31,32	

番号	掲載簿冊	ため池番号	ため池名称	掲載ページ	備考
60		129	山ノ神池	P33,34	R7 廃止
61		131	上城ヶ平池	P35,36	
62		133	寺東池	P37,38	
63		134	中池		
64		135	西屋敷池		
65		136	西谷泉池	P39,40	
66		137	中ノ池		
67		138	畑池		
68		139	阿弥陀池		
69	田野・中川	162	池之内池	P9,10	
70		165	西池	P11,12	
71		167	兼久前池	P13,14	
72		169	大明神池	P15,16	
73		170	照井池	P17,18	
74		171	小池	P19,20	
75		179	上谷池	P21,22	
76		180	山之神池	P23,24	R6 廃止
77		181	寺池	P25,26	
78		182	かつざん池	P27,28	
79		185	古池(明穂)	P29,30	
80		187	宮前池	P31,32	
81		188	寺尾上池	P33,34	
82		189	ひょうたん池	P35,36	
83		190	原池	P37,38	
84		191	竹谷池	P39,40	
85		192	六本松池	P41,42	
86		193	西ノ谷池	P43,44	
87	徳田・丹原	140	新池(高知)	P9,10	
88		142	じとわ池	P11,12	R6 廃止
89		143	寺池	P13,14	
90		144	奥池(高知)	P15,16	
91		145	大成寺池	P17,18	
92		146	湯ノ谷池	P19,20	
93		148	神池	P21,22	
94		149	塩出池	P23,24	
95		150	山ノ神池	P25,26	
96		151	長尾池	P27,28	
97		152	上池	P29,30	
98		153	蓮池	P31,32	
99		154	西山池	P33,34	
100		155	走田池	P35,36	
101		156	善丈池	P37,38	
102		157	弘法院池	P39,40	
103	徳田・丹原	158	新池(久妙寺)	P41,42	
104		159	ハス池	P43,44	
105		160	谷池	P45,46	
106		168	笹ヶ窪池	P47,48	
107		175	真萱尻池	P49,50	
108		176	新堀池	P51,52	
109		178	古池(川根)	P53,54	
110	楠河・庄内・吉岡	072	裏丈山池	P9,10	
111		073	六軒大池	P11,12	
112		074	瓢箪池	P13,14	
113		075	成福寺大池	P15,16	
114		076	小池		
115		077	長池		
116		079	大池	P17,18	
117		080	王子池	P19,20	
118		081	新月上池	P21,22	
119		082	新月下池		
120		083	下谷池	P23,24	

番号	掲載簿冊	ため池番号	ため池名称	掲載ページ	備考
121		084	松木池	P25,26	
122		085	寺池	P27,28	
123		086	庵池	P29,30	
124		087	まくま池	P31,32	
125		094	大明神池	P33,34	
126		095	水谷池	P35,36	
127		096	五ヶ谷池	P37,38	
128		097	昭和池	P39,40	
129		098	今日川池	P41,42	
130		099	麦尻池	P43,44	
131		100	上池	P45,46	
132		101	新池	P47,48	
133		102	古池（上市古池）	P49,50	
134		103	北谷池	P51,52	
135		104	蓮池	P53,54	
136		105	四十谷池	P55,56	
137		106	安用奥池	P57,58	
138		107	山王池	P59,60	
139		108	寺池	P61,62	
140		109	池の谷池	P63,64	

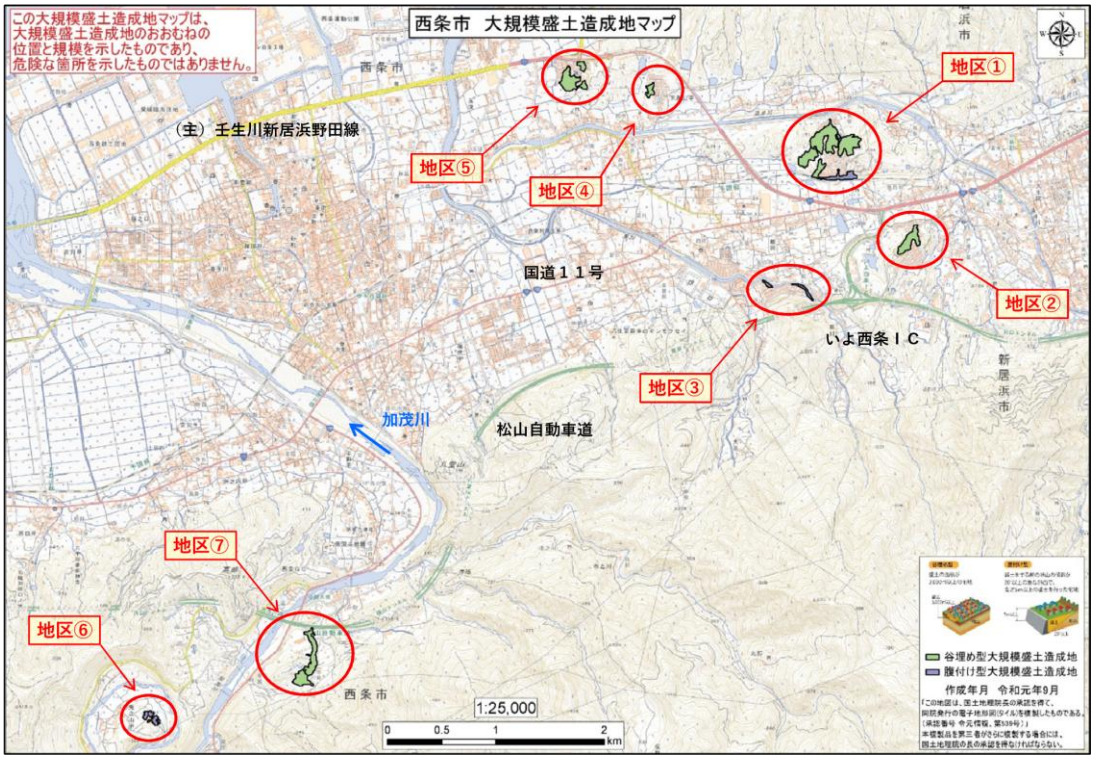
※ため池ハザードマップは市ホームページを参照
※廃止したため池も掲載

6-14 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る事前避難対象地域等

本市における事前避難対象地域　：　該当地域無し

6-15 大規模盛土造成地　造成年代調査結果

1　造成位置図

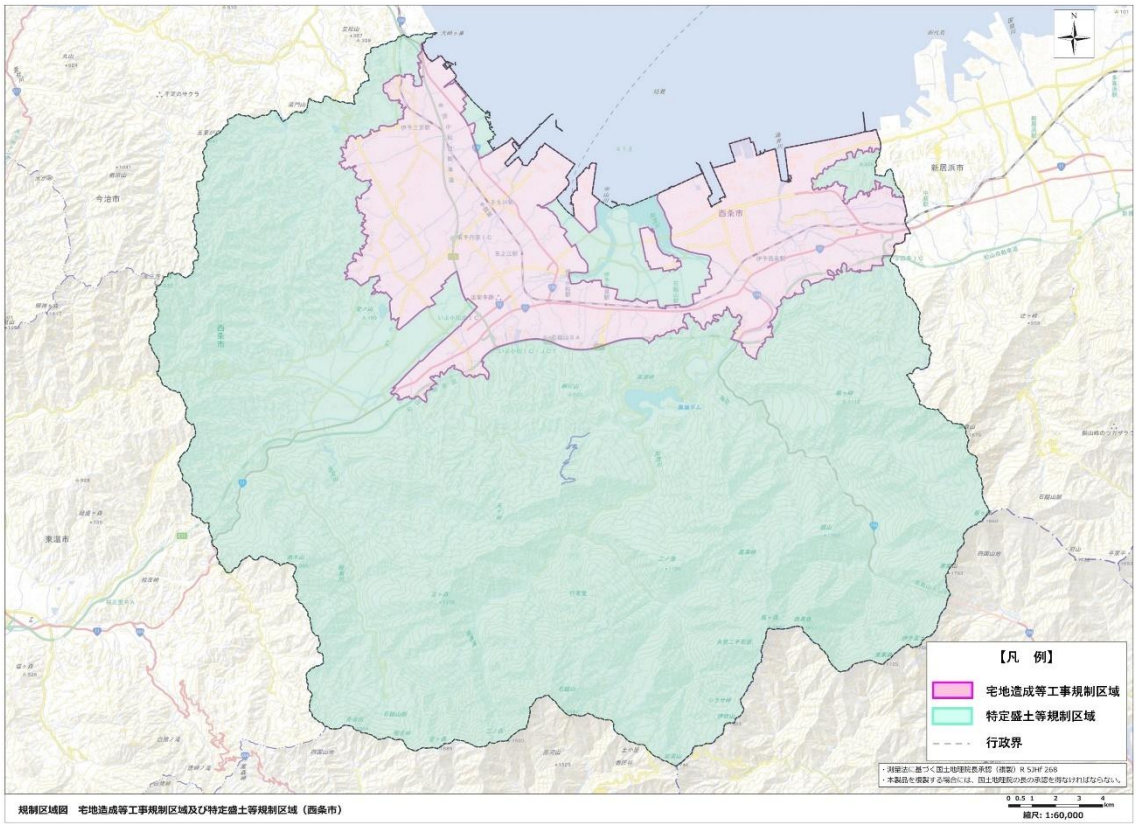


2　大規模盛土造成地一覧表

地　区		盛土により宅地を造成した年代	調査に用いた航空写真の撮影時期		大規模盛土の形状				
			造　成　前	造　成　後	谷埋め型		腹付け型		計
①	飯　岡	1974 年(昭和 49 年)	1967 年(昭和 42 年)	2007 年(平成 19 年)	○	4箇所	○	1箇所	5箇所
②	飯　岡	1984 年(昭和 59 年)	1969 年(昭和 44 年)	2007 年(平成 19 年)	○	1箇所	－	－	1箇所
③	飯　岡	1975 年(昭和 50 年)	1975 年(昭和 50 年)	2007 年(平成 19 年)	－	－	○	2箇所	2箇所
④	下島山	1979 年(昭和 54 年)	1966 年(昭和 41 年)	2007 年(平成 19 年)	○	1箇所	－	－	1箇所
⑤	天　神	1993 年(平成 5 年)	1975 年(昭和 50 年)	2007 年(平成 19 年)	○	2箇所	－	－	2箇所
⑥	兎之山	1996 年(平成 8 年)	1975 年(昭和 50 年)	2007 年(平成 19 年)	－	－	○	3箇所	3箇所
⑦	中　野	1986 年(昭和 61 年)	1975 年(昭和 50 年)	2007 年(平成 19 年)	○	2箇所	－	－	2箇所
盛土数　合計7地区(箇所)					10箇所		6箇所		16箇所

6-16 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

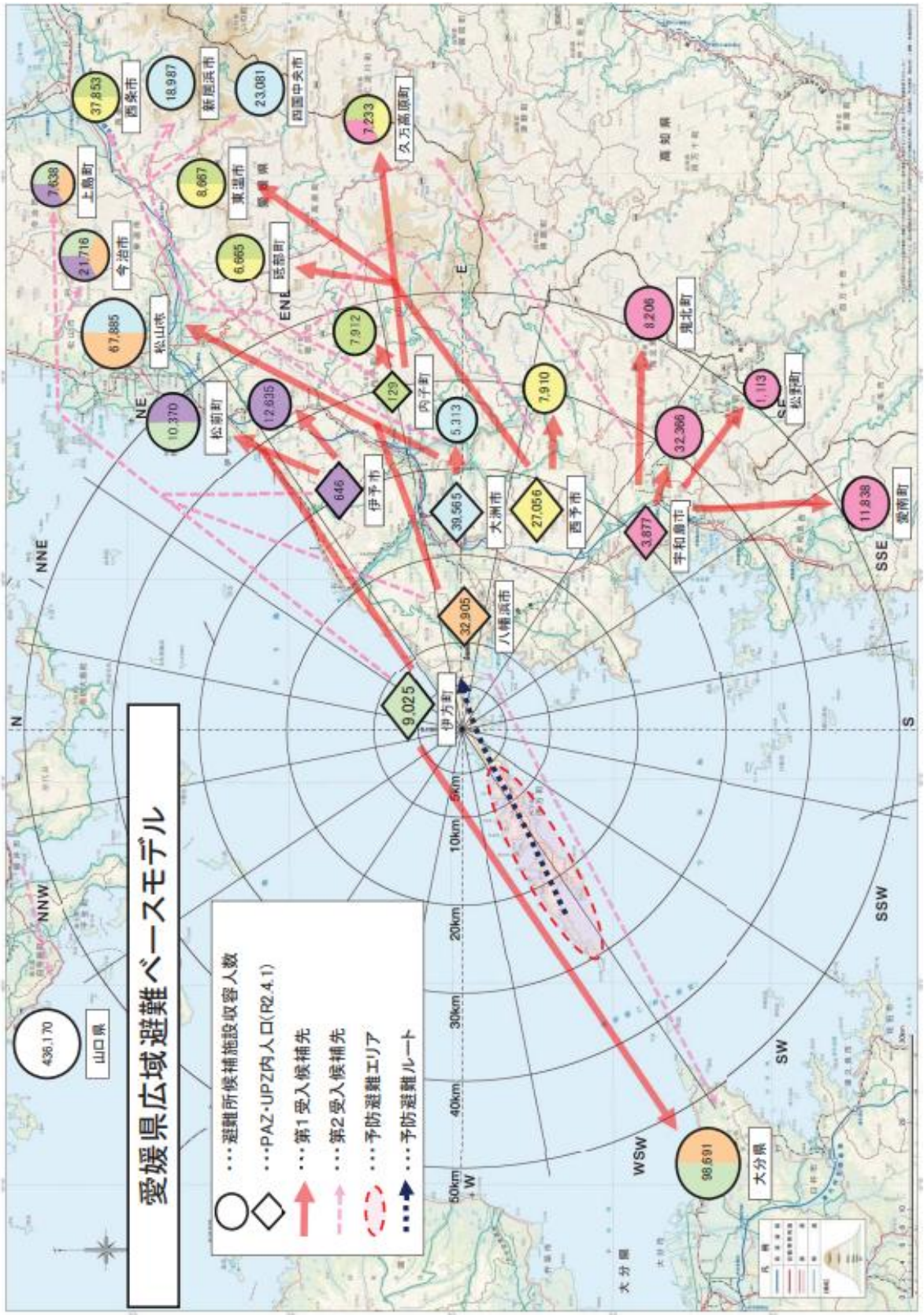
1　区域図



出典　愛媛県 HP_盛土規制法のページ

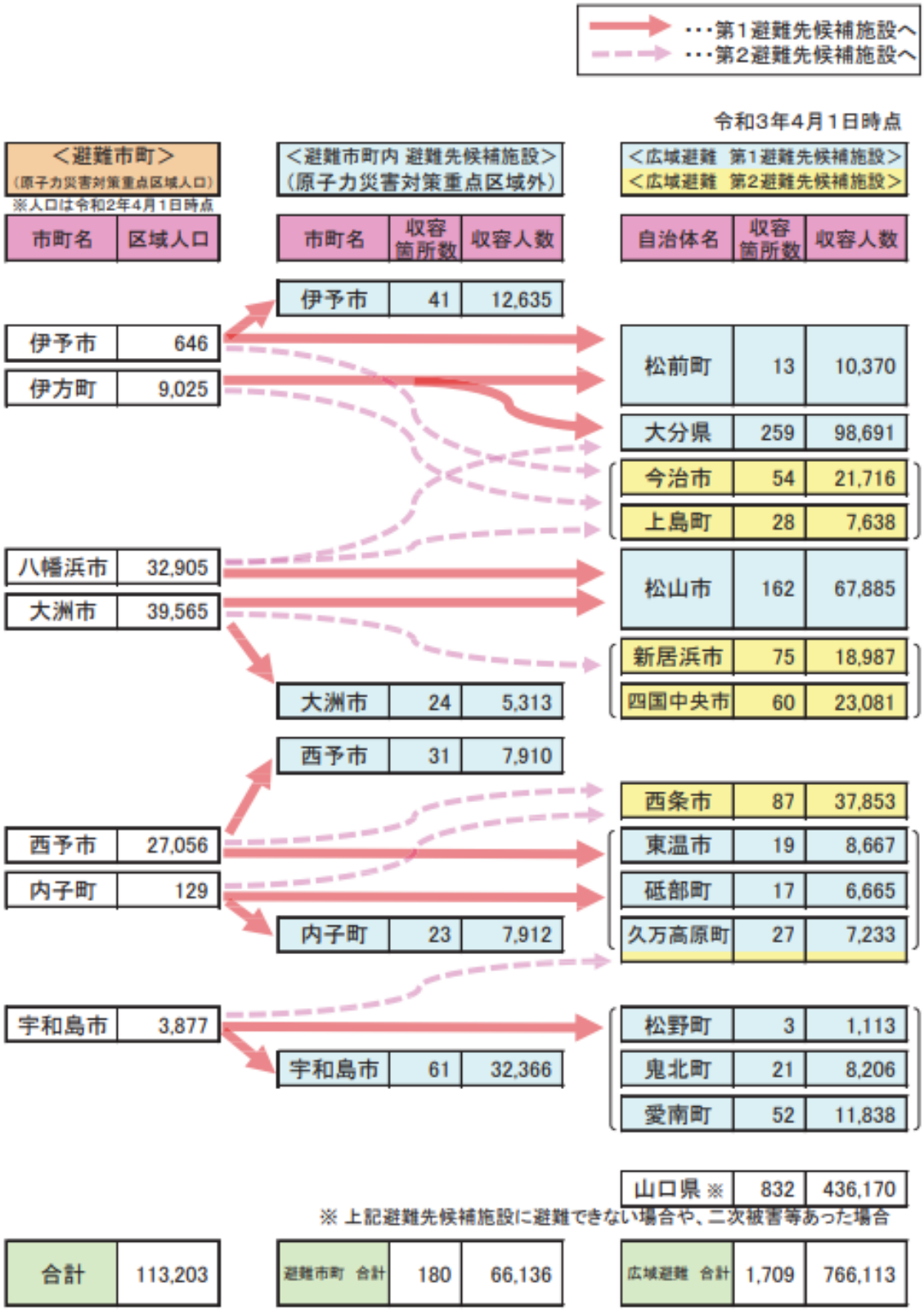
6-17 愛媛県広域避難計画 関係

1　愛媛県広域避難ベースモデル



出典:愛媛県広域避難計画(令和3年6月修正)

2　広域避難　避難市町人口及び避難先候補施設



出典：愛媛県広域避難計画（令和3年6月修正）

7　自主防災組織・防災士等関係

7-1 自主防災会規約（案）

○○自主防災会規約(案)

（名称及び事務所）
第１条　この会は、○○自主防災会（以下「防災会」という。）と称し、事務所を、○○集会所内に置く。
（目的）
第2条　防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行うことで、災害(地震その他)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
（事業）
第３条　防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 防災に関する知識の普及に関すること。
(2) 災害発生時における安否確認等情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、炊き出しに関すること。
(3) 防災訓練の実施に関すること。
(4) 防災資機材の備蓄に関すること。
（組織及び役員）
第４条　防災会は、○○集会所の自治会区域に属する住民によって構成し、次の役員を置く。
(1) 会長　　１名
(2) 副会長　１名
(3) 会計　　１名
(4) 班長　　４名
(5) 監事　　２名
（役員の任期）
第5条　役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の任務）
第６条　会長は、防災会を代表し会議を招集するとともに、災害発生時には、応急対策の指揮をとる
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
3　会計は、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
4　班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
5　監事は、会計を監査する。
（会議）
第７条　防災会の会議は、総会及び役員会とする。
2　総会は、毎年１回開催する。
3　役員会は、必要に応じ開催する。
4　会議の議長は、当該会議ごとに選出する。
5　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
（防災計画）
第８条　防災会は、第３条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。
（経費）
第９条　防災会の運営に要する費用は、総会の議決を経て別に定める会費、その他の収入をもって充てる。
（会計年度）
第１０条　防災会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（雑則）
第11条　この規約に定めるもののほか、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和　　年　　月　　日から実施する。

7-2 連合自主防災組織結成状況及び地区防災計画策定状況一覧

No.	地区名	連合自主防災組織　結成年月日	地区防災計画　策定年月日
1	玉津	令和 2 年 10 月 1 日	
2	飯岡	平成 30 年 2 月 20 日	平成 30 年 2 月 20 日
3	西条	令和 6 年 3 月 19 日	
4	神拝	令和 7 年 5 月 31 日	
5	大町	平成 30 年 2 月 22 日	平成 30 年 2 月 22 日
6	神戸	令和 2 年 12 月 12 日	令和 4 年 4 月 1 日
7	禎瑞	令和元年 5 月 1 日	
8	橘	平成 29 年 2 月 23 日	平成 29 年 2 月 23 日
9	氷見	令和元年 5 月 23 日	
10	加茂		
11	大保木		
12	周布		
13	吉井	令和 2 年 12 月 10 日	
14	多賀		
15	壬生川	令和 2 年 4 月 1 日	
16	国安		
17	吉岡		
18	三芳		
19	庄内		
20	楠河		
21	丹原		
22	徳田		
23	田野		
24	中川	令和 2 年 11 月 1 日	
25	桜樹	令和 2 年 11 月 20 日	
26	小松		
27	石根		

※空欄は未作成

7-3 防災士の養成実績（延べ人数）

令和８年４月１日現在

年度	市講座	県講座	県講座の内高校生	消防特例	民間等	年合計	総計
H17	90			－	－	90 名	90 名
H18	147			－	4	151 名	241 名
H19	138			8	2	148 名	389 名
H20	156			－	－	156 名	545 名
H21				－	－		545 名
H22				5	－	5 名	550 名
H23				4	－	4 名	554 名
H24		46	－	4	－	50 名	604 名
H25		49	－	4	－	53 名	657 名
H26		46	－	33	1	80 名	737 名
H27		97	－	2	－	99 名	836 名
H28		79	－	2	2	83 名	919 名
H29		77	14	3	1	81 名	1,000 名
H30		78	19	－	2	80 名	1,080 名
R1		64	12	7	3	74 名	1,154 名
R2		59	18	6	－	65 名	1,219 名
R3		45	11	6	－	51 名	1,270 名
R4		38	12	8	－	46 名	1,316 名
R5		55	20	3	－	58 名	1,374 名
R6		64	27	5	－	69 名	1,443 名
R7		70	32	－	－	70 名	1,513 名

※男性 1,182 名、女性 331 名

※死亡者や市外転出者を含めた合計

※上記は市や県が主催する講座等を経て資格を取得した者の数であり、他機関等、市が取得に関与していない資格取得者は原則含まれない。

7-4 防災西条ネットワーク規約

（名称）
第1条 この会は防災西条ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。
（事務局の所管）
第2条 事務局には会員から事務局長1名を置く。
（目的）
第3条 ネットワークは、防災士のスキルアップ研修等の実施、防災士による防災啓発活動の企画・運営、会員の情報交換・懇親を目的に活動する。
（事業）
第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 防災士のスキルアップに関すること。
(2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
(3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事業
（会員）
第5条 ネットワークの会員は、登録を希望する西条市在住または西条市に関係する防災士（特定非営利法人日本防災士機構により認定された防災士の資格を有する者をいう。）とする。
（役員）
第6条 ネットワークに次の役員を置く。
(1) 会長 1人
(2) 副会長 2人
(3) 会計 1人
(4) 監事 2人
(5) 書記 1人
2 会長は、会員のうちからネットワークの会議において選任する。
3 副会長含む役員は、会員のうちから会長が指名する。
4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 会長は会務を総理し、ネットワークを代表する。
6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。
7 会計は出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
8 監事は、会計を監査する。
（役員の解任）
第7条 役員が、本会の名誉を傷つける行為等をしたときは、当該役員を除いた役員会で審議する。
（会議）
第8条 ネットワークの会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
2 会議は、次の事項を審議する。
(1) 規約の改正に関すること。
(2) 事業計画に関すること。
(3) 役員の選出に関すること。
(4) その他必要と認める事項
3 会議は、会員総数の過半数（委任状含む。）の出席をもって成立する。
4 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決するところによる。
（その他）
第 9 条 会長は、やむを得ない事由により第 8 条の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての会員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)により、会議に付すべき事項を回議することをもって同条の会議の開催に代えることができる。
（その他）
第 10 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 3 年 2 月 28 日から施行する。
この規約は、令和 4 年 6 月 11 日から施行する。

7-5 西条市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱

（趣旨）
第1条 この告示は、西条市自主防災組織推進要綱（平成 16 年西条市告示第 2 号）に基づき結成された自主防災組織に対し、育成促進及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として、西条市が自主防災組織育成事業予算の範囲内で防災資機材（以下「資機材」という。）を貸与することについて、必要な事項を定める。
（貸与基準及び貸与資機材）
第2条 市は、集会所等の活動拠点を持つ自主防災組織1組織に対し、原則として資機材1セットを貸与するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、予算の範囲内で資機材の変更及び追加貸与することができる。
2 前項の資機材1セットの内訳は、別表のとおりとする。
（貸与の申請）
第3条 資機材の貸与を受けようとする自主防災組織（以下「申請団体」という。）は、防災資機材貸与申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
（貸与の決定及び通知）
第4条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、貸与することが適当と認めたときは、貸与を決定する。
2 市長は、貸与を決定したときは、防災資機材貸与決定通知書（様式第2号）を、申請団体に通知するものとする。
（受領書）
第5条 市長は、資機材を貸与した申請団体に対し、貸与後、防災資機材貸与受領書（様式第3号）の提出を求めるものとする。
（変更届）
第6条 市長は、申請団体から提出された貸与申請書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項について変更を認めたときは、申請団体に変更届出書（様式第4号）の提出を求めるものとする。
(1) 組織名
(2) 保管場所
(3) 管理責任者
(4) 連絡先
（貸与の取消し）
第７条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与の決定を取り消し、又はすでに貸与した資機材の返還を求めるものとする。
(1) 虚偽その他不正な手段で貸与の決定を受けたとき。
(2) 申請団体が解散したとき。
（資機材の保管）
第8条 資機材は、集会所等申請団体の活動拠点となる場所に保管するものとする。
（資機材の報告及び検査）
第9条 市長は、申請団体に対し、資機材の保管状況について、報告を求めることができる。
2 市長は、保管状況の確認が必要と認めるときは、現地調査を実施することができる。
（資機材の亡失届）
第10条 市長は、申請団体から災害活動、防災訓練等で資機材を亡失した旨の届出がなされたときは、申請団体に防災資機材亡失届出書（様式第5号）の提出を求めるものとする。
（資機材の補修等）
第11条 資機材に修理の必要が生じた場合には、当該申請団体の責任で補修するものとする。
2 貸与資機材のうちサイレン付ハンドマイクの乾電池等の消耗品は、当該申請団体において補充するものとする。
（その他）
第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行時期）
1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
（東予市自主防災組織に対する防災資機材貸与規程の廃止）
2 東予市自主防災組織に対する防災資機材貸与規程（平成 13 年東予市制定）は、廃止する。

別 表

防災資機材一覧

	資 機 材 名	数量	備 考
1	バール	1本	900㎜
2	ショベル	1本	
3	ハンマーツルハシ	1本	3㎏柄付
4	油圧式ジャッキ	1式	2t用
5	荷締機	1式	500㎏用
6	ロープセット	1式	ワイヤーロープ 9㎜×2m (先端ダブルスリング加工) 1本 トラロープ 9㎜×30m 1本
7	クリッパー	1個	
8	万能オノ	1本	
9	切断道具	1式	木工用鋸・鉄工用鋸 各1本
10	防護用品セット	1式	皮手袋・防塵マスク・防護メガネ 各1個
11	カマセ木	1個	
12	サイレン付ハンドマイク	1個	
13	布担架	1個	四ツ折り式
14	収納箱	1式	
15	ヘルメット	10個	
16	第2条ただし書に定める市長が特に必要と認めるもの		

防災資機材写真（参考資料）



様式第1号(第3条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿

防災資機材貸与申請書

西条市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱の規定により、下記のとおり防災資機材の貸与を申請します。

記

1 結成年月日　　年　月　日

2 保管場所　＿＿＿＿＿＿＿＿

3 管理責任者　＿＿＿＿＿＿＿＿

4 連絡先　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

受付欄	備考欄

様式第2号(第4条関係)

年　月　日

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

西条市長　　印

防災資機材貸与決定通知書

年　月　日付けで申請のありました、防災資機材の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

防　災　資　機　材　　1セット			
資 機 材 名	数　量	資 機 材 名	数　量

※　貸与の日時及び場所については、追って通知しますので、この通知書及び印鑑を持参の上、受領してください。

※ 連 絡 先

様式第3号(第5条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿印

防災資機材貸与受領書

西条市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱の規定により、下記の資機材を受領しました。

記

1 受領年月日　　年　月　日

2 受 領 者　住 所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿印

3 受領資機材　　合 計 ＿＿＿＿1 セット＿＿＿＿

資機材名	数量	資機材名	数量

受付欄	備考欄

様式第4号(第6条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿

変 更 届 出 書

防災資機材貸与申請書の記載事項に変更を生じましたので、下記のとおり届出します。

記

	旧 届 出 内 容	変 更 内 容
1 組 織 名		
2 保管場所		
3 管理責任者		
4 連 絡 先	TEL	TEL

受 付 欄	備 考 欄

様式第5号(第10条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者＿＿＿＿＿＿＿＿

防災資機材亡失届出書

西条市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱の規定により、下記のとおり防災資機材の亡失について届出いたします。

記

1　亡失理由

2　亡失資機材

受　付　欄	備　考　欄

7-6 西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱

令和元年 10 月 15 日
(要)告示第 29 号
改正 令和 5 年 2 月 1 日(要)告示第 6 号
改正 令和 6 年 4 月 30 日(要)告示第 59 号
改正 令和 7 年 3 月 17 日(要)告示第 23 号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織等が実施する組織活性化のための活動に対し、予算の範囲内において、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) おおむね小学校区、公民館等の活動範囲の住民で構成された広域的に活動を行う自主防災組織の連合体及び各地区防災士連絡協議会

(2) 防災西条ネットワーク

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 地区防災計画の作成に関する事業

(2) 地域の防災訓練の実施に関する事業

(3) 地域の防災対策に係るワークショップの実施に関する事業

(4) その他自主防災組織等の活性化又は連携促進を図るために市長が適当と認める事業

2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費であって別表に定めるものとする。

3 補助率は、10分の10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金は、100,000円を上限とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の金額又は前項の規定による補助金の上限額のうちいずれか少ない額(以下「補助金額」という。)とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織等が実施する組織活性化のための活動に対し、予算の範囲内において、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) おおむね小学校区、公民館等の活動範囲の住民で構成された広域的に活動を行う自主防災組織の連合体及び各地区防災士連絡協議会

(2) 防災西条ネットワーク

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 地区防災計画の作成に関する事業

(2) 地域の防災訓練の実施に関する事業

(3) 地域の防災対策に係るワークショップの実施に関する事業

(4) その他自主防災組織等の活性化又は連携促進を図るために市長が適当と認める事業

2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費であって別表に定めるものとする。

3 補助率は、10分の10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金は、100,000円を上限とする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費の金額又は前項の規定による補助金の上限額のうちいずれか少ない額(以下「補助金額」という。)とする。

3　補助金額に1，000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
（補助金の交付申請）
（補助金の交付申請）
第5条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。
(1)　事業実施計画書（様式第2号）
(2)　経費内訳書（様式第3号）
(3)　備品（資機材）購入内訳書（様式第4号）
（補助事業の着手時期）
第5条の2　補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上又はやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
2　前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする申請者は、前条の申請書に、事前着手届（様式第4号の2）を添付しなければならない。
（補助金の交付決定）
第6条　市長は、第5条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更承認申請）
第7条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ西条市自主防災組織等活性化支援事業変更承認申請書（様式第5号）及び事業変更明細書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(1)　補助金額に変更があるとき。
(2)　事業実施計画書に示した事業内容の区分を変更するとき。
（補助事業の中止及び廃止）
第8条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西条市自主防災組織等活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（状況報告）
第9条　補助事業者は、補助事業の進行及び支出状況について市長の求めに応じ、西条市自主防災組織等活性化支援事業遂行状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。
（実績報告）
第10条　補助事業者は、補助事業終了後速やかに西条市自主防災組織等活性化支援事業に係る補助事業実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）
第11条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求）
第12条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金精算払請求書（様式第10号）を、速やかに市長に提出しなければならない。
（補助金の交付）
第13条　市長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。
（補助金の概算払）
第14条　市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。
2　補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金概算払請求書（様式第11号）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
3　市長は、前項に規定する書類の内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金概算払額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
（交付決定の取消し等）
第15条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則第14条各号の規定のいずれかに該当するとき。
(2) この告示に違反したとき。
(3) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
(4) その他交付金等事業に関して、不正の行為があったとき。

2　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第16条　補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和元年10月15日から施行する。

附　則（令和５年２月１日(要)告示第６号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和６年４月30日(要)告示第59号）

この告示は、令和6年4月30日から施行する。

附　則（令和７年３月17日(要)告示第23号）

この告示は、令和7年3月17日から施行する。

別表（第3条関係）

報償費	講師等への謝礼、経費等
旅費	講師等を招聘するための旅費、事業を実施するために必要な研修参加旅費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	専門性が高く、事業実施に必要な委託であって市長が認めるもの
使用料及び賃借料	会場借上料、バス借上料等
備品購入費	事業の目的を達成するために必要となる資機材等の備品の購入に係る経費
その他	事業の目的を達成するために必要であって、市長が必要と認めるもの

様式第1号(第5条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付申請書

年度において自主防災組織等活性化支援事業を実施したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金　　円を交付されるよう次の書類を添えて申請します。

添付書類

1 事業実施計画書
2 経費内訳書
3 備品(資機材)購入内訳書

様式第2号(第5条関係)

事 業 実 施 計 画 書

<table>
<tr><td colspan="2">団　　体　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">対　象　人　数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総　事　業　費</td><td rowspan="2">円</td><td>補助対象経費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>補助対象外経費</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業内容(区分)</td><td>地区防災計画の作成内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>地域の防災訓練内容(購入資機材)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ワークショップ内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注意事項)

1　補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と補助対象外経費の内訳が分かるよう記載すること。

2　事業内容には、実施箇所、実施期間、参加人員のほか、具体的な事業内容を記入すること。

様式第3号(第5条関係)

経費内訳書

(単位:円)

事業内容	支出科目	金額	積算根拠	備考
	報　償　費			
	旅　　費			
	需　用　費			
	役　務　費			
	委　託　料			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	そ　の　他			
	小　　計			
	報　償　費			
	旅　　費			
	需　用　費			
	役　務　費			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	そ　の　他			
	小　　計			
合　　計				

注1　事業内容は、事業実施計画書の事業内容(区分)を記入すること。
　2　備品(資機材)を購入する場合は、「備品(資機材)購入内訳書(別紙)」を添付すること。

様式第4号(第5条関係)

備品(資機材)購入内訳書

番号	備　品(資　機　材)名	単価	数量	使　用　用　途	備考
合　　計					

様式第4号の2(第5条の2関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事前着手届

年　月　日付けで申請した西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第5条の2の規定により、事業を円滑に実施するため交付決定前に着手したいので、届け出ます。

交付決定前に事業の着手が必要な理由	

様式第5号(第7条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業変更承認申請書

年　月　日に補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業を、下記のとおり変更したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容
事業変更明細書のとおり

様式第６号（第７条関係）

事業変更明細書

事業内容　　（　　）

（単位：円）

支出科目	補助対象経費		備　考
	変更前	変更後	
報　　償　　費			
旅　　費			
需　　用　　費			
役　　務　　費			
委　　託　　料			
使用料及び賃借料			
備　品　購　入　費			
報　　償　　費			
そ　　の　　他			
合計			

添付書類

経費内訳書

様式第7号(第8条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業中止(廃止)承認申請書

年　月　日、補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業を中止(廃止)したいので、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1　事業の中止(廃止)の理由

2　中止の期間(廃止の時期)

様式第8号(第9条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業遂行状況報告書

年　月　日に、補助金交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業の遂行状況について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月　日までに完了したもの		月　日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

注 「 月　日までに完了したもの」の月日は市長の定める期日とし、「 月　日以降に実施するもの」の月日は左欄の基準日の翌日とすること。

様式第9号(第10条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業に係る補助事業実績報告書

年　月　日に交付決定通知のあった標記補助事業の実績について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 総事業費	金	円
2 補助金交付決定額	金	円
3 自己負担	金	円
4 その他	金	円

様式第10号(第12条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金精算払請求書

年　月　日に補助金交付確定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金　　円也

内訳　交付確定通知額　金　　円也

概算払受領済額　金　　円也

今回請求額　　金　　円也

様式第11号(第14条関係)

年　月　日

西条市長

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金概算払請求

年　月　日に交付決定の通知があった自主防災組織等活性化支援事業費補助金について、西条市自主防災組織等活性化支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金　　円也

内訳　交付決定通知額　金　　円也

概算払受領済額　金　　円也

今回請求額　　金　　円也

残　　額　　金　　円也

7-7 西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 10 月 9 日
（要）告示第 92 号
改正　令和 7 年 3 月 26 日（要）告示第 32 号

（趣旨）
第1条　この告示は、地震発生時の家具等の転倒及びガラス等の飛散による被害の発生を防ぎ、住宅の安全性の向上を図るため、家具等固定器具等の購入に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、西条市補助金等交付規則（平成16年西条市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 家具等　たんす、本棚、食器棚等の家具及び冷蔵庫、大型テレビ等の家電製品をいい、窓、鏡、建具その他破損により外傷の原因となるガラス等の器物を飛散させるおそれのあるものを含む。
(2) 家具等固定器具等　地震の揺れによる住宅内の家具等の移動、転倒又は破損による人的被害を防止する器具及びガラス飛散防止フィルムをいう。
（補助対象者）
第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(1) 市内に住所を有する世帯に構成員として属している者であること。
(2) 補助対象者が属する世帯の全員が市又は他の地方公共団体から同種の補助を受けていない者であること。
(3) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していない者であること。
(4) 補助対象者が属する世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者でないこと。
（補助対象家具等固定器具等）
第4条　補助金の交付の対象となる家具等固定器具等（以下「補助対象家具等固定器具等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する物とする。
(1) 令和6年11月1日以後に市内の法人又は個人事業主から購入する製品（インターネット、通信販売等で購入する製品を除く。）であること。
(2) 新品又は未使用品であること。
(3) 補助対象者が自らの世帯で使用するために設置する製品であること。
（補助対象経費）
第5条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家具等固定器具等の購入に要する経費（設置等に係る経費及び既設の家具等固定器具等の処分に係る経費を除き、消費税及び地方消費税を含めない。）とする。
2　前項に規定する補助対象経費の額の算定において、クーポン等による割引がある場合については、当該割引後の額を補助対象経費とする。
（補助金の額及び交付回数）
第6条　補助金の額は、補助対象経費に4分の3以内を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とし、1万5，000円を限度とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、本文に定める率及び限度額の範囲内で市長が別に定める率及び限度額とすることができる。
2　補助金の交付は、1世帯1回までとする。
（交付の申請）
第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象家具等固定器具等を購入した日以後に、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1) 補助対象家具等固定器具等を購入した日付及び金額を証する書類の原本又はその写し
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）
第8条　市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その

結果を西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は西条市家具等固定加速化支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象家具等固定器具等の譲渡等の禁止）

第10条　購入した補助対象家具等固定器具等は、譲渡し、又は売却してはならない。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、規則第14条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

2　規則第14条の規定による補助金の返還の命令は、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年10月9日から施行する。

附　則（令和７年３月 26 日（要）告示第 32 号）

この告示は、令和7年3月26日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

住　所
申請者　氏　名　　㊞
電話番号

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付申請書兼誓約書

次のとおり西条市家具等固定加速化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けたいので、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の趣旨を理解し、同意事項及び宣誓事項について、同意し、及び宣誓します。

申請額	円

1　同意事項

西条市が、市税の納付状況、過去に西条市又は他の地方公共団体から同種の補助を受けていないこと等補助金の交付の決定に当たり必要となる私の世帯全員の市税の納税状況等の情報について、調査・照会することに同意します。

2　宣誓事項

(1) 私が購入した家具等固定器具等は、自らの世帯で使用するために購入したものであることに相違ありません。

(2) 世帯の全員が補助金と同種の補助を受けた者ではありません。

(3) 世帯の全員が西条市暴力団排除条例(平成23年西条市条例第20号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに関係する者ではありません。

(4) 市長又は監査委員から調査又は監査の求めがあったときは、誠実に応じます。

(5) この補助金の交付を受けて購入した家具等固定器具等を他の者に譲渡し、又は売却しません。

3　添付書類

(1) 家具等固定器具等を購入した日付及び金額を証する書類の原本又はその写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(裏面へ)

購入した家具等固定器具等	購入年月日	品名	金額 （税抜き）
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

注　3の(1)の添付書類に家具等固定器具等を購入した日付、金額の内訳等が記載されていない場合は、購入した日付、金額の内訳等を記入してください。

様式第2号(第8条関係)

第　　号

様

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった西条市家具等固定加速化支援事業費補助金について、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により次の条件を付けて、　　年度において補助金　　円を交付します。

年　月　日

西条市長　　印

条件

1 この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはなりません。
2 この補助事業は、市長及び監査委員が調査又は監査することがあります。
3 西条市補助金等交付規則第14条各号の規定のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
4 3により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとします。
5 4により補助金の返還を求められたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10．95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければなりません。
6 4により補助金の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10．95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければなりません。

様式第3号(第8条関係)

第　　号

様

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった西条市家具等固定加速化支援事業費補助金について、次の理由により不交付とすることを決定したので、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年　月　日

西条市長　　印

不交付とする理由	

様式第4号(第9条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

住所
氏名
電話番号

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付請求書

請求額　　円

上記金額を　　年　月　日付け　　第　　号により交付決定のあった西条市家具等固定加速化支援事業費補助金として請求します。

振込先口座

<table>
<tr><td rowspan="4">ゆうちょ銀行以外の金融機関</td><td colspan="6">金融機関名</td><td colspan="8">店名</td></tr>
<tr><td colspan="6">銀行
農協
信用金庫
(　　)</td><td colspan="8">支店
支所
出張所</td></tr>
<tr><td colspan="6">口座種別</td><td colspan="8">口座番号(7桁で記入)</td></tr>
<tr><td colspan="6">1 普通
2 当座
3 その他(　　)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ゆうちょ銀行</td><td colspan="6">通帳番号</td><td colspan="8">通帳記号(右詰めで記入)</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>の</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr>
</table>

口座名義	(カナ)	
	口座名義	

様式第5号(第11条関係)

第　　号

様

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け　　第　　号で交付を決定した西条市家具等固定加速化支援事業費補助金について、次により交付決定を取り消しましたので、西条市家具等固定加速化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年　月　日

西条市長　　印

1 交付決定額	円
2 取消額	円
3 取消理由	

様式第6号(第11条関係)

第　　号

様

西条市家具等固定加速化支援事業費補助金返還命令書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を取り消した西条市家具等固定加速化支援事業費補助金について、次のとおり補助金の返還を命じます。

年　月　日

西条市長　　印

1　返還命令額	円
2　返還期限	円
3　返還方法	

8　協定等

8-1 西条市緊急消防援助隊受援計画

第１章 総則

（目的）

第１　この計画は、本市において、地震、水火災等による大規模災害又は特殊災害が発生し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２　用語については別表第１のとおりとする。

第２章　応援等の要請

（応援等要請の基準）

第３　市長または市長から委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとし、県内応援隊の出動が困難な場合又は県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、緊急消防援助隊の応援を求めることとする。

⑴　地震

ア　中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

イ　地震の揺れによる直接的な被害で一つの地区で多数の民家の倒壊又は複数の地区において民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合で、かつ、逃げ遅れの可能性がある場合

ウ　地震に伴う土砂災害により、一つの地区で多数の民家の倒壊又は複数の地区において民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合で、かつ、逃げ遅れの可能性がある場合

エ　火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応　事案の発生が見込まれる場合又は既に対応中の事案のうち十分に対応できない事案がある場合

⑵　風水害

ア　西条市地域防災計画「資料編」に記載する「重要水防区域」又はそれら　　の支流の堤防が決壊した場合

イ　市街地又は準市街地において、浸水深１．５ｍを超えている場合又は超えると見込まれる場合

ウ 土砂災害により、多数の民家の倒壊又は複数の地区において民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合で、かつ、逃げ遅れの可能性がある場合

エ　大規模な土砂災害により複数日数対応することが見込まれ、かつ、当該土砂災害の初動時において管轄消防本部の職員数が半数近く出動している場合又は初動時において管轄消防本部の全体の概ね５割が通常の業務を行い継続して稼働している場合

オ　１１９番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に対応中の事案のうち十分に対応できない事案がある場合

⑶　火災

ア　多数の建物火災が同時に発生しており、複数棟の延焼拡大のおそれがあ　る場合

イ　危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

ウ　消防隊が地上から進入が困難な山間部において林野火災が発生した場合及び林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合又は市街地への延焼が見込まれる場合

⑷　上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

（緊急消防援助隊の応援等要請の手続き）

第４　緊急消防援助隊の応援等の要請及び当該要請に係る連絡は、別図第１のとおりとする。

２　市長は、第３に基づき応援等が必要であると判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。

３　指揮者は、次に掲げる事項について、併せて知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシ

ミリ等（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式１－２）
⑴　災害の状況
⑵　活動を要望する地域
⑶　要望する活動
⑷　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
4　指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
5　指揮者は、知事に対して第２項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第３項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ等により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式１－２）
6　指揮者は、別記様式２により、知事等に対する第１報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。
7　指揮者は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第２項、第４項及び第５項の連絡と併せて報告するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）
第５　指揮者は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
⑴　最大震度６強以上の地震が発生した場合
⑵　大津波警報が発表された場合

第３章 受援体制

（指揮本部の設置）
第６　指揮者は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
2　指揮本部の設置場所は、本庁５階「災害対策本部」に近接した場所又は西条市消防本部３階大会議室とする。ただし、本庁及び消防本部庁舎が津波による浸水や地震等により当該庁舎を使用することが困難な場合は、西条市西消防署又はその他指揮者が指定する施設に設置することとする。
　また、災害対策本部が設置されていない場合は、西条市消防本部内に設置する。
3　指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。
4　指揮本部は、次に掲げる事項について、本庁危機管理課と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。
（受援消防本部の確立すべき内容）
⑴　応援要請手続き
⑵　指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
⑶　指揮本部と本庁災害対策本部室との連絡体制
⑷　消防応援活動調整本部との連絡体制
⑸　その他受援に必要な事項
（受援に必要な情報等）
⑴　消防水利の情報
　通信インフラが使用できる場合は、Google「西条市消防水利マップ」の情報を共有するとともに、通信インフラの途絶に備え次の水利情報を応援隊に提供する。
　ア　水利種別（上水道消火栓、打込式消火栓、防火水槽、プール、河川等）
　イ　水利の所在地
　ウ　管口径、貯水容量
　エ　水利地図（広域地図・住宅地図）
⑵　医療機関の一覧表及び地図
⑶　宿営場所の一覧表及び地図
⑷　燃料及び食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
⑸　被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
⑹　被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
⑺　その他受援に必要な事項に関すること。
5　指揮本部には、指揮連絡班、連絡調整班、情報収集班、広報班、補給班等を　配置するものとし、指

揮本部要員については県内応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。
6　指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第２のとおりとする。
7　指揮者は、調整本部と協議し県内応援部隊等の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

（緊急消防援助隊の受入れ対応）
第７　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所、受入れ担当者等を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部(調整本部が設置されない場合は愛媛県災害対策本部。以下同じ。)と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
２　指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。
３　指揮本部は、指揮支援隊長が指揮本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
４　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、調整本部、代表消防機関（代表消防本部が被災している場合は、代表消防機関代行）及び応援等サポート本部（被災地のブロック幹事が設置）に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（指揮本部員等の派遣）
第８　指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第４のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

（進出拠点）
第９　指揮本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について、消防庁及び調整本部と協議するものとする。なお、進出拠点は別表第３のとおりとする。
２　決定された進出拠点については、調整本部から進出拠点担当消防本部に対して連絡される。
３　当消防本部が、担当消防本部となった場合は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
４　連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（活動拠点ヘリベース）
第 10　航空隊の活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港とする。

（宿営場所）
第 11　指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第３のうちから調整本部と緊急消防援助隊の宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
２　各宿営場所の個票は別表３－１～別表第３－14 のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。
３　宿営場所は、被災者への配慮及び隊員等の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から選定するものとする。
４　指揮本部は宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第４章　指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）
第 12　指揮者は、県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け、緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。
２　指揮者は、ヘリベース指揮者又は愛媛県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（通信運用体制）
第 13　無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第５のとおりとする。
２　消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第６のとおりとする。

第５章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第 14　指揮者は、次の掲げる事項について、到着した県内応援隊及び応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、様式第４号により任務付与するものとする。

⑴　被害状況
⑵　活動方針
⑶　活動地域及び任務
⑷　安全管理に関する体制
⑸　使用無線系統
⑹　地理及び水利の状況
⑺　燃料補給場所
⑻　その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

第 15　指揮者は、西条市災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

２　指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置するものとする。

３　現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者で消防司令以上の職員が行う。

４　現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次の掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

⑴　役割分担
⑵　活動エリア
⑶　活動時間
⑷　活動の中止基準
⑸　検索救助活動におけるマーキングの手法
⑹　緊急避難等の合図
⑺　連絡手段
⑻　その他活動上必要な事項

（応援隊との連携）

第 16　災害現場の管轄消防署長は、県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第４のとおり職員等を派遣するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配布）

第 17　指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、県内応援部隊及び応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

２　スピンドルドライバーの口径及び形状は、四角 42㎜×42㎜×73㎜ である。また、打込式消火栓用金具の口径は、単口 100㎜ ネジオスである。

３　指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、県内応援部隊及び応援都道府県大隊等に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

⑴　広域地図（通行障害の情報を付記したもの）
⑵　住宅地図
⑶　ヘリコプターの離着陸場所位置図
⑷　燃料補給場所位置図
⑸　消防水利位置図※
⑹　物資等の調達可能場所位置図
⑺　救急搬送医療機関位置図

※⑸通信インフラに支障がない場合は、Google「西条市消防水利マップ」の情報を共有することで消防水利位置図に替えることができる。

（ヘリコプターの離着陸場等）

第 18　ヘリコプターの離着陸場は、別表第７のとおりとする。

（燃料補給場所）
第 19　陸上隊の燃料補給場所は、別表第８のとおりとする。
２　予防課は、陸上隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第 10 条第１項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続きを行うものとする。

（燃料調達要請）
第 20　指揮本部は、燃料の調達が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議　し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき、要請するものとする。
２　前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があった場合、燃料補給場所を調整本部へ通知するものとする。

（重機等派遣要請）
第 21　指揮本部は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災害対策本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。ただし、重機等が不足する場合は、調整本部と協議するものとする。

（物資等の調達）
第 22　指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、市災害対策本部に要請するものとする。

（緊急消防援助隊の部隊移動）
第 23　緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第２又は別図第３のとおり行うものとする。
２　指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

（緊急消防援助隊の増隊要請）
第 24　指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第６章 応援等の引揚げの判断

（緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡）
第 25　指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第７章　その他

（情報共有）
第 26　指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び県内応援隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、応援隊の動態を把握するとともに、消防庁映像共有システムにより、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
２　被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）
第 27　市長及び消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（訓練）
第 28　消防長は、受援訓練を消防本部内で行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

（受援計画の変更）
第 29　消防長は、緊急消防援助隊の受入が円滑に行われるよう、受援計画を必要に応じて見直すよう努めるものとし、地域防災計画等に掲載するなど関係機関との情報共有を図るものとする。
２　消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
３　消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

附　則
この計画は、平成１８年　６月　１日から施行する。
附　則
この計画は、平成２９年　６月２３日から施行する。
附　則
この計画は、令和　７年　４月　１日から施行する。
附　則
この計画は、令和　７年１０月２３日から施行する。

参考資料（令和６年４月１日現在）

緊急消防援助隊（消防庁登録部隊）

指揮支援隊　**56**隊　航空指揮支援部隊　**54**隊　統合機動部隊指揮隊　**56**隊
エネルギー･産業基盤災害即応部隊指揮隊　**12**隊　NBC災害即応部隊指揮隊　**54**隊
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊　**50**隊　都道府県指揮隊　**158**隊
消火小隊　**2,416**隊　救助小隊　**560**隊　救急小隊　**1,541**隊　後方支援小隊　**890**隊
通信支援小隊　**43**隊　特殊災害小隊　**371**隊　特殊装備小隊　**564**隊　水上小隊　**21**隊
航空小隊　**77**隊　航空後方支援小隊　**59**隊　　**全隊　6,982隊（重複除く6,661隊）**

１　愛媛県が被災県の場合における応援計画（第一次出動都道府県大隊）

統括指揮支援隊
指定順位第１位　広島市消防局
指定順位第２位　福岡市消防局

指揮支援隊
神戸市消防局　岡山市消防局　広島市消防局
福岡市消防局　北九州市消防局

第一次出動都道府県大隊

	指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊	水上小隊
広島県	3	3	1		1	1	69	12	39	24	1	7	16	2
徳島県		3	1		1	1	20	10	18	6	1	5	6	
香川県		3	1		1	1	22	8	12	8		2	9	
高知県		3	2		1	1	18	11	18	7	1	2	3	
合　計	3	12	5		4	4	129	41	87	45	3	16	34	2

⑴　大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都　道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とする。
⑵　航空小隊については、第一次出動出動航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。
⑶　要請要綱第５条及び第３１条の規定に基づき、別表Ａに定める災害が発生した場合、出動準備の依頼を受けた消防本部は速やかに緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。
⑷　迅速出動の対象となる地震は、最大震度６強（東京都特別区は６弱）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、基本計画第４章４に基づき定められたアクションプランを適用する場合は適用しない。
⑸　迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。
ア　統括指揮支援隊及び情報統括支援隊
震央管轄都道府県の都道府県庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府　県の都道府県庁舎。
イ　指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎

ウ　統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊

震央管轄消防本部の庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県の都道府県庁舎。

エ　航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県又は最大震度消防本部の航空基地等。

2　愛媛県が被災県の場合における応援計画（緊急消防援助隊出動準備都道府県大隊）

出動準備都道府県大隊

	指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊	水上小隊
滋賀県		3	1		1	1	25	6	16	12	1	3	6	1
京都府	3	4	1		1	1	46	12	23	14	1	5	14	
大阪府	5	5	1	1	2	1	133	25	64	32	2	21	29	2
兵庫県	2	4	1	1	1	1	94	21	65	31	2	15	21	2
鳥取県		3	2		1	1	19	4	8	8	1	4	4	
島根県		3	1		1	1	23	6	23	8		1	6	
岡山県	2	3	1	1	1	1	44	13	27	12	1	9	11	
山口県		3	1		1	1	38	7	24	17		5	10	
福岡県	6	6	2	1	2	1	56	18	48	32	1	19	20	2
佐賀県		2	1		1	1	17	6	13	9		1	4	
長崎県		3	1		1	1	35	8	24	13		4	3	
大分県		2	1		1	1	28	8	16	12	1	2	3	
合　計	18	41	14	4	14	12	558	134	351	200	10	89	131	7

⑴　第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を　　得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とする。

⑵　航空小隊については出動準備航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。

3　南海トラフ地震発生時（南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランに基づく）

⑴　適用基準

ア　発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。　　＜震央地名一覧＞

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

イ　発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の３地域のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合。

【各地方の都道府県分類】

○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

ウ　発生した地震がマグニチュード８．０以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

エ　上記の他、緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合。

⑵　応援編成計画

ア　統括指揮支援及び指揮支援部隊

地方	重点受援県	統括指揮支援隊及び指揮支援隊
四国	徳島県	①広島市消防局　②京都府消防局 ③岡山市消防局　④神戸市消防局 ⑤堺市消防局　⑥川崎市消防局 ⑦さいたま市消防局
	香川県	
	愛媛県	
	高知県	

イ　都道府県大隊

被災地方	重点受援県	応援都道府県	
		即時応援 都道府県大隊	被害確認後 応援都道府県大隊
中部地方	愛媛県	鳥取県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 （応援先は長官が指示する。）
近畿地方		島根県	
四国地方		石川県	
九州地方		石川県	

⑺　原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動す　る。ただし、重点受援県の都道府県大隊を校正する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間（対象地震発生から１週間）は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況及び緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

⑴　あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。

⑼　北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。

ウ　航空小隊

被災地方	重点受援県	応援都道府県（団体）	
		即時応援航空小隊	被害確認後応援航空小隊
中部地方	愛媛県	埼玉県　石川県 福井県	川崎市　京都市　兵庫県 神戸市　岡山県　岡山市 広島県　広島市
近畿地方		栃木県　埼玉県 石川県　福井県	川崎市　滋賀県　京都市 兵庫県　神戸市　岡山県 岡山市　広島県　広島市
四国地方		岩手県　宮城県 山形県　福島県 栃木県　埼玉県 石川県　福井県	川崎市　滋賀県　京都市 兵庫県　神戸市　岡山県 岡山市　広島県　広島市
九州地方		岩手県　宮城県 山形県　埼玉県	川崎市　滋賀県　京都市 兵庫県　神戸市　岡山県 岡山市　広島県　広島市

※受援都道府県内の航空小隊及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する。

別表第１

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)」をいう。	
2	応援等	法第 44 条第１項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第２章第５節１(４)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年３月 31 日消防広第 74 号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年３月 26 日消防震第 19 号)」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第 44 条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第２条（17)
8	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第２章第５節１（１）
9	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第２章第５節１(３)
10	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第 25 条
11	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第２章第５節１(４)
12	情報統括支援隊長	指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする者をいう。	基本計画 第２章第５節１(６)
13	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第 44 条の２
14	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第２章第２節３
15	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第２章第５節２
16	ｴﾈﾙｷﾞｰ・産業基盤災害即応部隊（ﾄﾞﾗｺﾞﾝﾊｲﾊﾟｰ・ｺﾏﾝﾄﾞﾕﾆｯﾄ)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第２章第５節３
17	NBC 災害即応部隊	ＮＢＣ災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年８月 29 日政令第 379 号）第１条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第２章第５節４
18	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第２章第５節５
19	安全管理部隊	被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。	基本計画 第２章第５節６
20	救急特別編成部隊	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。	基本計画 第２章第５節７
21	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。	要請要綱第２条(17)
22	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第２章第２節２
23	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
24	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第２章第５節１(５)
25	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
26	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
27	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
28	航空隊	法第 30 条第３項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第２条(11)
29	部隊移動	法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第 44 条の３の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第２条(22)
30	宿営場所	緊急消防援助隊が宿営するホテル等以外の場所をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第１で定める５項イの防火対象物の用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。	運用要綱第 24 条(３)
31	宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。	運用要綱第 24 条(３)

別表２

指揮本部業務分担表

担当業務	優先業務	支援業務	責任者	担当班	基本人数	備　考
被害情報の収集、整理、分析	優先		警防課長	情報収集班	●人	・災害発生場所、種別、規模、被害状況等の情報を収集し整理、分析を実施 ※緊急消防援助隊動態情報システム、消防庁映像共有システム等を活用
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先			連絡調整班	●人	・応援要請時に必要な隊数及び活動内容 ・県内応援及び緊急消防援助隊の要請 ・緊急消防援助隊動態情報システム入力
応援隊に対する情報提供	優先			指揮連絡班	●人	・被害状況 ・活動状況 ・道路の通行障害 ・給油場所 ・ヘリ離着陸場所 ・共通波設備の整備状況　等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理				連絡調整班	●人	・災害種別、規模に応じた任務付与
関係機関との活動調整（警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等）				指揮連絡班	●人	・緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図る
派遣職員の派遣調整	優先		消防総務課長	連絡調整班	●人	・派遣者選定 ・携行品準備
宿営場所の選定、設営調整				連絡調整班	●人	・応援隊の部隊規模に応じた宿営場所の選定
燃料の調達				補給班	●人	・給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送		支援		補給班	●人	・宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配	優先	―		連絡調整班	●人	・不足する場合、協定に基づく手配や県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		支援	予防課長	広報班	●人	・広域地図（通行障害を含む） ・住宅地図 ・ヘリコプターの離着陸場 ・消防水利位置図 ・救急搬送医療機関位置図 ・物資等の調達場所等
活動記録		支援		広報班	●人	・時系列の整理 ・動画、静止画の撮影 ・映像共有システムの入力・編集 ・資料の整理、保存

別表第３

進出拠点及び宿営・宿泊場所　候補地

１　陸上隊進出拠点

No.	受入方面	進出拠点名	住所	緯度	経度	最寄 IC	駐車台数枠（台）	連絡先	給油施設有無
1	東	株式会社レクザム 西条工場	西条市福武甲 210 番地	N33 度 54 分 43 秒	E133 度 12 分 24 秒	いよ西条 IC	大型車:150 普通車:450	株式会社レクザム 西条工場 0897-55-3111	－
2	東	西条東部公園	西条市飯岡 1518 番地 3	N33 度 55 分 32 秒	E133 度 13 分 51 秒	いよ西条 IC	大型車:191 普通車:60	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－
3	東	ダイナム西条店	西条市朔日市 887 番地 23	N33 度 55 分 55 秒	E133 度 11 分 12 秒	いよ西条 IC	大型車:117 普通車:485	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－
4	西	丹原文化会館	西条市丹原町田野上方 2131 番地 1	N33 度 53 分 05 秒	E133 度 02 分 51 秒	東予丹原 IC	大型車:134 普通車:300	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－
5	西	ダイナム東予店	西条市北条 1173 番地 1	N33 度 56 分 15 秒	E133 度 6 分 8 秒	東予丹原 IC	大型車:114 普通車:480	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－
6	南	西条市民公園	西条市大町 403 番地 1	N33 度 54 分 59 秒	E133 度 11 分 32 秒	いよ西条 IC	大型車:183 普通車:104	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－
7	南	加茂川河川敷（加茂川橋西詰北側）	西条市中野甲　加茂川河川敷	N33 度 54 分 11 秒	E133 度 10 分 58 秒	いよ西条 IC	大型車:154 普通車:700	東予地方局建設部管理課 0897-56-1305	－
8	北	東予運動公園	西条市河原津甲 157 番地	N33 度 57 分 43 秒	E133 度 04 分 30 秒	今治湯ノ浦 IC	大型車:178 普通車:550	西条市役所(代表) 0897-56-5151	－

２　水上小隊進出拠点

No.	進出拠点名称 所在地	緯度･経度
1	東予港 西条市今在家 1503 番地　新中央岸壁	N 33 度 55 分 57 秒 E133 度 07 分 10 秒

３　宿営場所

No.	屋内	名称	所在地	緯度	経度	収容人数（人）※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数枠(台)	連絡先
1	－	古川河川敷グラウンド	西条市喜多川 297 番地 1	N33 度 54 分 42 秒	E133 度 10 分 14 秒	1000	土	普通車:39 大型車:208	西条市役所(代表)0897-56-5151 東予地方局建設部管理課 0897-56-1305
2	－	加茂川緑地	西条市福武甲 2093 番地	N33 度 53 分 55 秒	E133 度 11 分 36 秒	1150	土･草地･芝生等	普通車:1035 大型車:262	西条市役所(代表)0897-56-5151 東予地方局建設部管理課 0897-56-1305
3	－	西条東部公園	西条市下島山乙 104 番地 3	N33 度 55 分 32 秒	E133 度 13 分 51 秒	745	土･芝生等	普通車:60 大型車:21(110)	西条市役所(代表)0897-56-5151 都市計画課
4	－	ﾄﾘﾑ公園	西条市中野甲 1137 番地	N33 度 53 分 41 秒	E133 度 11 分 41 秒	1800	土･芝生等	普通車:100 大型車:60	西条市役所(代表)0897-56-5151 東予地方局建設部管理課 0897-56-1305
5	－	東予運動公園	西条市河原津新田甲 157 番地	N33 度 57 分 49 秒	E133 度 04 分 23 秒	550	土	普通車:550 大型車:178(388)	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課　都市計画課
6	－	小松中央公園	西条市小松町新屋敷 2427 番地	N33 度 53 分 18 秒	E133 度 06 分 33 秒	1700	土	普通車:64 大型車:40	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
7	－	西条西部公園	西条市氷見乙 608 番地	N33 度 53 分 56 秒	E133 度 08 分 01 秒	2025	土･芝生、ｱｽﾌｧﾙﾄ	普通車:110 大型車:65(150)	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
8	－	丹原中央公園	西条市丹原町願連寺 53 番地 1	N33 度 54 分 10 秒	E133 度 04 分 02 秒	360	土･芝等	普通車:56 大型車:26(124)	西条市役所(代表)0897-56-5151 西部支所　農林建設課
9	○	ビバ･スポルティア SAIJO	西条市河原津新田甲 157 番地	N33 度 57 分 44 秒	E133 度 04 分 35 秒	1440	－	普通車:550 大型車:178(598)	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
10	○	西条西部体育館	西条市氷見乙 601 番地	N33 度 53 分 59 秒	E133 度 07 分 56 秒	270	－	普通車:110 大型車:65(150)	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
11	○	西条市総合体育館	西条市ひうち 1 番地 2	N33 度 56 分 13 秒	E133 度 11 分 14 秒	1400	－	普通車:300 大型車:92	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
12	○	ひうち体育館	西条市ひうち 1 番地 3	N33 度 56 分 12 秒	E133 度 11 分 18 秒	290	－	普通車:57 大型車:16	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
13	○	東予体育館	西条市周布 396 番地	N33 度 55 分 41 秒	E133 度 04 分 56 秒	265	－	普通車:145 大型車:49	西条市役所(代表)0897-56-5151 スポーツ健康課
14	○	丹原文化会館	西条市丹原町田野上方 2131 番地 1	N33 度 53 分 05 秒	E133 度 02 分 51 秒	169	－	普通車:300 大型車:134	西条市役所(代表)0897-56-5151 社会教育課

※別表第3ー1から14の宿営場所の各リストについては、緊急消防援助隊が使用する可能性がある場所を選定している。
別表 3-1～3-14 は省略

4　宿泊場所

No.	名称	所在地	収容人数(人) ※見込み	駐車台数枠 (台)	連絡先
1	ITOMACHI　HOTEL　0(ｾﾞﾛ)	西条市朔日市 250 番地 7	100	普通車:117 大型車:22	ITOMACH　HOTEL 0 0897-47-7568
2	エクストールイン西条駅前	西条市大町 771 番地 1	30	普通車:117 大型車:10	エクストールイン西条駅前 0897-56-4800
3	ターミナルホテル東予	西条市三津屋南 6 番地 29	70	普通車:35 大型車:7	ターミナルホテル東予 0898-76-1818
4	ホテルたいよう農園西条	西条市三津屋南 6 番地 15	100	普通車:100 大型車:14	ホテルたいよう農園西条 0898-64-0111
5	スーパーホテル伊予西条	西条市朔日市 777 番地 1	120	普通車:75 大型車:10	スーパーホテル伊予西条 0897-27-9000

受援に係る職員派遣先

□□年度

基本的に申出順とし、派遣終了後は順次繰り上げる

班	派遣先・担当業務	派遣期間	連絡調整者	派遣調整責任者	担当所属	派遣者氏名	派遣者連絡先	派遣者宿泊場所	宿数手段使用範囲	携行品	備考
1	**指揮支援隊　総括員** （ヘリコプター搭乗後→指揮支援本部）	ヘリ輸送による 到着時のみ	総括	各消防本部警防課長	全隊	■■■　■■■	***-***-****	■■■

8-2 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援（消防団に関する事項を除く。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

（1） 大規模な地震、風水害等の自然災害

（2） 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

（3） 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

（4） 前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

（1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの

（2）第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの

（3）その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

（1）応援隊の長（職・氏名）

（2）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時

（3）応援隊の出動場所

（4）応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量

（5）その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（1）応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受

援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2)応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3)応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4)応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5)前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条　市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条　この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

1　この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2　平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。

3　この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

愛媛県　松山市　今治市　宇和島市　八幡浜市　新居浜市　西条市　大洲市　伊予市　四国中央市　西予市
東温市　上島町　久万高原町　松前町　砥部町　内子町　伊方町　松野町　鬼北町　愛南町
宇和島地区広域事務組合　八幡浜地区施設事務組合　大洲地区広域消防事務組合　伊予消防等事務組合

別記様式1

年　月　日

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

<table>
<tr><td>災害の種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>災害の発生日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>災害の発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>要　請　者　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応援要請受信日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>応援隊の出動種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応援隊の出発日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>応援隊の到着(予定)日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>応援隊の出動場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>応援隊の長(職・氏名)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量</td><td>応援隊数、隊員名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>車両の種別台数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>資機材の種別数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">活動開始時刻</td><td>引揚げ時刻</td></tr>
<tr><td colspan="2">時　分</td><td>時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">帰着時刻</td><td>走行距離</td></tr>
<tr><td colspan="2">時　分</td><td>km</td></tr>
<tr><td>応援隊の活動状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>そ　の　他
必　要　な　事　項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第２条　愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

(1)　災害応急対策活動

(2)　救急活動

(3)　救助活動

(4)　火災防御活動

(5)　広域航空消防防災応援活動

(6)　災害予防対策活動

(7)　消防防災訓練活動

（支援の要請）

第３条　支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

(1)　災害等の発生日時、場所

(2)　活動種別、状況

(3)　発生現場の気象状況

(4)　航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制

(5)　現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段

(6)　支援に要する資機材の種別・数量

(7)　その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を充分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2　市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

（支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮）

第５条　支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2　前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第６条　この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第７条　消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2　派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第８条　知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

(1)　離着陸場所の確保及び安全対策

(2)　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保

(3)　空中消火用資機材、空中消火基地の確保

(4)　その他航空機の活動に必要な事項

2　航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3　知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4　派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5　前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第９条　市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第１０条　この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附　則

1　この協定は、平成 18 年4月1日から施行する。

2　平成8年 10 月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成 18 年3月 31 日をもって廃止する。

3　この協定の締結を証するため、本書 25 通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成 18 年3月1日

愛媛県

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、宇和島地区広域事務組合、八幡浜地区施設事務組合、大洲地区広域消防事務組合、伊予消防等事務組合

8-4 東予広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、消防相互応援に関して協定を締結し、大規模火災、隣接火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減をはかり、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（応援の区分）

第２条　前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ若しくは調達して応援するものとする。

(1)　普通応援　隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援

(2)　特別応援　市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

（特別応援の要請）

第３条　特別応援を要請する場合は、次の事項について、適当な方法で連絡し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況及び応援を要請する事由

(2)　応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3)　応援隊の集結場所及び誘導方法

(4)　その他

（応援隊等の派遣）

第４条　応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

(1)　普通応援は原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強するものとする。

(2)　特別応援は、市町村等の長からの要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2　応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(1)　応援隊の長

(2)　応援隊等の規模

(3)　出発時刻及び到着予定時刻

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし応援隊の長を通じて行うことができがたい場合は、直接指揮することができるものとする。

（報告）

第６条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ、及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし資機材等（化学消火薬剤を含む）で、要請により調達、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食並びに燃料補給を要する場合は、受援市町村等において現物又は、金銭により負担するものとする。

(2)　応援隊員が応援業務又は出動、帰路途上（正規のルートによる）に負傷し、疾病にかかり若しくは、死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし災害地において行った救急治療の経費は、受援市町村等の負担とする。

(3)　応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし災害地への出動若しくは、帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4)　前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

（資料の交換）

第８条　市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別に定める様式）を交換するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

（附則）

1　この協定は、昭和 55 年1月1日から実施する。

昭和 54 年 12 月 14 日

8-5 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定等の運用)

第2条　被災地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)及び他の市町等の長(以下「応援側の長」という。)は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

⑴ 第1段階　近隣市町の応援

ア 別に市町間で定める協定等

イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣

⑵ 第2段階　東予・中予・南予各ブロック内の応援

ア 別に各ブロック内で定める協定等

イ 第4条に定める応援隊の派遣

⑶ 第3段階　東予・中予・南予各ブロック間の応援

ア 第4条に定める応援隊の派遣

(応援・受援の要件及び対象)

第3条　消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

⑴ 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。

⑵ 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。

⑶ 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

⑴ 大規模な地震、風水害等の自然災害

⑵ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

⑶ 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

⑷ その他応援を要する特殊な災害事故

(応援要請)

第4条　受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

⑴ 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。

⑵ 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

⑶ 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員(以下「応援消防団員」という。)が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援(以下「みなし緊急応援」という。)とみなす。

(応援要請方法)

第5条　受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事(以下「知事」という。)に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

(応援の通知)

第6条　応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条　応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画(以下「県応援計画」という。)に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条　応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴　応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

⑵　応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

⑶　応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

⑷　応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

⑸　前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第11条　愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）

第12条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（雑則）

第13条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附　則

1　この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2　この協定を締結したことを証するため、本書 25 通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月1日

愛媛県　松山市　今治市　宇和島市　八幡浜市
新居浜市　西条市　大洲市　伊予市　四国中央市
西予市　東温市　上島町　久万高原町　松前町
砥部町　内子町　伊方町　松野町　鬼北町　愛南町
宇和島地区広域事務組合　八幡浜地区施設事務組合
大洲地区広域消防事務組合　伊予消防等事務組合

(別記様式1)

第　　号
年　月　日

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年　月　日　時　分
災害発生場所	
災害の種類	□ 大規模な地震、風水害等の自然災害 □ 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 □ 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 □ その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年　月　日　時　分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	□ 火災の鎮圧に関する業務 □ 火災の予防及び警戒に関する業務 □ 救助に関する業務 □ 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 □ 地域住民等に対する指導・協力・支援 □ その他地域の実情に応じて必要とされる業務 （　　）
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

8-6 災害時の医療救護に関する協定（(社) 愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 救護班の編成計画
(2) 救護班の医療救護活動計画
(3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
(4) 医療救護訓練の計画
(5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

第４条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び状況
(3) 救護班の派遣先の場所
(4) 派遣を要する班数
(5) 救護班の派遣期間
(6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第５条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第６条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第７条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第８条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の傷病の程度判断
(2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

(3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
(5) 助産活動
(6) 死体の検案
(7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

（薬剤等の供給）

第９条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第１０条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第１１条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第１２条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第１３条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第１４条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１５条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１６条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第１７条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 72 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

8-7 災害時の医療救護に関する協定（(社) 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 救護班の編成計画
(2) 救護班の医療救護活動計画
(3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
(4) 医療救護訓練の計画
(5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第４条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び状況
(3) 救護班の派遣先の場所
(4) 派遣を要する班数
(5) 救護班の派遣期間
(6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第５条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第６条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第７条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第８条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
(2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定

(3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力

(4) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第９条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第１０条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第１１条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第１２条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第１３条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第１４条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１５条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１６条 この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第１７条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

8-8 災害時の医療救護に関する協定（(社) 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 医療従事者の編成計画
(2) 医療従事者の医療救護活動計画
(3) 関係機関との連絡体制
(4) 医療救護訓練の計画
(5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び状況
(3) 医療従事者の派遣先の場所
(4) 派遣を要する医療従事者数
(5) 医療従事者の派遣期間
(6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第８条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2　医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者に対する調剤業務

(2)　救護所における医薬品等の管理

(3)　その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第９条　医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（医療従事者の輸送）

第１０条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第１１条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用の弁償）

第１２条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1)　医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用

(2)　医療従事者の編成及び派遣に要する費用

(3)　前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第１３条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第１４条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第１７条　乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

8-9 災害時の医療救護に関する協定（(社) 愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第 42 条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1) 医療従事者の編成計画
(2) 医療従事者の医療救護活動計画
(3) 関係機関との連絡体制
(4) 医療救護訓練の計画
(5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び状況
(3) 医療従事者の派遣先の場所
(4) 派遣を要する医療従事者数
(5) 医療従事者の派遣期間
(6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第８条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急看護及び看護
(2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
(3) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤等の供給）

第９条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（医療従事者の輸送）

第１０条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第１１条 救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第１２条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第１３条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第１４条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１５条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１６条 この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第１７条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

8-10 災害時相互応援協定書（伊勢市）

西条市と伊勢市は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、いずれかの市域に災害が発生した場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(3) 救援、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(4) 被災者の一時的な受入れ
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条 応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、品名及び数量等
(3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種類及び数量並びに提供期間
(4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種及び人員並びに派遣期間
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第４条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（連絡担当部課）

第５条 両市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第６条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行った市が負担する。
(2) 応援物資の調達その他応援に要した経費は、応援を受けた市が負担する。

（平常時における活動等）

第７条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（効力の発生）

第８条 この協定は、平成 14 年 10 月 10 日から効力を生じるものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し双方及び立会人署名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 14 年 10 月 10 日

愛 媛 県 西 条 市 長

三 重 県 伊 勢 市 長

立会人
愛媛県西条市議会議長

立会人
三重県伊勢市議会議長

8-11 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　西条市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合おいて、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 17 年 11 月 11 日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西　条　市　長

香川県高松市春日町 1378 番地
乙　四国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

8-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（アサヒ飲料㈱四国支社）

西条市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条 西条市内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態（震度5弱以上の地震又は台風等の自然災害発生により交通網が麻痺し、水道・電気等ライフラインが絶たれたとき。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面にて特定する災害救済ベンダーの機内在庫の製品を、書面で定めた方法により甲に無償で提供するものとする。

（申請の手続）

第４条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（期間）

第５条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 18 年8月1日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西 条 市 長

香川県高松市寿町二丁目1番1号
乙　アサヒ飲料株式会社　四国支社
支 社 長

8-13 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（西条市管工事協同組合・東予・周桑管工事業協同組合）

（趣旨）

第1条　西条市（以下「甲」という。）と西条市管工事協同組合及び東予・周桑管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害及びその他の災害等（以下「災害等」という。）における市の水道施設の応急対策（以下「応急対策」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

（協力要請）

第2条　甲は、災害等発生時に市の水道施設に被害が生じた場合に、乙に対し応急対策を実施するため協力を要請するものとする。

2　甲は、乙に協力を求める必要があると認めたときは、次の事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、文書による要請を行うことが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

(1) 協力要請地区
(2) 災害発生箇所
(3) 被災の状況
(4) 応急対策の内容
(5) 応急対策に必要な資機材及び人員
(6) 協力が必要な期間
(7) その他協力に関して必要な事項

（協力の実施）

第3条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

2　前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲の定めた職員の指示により応急対策に従事するものとする。

（報告）

第4条　乙は、甲の要請に基づく応急対策を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により甲に報告するものとする。

(1) 応急対策の箇所
(2) 応急対策の内容
(3) 活動した人員及び使用した資機材
(4) 協力期間
(5) その他の事項

（費用負担）

第5条　第3条の規定により甲の要請する応急対策を実施した場合において、乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。

（災害補償）

第6条　第3条の規定に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害の補償については、甲乙等で協議するものとする。

（他市への応援）

第7条　甲が、被災した他の地方公共団体からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（連絡体制等）

第8条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては水道施設の統括管理部署とし、乙においては、それぞれの組合事務所とする。

2　甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第9条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ本書1通を保有する。

平成 18 年7月 25 日

甲
西条市長

西条市管工事協同組合
乙
東予・周桑管工事業協同組合

8-14 災害時における応急対策業務に関する協定（(社) 愛媛県建設業協会西条支部）

西条市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会西条支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が西条市内において発生し、又は発生しようとしている場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害発生時又は発生しようとしている場合に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲からの要請が同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第３条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 道路、橋りょう等公共土木施設の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送

(2) 前号の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送

(3) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施工者）

第４条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施工者を選定し、甲に提出するものとする。

（応急対策業務の指示）

第５条 応急対策業務施工者は、西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第６条 乙は、応急対策業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長に提出するものとする。

（費用負担）

第７条 第3条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

3 乙は、前項の規定により算出した額を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第８条 第3条に規定する応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除

き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号）を適用し、甲が補償する。

（細目）

第９条　この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年12月21日

愛媛県西条市明屋敷 164 番地
甲　西条市
西条市長

愛媛県西条市神拝甲 184 番地2
乙　社団法人愛媛県建設業協会西条支部
支部長

8-15 災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（西条市社会福祉協議会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西条市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害救援ボランティアセンター（以下「災害救援センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害救援センターの設置）
第 1 条　甲は、西条市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、被災地域においてボランティア活動による円滑な応急救援活動を実施する必要があると認めたときは、乙に災害救援センターの設置を要請する。
2　乙は、甲から前項に規定する要請を受けた場合は、速やかに災害救援センターを設置する。
（連携及び協力）
第2条　甲及び乙は、災害救援センターの設置及び運営に関して、相互に連携し、協力するものとする。
（災害救援センター設置場所）
第3条　災害救援センターの本部事務所は、乙の本所又は支所に設置するものとする。ただし、甲は、乙の本所及び支所に設置することが不適当と判断した場合には、これに変わる場所を確保する。
2　乙は、著しく被害を受けた地域に災害救援センターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請する。
3　甲は、前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。
（災害救援センターの運営）
第4条　災害救援センターの運営は、乙が行う。
2　乙は、災害救援センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請する。
3　前項に規定する要請を受けた場合に甲は、必要な人員を派遣する。
（被災状況等の情報提供）
第5条　甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行う。
（資機材の確保）
第6条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。
（救援物資の保管管理）
第7条　救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。
（費用負担）
第8条　災害救援センターの運営に関して次に掲げる費用は、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。
(1)　救援資機材購入に要する費用
(2)　ボランティア活動保険の掛金
(3)　その他甲が災害救援センター運営に特に必要と認める費用
2　前項の規定にかかわらず、乙は同項の費用について公的機関等（甲を除く。）から、助成金等を受けることができる場合は、これを充当する。
（災害補償）
第9条　災害救援センターの派遣により災害救援活動業務に従事したボランティアが、その業務により被害を受けたときは、前条第1項第 2 号のボランティア活動保険により補償するものとする。
（災害救援センターの閉鎖）
第 10 条　災害救援センターの閉鎖は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴き、甲及び乙が協議の上、決定する。
（有効期間）
第 11 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年　3月27日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲　西条市
　西条市長

　愛媛県西条市周布606番地1
乙　社会福祉法人　西条市社会福祉協議会
　会　長

8-16 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定（アサヒビール㈱四国工場・アサヒ飲料㈱四国支社※廃止）

西条市（以下「甲」という。）とアサヒビール株式会社四国工場（以下「乙」という。）、アサヒ飲料株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、西条市内において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における生活用水及び飲料水（以下「飲料水等」という。）の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

※「飲料水等」とは、アサヒ飲料㈱清涼飲料水及びアサヒビール㈱四国工場内で使用する製造用水とする。

（協力の要請）

第1条　甲は、災害時において飲料水等の提供が必要となるときは、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

(1)丙の物流拠点（アサヒビール株式会社四国物流センター：所在地西条市ひうち2番地6）における災害時に存在する在庫飲料水を提供すること。

(2)乙の来客用駐車場（所在地：西条市ひうち2番地6）を緊急車両駐車のために一時的に提供すること。

(3)電気の供給が可能な場合において、乙の工場内飲料水等を提供すること。

（要請手続）

第２条　前条の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して、別に定める様式にて、乙及び丙に要請するものとする。

(1)　災害の状況及び理由

(2)　必要とする飲料水等の品目及び数量

(3)　必要とする期間

(4)　提供の場所

(5)　その他必要な事項

（協力の実施）

第3条　乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がないかぎり、他の業務に優先して甲に協力するものとする。ただし、甲は、災害時という状況を踏まえ、乙及び丙が甲の要請どおりに協力の実施が行えない場合のあることを承諾するものとする。

（運搬）

第4条　飲料水等の運搬に係る容器の準備及び運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲の要請により乙または丙が運搬協力を行う場合もある。

（損害の負担）

第5条　飲料水等の提供協力について損害が生じたときは、その損害の責について、甲、乙、丙協議して定める。

（報告）

第6条　乙及び丙は、協力を実施したときは、別に定める様式にて、甲に対し　て次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

(1)提供した飲料水等の品目及び数量

(2)提供した期間

(3)提供した場所

(4)その他必要な事項

（費用負担）

第7条　第1条に規定する協力の実施により、乙及び丙が提供した飲料水等に係る商品代金費用は、乙及び丙の負担とする。ただし、商品代金以外の運送料等その他の経費については、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び価格の決定）

第8条　乙及び丙は、前条ただし書きに規定する費用について第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力に要した経費を甲に請求するものとする。

2　甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適性価格を基準として、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、平成20年8月1日から平成21年7月31　日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者からなんら申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第10条　この協定は、やむを得ない事情があるときは、甲、乙、丙協議の上、解除することができる。

（実施細目）

第11条　この協定の実施に必要な事項は、甲、乙、丙協議のうえ別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第12条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙、丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月1日

甲　西条市明屋敷164番地
西条市長

乙　西条市ひうち2番地6
アサヒビール株式会社　四国工場
工場長

丙　高松市寿町2丁目1番1号
アサヒ飲料株式会社　四国支社
支社長

8-16-2 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書の一部を変更する協定

西条市（以下「甲」という。）、アサヒビール株式会社四国工場（以下「乙」という。）及びアサヒ飲料株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、平成20年8月1日付けで締結した、災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

災害時における生活用水等の提供協力に関する協定

前文中「（以下「飲料水等」という。）」を「（以下「生活用水等」という。）」に改め、「※「飲料水等」とは、アサヒ飲料㈱清涼飲料水及びアサヒビール㈱四国工場内で使用する製造用水とする。」を削る。

第1条各号列記以外の部分中「飲料水等」を「生活用水等」に改め、同条第1号を第2号とし、次のように改める。

(2)丙の可能な範囲内で清涼飲料水を提供すること。

第1条第3号中「工場内飲料水等を」を「工場内製造用水を生活用水として」に改め、同条第1号とし、第2号を第3号とする。

第2条第2号、第4条、第5条、第6条第1号及び第7条中「飲料水等」を「生活用水等」に改める。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月19日

甲　西条市明屋敷164番地

西条市長

乙　西条市ひうち2番地6

アサヒビール株式会社　四国工場

工場長

丙　高松市寿町2丁目1番1号

アサヒ飲料株式会社　四国支社

支社長

8-17 災害時における救援物資提供に関する協定（イー・ドリンコ㈱西条営業所）

西条市（以下「甲」という。）とイー・ドリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資協定に関する協定を次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 西条市内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態（震度5弱以上の地震又は台風等自然災害発生により交通網が麻痺し、水道・電気等ライフラインが断たれたとき。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面にて特定する災害救援ベンダーの機内在庫の製品を、書面で定めた方法により甲に無償提供するものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長

乙 愛媛県西条市ひうち3番地18
イー・ドリンコ株式会社 西条営業所
所長

8-18 災害時における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ㈱）

西条市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2　乙の店舗であるダイキ西条店及びダイキ東予店の駐車場を被災者に対し、避難所として提供することを要請することができる。

（協力実施）

第3条　　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条　第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条　乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月7日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長

乙　愛媛県松山市美沢1－9－1
　　ダイキ株式会社
　　代表取締役社長

別記様式(第5条関係)

年　　月　　日

ダイキ　株式会社　御中

西条市長　　㊞

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市とダイキ株式会社との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
摘要	

8-19 災害時における物資の供給協力等に関する協定（㈱フジ）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2　乙の店舗であるフジグラン西条店、フジ西条玉津店及びパルティ・フジ東予店の駐車場を被災者に対し、避難所として提供することを要請することができる。

（協力実施）

第4条　　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条　第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条　乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月7日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長

乙　愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
　　株式会社フジ
　　代表取締役社長

別記様式(第5条関係)

年　　月　　日

株式会社フジ　御中

西条市長　　㊞

災害時における協力要請書

災害時における協力に関する西条市と株式会社フジとの協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年　　月　　日　　時　　分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
摘要	

8-20 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（西条市農業協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条市農業協同組合（以下「乙」という。）は、西条市域において大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 項第 1 号に規定する災害）が発生した場合における、被災者に対し必要となる救援物資等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条　甲の行う災害救援物資等の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

（災害救援物資等）

第2条　災害救援物資等は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

（災害救援物資の価格）

第3条　災害救援物資の価格は、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（担当窓口）

第4条　甲及び乙は、あらかじめ災害救援物資等の緊急調達に関する連絡担当部課を定め、その担当部課を相手方に報告するものとする。連絡担当部課を変更した場合も同様とする。

（協力の要請）

第5条　大規模な災害が発生し甲が救援物資等を必要とする場合、甲は乙に対し文書をもって要請し、乙は、救援物資等の提供協力を実施する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協議）

第6条　この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成21年5月15日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長

乙　愛媛県西条市神拝甲478番地1
西条市農業協同組合
代表理事組合長

別表:

災害救援物資等
生活物資(水、食料、日用品等)の調達 避難者へ施設の開放 棺等葬祭品等の提供

別記様式(第5条関係)

年　　月　　日

西条市農業協同組合
代表理事組合長　　様

西　条　市　長
㊞

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市と西条市農業協同組合との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連　絡　先	
口頭、電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要　請　理　由	
要　請　内　容 (　内　訳　)	
要　請　期　間	
摘　　要	

8-21 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（周桑農業協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と周桑農業協同組合（以下「乙」という。）は、西条市域において大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 項第 1 号に規定する災害）が発生した場合における、被災者に対し必要となる救援物資等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　甲の行う災害救援物資等の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

（災害救援物資等）

第２条　災害救援物資等は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

（災害救援物資の価格）

第３条　災害救援物資の価格は、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（担当窓口）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ災害救援物資等の緊急調達に関する連絡担当部課を定め、その担当部課を相手方に報告するものとする。連絡担当部課を変更した場合も同様とする。

（協力の要請）

第５条　大規模な災害が発生し甲が救援物資等を必要とする場合、甲は乙に対し文書をもって要請し、乙は、救援物資等の提供協力を実施する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協議）

第６条　この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成21年5月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長

乙　愛媛県西条市丹原町池田1701番地1
周桑農業協同組合
代表理事組合長

別表:

災害救援物資等
生活物資の調達(水、食料、日用品等) 避難者へ施設の開放 棺等葬祭品の提供等

別記様式(第5条関係)

年　　月　　日

周桑農業協同組合
代表理事組合長　　様

西　条　市　長
㊞

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市と周桑農業協同組合との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連　絡　先	
口頭、電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要　請　理　由	
要　請　内　容 (　内　訳　)	
要　請　期　間	
摘　　要	

8-22 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）

西条市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（供給等の協力要請）

第２条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

２　株式会社コメリのパワー西条店の駐車場を被災者に対し、業務に支障のない範囲において一時避難所として提供することを要請することができる。

（物資の供給の協力）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請手続等）

第5条　第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（引渡し等）

第6条　　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の定める輸送手段により運搬するものとする。

2　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとし、乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条　　乙が供給した物資及び運搬等の経費（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2　費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第9条　　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を　行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上　決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月29日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲　　西 条 市
市 長

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙　　NPO法人コメリ災害対策センター
理事長

別 表

災害時における緊急対応可能な物資（第4条第1号に規定する物資）

分 類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別記様式(第5条関係)

年　　月　　日

NPO法人コメリ災害対策センター
理事長　　様

西　条　市　長
㊞

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市とNPO法人コメリ災害対策センターとの協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連　絡　先	
口頭、電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要　請　理　由	
要　請　内　容 (　内　訳　)	
要　請　期　間	
摘　　要	

8-23 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条西警察署）

地震等大規模災害の発生により、愛媛県西条西警察署（以下「西条西署」という。）の庁舎が倒壊又は水没等により使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）において、西条市所有の施設（以下「市の施設」という。）を、西条西署に貸与することに関し、西条市長（以下「甲」という。）と西条西署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　甲は、大規模災害等の有事の際、西条西署庁舎が使用不能になった場合に、乙が市の施設の一部を西条西署災害警備本部（以下「警備本部」という。）として使用することを承諾する。

（使用期間）

第2条　乙が市の施設の一部を警備本部として使用できる期間は、有事の際が発生した日を起算日とし、起算日から2週間以内とする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

（使用の申請）

第3条　乙は、有事の際に、市の施設を使用しようとするときは、別紙「使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期間の延長）

第4条　乙は、第3条ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、使用期間の終了する日前3日までに甲に申し出るものとし、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第5条　使用料は、無償とする。ただし、警備本部のために必要とする物品等は、乙の負担とする。

（原状回復等）

第6条　乙は、市の施設の使用を終えたとき、または、市の施設に損傷を与えた場合は、直ちに管理者の指示に従い、設備その他を原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条　甲は、乙が市の施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（その他）

第8条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成21年11月26日

甲　西条市明屋敷164番地
西条市長

乙　西条市壬生川124番地１
西条西警察署長

別紙

年　月　日

西 条 市 長 殿

申請者
西条西警察署
氏 名

施設使用許可申請書

下記により、西条市所有の施設を使用したいので申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間
年　月　日　時　分から
年　月　日　時　分まで

4 使用人員

5 その他

8-24 災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定（(社)愛媛県エルピーガス協会西条支部・周桑支部）

西条市(以下「甲」という。)と社団法人愛媛県エルピーガス協会西条支部及び周桑支部(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な応急生活物資(LP ガス等)(以下「LP ガス等」という。)の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第１条　甲は、西条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第２条　第１条の要請は、物資発注書（別紙 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後遅滞なく文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第３条　第１条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

(LP ガス等の指定)

第４条　この協定の対象となる LP ガス等は、LP ガス、容器（LP ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

(LP ガス等の運搬、引渡し)

第５条　LP ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

２　甲は引渡し場所に職員を派遣し、LP ガス等を確認のうえ引き取るものとする。

(費用負担)

第６条　乙が供給した LP ガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後、甲に提出する出荷確認書等に基づく一般通常卸価格とする。

3　乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第７条　甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第８条　甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輌の通行)

第９条　甲は、乙が LP ガス等を運搬する際には、車輌を緊急又は優先車輌として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月22日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市長

愛媛県西条市明屋敷 328 番地の 1
社団法人　愛媛県エルピーガス協会西条支部
支　部　長

乙

愛媛県西条市丹原町池田 1701 番地 1
社団法人　愛媛県エルピーガス協会周桑支部
支　部　長

別紙1

物　資　発　注　書

第　　号
年　　月　　日

社団法人　愛媛県エルピーガス協会　　支部
支部長　　様

西条市長

災害時における応急生活物資の調達の要請について

「災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

問い合わせ先　　部
課
担当
TEL　　FAX
E-mail

別紙2

措 置 状 況 報 告 書

年　　月　　日

西条市長　　様

社団法人 愛媛県エルピーガス協会　　支部
支部長

「災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定」第3条の規定に基づき、当支部の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに〇をつける）

① 西条市の引渡し希望場所まで支部が搬入する。
② 支部が指定する場所で西条市に引き渡す。
③ その他
運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名
TEL　　FAX
E-mail

別紙3

担 当 者 連 絡 先 報 告 書

年　　月　　日

様

「災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所　属	担当者名	電話（FAX）番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

（注）電話（FAX）番号は、緊急時に使用するものです。

8-25 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（愛媛県石油商業組合西条支部・周桑支部）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合西条支部及び愛媛県石油商業組合周桑支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、西条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、燃料の優先的な供給について協力を要請することができる。

（協力の方法）

第2条　前条の要請は、燃料調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条　第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（燃料の対価）

第4条　第1条の要請に基づき供給された燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、燃料供給後、乙の提出する出荷確認書などに基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払）

第5条　甲が供給を受けた燃料の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（給油取扱所の報告）

第6条　乙は、この協定に基づいて燃料を供給することができる市内の給油取扱所の一覧（別紙3）を作成し、甲に報告するものとする。また、記載内容に変更があった場合も、甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第7条　甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条　この協定は、協定締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自その1通を保有する。

平成22年4月13日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県西条市神拝乙137番地2
愛媛県石油商業組合西条支部
支部長

愛媛県西条市三津屋93番地5
愛媛県石油商業組合周桑支部
支部長

別紙1 燃料調達要請文書(第2条関係)

第　　号
年　月　日

愛媛県石油商業組合　　支部
支部長　　様

西条市長

災害時における石油類燃料の供給の要請について

災害時における石油類燃料の供給に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料

要請期間	要請する油種	要請数量(ℓ)	対象給油取扱所
月　日 ～　月　日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先　　部　　課
担 当
電 話
E-Mail

別紙2 措置状況報告書(第3条関係)

年 月 日

西条市長殿

愛媛県石油商業組合 支部
支部長

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第3条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

当該給油所に対する燃料の供給要請状況

供給可能月日	対象油種	供給可能数量(ℓ)	給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

別紙３　市内給油所一覧（第６条関係）

西条市内給油所一覧
【　　支部】

年　月　日現在

No.	会　社　名	所　在　地	代表者名	電話番号	FAX 番号

8-26 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条警察署）

地震等大規模災害の発生により、愛媛県西条警察署（以下「西条署」という。）の庁舎が倒壊又は水没等により使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）において、西条市所有の施設（以下「市の施設」という。）を、西条署に貸与することに関し、西条市長（以下「甲」という。）と西条署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　甲は、大規模災害等の有事の際、西条署庁舎が使用不能になった場合に、乙が市の施設の一部を西条署災害警備本部（以下「警備本部」という。）として使用することを承諾する。

（使用期間）

第2条　乙が市の施設の一部を警備本部として使用できる期間は、有事の際が発生した日を起算日とし、起算日から2週間以内とする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

（使用の申請）

第3条　乙は、有事の際に、市の施設を使用しようとするときは、別紙「使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期間の延長）

第4条　乙は、第3条ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、使用期間の終了する日前3日までに甲に申し出るものとし、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第5条　使用料は、無償とする。ただし、警備本部のために必要とする物品等は、乙の負担とする。

（原状回復等）

第6条　乙は、市の施設の使用を終えたとき、または、市の施設に損傷を与えた場合は、直ちに管理者の指示に従い、設備その他を原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条　甲は、乙が市の施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（その他）

第8条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成22年　6月21日

甲　西条市明屋敷164番地
　　西条市長

乙　西条市新田133番地１
　　西条警察署長

別紙

年　月　日

西 条 市 長 殿

申請者
西条警察署
氏 名

施設使用許可申請書

下記により、西条市所有の施設を使用したいので申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間
年　月　日　時　分から
年　月　日　時　分まで

4 使用人員

5 その他

8-27 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定（日野興業㈱松山営業所）

西条市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）は、西条市内における地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の仮設トイレ等（以下「物資」という。）の優先的な供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に甲乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、協力要請書（別記様式）をもって乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（協力実施）

第3条　乙は、前条に定める甲からの要請を受けたときは、保有する物資の優先供給等の協力に積極的に努めるものとする。

（物資の種類）

第4条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）仮設トイレ

（2）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（物資の引渡）

第5条　物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（物資の価格及び運搬費用）

第6条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬の費用については、甲の負担とする。

（代金の請求）

第7条　乙は、第2条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第8条　甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第9条　本協定の有効期間は、協定の締結から平成23年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第 10 条　本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月27日

西条市明屋敷164

甲　西条市

西条市長

松山市久米窪田町278

乙　日野興業株式会社松山営業所

所長

別記様式(第2条関係)

協 力 要 請 書

年　月　日

日野興業株式会社松山営業所
所長　　様

西条市長

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定第2条の規定により、次のとおり要請します。

記

No	品 目	規 格	数 量	納入場所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
合計					

問い合わせ先　　部　　課
担当
TEL
FAX
E-mail

8-28 災害時における情報交換及び支援に関する協定（国土交通省四国地方整備局）

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と西条市長(以下「乙」という。)は、西条市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第1条　この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、西条市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

(1)被害状況の把握及び提供

(2)情報連絡網の構築

(3)災害応急措置

(4)その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、西条市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条　西条市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条　甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月11日

甲　香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省　四国地方整備局長

乙　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長

8-29 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会）

（目的）

第１条　この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(2)　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

(3)　医療機関への被災傷者等の受入れ

(4)　被災者への臨時的な居住施設の提供

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第３条　災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、 岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、 広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、 山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、 愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、 愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

（地域ブロックによる応援の連絡調整）

第４条　地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

２　地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ１年とする。

３　地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第５条　被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

２　要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

３　通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第６条　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

２　海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

３　応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
２　被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。
（協定運営協議会の設置）
第８条　この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。
(1)　協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
(2)　協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
(3)　前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ１年とする。
(4)　協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
２　協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
(1)　この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
(2)　協定の実効性の確保に関する企画及び管理
(3)　この協定の運営に係る連絡及び調整
(4)　その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）
第９条　海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
２　前条第１項第２号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。
（他の協定との関係）
第１０条　この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。
（通信体制の整備）
第１１条　海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
２　海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
（協定の実効性の確保）
第１２条　海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。
（協定に関する協議）
第１３条　この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附　則

この協定は、平成２４年３月２９日から施行する。

（大阪府）　岬町長、（兵庫県）　姫路市長、播磨町長、（和歌山県）　海南市長、（岡山県）　玉野市長、（広島県）　竹原市長、三原市長、尾道市長、大竹市長、廿日市市長、江田島市長、坂町長、（山口県）　宇部市長、山口市長、防府市長、柳井市長、周防大島町長、（徳島県）　小松島市長、（香川県）　高松市長、丸亀市長、坂出市長、（愛媛県）　松山市長、八幡浜市長、新居浜市長、西条市長、大洲市長、上島町長、（大分県）　姫島村長

（第９条関係）

文 書 番 号
年 月 日

協定運営協議会　宛

市
町村名

首長名　　印

協 定 （ 参 加 ・ 離 脱 ） 申 請 書

「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に、（参加・離脱）したく申請いたします。

（住　　所）　〒

（担当部課名）

（担当者名）

（電話番号）

（ＦＡＸ番号）

（メールアドレス）

8-30 災害時等における相互応援に関する協定（福島県相馬市）

西条市（以下「甲」という。）と相馬市（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、甲又は乙の区域内において災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策等を実施できない場合に、当該被災市の応急対策及び復旧復興に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条　この協定に基づく応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
⑵ 食料、飲料水及び生活必需品等の供給に必要な物資の提供
⑶ 被災者の一時収容のための施設の提供
⑷ 応急対策及び復旧復興に必要な職員の派遣
⑸ 災害援助ボランティアの斡旋
⑹ 災害復興に対する支援
⑺ 前各号に定めるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条　応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援の連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

⑴ 被害の状況
⑵ 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する物資等の品名、数量等
⑶ 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
⑷ 応援場所、集結場所及び経路
⑸ 応援の期間
⑹ 災害復興に対する支援内容
⑺ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条　応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2　甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。

3　応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請した甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条　応援を行う市の職員は、被災市の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援経費の負担）

第6条　応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 第2条第1号から第3号までに掲げる資機材、物資及び施設等の調達に要する経費並びに次号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は原則として被災市が負担する。
⑵ 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第7条　派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2　派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第8条　甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め災害発生時における相互連格体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第9条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本２通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成２４年　５月１９日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西　条　市　長

乙　福島県相馬市中村字大手先13番地

相　馬　市　長

8-31 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）

西条市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、甲の市域内で災害（災害対策基本法(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先　供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条　甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条　第2条の要請は、供給協力要請書(別記様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2　要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条　乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払い)

第8条　甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条　甲は、災害時等において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2　甲及び乙は、災害時等において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3　甲及び乙は、災害時等において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

（報告）

第 10 条　甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第 11 条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制又は情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成25年2月13日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
市長

乙　愛媛県松山市朝生田町 3 丁目 1 番 12 号
生活協同組合コープえひめ
理事長

（別紙様式）

年　月　日

様

西条市長

災害時等における生活物資の供給協力要請書

次のとおり、生活物資の供給協力を要請します。

品　目	数 量	場　所	納 期

担当　西条市
担当者氏名　　㊞

8-32 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定（愛媛県土地家屋調査士会）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第１条　甲は、西条市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第２条　認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年６月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、西条市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第３条　甲は、第１条第２項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

２　甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第４条　甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（西条市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自１通を保有する。

平成２５年　２月２６日

西条市明屋敷１６４番地

甲　西　条　市

市　長

松山市南江戸１丁目４番１４号

乙　愛媛県土地家屋調査士会

会　長

8-33 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社ハローズ）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、西条市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資を供給すること。

(2) 西条市内における乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として無償提供すること。

2 前項の要請は、西条市内における乙の店舗の営業時間である24時間随時行うことができるものとする。

（要請手続き）

第2条 前条第1項の要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第１０条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条 この協定は、平成２５年６月２４日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、西条市内における乙の店舗の全てが閉店した場合、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西 条 市 長 印

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長 印

（様式第1号）

年　月　日

ハローズ　　店　様

西 条
市 長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

担当者欄	西条市災害対策本部（　　部　　課）
	（担当者）
	氏 名　　印

（様式第2号）

年　月　日

西 条 市 長　様

ハローズ　　店
（担当者）
氏　　名
印

物 資 納 品 書

　年　月　日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確認欄	上記、確認いたしました。	西条市災害対策本部（　　部　　課） （担当者） 氏 名　　印

別表(第4条関係)

災害時の主な必要物資一覧表

種　　類	物　　資　　名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター(使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食　　料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1)応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2)品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

8-34 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（株式会社ダイキアクシス）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ダイキアクシス（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2　甲は、乙の営業所であるダイキアクシス東予営業所の駐車場を被災者に対し、避難所等救援の場所として無償提供することを要請することができる。

（協力実施）

第3条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条　乙が甲の要請を受け供給する物資は、別表に掲げる物とする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（要請手続等）

第5条　第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条　乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各営業所間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2　甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　市長

乙　愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
　　株式会社ダイキアクシス
　　代表取締役社長

別表(第4条関係)

災害時の主な必要物資一覧表

種　　類	物　　資　　名
飲　　料	ボトルウォーター
日用品雑貨	除菌・消臭剤、脱臭機
繊維強化プラスチック(以下「FRP」という。)製品	FRPタンク、合併処理浄化槽、ディスポーザ排水処理システム
設 備 機 器	住宅設備機器、上水設備機器
光 熱 材 料	バイオディーゼル燃料

備考

1　物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

2　品目は、上記のほか、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

別記様式(第5条関係)

年　月　日

株式会社ダイキアクシス　御中

西条市長　　㊞

災害時等における協力要請書

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
摘要	

担当者欄	西条市災害対策本部(　　部　　課) (担当者) 氏 名　　印

8-35 災害時の物資等の輸送に関する協定（新居浜・西条地区トラック協会西条支部）

西条市（以下「甲」という。）と新居浜・西条地区トラック協会西条支部（以下「乙」という。）は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物流専門家の派遣を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

2　前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条　本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
(2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
(3) 甲が単独で支援する被災地への物資の輸送業務
(4) 物流専門家によるアドバイザー業務
(5) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条　乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条　乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条　第3条第1号、第2号、第3号及び第5号の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　前項の費用については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

3　第3条第4号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする

（費用の請求及び支払い）

第7条　乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条　第3条に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（会員名簿の提出）

第9条　乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

（雑則）

第10条　この協定に定めのない事項及びにこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月28日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　市長

乙　愛媛県西条市今在家928番地16
　　新居浜・西条地区トラック協会西条支部
　　支部長

8-36 災害時における緊急放送・通信に関する協定（株式会社ハートネットワーク）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ハートネットワーク（以下「乙」という。）は、西条市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送・通信の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全・安心を確保するために、甲の要請により緊急放送・通信を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。
（緊急放送の要請）
第2条 甲は、災害時において、緊急放送・通信を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して災害情報を提供し、緊急放送・通信を要請することができるものとする。
2 乙は、甲から前項の要請があった場合、すみやかに緊急放送・通信を実施するものとする。
（要請の方法）
第3条 前条第1項の要請は、緊急放送・通信要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに緊急放送・通信要請書を提出するものとする。
2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。
（緊急放送の手段）
第4条 乙は、甲からの要請により次の方法により緊急放送を実施するものとする。
(1) 乙は、乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。
(2) 乙は、緊急放送の際に使用する災害情報に関連する映像等は、乙が判断し放送するものとする。
(3) 乙は、他の番組等に優先して放送することとし、それ以降においても状況に応じて適時繰り返し放送するものとする。
（緊急通信の手段）
第5条 乙は、甲からの要請により次の方法により緊急通信を実施するものとする。
(1) 避難所に、WiMAX端末を設置してインターネットなどにより安否情報確認などを可能とする。
(2) 輻輳の少ないIP電話を設置して避難情報、安否確認など避難者の情報収集に活用する。
（費用負担）
第6条 緊急放送に要した費用は、乙の負担とするものとする。
（緊急放送・通信の開始、終了）
第7条 この協定に定める緊急放送は、甲の要請により開始されるものとする。
2 甲は、前項の目的を達成したと認めた場合は、乙と協議の上、要請事項の終了を決定するものとする。
（協議）
第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。
（疑義の決定）
第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月2日

（甲） 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

（乙） 愛媛県新居浜市坂井町二丁目3番17号
株式会社ハートネットワーク
代表取締役

第1号様式(第3条関係)

第　　号
年　月　日

株式会社 ○　○
様

西条市長　　印

緊急放送・通信要請書

災害時における緊急放送・通信に関する協定第3条の規定に基づき、次の災害情報を提供し、緊急放送の実施を要請します。

放送日時
内　容(放送　・　通信　)
資　料(　有　・　無　)
担 当 者
○○○○課　　連絡先 ○○―○○○○

8-37 災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定（株式会社大屋）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社大屋（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の医薬品等供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して医薬品等の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。
（協力要請）
第2条 甲は、災害時等において医薬品等を必要とするときは、乙に対して乙の保有する医薬品等の供給について協力を要請することができる。
2 甲は、乙の業務に支障のない範囲において、西条市内におけるドラッグストアmac各店舗の駐車場を、被災者に対する一時避難場所等救援の場所として提供することを要請することができる。
3 第1項及び第2項の要請は、24時間随時行うことができるものとする。
（協力実施）
第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有医薬品等の優先供給等に対する協力に積極的に努めるものとする。
（医薬品等の範囲）
第4条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、乙が保有又は調達可能な物とする。
（要請手続）
第5条 第2条の要請は、原則として要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
（医薬品等の運搬及び引渡し）
第6条 医薬品等の集積場所は、甲が指定するものとし、集積場所までの医薬品等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により医薬品等を運搬する車両を災害派遣等従事車両として通行できるよう配慮するものとする。
3 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、医薬品等を確認の上、引き取るものとする。
（費用負担）
第7条 乙が供給した医薬品等及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、乙が医薬品等の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
3 甲は、医薬品等を引き取った後、乙の請求に基づき、前項の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。
（報告）
第8条 甲は、乙が保有する医薬品等の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。
（その他必要な支援）
第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。
（支援体制の整備）
第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
2 甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。
（有効期間）
第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。
（協議）
第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙　愛媛県西条市西田甲590番地2
株式会社大屋
代表取締役社長

別記様式(第5条関係)

年　月　日

株式会社大屋　御中

西条市長　　㊞

災害時等における協力要請書

災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年　月　日　時　分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
摘要	

担当者欄	西条市災害対策本部(　　部　　課) (担当者) 氏 名　　印

8-38 災害時の協力に関する協定（四国電力株式会社）

西条市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、 災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第1条　甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条　甲および乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中枢となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2　前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条　災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2　甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱・鉄塔、送配電線等の電力供給設備（以下「供給設備等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により供給設備等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3　災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条　災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協　議）

第6条　本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年2月6日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙　新居浜市繁本町9番32号
四国電力株式会社
執行役員　新居浜支店長

覚 書

西条市（以下「甲」という。）ならびに四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成26年2月6日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（乙の権利義務の承継）

第1条 乙は令和2年4月1日を効力発生日として、その事業に関して有する権利義務の一部を四国電力送配電株式会社（以下「乙1」という。）に承継させる吸収分割契約（以下単に「吸収分割契約」という。）を締結している。甲は、吸収分割契約の効力が発生した場合には、協定書に定める乙の権利義務の一部が乙1に承継され、協定書は甲ならびに乙および乙1の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙および乙1」と読み替えることとする。

2 乙の送配電カンパニー新居浜支社長（以下「乙2」という。）は、吸収分割契約の効力発生後、乙1において協定書締結に係る権限を有することを予定されている。乙2は、協定書の内容および協定書において乙1が継承することとなる権利義務について了知した。

（復旧拠点等に関する確認事項）

第2条 電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等について、（別紙）のとおり確認する。

（協議事項）

第3条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書は、令和２年４月１日から有効とし、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月26日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長　玉井 敏久

乙　愛媛県松山市湊町6丁目6番地2
四国電力株式会社
執行役員愛媛支店長　塩梅 和彦

乙　愛媛県新居浜市繁本町9番32号
（乙2）　四国電力株式会社
送配電カンパニー 新居浜支社
支社長　松本 耕輔

（別紙）

電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する西条市の施設について、次のとおり確認する。

1. 電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する施設は、南海トラフ巨大地震時や災害時において、指定緊急避難場所や救援物資集積場等に指定されており、被災時には各施設の災害時の用途を優先する。

2. 西条市内の被害が小規模であり、災害時の用途として開設するまでに至らない場合は、電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用可能とする。

3. 使用する施設名称等

施設名称	住 所	災害時の用途
西条運動公園 総合体育館 ひうち体育館	ひうち 1-2	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所 ・指定避難所兼指定緊急避難場所
西条市民公園	大町 457	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所
西条西部公園	氷見乙 608	・指定緊急避難場所
東予運動公園	河原津新田甲 157	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所
丹原体育館	丹原町久妙寺甲 288-1	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・指定避難所兼指定緊急避難場所
丹原総合公園	〃 〃 甲 244	

※その他施設については、別途協議するものとする。

8-39 災害時における物資供給協力に関する協定（愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合（以下「乙」という。）は西条市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由が無い限り協力するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式 1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力申請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1)応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。

(2)応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木材（素材）の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（復旧・復興対策業務の内容）

第4条 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1)庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。

(2)庁舎等建設資材として必要な木材（素材）の供給に関すること。

(3)その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による要請を受けた時は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式 2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 乙が供給した物資等の対価については、甲又は材の提供を受けるものが負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

また、協議にあたっては、甲又は乙は必要に応じて、愛媛県東予地方局長に調整を求めることができるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び愛媛県東予地方局長が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成26年2月7日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長

乙　愛媛県松山市三番町4丁目4番地1
愛媛県森林組合連合会
代表理事会長

愛媛県四国中央市具定町465番地5
宇摩森林組合
代表理事組合長

愛媛県西条市大町1211番地
いしづち森林組合
代表理事組合長

立会人　愛媛県西条市喜多川796番地
愛媛県東予地方局長

様式1

災 害 支 援 協 力 要 請 書

番　　号
年　月　日

(宛先)　　様

市
長

災害時における協力要請について

災害時における物資供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1　災害の状況及び協力要請する理由

2　協力を要請する内容、数量、場所等

(1)協力内容及び予定時期

(2)物資、数量等

(3)協力及び活動場所

(4)その他

3　連絡先及び担当者

(注)支援協力要請は、1箇所あたりの要請内容とする。

様式2

措 置 状 況 報 告 書

番　　号
年　月　日

(宛先)　　市長 様

所 在:

名 称:

代表者:

災害時における物資供給協力に関する協定第5条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害状況

2 措置内容及び場所
(1)措置内容(物資、数量等)

(2)場所

(3)その他

3 連絡先及び報告担当者

8-40 災害時における農業用水供給の協力に関する協定（道前平野土地改良区）

西条市（以下「甲」という。）と道前平野土地改良区（以下「乙」という。）は、災害発生時における農業用水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市道前平野地内に地震、火災その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力して地域住民に対し農業用水を供給することにより、災害発生後の地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害発生時の協力事項は、原則として甲が乙に対し要請を行ったときから発動する。

（農業用水供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が農業用水を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の管理する農業用水の供給について協力を要請することができる。

（農業用水の協力実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、乙の管理する農業用水の優先的な供給に努めるものとする。

（農業用水供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請することができる。

（農業用水施設の点検・整備）

第6条 乙は、平常時から農業用水施設の点検・整備に努め、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（疑義の解釈）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が、協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上各々各1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙 愛媛県西条市丹原町池田1718番地2
道前平野土地改良区
理事長

8-41 災害時における飲料水の提供に関する協定（株式会社伊藤園）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条　甲が災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

2　甲の管轄する場所に設置してある清涼飲料水自動販売機の庫内在庫は、救援物資として無償提供とする。

3　乙は、営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

4　第1項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請）

第2条　甲は、この協定による要請を行うときは、原則として要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条　飲料水提供に係る費用は、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、災害発生直前における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

（運搬）

第4条　飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力の上、行うものとする。

2　前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（有効期間等）

第5条　この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2　有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条　この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年６月 27 日
令和６年９月１日（一部変更）

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙　東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
総務部長

8-42 災害時における上下水道施設等の応急復旧等に関する協定（四国積水工業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と四国積水工業株式会社（以下「乙」という。）は、西条市内において災害若しくは事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における上下水道施設等の応急復旧等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び乙が協力して、上下水道施設等の応急復旧等を早急に実施し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において物資等を必要とするときは、乙に対して要請書（別記様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりとする。

(1) 甲乙間の円滑な協力を図るための社内連絡網及び協力実施体制の構築
(2) 乙の製造品及びストック製品の提供
(3) 乙の施設の一部の市民の避難場所としての開放
(4) 救援物資等の一時集積施設としての乙が所有する倉庫の提供
(5) その他上下水道施設等の応急復旧に必要な事項

2 甲と乙とは、要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が行った上下水道施設等の応急復旧等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が請求するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づく上下水道施設等の応急復旧等に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請に応じて報告するものとする。

（細目）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関して必要な事項について、甲乙間で別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月29日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙 愛媛県西条市氷見乙880番地
四国積水工業株式会社
代表取締役社長

8-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目　的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)甲が、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定による西条市水防計画に基づく水防本部又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による西条市地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「水防本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定　義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)「住宅地図」とは、西条市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)「広域図」とは、西条市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が水防本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき水防本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)水防本部等設置期間中の閲覧

(2)水防本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協　議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年9月16日

甲）愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市　長

乙）香川県高松市上福岡町816番地1号

株式会社ゼンリン　第一事業本部　四国エリア統括部

統括部長

【添付別紙】
ZNET TOWN 利用約款

第1条（定　義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2)ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

(5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

(6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

(7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ)印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ)乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ)印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ)印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ)印刷地図のサイズは A3判以下とすること。

(8)本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条(不保証及び免責)

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条(権利の帰属)

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条(その他)

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

8-44 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）

愛媛県（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条　この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

(1) 小松中央公園（所在地：西条市小松町新屋敷甲2427）

(2) 石鎚山ハイウェイオアシス（所在地：西条市小松町新屋敷乙22－29）

（施設の使用）

第3条　大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2　甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条　甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2　甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3　乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条　この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2　乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条　甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

2　甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。

3　乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成 27 年3月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2
甲　愛　媛　県
知　事

西条市明屋敷164番地
乙　西　条　市
市　長

8-45 災害時における応急対策業務に関する協定（愛媛東予クレーン協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛東予クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条 この協定は、西条市内において災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。
（協力要請）
第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたとき
は、乙に協力を要請することができるものとする。
2 前項に規定する要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。
3 甲が、水防本部又は災害対策本部（以下「水防本部等」という。）を設置した時は、必要に応じて乙に水防本部等の設置を連絡し、甲が必要と認めるときは、乙は、連絡要員を水防本部に派遣するものとする。
（応急対策業務）
第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。
(1)道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建物等の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の災害の発生による建設機械の応援出動
(2)前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送
(3)緊急車両等の通行妨害や災害応急対応の障害となる車両等の除去業務の協力
(4)その他甲が必要と認める業務
（費用負担）
第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。
2 前項の費用については、災害発生直前時の当該地域における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。
3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。
（損害補償）
第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、
若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により甲が補償を行うものとする。
(1)当該従事者の故意又は重大な過失による場合
(2)当該負傷、疫病又は死亡が、第三者の行為による場合
(3)その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合
（個人情報の保護）
第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。
（報告）
第7条 乙は、この協定による応急対策業務が円滑に行われるよう、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等の状況を、毎年度当初に甲に報告するものとする。
（協議）
第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。
（有効期間）
第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 11月10日

甲 西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙 新居浜市繁本町7番3号
愛媛東予クレーン協同組合
理 事 長

8-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人あおい会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あおい会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）

第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長

乙　愛媛県西条市古川甲１１８番地
　　社会福祉法人あおい会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	星の里	大浜6324番地	障害者支援施設

8-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人いしづち会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人いしづち会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市丹原町高松甲1887番地2
　　社会福祉法人いしづち会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	西条福祉園	丹原町高松甲1887番地2	障害者支援施設

8-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）

第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長

乙　愛媛県松山市山西町９９７番地１
　　社会福祉法人恩賜財団済生会支部
　　愛媛県済生会
　　支部長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	いしづち苑	朔日市269番地1	介護老人保健施設

8-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人回生会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人回生会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市飯岡３３８３番地
　　社会福祉法人回生会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	福武荘	飯岡3402番地	特別養護老人ホーム
2	伊予千寿苑	飯岡3383番地	特別養護老人ホーム

8-50 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人亀天会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人亀天会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市三芳１５３５番地１
　　社会福祉法人亀天会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	亀天荘	大野190番地1	特別養護老人ホーム
2	大師苑	大師町182番地2	小規模特別養護老人ホーム

8-51 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人光明会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人光明会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市大町７７６番地２３
　　社会福祉法人光明会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	せせらぎ	大町736番地1	小規模特別養護老人ホーム

8-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人潤和会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人潤和会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市周布３２６番地１
　　社会福祉法人潤和会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	なごみ	周布326番地1	特別養護老人ホーム

8-53 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人聖風会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖風会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市氷見丙１９５番地
　　社会福祉法人聖風会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	ていずい	禎瑞382番地1	障害者支援施設
2	道前育成園	楠乙454番地59	障害者支援施設
3	東予学園	楠乙438番地21	障害者支援施設 障害児入所施設
4	光風館	氷見丙195番地	特別養護老人ホーム
5	光風館 氷見の丘	氷見丙213番地1	特別養護老人ホーム
6	道前荘	小松町大頭甲1127番地1	特別養護老人ホーム

8-54 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人丹原福祉会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人丹原福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市丹原町今井４５７番地１
　　社会福祉法人丹原福祉会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	ル・ソレイユ	丹原町今井457番地1	特別養護老人ホーム

8-55 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人同心会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人同心会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市朔日市８９２番地２５
　　社会福祉法人同心会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	ついたちの里	朔日市892番地25	小規模特別養護老人ホーム

8-56 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人白鳥会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白鳥会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市三芳１８３９番地５
　　社会福祉法人白鳥会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	東予希望の家	三芳1839番地5	障害者支援施設

8-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人愛寿会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人愛寿会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市福武甲１５８番地１
　　医療法人愛寿会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	ゆるぎ荘	福武甲162番地1	介護老人保健施設

8-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人弘仁会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人弘仁会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市三津屋南９番地１０
　　医療法人弘仁会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	あすか	丹原町古田甲167番地1	介護老人保健施設

8-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人倬清会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人倬清会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市小松町新屋敷甲２８６番地
　　医療法人倬清会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	リハ・クリネ	小松新屋敷甲2385番地1	介護老人保健施設

8-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人北辰会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人北辰会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市小松町妙口甲１５２１番地
　　医療法人北辰会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	まなべ	小松町妙口甲1521番地	介護老人保健施設

8-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人社団門の内会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人社団門の内会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市周布３３１番地１
　　医療法人社団門の内会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	コスモス	周布338番地	介護老人保健施設

8-62 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会医療法人社団更生会）

西条市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団更生会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28　年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成２７年２月２０日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市　長
乙　愛媛県西条市大町７３９番地
　　社会医療法人社団更生会
　　理事長

（別表）

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地	施設種別
1	水都苑	大町739番地	介護老人保健施設

8-63 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社ジェイコム）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、乙の保有する物資の優先供給に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有又は調達可能なレトルト食品とする。

（要請手続等）

第5条　第2条の要請は、原則として要請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条　物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条　乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書（別記様式第2号）等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各事業所間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2　甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月27日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　市長　　青　野　　勝

乙　愛媛県西条市氷見丙444番地1
　　株式会社ジェイコム
　　代表取締役　　眞　鍋　敏　朗

別記様式第1号(第5条関係)

年　月　日

株式会社ジェイコム　御中

西条市長　　㊞

災害時等における物資の供給要請書

災害時等における物資の供給協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品　　目	数　　量	引渡し場所	備　　考

担当者欄	西条市災害対策本部(　　部　　課) (担当者) 氏 名　　印

別記様式第2号(第7条関係)

年　月　日

西条市長　　殿

株式会社ジェイコム
(担当者)
氏名　　㊞

物 資 納 品 書

年　月　日付け災害時等における物資の供給要請書により、次のとおり物資を納品します。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

担当者欄	上記、確認しました。	西条市災害対策本部(　　部　　課) (担当者) 氏 名　　印

8-64 災害時等の協力に関する協定（休暇村瀬戸内東予、今治市）

今治市（以下「甲」という。）、西条市（以下「乙」という。）及び休暇村　瀬戸内東予（以下「丙」という。）とは、今治市域又は西条市域で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、今治市域又は西条市域での災害時等において、丙が甲又は乙に対して行う協力について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条　甲又は乙は、丙が所有する宿泊施設及び附帯施設を災害復旧に従事する者に優先的に提供するよう、丙に対して要請することができる。

2　前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第3条　丙は、前条の規定による甲又は乙からの要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その結果を甲又は乙に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第4条　丙は、甲又は乙から協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動を行うものとする。

（連絡体制）

第5条　甲、乙及び丙は、災害時等における要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第6条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第7条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲　愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

今治市
市長　　菅　　良 二

乙　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市
市長　　青 野　　勝

丙　愛媛県西条市河原津乙7番地179

休暇村　瀬戸内東予
支配人　　西 村 俊 之

8-65 災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定（西条市内郵便局）

西条市(以下「甲」という。)と西条市内郵便局(別表に掲げる郵便局。以下「乙」という。)は、西条市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条　甲及び乙は、西条市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（別記様式）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条　第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　西条市危機管理担当課長

乙　日本郵便株式会社　西条郵便局長

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し書面による協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　市長　青　野　　勝

乙　愛媛県西条市大町1710番地4
　　西条市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 西条郵便局長 二 宮 修 身

別表

西条市内郵便局

郵便番号	住所	郵便局名
793-8799	愛媛県西条市大町 1710 番地 4	西条郵便局
799-1399	愛媛県西条市三津屋南 11 番地 29	東予郵便局
793-0199	愛媛県西条市荒川 2 号 182 番地 5	加茂郵便局
793-0214	愛媛県西条市中奥 2 号 18 番地	大保木郵便局
793-0030	愛媛県西条市大町 1292 番地 1	西条大町郵便局
793-0023	愛媛県西条市明屋敷 230 番地 9	西条四軒町郵便局
793-0010	愛媛県西条市飯岡 1972 番地 3	西条飯岡郵便局
793-0030	愛媛県西条市大町 515 番地 3	西条公園通り郵便局
793-0073	愛媛県西条市氷見丙 434 番地 5	西条氷見郵便局
793-0062	愛媛県西条市西田甲 425 番地 1	西条西田郵便局
799-1199	愛媛県西条市小松町新屋敷甲 471 番地 4	小松郵便局
791-0510	愛媛県西条市丹原町丹原 225 番地 2	丹原郵便局
799-1106	愛媛県西条市小松町大頭甲 65 番地 1	石根郵便局
799-1331	愛媛県西条市新町 277 番地 3	吉岡郵便局
799-1364	愛媛県西条市石田 100 番地	吉井郵便局
799-1341	愛媛県西条市壬生川 84 番地 9	東予壬生川郵便局
791-0521	愛媛県西条市丹原町長野 878 番地	田野郵便局
791-0541	愛媛県西条市丹原町鞍瀬甲 334 番地 3	桜樹郵便局
799-1301	愛媛県西条市三芳 1057 番地 5	三芳郵便局
791-0531	愛媛県西条市丹原町来見 22 番地 1	来見郵便局

別記様式(第2条関係)

No.

避難者情報確認シート(避難先届出)

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

□ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 西条市役所　電話:0897-52-1400

届出者氏名	

◇ これまでの住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

〒　-

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　-

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主欄	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人等	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2　この様式は、西条市が使用する。

別記様式(第2条関係)

No.

避難者情報確認シート(避難先届出)

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

□ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 ○○郵便局　電話:○○○○-○○-○○○○

届出者氏名	

◇ これまでの住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

〒　-

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　-

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主欄	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人等	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 この様式は、郵便局が使用する。

8-66 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（石鎚環境協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と石鎚環境協同組合（以下「乙」という。）は、西条市内において災害等により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、甲が指定する施設における災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、甲が、乙に対して協力を求める場合に必要な事項を定め、もって公共の環境衛生と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時に応急対策に係る業務を実施する必要があると認めた場合は、原則として要請書（別記様式）により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2　前項に規定する要請があった場合は、乙は、特別な理由がない限り速やかに協力体制を整え、甲の指示に従うものとする。

（応急対策に係る業務）

第3条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策に係る業務は、次のとおりとする。

(1) 避難所のごみ等の収集運搬業務

(2) 緊急に撤去を必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

(3) その他甲が必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

（費用負担）

第4条　前条に規定する応急対策に係る業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（補償）

第5条　この協定に基づき、応急対策に係る業務に従事した乙の会員業者の作業員が業務従事中に負傷し、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において解決するものとする。

（連絡責任者）

第6条　甲及び乙は、協力に関する要請及び伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長　　青　野　　勝

乙　愛媛県西条市ひうち6番地12
石鎚環境協同組合
代表理事　　目　見　田　　学

別記様式(第2条関係)

年　月　日

石鎚環境協同組合　御中

西条市長　　㊞

災害時における協力要請書

災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による要請日時	年　月　日　時　分
要請理由	
要請内容 (収集先及び運搬先、その他)	
要請期間	年　月　日～　年　月　日
摘要	

担当者欄	西条市災害対策本部(　部　課) (担当者) 氏 名　印

8-67 新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定（新潟市）

（目的）

第1条　この協定は、新潟市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）において、地震、風水害その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われるよう、事前対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

（事前対策）

第2条　甲及び乙は、危機発生時に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

(1) 別表に定める応援項目の事前指定
(2) 連絡体制の整備
(3) 危機管理に関する研修及び危機情報の交換
(4) 合同訓練又は合同研修の実施
(5) 防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供
(6) その他必要な事項

（応援の要請）

第3条　危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

（自主的な応援）

第4条　甲又は乙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2　甲又は乙は、自主的な応援を開始したときは、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

（応援の内容）

第5条　甲又は乙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

(1) 被災者の生命及び身体の保護並びに避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
(2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
(3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
(4) 被災傷病者等の医療機関への受入れ及びあっせん
(5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
(6) 被災した行政機能の補完
(7) 他都市への応援等の中継基地としての受入れ
(8) ホームページ等による情報発信
(9) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第6条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2　第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、甲及び乙が協議して定める。

（協議等）

第7条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第8条　この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ　1通を保有する。

平成27年6月13日

甲　新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
　　新潟市
　　新潟市長

乙　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　西条市長

別表（第2条関係）

応援項目の事前指定

応援物資	1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ（トイレパックを含む。） 5 紙おむつ 6 粉ミルク 7 医薬品等診療材料 8 車両及び燃料 9 その他必要な物資
応援活動	1 応急給水に関すること。 2 し尿収集に関すること。 3 ごみ収集に関すること。 4 医療救護に関すること。 5 保健、健康相談に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。 7 水道復旧に関すること。 8 下水道復旧に関すること。 9 道路復旧に関すること。 10 情報提供に関すること。 11 その他必要な支援
その他	1 被災者の一時受入に関すること。

※国、県等の要請に基づき対応するものを含む。

新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条　この実施細目は、新潟市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）との危機発生時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条　協定第2条第2号に規定する連絡体制の整備に当たり、甲及び乙の総合連絡担当窓口を次のとおり指定する。

なお、応援内容ごとの個別の連絡先は、別に定める。

(1) 甲

ア 部署

新潟市危機管理防災局危機対策課

イ 連絡先電話等

(ｱ) 電話

025（226）1146

(ｲ) 衛星携帯電話

0010（8816）23440502

(ｳ) ファクシミリ

025（224）0768

(ｴ) Eメールアドレス

kikitaisaku@city.niigata.lg.jp

(2) 乙

ア 部署

西条市市民安全部危機管理課

イ 連絡先電話等

(ｱ) 電話

0897（52）1282

(ｲ) ファクシミリ

0897（52）1725

(ｳ) Eメールアドレス

kikikanri@saijo-city.jp

2　協定第2条第3号に規定する危機管理に関する研修（以下「危機管理研修」という。）及び危機情報の交換（以下「情報交換」という。）については、次のとおりとする。

(1) 危機管理研修及び情報交換は、危機への対応能力向上を目的として実施する。

(2) 危機管理研修は、甲若しくは乙が単独で開催するものへの相互参加又は甲及び乙が協力して開催するものとする。

(3) 甲及び乙は、危機管理研修の実施計画を必要に応じて案内する。

(4) 研修の参加に要する経費は、参加する市が負担する。

(5) 情報交換は、必要の都度、事案に応じて口頭又は文書により行う。

3　協定第2条第4号に規定する合同訓練又は合同研修（以下「合同訓練等」という。）の実施については、次のとおりとする。

(1) 合同訓練等は、応援活動を円滑に実施することを目的として、事前指定した応援項目を中心に実施する。

(2) 合同訓練等は、甲及び乙が協力して実施するもの又は甲若しくは乙が単独で実施するものへの相互参加とする。

(3) 甲及び乙は、合同訓練等の実施計画を必要に応じて案内する。

(4) 合同訓練等の参加に要する経費は、参加する市が負担する。

4　協定第2条第5号に規定する防災計画の相互提供については、防災計画及び防災計画に付随する資料を改正の都度提供することとする。

5　甲及び乙は、協定第2条第6号に規定するその他必要な事項として、応援時の経路及び進出拠点の事前検討等を行うものとする。

（危機発生時の応援要請）

第3条　協定第3条に規定する応援の要請は、別添様式の危機発生時応援要請書により行うものとする。

2　前項の規定による要請が困難なときは、口頭で要請を行い、その後速やかに必要な手続を行うものとする。

（自主的な応援の開始時期等）

第4条　協定第4条第1項に規定する自主的な応援は、それぞれの市域内で次の状況を確認した時点で開始するものとする。

(1) 震度6弱以上の地震

(2) 甚大な被害が予想される風水害

(3) 多数の死傷者が予想される災害

2　協定第4条第2項の規定により被災地へ自主的な応援実施の連絡を行った場合において、応援の必要ないことが判明したときは、その時点で自主的な応援を中止するものとする。

（国、県等の要請に基づく応援）

第5条　協定別表に定める事前指定した応援項目のうち、国、県等の要請に基づく応援を行う場合には、関係者間で十分な連絡及び調整を図るものとする。

附　則

この実施細目は、平成27年6月13日から実施する。

様式(第3条関係)

危機発生時応援要請書

年　　月　　日

市長

市 長
(公印省略)

新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
2 危機事案の状況		
3 経 路 及 び 進 出 拠 点 等		
応 援 内 容	応援項目	数量
応 援 物 資	1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ(トイレパックを含む。) 5 紙おむつ 6 粉ミルク 7 医薬品等診療材料 8 車両および燃料 9 その他必要な物資	
応 援 活 動	1 応急給水 2 し尿収集 3 ごみ収集 4 医療救護 5 保健、健康相談 6 被災建築物応急危険度判定 7 水道復旧 8 下水道復旧 9 道路復旧 10 情報提供 11 その他必要な支援	
そ の 他	1 被災者の一時受入	

※必要な応援項目の数字を○で囲む。

8-68 災害時等における応急対策活動に関する協定（西条石材組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条石材組合（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）の応急対策活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び乙が協力して、甲が必要と認める応急対策活動を迅速かつ的確に行うことにより、円滑な応急復旧及び被害の拡大防止を図ることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、応急対策活動を必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して、乙が作成した災害対策マニュアルに基づいて甲に協力する。

3 甲は、乙が応急対策活動を実施するために必要な情報を提供する。

（応急対策活動の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、次の応急対策活動を行う。

(1) 被害情報等の収集

(2) 応急対策活動に必要な資材の確保

(3) 市民の避難等に著しい支障を及ぼしている土石等の除去

(4) その他甲が必要と認める応急対策活動

2 前項各号の応急対策活動は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、応急対策活動の現場に職員がいない場合は、第1条の目的に基づき応急対策活動を行う。

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策活動の報告）

第5条 乙は、甲から要請された第3条第1項の応急対策活動を行ったときは、速やかに甲に報告し、応急対策活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

（費用負担）

第6条 乙が行った応急対策活動の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる応急対策活動に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡若しくは負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙 愛媛県西条市大町1497番地2
西条石材組合
組合長

別表

西条石材組合組合員

住所	事業所名	代表者名
愛媛県西条市大町1497番地2	有限会社伊藤石材店	伊藤彰敏
愛媛県西条市朔日市382番地5	伊藤石材店	伊藤義照
愛媛県西条市西ひうち3番地21	いよせき株式会社	白木秀典
愛媛県西条市船屋甲584番地14	有限会社越智石材店	越智耕二
愛媛県西条市氷見丙335番地1	一柳石材店	一柳　勉
愛媛県西条市氷見乙785番地	株式会社眞鍋石材店	眞鍋光昌
愛媛県西条市樋之口413番地6	山内石材	山内祐次

8-69 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県及び県内市町）

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において、災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
(3) 救援活動に必要な車両等の提供
(4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 被災市町に代行しての情報の発信
(7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
(3) 応援を求める期間及び場所
(4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがないときその他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（補則）

第6条　この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附　則

この協定は、平成　年　月　日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年　　月　　日

愛媛県知事　　中村　時広
松山市長　　野志　克仁
今治市長　　菅　　良二
宇和島市長　　石橋　寛久
八幡浜市長　　大城　一郎
新居浜市長　　石川　勝行
西条市長　　青野　　勝
大洲市長　　清水　　裕
伊予市長　　武智　邦典
四国中央市長　篠原　　実
西予市長　　三好　幹二
東温市長　　髙須賀　功
上島町長　　上村　俊之
久万高原町長　髙野　宗城
松前町長　　岡本　　靖
砥部町長　　佐川　秀紀
内子町長　　稲本　隆壽
伊方町長　　山下　和彦
松野町長　　阪本　壽明
鬼北町長　　甲岡　秀文
愛南町長　　清水　雅文

別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

8-70 災害時等における業務協力に関する協定（有限会社濱名自販）

西条市（以下「甲」という。）と有限会社濱名自販（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）において、乙による協力が迅速かつ円滑に行われるよう、甲が行う事前対策に係る業務（以下「事前対策業務」という。）及び応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、事前対策業務のほか、災害時等における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策業務の内容）

第2条　甲及び乙は、災害時等に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

(1) 連絡体制の整備

(2) 甲が実施する防災訓練への乙の実施協力

(3) その他必要な事項

（協力要請）

第3条　甲は、災害時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2　前項の規定による要請は、様式第1号により要請場所及び被災状況等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が所有する車両及び装備等の範囲内で可能な限り協力するものとする。

(1) 緊急車両等の通行妨害となる車両等の除去

(2) 応急対策業務の障害となる車両等の除去

(3) 前2号に掲げる業務の遂行上、必要と認める業務

（実施報告）

第5条　乙は、前条の規定に基づき協力を実施した場合は、実施した内容を様式第2号により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条　本協定に基づく協力に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第7条　本協定で定める業務の実施に際して、交通事故等により、乙の当該業務に従事する者及び車両、装備等に損害が生じた場合は、乙の責任において処理するものとする。

（有効期間）

第8条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月30日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市

市長　青野　勝

乙　愛媛県西条市丹原町久妙寺甲631番地1
有限会社濱名自販

代表取締役　濱名　孝敏

様式第1号(第3条関係)

年　月　日

有限会社濱名自販　御中

西条市長　　㊞

障害車両等の除去協力要請書

災害時等における業務協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、本要請に対する実施内容を、同協定第5条に定める様式第2号により報告願います。

1　要請場所及び被災状況

2　除去車両等の種別、台数及び要請業務の内容

3　甲の現場責任者

(1) 氏　名

(2) 所　属

(3) 電話番号

4　その他必要な事項

様式第2号(第5条関係)

年　月　日

西条市長　殿

有限会社濱名自販
代表取締役

障害車両等除去の実施報告書

災害時等における業務協力に関する協定第5条の規定に基づき、実施内容を次のとおり報告します。

1　実施日時(期間)

2　実施場所

3　実施内容(除去車両等の種別、台数、措置内容等)

出動車両台数	人員	使用資機材

4　その他必要な事項

8-71 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、西条市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）
第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。
（1）罹災証明書申請書類に関する相談
（2）相続関係書類に関する相談
（3）許認可申請書類に関する相談
（4）自動車登録申請書類に関する相談
（5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
（6）その他甲が必要と認める業務
2 乙は、前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。
（1）乙による被災支援相談窓口の設置
（2）西条市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）
第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。
2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）
第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）
第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）
第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）
第7条 乙は、災害時又は西条市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。
2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（連絡責任者）
第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（費用負担）
第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。
2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。
3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

（損害への対応）
第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、
甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。
（情報交換）
第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応

じて協議を行うものとする。

（有効期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月14日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市

市長

乙　愛媛県松山市錦町98番地1
愛媛県行政書士会

会長

8-72ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定（国土交通省四国地方整備局）

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と西条市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第５条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において西条市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで西条市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により西条市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第６条（危機の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

２　機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

３　機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第７条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第８条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第９条（有効期限）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、さらに１年継続するものとし、当該期間が満了した時も同様とする。

この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成29年6月6日

甲　国土交通省　四国地方整備局　次長　元野　一生

乙　西条市長　　玉井　敏久

別表

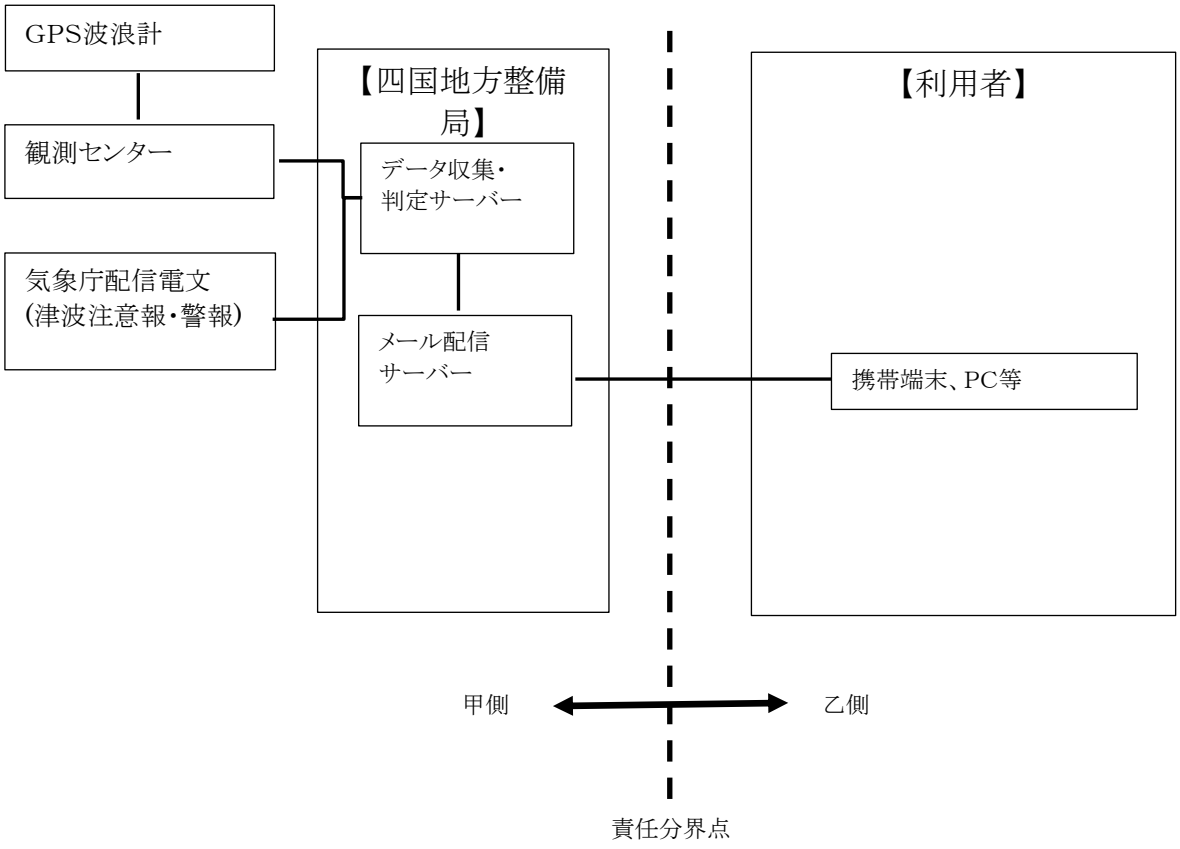
分掌系統表

平成２９年６月６日

区分	分掌	所属	役職	連絡先	その他
四国地方整備局	統括責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	skr-88-6551@docomo.ne.jp TEL:090-5279-2449	
	連絡責任者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長補佐	skr-88-6352@docomo.ne.jp TEL:090-8976-1105	
	連絡担当者	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課 防災技術係長 沿岸安全係長	skr-88-6561@docomo.ne.jp TEL:090-8970-4838 skr-88-6566@docomo.ne.jp TEL:090-5147-8955	
西条市	配信先 連絡担当者	経営戦略部 危機管理課	くらし安全係長	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kikikanri@saijo-city.jp TEL:0897-56-5151	

別図

ＧＰＳ波浪計観測情報配信システム情報提供系統



8-73 災害時における施設利用に関する協定（檜垣産業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と檜垣産業株式会社（以下「乙」という。）は、西条市内に発生した地震その他の災害（以下「災害」という。）時における緊急車両通行用道路 としての西条小松太陽光発電所用地及び小松農園（以下「施設用地」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時において甲が乙の所有地の一部を緊急車両通行用道路として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設用地の範囲）
第２条　乙は、緊急車両通行用道路として利用できる施設用地の範囲をあらかじめ定め、甲に通知するものとする。

（使用開始）
第３条　甲は、災害が発生し、東予港（中央地区）を防災拠点として緊急車両通行の必要が生じた場合に通路の冗長化を図るため、太陽光発電設備及び農園の維持管理に支障の無い範囲において、施設用地内管理道路を緊急車両通行用道路として使用することができる。

（使用開始の通知等）
第４条　甲は、施設用地を緊急車両通行用道路として使用する場合は、乙に事前にその旨を施設用地使用依頼書（第 1 号様式）で通知し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
２　甲が施設用地の使用を開始する時は、乙または乙の指定するものが門扉の開錠を行うものとする。

（管理）
第５条　災害時における施設用地の使用は、乙が指定した範囲において甲の責任において行うものとする。
２ 甲はあらかじめ、施設用地内の警備体制について乙に通知するものとする。
３ 甲は、施設用地の使用に当たり、監視に必要な人員を適切に配置するものとする。

（費用負担）
第６条　緊急車両通行用道路の使用に係る費用及び使用に伴い施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（使用期間）
第７条　施設用地の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して施設用地使用期限延長依頼書（第２号様式）により、期間の延長を依頼するものとし、乙が当該依頼を承諾した場合には当該期間を延長できる 。

（使用解消への努力）
第８条　甲は、乙が早期に通常の企業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該施設用地の使用が早期に解消できるよう努めるものとする。

（使用の終了）
第９条　甲が緊急車両通行用道路としての使用を終了する際は、乙に施設用地使用終了届（第 3 号様式）を提出するとともに、その施設用地を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）
第 10 条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）
第 11 条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長　　玉 井　敏 久

乙　愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号
檜垣産業株式会社
代表取締役社長　　檜 垣　　巧

（様式第１号）

第　　号
年　　月　　日

檜垣産業株式会社
代表取締役　　檜　垣　　巧　　殿

西条市長玉　井　敏　久
（西条市災害対策本部長）

施設用地使用依頼書

災害時における施設利用に関する協定書第４条の規定に基づき、下記のとおり貴所有地の一部を緊急車両通行用道路として使用することについて承諾をお願いします。

記

使用予定期間	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
使用範囲	別添図面のとおり			

連絡先　　西条市明屋敷１６４番地
西条市災害対策本部
本部事務局危機管理班
建設部道路班
建設部港湾河川班
電話番号：０８９７‐５２‐１４００
０８９８‐６８‐１４００

（様式第２号）

第　　号
年　　月　　日

檜垣産業株式会社
代表取締役　　檜　垣　　巧　　殿

西条市長　　玉 井 敏 久
（西条市災害対策本部長）

施設用地使用期限延長依頼書

災害時における施設利用に関する協定書第７条の規定に基づき、下記のとおり貴所有地の一部を緊急車両通行用道路として使用することについて期間延長の承諾をお願いします。

記

延長後の使用予定期間	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
使用範囲	別添図面のとおり			
期間延長の理由				

連絡先　　西条市明屋敷１６４番地
西条市災害対策本部
本部事務局危機管理班
建設部道路班
建設部港湾河川班
電話番号：０８９７‐５２‐１４００
０８９８‐６８‐１４００

（様式第３号）

第　　号
年　　月　　日

檜垣産業株式会社
代表取締役　　檜　垣　　巧　　殿

西条市長　　玉 井 敏 久
（西条市災害対策本部長）

施設用地使用終了届

災害時における施設利用に関する協定書第９条の規定に基づき、災害時における緊急車両通行用道路としての使用が終了しましたので、お届けします。
なお、協定書に基づき原状に復しましたので、確認をお願いします。

記

使用終了日時	年	月	日	時
引き渡し日時（予定）	年	月	日	時

連絡先　　西条市明屋敷１６４番地
西条市災害対策本部
本部事務局危機管理班
建設部道路班
建設部港湾河川班
電話番号：０８９７‐５２‐１４００
０８９８‐６８‐１４００

8-74 西条市における災害対応措置に関する協定（農林水産省愛媛森林管理署）

愛媛森林管理署（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、地震、大雨、台風等の自然現象により、西条市に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害対応措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、西条市の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う被災状況の情報の収集等について、甲が所有する無人航空機（以下「ドローン」という。）等による応急的な支援について定める。

（支援活動）
第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する支援活動を行う。
⑴ ドローンの空撮その他の手法による被災状況の確認
⑵ 撮影データその他の収集情報に基づく被災範囲、原因の推定
⑶ 災害対策の提案
⑷ 被災地域における緊急連絡支援
⑸ その他

（支援活動に対する乙の対応）
第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

（支援活動の要請）
第4条 甲への支援活動の要請については、乙が電話、書面等により行う。ただし、緊急を要する場合はこれに限らない。
2 甲、乙は、前項の支援活動の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ行う。

（支援活動の実施）
第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。
2 甲は、第2条に定める支援活動を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。
3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

（報告）
第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

（費用）
第7条 支援活動に要する費用については、甲が負担するものとする。

（広報）
第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローンによる被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

（有効期間）
第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙のいずれからも、それぞれ相手方に対して文書による意義の申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和元年5月 28 日

甲 愛媛県松山市朝美2丁目6番 32 号
愛媛森林管理署
署 長 （署名 間 島 重 道）

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市

西条市長 （署名 玉 井 敏 久）

8-75 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（一般社団法人えひめ産業資源循環協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1項に規定する災害をいう。

(2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。

(3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

(協力体制)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。

3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。

4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

(協力要請)

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

(1) 被災の状況

(2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所

(3) 災害廃棄物等の処理等の内容

(4) 災害廃棄物等の処理等の期間

(5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

(情報提供)

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害廃棄物等の処理等の実施)

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第 11 条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

(1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所

(2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容

(3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等

(4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(調整)

第 10 条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

(協力会員)

第 11 条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員(以下「協力会員」という。)を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第 11 条第1項に規定する協力会員(以下「協力会員」という。)は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第 12 条 第4条(第3項を除く。)、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第 13 条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、令和元年6月 24 日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第 15 条 甲と丙とが平成 15 年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第 16 条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第 17 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 22 通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月 24 日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛 媛 県
知 事

松山市二番町四丁目7番地2
乙 松 山 市
市 長

今治市別宮町一丁目4番地1
乙 今 治 市
市 長

宇和島市曙町1番地
乙 宇和島市
市 長

八幡浜市北浜一丁目1番1号
乙 八幡浜市
市 長

新居浜市一宮町一丁目5番1号
乙 新居浜市
市 長

西条市明屋敷 164 番地
乙 西 条 市
市 長

大洲市大洲 690 番地の1
乙 大 洲 市
市 長

伊予市米湊 820 番地
乙 伊 予 市
市 長

四国中央市三島宮川四丁目6番 55 号
乙 四国中央市
市 長

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地1
乙 西 予 市
市 長

東温市見奈良 530 番地1
乙 東 温 市
市 長

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地
乙 上 島 町
町 長

上浮穴郡久万高原町久万 212 番地
乙 久万高原町
町 長

伊予郡松前町大字筒井 631 番地
乙 松 前 町
町 長

伊予郡砥部町宮内 1392 番地
乙 砥 部 町
町 長

喜多郡内子町平岡甲 168 番地
乙 内 子 町
町 長

西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地1
乙 伊 方 町
町 長

北宇和郡松野町大字松丸 343 番地
乙 松 野 町
町 長

北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地1
乙 鬼 北 町
町 長

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地・
乙 愛 南 町
町 長

松山市花園町7番地3
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長

8-76 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等営に関する協定（株式会社キッチンエヌ）※廃止

西条市（以下「甲」という。）と株式会社キッチンエヌ（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、西条市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において西条市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
(2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
(3) 乙が調達可能な物資の供給
(4) 甲が提供する米等の食材の調理
(5) その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第４条　前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）

第５条　第３条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

２　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料７品目及び特定原材料に準じるもの２０品目について、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

３　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

２　乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

（連絡体制の整備）

第８条　甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（協議事項）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間等）

第10条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

２　甲は、乙が第５条第１項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

３　甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

令和　元　年　７　月　３０　日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県西条市港 455-1
株式会社キッチンエヌ
代表取締役

第４条関係様式

協 力 要 請 書

年　　月　　日

株式会社キッチンエヌ
代表取締役　　様

西条市長

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書第４条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			

担　当　者			
所属	氏名	電話・ＦＡＸ	Ｅメールアドレス

第６条関係様式

実 施 報 告 書

年　　月　　日

西 条 市 長　　様

株式会社キッチンエヌ
代表取締役

年　　月　　日付で要請のあった物資の供給等については、下記のとおり実施したので報告します。

記

供給等の内容

日時・時刻	供給等の場所	内容及び品目	数量
特記事項			

担 当 者			
所属	氏名	電話・ＦＡＸ	Ｅメールアドレス

8-77 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

西条市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）
本協定は、西条市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、西条市が西条市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ西条市の行政機能の低下を軽減させるため、西条市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）
1.本協定における取組みの内容は次の中から、西条市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
(1)ヤフーが、西条市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、西条市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
(2)西条市が、西条市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(3)西条市が、西条市内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(4)西条市が、災害発生時の西条市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(5)西条市が、西条市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
(6)西条市が、西条市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2.西条市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3.第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、西条市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）
前条に基づく西条市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）
ヤフーは、西条市から提供を受ける情報について、西条市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）
本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、西条市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）
本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）
本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、西条市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、西条市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和2年8月11日

西条市：愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市長　玉井　敏久

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

8-78 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定（東予広域生コンクリート協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と東予広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時に必要な生活用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、甲の管轄区域において、火災、地震、風水害等により大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）
第2条　甲は、大規模災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の輸送要請を行うことができる。
2　乙は、要請があったときは、業務に支障がない範囲で指定された場所に出動し、甲による用水補給後、指定された場所まで用水を輸送するものとする。
3　乙は、前項に規定により要請があった場合は、実施の可否を電話等により回答するものとする。

（業務報告）
第3条　乙は、要請業務を実施したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を別記様式1により報告するものとする。

（経費負担）
第4条　要請業務に要する費用は、実費を勘案し甲乙協議の上負担額を決定するものとする。

（損害の負担）
第5条　要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（災害補償）
第6条　乙が第2条の業務に従事した場合において、当該業務に従事した者が死亡、負傷又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する補償については、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「西条市市民総合災害補償規則（平成17年規則第5号）」を適用し、甲が補償する。
（業務の中断）
第7条　甲から連絡を受けた乙の所属会員が、指定された場所への輸送時に道路状況等が危険と判断し、かつ、安全を確保することが困難な場合は、業務継続を中断することができる。この場合、甲に対して連絡するものとする。

（訓練）
第8条　乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に業務支障のない範囲で参加するものとする。

（協議）
第9条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）
第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

令和2年10月19日

甲　西条市明屋敷164番地
　西条市
　　市長　玉井　敏久

乙　新居浜市星原町11番31号
　　東予広域生コンクリート協同組合
　　理事長　飛鷹　康志

別記様式1

年　月　日

大規模災害時における生活用水等の輸送業務報告書

西条市長 殿

東予広域生コンクリート協同組合
理事長

要請のありました業務につきまして下記のとおり報告いたします。

要 請 日 時	年　月　日( )　時　分		
業務完了日時	年　月　日( )　時　分		
要 請 機 関 名		要 請 者 名	
対 応 事 業 所		対 応 者 名	
業 務 の 場 所			
業務内容			
ミキサー車派遣元		派遣台数	台

8-79 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定（今治市）

今治市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、乙（黒谷地区）から甲（朝倉地域）への越境避難に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙（黒谷地域）の住民が、市の境界を越えて甲（朝倉地域）に避難する場合の避難及び受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用要請）
第2条　乙（黒谷地区）の住民が避難施設（甲が朝倉地域において指定する施設をいう。以下同じ。）に避難する必要があると認めるときは、乙は、甲に対して避難施設の使用を要請することができる。

（避難者の受入）
第3条　甲は、前条に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、乙（黒谷地区）の住民を受入れするものとする。
2　前項の場合において、甲は、受入れの可否を次条に規定する乙の連絡担当課に通知するものとする。

（連絡体制）
第4条　甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、あらかじめこの協定に関する連絡担当課を定め、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）
第5条　甲が、乙（黒谷地区）の住民の受入れ及び施設運営に要した費用は、原則求めないこととする。ただし、甲（朝倉地域）の避難所が開設されておらず、乙（黒谷地区）の住民を受け入るために避難所を開設したときは、この限りでない。

（その他）
第6条　本協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　今治市別宮町1丁目4番地1
今治市
市長　菅　良二

乙　西条市明屋敷164番地
西条市
市長　玉井　敏久

8-80 西条市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

西条市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）
第1条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
2　この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）
第2条　　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二　その他甲と乙の協議により定めるもの
2　この協定の対象となる下水道施設は、別表に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）
第3条　乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。
一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）
第4条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
2　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）
第5条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）
第6条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）
第7条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
2　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
3　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）
第8条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
2　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第9条　　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
一　甲の事務局　西条市環境部下水道工務課
二　乙の事務局　日本下水道事業団中国・四国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）
第10条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から 2024 年 9 月 30 日までとする。

（現況届の提出）
第11条　甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
2　甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
3　甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
4　第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）
第12条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和　6年10月　1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
代表者　市　長

乙　東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者　理事長

別表(第2条第2項関係)

所 在 地	協定下水道施設名称
西条市港 400	西条浄化センター
西条市三津屋 742-2	東予・丹原浄化センター
西条市港 435-4	干拓ポンプ場
西条市明屋敷 616-6	本陣川ポンプ場
西条市朔日市 887-20	唐樋ポンプ場
西条市船屋 638-2	船屋ポンプ場
西条市三津屋 219-3	本河原雨水ポンプ場
西条市三津屋 219-3	本河原汚水中継ポンプ場

8-81 西条市・株式会社フソウ災害支援協定（株式会社フソウ）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社フソウ（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関して、次の通り協定を締結する。

（目的等）

第1条　この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

2　この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条　この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

2　この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区東部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設（以下「協定下水道施設」という。）とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

（災害支援の内容）

第3条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査（報告書作成を含む）

二　復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成

三　停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事（ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする）

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

五　前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（費用の負担）

第4条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（前条第 1 号及び第 2 号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。）を負担するものとする。

2　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害支援の要請の方法）

第5条　甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。

2　甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3　乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する災害支援に着手するものとする。

（契約の締結）

第6条　甲が乙に前条第 1 項による依頼をしたときは、乙は前条第 3 項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する災害支援に着手するものとする。

（廃止）

第7条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合おいては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期間）

第8条　　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月 31 日までの１年間とする。但し期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第9条　　この協定に定めの無い事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年　2月18日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長　玉井　敏久

乙　香川県高松市郷東町792番地8
　　株式会社　フソウ　四国支店
　　支店長　森川　和彦

8-82 西条市・新明和工業株式会社災害支援協定（新明和工業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と新明和工業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関して、次の通り協定を締結する。

（目的等）

第1条　この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

2　この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第 2 条　この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

2　この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区西部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設（以下「協定下水道施設」という。）とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

（災害支援の内容）

第 3 条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査（報告書作成を含む）

二　復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成

三　停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

五　前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（費用の負担）

第 4 条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（前条第 1 号及び第 2 号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害支援の要請の方法）

第 5 条　甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。

2　甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

3　乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する災害支援に着手するものとする。

（契約の締結）

第 6 条　甲が乙に前条第 1 項による依頼をしたときは、乙は前条第 3 項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する災害支援に着手するものとする。

（廃止）

第 7 条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合おいては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期間）

第 8 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し期間満了

の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第９条　この協定に定めの無い事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年　2月18日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長　玉井　敏久

乙　香川県高松市屋島西町1979番地
　　新明和工業株式会社
　　流体事業部　営業本部　四国営業所
　　所長　小茂出　浩

8-83 西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定（株式会社荏原製作所）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社荏原製作所（以下「乙」という。）とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関して、次の通り協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。

２　この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区中部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設、真空下水道システム及び東予・丹原処理区三津屋都市排水機場、本河原都市排水機場内の施設（以下「協定下水道施設」という。）とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査（報告書作成を含む）

二　復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成

三　停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事（ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする）

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成

五　前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

（費用の負担）

第４条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（前条第１号及び第２号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（災害支援の要請の方法）

第５条　甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。

２　甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。

３　乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に着手するものとする。

（契約の締結）

第６条　甲が乙に前条第１項による依頼をしたときは、乙は前条第３項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第３条第３号及び第４号に規定する災害支援に着手するものとする。

（廃止）

第７条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2　　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合おいては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（協定の有効期間）
第 8 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第 9 条　　この協定に定めの無い事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年　2月18日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長　玉井　敏久

乙　香川県高松市伏石町2151番地2
　　株式会社　荏原製作所　四国支店
　　支店長　田村　秀雄

8-84 災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

西条市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。
（復旧支援協力の要請）
第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
(1)被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
(2)その他甲乙間で協議し必要とされる業務
2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は西条市上下水道部下水道工務課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。
3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。
（費用）
第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。
（報告）
第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。
（下水道台帳データの提供）
第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。
2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。
（下水道台帳データの開示）
第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。
2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。
（広域被災）
第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。
（協定期間）
第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でがない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（その他）
第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。
2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長 玉井 敏久

乙　東京都千代田区岩本町２丁目５番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会　長　　長谷川　健司　　㊞

8-85 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部）

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）
第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）
第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）
第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。
2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。
3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。
4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）
第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。
2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。
3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

（業務の実施）
第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。
2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

（報告）
第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

（広域の被災）
第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

（労災及び損害補償など）
第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。
2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。
3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。
4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5　前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

（事務局及び連絡体制）
第10条　技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。
(1)甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。
(2)丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
(3)甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。
(4)連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

（情報の共有と保護）
第11条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。
2　業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。
3　甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）
第12条　甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。
2　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

（協定の有効期間）
第13条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。
2　この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

（相互協力）
第14条　この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

（その他）
第15条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。
2　甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲　愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事　中村　時広

乙1　松山市二番町四丁目7番地2
松山市長　野志　克仁

乙2　今治市別宮町一丁目4番地1
今治市長　菅　良二

乙3　宇和島市曙町1番地
宇和島市長　岡原　文彰

乙4　八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長　大城　一郎

乙5　新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長　石川　勝行

乙6　西条市明屋敷164番地

西条市長　　玉 井　敏 久

乙7　大洲市大洲690番地の1

大洲市長　　二 宮　隆 久

乙8　伊予市米湊820番地

伊予市長　　武 智　邦 典

乙9　四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市長　　篠 原　　実

乙10　西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長　　管 家　一 夫

乙11　東温市見奈良530番地1

東温市長　　加 藤　　章

乙12　越智郡上島町弓削下弓削210番地

上島町長　　宮 脇　　馨

乙13　上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町長　　河 野　忠 康

乙14　伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町長　　岡 本　　靖

乙15　伊予郡砥部町宮内1392番地

砥部町長　　佐 川　秀 紀

乙16　喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町長　　稲 本　隆 壽

乙17　西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

伊方町長　　高 門　清 彦

丙　広島県広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会　中国・四国支部

中国・四国支部長　山 地　芳 和

8-86 災害時の動物救護活動に関する協定（公益社団法人愛媛県獣医師会）

西条市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬及び猫の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項の規定による西条市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条　活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2　事項に定めのない動物を活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（活動場所）

第3条　乙は、甲が開設する動物救護施設、避難所または、甲が適当と認める施設において、活動を実施するものとする。

（活動の内容）

第4条　活動の内容は、次に揚げる事項とする。

(1)　負傷した動物の応急処置に関すること。

(2)　被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む）に関すること。

(3)　被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。

(4)　施設、設備及び物資の提供、その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力の要請手続き）

第5条　甲が乙に活動の協力を要請する場合は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　要請理由

(2)　要請内容

(3)　活動場所及び範囲

(4)　その他必要な事項

2　甲は、前項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条　活動に関する連絡窓口は、甲にあっては、西条市動物愛護担当課とし、乙にあっては乙の事務局とする。

（活動の履行）

第7条　乙は、甲から第 5 条第 1 項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動場所に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2　甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜情報交換を行うものとする。

3　乙は、自ら活動を要すると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。また、乙から活動の実施を促された甲は、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に通知するものとする。

4　乙は、活動の終了後、その内容を甲に報告するものとする。なお、甲は活動の途中経過の報告を、随時、乙に求めることができるものとする。

（必要経費）

第8条　甲は、可能な限り、乙が活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供する。

2　甲の要請に基づき乙が行う活動の実施にあたり必要な物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。なお、県が負担する経費については、この限りではない。

3　乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品備蓄品等を用いるなどの方法で、活動を行うものとする。

（損害補償）

第9条　甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、乙と協議の上、補償するものとする。

（資材等の調達・搬送）
第10条　甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動場所への円滑な搬送について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（活動の停止等）
第11条　甲は、活動の継続が極めて困難または不可能と判断した場合は、乙と協議の上活動を停止し、又は取りやめることができる。
（活動の終了と報告）
第12条　甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議して活動を終了するものとする。
2　乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を甲に文書により報告するものとする。
(1)　活動の具体的内容
(2)　活動の実施時期
(3)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（平常時の対応等）
第13条　乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時に乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。
2　甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

（協議）
第14条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定の期間及び更新）
第15条　この協定は、締結の日から効力を有し、甲又は乙から申し出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和2年10月22日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
　　西条市
　　市　長

乙　愛媛県松山市三番町６丁目１番地８
　　公益社団法人愛媛県獣医師会
　　会　長

8-87 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（西条清掃協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条清掃協同組合（以下「乙」という。）は、西条市内において災害等により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、甲が指定する施設における災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、甲が、乙に対して協力を求める場合に必要な事項を定め、もって公共の環境衛生と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時に応急対策に係る業務を実施する必要があると認めた場合は、原則として要請書（別記様式）により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2　前項に規定する要請があった場合は、乙は、特別な理由がない限り速やかに協力体制を整え、甲の指示に従うものとする。

（応急対策に係る業務）

第3条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策に係る業務は、次のとおりとする。

(1) 避難所のごみ等の収集運搬業務

(2) 緊急に撤去を必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

(3) その他甲が必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

（費用負担）

第4条　前条に規定する応急対策に係る業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（補償）

第5条　この協定に基づき、応急対策に係る業務に従事した乙の会員業者の作業員が業務従事中に負傷し、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において解決するものとする。

（連絡責任者）

第6条　甲及び乙は、協力に関する要請及び伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第7条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月　1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長　玉 井 敏 久

乙　愛媛県西条市丹原町北田野1170番地
西条清掃協同組合
代表理事　髙 橋 浩 一

別記様式(第2条関係)

年　月　日

西条清掃協同組合　御中

西条市長　　㊞

災害時における協力要請書

災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による要請日時	年　月　日　時　分
要請理由	
要請内容 (収集先及び運搬先、その他)	
要請期間	年　月　日～　年　月　日
摘要	

担当者欄	西条市災害対策本部(　部　課) (担当者) 氏 名　印

8-88 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社あさひ）

西条市（以下「甲」という。）と有限会社　あさひ（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）

第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1)対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2)身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市　長　　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市神拝乙35番地5
有限会社　あさひ
取締役　　小田　久代

（別表）

福祉避難所協定締結施設

施設名	所在地	施設種別
グループホームたまつ	下島山甲2055番地52	認知症対応型共同生活介護施設

8-89 災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定（株式会社アクティオ四国支店）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ　四国支店（以下「乙」という。）は、西条市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）のレンタル機材（水中ポンプ、仮設トイレ、照明機器等）（以下「レンタル機材」という。）供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時に相互に協力してレンタル機材の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条　甲は、災害時における応急措置のためレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有するレンタル機材の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有レンタル機材の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（レンタル機材の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請するレンタル機材は、乙が取り扱いする調達可能なレンタル機材とする。

（要請の方法）

第5条　第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。た　だし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出す　るものとする。

2　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう　常に点検及び改善に努めるものとする。

（レンタル機材の運搬）

第6条　レンタル機材の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（レンタル機材の引渡し）

第7条　レンタル機材の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、レンタル機材を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条　乙が供給したレンタル機材の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、乙がレンタル機材供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力事項の発動、終了）

第9条　この協定に定めるレンタル機材供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲のレンタル機材調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して

要請を行うことにより発動する。

2　甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了　を決定する。

（協議）

第 10 条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議　を行うものとする。

（疑義の決定）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき　は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年7月19日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙　香川県高松市田村町540
株式会社アクティオ　四国支店
支店長

第1号様式(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

西条市長　　印

供 給 要 請 書

災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のレンタル機材の供給を要請します。

品　　名	数　量	備　　考

第2号様式(第7条関係)

供 給 確 認 書

年　月　日付け　第　号の供給要請により、次のレンタル機材を供給したことを
確認します。

品　名	数　量	備　考

年　月　日

株式会社 アクティオ 四国支店　　印

西 条 市　　印

8-90 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社クールトレード）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社クールトレード（以下「乙」という。）は、西条市内において地震、風水害等の災害（以下「本災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条　甲は、災害時等において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1)　甲が、物資等を調達する必要があると認めるときに、乙がその保有する物資等（第4条に定める。）を甲に対し供給すること。

(2)　乙が所有する商業施設（名称：いとまちマルシェ／所在：愛媛県西条市朔日市 284-2）の店舗の設備、敷地（以下総称して「本施設等」という。）を被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として提供すること。

2　前項の要請は、24時間随時行うことができるものとする。

（要請手続）

第2条　前条第1項の要請は、原則として「要請書」（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請することができる物資等は、当該要請の時点において、現に乙が保有し又は調達可能な物とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第5条　　乙は、物資等の引渡しにあたり、「実施報告書」（様式第2号）を作成し甲に提出するものとする。

2　物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3　甲は、乙が前項本文の規定により物資等を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

4　甲は、第1項に定める物資の引渡し場所に職員を派遣し、第1項に基づき乙が作成し甲に提出する実施報告書により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

（物資等の費用負担）

第6条　乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2　物資等の取引価格は、本災害の発生直前の時点における適正な価格を基礎として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条　乙は、物資等の引渡しが完了したときは、前条第2項に基づき定めた取引価格を記載した適法な請求書により甲に費用を請求するものとする。

2　甲は、物資等を引き取った後、乙の請求に基づき、前項の規定により定められた費用を、別途乙が指定する金融機関口座に振り込む方法により速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条　乙は、災害時等における甲との円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2　甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条　乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1)　甲が実施する防災啓発事業

(2)　甲が実施する防災訓練への参加

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、令和3年7月19日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が、恒久的な閉店を含む本施設等に関する事業の終了を決定した場合、本施設等を第三者に譲渡した場合又は本施設等が滅失した場合、この協定は効力を失うものとする。また、左記の場合のほか、乙が本協定書に定める協力義務を履行することが不可能又は著しく困難となる事由が発生した場合については、甲乙別途協議のうえ、その後の対応について決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月19日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市長

乙　東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

株式会社クールトレード

代表取締役

（様式第1号）

要 請 書

年　月　日

株式会社クールトレード
代表取締役　　様

西条市長

災害時における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

記

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			

担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

（様式第2号）

実 施 報 告 書

年　月　日

西 条 市 長　様

株式会社クールトレード
代表取締役

年　月　日付で要請のあった物資等の供給等については、下記のとおり実施したので報告します。

記

供給等の内容

日時・時刻	供給等の場所	内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

8-91 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（一般社団法人日本石材産業協会 愛媛県支部・一般社団法人　日本石材産業協会）

西条市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、西条市で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条　甲が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条　甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2　乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3　乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請する事ができる。

4　丙は、前項の通り乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条　業務の内容は、次の通りとする。

(1) 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の西条市管理施設等に残置される「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

(2) 業務の実施に必要な資材などの確保

(3) 被害情報等の収集及び報告

(4) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条　甲は業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条　乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条　甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

（費用負担）

第8条　乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第9条　乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第10条　業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月19日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県西条市氷見乙785
一般社団法人　日本石材産業協会
愛媛県支部長

丙　東京都千代田区神田多町2―9
一般社団法人日本石材産業協会
会長

8-92 災害時における応急対策業務に関する協定（西条造園事業組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条造園事業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が西条市内において発生し、又は発生しようとしている場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害発生時又は発生しようとしている場合に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲からの要請が同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

３　要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1)　道路、公共施設の被災、倒木や流木等の応急対策及び撤去搬送

(2)　前号の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送

(3)　その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施工者）

第4条　乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施工者を選定し、甲に提出するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条　応急対策業務施工者は、西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条　乙は、応急対策業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長に提出するものとする。

（費用負担）

第7条　第3条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

２　前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

３　乙は、前項の規定により算出した額を、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第8条　第3条に規定する応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県

市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号）を適用し、甲が補償する。

（細目）

第9条　この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年7月26日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲　西条市

西条市長

愛媛県西条市船屋甲205番地

乙　西条造園事業組合

組合長

災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目

（趣旨）

第１条　西条市（以下「甲」という。）と西条造園事業組合（以下「乙」という。）は、「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）の迅速かつ的確な実施を目的として、この細目を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条　協定第2条に定める文書での協力要請は、様式第1号により行うものとする。

（連絡体制）

第3条　情報連絡責任者は、次の者を充てるものとし、あらかじめ関係者に通知しておくものとし、変更があった場合には、速やかに関係者に通知するものとする。

(1) 甲においては　危機管理監

(2) 乙においては、事務局長

（応急対策業務施工者）

第 4 条　協定第4条に定める応急対策業務施工者については、西条地区災害対策本部組織編成表の提出により行うものとし、編成表に変更があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（資料の整備）

第5条　乙は、災害が発生した場合に応急対策業務を実施するため、次に定める項目について、あらかじめ甲に提出しておくものとし、この内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(1) 組織編成表

(2) その他甲及び乙が必要と認めるもの

2　乙及び応急対策業務施工者が、応急対策業務を実施するために必要な位置図等の資料は、あらかじめ甲に提出を求めることができるものとする。また、甲は資料に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

（業務の指示）

第 6 条　協定第5条に定める指示は、様式第2号により行うものとする。また、指示は、地区代表者に対して行い、地区代表者は当該応急対策業務施工者に対し、必要事項等をその都度連絡し、指示の内容等を伝達するものとする。

2　応急対策業務施工者が前項による応急対策業務実施の指示を受けたときは、被災箇所の対応等について、西条市の公共土木施設等を所管する各担当課から直接指示を受けることができるものとする。

（業務の実施）

第 7 条　応急対策業務施工者は、指示に基づき、道路上の倒木、河川の流木等の障害物の除去のほか、公共土木施設等の機能の確保及び災害の拡大の防止等に必要な応急復旧業務を速やかに行うものとする。

ただし、指示がない場合であっても、人命の保護、財産の保全のため緊急を要する場合は、自主的判断により、必要かつ最小限の業務を実施することができるもとする。

また、自主的判断により業務を実施した場合は、速やかに西条市危機管理監及び西条造園組合事務局長に連絡することとする。

（業務の報告）

第 8 条　乙は、応急対策業務施工者が実施した応急対策業務について、全体概要が判明した時点でとりまとめ、甲に応急対策業務実施内容一覧(様式第3号)を提出するものとする。

2　応急対策業務施工者は、実施した応急対策業務が完了したときは、速やかに様式第4号に業務内容が判定できる写

真、図面等の資料を添付した完了報告を、甲に提出するものとする。

なお、甲は、必要な場合、応急対策業務施工者に対し、当該業務施工中の状況等について報告を求めることができるものとする。

(細目の改定)

第9条　甲及び乙は、必要と認めるときは、細目の見直しを行うものとする。

(協議)

第 10 条　この細目に規定するもののほか、運用に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

令和3年7月26日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲　西条市

西条市長

愛媛県西条市船屋甲205番地

乙　西条造園事業組合

組合長

様式第1号

第　　号
年　月　日

西条造園事業組合
組合長　　殿

西条市災害対策本部長
（西条市水防本部長）

災害時における応急対策業の協力要請について

このことについて、災害時における応急対策業務に関する協定書第2条に基づき、下記について貴団体による協力を要請します。

記

1　応急業務対策区域等

2　その他
応急対策業務の実施箇所

様式第2号

第　　号
年　月　日

地区代表者
殿

西条市災害対策本部長
（西条市水防本部長）

災害時における応急対策業の実施について

このことについて、災害時における応急対策業務に関する協定書第5条及び応急対策業務に関する協定に基づく細目第7項に基づき、下記のとおり応急対策業務の実施をお願いします。

記

1　応急業務対策実施区域等

2　その他

応急対策業務の実施箇所及び業務内容の詳細については、別途西条市の公共土木施設等を所管する各担当課から、応急対策業務施工者に対し、随時指示する。

様式第3号

応急対策業務実施内容一覧

西条市災害対策本部長　殿
（西条市水防本部長）

年　月　日　　西条造園事業組合
組合長

地域名	応急対策業務施工者・業務箇所・業務内容等詳細

様式第4号

第　　号
年　月　日

西条市災害対策本部長　殿
（西条市水防本部長）

応急対策業務施工者

災害時における応急対策業完了報告

応急対策業務を完了したので、災害時における応急対策業務に関する協定書第6条及び応急対策業務に関する協定に基づく細目第8項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1　応急対策業務箇所

2　業務内容

3　業務期間

4　その他

8-93 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定（株式会社西条ドライビングスクール）

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と株式会社西条ドライビングスクール（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的及び使用物件）

第1条　乙の所有する次に掲げる場所等を津波襲来の恐れがあるとき等に緊急避難場所として住民等に使用させるものとする。

（1）　所在地　愛媛県西条市石田284番地

（2）　名称　株式会社西条ドライビングスクール

（3）　使用場所　大型コース及び大型コース内駐車場（敷地内の北西部分）

（施設等の周知）

第2条　甲は、本協定に基づき、乙が所有する施設の使用場所を緊急避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用不可の報告）

第3条　乙は、本件施設について緊急避難場所としての使用が不可能となる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（使用依頼）

第4条　甲は、津波発生の恐れがあるとき等に本件施設を緊急避難場所として住民等に利用させる必要が生じた場合、乙に対し、本件施設の緊急避難場所としての使用を依頼することができる。

（使用期間）

第5条　緊急避難場所の使用期間は、地域住民の避難施設として、地震及び津波が発生し又は発生する恐れがあるときから安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第6条　甲は、緊急避難場所を前条の目的以外には、使用しないものとする。

（費用負担等）

第7条　施設を緊急避難場所として使用する場合の使用料は、無料とする。

2　甲は、緊急避難場所の使用に関して、やむを得ず乙の備品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。

3　施設が緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

4　前2項の負担額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第9条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月26日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長

乙　愛媛県西条市石田284番地
株式会社西条ドライビングスクール
代表取締役

8-94 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定（愛媛キッチンカー協会）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、西条市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協定事項の発行）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）
第3条　甲は、災害時において西条市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。
(1)甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
(2)甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
(3)乙が調達可能な物資の供給
(4)甲が提供する米等の食材の調理
(5)その他甲が指定する支援

（要請の方法）
第４条　前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）
第5条　第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。
２　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
３　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
４　乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

（実施報告）
第６条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）
第7条　乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
２　乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

（連絡体制の整備）
第8条　甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（平時の取組）
第９条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議事項）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間等）
第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
2　甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。
3　甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年７月２６日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　西条市長

乙　今治市共栄町２丁目 2-20　アイシネマ今治 1F
　　愛媛キッチンカー協会
　　会　　長

8-95 災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定（愛媛綜合警備保障㈱）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛綜合警備保障株式会社(以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条　本協定は、西条市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して第3条に定める無人航空機による情報収集及び避難所並びにその他公共施設（以下「避難所等」という。）における安全確保と運営支援等を目的とした協力業務に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条　本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2　本協定において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する航空機をいう。

（協力要請）

第3条　甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、災害時に必要が生じたときに、甲の要請により、別途「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定書（実施細目）」（以下「細目」という。）に定める方法により、乙が実施する次の業務をいう。

(1)　無人航空機による災害現場の情報収集

(2)　避難所等における警備業務

(3)　避難所における運営支援業務

(4)　上記(1)・(2)・(3)に付帯する業務で、甲の要請により、乙が応じられる事項

（実施条件）

第4条　乙は、細目に定める実施条件を満たした場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力業務の要請及び実施）

第5条　甲は、協力業務が必要であると認めるときは、乙に対し、協力業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって、要請することができる。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2　前項の要請に対する応答については、乙が要請を承諾する場合、甲からの要請書を受領後に協力業務要請受託書（様式第2号。以下「受託書」という。）を速やかに甲へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に、甲へ受託書を提出するものとする。

（協力業務の中断）

第6条　乙が協力業務の要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

（第三者の従事）

第7条　乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者（以下「依頼先」という。）に従事させることができるものとする。

（費用の支払い）

第8条　本協定に基づき乙が実施した協力業務の費用の支払いは、細目に定めるとおりとする。

（損害賠償）

第9条　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき又は本協定に基づく業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2　甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

（免責）

第10条　前条第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、その責任を負わない。

(1)　地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

(2)　撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲が第三者に提供・開示したことにより生じた損害

(3)　乙が甲の協力業務要請を断ったことにより生じた損害

(4)　甲の関係者の故意又は過失に基づく損害

(5)　その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

（防災訓練等への参加）

第11条　乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に乙の業務に支障が生じない範囲内で参加協力するものとする。なお、費用については、細目に定めるとおりとする。

（連絡責任者）

第12条　甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡先及び連絡責任者を連絡責任者確認書（様式第3号）により定めるものとする。ただし、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（実施細目）

第13条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（権利の帰属）

第14条　協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2　乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

（契約解除）

第15条　甲又は乙は、相手方が本協定の内容に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず当該違反が是正されない場合、本協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第16条　本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第17条　甲及び乙は、本協定に関して相手方から知った情報は、本協定の履行にのみ使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

（合意管轄）

第18条　甲及び乙は、本協定及び本協定に付随する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第19条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市長　　玉井　敏久

乙　愛媛県松山市空港通2丁目6番27号
　　愛媛綜合警備保障株式会社
　　代表取締役社長　　阿部　克彦

災害時における無人航空機による情報収集に関する実施細目

西条市（以下「甲」という。）と愛媛綜合警備保障株式会社　（以下「乙」という。）は、令和4年3月24日締結の「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第1項第1号及び第4号に規定する乙が実施する災害時における無人航空機による情報収集（以下「情報収集」という。）について実施細目（以下「本細目」という。）を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

（情報収集の実施方法）

第1条　情報収集の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　情報収集の実施エリアは、原則として西条市内とする。

(2)　情報収集は乙の従事者2名以上の体制で行い、甲の職員立会いの上実施する。

(3)　情報収集の1回あたりの飛行時間は20分以内、1日あたりの飛行回数は5回以内、出動する無人航空機は予備機を除き1台を原則とする。

(4)　その他、本細目に定めのない事項については、甲乙で協議の上決定する。

（情報収集の実施条件）

第2条　乙は、次の各号に掲げる実施条件のほか、航空法その他関係法令を遵守し、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、情報収集を実施するものとする。

(1)　降雨、降雪、降雹及び落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、かつ、日の出前、日の入り後でないこと。

(2)　GPS電波の受信状況が乙の規定範囲内（GPS取得数8以上）であること。

(3)　飛行高度が150メートル未満であること。

(4)　直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。

(5)　飛行範囲が機体を目視で確認できる範囲内であること。

（データの提供）

第3条　乙は、情報収集実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を原則として撮影当日に甲の職員に引き渡すものとする。

2　前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の情報収集を完了とする。

3　空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数及びデータ量等が甲の利用目的に合致することを保証しないものとする。

（費用負担）

第4条　情報収集に乙が要した費用は、原則として協定第5条第2項に基づき取り交わされた発注書・請書記載の金額に基づき算出された金額を甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

※諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

3　乙が協定第5条に規定する情報収集に応じた後に乙の責めに帰さない事由によって空撮が実施できなかった場合においても、乙は、甲に対して諸経費及び協定第7条に規定する第三者への支払が生じた場合の費用全額を請求できるものとする。

4　現地において無人航空機用バッテリーの充電が必要となった場合にかかる費用は、甲の負担とする。

（支払方法）

第5条　甲は、第3条第1項第1号及び第4号に定める協力業務にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（必要な措置）

第6条　甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第7条　協定第9条第1項に規定する損害賠償については、乙の責めに帰すべき事由によって、協定又は本細目に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、協定又は本細目に基づく仕事の瑕疵があったとき、又は協定又は本細目に基づく義務に違反したときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

（防災訓練等への参加費用）

第8条　協定第11条に規定する費用については、乙が負担するものとする。

（訓練場所の提供）

第9条　甲は、乙より無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

（権利の帰属）

第10条　情報収集により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2　乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

（付則）

本細目は、令和4年3月24日から適用する。

災害時における避難所等の警備業務に関する実施細目

西条市（以下「甲」という。）と愛媛綜合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年3月24日締結の「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第1項第2号及び第4号に規定する乙が開設する避難所及びその他公共施設（以下「避難所等」という。）における警備業務について実施細目（以下「本細目」という。）を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

（出動警備員の資格）

第1条　協定第3条第1項第2号の警備業務に従事する警備員（以下「警備員」という。）は、原則として、警備業法第21条（警備業者等の責務）に定められた警備員教育を受けた者を充てるものとする。

（協力業務の内容）

第2条　協定第3条第1項第2号の協力業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　避難所等での警備業務（出入管理業務・巡回業務等）

(2)　上記(1)に付帯する業務で、甲の要請により、乙が応じられる事項

（費用負担）

第3条　協定第3条第1項第2号及び第4号の協力業務に乙が要した費用は、原則として協定第5条第2項に基づき算出された金額を甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

※諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

3　現地において協力業務を提供するために前項に定める以外の費用が発生した場合、当該費用は、甲の負担とする。

（支払方法）

第4条　甲は、第3条第1項第2号及び第4号に定める協力業務にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

（損害賠償）

第5条　協定第9条第1項に規定する損害賠償については、乙の責めに帰すべき事由によって、協定又は本細目に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、協定又は本細目に基づく仕事の瑕疵があったとき、又は協定又は本細目に基づく義務に違反したときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

（付則）

本細目は、令和4年3月24日から適用する。

8-96 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（㈱デベロップ）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条　災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2　移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条　甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条　移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条　甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条　甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2　甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条　災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条　本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月24日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　西条市長　　玉 井　敏 久

乙　千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
　株式会社デベロップ
　代表取締役　岡 村　健 史

8-97 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定（三協フロンテア㈱）

西条市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、西条市内で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条　甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条　甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条　乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面(様式第２号)により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条　物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2　甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条　甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第11条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市長　　玉　井　　敏　久

乙　大阪府大阪市中央区瓦町３丁目４番７号
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長　　福　本　　武　志

別記様式1号

第　　号
年　月　日

様

西条市長　　印

物資（ユニットハウス等）供給要請書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書第3条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1)要請する期間	年　月　日～ 年　月　日　（　　日間）
(2) 物資供給の内容及び供給量	
(3) 引き渡し場所 及び引き渡し希望日時	（場所） （希望日時） 年　月　日　午前・午後　時　分
(4) 甲の担当者	担当課 職・氏名 連絡先（TEL） （FAX） （E メール ）
(5) その他必要な事項	

別記様式2号

第　　号
年　月　日

西条市長　殿

印

救援物資供給完了報告書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書第6条に基づき、次のとおり報告します。

(1)供給した期間	年　月　日～ 年　月　日　（　　日間）
(2)物資供給の内容及び供給量	
(3) その他必要な事項	

8-98 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定（松山市）

西条市（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、渇水、水質汚染、災害、水道施設等の事故等（以下「渇水等」という。）の緊急時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、甲又は乙の区域において、渇水等により被害を受けた市が単独では応急対策を実施できない場合における応急対策に対する支援（以下「応援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）

第2条　応援活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 応急給水活動

(2) 水道施設等の応急復旧活動

(3) 応急復旧活動に要する物資、資機材等の提供

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援活動の要請手続）

第3条　応援活動を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、渇水等における応援活動要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等

(3) 応援活動に要する人員の職種、人数等

(4) 応援活動を要する期間

(5) 応援活動を要する場所及び当該場所までの経路

(6) 前5号に掲げるもののほか、必要な事項

2　応援活動を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じるものとする。

3　応援市は、要請市から応援活動の要請を受けた場合において、応援活動を実施できないときは、速やかに要請市にその旨を連絡するものとする。

（経費等の負担）

第4条　応援活動に要する経費は、第3項に規定する経費を除き、原則として要請市が負担するものとする。

2　応援活動に要する経費のうち、応援市の人員の派遣に要する旅費及び諸手当は、応援市の諸規程に基づき算出した額とする。

3　前項の規定により算出される旅費及び諸手当を除き、応援市が派遣した人員（以下「応援人員」という。）に要する人件費等の経費は、応援市が負担するものとする。

4　法令の特別の定めその他特別の措置により、応援市に対して、応援活動に要した経費につき補塡があった場合は、その金額を第1項の規定による要請市の負担額から控除するものとする。

5　応援人員が、応援活動中又は要請市への往復途中において、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になり、又は死亡した場合には、応援市がその補償をするものとする。

6　応援人員が第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものに係るときは要請市が、要請市への往復途中に生じたものに係るときは応援市が、その損害を賠償するものとする。

（経費の請求）

第5条　応援市は、要請市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号により算出した額について要請市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（情報の交換）

第6条　甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、応援活動に要する物資、資機材等の保有状況その他必要な事

項について、情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月4日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市
松山市長

別記様式(第 3 条関係)

渇水等における応援活動要請書

年　月　日

市長 様

市長

(公印省略)

渇水等の緊急時における相互応援に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり応援活動を要請します。

被害発生日時	年　月　日 午前・午後　時　分
被害の要因	渇水・水質汚染・災害(　　)・水道施設等の事故・ その他(　　)
被害の状況	
応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等	
応援活動に要する人員の職種、人数等	
応援活動を要する期間	年　月　日から　　年　月　日まで
応援活動を要する場所及び当該場所までの経路	
その他	
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 E-mail

8-99 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社アイ・エス・アイ）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社アイ・エス・アイ(以下「乙」という。)は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県四国中央市中之庄町337番地1

株式会社アイ・エス・アイ

代表取締役　合田　温子

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-100 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社福祉サポート広栄）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社福祉サポート広栄（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第２条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第３条　甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第１号様式により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第１号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第２号様式により甲に報告するものとする。

２　第２条第２号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第３号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の３の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第６条　第２条第１号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第２条第１号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第７条　乙は、第２条第１号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和２２年法律第５０号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成１７年愛媛県市町総合事務組合条例第１４号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第９条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１)甲が実施する防災啓発事業

（２)甲が実施する防災訓練への参加

（３)甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第１０条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第１１条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和４年１０月２５日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
西条市
西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市大町３１５番地１
株式会社福祉サポート広栄
代表取締役　伊藤　栄市

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第2号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-101 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護タクシー　いぶき）

西条市(以下「甲」という。)と、介護タクシー　いぶき(以下「乙」という。)は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条　甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条　乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２　第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条　第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第

14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市大町422番地7

介護タクシー　いぶき

石村　昌志

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-102 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（渡部タクシー　株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と、渡部タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条　甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条　乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２　第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条　第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第8条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号）を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市東町275番地5
渡部タクシー株式会社
渡部　光男

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第2号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-103 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社みらい）

西条市(以下「甲」という。)と、株式会社みらい(以下「乙」という。)は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(１)要配慮者の緊急輸送

(２)被災の状況、被害情報の収集

(３)その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市喜多川173番地1藤田ビル1F 西

株式会社みらい

代表取締役　源代　達規

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第3号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-104 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護・ケアタクシーマリン）

西条市（以下「甲」という。）と、介護・ケアタクシー　マリン（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第２条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第１条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第１号様式により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第１号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条第１号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第２号様式により甲に報告するものとする。

２　第２条第２号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第３号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条の３の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第６条　第２条第１号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第２条第１号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第７条　乙は、第２条第１号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和２２年法律第５０号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成１７年愛媛県市町総合事務組合条例第１４号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第９条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１)甲が実施する防災啓発事業

（２)甲が実施する防災訓練への参加

（３)甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第１０条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第１１条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和４年１０月２５日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県西条市大町 1029 番地１
介護・ケアタクシー　マリン
代表

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり

要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第2号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-105 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社東豫タクシー）

西条市(以下「甲」という。)と、有限会社東豫タクシー(以下「乙」という。)は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(１)要配慮者の緊急輸送

(２)被災の状況、被害情報の収集

(３)その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２ 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２ 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第

14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市三津屋187番地6

有限会社東豫タクシー

代表取締役　山内　礼子

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第2号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第3号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-106 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（ときわタクシー株式会社　三芳営業所）

西条市（以下「甲」という。）と、ときわタクシー株式会社　三芳営業所（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条　甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条　乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２　第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条　第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第8条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号）を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市楠甲680番地1

ときわタクシー株式会社　三芳営業所

代表取締役　矢野　秀樹

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式（第４条関係）

年　月　日

（宛先）西条市長

（報告者）
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 （住所、氏名、連絡先）	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-107 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社ネオメイト ライフサポートみのり）

西条市（以下「甲」という。）と、有限会社ネオメイト ライフサポートみのり（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２ 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２ 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号）を適用し、甲が補償する。

（平常時の防災活動への協力）

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市丹原町長野903番地1
有限会社ネオメイト ライフサポートみのり
代表取締役　徳永　喜一郎

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第3号様式(第4条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-108 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護福祉タクシーいまい）

西条市(以下「甲」という。)と、介護福祉タクシー いまい(以下「乙」という。)は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）要配慮者の緊急輸送

（２）被災の状況、被害情報の収集

（３）その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条　甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条　乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２　第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条　甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条　第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条　乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条　乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

（１）甲が実施する防災啓発事業

（２）甲が実施する防災訓練への参加

（３）甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条　甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

２　乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市丹原町関屋甲136番地3

介護福祉タクシー　いまい

今井　政志

第１号様式(第４条関係)

第　　号
年　月　日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

(1)要請年月日	年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)要請内容	
(4)その他必要な事項	

担当者欄	部　課 (担当者) 氏 名　印

第２号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)輸送年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)輸送場所	から まで輸送しました。
(3)輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

第３号様式(第４条関係)

年　月　日

(宛先)西条市長

(報告者)
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年　月　日付け、第　　号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

(1)調査年月日	年　月　日(　)　時　分 ～ 年　月　日(　)　時　分
(2)場所	
(3)報告内容	
(4)連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5)その他必要な事項	

8-109 災害時における電動車両等の支援に関する協定（西日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西条市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

⑴ プラグインハイブリッド EV

⑵ 電気自動車

⑶ 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第 3 条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第 2 条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第 2 項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第 2 項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条　貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2　前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条　貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

⑴　　甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは
電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、
当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

⑵　　自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条　貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2　前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条　甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条　甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

⑴ 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

⑵ 原則として、西条市内で使用する。

⑶ 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第3項の
規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条　甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条　甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条　乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2　甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3　甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条　甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成して

いくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（不可抗力免責）

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

（協議）

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
西条市長 玉井 敏久

乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目 4 番 10 号
西日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者
加藤 隆雄

8-110 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　本協定は、西条市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

(2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

(3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

(4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる西条市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

(5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第 3 条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2　甲は、西条市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条　甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

(2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・配送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配達等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支

援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条　乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2　乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3　甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が追うものとする。

(補償)

第10条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条　甲及び大津は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2　甲及び乙は、全校の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条　本協定井定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条　本協定は、締結の日から適用し、甲及び乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
西条市長

乙　香川県高松市朝日町 4 丁目 10 番 22 号
佐川急便株式会社　四国支店
支店長

8-111 災害時の協力に関する協定（一般財団法人四国電気保安協会）

西条市（以下、「甲」という。）と一般財団法人四国電気保安協会（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条　甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電気施設等の迅速かつ円滑な応急復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条　甲および乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電気施設等の応急復旧）

第3条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中枢となる官公署、避難所等の施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判断、並びに電力復旧工事の管理、監督、指導、および検査その他の必要な協力を可能な限り優先して実施するものとする。

2　災害により緊急に電気施設等の復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第4条　災害時において、乙の復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

2　復旧作業に必要な復旧拠点、資材置き場、駐車場等は別紙のとおりとする。

（協力要請手続き）

第5条　災害時において、乙は前条の甲への協力要請を、電話等により行う。

（平常時の防災活動への協力）

第6条　乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者の指定）

第7条　甲および乙は、それぞれ連絡責任者を指定し相互に通知する。

（協 議）

第8条　本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月14日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市

　　市長

乙　香川県高松市福岡町3丁目31番15号
　　一般財団法人四国電気保安協会

　　理事長

（別紙）

復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する西条市の施設 について、次のとおり確認する。

1. 復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する施設は、南海トラフ巨大地震時や災害時において、指定緊急避難場所や救援物資集積場等に指定されており、被災時には各施設の災害時の用途を優先する。

2. 西条市内の被害が小規模であり、災害時の用途として開設するまでに至らない場合は、復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用可能とする。

3. 使用する施設名称等

施設名称	住　所	災害時の用途
西条運動公園 総合体育館 ひうち体育館	ひうち 1-2	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所 ・指定避難所兼指定緊急避難場所
西条市民公園	大町 457	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所
西条西部公園	氷見乙 608	・指定緊急避難場所
東予運動公園	河原津新田甲 157	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・救援物資集積所
丹原体育館	丹原町久妙寺甲 288-1	・指定緊急避難場所 ・ヘリコプター離着場所 ・指定避難所兼指定緊急避難場所
丹原総合公園	丹原町久妙寺甲 244	

※その他施設については、別途協議するものとする。

8-112 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（周桑農業協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と周桑農業協同組合（以下「乙」という。）は、西条市内に おいて大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 項第 1 号に 規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における集配拠点の運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に被災者に対して食料、水、日用品その他避難生活に必要となる物資（以下「支援物資」という。）を迅速かつ安定的に供給し、避難生活の安定を図ることを目的として、支援物資の集配拠点の運営に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙が所有する施設について、支援物資の集積場所として必要なときは、乙に対し、施設の提供等を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、自己の業務に支障がない範囲で施設の提供、資機材の使用及びオペレーター（以下「協力業務」という。）について協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 協力要請は、「要請書（別記様式）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により口頭による協力要請を行ったとき、緊急を要する事象の解消後、乙に対し、速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて文書により経過を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、協力業務の実施が完了した場合は、次に掲げる事項について文書により甲に報告するものとする。

(1) 甲が集配拠点として使用した期間及び場所

(2) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材

(3) 協力に要した費用

(4) その他甲が必要と認める事項

（費用負担）

第5条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な費用を基準として、活動終了後又は甲及び乙が協議により定める期間ごとに、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 前条第1項の費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、協力業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し、文書により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、前項ただし書きの規定により口頭による報告を行ったときは、緊急を要する事象の解消後、甲に対し、速やかに文書により報告を行うものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告があったときは、乙と協議の上、適切な措置を講じ、及び乙に適切な措置を講ずるよう

求めるものとする。

（損害の負担）

第8条 協力業務により生じた損害の負担は、甲及び乙が協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲及び乙が協議の上決定するものとする。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和5年3月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷甲164番地
西条市

西条市長

乙 愛媛県西条市丹原町池田1701番地1
周桑農業協同組合

代表理事組合長

別記様式(第３条関係)

年　月　日

周桑農業協同組合　様

西条市長

要請書

災害時における支援物資集配拠点の運営に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 期 間	年　月　日(　)～　年　月　日(　)
場　所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

8-113 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（えひめ未来農業協同組合）

市内西条市（以下「甲」という。）とえひめ未来農業協同組合（以下「乙」という。）は西条市内において大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 項第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における集配拠点の運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に被災者に対して食料、水、日用品その他避難生活に必要となる物資（以下「支 援物資」という。）を迅速かつ安定的に供給し、避難生活の安定を図ることを目的として、支援物資の集配拠点の運営に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙が所有する次に掲げる施設について、支援物資の集積場所として必要なときは、乙に対し、施設の提供等を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

名称	所在地
JA えひめ未来 神戸野菜出荷場	西条市洲之内甲３４３番地１
JA えひめ未来 玉津支所倉庫（旧いちご出荷場）	西条市朔日市１４３番地１

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、自己の業務に支障がない範囲で施設の提供、資機材の使用及びオペレーター（以下「協力業務」という。）について協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 協力要請は、「要請書（別記様式）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により口頭による協力要請を行ったとき、緊急を要する事象の解消後、乙に対し、速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて文書により経過を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、協力業務の実施が完了した場合は、次に掲げる事項について文書により甲に報告するものとする。

(1) 甲が集配拠点として使用した期間及び場所

(2) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材

(3) 協力に要した費用

(4) その他甲が必要と認める事項

（費用負担）

第5条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な費用を基準として、活動終了後又は甲及び乙が協議により定める期間ごとに、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 前条第1項の費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、協力業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し、文書により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、前項ただし書きの規定により口頭による報告を行ったときは、緊急を要する事象の解消後、甲に対し、速やかに文書により報告を行うものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告があったときは、乙と協議の上、適切な措置を講じ、及び乙に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

（損害の負担）

第8条 協力業務により生じた損害の負担は、甲及び乙が協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和5年3月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷甲164番地
西条市
西条市長

乙 愛媛県新居浜市田所町3番63号
えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長

別記様式(第３条関係)

年　月　日

えひめ未来農業協同組合　様

西条市長

要請書

災害時における支援物資集配拠点の運営に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 期 間	年　月　日(　)～　年　月　日(　)
場　所	
協力業務の内容	
その他必要な事項	

8-114 西条市と今治海上保安部との包括連携協定（今治海上保安部）

西条市（以下「甲」という。）と今治海上保安部（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、甲及び乙、それぞれが持つ技能、知識、人材、体制、情報等を有効活用し、SDGs の理念を取り入れ、地域の安全安心の確保にとどまらず、教育の充実や環境活動等の取組について相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

（1）キャリアや職業教育の充実に関すること

（2）環境学習と環境保全活動に関すること

（3）地域の安全・安心や防災力向上に関すること

（4）水難事故の防止に関すること

（5）その他、地域の活性化の推進に関すること

2　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容及び実施方法は、取組みごとに別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条　甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条　甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限り

ではない。

（疑義の決定）

第7条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長

乙　愛媛県今治市片原町一丁目3番地2
今治海上保安部
今治海上保安部長

8-115 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、西条市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「避難者」という。）の安全及び甲の要請等に応じて関係機関から派遣された救援隊等（以下「救援隊等」という。）の円滑な活動を確保するため、乙が甲の要請に応じ第２条に定める乙が所有する店舗（以下「乙の施設」という。）利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する避難者に対する応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第２条　乙の施設は、次表のとおりとする。

店　舗　名 所　在　地	ダイナム愛媛西条店 愛媛県西条市朔日市字鱶ノ洲新田 887 番地 23
店　舗　名 所　在　地	ダイナム愛媛東予店 愛媛県西条市北条 1173 番地 1
店舗責任者	ストアマネジャー
構　造	木造構造
利用可能施設	各店舗の駐車場（当該店舗のストアマネジャーが指定する場所に限る。）、トイレ、水道施設等

２　甲は、洪水、高潮、津波等による浸水により乙の施設に被害が生ずるおそれがないことが明らかである場合であって、かつ、当該施設が利用可能なときに限り、次に掲げる事項について、乙に協力要請を行うことができる。

（１）乙の施設の駐車場の一部を、甲の要請等に応じて関係機関から派遣された救援隊等の一時的な集結場所（以下「一時集結場所」という。）として甲に提供すること。

（２）乙の施設の駐車場の一部を、当該施設に避難する必要がある避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（３）救援隊等又は避難者に対し、乙の施設のトイレ、水道施設等を可能な範囲において利用させること。

３　前項の規定にかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等のために、乙の施設の運営上必要な範囲において、一時集結場所又は一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を講ずることができる。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に対する協力要請を行うときは、施設利用等要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲において協力に努めるも

のとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等との連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第５条　乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合は、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対し、乙の施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更等の通知）

第６条　乙は、乙の施設の増改築により当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合又は何らかの事情により乙の施設を利用することができない場合は、甲に文書により通知するものとする。

（避難者の誘導）

第７条　乙は、避難者に対し、乙の施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第８条　この協定の定めるところにより、甲が乙の施設を利用する場合の使用料は、無料とする。

２　避難者等が、乙の施設又は当該施設に附属する設備器具等を滅失又は毀損した場合（原因者が不明のときを含む。）は、甲が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

第９条　甲が、乙の施設を利用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行った日の翌日から起算して７日以内とする。ただし、災害の状況等により当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（利用の終了）

第１０条　甲は、乙の施設の利用を終了するときは、乙に対し、あらかじめその旨を口頭等及び施設利用等終了連絡書（様式第２号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第１１条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第３号)を作成し、年度当初に相互に通知し、連絡体制を確立するものとする。

（事故等に関わる責任）

第１２条　乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づき乙の施設を利用する避難者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する一切の責任を負わないものとする。

（物品等の提供）

第１３条　乙は、食料、飲料及びその他物品等を、自己の判断及び負担において避難者に提供できるものとする。

（秘密の保持）

第１４条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期

間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の３０日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の終了を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市

西条市長　玉井　敏久

乙　東京都荒川区西日暮里 2 丁目 27 番地 5 号

株式会社　ダイナム

代表取締役　保坂　明

様式第１号（第３条関係）

緊急・重要

年　　月　　日

株式会社ダイナム　宛

施 設 利 用 等 要 請 書

災害時等における施設利用の協力に関する協定第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日　　時	年　　月　　日　　時　　分　から 年　　月　　日　　時　　分　まで
場　　所	
内　　容	・一時集結場所としての施設利用 ・一時避難場所としての施設利用 ・その他（　　）
そ の 他	

※連絡先

担当：　　電話：

様式第２号（第１０条関係）

年　　月　　日

株式会社ダイナム　　宛

施 設 利 用 等 終 了 連 絡 書

災害時等における施設利用の協力に関する協定第１０条の規定により、下記のとおり施設利用等の終了について通知します。

記

終了日時	年　　月　　日　　時　　分
場　　所	
内　　容	・一時集結場所の閉鎖 ・一時避難場所の閉鎖 ・その他（　　）
そ の 他	

※連絡先

担当：　　電話：

様式第３号（第１１条関係）

連絡担当者名簿

名　称			
所在地			
代表者氏名			
ダイナム担当部署		電話番号	
		ＦＡＸ	
		E-mail	

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）

第１順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

第２順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

第３順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

ダイナム担当部署	ダイナム 愛媛東予店	電話番号	0898-76-1305
		ＦＡＸ	0898-65-7135
		E-mail	無し

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）

第１順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

第２順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

第３順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

名　称			
所在地			
代表者氏名			
担当部署名		電話番号	
		ＦＡＸ	
		E-mail	

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）

第１順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外

第２順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

第３順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間外）

8-116 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（シンフォニアテクノロジー株式会社）

西条市（以下「甲」という。）とシンフォニアテクノロジー株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する西条浄化センターの電気設備が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって被害の拡大その他生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（応急復旧支援協力の要請）
第2条　甲は、乙に対して災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用の負担）
第3条　乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（報告）
第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

（協定期間）
第5条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第6条 この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。
2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月23日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　　玉井　敏久

乙　広島県広島市中区立町2番25号
シンフォニアテクノロジー株式会社　中国営業所
所長　　手良向　晋介

8-117 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（安川オートメーション・ドライブ株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と安川オートメーション・ドライブ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する東予・丹原浄化センターの電気設備が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　　この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害　等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって被害の拡大その他生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（応急復旧支援協力の要請）
第2条　　甲は、乙に対して災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業　務の支援を要請することができる。
(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
2　甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
3　乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用の負担）
第3条　　乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における　適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（報告）
第4条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
2　甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

（協定期間）
第5条　この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）
第6条　この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。
2　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月23日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　　玉井　敏久

乙　大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号
安川オートメーション・ドライブ株式会社　大阪支店
支店長　　松永　忠則

8-118 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合及び愛媛県電気工事工業組合）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時に甲が応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を行う場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく甲の要請に応じ、乙及び丙が行う協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部等を設置した場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲から前項の要請があった場合は、原則として乙が対応するものとし、乙が単独で対応することが困難なときは、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、甲から第1項の要請があったときは、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 甲が指定する施設及び場所（以下「甲指定の施設等」という。）に対する乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供に関すること。

(2) 甲指定の施設等の電気設備の応急点検に関すること。

(3) その他甲が必要と認める、乙及び丙が対応することが可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲乙丙協議の上、決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとし、同法の適用がない場合の補償は次に掲げる場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）を適用するものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3)その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(守秘義務)

第6条　甲、乙及び丙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議及び情報の交換)

第7条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈において疑義等が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、これを定めるとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(協定の解除)

第8条　甲、乙又は丙のいずれかがこの協定の解除を希望する場合は、甲乙丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により他当事者に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

(有効期間)

第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解除の申出がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 12月14日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市朔日市300番地1
愛媛県電気工事工業組合西条支部
西条電気工事協同組合
理事長　　津島　進一

丙　愛媛県松山市三番町4丁目7番地7
愛媛県電気工事工業組合
理事長　　木村　泰浩

別記様式

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第　　号
年　　月　　日

愛媛県電気工事工業組合西条支部
西条電気工事協同組合　　様

西条市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1　要請内容

2　要請場所

要請予定期間	要請資機材	数　量	要請人員
年　月　日　から 年　月　日　まで			

3　その他の必要事項

注　要請数量は、指定場所当たりの数量とする。

8-119 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（株式会社日立インダストリアルプロダクツ）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社日立インダストリアルプロダクツ(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する明神木排水機場および高田排水機場の排水施設が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条　この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた排水施設機能の迅速な回復を図り、被害の拡大その他生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(応急復旧支援協力の要請)

第2条　甲は、乙に対して災害等により被災した排水施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した排水施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用の負担)

第3条　乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

(報告)

第4条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

(協定期間)

第5条　この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条　この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 6月 28日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164番地
　　西条市
　　西条市長　　玉井　敏久

乙　香川県高松市中央町5番31号
　　株式会社日立インダストリアルプロダクツ　四国営業所
　　所長　　居石　敏克

8-120 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（株式会社ミゾタ）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社ミゾタ(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する壬生川北排水機場および玉津排水機場の排水施設が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)
第1条　この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた排水施設機能の迅速な回復を図り、被害の拡大その他生活環境の悪化を防止することを目的とする。
(応急復旧支援協力の要請)
第2条　甲は、乙に対して災害等により被災した排水施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
(1) 被災した排水施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。
(費用の負担)
第3条　乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。
(報告)
第4条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。
2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。
(協定期間)
第5条　この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
(その他)
第6条　この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。
2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 6月 28日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164番地
　　西条市
　　西条市長　　玉井 敏久

乙　愛媛県松山市来住町1430番 6
　　株式会社ミゾタ 四国支店
　　支店長　　芹川 一也

8-121 災害時における食品及び飲食料品供給業務の協力に関する協定（株式会社遊食房屋）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社遊食房屋（以下「乙」という。）は、災害時に甲が住民等に対する食品及び飲食料品の供給に係る業務（以下「食品及び飲食料品供給業務」という。）を行う場合において、甲の要請に応じ乙が行う協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害時における食品及び飲食料品供給業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施することができるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条　甲は、災害対策本部等を設置した場合において、食品及び飲食料品供給業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2　甲は、この協定による要請を行うときは、災害時食品及び飲食料品供給業務協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

3　乙は、甲から第1項の要請があった場合において、食品及び飲食料品供給業務を実施することができるときは、可能な範囲において速やかに同業務を行うものとする。

（協力の内容）

第3条　乙は、前条の要請を受けたときは、甲が指定する施設及び場所（以下「甲指定の施設等」という。）において、食品及び飲食料品供給業務を実施するものとする。

2　乙は、甲からの要請に協力する場合は、次に掲げる食品及び飲食料品供給業務を行うものとする。

(1)　乙が所有する調理施設において、乙が所有する食材を使用して調理した食品（以下「食品」という。）の供給

(2)　乙が所有する米、野菜、食肉、飲料等の飲食料品（以下「飲食料品」という。）の供給

（食品及び食料の引渡し）

第4条　乙は、甲が指定する場所（以下「引渡場所」という。）において、食品及び飲食料品を引き渡すものとする。

2　甲は、引渡場所に職員を派遣し、納品を確認し、及び食品及び飲食料品を引き取るものとする。

（費用負担）

第5条　前条に規定する食品及び飲食料品供給業務の実施に要した費用は、甲乙協議の上、決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議及び情報の交換）

第6条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈において疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、これを定めるとともに、必要に応じて情報を交換することができる。

（連絡責任者）

第7条　この協定に基づく要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

2　前項の事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新する。

（協定の解除）

第8条　甲又は乙のいずれかがこの協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により他当事者に通知することにより、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解除の申出がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和　年　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　西条市
　西条市長　　玉井　敏久

乙　香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁85-17
　株式会社遊食房屋
　代表取締役社長　　宮下　昌典

別記様式(第2条関係)

年　月　日

株式会社遊食房屋
代表取締役社長　　様

西条市長

災害時食品及び飲食料品供給業務協力要請書

災害時における食品及び飲食料品供給業務の協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

<table>
<tr><td>1　要請理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">2　要請内容</td><td colspan="4">(1) 食品（調理施設において調理したもの）の供給</td></tr>
<tr><td>品目</td><td>数量</td><td colspan="2">備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">(2) 飲食料品（米、野菜、食肉、飲料等）の供給</td></tr>
<tr><td>品目</td><td>数量</td><td colspan="2">備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3　引渡場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>4　要請期間</td><td colspan="4">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>5　備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">担当者</td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電　話:
FAX:</td></tr>
</table>

8-122 災害時等における段ボール製品の調達に関する協定（四国段ボール株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と四国段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、西条市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所の設営等に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第２条　甲は、災害時等において物資を必要とする場合は、物資供給要請書（様式第１号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

（１）連絡窓口及び連絡方法

（２）物資の種類、数量及び調達可能時期

（３）その他必要な事項

（物資の種類）

第３条　前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（１）段ボール型簡易ベッド

（２）段ボール製シート

（３）段ボール製間仕切り

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要とする物資であって、乙が調達することができるもの

（物資の受取）

第４条　甲は、乙の指定する場所において物資を受け取るものとし、その際に、乙が指定する者をもってこれを確認させるものとする。ただし、甲による避難所等への物資の搬送が困難な場合は、状況に応じて、物資の搬送方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

２　乙は、できる限り物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

３　乙は、引渡終了後、速やかに措置状況報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求）

第５条　甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時等の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

２　この協定に基づく物資の調達に要した経費は、甲が負担するものとする。

３　乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

４　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、３０日以内に支払いを行うものとする。ただし、災害の状況等により当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、当該期間を延長すること

ができる。

（連絡体制等）

第６条　この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第３号）を作成し、年度当初に相互に通知し、連絡体制を確立するものとする。

（事故等）

第７条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生した場合は、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上適切な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第８条　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲において協力に努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等との連携を図るよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の３０日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の終了を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
西条市長　玉井　敏久

乙　香川県坂出市林田町 4285-145
四国段ボール株式会社
代表取締役社長　中村　宗晴

8-123　ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関する協定（株式会社ＡＣＳＬ）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ACSL（以下「乙」という。）は、ドローンを活用した災害時等における支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、乙が航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用して実施する、西条市内での災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災現場等での支援活動及び平時における防災啓発事業等への協力（以下「災害時等における支援活動等」という。）に関し、必要な事項を定める。

（災害時等における支援活動等の内容）

第2条　災害時等における支援活動等の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 被災現場等の状況の把握

(2) 避難情報等の伝達及び広報

(3) 被災マップの作成

(4) 被災者及び遭難者の捜索及び救助支援

(5) 物資の運搬

(6) 甲が実施する平時における防災啓発事業及び防災訓練並びにドローン活用のための人材育成への協力

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする災害時等における支援活動等であって、乙が協力することができるもの

2　甲は、乙が災害時等における支援活動等を的確に行うため必要と認めるときは、甲の所有する公有財産及び物品について、甲が実施する応急措置等を妨げない限度において無償で乙に貸与し、又は使用を許可するものとする。

（災害時等における支援活動等の要請）

第3条　甲は、乙による災害時等における支援活動等を必要とする場合は、災害時等における支援活動等要請書（様式第1号）により、乙に災害時等における支援活動等を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2　乙は、法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な範囲において協力するものとする。

（災害時等における支援活動等の実施）

第4条　乙は、前条第1項及び第2項の規定により甲から災害時等における支援活動等の要請を受けたときは、乙の可能な範囲において、甲に対し速やかに協力するものとする。

2　乙は、甲の指揮監督に従い、乙の可能な範囲において、災害時等における支援活動等を実施するものとする。

3　乙は、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、二次災害の防止に努めるものとする。

4　乙は、災害時等における支援活動等を完了したときは、災害時等における支援活動等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条　乙が災害時等における支援活動等の実施に要した経費は、災害時等における被災現場等での支援活動の実施に要したものにあっては原則として乙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、乙の要望により、甲乙協議の上、決定するものとする。

2　平時における防災啓発事業等への協力に要したものにあっては甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故の報告）

第6条　乙は、災害時等における支援活動等の実施に際して事故が発生した場合は、文書により速やかに甲に報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡先等の報告）

第7条　甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更が生じた場合も、同様とする。

（情報の取扱い）

第8条　乙は、災害時等における支援活動等においてドローンにより映像等の情報を収集したときは、速やかに甲に提供するものとする。

2　甲は、前項の規定により乙から提供された情報を報道機関等に公開するときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

3　乙は、災害時等における支援活動等において取得した情報について、第三者の権利を害しない範囲において、自由に使用することができるものとする。

（秘密の保持）

第9条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の解約）

第11条　甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、甲乙協議の上、解約予定日の30日前までに文書により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解約を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月19日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　玉井　敏久

乙　東京都江戸川区臨海町3-6-4
ヒューリック葛西臨海ビル2階
株式会社ACSL
代表取締役CEO　鷲谷　聡之

8-124 災害時における消化ガス発電設備による電力供給に関する協定（ヤンマーエネルギーシステム株式会社）

西条市（以下「甲」という。）とヤンマーエネルギーシステム株式会社（以下「乙」という。）とは、西条市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、第2条に定める発電設備(以下「当該発電設備」という。)からの乙による電力の無償提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、災害停電時に当該発電設備が設置されている地域及び市民に電力を乙が無償提供するため必要な事項を定める。
（設備概要）
第2条 当該発電設備は次のとおりとする。
(1) 所在地 愛媛県西条市港字北新地 394-1、394-2 西条浄化センター内（西条市港 400 内）
(2) 発電設備 消化ガス発電機 容量 24.5kW 台数 2 台 合計 49kW
(3) 発電所名 ヤンマーエナジーファーム愛媛西条
（協力要請）
第3条 甲は、災害時、当該発電設備が設置されている地域に停電が発生した場合、乙に対して当該発電設備からの電力の無償提供を要請できるものとする。
2 乙は、甲から要請を受けた時は、特段の事情がない限りこれに応じるものとする。
（供給先及び供給方法）
第4条 停電時において、外部電源無でも手動操作による電力の供給が可能である。（運転中は自動機能による運転）
乙は、災害停電時に甲の要請により発電所に設置しているコンセント盤より単相 100V のコンセント電源（2 個口×10）を取出して甲及び西条市民等に対し、携帯電話等の情報通信機器、パソコン及び家庭用電化製品（消費電力が 1500W以下に限る。）等の用に供する電力を無償で提供する。
（電力の提供）
第5条 災害時の当該発電設備からの電力の無償提供は、以下のとおりとする。
（1） 原則電力の無償提供は、停電により当該発電設備が売電できない場合に甲からの要請に基づき電源供給を行う。
（2） 但し（1）の規定によらず、甲より地域及び市民への電力供給要請があった場合は無償提供を行う。解除の要請があった時点で電力供給を終了とする。
2 甲は、災害時、乙が停電時における電力の無償提供を実施された場合、当該提供が有効に活用されるよう必要な協力を行うものとする。

（当該発電設備の管理）
第6条 第3条乃至第5条に基づく乙の電力の提供時において、当該発電設備の中止等の管理及び電力提供中の当該発電設備の保守保安管理については、乙の責任において行う。
（損害の負担）
第7条 電力の無償提供に伴い当該発電設備に損害が生じたときは、甲乙双方の協議により対応方針を定める。
（有効期間）
第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保存する。

令和6年10月28日

甲 西条市
西条市長 玉井 敏久

乙 ヤンマーエネルギーシステム株式会社
高松支店長 川幅 泰二

8-125 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社　エンジェル・コール）

西条市（以下「甲」という。）と有限会社　エンジェル・コール（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要配慮者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的する。

（対象者）
第2条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）
第3条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2　乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）
第4条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）
第5条　第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）
第6条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）
第7条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）
第8条　乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。
2　甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第9条　甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）
第10条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第12条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年2月28日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　　西条市
　　市　長

乙　愛媛県西条市喜多川792番地1
　　有限会社　エンジェル・コール
　　代表取締役

（別表）

福祉避難所協定締結施設

施設名	所在地	施設種別
グループホーム　フルーツの家	喜多川７９２番地１	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム　緑の家	飯岡１８９６番地	認知症対応型共同生活介護施設

8-126 災害時等における食品容器等提供の協力に関する協定（株式会社ニューパック住友）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ニューパック住友（以下「乙」という。）は、災害時等における食品容器等提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、西条市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等で使用する食品容器等（以下「食品容器等」という。）提供の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条　甲は、災害時等において食品容器等の提供を必要とする場合は、災害時等における食品容器等提供要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2　甲が乙に提供を要請する食品容器等は、乙が保有し、又は調達することができるものとする。

（協力の実施）

第3条　乙は、前条の規定により甲から協力の要請があった場合は、やむを得ない事由があるときを除き、甲に対し速やかに協力するものとする。

2　乙は、法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲から協力の要請があった場合は、可能な範囲において協力するものとする。

（配送及び引渡し）

第4条　乙は、甲が指定する施設等（以下「当該施設等」という。）へ、甲から提供の要請があった食品容器等を配送するものとする。ただし、乙による当該施設等への配送が困難な場合は、甲乙協議の上、配送方法等を定めるものとする。

2　乙は、当該施設等において、甲が指定する者に食品容器等を引き渡すものとする。

3　乙は、食品容器等を引き渡した後において、災害時等における食品容器等引渡書（様式第2号。以下「引渡書」という。）を遅滞なく甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条　乙は、食品容器等を甲に無償で提供し、及び当該施設等へ配送するものとする。ただし、特別の事情により、乙による食品容器等の提供等に係る経費を甲が負担する場合は、乙が提出する引渡書その他積算根拠を示す資料に基づき、災害時等の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、経費を定めるものとする。

（在庫品目等の報告）

第6条　甲は、乙が保有する食品容器等の在庫品目、在庫数量等について、適宜に、報告を求めることができる。

（連絡先等の報告）

第7条　甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更が生じた場合も、同様とする。

（秘密の保持）

第8条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、

この限りでない。

（協議）

第9条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の解約）

第10条　甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、甲乙協議の上、解約予定日の30日前までに文書により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解約を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月22日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　高橋　敏明

乙　愛媛県新居浜市新須賀町4-4-1
株式会社ニューパック住友
代表取締役社長　近藤　諭

様式第1号(第2条関係)

年　月　日

株式会社ニューパック住友　御中

西条市長

災害時等における食品容器等提供要請書

災害時等における食品容器等提供の協力に関する協定書第2条第1項の規定により、次のとおり食品容器等の提供を要請します。

品　目	数　量	引渡場所	備　考
特記事項:			

注　品目等については、上表に記載することに代えて、別紙(様式任意)に取りまとめたものを添付しても差し支えない。

担当者欄	西条市災害対策本部(　　チーム) (担当者) 氏　名 電　話 FAX E-mail

様式第2号(第4条関係)

年　月　日

西条市長　殿

株式会社ニューパック住友
(担当者)
氏名

災害時等における食品容器等引渡書

年　月　日付け災害時等における食品容器等提供要請書により提供の要請のあった食品容器等を、次のとおり引き渡しました。

引渡年月日	品　目	数　量	引渡場所	備　考

注　引渡年月日等については、上表に記載することに代えて、別紙(様式任意)に取りまとめたものを添付しても差し支えない。

担当者欄	上記の引渡しがあったことを確認しました。	西条市災害対策本部(　　チーム) (担当者) 氏　名 電　話 FAX E-mail

8-127 災害時等における炊き出し等の支援協力に関する協定（株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス（以下「乙」という。）は、西条市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時等において、甲が乙に対して協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）
第２条　甲は、大規模災害等の発生により乙の支援協力が必要であると認めるときは、次に掲げる事項について、乙に協力要請を行うことができる。
（１）炊き出しの実施
（２）日用品等の提供
（３）関連会社からの食材料等の調達支援
（４）配送用の車両を利用した救援物資、資器材の配送等への協力
（５）その他、甲と乙が本協定に基づく支援協力として実現可能であると認めた内容

（要請の方法）
第３条　甲は、乙に対する協力要請を行うときは、災害支援協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）
第４条　甲から協力要請を受けた場合は、乙はこの協定の内容に従って可能な範囲において協力に努めるものとする。

（実績報告）
第５条　乙は、この協定に基づく支援協力を完了したときは、災害支援協力完了報告書（様式第２号）により実績報告を行うものとする。

（費用負担等）
第６条　第３条に基づく要請により、乙が行った支援協力に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項における費用の額は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）
第７条　本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由である場合は甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由である場合は乙が負担するものとする。その他の場合は、甲乙協議の上、双方の負担を決定するものとする。

（連絡体制等）
第８条　本協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（秘密の保持）
第９条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、甲と乙が西条市立東部学校給食センター整備・運営事業について、事業契約を締結している期間とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷 164 番地
西条市
西条市長　高橋　敏明

乙　愛媛県西条市ひうち 6 番地 12
株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス
代表取締役　林　紀代志

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス
代表取締役

西条市長

災害支援協力要請書

災害時等における支援協力に関する協定第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　災　害　名	
２　協力期間	年　　月　　日　　時　　分　から 年　　月　　日　　時　　分　まで
３　協力内容	
４　給食等提供先	
５　その他必要な事項	

※連絡先

担当：　　電話：

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

西条市長

株式会社西条東部給食ＰＦＩサービス

災害協力支援完了報告書

　　年　月　日付け災害支援協力要請書による要請につきまして、下記の通り完了しましたので、報告します。

記

完了日時	年　　月　　日　　時　　分
協力内容	

※連絡先

担当：　　電話：

8-128 地域防災力の向上等に係る連携協定（損害保険ジャパン株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域防災力の向上等を推進するために、互いに連携し、及び協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙相互の密接な連携及び協力により、甲の地域防災力の向上等を図るとともに、この協定に定める事項の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（連携及び協力の内容）

第２条　甲及び乙が相互に連携し、及び協力する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市民及び企業の防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。

(2) 災害時におけるドローン（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。）による情報収集に関すること。

(3) 甲及び乙が実施する防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントへの参画に関すること。

(4) 甲が実施する職員向けの研修及び訓練への協力に関すること。

(5) 甲が実施する防犯に係る業務への協力に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、両者が協議し、及び合意した事項

２　前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第３条　甲及び乙は、第１条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は、原則として文書により要請するものとする。

２　甲及び乙は、前項に基づき協力した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第４条　甲及び乙が、第２条の規定により相互に連携し、及び協力するために要する費用については、双方協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第５条　この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、この協定の締結後、速やかに文書により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

（情報管理）

第６条　甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定の解約）

第７条　甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、甲乙協議の上、解約予定日の３０日前までに文書で相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の３０日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の解約を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和７年１０月３日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
西条市
西条市長　高橋　敏明

乙　愛媛県松山市千舟町４丁目６−３
アヴァンサ千舟　５Ｆ
損害保険ジャパン株式会社
愛媛支店長　上田　誠

8-129 災害時における応急食料品の優先供給等に関する協定（株式会社松屋フーズ）

災害時における応急食料品の優先供給等に関し、西条市（以下「甲」という。）と、株式会社松屋フーズ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、西条市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応急食料品　乙の所有する各店舗において通常販売している弁当及びその食品原材料をいう。

(2) キッチンカー　乙が所有し、及び運用しているキッチンカーをいう。

（要請）

第3条　甲は、災害時に緊急に応急食料品を調達し、及び住民等に食事を提供する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1) 応急食料品の供給（運搬を含む。以下同じ。）

(2) キッチンカーの派遣及び当該キッチンカーによる食事の供給

2　甲は、前項各号に掲げる事項について乙による協力を必要とする場合は、災害時応急食料品供給等協力要請書（別記様式）により、乙に協力を要請するものとする。

（協力内容）

第4条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、前条各号に掲げる事項に協力するものとする。

（応急食料品の受領等）

第5条　応急食料品の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

2　キッチンカーによる食事の供給は、甲が指定する場所において実施するものとする。

（報告及び代金の請求）

第6条　乙は、第3条に定める協定業務終了後、甲に対しこれを報告し提供代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第7条　甲は、前条に定める代金の請求を受けたときは、特別な理由がない限り、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（価格）

第8条　乙が甲に対して提供する応急食料品の価格及びキッチンカーにより供給する食事の価格は、いずれも乙の所有する店舗における通常の販売価格とする。

（災害補償）

第9条　甲の要請に基づき、第3条各号に掲げる事項に係る業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとし、同法の適用がない場合の補償は次に掲げる場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）を適用するものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) その他当該業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

（協定期間及び更新）

第10条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2　前項の期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月18日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長　　高　橋　敏　明

乙　東京都武蔵野市中町一丁目14番5号
株式会社松屋フーズ
代表取締役社長　瓦　葺　一　利

別記様式(第3条関係)

年　月　日

株式会社松屋フーズ
代表取締役社長　　様

西条市長

災害時応急食料品供給等協力要請書

災害時における応急食料品の優先供給等に関する協定書第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

<table>
<tr><td>1　要請理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2　応急食料品の供給（運搬を含む。）</td><td colspan="3">(1) 要請内容
<table><tr><th>品目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>(2) 要請期間
年　月　日から　年　月　日まで
(3) 供給場所</td></tr>
<tr><td>3　キッチンカーの派遣及び当該キッチンカーによる食事の供給</td><td colspan="3">(1) 要請内容
<table><tr><th>派遣期間</th><th>派遣場所</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4　備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

担当者	所　属	
	氏　名	
	連絡先	電　話: FAX:

9　津波避難ビル関係

9-1 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（株式会社マルイ）

津波時における指定緊急避難場所（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と株式会社マルイ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条　この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条　乙は、別表に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、別表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条　甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

（施設変更の報告）

第5条　乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条　甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2　甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

（費用負担）

第7条　使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条　使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条　乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条　津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（津波避難ビルの終了）

第11条　甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

（津波避難ビル表示及び公開等）

第12条　甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月　　日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長　　青　野　　勝

乙　愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番地39
株式会社マルイ
代表取締役　　伊　藤　貴　司

別表（第3条関係）

番号	項目	施設名称等
1	施設名称	マルイビル
	所在地	愛媛県西条市朔日市781番地10
	構造等	鉄筋コンクリート造　4階建
	建築年	昭和59年
	増改築年	平成5年
	耐震診断	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	耐震改修	
	避難場所	3～4階廊下　約61平方メートル
	収容人数	約31人
	避難経路	施設屋内階段、施設北側屋外階段
	入口	施設東側入口、施設北側屋外階段
2	施設名称	マルイレジデンス
	所在地	愛媛県西条市朔日市781番地10
	構造等	鉄筋コンクリート造　4階建
	建築年	平成3年
	増改築年	なし
	耐震診断	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	耐震改修	
	避難場所	3～4階通路　約48平方メートル
	収容人数	約24人
	避難経路	施設屋内階段
	入口	施設東側入口
3	施設名称	マルイポインセチア
	所在地	愛媛県西条市朔日市789番地2
	構造等	鉄筋コンクリート造　7階建
	建築年	平成6年
	増改築年	なし
	耐震診断	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	耐震改修	
	避難場所	3～7階通路・エレベーターホール　約343平方メートル
	収容人数	約171人
	避難経路	施設屋内階段、施設北側屋外階段
	入口	施設南側入口、施設北側屋外階段
4	施設名称	マルイブーゲンビリア
	所在地	愛媛県西条市朔日市789番地2
	構造等	鉄筋コンクリート造　8階建
	建築年	平成8年
	増改築年	なし
	耐震診断	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	耐震改修	
	避難場所	3～8階通路・エレベーターホール　約165平方メートル
	収容人数	約82人
	避難経路	施設北側入口、施設北側屋外階段
	入口	施設北側入口、施設北側屋外階段
5	施設名称	アサヒレジデンス
	所在地	愛媛県西条市明屋敷31番地
	構造等	鉄筋コンクリート造　4階建
	建築年	平成9年
	増改築年	なし

	耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	避難場所	3～4階通路　約63平方メートル
	収容人数	約31人
	避難経路	施設北側屋外階段
	入口	施設東側入口
6	施設名称	マルイハイビスカス
	所在地	愛媛県西条市神拝甲577番地1
	構造等	鉄筋コンクリート造　6階建
	建築年	平成10年
	増改築年	なし
	耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	避難場所	3～6階通路・エレベーターホール　約263平方メートル
	収容人数	約132人
	避難経路	施設北側入口、施設北側屋外階段
	入口	施設北側入口、施設北側屋外階段
7	施設名称	マルイカトレア
	所在地	愛媛県西条市神拝甲355番地1
	構造等	鉄筋コンクリート造　10階建
	建築年	平成12年
	増改築年	なし
	耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	避難場所	3～10階通路・エレベーターホール　約538平方メートル
	収容人数	約269人
	避難経路	施設北東側屋外階段
	入口	施設北東側屋外階段、施設北東側入口
8	施設名称	マルイマーガレット
	所在地	愛媛県西条市神拝甲344番地1
	構造等	鉄筋コンクリート造　10階建
	建築年	平成16年
	増改築年	なし
	耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
	避難場所	3～10階通路・エレベーターホール　約511平方メートル
	収容人数	約256人
	避難経路	施設北側屋外階段
	入口	施設北側屋外階段、施設西側入口

注　避難場所面積及び収容人数は、概数を表すものとする。

9-2 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（西条商工会議所）

津波時における指定緊急避難場所（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と西条商工会議所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条 乙は、次の表に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

施設名称	西条商工会館
所在地	愛媛県西条市朔日市779番地8
所有者	西条商工会議所
構造等	鉄筋コンクリート造 地上4階建
建築年	昭和57年
増改築年	なし
耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
避難場所	3階研修室(1)(2) 138．54平方メートル 3階廊下・エレベーターホール 167．64平方メートル 3階バルコニー 59．67平方メートル 4階大ホール 231．60平方メートル 4階ホワイエ・エレベーターホール 168．72平方メートル 4階バルコニー 68．25平方メートル 計 834．42平方メートル
最大収容人数	約400人
避難経路	施設内階段2か所
入口	施設入口3か所

（目的外使用の禁止）

第4条 甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条　甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2　甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

（費用負担）

第7条　使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条　使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条　乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条　津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（津波避難ビルの終了）

第11条　甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

（津波避難ビル表示及び公開等）

第12条　甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月17日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長　　青　野　　勝

乙　愛媛県西条市朔日市779番地8
西条商工会議所
会頭　　伊　藤　剛　吉

9-3 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（今治互助センター株式会社）

津波時における指定緊急避難場所（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と今治互助センター株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条 乙は、次の表に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

施設名称	平安祭典西条西セレモニー会館
所在地	愛媛県西条市壬生川570番地
所有者	今治互助センター株式会社
構造等	鉄筋コンクリート造 地上4階建
建築年	昭和58年
増改築年	なし
耐震診断 耐震改修	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
避難場所	3階廊下・エレベーターホール 111．09平方メートル 3階部屋(1)(2)(3)(4) 109．20平方メートル 3階法要室 95．93平方メートル 3階物置(旧写真室) 106．68平方メートル 屋上 417．32平方メートル 計 840．22平方メートル ※但し、使用中の場所は避難場所から除くものとする。
最大収容人数	約420人
避難経路	施設内階段1か所、施設屋外階段1か所
入口	施設入口2か所

（目的外使用の禁止）

第4条 甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条　甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2　甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

（費用負担）

第7条　使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条　使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条　乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条　津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

（津波避難ビルの終了）

第11条　甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

（津波避難ビル表示及び公開等）

第12条　甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（協議）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年　2月23日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
市長　　青　野　　勝

乙　愛媛県今治市郷本町1丁目1番35号
今治互助センター株式会社
代表取締役社長　青　野　定　司

9-4 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（立正佼成会）

津波時における緊急避難場所（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条 乙は、次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

施設名称	立正佼成会西条教会
所在地	愛媛県西条市大町字箕サビ473番地
所有者	立正佼成会 代表役員 川端健之
構造等	鉄筋コンクリート造 地上2階建
建築年	昭和50年
増改築年	平成14年
耐震診断	平成18年実施
耐震改修	耐震性あり
避難場所	1階法座席 約150平方メートル 2階会議室 約 90平方メートル 計 約240平方メートル
最大収容人数	約70人
避難経路	施設内階段
入口	施設正面入口

（施設変更の報告）

第4条 乙は、施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受入れについて乙にあらかじめ連絡をし、津波避難ビルとしての使用の可否を確認するものとする。

2 乙の会員が施設を使用中に津波が発生した場合は、乙の会員の避難所としての使用を優先する。

（使用期間等）

第6条 津波避難ビルの使用期間は、原則として西条市内に避難勧告等が発令された時から、その解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

2　発生した被害の状況等により使用期間を延長する必要があるときは、甲乙協議してその期間を決定するものとする。

3　前項の場合において、乙は可能な範囲内で避難者の援護に協力するものとする。

（費用負担等）

第7条　施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

2　甲は、津波避難ビルの使用に関して、やむを得ず乙の備品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。

3　施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

4　前2項の負担額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条　乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの終了）

第9条　甲は、施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

2　甲は、第6条の規定により避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力し避難者の退去を行うものとする。

（津波避難ビルの公開）

第10条　甲は、施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（守秘義務）

第11条　乙は、津波避難ビルの開設、管理及び運営を通じて個人情報を取り扱う場合又は知り得た場合は、その保護に努めなければならない。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月1日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長　　青　野　　勝

乙　東京都杉並区和田二丁目11番1号

立正佼成会

代表役員　　川　端　健　之

9-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社スーパーホテル）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社スーパーホテル（以下「乙」という。）とは、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、西条市内に津波が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

所　在　地	愛媛県西条市朔日市777-1
施設名称	スーパーホテル伊予西条
施設の名称	ホテル
構　造　等	鉄筋コンクリート造9階建
避難可能フロア	2階以上の階段及び廊下
建　築　年	令和2年

（施設変更の報告）

第３条　乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（費用の負担等）

第４条　使用施設の使用料は無料とする。

２　使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

（使用期間）

第５条　使用期間は、津波が発生し、又は津波の発生の恐れが生じたときから津波による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

（事故等の責任）

第６条　乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（使用施設の周知）

第７条　甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は、令和２年　月　日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって終了の１ケ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第１０条　甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。

２　乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務は負わない。

３　乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年８月１８日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
　　西条市
　　市長　　玉井　敏久

乙　大阪市西区江戸堀３－６－３５
　　株式会社スーパーホテル
　　代表取締役　　山村　孝雄

9-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（有限会社モリ）

西条市(以下「甲」という。)と有限会社モリ(以下「乙」という。)は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、西条市内に津波が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用施設)

第２条　乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

所在地	愛媛県西条市三津屋南6―29
施設名称	ターミナルホテル東予
施設の種類	ホテル
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
避難可能フロア	2階ロビー・レストラン、2階以上の階段及び廊下
建築年	平成11年

(施設変更の報告)

第３条　乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用の負担等)

第４条　使用施設の使用料は無料とする。

２　使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

(使用期間)

第５条　使用期間は、津波が発生し、又は津波の発生の恐れが生じたときから津波による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

(事故等の責任)

第６条　乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(使用施設の周知)

第７条　甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は、令和４年２月１５日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって終了の１ケ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第１０条　甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。

２　乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務は負わない。

３　乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年２月１５日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地
西条市
市長　　玉井　敏久

乙　愛媛県西条市三津屋南６―２９
有限会社　モリ
代表取締役

9-7 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社アメイズ）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社 アメイズ（以下「乙」という。）とは、津波または高潮・洪水（以下「津波等」という。）による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波等が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

所在地	愛媛県西条市三津屋南2番地29
施設名称	HOTEL AZ 愛媛東予店
施設の種類	ホテル
構造等	鉄筋コンクリート造6階建
避難可能フロア	2階以上の廊下（中央階段より北側部分）
建築年	令和4年

（施設変更の報告）

第3条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（費用の負担等）

第4条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

（使用期間）

第5条 使用期間は、津波等が発生し、又は津波等の発生の恐れが生じたときから津波等による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波等による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

（事故等の責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

（使用施設の周知）
第7条　甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

（協議）
第8条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

（協定期間）
第9条　この協定の期間は、令和4年9月14日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって　　終了の1ケ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）
第10条　甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。
2　乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務は負わない。
3　乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月14日

甲　愛媛県西条市明屋敷164番地
　西条市
　市長　　玉　井　敏　久

乙　大分県大分市西鶴崎1-7-17
　株式会社　アメイズ
　代表取締役　　穴　見　賢　一

10 様　　式

10-1 災害情報報告様式

様式1

災　害　発　生　報　告

西　条　市

発信時刻　月　日　時　分

発 信 者

受 信 者

1 災害発生の日時		年　月　日　時　分				
2 災害発生場所						
3 災害発生原因						
4 災害の概況	(1) 状況					
	(2) 死傷者	氏　名	年 齢	職 業	住　所	備　考
	(3) 被害家屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5 災害に対して取られた措	(1) 主な措置					
	(2) 避難状況	地 区 名	世帯数	人 員	避 難 先	命令、自主の別、その他
	(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員　消防職員　　名、消防団員　　名、計　　名 イ 主な活動内容（使用した機材を含む）					

様式2の1

中 間 報 告 ・ 最 終 報 告(共 用)

発信機関 西条市				区分				被害	区分			被害
報告 第 報				その他	11 田	(1) 流失、埋没	ha		34 公立文教施設		千円	
番号(月 日 時現在)						(2) 冠水	ha		35 農林水産業施設		千円	
報告者名					12 畑	(1) 流失、埋没	ha		36 公共土木施設		千円	
受領者名						(2) 冠水	ha		37 その他の公共施設		千円	
区分			被害		13 学校		箇所		38 小計		千円	
人的被害	1 (1) 死者		人		14 病院		箇所		39 公共施設被害市町村数		団体	
	(2) うち災害関連死者		人		15 道路		箇所					
	2 行方不明者		人		16 橋りょう		箇所		その他	40 農産被害	千円	
	3 負傷者	(1)重傷	人		17 河川		箇所			41 林産被害	千円	
		(2)軽傷	人		18 港湾		箇所			42 畜産被害	千円	
住家被害	4 全壊		棟		19 砂防		箇所			43 水産被害	千円	
			世帯		20 清掃施設		箇所			44 商工被害	千円	
			人		21 崖くずれ		箇所					
	5 半壊		棟		22 鉄道不通		箇所					
			世帯		23 被害船舶		箇所			45 その他	千円	
			人		24 水道		隻		46 被害総額		千円	
	6 一部破損		棟		25 電話		戸		人的被害者の住所氏名等			
			世帯		26 電気		回線					
			人		27 ガス		戸					
	7 床上浸水		棟		28 ブロック等		戸					
			世帯				箇所					
			人						今後の見とおし			
	8 床下浸水		棟		29 り災世帯数		世帯					
			世帯		30 り災者数		人		消防機関の活動状況			
			人	火災発生	31 建物		件					
非住家	9 公共建物		棟		32 危険物		件					
	10 その他		棟		33 その他		件					

災害名						
発生年月日						
発生場所						
災害の概況						
47 市災害対策本部の設置状況						
48 災害救助法の適用状況						
避難状況						
応急措置及び救助活動の状況						
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人

文教施設・公共建物の名称、被害程度	不通道路橋りょう名

様式2の2

被 害 状 況 内 訳 表

区分				符号	被害量	被害額（千円）	備考
一般被害	人的被害	死者		1	人		
			うち災害関連死者	2			
		行方不明		3	人		
		負傷者	重傷	4	人		
			軽傷	5	人		
			小計	6	人		
	住家被害	全壊	棟数	7	棟		
			世帯	8	世帯		
			人員	9	人		
		半壊	棟数	10	棟		
			世帯	11	世帯		
			人員	12	人		
		一部破損	棟数	13	棟		
			世帯	14	世帯		
			人員	15	人		
		床上浸水	棟数	16	棟		
			世帯	17	世帯		
			人員	18	人		
		床下浸水	棟数	19	棟		
			世帯	20	世帯		
			人員	21	人		
	非住家被害	全壊及び半壊		22	棟		
	り災世帯	り災世帯		23	世帯		
		り災者		24	人		
	県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	25	箇所		
			その他の行政財産	26	箇所		
			普通財産	27	箇所		
			県立大学	28	箇所		
			その他	29	箇所		
			小計	30	箇所		
	市有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	31	箇所		
			その他の行政財産	32	箇所		
			普通財産	33	箇所		
			その他	34	箇所		
			小計	35	箇所		

区分			符号	被害量	被害額（千円）	備考
	計		36	箇所		
厚生関係被害	社会福祉施設	生活保護施設	37	箇所		
		障害者支援施設	38	箇所		
		老人福祉施設	39	箇所		
		児童福祉施設	40	箇所		
		婦人保護施設	41	箇所		
		その他	42	箇所		
		小計	43	箇所		
	医療施設	感染症指定医療機関病棟	44	棟		
		感染症指定医療機関病舎	45	棟		
		公的病院	46	箇所		
		私的病院	47	箇所		
		その他	48	箇所		
		小計	49			
	環境衛生施設	水道施設	50	箇所		
		下水道施設	51	箇所		
		清掃施設	52	箇所		
		その他	53	箇所		
		小計	54	箇所		
	計		55			
商工労働関係被害	中小企業	建物（住宅部分除く）	56	棟		
		機械設備	57	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	58	箇所		
		その他	59	箇所		
		小計	60			
	鉱工業	建物	61	箇所		
		機械設備	62	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	63	箇所		
		その他	64	箇所		
		小計	65	箇所		
	観光施設	ホテル・旅館	66	箇所		
		観光施設	67	箇所		
		その他	68	箇所		
		小計	69	箇所		
	計		70			

区分				符号	被害量	被害額（千円）	備考
農林関係被害	施設関係	共同利用施設	畜産関係	71	箇所		
			蚕糸関係	72	箇所		
			園芸関係	73	箇所		
			入植関係	74	箇所		
			その他	75	箇所		
			小計	76	箇所		
		非共同利用施設	畜産関係	77	箇所		
			蚕糸関係	78	箇所		
			園芸関係	79	箇所		
			入植関係	80	箇所		
			その他	81	箇所		
			小計	82	箇所		
		牧野地		83	ha		
		牧野施設		84			
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害		85	ha		
		地方公共団体等の施設	畜産関係	86	箇所		
			蚕糸関係	87	箇所		
			園芸関係	88	箇所		
			入植関係	89	箇所		
			その他	90	箇所		
			小計	91	箇所		
	計			92			
	農畜産物等	農畜産物関係	水陸稲	93	ha t		
			麦類	94	ha t		
			野菜	95	ha t		
			果樹	96	ha t		
			園芸作物	97	ha t		
			茶	98	ha t		
			桑	99	ha t		
			飼料作物	100	ha t		
			その他	101	ha t		
			小計	102	ha t		

区分					符号	被害量	被害額（千円）	備考
農林関係被害	農畜産物等	家畜等	家畜		103			
			畜産物		104			
			繭		105			
			その他		106			
			小計		107			
		貯蔵物、加工品			108			
	計				109			
	水産関係	漁港			110	箇所		
		漁船			111	隻		
		船具			112	件		
		共同利用施設			113	箇所		
		非共同利用施設			114	箇所		
		養殖施設			115	箇所		
		養殖物			116	箇所		
		漁協（連合会）在庫物			117			
		その他			118			
		計			119			
	耕地関係	農地	田	流失埋没	120	ha		
				冠水	121	ha		
				小計	122	ha		
			畑	流失埋没	123	ha		
				冠水	124	ha		
				小計	125	ha		
		農業用施設	ため池		126	箇所		
			頭首工		127	箇所		
			水路		128	箇所		
			堤とう		129	箇所		
			道路		130	箇所		
			橋りょう		131	箇所		
			揚水機		132	箇所		
			その他		133	箇所		
			小計		134	箇所		
		計			135			

区分				符号	被害量	被害額（千円）	備考
農林関係被害	林業関係	山地崩壊		136	ha		
		林道	道路	137	箇所		
			橋架	138	箇所		
			小計	139			
		林産物	木材	140	m^2		
			立木	141	ha		
			木炭	142	kg		
			薪	143	kg		
			その他	144			
			小計	145			
		一般林道施設		146	箇所		
		木炭施設		147	箇所		
		その他		148			
	計			149			
	合計			150			
土木関係被害	国庫負担工事	県工事	河川	151	箇所		
			砂防	152	箇所		
			道路	153	箇所		
			橋りょう	154	箇所		
			港湾	155	箇所		
			漁港	156	箇所		
			小計	157	箇所		
		市工事	河川	158	箇所		
			砂防	159	箇所		
			道路	160	箇所		
			橋りょう	161	箇所		
			港湾	162	箇所		
			漁港	163	箇所		
			小計	164	箇所		
	単独工事	市工事	河川	165	箇所		
			砂防	166	箇所		
			道路	167	箇所		

区分				符号	被害量	被害額（千円）	備考
土木関係被害	単独工事	市工事	橋りょう	168	箇所		
			港湾	169	箇所		
			漁港	170	箇所		
			小計	171	箇所		
	一般都市施設			172	箇所		
	その他			173	箇所		
	計			174	箇所		
文教関係被害	学校関係		幼稚園	175	件		
			小学校	176	校		
			中学校	177	校		
			高等学校	178	校		
			その他の学校	179	校		
			小計	180			
	社会教育施設		公民館	181	箇所		
			その他	182	箇所		
			小計	183	箇所		
	文化財関係		国宝	184	件		
			重文	185	件		
			県指定文化財	186	件		
			史跡名勝	187	箇所		
			天然記念物	188	箇所		
			小計	189			
	計			190			
総合計				191			

10-2 災害情報受発信記録表

発信記録表

発信者氏名	発信先機関名	受信者氏名	本部長確認
氏名 TEL		氏名 所属	
西条市災害対策本部(発)第　　号 年　月　日　　時　分 (通知・要請・指示・報告・その他)			
件名			
本文			

受信記録表

発信先機関名	発信者氏名	受信者氏名	本部長確認	統括部の協議
	氏名 TEL	氏名 所属		要 否

西条市災害対策本部(受)第　　号

年　月　日　　時　分

(通知・要請・指示・報告・その他)

件名	

本文

措置の内容

10-3 情報受付（処理）票

被災地区	情報 No
西　　条	
東　　予	
丹　　原	
小　　松	

関係部（課）長	本部長	部　　長	情報班長	受信者

受付日時	年　月　日（　）　時　分								
災害発生場所									
発信者等	住　所		TEL						
	氏　名		（　）—						
受信内容									

1	床下浸水
2	床上浸水
3	道路冠水
4	河川の異状
5	通行止
6	がけ崩れ
7	家屋倒壊
8	自主避難
9	避難勧告
10	その他

被害状況									
死　　者		人	道　　路	ヶ所	田	流失埋没	ha		
行方不明者		人	橋りょう	ヶ所		冠　　水	ha		
負　傷　者		人	河　　川	ヶ所	畑	流失埋没	ha		
家屋	全　　壊	戸	崖くずれ	ヶ所		冠　　水	ha		
	半　　壊	戸	溜　　池	ヶ所	その他				
	一部損壊	戸	農　　道	ヶ所					
床上浸水		戸							
床下浸水		戸							

処理状況			
出動者		使用車両（出動車両）	
使用資機材	土のう　　袋　　ロープ　　m 杭　　本　　その他 バン線　　kg		
内　　容			

10-4 被災者調査表

年　月　日作成

調 査 員	部　　課

調　　査　　個　　表

世帯主	住　所	西条市　　町内名(　　)	
	氏　名	世帯人員　　名	
被害状況	災害の原因	1.風水害　2.地震災害　3.その他(　　)	
	被災年月日	年　月　日	
	被災場所		
	被災の程度	住家の被害	1.全壊(焼) 2.流失 3.半壊(焼) 4.一部破損 5.床上浸水(　cm) 6.床下浸水
		人的被害	1.死　亡　人　2.行方不明　人 3.重　症　人　4.軽　症　人

		氏　名	続柄	年齢	備　考
特記事項	世帯人員				
	その他				

10-5 職員参集表

No. ／

部 名				年 月 日 時 報 告			
報告者				年 月 日 時 分報告			
人員 / 発災後の時間	合計	課	課	課	課	課	課
	人	人	人	人	人	人	人
10分未満							
10分～20分							
	( )						
20分～30分							
	( )						
30分～40分							
	( )						
40分～50分							
	( )						
50分～1時間							
	( )						
1時間～2時間							
	( )						

(注)1 ( )内には、累計を記入する。

2 課の数が6以上ある部については、No. ／ にページ数・枚数の順で記入する。

10-6 災害対策従事者名簿

年　月　日

災害名		所　属	部	班	報告者	印	No.	／

No.	課　名	職 名	職番	氏　名	従　事　時　間	仮　眠 時間等	従　事　内　容	備　考
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			
					～			

(注)1　災害対策本部における班体制別に作成し、班長名で報告すること。

2　従事内容は、具体的に記入すること。

10-7 災害対策活動実施状況報告書

災害名		報告者 氏名等	部　　班	報告 日時	年　月　日(中間) 時　分現　在(最終)	No.　／

月　日	時　　刻	災害対策の種類	実　　施　　伏　　況	今　　後　　の　対　　策

(注)1　日時を追って適宜記入し、状況に応じて整理すること。
2 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資器材、応援の状況等を具体的に記入すること。
3 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資器材、応援を必要とする人員等を具体的に記入すること。

10-8 避難所収容記録簿

No. ／

避難所名		担当者名	

番号	入所日時	氏名	年齢	性別	摘要	退所日時
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

10-9 避難の状況

（第　　報）

月　日　時　分現在		受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

地区名	避難の状況				避難情報		警戒区域の設定		避難の理由	避難先・今後の見通し等
	町内名	避難した日時	避難世帯数	避難人数	有無	発令日時	有無	設定した日時		
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			
					有（　　） 無		有・無			

(注)1　項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」……として報告すること。
　2　報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別様とすること。また、「　月　日　時　分現在」は、報告機関が情報を入手した時点とすること。

10-10 避難・救護所開設の状況

（第　　報）

月　日　時　分現在		受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

種別	名　　称	設置場所	開設日時	収容可能人数	現収容人数	実施期間	活動人員	その他参考事項
避難所								
救護所								

(注)1　項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」……として報告すること。
　2　報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別様とすること。また、「　月　日　時　分現在」は、報告機関が情報を入手した時点とすること。

10-11 自衛隊派遣要請依頼様式

1 災害派遣要請依頼

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の情況及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(1) 連絡場所

(2) 連絡責任者

(3) 気象状況等

(4) その他

2　救急患者空輸要請依頼

年　月　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

1　派遣要請の理由

2　派遣を要する日時

3　派遣を要する場所及び輸送場所

4　空輸を必要とする救急患者

氏名　　血液型　　生年月日

5　同乗者（医師、親族）

氏名　　血液型　　生年月日

〃　　〃　　〃

6　その他

医療機材、特記事項等

10-12 自衛隊撤収要請依頼様式

1 撤収要請依頼

年　月　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年　月　日

2 派遣要請依頼日時

年　月　日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

2　救急患者空輸撤収要請依頼

年　月　日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年　月　日　時　分要請した航空機等の出動については、目的地（　　）へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時

年　月　日

10-13 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分

1 要請機関名	西条市 Tel 発信者（職名: 氏名:）
2 活動の種別	(1) 災害応急(偵察・広報・物資輸送等) (2) 救急 (3) 救助 (4) 火災防御 (5) その他( )
3 活動内容	偵察、広報、物資輸送(品名数量)、人員搬送 救急、救助、空中消火、その他( )
4 発生場所及び発生日時	西条 市町 地内 (発生日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報(警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名
7 現場との連絡手段	無線種別(統制波、主運用波、その他) 現場指揮本部(車) 呼出名(コールサイン)
8 要請を必要とする理由	※ 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと。)
目標	別添地図のとおり ＊ 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記

愛媛県防災航空事務所(消防防災航空隊) Tel 089－965－1119
ファクシミリ Tel 089－972－3655

受信者	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	男・女 男・女
	症状					
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標		
	同乗者	医師及び看護婦の氏名		関係者の氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配		
	受入病院	所在地 名称		連絡先	Tel	
	搬送先の消防本部の担当者 職・氏名		消防本部(局) 課 職・氏名 Tel			

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	(有・無)機関名 要請機数 機
12 その他必要事項	

＊ 以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 運航指揮者	
2 使用無線等	無線種別(統制波、主運用波、その他) 呼出名(コールサイン)
3 到着予定日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 燃料の確保	要手配・手配不要 リットル(ドラム缶 本)

11 そ の 他

11-1 過去の災害履歴

1 西条市における主な気象災害

<table>
<tr><th>年月日</th><th>異常気象名</th><th>被害等の概要</th></tr>
<tr><td>S51.9.8
～13</td><td>台風 17 号</td><td>○最大風速（西条消防署）19.5m/秒（13 日 14 時 40 分・WSW）
○降雨量　西条消防署 868.6 ㎜　東之川 1,223.5 ㎜　藤之石 1,758.0 ㎜
丹原 742 ㎜　成就社 1,160 ㎜
○1 時間最大雨量（藤之石）　13 日　4 時～5 時　63.0 ㎜
○被害状況　死者 1 人、住家全壊 9 棟・半壊 17 棟、床上浸水 542 棟
一部損壊 34 棟、床下浸水 6,693 棟、河川 104 箇所、道路損壊 106 箇所、
山（崖）くずれ 54 箇所、橋梁損壊 8 箇所、田畑流出・埋没 7ha、
田畑冠水 1,350.3ha、地すべり 26 箇所
○被害額　西条 1,840,477 千円　東予 2,873,733 千円　丹原 3,135,169 千円
小松 1,178,408 千円　旧東予市・旧丹原町で災害救助法適用</td></tr>
<tr><td>S54.6.26
～7.4</td><td>梅雨前線に伴う降雨</td><td>○降雨量　西条消防署 294.3 ㎜　東之川 344.0 ㎜　藤之石 343.0 ㎜
丹原 361 ㎜　成就社 433 ㎜
○1 時間最大雨量（西条消防署）　6 月 27 日　15 時～16 時　23.0 ㎜
○被害状況　床上浸水 5 棟、床下浸水 230 棟、水田冠水 750ha、
道路損壊 43 箇所、橋梁損壊 1 箇所
○被害額　西条 272,258 千円　東予 148,500 千円　丹原 290,390 千円
小松 122,300 千円</td></tr>
<tr><td>S54.9.30
～10.1</td><td>台風 16 号</td><td>○最大風速（西条消防署）24.0m/秒（30 日 18 時 40 分・N）
○降雨量　西条消防署 114.9 ㎜　東之川 346.0 ㎜　藤之石 346.0 ㎜
丹原 97 ㎜　成就社 279 ㎜
○1 時間最大雨量（大平）　30 日　18 時～19 時　85.0 ㎜
○被害状況　軽傷 1 人、住家半壊 2 棟、住家一部損壊 1 棟、
床下浸水 50 棟、道路損壊 20 箇所、橋梁 2 箇所、河川 1 箇所
○被害額　西条 331,408 千円　東予 39,310 千円　丹原 69,403 千円
小松 30,480 千円</td></tr>
<tr><td>S54.10.18
～19</td><td>台風 20 号</td><td>○最大風速（西条消防署）9.0m/秒（19 日 9 時 35 分・WSW）
○降雨量　西条消防署 330.1 ㎜　東之川 461.0 ㎜　藤之石 479.0 ㎜
丹原 282 ㎜　成就社 423 ㎜
○1 時間最大雨量（東之川）　18 日　22 時～23 時　51.0 ㎜
○被害状況　床上浸水 45 棟、床下浸水 1,133 棟、田畑冠水 718ha、
道路 53 箇所、橋梁 2 箇所、河川 24 箇所、崖崩れ 1 箇所
○避難状況　里山・峯地区 2 世帯 7 人が一時避難
○被害額　西条 475,650 千円　東予 203,088 千円　丹原 47,383 千円
小松 90,358 千円</td></tr>
<tr><td>S55.9.9
～11</td><td>台風 13 号</td><td>○最大風速（西条消防署）28.6m/秒（11 日 14 時 20 分・SSE）
○降雨量　西条消防署 192.4 ㎜　東之川 548.0 ㎜　藤之石 643.0 ㎜
丹原 176 ㎜　成就社 273 ㎜
○1 時間最大雨量（藤之石）　11 日　11 時～12 時　45.0 ㎜
○被害状況　死者 2 人、住家全壊 1 棟、家屋一部損壊 1 棟
床下浸水 69 棟、河川 3 箇所、道路 35 箇所、農業用施設 12 箇所、
山地崩壊 2.8ha、林道 6 箇所、田畑冠水 170ha
○被害額　西条 512,778 千円　東予 213,088 千円　小松 70,455 千円</td></tr>
<tr><td>S56.2.25
～3.1</td><td>寒波及び雪害</td><td>○気象
<table>
<tr><th>℃</th><th>25 日</th><th>26 日</th><th>27 日</th><th>28 日</th><th>3 月 1 日</th></tr>
<tr><td>最低気温</td><td>-2</td><td>-5.7</td><td>-7.5</td><td>-3.2</td><td>-0.1</td></tr>
<tr><td>最高気温</td><td>4.3</td><td>-0.4</td><td>3.3</td><td>5.7</td><td>4.1</td></tr>
</table>
○3 月 1 日の積雪　平坦部 8.5 ㎝、山間部 20 ㎝（推定）
○被害状況
野菜類（ほうれんそう・いちご等）面積 130ha、減収 110t
農林施設　豚舎 1 箇所、しいたけハウス 1 箇所
林業関係　林産物・立木 50ha、2 万本
○被害額　西条 57,422 千円　小松 10,500 千円</td></tr>
<tr><td>S57.8.26
～27</td><td>台風 13 号</td><td>○最大風速（西条消防署）23.7m/秒（27 日 9 時 5 分・SE）
○降雨量　西条消防署 73.1 ㎜　東之川 503.0 ㎜　藤之石 535.0 ㎜
丹原 82 ㎜　成就社 533 ㎜
○1 時間最大雨量（藤之石）　27 日　8 時～9 時　54.0 ㎜
○被害状況　一銭橋流出、山間部市道損壊 18 箇所、床下浸水 41 棟、
林道 3 箇所、野菜 860ha、農業用施設 2 箇所、
○被害額　西条 357,047 千円　東予 1,500 千円　小松 11,850 千円</td></tr>
<tr><td>S57.9.22
～25</td><td>台風 19 号</td><td>○最大風速（西条消防署）32.8m/秒（25 日 0 時 29 分・ENE）
○降雨量　西条消防署 180.3 ㎜　東之川 354.0 ㎜　藤之石 353.0 ㎜</td></tr>
</table>

年月日	異常気象名	被害等の概要
		丹原 225 ㎜　成就社 307 ㎜ ○1 時間最大雨量（藤之石）　25 日　3 時～4 時　49.0 ㎜ ○被害状況　床下浸水 146 棟、池・水路・農道など 34 箇所 市道・河川・橋など 15 箇所、野菜・桑 ○被害額　西条 283,649 千円　東予 185,322 千円　丹原 774,263 千円 小松 234,474 千円
S62.10.15 ～17	台風 19 号	○最大風速（西条消防署）22.0m/秒（16 日 18 時 10 分・NE） ○降雨量　西条消防署 313.0 ㎜　東之川 472.0 ㎜　藤之石 458.0 ㎜ 丹原 254 ㎜　成就社 336 ㎜ ○1 時間最大雨量（藤之石）　17 日　0 時～1 時　63.0 ㎜ ○被害状況　床下浸水 19 棟、床上浸水 1,119 棟、厚生施設関係 3 箇所 農産物 1,593ha、農業施設関係 156 箇所、林業施設関係 30 箇所、 土木施設関係 102 箇所 ○被害額　西条 1,389,944 千円　東予 476,359 千円　丹原 607,721 千円 小松 718,825 千円
H1.8.26 ～27	台風 17 号	○最大風速（西条消防署）25.5m/秒（27 日 5 時 15 分・NE） ○降雨量　西条消防署 210.9 ㎜　東之川 430.0 ㎜　藤之石 396.0 ㎜ 丹原 137 ㎜　成就社 345 ㎜ ○1 時間最大雨量（藤之石）　27 日　6 時～7 時　57.0 ㎜ ○被害状況　床下浸水 92 棟、田畑冠水 477ha、農業用道路 58 箇所、 林道 80 箇所、河川 4 箇所、市道 30 箇所 ○被害額　西条 395,382 千円　東予 42,135 千円　丹原 78,238 千円 小松 125,860 千円
H2.9.17 ～20	台風 19 号	○最大風速（西条消防署）23.5m/秒（19 日 13 時 20 分・NNE） ○降雨量　西条消防署 347.9 ㎜　東之川 582.0 ㎜　藤之石 703.0 ㎜ 丹原 260 ㎜　成就社 535 ㎜ ○1 時間最大雨量（黒瀬ダム）　19 日　13 時～14 時　50.0 ㎜ ○被害状況　床上浸水 1 棟、床下浸水 90 棟、停電 400 戸、 観光施設 1 箇所、農産物 440.3ha、農業用施設 37 箇所、林道 21 箇所、 河川 1 箇所、市道 17 箇所、文教施設 1 箇所 ○被害額　西条 250,736 千円　東予 115,635 千円　丹原 200,532 千円 小松 137,899 千円
H4.8.7 ～9	台風 10 号	○最大風速（西条消防署）25.8m/秒（8 日 17 時 30 分・S） ○降雨量　西条消防署 105.3 ㎜　東之川 250.0 ㎜　藤之石 391.0 ㎜ 丹原 56 ㎜　成就社 334 ㎜ ○1 時間最大雨量（黒瀬ダム）　8 日　12 時～13 時　58.0 ㎜ ○被害状況　農業施設関係 58 箇所、農作物 1,115.3ha、 農業用施設 2 箇所、山地崩壊 0.15ha、林道 2 箇所、市道 19 箇所、 文教施設 5 箇所 ○被害額　西条 206,942 千円　東予 63,385 千円　丹原 36,639 千円
H5.8.9 ～10	台風 7 号	○最大風速（西条消防署）20.8m/秒（10 日 4 時 20 分・SE） ○降雨量　西条消防署 97.5 ㎜　東之川 422.0 ㎜　藤之石 519.0 ㎜ 丹原 56 ㎜　成就社 384 ㎜ ○1 時間最大雨量（藤之石）　10 日　6 時～7 時　56.0 ㎜ ○被害状況　農作物 44.9ha、市道 4 箇所、 加茂川河川敷広場表土流失 ○被害額　西条 123,241 千円
H9.9.14 ～17	台風 19 号	○最大風速（西条消防署）29.5m/秒（16 日 14 時 50 分・NE） ○降雨量　西条消防署 180.5 ㎜　東之川 462.0 ㎜　藤之石 488.0 ㎜ 丹原 155 ㎜　成就社 422 ㎜ ○1 時間最大雨量（藤之石）　16 日　17 時～18 時　69.0 ㎜ ○被害状況　床上浸水 1 棟、床下浸水 42 棟、崖崩れ 1 箇所、 農地流出埋没 0.99ha、農業用施設 3 箇所、林道 2 箇所、 市道 32 箇所、加茂川河川敷広場表土流失 ○被害額　西条 94,200 千円　東予 85,435 千円
H10.10.17 ～18	台風 10 号	○最大風速（西条消防署）22.2m/秒（SW） ○降雨量　丹原 284 ㎜（3 日間 330.5 ㎜）　成就社 360 ㎜ ○1 時間最大雨量　丹原 50 ㎜ ○被害状況　全壊 1 棟、床上浸水 42 棟、床下浸水 1,119 棟、 崖崩れ 1 箇所、農作物 18ha、農地流出埋没 1.12ha、 農業用施設 20 箇所、林道 13 箇所、市道 20 箇所 ○被害額　西条 94,140 千円　東予 448,710 千円　丹原 164,650 千円
H11.9.14 ～15	台風 16 号	○最大風速（西条消防署）18.0m/秒（15 日 6：30・NW） ○降雨量　西条消防署 184.0 ㎜　東之川 277.0 ㎜　藤之石 363.0 ㎜ 丹原 140 ㎜　成就社 318 ㎜ ○1 時間最大雨量（黒瀬ダム）15 日 5 時～6 時　111.0 ㎜　（成就社）127 ㎜

年月日	異常気象名	被害等の概要
		○被害状況　一部損壊 1 棟、床上浸水 28 棟、床下浸水 285 棟、 崖崩れ 12 箇所、農作物 2ha、漁船 3 艘、漁具 1,000 反、 農地流出埋没 3.75ha、農業用施設 53 箇所、林地 4 箇所、林道 63 箇所、 立木 10.7ha、市道 47 箇所、橋梁 3 箇所、河川 4 箇所、砂防 5 箇所 ○被害額　西条 1,120,171 千円　丹原 613,021 千円
H13.3.24	平成芸予地震	○震度　丹原 5 強　西条・小松 5 弱　東予（強震計計測震度 5.6） ○負傷者　重傷 2 人、軽傷 4 人 ○被害状況　一部損壊　西条 83 件、東予 726 件 ○被害額　西条 15,251 千円　東予 106,058 千円　丹原 49,031 千円
H16.8.30	台風 16 号	○降雨量　平野部 116.5 ㎜（西条消防署）。山間部 437 ㎜（藤之石） ○最大瞬間風速：　46.2m/秒（西条消防署）・最大風速 23.0m/秒（ESE） ○被害状況　軽症者 1 名、一部損壊 3 棟、床下浸水 1 棟、 公共建物 9 棟、その他非住家 1 棟、文教施設 9 棟、道路 54 箇所 ○被害額　西条 313,435 千円　東予 159,164 千円　小松 19,637 千円
H16.9.6 ～7	台風 18 号	○降雨量　平野部 85.5 ㎜（西条消防署）。山間部 464 ㎜（東之川） ○最大瞬間風速：　37.8m/秒（西条消防署）・最大風速 17.9m/秒（SSE） ○被害状況　床下浸水 41 棟、崖崩れ 1 個所、農作物 5ha、 農地流出埋没 1.12ha、農業施設 3 箇所、林道 1 個所、市道 20 箇所 ○被害額　西条 157,196 千円　東予 60,213 千円　小松 103,922 千円
H16.9.29 新西条市合計	台風 21 号	○降雨量　平野部 257.0 ㎜（西条消防署）。山間部 442.0 ㎜（黒瀬ダム） ○1 時間最大雨量：29 日 16～17 時　黒瀬ダム 150.0㎜、 西条消防署 75.5㎜、丹原 53㎜ ○被害状況　死者 5 名、重傷 2 名、住家全壊 23 棟、半壊 91 棟、 床上浸水 489 棟、一部損壊 8 棟、床下浸水 2,121 棟、 公共建物被害 1 棟、その他非住家被害 40 棟、農地流出埋没 11.0ha、 文教施設 6 箇所、道路 187 箇所、橋梁 5 箇所、河川 24 箇所、 崖崩れ 58 箇所、鉄道 1 個所 ○被害額　5,954,645 千円
H16.10.19 ～20 新西条市合計	台風 23 号	○降雨量　平野部 330.5 ㎜（西条消防署）。山間部 556 ㎜（東之川） ○1 時間最大雨量：20 日 12～13 時　52.0㎜（東之川）、 西条消防署 34㎜、丹原 31㎜ ○被害状況　床上浸水 33 棟、一部損壊 1 棟、床下浸水 311 棟、 農地流出埋没 0.5ha、道路 23 箇所。河川 19 箇所、清掃施設 1 箇所 ○被害額　563,128 千円
H23.9.2 ～4	台風 12 号	○降雨量　平野部 267.0 ㎜（東消防署）。山間部 760.0 ㎜（東之川） ○1 時間最大雨量：2 日 18～19 時　54.0㎜（黒瀬ダム）、東消防署 38㎜ ○被害状況　床上浸水 10 棟、床下浸水 53 棟、非住家被害 4 棟、 公立文教施設 8 箇所、農林水産施設 123 箇所、道路 16 箇所、河川 30 箇所、 橋梁 3 箇所、港湾 11 箇所、その他公共施設 8 箇所、農産 194.4ha、53.2t ○被害額　720,039 千円
H29.9.17 ～18	台風 18 号	○被害状況　軽傷者 1 名、床上浸水 62 棟、床下浸水 327 棟、道路 89 箇所、 水路 85 箇所、農業用道路 38 箇所、林道 26 箇所、農地保全 79 箇所 ○被害額　258,885 千円
H30.7.5 ～8	平成 30 年 7 月豪雨	○被害状況　床下浸水 4 棟 ○被害額　127,260 千円 広島県、岡山県の他、南予を中心とした愛媛県内で甚大な被害が発生 本市は西予市をカウンターパートとした被災地支援を実施
H30.9.30 ～10.1	台風 24 号	○被害状況　床上浸水 26 棟、床下浸水 89 棟 ○被害額　1,107,975 千円
R7.3.23 ～4.14	今治市林野火災	○被害状況　約 481.6ha 内訳：今治市 448ha、西条市 33.6ha ○人的被害　計 4 名 今治市　重症 1 名、中等症 1 名、軽症 1 名 西条市　軽症 1 名 ○建物被害　計 27 棟 今治市　住宅 12 棟（住宅 5 棟、空き家 7 棟）、非住家 14 棟（倉庫等） 西条市　非住家 1 棟（梅檀寺） 今治市長沢地区から出火し西条市内（楠河地区）へ延焼したもの。 3.28　17：00「延焼阻止」宣言 3/31　11：00「鎮圧」 4/14　15：00「鎮火」 ○楠（六軒家）地区（792 世帯 1,506 人※世帯数・人数は楠地区全体）に「警戒レベル 4 避難指示」を 23 日 23：50 発令 → 28 日 17：00 解除 ○東予総合運動公園、東予体育館をそれぞれ自衛隊、緊急消防援助隊の拠点として使用 ○民間施設である道前育成園の協力により、同施設を消防の現場指揮本部として活用した。

2 愛媛県内における主な地震災害

年月日	被害等の概要
M38.6.2	芸予地震（M7.2） 松山震度5　震源地は安芸灘 主な被害地方は松山市、温泉、越智、伊予の各郡 負傷者16人、家屋全壊7戸、半壊58戸、破損231戸、非住家被害16戸、 煙突倒壊7本、橋梁破損2箇所、堤防破損153箇所
S21.12.21	南海地震（M8.0） 松山・宇和島で震度4、震源地は紀伊半島南方沖 死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟、非住家全壊147棟 県下海岸線は地盤沈下のため平均40～50cm沈下 西條市：死者1人、家屋全壊5棟、地盤沈下20～30cm 壬生川町：死者5人、負傷15人、全半壊570戸 国安村：死者4人、負傷10人、全半壊84戸
S43.4.1	松山・宇和島で震度4　震源地は日向灘 負傷者2人、建物の損壊2,986棟
S51.2.2	松山・宇和島で震度2、震源地は安芸灘 港湾被害2箇所
S52.3.13	宇和島で震度3、震源地は愛媛県南西部
S62.3.18	宇和島で震度3、松山で震度2、震源地は日向灘 漁港施設被害1個所
H7.1.17 ※1に詳細	松山で震度3、宇和島で震度2、震源地は淡路島 県内での被害は特になし
H12.10.6	鳥取県西部地震（M7.3） 吉海町で震度5弱、県内一部で震度4を記録、震源地は鳥取県西部 県内での被害は特になし
H13.3.24	芸予地震（M6.7） 県内2市15町2村で震度5強を記録、震源地は安芸灘 死者1人、重傷7人、軽傷68人、全壊2棟、半壊40棟、一部損壊11,196棟、非住家その他建物被害3棟、田畑埋没5.36ha、学校被害273箇所、病院被害28箇所、道路被害56箇所、河川被害8箇所、港湾被害13箇所、海岸被害2箇所、漁業施設被害14箇所、公園被害9箇所、鉄道被害1個所、断水190戸、停電6,836戸、ため池被害53箇所、水路被害6箇所、農道被害35箇所、揚水機8箇所、治山被害2箇所、林道被害2箇所
H23.3.11 ※2に詳細	東予・中予で震度1，震源地は三陸沖 宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし
R6.1.1	能登半島地震（M7.6） 石川県志賀町、輪島市で震度7を記録、震源地は石川県能登地方 県内での被害は特になし
R6.4.17	豊後水道地震（M6.4） 愛南町で震度6弱、宇和島市で震度5強、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、鬼北町で震度5弱、本市は丹原町鞍瀬で震度4、他4箇所の観測地点は震度3を計測 軽傷者9名、住家一部破損12棟、非住家被害3棟、港湾被害2箇所、土砂災害1個所、道路被害7個所、その他被害3箇所、文化財12施設 本市に大きな被害なし
R6.8.8	日向灘地震（M7.1） 伊方町で震度4、本市では新田、丹原町池田、小松町で震度2、丹原町鞍瀬で震度1を観測 愛媛県宇和海沿岸に津波注意報発表 本市に大きな被害なし 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことから、地震発生から一週間となるR6.8.15まで本市災害警戒本部を設置。市民に対し後発地震への備えの呼びかけを実施した。

※1 平成7年(1995)兵庫県南部地震の記録

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島を震源とする地震(東経135度02分、北緯34度36分、深さ16km、M7.3)が発生し、神戸と洲本で震度6を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。

この地震による被害はきわめて甚大で、平成18年5月19日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者6,434名、行方不明3名、負傷者43,792名にのぼり、104,906棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。

※2 平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震の記録

平成23年3月11日午後14時46分頃、三陸沖を震源とする地震(北緯38.062℃ 東経142.516℃ 深さ24km、M9.0)が発生し、宮城県栗原市で最大震度7をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。

市町の震度は次のとおり。
震度 1:　今治市、西条市、東温市、松前町
宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令された。

11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号(令和 7 年 6 月 24 日一部改正:内閣府告示第 101 号)

※金額等は愛媛県規則第 43 号(令和 7 年 12 月 26 日付)による

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 (加算費) 冬季(10 月～3 月)別に定める額を加算 災害救助法第2条第2項の規定に基づき高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から 7 日以内	1 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外において、移動可能な施設、車両等の設置その他の適切な方法により実施しなければならない。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3 避難に当たっての輸送費は別途計上 4 福祉避難所は災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合するものであること。
応急仮設住宅	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 限度額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 2 同一敷地又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 供与期間 最高 2 年以内(建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限まで)	1 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費 2 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常の生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設「福祉仮設住宅」を建設型応急住宅として設置できる。 3 建設型応急住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。 4 供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
		○賃貸型応急住宅 1 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずる	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない 供与できる期間は建設型応急住宅と同様の期間 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない 供与できる期間は建設型応急住宅と同様の期間	1. 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家が被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390 円以内 (主食、復職及び燃料等の経費として)	災害発生の日から 7 日以内	被災者が直ちに食することができる現物によるもの
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1 水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用 2 輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2 季別及び世帯区分により下記金額の範囲内</td><td>生活必需品の給与等は、災害発生の日から10 日以内に完了しなければならない。</td><td>以下に掲げる品目の範囲内において現物給付に限ること
・被服、寝具及び身の回り品
・日用品
・炊事用具及び食器
・光熱材料</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"><table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯</th><th>4 人世帯</th><th>5 人世帯</th><th>6 人以上1 人増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流出</td><td>夏</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療用具の修繕費等の実費
2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3 施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>1 急迫した事情があり、やむを得ない場合、病院又は診療所において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。
次の範囲内で行うこと。
・診療
・薬剤又は資料材料の支給
・処置、手術その他の治療及び施術
・病院又は診療所への収容
・看護
2 患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から7 日以内</td><td>1 次の範囲内で行うこと。
・分べんの介助
・分べん前及び分べん後の処置
・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
2 妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
2 生死不明な状態にある者</td><td>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から 3 日以内</td><td>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2 輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>福祉サービスの提供</td><td>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者</td><td>1 災害時要配慮者に関する情報の把握
2 災害時要配慮者からの相談対応
3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
4 災害時要配慮者の避難所への誘導
○消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費

1 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定に基づき設置する場合を除く。）
○消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7 日以内</td><td>福祉避難所については、災害救助法第2条第2項の規定に基づき設置する場合を除く</td></tr>
<tr><td>被災した住宅応急修理</td><td>（1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
災害のため住家が半壊、</td><td>合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
1 世帯当たり 53,900 円</td><td>災害発生の日から 10 日以内に完了すること。</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れがある者	以内		
	(2)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 1　住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、 1世帯当たり 739,000円以内 半壊(焼)に準する程度の損傷により被害を受けた世帯　358,000円	災害発生の日から3か月以内に完了すること。	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業費 1件当たり　30,000円 就職支度費 1件当たり　15,000円 貸与期間…2年以内 無利子	災害発生の日から1か月以内に完了しなければならないこと。	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
学用品の貸与	住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部児童を含む。)及び高等学校生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を言う。)	教科書代 (1)　小学校児童及び中学校生徒…教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2)　高等学校生徒…正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり　5,500円 中学校生徒 1人当たり　5,800円 高等学校等生徒 1人当たり　6,300円	災害発生の日から 教科書… 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内に完了すること。	1　次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。 ・教科書 ・文房具 ・通学用品 備蓄物資は評価額 2　入信学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内に完了すること。	1　災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2　原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内 ・棺(付属品を含む。) ・埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) ・骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該施設における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了すること。	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	1　洗浄、縫合、消毒等の処置 1件当たり 3,700円以内 2　一時保存 既存建物借上費 …通常の実費 既存建物以外 …1体当たり 5,900円以内 3　検索 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内に完了すること。	1　検索は原則として救護班において行う。 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了すること。	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第5号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第6号から第11号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,000円以内 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,300円以内 救急救命士 13,900円以内 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項に規定する相談支援専門員、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術者、建築技術者 15,100円以内 大工 28,700円以内 左官 26,800円以内 とび職 26,700円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当 職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 2 旅費 職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員対する旅費の支給に関する条例において定めた額以内。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

11-3 災害の被害認定基準

（令和 3 年 6 月 24 日付け府政防 670 号（内閣府政策統括官（防災担当）通知より）

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。
	住家全壊（全焼・全流出）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。
	住家半壊（半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	半壊	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める 損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
		中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
		半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、 または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとす る。
	床上浸水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一部損壊		損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のものを除く。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害		全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑	流失・埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの

分類	用　　語	被　害　程　度　の 判　定　基　準
被害	冠　　水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道　路　決　壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河　川　決　壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄　道　不　通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被　害　船　舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火　　災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建　　物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危　険　物	消防法第 11 条に起因する市町長等が許可した製造所等
	そ　の　他	建物及び危険物以外のもの
その他用語	文　教　施　設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港　湾　被　害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂　防　被　害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清　掃　施　設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
その他用語の解説	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林　産　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（注）

(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

11-4 被災者生活再建支援法の概要

1 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 法適用の要件

(1)対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

※

1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に 該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

② 自然災害により 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

③ 自然災害により 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)

⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

┌全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

└全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

(2)支給対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

3 支給条件

(1)支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合 50%以上)		建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
②解体 ③長期避難	100 万円	賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊 （損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 （損害割合 30%台）	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

(2) 支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） ① 基礎支援金: り災証明書、住民票 預金通帳の写し 等

② 加算支援金: 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間） ① 基礎支援金: 災害発生日から 13 月以内

② 加算支援金: 災害発生日から 37 月以内

4 補助金の交付

被災者生活再建支援基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

11-5 指定文化財一覧

（国指定）

（令和 6 年 12 月 31 日現在）

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
1	建造物	興隆寺本堂	明治 40 年 5 月 27 日	丹原町古田	興隆寺
2	石造美術	興隆寺宝篋印塔	昭和 29 年 9 月 17 日	丹原町古田	興隆寺
3	彫刻	木造仏通禅師座像	昭和 46 年 6 月 22 日	中野	保国寺
4	工芸品	銅鐘	大正元年 9 月 3 日	丹原町古田	興隆寺
5	書跡	与州新居系図	昭和 27 年 3 月 29 日	中野	伊曽乃神社
6	無形民俗文化財	石鎚黒茶の製造技術	令和 5 年 3 月 22 日	西条市内	石鎚黒茶製造技術保存会
7	史跡	法安寺跡	昭和 19 年 3 月 7 日	小松町北川	法安寺
8	史跡	永納山城跡	平成 17 年 7 月 1 日 平成 19 年 7 月 26 日追加指定 平成 29 年 2 月 9 日追加指定	河原津	西条市ほか
9	史跡	伊予遍路道　横峰寺道	平成 28 年 10 月 3 日 平成 29 年 10 月 13 日追加指定	小松町石鎚	西条市
10	名勝	保国寺庭園	昭和 50 年 10 月 16 日	中野	保国寺
11	名勝	星ケ森（横峰寺石鎚山遥拝所）	平成 29 年 10 月 13 日	小松町石鎚	横峰寺、西条市ほか
12	天然記念物	王至森寺のキンモクセイ	昭和 2 年 4 月 8 日	飯岡	王至森寺

（県指定）

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
1	建造物	興隆寺三重塔	平成 16 年 4 月 16 日	丹原町古田	興隆寺
2	石造美術	七重石塔	昭和 29 年 11 月 24 日	福武	金剛院
3	絵画	涅槃像及び両界曼荼羅	昭和 45 年 3 月 27 日	広江	徳蔵寺
4	絵画	絹本著色不動明王像	令和 2 年 2 月 18 日	旦之上	十地院
5	彫刻	木造薬師如来坐像	昭和 32 年 12 月 14 日	北条	金性寺

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
6	彫刻	銅造如来立像	昭和 40 年 12 月 24 日	丹原町古田	興隆寺
7	彫刻	大日如来坐像	昭和 40 年 4 月 2 日	小松町石鎚	横峰寺
8	彫刻	木造馬頭観音菩薩坐像	令和 7 年 2 月 18 日	楠	個人
9	工芸品	梵鐘	昭和 40 年 4 月 2 日	北条	長福寺
10	工芸品	蔵王権現御正体	昭和 40 年 4 月 2 日	小松町石鎚	横峰寺
11	工芸品	孔雀文磬	昭和 40 年 4 月 2 日	小松町新屋敷	宝寿寺
12	典籍	予章記	平成 29 年 3 月 28 日	北条	長福寺
13	古文書	観念寺文書（十四軸）	昭和 31 年 11 月 3 日	上市	観念寺
14	古文書	興隆寺文書	昭和 30 年 11 月 4 日	丹原町古田	興隆寺
15	考古資料	細形銅剣	昭和 34 年 3 月 31 日	丹原町今井	福岡八幡神社
16	無形民俗文化財	お簾踊り	昭和 40 年 4 月 2 日　無形 昭和 52 年 1 月 11 日　指定替	丹原町田滝	田滝民族芸能保存会
17	史跡	土居構跡	昭和 23 年 10 月 28 日	中野	個人
18	史跡	近藤篤山の旧邸	昭和 24 年 9 月 17 日	小松町新屋敷	個人・西条市
19	史跡	船山古墳群	昭和 37 年 11 月 1 日	小松町新屋敷	三嶋神社
20	名勝	西山	昭和 25 年 10 月 10 日	丹原町古田	興隆寺
21	天然記念物	天満神社のクスノキ	昭和 31 年 11 月 3 日	坂元	天満神社
22	天然記念物	フジ	昭和 43 年 3 月 8 日	喜多川	禎祥寺
23	天然記念物	エノキ	昭和 40 年 12 月 24 日	玉之江	個人
24	天然記念物	カブトガニ繁殖地	昭和 24 年 9 月 17 日	西条市東予地区海岸一帯	愛媛県
25	天然記念物	衝上断層	昭和 24 年 9 月 17 日	丹原町湯谷口	国有（西条市）
26	天然記念物	モウソウチク林	昭和 28 年 2 月 13 日	丹原町高松	個人

（市指定）

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
1	建造物	金剛院山門	昭和 55 年 9 月 9 日	福武	金剛院
2	建造物	秋都庵の千手観音立像の厨子	昭和 59 年 12 月 22 日	飯岡	秋都庵
3	建造物	観念寺山門及び石垣	昭和 58 年 7 月 18 日	上市	観念寺
4	建造物	観念寺本堂及び鐘楼堂	平成 2 年 11 月 19 日	上市	観念寺
5	建造物	観念寺開山堂	平成 9 年 3 月 28 日	上市	観念寺
6	建造物	周敷神社本殿	平成 9 年 3 月 28 日	周布	周敷神社
7	建造物	勅使門	平成 16 年 4 月 30 日	丹原町古田	興隆寺
8	建造物	六角堂	平成 16 年 9 月 28 日	丹原町古田	興隆寺
9	石造美術	楠の宝篋印塔	昭和 58 年 7 月 18 日　彫刻 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	楠	個人
10	石造美術	観念寺宝篋印塔	昭和 58 年 7 月 18 日　彫刻 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	上市	観念寺
11	石造美術	長福寺宝篋印塔	平成 22 年 9 月 27 日	北条	長福寺
12	石造美術	徳蔵寺の織部灯籠	平成 2 年 11 月 19 日　彫刻 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	広江	徳蔵寺
13	石造美術	宝篋印塔	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町古田	興隆寺
14	石造美術	石造三重塔	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町久妙寺	久妙寺
15	石造美術	常夜燈	平成 13 年 8 月 4 日	丹原町石経	石経地区
16	石造美術	常夜燈	平成 15 年 1 月 31 日	丹原町関屋	関屋地区
17	絵画	絹本著色十二天画像	昭和 58 年 7 月 18 日	旦之上	十地院
18	絵画	絹本著色出釈迦弘法大師像	平成 9 年 3 月 28 日	旦之上	十地院
19	絵画	絹本著色仏涅槃図	平成 9 年 3 月 28 日	旦之上	十地院
20	絵画	一柳直卿公寿像	平成 19 年 3 月 5 日	小松温芳図書館	個人
21	絵画	絹本著色南明禅師像	平成 29 年 5 月 8 日	小松町新屋敷	佛心寺
22	彫刻	秋都庵の千手観音立像	昭和 59 年 12 月 22 日	飯岡	秋都庵
23	彫刻	光昌寺の木造十一面観音座像	昭和 61 年 3 月 7 日	黒瀬	極楽寺
24	彫刻	木造地蔵菩薩立像	平成 2 年 11 月 19 日	実報寺	実報寺
25	彫刻	木造阿弥陀三尊像	平成 9 年 3 月 28 日	周布	寂光寺
26	彫刻	木造聖観音菩薩立像	平成 9 年 3 月 28 日	旦之上	十地院

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
27	彫刻	阿弥陀如来像	平成 3 年 7 月 19 日	小松町新屋敷	本善寺
28	彫刻	阿弥陀如来像	平成 27 年 5 月 8 日	丹原町明穂	安養寺
29	彫刻	木造南明禅師座像	平成 29 年 5 月 8 日	北条	長福寺
30	彫刻	木造南明禅師座像	平成 29 年 5 月 8 日	北条	長福寺
31	工芸品	擇善堂の扁額	昭和 45 年 8 月 5 日　歴史資料 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	西条小学校	西条市
32	工芸品	脇差	平成 3 年 7 月 19 日	小松町新屋敷	個人
33	工芸品	周敷神社絵馬	平成 9 年 3 月 28 日　歴史資料 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	周布	周敷神社
34	工芸品	一柳直卿の扁額	平成 2 年 11 月 19 日 平成 9 年 3 月 14 日　書跡 平成 24 年 11 月 13 日　指定替 平成 27 年 5 月 8 日　追加指定 平成 28 年 5 月 16 日　追加指定 令和 5 年 6 月 27 日　追加指定	市内各所	市内神社（31 件）
35	工芸品	一柳直卿石碑「三島神宮」	平成 9 年 3 月 14 日	小松町新屋敷	三嶋神社
36	工芸品	三島神社社号石「三島神社」	平成 28 年 5 月 16 日	丹原町関屋	三島神社
37	工芸品	括頭巾形兜	平成 30 年 4 月 18 日	中野	伊曽乃神社
38	工芸品	銀箔押象形兜	平成 30 年 4 月 18 日	中野	伊曽乃神社
39	工芸品	太刀	令和 4 年 8 月 9 日	小松温芳図書館	西条市
40	書跡	石鎚修験道に関する古文書	昭和 51 年 3 月 10 日	洲之内	前神寺
41	書跡	西条藩八代藩主松平頼啓筆「擇善堂」の軸	平成 10 年 6 月 4 日	西条高校内道前会館	道前会
42	書跡	一柳直卿の書	平成 2 年 11 月 19 日 平成 9 年 3 月 14 日 平成 24 年 11 月 13 日　一括指定 平成 28 年 5 月 16 日　追加指定 指定解除 令和 5 年 6 月 27 日　追加指定	市内各所	市内寺社 （4 件）
43	書跡	篤山書	平成 3 年 7 月 19 日　筆跡（書跡） 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	小松温芳図書館	西条市
44	典籍	七経孟子考文補遺	昭和 45 年 8 月 5 日	中野	個人
45	典籍	西條誌	平成 9 年 1 月 14 日	西条市役所	西条市
46	古文書	俊盛筆聖帝山来由記	昭和 58 年 7 月 18 日	実報寺	実報寺
47	古文書	血書三部経	昭和 58 年 7 月 18 日	周布	長敬寺
48	古文書	甲賀八幡神社祈請文	昭和 58 年 7 月 18 日	上市	甲賀八幡神社
49	古文書	久米庄屋古文書	平成 2 年 11 月 19 日	東予郷土館	西条市
50	古文書	松山藩壬生川浦番所記録	平成 9 年 3 月 28 日	東予郷土館	西条市
51	古文書	小松藩会所日記	昭和 46 年 5 月 18 日	小松温芳図書館	西条市
52	古文書	小松邑志	昭和 46 年 5 月 18 日	小松温芳図書館	西条市
53	古文書	高鴨神社神主家日次記録	昭和 49 年 4 月 20 日	小松温芳図書館	西条市
54	古文書	妙口東庄屋文書	平成 3 年 7 月 19 日	小松温芳図書館	西条市
55	古文書	河野系図	平成 21 年 2 月 26 日	北条	長福寺
56	古文書	小松藩大頭村庄屋佐伯家文書	平成 29 年 5 月 8 日	東予郷土館	西条市
57	考古資料	珠文鏡	平成 9 年 3 月 28 日	小松温芳図書館	西条市
58	考古資料	内行花文鏡	昭和 37 年 4 月 2 日　工芸品 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	小松温芳図書館	西条市
59	考古資料	乳文鏡	昭和 49 年 9 月 4 日　工芸品 平成 24 年 11 月 13 日　指定替	小松温芳図書館	西条市
60	考古資料	棍棒頭石器	昭和 49 年 9 月 4 日	小松温芳図書館	西条市
61	考古資料	土笛	昭和 49 年 9 月 4 日	小松温芳図書館	西条市
62	考古資料	須恵器坩	昭和 49 年 9 月 4 日	小松温芳図書館	西条市
63	考古資料	須恵器提瓶	昭和 49 年 9 月 4 日	小松温芳図書館	西条市
64	考古資料	和同開珎	昭和 51 年 7 月 5 日	小松町新屋敷	個人
65	考古資料	有舌尖頭器とナイフ型石器	平成 3 年 7 月 19 日	小松町明穂	個人
66	歴史資料	幕府お触の西条藩高札	昭和 56 年 10 月 8 日	下島山	飯積神社
67	歴史資料	伊曽乃大社祭禮略図	平成 16 年 10 月 19 日	中野	伊曽乃神社

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
68	歴史資料	観念寺仏殿文化八年上梁棟札	平成9年3月28日　考古資料 平成24年11月13日　指定替	上市	観念寺
69	歴史資料他	市立郷土博物館所蔵品	昭和39年8月11日　総合学習資料 平成24年11月13日　指定替	西条郷土博物館	西条市
70	無形文化財	旧西条藩田宮流居合術保存会	昭和63年9月5日	大町	旧西条藩田宮流居合術保存会
71	有形民俗文化財	ひまや	昭和39年8月11日	西之川	個人
72	有形民俗文化財	寺之下だんじり	平成9年10月9日	氷見	寺之下自治会
73	有形民俗文化財	紺屋町だんじり	平成9年10月9日	大町	紺屋町自治会
74	有形民俗文化財	古屋敷だんじり	平成9年10月9日	神拝	古屋敷自治会
75	有形民俗文化財	旧魚屋町だんじり	平成9年10月9日	SAIJO BASE	本町三丁目自治会
76	有形民俗文化財	辯財天だんじり	平成16年10月19日	大町	駅二区北・駅二区南自治会
77	有形民俗文化財	新町みこし（江戸後期～明治中期）	平成5年9月28日　無形 平成9年10月9日　指定替	SAIJO BASE	江戸時代のみこしを守る会
78	無形民俗文化財	西条まつりの屋台行事	平成5年月28日　無形 平成9年10月9日　指定替	西条市	石岡神社総代会 西条祭振興会 飯積神社太鼓台運営委員会
79	無形民俗文化財	壬生川盆踊りトンカカはん	昭和58年7月18日　無形 平成24年11月13日　指定替	石田	石田トンカカはん保存会
80	無形民俗文化財	毛槍投げ奴（赤坂流）	昭和58年11月25日	丹原町鞍瀬	磐根神社毛槍投げ奴保存会
81	無形民俗文化財	殿中奴（松下流）	昭和58年11月25日	丹原町田野上方	綾延神社殿中奴保存会
82	無形民俗文化財	綾延神社の例祭行事と頭屋制度	平成12年10月24日	丹原町田野上方	綾延神社
83	史跡	西条藩陣屋跡	昭和39年8月11日	明屋敷	愛媛県他
84	史跡	高尾城跡	昭和39年8月11日	氷見	個人・氷見公益会
85	史跡	野々市原古戦場	昭和45年9月1日	野々市	野々市自治会
86	史跡	八堂山遺跡	昭和49年7月20日	福武	西条市・天皇自治会
87	史跡	大浜城跡	昭和49年7月20日	大浜	大浜自治会
88	史跡	諏訪山古墳	昭和53年12月18日	船屋	個人
89	史跡	椎の木古墳	昭和58年7月18日　古墳（史跡） 平成24年11月13日　指定替	福成寺	愛媛県
90	史跡	甲賀八幡の古墳群	昭和58年7月18日　古墳（史跡） 平成24年11月13日　指定替	上市	甲賀八幡神社
91	史跡	天神2号古墳	昭和58年7月18日　古墳（史跡） 平成24年11月13日　指定替	福成寺	個人
92	史跡	象ヶ森城址	昭和58年7月18日	上市	観念寺他
93	史跡	劈巌透水路	昭和57年11月20日	丹原町来見	来見居地区
94	史跡	石碑「道標」（4基）	平成2年6月28日	丹原町千原外3ヶ所	国有（西条市）
95	史跡	兼久廃寺遺跡	平成16年4月30日	丹原町高松	兼久地区
96	史跡	志川掘抜隧道	平成16年9月28日	丹原町志川	志川地区
97	史跡	石碑金毘羅大門より22里「道標」	平成16年9月28日	丹原町長野	国有（西条市）
98	史跡	石碑金毘羅大門より23里「道標」	平成16年9月28日	丹原町臼坂	国有（西条市）
99	史跡	幻城跡	昭和46年11月16日	小松町新屋敷	西条市他
100	史跡	剣山城跡	昭和46年11月16日	小松町妙口	石土神社
101	史跡	獅子ヶ鼻城跡	昭和46年11月16日	小松町大頭	天福寺
102	史跡	松尾城跡	昭和46年11月16日	小松町安井	個人
103	史跡	石根第1号古墳	昭和46年11月16日	小松町大頭	個人
104	史跡	石根第2号古墳	昭和46年11月16日	小松町大頭	個人
105	史跡	石根第3号古墳	昭和46年11月16日	小松町大頭	個人
106	史跡	石根第4号古墳	昭和46年11月16日	小松町大頭	大頭土地改良区
107	史跡	石根第5号古墳	昭和46年11月16日	小松町大頭	西条市

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者等
108	史跡	小松藩陣屋跡	昭和 47 年 5 月 20 日	小松町新屋敷	西条市
109	史跡	矢野玄道先生来訪の地	昭和 47 年 5 月 20 日	小松町南川	高鴨神社
110	史跡	小松藩主一柳家墓所	昭和 47 年 6 月 20 日	小松町新屋敷	個人
111	史跡	愛媛近代女子教育発祥の地	昭和 62 年 12 月 26 日	小松町新屋敷	西条市
112	史跡	小松川藤木遺跡	平成 3 年 7 月 19 日	小松町新屋敷	国有（西条市）
113	史跡	大日裏山 1 号古墳	昭和 40 年 10 月 3 日	小松町南川	個人
114	史跡	大日裏山 2 号古墳	昭和 40 年 12 月 15 日	小松町南川	香園寺
115	史跡	西大塚古墳	令和 7 年 12 月 23 日	氷見	西条市
116	天然記念物	市倉のカキノキ	昭和 39 年 8 月 11 日	中野	個人
117	天然記念物	石岡神社社叢	昭和 44 年 11 月 3 日	氷見	石岡神社
118	天然記念物	大喜多のイチョウ	昭和 44 年 11 月 3 日	氷見	個人
119	天然記念物	大保木のイチョウ	昭和 45 年 8 月 5 日	大保木	大保木自治会
120	天然記念物	旧大保木小学校のソメイヨシノ	昭和 45 年 8 月 5 日	大保木	西条市
121	天然記念物	石鎚神社のヒノキ	昭和 45 年 8 月 5 日	西田	石鎚神社
122	天然記念物	阿弥陀寺のノダフジ	昭和 49 年 7 月 20 日	楢木	楢木自治会
123	天然記念物	中野のナンテン	昭和 49 年 7 月 20 日	中野	個人
124	天然記念物	夜討ヶ窪の山樫	昭和 58 年 7 月 18 日	河之内	個人
125	天然記念物	大慈庵のソテツ群	昭和 58 年 7 月 18 日	高田	大慈庵
126	天然記念物	鷺の森神社のクスノキ	昭和 58 年 7 月 18 日	壬生川	鷺の森神社
127	天然記念物	大元神社の大杉	昭和 58 年 7 月 18 日	黒谷	大元神社
128	天然記念物	金性寺のクロマツ	平成 2 年 11 月 19 日	北条	金性寺
129	天然記念物	宮内神社の社叢	平成 2 年 11 月 19 日	宮之内	宮内神社
130	天然記念物	実報寺の一樹桜	平成 2 年 11 月 19 日	実報寺	実報寺
131	天然記念物	黒谷のヒノキ一対	平成 9 年 3 月 28 日	黒谷	大元神社
132	天然記念物	甲賀神社のコウヨウザン	平成 9 年 3 月 28 日	上市	甲賀八幡神社
133	天然記念物	高知八幡神社のツツジ群	昭和 62 年 10 月 1 日	丹原町高知	高知八幡神社
134	天然記念物	湯座八幡神社のクロガネモチ	昭和 62 年 10 月 1 日	丹原町徳能	湯座八幡神社
135	天然記念物	専念寺のイチョウ	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町徳能	専念寺
136	天然記念物	古田のシダレザクラ	平成 4 年 5 月 19 日	丹原町古田	個人
137	天然記念物	興隆寺のツバキ（熊谷）	平成 2 年 6 月 28 日	丹原町古田	興隆寺
138	天然記念物	興隆寺のコウヨウザン	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町古田	興隆寺
139	天然記念物	土居のクスノキ	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町北田野	土居地区
140	天然記念物	黒滝神社社叢	昭和 57 年 11 月 20 日	丹原町田滝	黒滝神社
141	天然記念物	サクラ（陽春）	平成 4 年 5 月 19 日	丹原町来見	丹原土地改良区
142	天然記念物	臼坂のカゴノキ（コガノキ）	昭和 61 年 3 月 28 日	丹原町臼坂	個人
143	天然記念物	磐根神社のイチョウ	昭和 61 年 3 月 28 日	丹原町鞍瀬	磐根神社
144	天然記念物	ツバキ（寿三郎紅散り）	平成 15 年 1 月 31 日	丹原町明河	個人
145	天然記念物	岩本標本	平成 16 年 9 月 28 日	旧丹原ふるさと歴史館	西条市
146	天然記念物	仏心寺のコウヨウザン	昭和 45 年 12 月 15 日	小松町新屋敷	仏心寺
147	天然記念物	仏心寺のツバキ（明石蓮）	昭和 45 年 12 月 15 日	小松町新屋敷	仏心寺
148	天然記念物	妙口東庄屋のツバキ（有楽）	平成 3 年 7 月 19 日	小松町妙口	個人

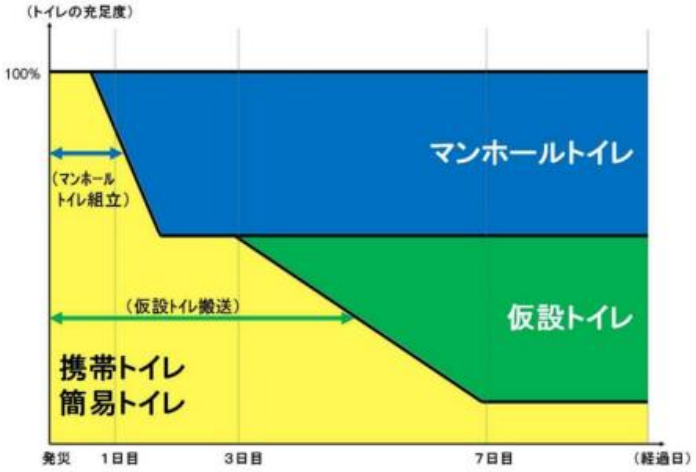
11-6 西条市災害時（震災）避難所トイレ確保・管理指針の概要

令和7年5月7日策定

1 発災時の災害用トイレの確保

初動対応として、携帯トイレ及び簡易トイレを用いた後、マンホールトイレ（下水道管又は浄化槽接続）を迅速に設置し、さらにその後、調達した仮設トイレ等を設置することにより、避難所等におけるトイレの充足度を確保する。

災害時トイレの充足度のイメージ



2 本市における災害用トイレの整備・確保方針

指定避難所を津波による浸水想定区域、下水道処理区域内外等の条件によりグループ分けし、それぞれのグループごとに災害用トイレの整備・確保方針を示した。

(1) 各グループ共通

災害用トイレは、避難者50人に対し1基とし、現時点でその基準に達していない避難所については、早急に整備する。

(2) 津波浸水区域外、下水道処理区域内（グループ1、グループ2）

収容人員が多く、河川氾濫浸水区域外の避難所を優先し、マンホールトイレを整備する。

(3) 津波浸水想定区域外、下水道処理区域外（グループ3、グループ4）

浄化槽を活用した災害用トイレ（浄化槽の上に便座、囲い等を設置）の整備を、収容人員が多く、設置が可能となる避難所を優先に進める。

(4) 津波浸水想定区域内、下水道処理区域内外（グループ5、グループ6）

浸水の可能性が高いため、携帯トイレ、簡易トイレの整備を推進する。浸水に対応するため、建物の2階以上にトイレを備蓄することを検討する。

(5) 土砂災害警戒区域内（グループ7）

携帯トイレ及び簡易トイレの整備を推進する。

(6) 県所有施設（グループ8）

携帯トイレ及び簡易トイレの整備を推進する。

3 携帯トイレ（便袋＋凝固剤）の備蓄目標数

携帯トイレの備蓄目標数は、南海トラフ巨大地震による避難者を想定し、1日分の必要数を備蓄目標とする。

（計算式）

携帯トイレの備蓄目標数

＝1日当たりの必要な携帯トイレの個数

＝（指定避難所最大収容人数：59，670人）×（トイレの平均的使用回数：5回／日／人）

＝298，350個≒299，000個

11-7 西条市業務継続計画（ＢＣＰ）の概要（令和６年３月改訂）

１　計画の改定趣旨

令和5年6月に災害対策本部等におけるチーム制を導入したことによる非常時優先業務の整理や重要6要素の備蓄目標を設定するため、計画を改定する。

２　計画の策定趣旨

大規模災害時等の危機事象の発生により、市自体が被災し業務資源に制約を受けた中でも、市民の生命・身体・財産を保護するという市の責務を果たすため、事前に必要な対策を講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定する。

３　業務継続の基本方針

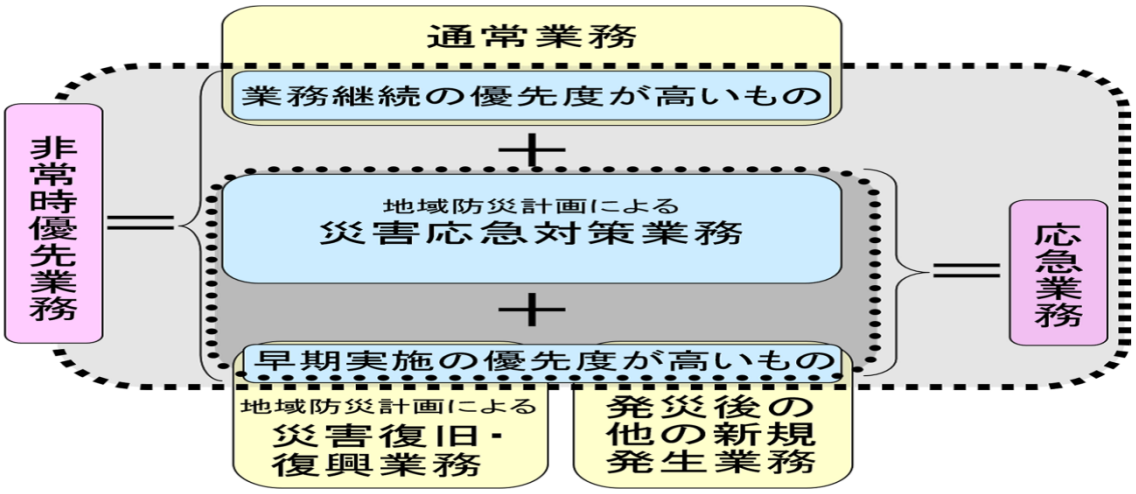
① 被害の拡大を防止するとともに、市民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務を最優先に実施する。
② 非常時優先業務の実施に必要な資源は最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。
③ 非常時優先業務以外の通常業務は縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

４　業務継続計画の対象

（１）組織の範囲

本計画は、本庁舎、西部支所、丹原・小松サービスセンター、消防本部、西消防署において業務を執行している市長部局、教育委員会等行政委員会、消防本部・署を対象とする。

（２）非常時優先業務の範囲



５　地域防災計画と業務継続計画との関係

◆業務継続計画

災害時に市の人的・物的資源が制約された状況において、市が実施すべき非常時優先業務を適切に執行できるよう、事前に対策等を定める計画

◆地域防災計画

市や県等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画

６　西条市業務継続計画（ＢＣＰ）の構成

第１章　業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

○業務継続計画の策定趣旨、改定趣旨、基本方針、対象、地域防災計画との関係を記載

第２章　想定する危機事象及び被害想定

○地震被害想定から本市に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震」による被害を想定

第３章　非常時優先業務の概要

○発災後４週間までに実施又は再開しなければならない「応急業務」に加え、発災時においても「優先すべき通常業務」を非常時優先業務として選定

業務区分	業務数	割　合
応急業務	170 業務	46.7 %
優先すべき通常業務	194 業務	53.3 %
合計	364 業務	100.0 %

第４章　業務継続のための執行体制の確保

○災害対応機能の強化について記載

・災害対策本部の設置場所(新館5階災害対策本部室)
・職員参集可能人数の把握
・安否確認方法(参集確認メール)の確立
・指揮命令系統の確立

第５章　業務継続のための執務環境の確保

○地震被害想定に基づき、業務資源の現状、課題及び確保対策、発災時の対応を整理

・各庁舎の耐震状況
・非常用発電設備の状況(72 時間持続可能)
・給水施設の状況　等

第６章　事前に実施すべき主な対策の取組方針

○主な対策を４つの取組方針に分類
○既に取り組んでいる対策を記載（各庁舎の耐震補強、参集確認システムの導入等）

第７章　計画の維持管理及び推進

○PDCA サイクルによる、計画の実効性の確保
○業務継続マネージメントの推進体制として「西条市庁内防災検討専門部会」を活用

11-8 西条市国土強靭化地域計画の概要（令和７年８月更新）

１　計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発、激甚化に晒されており、本市においても、平成 30 年 7 月豪雨や台風 24 号等、例年の台風や豪雨にて風水害により浸水害や土砂災害が発生し、今後 30 年以内には、80％程度の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、本計画を策定し、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境づくりを行う。

２　基本目標

次の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」を推進する。

① 人命の保護が最大限図られること
② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

３　計画期間

本計画は、西条市総合計画との調和を図るため、第3次西条市総合計画（西条市デジタル田園都市国家構想総合戦略）の前期計画期間に合わせ、令和11年度までを計画期間とする。

ただし、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

４　対象とする自然災害（リスク）

(1) 風水害

【理　由】

○ 近年の地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化に加え、台風も大型化していることから、本市でも、台風等豪雨により浸水被害を受けている。

○ 土砂災害警戒区域指定箇所数が181箇所ある状況（令和元年11月1日現在。土砂災害特別警戒区域は157箇所）であり、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

(2) 南海トラフ巨大地震

【理　由】

○ 平成25年に県が公表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」によると南海トラフによる巨大地震が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊33,132棟・半壊17,541棟、死者3,648人と甚大な被害が想定される。

○ 国の調査機関によれば、今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度とされている。

５　脆弱性の評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標（8項目）		起きてはならない最悪の事態（30項目）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

6 強靭化の推進方針

前章の脆弱性の分析、評価結果を基に「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を定めた。

なお、施策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行う。

事前に備えるべき目標（8項目）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物等の耐震化、空き家対策、ブロック塀対策など
		1-2	海岸保全施設等の整備、水門・陸閘等の閉鎖対策など
		1-3	河川改修等治水対策の推進、土砂災害防止施設の整備など
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	備蓄の推進、緊急輸送道路の確保、水道施設の耐震化など
		2-2	防災ヘリ離着陸場所の確保、代替ルートの整備、法面の保全など
		2-3	消防、警察等関係機関の連携強化、地域の防災意識の向上など
		2-4	避難所の確保、公衆無線LANの整備、防災資機材の充実など
		2-5	災害医療体制の充実強化、ドクターヘリ等の効率的な運用など
		2-6	疫病・感染症対策、遺体対策の体制整備など
		2-7	被災者の健康管理やメンタルケア、災害時のペット対策など

3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	業務継続計画（BCP）の推進、受援体制の強化、訓練の充実など
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信基盤の強化、非常用電源の確保、衛星携帯電話の整備など
		4-2	防災行政無線やメール、アプリ、SNSによる災害情報の発信
		4-3	防災教育の充実、防災訓練の実施、要配慮者支援対策など
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保など
		5-2	金融機関における防災対応の推進
		5-3	食料等の供給体制の確保、物流機能の維持・早期再開など
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン事業者との連携、エネルギー供給の多様化など
		6-2	汚水処理施設の防災対策、合併浄化槽の整備の促進など
		6-3	地域道路ネットワークの構築、耐震強化岸壁の整備など
		6-4	広域的な応援体制の整備、海岸保全施設の嵩上げや耐震化など
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の火災対策、緊急車両等通行経路の確保など
		7-2	ため池の耐震対策、ため池浸水被害想定区域図の作成など
		7-3	有害物質の拡散防止対策、事業所の有害物質保管状況の把握など
		7-4	農地・農業水利施設の適切な保全管理、森林の荒廃対策など
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理計画の推進、災害廃棄物処理体制の強化など
		8-2	地域コミュニティの活性化、地域外からの移住の促進など
		8-3	文化財の耐震化、博物館における展示・収蔵方法の見直しなど
		8-4	堤防・護岸・水門等海岸保全施設の整備、住宅の応急修理対策など
		8-5	風評被害等を防ぐための適切な対応